

2019年度

# 学生便覧

修学の手引



NISHIKYUSHU UNIVERSITY

西九州大学



## 西九州大学のシンボルマーク



デザインは、西九州大学（Nishikyushu University）のN・Uをウェーブ（波）で表現し、時代の要望に即応したきめ細やかな柔軟性と、高揚する建学の精神を象徴しています。

カラーのグリーンは、健康、福祉、地球環境を、ブルーは躍進、誠実、希望を表現しています。

この「学生便覧」には、皆さんが入学直後から卒業するまでの間に必要とする事項が収録されています。卒業するまで紛失しないように大切に取り扱いってください。また、よく読んでください。理解できない事項があれば、自分自身で判断せず、遠慮なく指導教員並びに担当窓口に見つけてください。

## 学 部

## 総 目 次

|                        |                      |     |
|------------------------|----------------------|-----|
| はじめに                   | 休業日                  | 41  |
| 建学の精神と教育理念             | 講義時間                 | 41  |
| 地域大学の理念                | 各種手続き・事務局窓口          | 42  |
| 西九州大学における3つの方針         | スクールバス及び西鉄バス運行について   | 43  |
| 各学部学科における3つの方針         | 学生ポータルサイトの利用について     | 44  |
| 西九州大学の沿革、概況及び管理運営組織図   | こんなときどうしたら Q&A       | 55  |
| 西九州大学校歌                | 各種申請・届出等一覧           | 63  |
| 学校法人永原学園プライバシーポリシー     | 学費納入                 | 66  |
| 西九州大学における個人情報の取り扱いについて | 学費の納入延期・分納ならびに授業料の減免 | 67  |
| 西九州大学キャンパス             | 授業料の減免条件             | 67  |
| 施設配置図                  | 履修関係                 |     |
| 校舎及び教室・研究室配置図          | 授業科目・履修方法及び単位認定      | 72  |
| 神埼キャンパス                | 卒業要件                 | 72  |
| 佐賀キャンパス                | 卒業延期                 | 74  |
| 小城キャンパス                | 学科目の区分               | 75  |
| 基本事項                   | 学外実習の履修              | 76  |
| 学生への連絡、広報              | 履修登録単位数の上限           | 77  |
| 学生証・学籍番号               | 履修申告                 | 79  |
| 学生証の交付・携帯              | 試験                   | 80  |
| 学生証の再交付                | 単位修得                 | 85  |
| 学籍番号                   | GPAによる成績評価について       | 86  |
| 学籍異動                   | 欠席・公欠                | 90  |
| 休学                     | 卒業研究                 | 91  |
| 復学                     | 卒業                   | 97  |
| 転学                     | 進級制限について             | 97  |
| 再入学                    | 転学部・転学科について          | 99  |
| 退学                     | 履修科目                 | 101 |
| 除籍                     | 教育課程                 | 101 |
| 住所・保証人等の変更             | 履修科目の確認              | 101 |
| 住所変更(本人・保証人・家族の現住所)    | 健康栄養学部 健康栄養学科        | 102 |
| 本籍変更(本人、家族の本籍)         | 学修到達目標と学修成果(健康栄養学科)  | 103 |
| 改姓(改名)(本人、保証人)         | 科目系統図共通教育科目          | 104 |
| 保証人変更                  | 科目系統図健康栄養学科専門教育科目    | 106 |
| 電話番号変更                 | 共通教育科目               | 108 |
| 修業年限及び在学年限             | 健康栄養学科 専門教育科目        | 109 |
| 学年・学期及び休業日             | 健康福祉学部 社会福祉学科        | 112 |
| 学年                     | 学修到達目標と学修成果(社会福祉学科)  | 113 |
| 学期                     | 科目系統図共通教育科目          | 114 |

|                            |     |                                     |     |
|----------------------------|-----|-------------------------------------|-----|
| 科目系統図社会福祉学科専門教育科目          | 116 | 食品衛生管理者任用資格                         | 183 |
| 共通教育科目                     | 118 | 社会福祉主事任用資格                          | 183 |
| 社会福祉学科 専門教育科目              | 119 | 社会福祉学科関係                            | 185 |
| 健康福祉学部 スポーツ健康福祉学科          | 122 | 社会福祉士国家試験受験資格                       | 185 |
| 学修到達目標と学修成果(スポーツ健康福祉学科)    | 123 | 社会福祉主事任用資格等                         | 188 |
| 科目系統図共通教育科目                | 124 | 社会調査士の資格                            | 190 |
| 科目系統図スポーツ健康福祉学科専門教育科目      | 126 | レクリエーション・インストラクター資格                 | 190 |
| 共通教育科目                     | 128 | 初級障がい者スポーツ指導員資格                     | 191 |
| スポーツ健康福祉学科 専門教育科目          | 129 | 精神保健福祉士国家試験受験資格                     | 191 |
| リハビリテーション学部 リハビリテーション学科    | 132 | 介護福祉士国家試験受験資格                       | 194 |
| 学修到達目標と学修成果(リハビリテーション学科)   | 133 | スポーツ健康福祉学科関係                        | 198 |
| 科目系統図共通教育科目                | 134 | 健康運動実践指導者受験資格                       | 198 |
| 科目系統図リハビリテーション学科専門教育科目     | 136 | 健康運動指導士受験資格                         | 198 |
| 共通教育科目                     | 138 | 初級・中級障がい者スポーツ指導員資格                  | 199 |
| リハビリテーション学科 専門教育科目(理学療法専攻) | 139 | レクリエーション関連資格                        | 199 |
| リハビリテーション学科 専門教育科目(作業療法専攻) | 141 | 公認スポーツ指導者                           | 200 |
| 子ども学部 子ども学科                | 144 | 社会福祉士国家試験受験資格                       | 201 |
| 学修到達目標と学修成果(子ども学科)         | 145 | 社会調査士の資格                            | 203 |
| 科目系統図共通教育科目                | 146 | 社会福祉主事任用資格等                         | 204 |
| 科目系統図子ども学科専門教育科目           | 148 | リハビリテーション学科関係                       | 206 |
| 共通教育科目                     | 150 | 理学療法士国家試験受験資格                       | 206 |
| 子ども学科 専門教育科目               | 151 | 作業療法士国家試験受験資格                       | 206 |
| 子ども学部 心理カウンセリング学科          | 154 | 園芸療法士                               | 208 |
| 学修到達目標と学修成果(心理カウンセリング学科)   | 155 | 子ども学科関係                             | 209 |
| 科目系統図共通教育科目                | 156 | 幼稚園教諭一種免許状                          | 209 |
| 科目系統図心理カウンセリング学科専門教育科目     | 158 | 小学校教諭一種免許状                          | 209 |
| 共通教育科目                     | 160 | 特別支援学校教諭一種免許状<br>(知的障害者・肢体不自由者・病弱者) | 209 |
| 心理カウンセリング学科 専門教育科目         | 161 | 保育士資格                               | 209 |
| 看護学部 看護学科                  | 164 | 社会福祉主事任用資格                          | 211 |
| 学修到達目標と学修成果(看護学科)          | 165 | 児童福祉司任用資格                           | 212 |
| 科目系統図共通教育科目                | 166 | 児童指導員任用資格                           | 212 |
| 科目系統図看護学科専門教育科目            | 168 | 子ども発達支援士(基礎)資格                      | 212 |
| 共通教育科目                     | 170 | 心理カウンセリング学科関係                       | 213 |
| 看護学科 専門教育科目                | 171 | 公認心理師国家試験受験資格                       | 213 |
| 他大学との単位互換制度について            | 173 | 心理実習に関する履修内規                        | 214 |
| 放送大学との単位互換の手引き             | 173 | 認定心理士                               | 215 |
| 放送大学との単位互換協定に関する運用要項       | 174 | 社会福祉主事任用資格                          | 216 |
| 佐賀大学との単位互換の手引き             | 175 | 児童心理司任用資格                           | 216 |
| 佐賀大学との単位互換協定に関する運用要項       | 175 | 児童福祉司任用資格                           | 216 |
| 大学コンソーシアム佐賀                | 177 | 児童指導員任用資格                           | 216 |
| 国際交流                       | 178 | 子ども発達支援士(基礎)資格                      | 216 |
| <b>免許・資格と関係法令</b>          |     | 看護学科関係                              | 217 |
| 免許・資格の取得                   | 180 | 看護師国家試験受験資格                         | 217 |
| 健康栄養学科関係                   | 181 | 保健師国家試験受験資格(選択制)                    | 217 |
| 栄養士免許                      | 181 | 養護教諭一種免許状(選択制)                      | 217 |
| 管理栄養士国家試験受験資格              | 182 | 教員免許関係                              | 218 |
| 健康栄養学部健康栄養学科における臨地実習履修基準   | 182 | 栄養教諭一種免許状                           | 219 |
| 食品衛生監視員任用資格                | 183 |                                     |     |

|                                     |     |                         |     |
|-------------------------------------|-----|-------------------------|-----|
| 高等学校教諭一種免許状（福祉）                     | 220 | サークルの結成                 | 255 |
| 中学校教諭一種免許状（保健体育）                    | 221 | 部室管理、運営に関する規程           | 256 |
| 高等学校教諭一種免許状（保健体育）                   | 222 | 部室管理規程                  | 256 |
| 幼稚園教諭一種免許状                          | 223 | 部室使用細則                  | 257 |
| 小学校教諭一種免許状                          | 224 | 学友会会費                   | 257 |
| 特別支援学校教諭一種免許状<br>（知的障害者・肢体不自由者・病弱者） | 225 | 学園祭                     | 257 |
| 養護教諭一種免許状                           | 226 | 西九州大学学友会会則              | 258 |
| 教育実習に関する事項                          | 227 | 学生寮・指定寮・アパート及び通学        | 260 |
| 教職課程履修における教育実習に関する規程                | 229 | 学生寮（あすなろ寮）              | 260 |
| <b>西九州大学附属図書館</b>                   |     | 指定寮・アパートについて            | 260 |
| 西九州大学附属図書館                          | 234 | スクールバスの運行               | 261 |
| 開館時間                                | 234 | 事故後の対応について              | 261 |
| 閉館・休館                               | 234 | 自動車通学及び学内駐車場            | 261 |
| 入・退館及び館内でのマナー                       | 234 | 遺失物・拾得物の取り扱い            | 262 |
| 図書館所蔵資料の探し方                         | 234 | 集会、催物、国外旅行の届            | 262 |
| 館外貸出・返却                             | 234 | 施設設備の使用                 | 262 |
| レファレンスサービス                          | 235 | ポスター等の学内掲示              | 262 |
| 所蔵していない資料の活用                        | 235 | 建物内禁煙と喫煙マナー             | 262 |
| 西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館規則             | 235 | 学生意見箱の設置                | 263 |
| 西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館利用規程           | 236 | <b>西九州大学学生表彰等</b>       |     |
| 館内案内図                               | 239 | 西九州大学学生表彰規程             | 266 |
| <b>その他修学支援施設</b>                    |     | 西九州大学学生表彰規程施行要領         | 267 |
| 西九州大学神埼キャンパス4号館                     | 244 | 西九州大学スポーツ・文化活動奨励金に関する規程 | 269 |
| 西九州大学神埼キャンパス4号館管理規則                 | 244 | <b>西九州大学学生の懲戒に関する規程</b> |     |
| 西九州大学神埼キャンパス4号館体育館使用心得              | 245 | 西九州大学学生の懲戒に関する規程        | 271 |
| 西九州大学神埼キャンパス4号館食堂その他使用規程            | 245 | <b>奨学金制度</b>            |     |
| 西九州大学体育施設使用規程                       | 246 | 奨学金制度                   | 278 |
| 西九州大学第2体育館使用心得                      | 247 | 日本学生支援機構奨学金             | 278 |
| 西九州大学トレーニングセンター使用心得                 | 248 | 第一種奨学金                  | 278 |
| 西九州大学学生ホール使用規程                      | 248 | 第二種奨学金                  | 278 |
| <b>学生生活関連</b>                       |     | 永原学園奨学金                 | 280 |
| 健康管理                                | 252 | 永原学園奨学金に係わる西九州大学支給細則    | 282 |
| 定期健康診断                              | 252 | 各種団体奨学金                 | 283 |
| 健康相談                                | 252 | <b>就職への取組み</b>          |     |
| 遠隔地被扶養者証                            | 252 | はじめに                    | 286 |
| 緊急・救急の対応                            | 252 | 学生支援課の支援事業              | 286 |
| 学生傷害保険                              | 253 | 学生ポータルサイトの活用            | 286 |
| 学生教育研究災害傷害保険                        | 253 | 就職ガイダンス・講座等一覧           | 287 |
| 学研災付帯賠償責任保険                         | 253 | 就職斡旋要項                  | 288 |
| 学研災付帯 学生生活総合保険                      | 253 | <b>学 則</b>              |     |
| 総合補償制度「Will」※看護学科のみ                 | 253 | 西九州大学学則                 | 290 |
| 学生相談                                | 253 |                         |     |
| 「学生相談室」の開設                          | 253 |                         |     |
| 「オフィスアワー」の開設                        | 253 |                         |     |
| ハラスメントの防止                           | 254 |                         |     |
| 学友会                                 | 255 |                         |     |
| サークル活動                              | 255 |                         |     |

## 大 学 院

## 研究科の教育理念・目標

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 研究科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）<br>.....       | 354 |
| 研究科の教育課程編成・運営方針（カリキュラム・ポリシー）<br>..... | 354 |
| 研究科の入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）<br>.....    | 354 |
| 健康栄養学専攻.....                          | 355 |
| 臨床心理学専攻.....                          | 356 |
| リハビリテーション学専攻.....                     | 357 |
| 子ども学専攻.....                           | 358 |
| 地域生活支援学専攻・博士前期課程.....                 | 359 |
| 地域生活支援学専攻・博士後期課程.....                 | 360 |

## 大学院基本事項

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 学生への連絡、広報.....  | 361 |
| 学生証・学籍番号.....   | 361 |
| 学籍異動.....       | 362 |
| 住所・保証人等の変更..... | 363 |
| 修業年限及び在学年限..... | 363 |
| 学年、学期及び休業日..... | 363 |
| 授業科目・履修方法等..... | 364 |

※各専攻等の学修到達目標と学修成果・科目系統図

## および開講科目一覧

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 学修到達目標と学修成果（健康栄養学専攻）…         | 367 |
| 科目系統図 健康栄養学専攻 ……              | 368 |
| 健康栄養学専攻開講科目一覧.....            | 369 |
| 学修到達目標と学修成果（臨床心理学専攻）…         | 370 |
| 科目系統図 臨床心理学専攻 ……              | 371 |
| 臨床心理学専攻開講科目一覧.....            | 372 |
| 学修到達目標と学修成果（リハビリテーション学専攻）…    | 373 |
| 科目系統図 リハビリテーション学専攻 ……         | 374 |
| リハビリテーション学専攻開講科目一覧 ……         | 375 |
| 学修到達目標と学修成果（子ども学専攻）…          | 376 |
| 科目系統図 子ども学専攻 ……               | 377 |
| 子ども学専攻開講科目一覧.....             | 378 |
| 学修到達目標と学修成果（地域生活支援学専攻博士前期課程）… | 379 |
| 科目系統図 地域生活支援学専攻博士前期課程 ……      | 380 |
| 地域生活支援学専攻博士前期課程開講科目一覧 ……      | 381 |
| 学修到達目標と学修成果（地域生活支援学専攻博士後期課程）… | 382 |
| 科目系統図 地域生活支援学専攻博士後期課程 ……      | 383 |
| 地域生活支援学専攻博士後期課程開講科目一覧 ……      | 384 |
| 講義時間.....                     | 385 |

|  |     |
|--|-----|
| 公認心理師受験資格【臨床心理学専攻】.....                | 385 |
| 臨床心理士受験資格【臨床心理学専攻】.....                | 386 |
| 小学校教諭専修免許状、幼稚園教諭専修免許状<br>【子ども学専攻】..... | 387 |
| 単位修得.....                              | 388 |

## 大学院学生生活関連

|                  |     |
|------------------|-----|
| 各種手続き・事務局窓口..... | 390 |
| 保健衛生.....        | 391 |
| 奨学金制度.....       | 391 |
| その他.....         | 392 |

## 大学院学位関連

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 大学院学位関連.....      | 394 |
| 西九州大学大学院学位規程..... | 395 |

## 西九州大学大学院学則その他

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 西九州大学大学院学則.....                   | 400 |
| 西九州大学大学院生活支援科学研究科規程…              | 419 |
| 西九州大学修士論文申請に関する内規.....            | 420 |
| 西九州大学大学院臨床心理学専攻に関する規程<br>.....    | 420 |
| 公認心理師国家試験の受験資格取得に関する<br>履修内規..... | 422 |
| 心理実践実習に関する履修内規.....               | 423 |
| 西九州大学大学院教職課程（専修免許）履修規程<br>.....   | 424 |
| 西九州大学大学院長期履修規程.....               | 426 |

# はじめに

|                        |    |
|------------------------|----|
| 建学の精神と教育理念             | 2  |
| 地域大学の理念                | 3  |
| 西九州大学における3つの方針         | 5  |
| 各学部学科における3つの方針         | 6  |
| 西九州大学の沿革、概況及び管理運営組織図   | 13 |
| 西九州大学校歌                | 15 |
| 学校法人永原学園プライバシーポリシー     | 16 |
| 西九州大学における個人情報の取り扱いについて | 17 |

## 建学の精神と教育理念



学長 福元 裕二

### 建学の精神

高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する。

西九州大学は、昨年50周年を迎え、新たな学部、看護学部を開設しました。昭和43年の創設以来、一貫してこの「建学の精神」を掲げて教育研究を実施しており、建学の精神に基づいた教育理念として、「あすなろう精神」というものを重視しています。「あすなろう」（「あすなろ」ともいう）とはヒノキ科に属する九州に生える常緑樹で、長い年月をへてヒノキに似た巨木になることから、あす（明日、翌日の翌）はひのき（檜）のような大木になろうという意味合いがあります。漢字では「翌檜」と表します。

つまり、今は未完の若者であっても、いずれはたくましい巨木に育ち、大きく広げた緑の傘で人間社会を暖かく包み込んでいくような人物になって欲しい、高い志を掲げて努力を続ける人物になって欲しいという強い願いが込められています。その目標とする人間像をもっと具体的に説明しますと、次のようになります。

- ・大地にしっかりと根を張り、少々の風ではくじけないような信念と自立心
- ・未来という天空に向かって真っすぐに伸びていくような高い志と向上心
- ・周囲を見おろす大木のような広い視野と包容力

すなわち、本学では教養と人間性を兼ね備えた高度の専門職業人の養成をめざしています。これからの時代に最も重要な課題とされている人間の健康、福祉、医療、保育・教育などが本学の教育研究の中心となっています。これらの分野において皆さんが接する対象の多くは、弱い立場の人間であり、そこで求められるものは深い専門知識、技術と共に相手を思いやる心であり、人間としての優しさです。このような建学の精神と教育理念のもとで大学では、長年、教育課程などを工夫しながら、実践的な教育研究を実施して多くの有為な人材を輩出してきました。

本学は、平成25年に「地域大学宣言」を行いました。これまで以上に「地域とともに生き、地域とともに学ぶ、地域に優しい大学」を目指します。その結果として、本学での活動が地域の課題解決に少しでも役立ち、地域活性化に寄与することになれば創設者が掲げた建学の精神の実現に近づくことができます。新入生の皆さんはこれから地域に出て行き、地域の方々と接する機会を数多くもつことになります。何事にも積極的に関わり、様々な体験を積み重ねていくことにより、地域に愛着を感じる感性を磨いて下さい。

今後、グローバル化が益々進む中で本学でも世界との交流が始まっています。異なる考え方、文化などが存在することを体感できる異文化交流は、今の若者に強く求められていますので留学等の海外体験をお勧めします。

これから4年間、皆さん方が人間としての基礎をしっかりと身につけ、高い志を掲げて自立した心優しい専門職業人に成長することを期待しています。



## 地域大学の理念

### 地域大学の理念・目的

#### 【理念】

西九州大学および西九州大学短期大学部は、教育・研究の地域志向化を通して地域の課題を解決することをめざします。そのために、両校は、開学以来の健康と福祉の理念を発展的に受け継ぎ、「地域に生活する人々への様々なかたちでの支援（生活支援）」を科学し、実践する高等教育機関として、全学的な教育、研究ならびにそれに基づく地域連携・貢献活動を展開していきます。ひとことで表せば「地域に学び、地域とともに歩み、発展する高等教育研究機関」をめざしているのです。ここでいう地域とは、佐賀のみならず県域を越えた九州、さらにはアジアを中心とする世界に開かれた地域です。また、そこでの活動とは、グローバルな視点から地域を俯瞰し、世界と日本をつなぐグローバルな連携活動を意味しています。

#### 【目的】

西九州大学および西九州大学短期大学部は、グローバルな視点をもって地域活性化に寄与することのできる専門職業人を養成することを人材育成の目的としています。

### グローバル化の目標

「あすなろう精神」に裏打ちされた人間力を備え、「つながる社会」を志向し、地域と世界とを横断するグローバル人材を育成するために、

- ①母校愛、郷土愛の涵養
- ②自国文化の理解、異文化の理解・受容
- ③グローバルな文脈から地域を俯瞰し、地域を志向し活動できる資質・能力の涵養を行います。

### 教育の目標

地域を理解し、諸課題に対して主体的に取り組む姿勢をもつ、地域志向専門職業人を育成するために、

- ①地域志向教育の体系化
  - ②地域課題を解決に導く実践的研究に基づいた教育活動の推進
  - ③入試制度の抜本的改革
  - ④教育・学修内容の公開
  - ⑤学生の学習意欲を喚起し、主体的学修態度を涵養する教育形態（アクティブラーニング）の常態化
  - ⑥学修成果の可視化など、学修評価システムの整備に基づいた学修PDCAサイクルの確立
  - ⑦教育に関する大学資源の選択と集中
- を行います。

## 研究の目標

生活支援科学の視点から地域社会の未来を切り開き、佐賀、九州そしてアジアの諸地域の課題を解決へ導く独創的かつ実践的研究を推進するために、

- ① 少子高齢・人口減少社会を生き抜く新しい価値観・社会システムの創成
- ② 地域社会への大学の保有する研究成果・人材・施設等の積極的提供
- ③ 地域課題を解決に導く実践的研究の推進
- ④ 教育・研究への学生および地域人材の積極的参画
- ⑤ 研究に関する大学資源の集中と選択
- ⑥ アジア諸国との教育・研究活動の内容や方法、実践事例等の情報の共有

を行います。

## 地域連携・貢献活動の目標

地域志向大学像を革新する新しい大学の仕組みを創成し、地域連携・貢献活動を進展させるために、

- ① 専門職現場をはじめとする地域社会との多面的・重層的関係性の構築
- ② 地域再生・活性化に資する教育研究活動への積極的転換
- ③ 社会に対する説明責任の徹底化

を行います。

[理念作成に至る背景説明と用語の解説]

西九州大学の「地域大学宣言」にもとづき、その理念を作成しました。作成にあたり、これから30年先（西九州大学グループ創立100周年の節目に当たる）を展望して大学のあるべき姿を想定し、大学が担う諸活動面での目標を示しています。

- ・ グローカル化…グローバル（global）とローカル（local）の2つの言葉の合成語（glocal）。世界的な視点から地域を俯瞰し、地域視点に基づいて世界と日本をつなぐ活動を意味しています。俗にいう、「地球規模で考えながら、自分の地域で活動する。」（Think globally, act locally.）とも関連する言葉。
- ・ つながる社会…これから30年後、社会は組織間で人やモノ、様々な価値が相互往来する時代がさらに進みます。有限な人的・社会的資源を連続的に、そして効率的に活用できる社会づくりを模索する必要があります。そのような取組を、私たちは「つながる社会（ネットワーク社会）の創出」と呼んでいます。
- ・ アクティブラーニング…「能動的な学修」のことで、授業者が一方的に学生に知識伝達をする講義スタイルではなく、ディスカッションやプレゼンテーションなど、学生の能動的な学修を取り込んだ授業の総称。アクティブラーニング型教育とは学生の学修意欲を喚起（刺激）する教授法のこと。

## 西九州大学における3つの方針

### 西九州大学学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

#### 学士教育課程

西九州大学は、建学精神「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する」を掲げ、昭和43年の創設以来、教育研究を実施してきた。

本学は学士教育課程において、主体的・自立的に行動できる確かな人間力及び社会人としての汎用的能力の修得に加え、健康栄養、健康福祉、リハビリテーション、子ども、看護の5学部が提供する「栄養、福祉、スポーツ、リハビリテーション、保育・教育、心理、看護」に関する専門的知識・技能を有する人材を育成する。

また本学は、地域の自然や文化を愛し、人類文化・思想の多様性を受け入れ、豊かなコミュニケーション能力をもつ教養人であるとともに、専門的知識・技能を駆使して、グローバル化、高齢化・人口減少社会等によってもたらされた新しい課題の解決に向けて挑戦する心をもち、「地域生活を支援し、創造することができる人材」を育てることを、教育の理念・目標として掲げる。

本学は、この理念・目標を踏まえて、以下に示す資質、知識や能力を、共通教育、専門教育及び課外活動を含む大学内外での幅広い教育活動を通じて培うこととし、ここに本学の学士課程に共通する学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定める。

#### I【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】

- ①主体的に、自らを律して行動するとともに、目標実現のために協調・協働して行動できる。
- ②自己の良心と社会の規範やルールに則って行動できる。
- ③社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。
- ④生涯にわたって自律・自立して学習できる。

#### II【社会人としての汎用的能力】

- ⑤確かな日本語に加え、一つ以上の外国語を用いて、読み、書き、話すことができる。
- ⑥自然や社会的事象について、図表等のシンボルを用いて分析、理解、表現することができる。
- ⑦ICTを用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。
- ⑧情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。
- ⑨問題を発見し、その解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題に的確に対応できる。

#### III【教養ある専門職業人としての基礎力】

- ⑩専攻する特定の学問分野における知識を体系的に理解できる。
- ⑪上記知識体系を外部的視点で捉え返すことができるとともに、自己と関連付け理解することができる。
- ⑫多文化・異文化に関する知識の理解。
- ⑬人類文化、社会、自然に関する知識の理解。

#### IV【地域生活を支援し、創造する力】

- ⑭地域での実践活動をもとに、上記I～IIIの知識・技能・態度・志向性を総合的に活用し、地域課題を解決することができる。

### 西九州大学教育課程編成・運営方針（カリキュラム・ポリシー）

#### ＜学士課程における教育課程編成の方針＞

1. 西九州大学は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。
2. 西九州大学は、教育課程の編成に当たっては、学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、確かな人間力を涵養するよう適切に配慮する。

#### ＜学士課程における教育課程運営の方針＞

1. 西九州大学は「学位授与の方針」に定めた、卒業時までには修得すべき知識・能力等が、カリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため、シラバス等で「学位授与の方針」で定められた知識・能力等との対応と、それら諸能力等を修得する方法を理解しやすいように配慮する。
2. 西九州大学は、学生個人の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場から、予習・復習等、授業時間外の学修機会に加え、学外での体験的学修を通じ、諸課題に積極的に挑戦させる。
3. 西九州大学は、学生が自己の到達度を自ら判断し、必要な科目を自ら選択し、履修計画を作成できるように教育課程を構成する。
4. 西九州大学は、成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度をめやすとして採点し、評価の客観性を担保するため、複次的・複層的な積み上げによる成績評価を行う。

#### ＜成績評価の方針＞（アカデミック・アセスメント・ポリシー）

学生の成績評価は、各教科目の到達目標に定める学修成果を、能力観点別に明確化した評価指標を用いて行う。学修成果を測定する手段（筆記試験、技能試験、パフォーマンス評価、ルーブリックなどの、真正の評価を含む）についても明示する。

- ①成績評価は到達目標に記される学修成果を、【態度・志向性】・【知識・理解】・【技能・表現】・【行動・経験・創造的思考力】の各領域に配分して行う。
- ②それぞれの教育内容に対応する学修成果について、知識の次元に類別（例えば、非認知的成果・知識成果・技能成果・認知的成果に類型）し、学修成果の到達基準（例えば、記憶・理解・応用・分析・評価・創造の段階的レベル）を設定し、各学修内容の測定法（例えば、筆記試験・技能試験・レポート・質疑応答・パフォーマンス・ルーブリック）を明確にして評価を行う。
- ③各学科の学士課程教育に関しては、各種専門資格・免許の養成についての外部指標を設け、アセスメントテスト等を通して評価を行う。

#### ＜学修成果の評価・改善の方針＞（エバリュエーション・ポリシー）

【評価】学生自身の学修成果の改善・成長につないでいくために、評価結果を本人に適切にフィードバックする。

【改善】学修成果の評価結果は、教育・授業改善にも活用する。評価結果が学修成果の改善を示唆する場合には、カリキュラム、コース内容または授業の改善に役立てる。

### 西九州大学入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）

#### ＜入学者選抜の基本方針＞

西九州大学の教育の理念・目標に則り、各学部の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜を実施し、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的・総合的かつ公正に評価し、選抜する。

## 各学部学科における3つの方針

### 健康栄養学部

#### ◎ 健康栄養学科の3つの方針

《健康栄養学部健康栄養学科がめざす人間像》

「倫理観」、「優しさ」、「思いやる心」といった医療人としての資質能力を備え、栄養・食生活支援を通して、人々の生活の質の向上や豊かな生活の実現に貢献できる管理栄養士

#### 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

大学設置基準に基づき、本学が定める履修要件に沿って124単位以上を修得し、以下の観点別能力を身につけた者に卒業を認定し、学位を授与する。

##### [知識・理解]

- ①管理栄養士・栄養士として勤務するために必要な専門知識を理解し修得している。
- ②対象者の社会心理的背景を理解するための広範な知識を持っている。

##### [思考・判断]

- ③地域や対象者の課題を抽出し、解決策を考える事ができる。
- ④解決すべき課題に優先順位をつけ、何から取り組めば良いか総合的に判断することができる。

##### [技能・表現]

- ⑤健康と栄養を科学的に思考し、栄養科学の実践的技能を身につけ、対象者や対象集団に合わせた栄養ケア活動を実践できる。
- ⑥人や地域社会で生じる栄養・食生活の課題を明確にし、解決策を考え、提案し、また実行することができる。

##### [関心・意欲・態度]

- ⑦人や地域社会で生じる出来事や課題に関して関心を持ち、栄養・食生活の改善を通じて、人々のQOLの向上に貢献するという意欲を持つ。
- ⑧医療人としての倫理観と、「優しさ」と「思いやる心」を持った人間性を持ち、主体的に考える態度を身につけている。

#### 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）

- ・カリキュラムの根幹は、専門基礎分野と専門分野の2分野から構成される。専門基礎分野には、専門分野を理解するための基礎科目として、社会と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康の分野からなる。専門分野としては、基礎栄養学と応用栄養学をベースにして、栄養士業務の基本となる栄養教育論、さらに管理栄養士の活躍分野から分類した臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論からなる。
- ・それら科目の履修に先立ち、導入教育として専門職である管理栄養士の仕事を体感的に理解する科目である「健康栄養学概論」を設置している。
- ・2年、3年次には、栄養ケア活動の実践において地域住民にアプローチできるようにすることを旨とする。そのために、「健康栄養学セミナーⅠ」および「健康栄養学セミナーⅡ」を学科基幹科目として開設し、個々の科目で学修した知識を統合的に発揮できる能力を養える科目を設置する。
- ・3年次後期から4年次にかけては、その実践を評価し見直す力を養うための卒業研究ゼミナール、卒業研究・演習を設定する。
- ・以上のような基本方針に基づき、管理栄養士国家試験受験資格や栄養教諭免許、その他の資格が取得できる基礎から応用まで様々な専門科目群を準備している。
- ・これらが単なる知識や技術の修得だけに終わらぬよう、実践力を養うための臨地実習などが組み込まれている。

#### 入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）

健康栄養学部健康栄養学科では、食を通じた健康づくりと疾病の予防や治療に情熱をもって取り組む管理栄養士の育成を目的とし、次のような意欲、能力、適性をもった学生を受け入れることを基本方針とする。

- ① 食を通じて、世のため、人の役に立ちたいと考えている人
- ② 人が好きで、相手の立場を思いやることができ、協調性のある人
- ③ 大学教育の修得に必要な基礎学力を備えている人
- ④ 専門職としての責任を自覚し、生涯学習する意欲のある人

人体の構造と機能の理解をした上で、健康や疾病と食事との関係を知り、その人に必要な料理をおいしく提供したいという思いをもっている学生を受け入れたいと考えている。本学科への入学を希望する学生は、高等学校において基本とされる教科について高等学校卒業相当の知識を有していること、理科では「化学基礎・生物基礎・化学・生物」のうち1科目以上を履修していることが望ましい。また、課外活動やボランティアなどに積極的に取り組む姿勢も大切である。

## ◎ 社会福祉学科の3つの方針

### ◀健康福祉学部社会福祉学科がめざす人間像▶

社会福祉学を基礎として、より良き福祉社会の実現に向けて、専門的知識技術と実践力、応用力を備えて行動できる人

### 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

大学設置基準にもとづき、本学が定める履修要件に沿って124単位以上を修得し、以下の観点別能力を身につけた者に卒業を認定し、学位を授与する。

#### [知識・理解]

- ① 社会学、法学、心理学、医学などの隣接諸科学を応用した社会福祉学を中核に、対人援助に関する実践的な知識と技術を修得している。
- ② 文化、社会、自然に関する知識を身につけ、多文化・異文化に関する柔軟な理解と共感を持つことができる。

#### [思考・判断]

- ③ 人や地域社会で生じる課題について、人と環境の関係に着目した中で理解しその課題を解決する方策を考案することができる。
- ④ 社会や自然の抱える諸問題を自ら発見し、論理的に分析・考察して、自らの見解を形成することができる。

#### [技能・表現]

- ⑤ 人や地域社会で生じる課題に対して、さまざまな資源を活用して解決する方法を提案し、また実行することができる。
- ⑥ 知的活動や社会生活に必要な技能（コミュニケーション・スキル、数量的スキル、情報リテラシー）を修得している。

#### [関心・意欲・態度]

- ⑦ 人や地域社会で生じる出来事や課題に対して関心を持ち、生涯を通して人々の福祉増進のために貢献するという意欲を持つことができる。
- ⑧ 地域社会の様々な人々に関心を持ち、他者と協調・協働して行動することができる。

### 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）

- ・社会学、法学、心理学、医学などの隣接諸学科を応用した社会福祉学を中核に、対人援助に関する実践的な知識と技術を習得するための科目を配置する。
- ・社会福祉にかかわる就労に向けて要求される専門的な資格（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、高校福祉科教員免許など）に関する科目を配置する。
- ・社会福祉の実践現場で適用し、応用できる実践的能力を習得するため社会福祉実践にかかわる演習科目と実習科目を配置する。
- ・人や地域社会で生じる課題に対する意識を高め、理論的な思考やコミュニケーション能力を養うための少人数単位のゼミナール形式の演習科目を配置する。

### 入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）

社会福祉学科では、将来、社会福祉施設や医療機関などで活躍する専門職や福祉の人間力を備えて社会の幅広い分野で活躍できる人材の育成を目的とし、次のような能力、意欲、適性をもった学生を受け入れることを基本方針とする。

- ① 自分を成長させ、人の役に立ちたいという意欲のある人
- ② 人や地域社会に興味を持っている人
- ③ 世の中の出来事に関心を持っている人
- ④ 社会福祉の仕組みやあり方を学習するために必要となる基礎学力がある人

以上のような基本方針に基づき、本学科では社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、教員などを養成するための専門科目群を準備している。多様な専門性に開かれている本学科への入学を希望する人は、高等学校におけるさまざまな学習を積極的に取り組んでおくことを望む。教科の中では特に、心情豊かに伝えあうコミュニケーション力を養う「国語」、現代の社会について主体的に考え、人間としての在り方や生き方について学ぶ「公民」、思考力を伸ばし、日常生活に必要な知識と技術を習得させる「家庭（福祉領域）」の内容に興味を持って学習していることを期待する。また、保健体育、芸術や課外活動などにも積極的に取り組み、協調性や自主性を培おうとする姿勢も大切である。

## ◎ スポーツ健康福祉学科の3つの方針

### 《健康福祉学部スポーツ健康福祉学科がめざす人間像》

人間性豊かで福祉の心もち、スポーツや身体運動についての専門的な知識・技術と応用的能力を通して、すべての人の健康生活支援ができる人

### 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

大学設置基準にもとづき、本学が定める履修要件に沿って124単位以上を修得し、以下の観点別能力を身につけた者に卒業を認定し、学位を授与する。

#### 【知識・理解】

- ① 体育学、身体運動学、保健学などの健康・スポーツ関連諸科学および社会福祉学、ユニバーサルデザイン学などの福祉関連諸科学に関する学際的、総合的知識を修得している。
- ② 全ての人々の健康で文化的な生活を営むために必要な知識と方法を身につけている。

#### 【思考・判断】

- ③ 全ての人々の心身の健康維持・増進に関する問題点や課題を把握し、その解決策を提案することができる。
- ④ 地域社会が抱える健康に関する諸課題を自ら発見・分析・整理して、自らの見解を形成することができる。

#### 【技能・表現】

- ⑤ 対象者をより健康な状態へ導くために、運動やスポーツ・レクリエーションを活用した支援ができる。
- ⑥ 身につけた社会人としての教養やコミュニケーション技法を活用し、他職種と円滑に連携することができる。
- ⑦ 課題解決に必要な情報を収集し、分析・整理して、その結果を適切に表現することができる。

#### 【関心・意欲・態度】

- ⑧ 健全な人間観、社会観を持ち、人々の健康生活に欠かせないスポーツ・レクリエーションの発展に貢献することができる。
- ⑨ 人間の健康生活、社会問題などについて関心を持ち、常に学習を続ける向上心を持つことができる。
- ⑩ 学習の成果を自らの生活や地域社会に還元しようとする意欲を持っている。

### 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）

- ・ 身体運動のメカニズムを理解するため、運動学、生理学、機能解剖学、スポーツ医学などを配置する。
- ・ 身体運動を科学的に計測、評価、分析するための手法を学ぶために、運動負荷試験、測定評価などを配置する。
- ・ 健康スポーツを実践する専門職として必要な基礎知識を修得するために、生涯スポーツ論、健康体力づくり論、レクリエーション支援論などを配置する。
- ・ 健康スポーツを実践する専門職として必要な支援技能を修得するために、運動方法学演習、レクリエーション支援演習などを配置する。
- ・ 競技スポーツを指導・支援する専門職として必要な知識と技能を習得するために、スポーツ心理学、トレーニング論、コーチング学、コンディショニング演習、スポーツ指導法演習などを配置する。
- ・ 高齢者や障害のある人たちの健康スポーツを実践する専門職として必要な基礎知識を修得するために、アダプテッド・スポーツ論、高齢者の健康と運動などを配置する。
- ・ 全ての人々の多様な生活支援方法を理解するために、地域スポーツ支援論、スポーツ文化論、ユニバーサルデザイン、健康生活と福祉技術などを配置する。
- ・ 保健体育の教員として必要な知識を修得するために、教育原論、保健体育科教育法、教職実践演習などを配置する。

### 入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）

スポーツ健康福祉学科では、ユニバーサル社会の理解と社会福祉の専門知識を持ち、すべての人に健康運動やスポーツ、レクリエーションを活用して総合的な健康を支援し、豊かな生活の構築に貢献できる人材を養成することを目的として、次のような意欲、能力、適性をもった学生を受け入れることを基本方針とする。

- ① スポーツやレクリエーション活動などの身体運動と福祉に興味や関心を持つ人
- ② 身体運動を通して人々の健康生活を支援することで社会に貢献したいという意欲がある人
- ③ 優しい人間観と健全な社会観をもっている人
- ④ 何ごとにも熱意と主体性をもって取り組もうとする人

以上のような基本方針に基づき、スポーツ健康福祉学科では、健康運動指導士、健康運動実践指導者、障がい者スポーツ指導者、スポーツ・レクリエーション指導者、レクリエーション・インストラクター、公認スポーツ指導者、社会福祉士等、人々の健康生活を支援するための資格や、中学校および高等学校教諭一種免許（保健体育）を取得するための専門科目群を準備している。したがって、コミュニケーションに必要とされる幅広い教養と、何ごとにも主体的に取り組む姿勢を身に付けていることが期待される。教科の中では特に、コミュニケーションの基本となる「国語」、人間社会の在り方を学ぶ「公民」、心と身体の健康づくりについて学ぶ「保健体育」、自然界のしくみを学ぶ「理科」などを学習していることが望まれる。

## リハビリテーション学部

### ◎ リハビリテーション学科の3つの方針

《リハビリテーション学部リハビリテーション学科がめざす人間像》

保健・医療・福祉におけるリハビリテーションの研究・実践の発展に寄与し、地域の課題解決に向け地域社会と密接に連携し、広く社会に貢献できる理学療法士・作業療法士。

#### 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

大学設置基準にもとづき、本学が定める履修要件に沿って129単位以上を修得し、以下の観点別能力を身につけた者に卒業を認定し、学位を授与する。

##### 【知識・理解】

- ① 人体の構造と機能及び障がいについて理解し、理学療法或いは作業療法における専門職としての必要な評価・治療等に関する基礎知識を身に付けている。
- ② 全ての人々の健康で文化的な生活を営むために必要な知識と方法を身に付けている。
- ③ 地域の課題を拾い上げ課題解決に取り組み、地域社会から多くを学ぶために必要な知識と方法を修得している。

##### 【思考・判断】

- ④ 実践を通じて自己の課題を明確に、対象者の身になって他者を理解し、全人的・総合的かつ専門的な評価と実践の計画立案ができる。
- ⑤ 社会や自然の抱える諸問題を自ら発見し、論理的に分析・考察して、自らの見解を形成することができる。

##### 【技能・表現】

- ⑥ コミュニケーション技法をもって他職種および地域社会と協業できる。
- ⑦ 対象者をより健康な状態へ導くために必要な専門的な対処行動が取れ、支援ができる。
- ⑧ 課題解決に必要な情報を収集し、分析・整理して、その結果を適切に表現することができる。

##### 【関心・意欲・態度】

- ⑨ 多種多様な文化や価値観に関心を持ち、人の生活と人権を考慮し、理学療法或いは作業療法の発展や向上をめざすことができる。
- ⑩ 対象者らと共感性をもって真摯な態度で接することができる。
- ⑪ 専門職業人として、人間性豊かで責任ある行動がとれる。
- ⑫ 人と社会、自然と環境、地域の諸問題について主体的に関心を持ち、自主的・自律的に学修を続けることができる。
- ⑬ 学修の成果を発展させ、自らの生活や社会に還元しようとする態度を身に付けている。

#### 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）

- ・人体の構造と機能及び疾病と障がいを理解するため、解剖学、生理学、運動学、内科学、整形外科学、精神医学、老年医学などを配置する。
- ・専門職として必要な評価と治療などに関する基礎知識を修得するために、それぞれ理学療法または作業療法の評価学と治療学を配置する。
- ・全人的・総合的かつ専門的な評価と実践の計画を立案するため、領域別・疾患別理学療法学または作業療法学などを配置する。
- ・他職種および地域社会と協業できるコミュニケーション技能や専門的対処行動や支援技能を修得するため、リハビリテーションと心理学、領域別・疾患別理学療法学実習・演習または作業療法学実習・演習、臨床実習などを配置する。
- ・人の生活と人権を考慮し、多種多様な文化や価値観、地域社会の諸問題に関心を持つため、健康福祉概論、作業と生活などを配置する。

#### 入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）

リハビリテーション学科では、保健・医療・福祉チームの一員として対象者や地域・社会の多様なニーズに応え、地域の課題解決に向けて活躍できる理学療法士、作業療法士を育成することを目的とし、次のような意欲、能力、適性をもった学生を受け入れることを基本方針とする。

- ① 理学療法士・作業療法士を目指す動機と意欲がある人
- ② 大学教育の修得に必要な基礎学力を備えている人
- ③ 相手の立場に立ったコミュニケーションがとれる人
- ④ 物事を順序立てて論理的に考えることができる人

以上のような基本方針に基づき、人の生活と人権を尊重し、他者の立場で考えることのできる豊かな心とコミュニケーション能力をもち、保健・医療・福祉の専門職として、地域の課題に取り組み、地域の方々の豊かな生活実現に向けて貢献しようとする目的意識と情熱を持つ学生を積極的に受け入れる。

本学科への入学を希望する者は、高等学校において修得すべき教科を幅広くしっかりと勉強することが必要であり、中でも理科の科目を履修していることが望ましい。

## 子ども学部

### ◎ 子ども学科の3つの方針

#### ◀子ども学部子ども学科がめざす人間像▶

子どもに対する理解と愛情を基盤に、その心身の発達を助長する専門的な知識技術と応用的能力を備えた社会人

#### 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

大学設置基準にもとづき、本学が定める履修要件に沿って124単位以上を修得し、以下の観点別能力を身につけた者に卒業を認定し、学位を授与する。

##### 【知識・理解】

- ①教育学、保育学を中核に、心理学、福祉学などの隣接諸科学を応用した子どもに関する学際的、総合的知識を修得している。
- ②文化、社会、自然に関する知識を身につけ、多文化・異文化に関する柔軟な理解と共感を持つことができる。

##### 【思考・判断】

- ③教育・保育の現場で生じているさまざまな課題について、複眼的な視点から子ども及び子どもの育つ環境を理解し、子どもとその親への支援を考えることができる。
- ④社会や自然の抱える諸問題を自ら発見し、論理的に分析・考察して、自らの見解を形成することができる。

##### 【技能・表現】

- ⑤教育・保育環境の構成、教材・教具の工夫をし、子ども一人ひとりの発達とニーズに応じた指導をすることができる。
- ⑥知的活動や社会生活で必要な技能（コミュニケーション・スキル、数量的スキル、情報リテラシー）を修得している。
- ⑦課題解決に必要な情報を収集し、分析・整理して、その結果を適切に表現することができる。

##### 【関心・意欲・態度】

- ⑧学習の成果を自らの生活や社会に還元しようとする主体的態度を身につけている。
- ⑨多様な価値観と責任感を持って他者と協調・協働して行動することができる。
- ⑩教師・保育士の職務に対する使命感や責任感を身につけ、愛情をもって子どもに接することができる。

#### 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）

- ・人間の発達と教育のあり方を考究する教育学と幼児期の子どもの発達と支援のあり方を考究する保育学を中核に据えつつ、心理学、福祉学などの隣接諸科学の知見を応用することにより、子どもに関する学際的、総合的な科目を配置する。
- ・応用的知識および技術を習得するため、演習科目と体験学習科目を配置する。
- ・自律的学習態度と問題解決力を育成するため、ゼミナール形式の演習科目を配置する。
- ・子どもに対する複眼的な理解を深めるために、小学校教諭、幼稚園教諭、特別支援学校教諭及び保育士の免許・資格の取得が可能な教育課程を編成する。

#### 入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）

子ども学科では、将来、幼稚園、小学校、特別支援学校の教員及び保育士など、子どもに関わる職業に就く人材を育成することを目標としており、次のような能力、意欲、適性をもった学生の受け入れを基本方針とする。

- ① 子どもが好きで、将来何らかの形で子どもと接する職業に就きたいと考えている人
- ② 知的好奇心が旺盛で、大学での学習や教員・保育士の採用試験に必要な基礎学力がある人
- ③ 教育・保育の仕事を理解し、将来の目標に向かって自らを向上させようと努力する人
- ④ 子どもの教育・保育が将来の日本の発展に寄与することを自覚し、使命感、責任感がある人

以上のような基本方針に基づき、子ども学科では、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状及び保育士資格が取得できる専門科目群を準備している。また、単なる知識や技能の習得に終わらないよう、教育実習、保育実習をカリキュラムに配置している。入学後は、理論学習と体験学習を共に重視される。そのためには高等学校において基本とされる教科を幅広く勉強し、確かな学力として習得しておくことが極めて重要である。



## ◎ 心理カウンセリング学科の3つの方針

### 《子ども学部心理カウンセリング学科がめざす人間像》

豊かな人間性と確かなコミュニケーション能力を持った臨床心理の専門職業人、および専門知識と応用技術を持って社会に貢献できる人

### 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

大学設置基準にもとづき、本学が定める履修要件に沿って124単位以上を修得し、以下の観点別能力を身につけたものに卒業を認定し、学位を授与する。

#### 【知識・理解】

- ① 臨床心理学とその応用領域に関する学際的、総合的知識を修得している。
- ② 臨床心理学的立場から、子どもの成長発達や障害のある人の心理特性を理解し、地域社会での支援が出来る知識を身につける。

#### 【思考・判断】

- ③ 子どものこころを理解し、子どもの抱える心理的諸問題を論理的に分析・考察して、自らの見解を形成することが出来る。
- ④ 子どもを取り巻く環境（家族・学校・教員・地域社会（コミュニティ））に対する深い理解に基づき、子どもの状況を判断し、子どもを取り巻く大人・環境に対する間接支援を提示できる思考力と問題解決に向けた行動がとれる。

#### 【技能・表現】

- ⑤ 人間理解のための理論や基本的態度、心理査定や臨床心理学的援助技法、コミュニティ・ケアとしての支援体制づくりなどの方法と実践力を通して、子どもに対する心理的支援活動が出来る。
- ⑥ 地域支援活動に必要な臨床心理学的援助技法を修得している。
- ⑦ 課題解決に必要な情報を収集し、分析・整理して、その結果を適切に表現することが出来る。

#### 【関心・意欲・態度】

- ⑧ 人の心や行動・地域社会で生じる出来事に関心を持ち、学習の成果を子どもや地域社会に還元しようとする主体的態度を身につけている。
- ⑨ 人間への深い愛情と心の理解にもとづき、子どもと彼らを取り巻く人々に対して共感的態度をもって行動することが出来る。
- ⑩ 専門職業人として、高い倫理観と責任感をもって、人間性豊かな行動がとれる。

### 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）

・心理学を基盤とした臨床心理学をカリキュラムの中核に据えつつ、その知識の応用により、医療、福祉、教育、産業、司法の各領域を含む地域社会との協働及び相互発展に寄与する、深く幅の広い学際的総合的な科目を配置する。特に、以下の各点において特色ある教育課程を編成する。

- ・深い人格成長とコミュニティの支援に役立つ「表現療法（芸術療法）」に関する科目
- ・子どもや彼らを取り巻く人々の心と行動を理解するための「心理査定（心理アセスメント）」に関する科目
- ・子どもの発達や障害に関する理解と支援に関する科目
- ・豊かな人間性と確かなコミュニケーション能力を育むための演習科目と体験学習科目
- ・地域社会に貢献する心理カウンセラーの資質を持った専門職者に必要とされる資格（公認心理師、認定心理士、社会福祉主事等）に関する科目
- ・入学から卒業まで、少人数のゼミと担当教員によるきめ細やかな指導を通して、学生による自主的な学習態度を育成するための、学生への個別的な学習支援及び少人数ゼミナール形式の演習科目

### 入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）

心理カウンセリング学科では、地域社会に貢献する心理カウンセラーの資質を持った専門職業人を養成することを目的に、次のような能力、意欲、適性をもった学生を受入れることを基本方針とする。

- ① 子どもや彼らを取り巻く人たちへの心の支援にかかわる職業に就きたいと考えている人。
- ② 心理的支援を行うために必要な基礎学力がある人。
- ③ 人の心や行動に関心がある人。
- ④ 人とのコミュニケーションを深め、自らを向上させようと努力する人。

以上のような基本的な考えに基づき、心理職（公認心理師受験資格\*、認定心理士申請資格、児童心理司任用資格、大学院へ進学して臨床心理士受験資格）や福祉職（社会福祉主事任用資格、児童福祉司任用資格\*\*、児童指導員任用資格）の資格を持つ専門職業人となるために必要な基礎的、専門的科目群の学修を通して、子どもをめぐる様々な問題に対応できる高度な資質と応用能力を持ち、さらに実践的で多彩な実習を通して、対人援助技法の習得や子どもや彼らを取り巻く人たちがより良く生きるための支援について実践できる学生を受け入れたいと考えている。

\* 卒業後大学院を修了するか、2年以上特定施設で実務経験を行い受験できる資格。

\*\* 卒業後1年以上、特定業務を行い取得できる資格。

## 看護学部

### ◎ 看護学科の3つの方針

#### ◀看護学部看護学科が目指す人間像▶

人に対する思いやりを持ち、対象となる人々が、その人らしく地域で生きることを支えるために必要な倫理観、科学的に裏付けされた専門知識と判断力を身につけ、関連職種と連携しながら、人々の生活を支援できる人。

#### 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

大学設置基準にもとづき、本学が定める履修要件に沿って126単位以上を修得し、以下の観点別能力を身につけた者に卒業を認定し、学位を授与する。

##### [知識・理解]

- ① 看護学を核として、地域で生活する人々を支援するために必要な基盤である「共通教育科目」「いのちの科学」「保健医療福祉介護の仕組み」に関する知識について総合的に理解している。

##### [思考・判断]

- ② 高い倫理観に基づき、対象となる人々の生命の尊厳と権利を擁護できる。
- ③ 多様な対象の特性や状態を理解したうえで、科学的な知識に基づいたアセスメントができる。

##### [技能・表現]

- ④ 対象となる人々や関連職種との信頼関係を築くことのできるコミュニケーション能力を身につけている。
- ⑤ 対象となる人々や家族の健康課題を把握し、その人らしく地域で生きるために必要な資源について考え、科学的根拠に基づく看護を実践するための能力がある。
- ⑥ 健康の回復、保持増進、疾病予防のために必要な看護援助が実践できる。

##### [関心・意欲・態度]

- ⑦ 保健・医療・福祉・教育分野のチームの一員として、主体的に活動できる姿勢が身についている。
- ⑧ 看護専門職として学び続け、看護の発展や地域社会に貢献しようとする姿勢が身についている。

#### 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）

- ・看護学をカリキュラムの核に据えつつ、看護実践に必要な「共通教育科目」「いのちの科学」「保健医療福祉介護の仕組み」の科目を配置する。
- ・入学直後より地域に暮らす人々との交流を通して地域を理解し、あわせて看護専門職としての基本的態度を養う体験型科目を設定する。
- ・関連職種との協働・連携に求められる能力を育成する科目として「関連職種連携論」「関連職種連携演習」「関連職種連携実習」を配置する。
- ・将来のキャリア形成を見通して履修できるよう、「看護統合学領域」に「看護管理・教育学群」「看護発展群」を配置する。
- ・看護の発展に求められる学問探求の姿勢を育成するため、「看護探求群」を配置する。
- ・看護専門職として求められる資格（保健師、養護教諭免許など）に関する科目を配置する。

#### 入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）

看護学部では、対象となる人々が地域でその人らしく生きることを支える看護専門職を育成することを目的とし、次のような能力、意欲、適性をもった学生を受け入れることを基本方針とする。

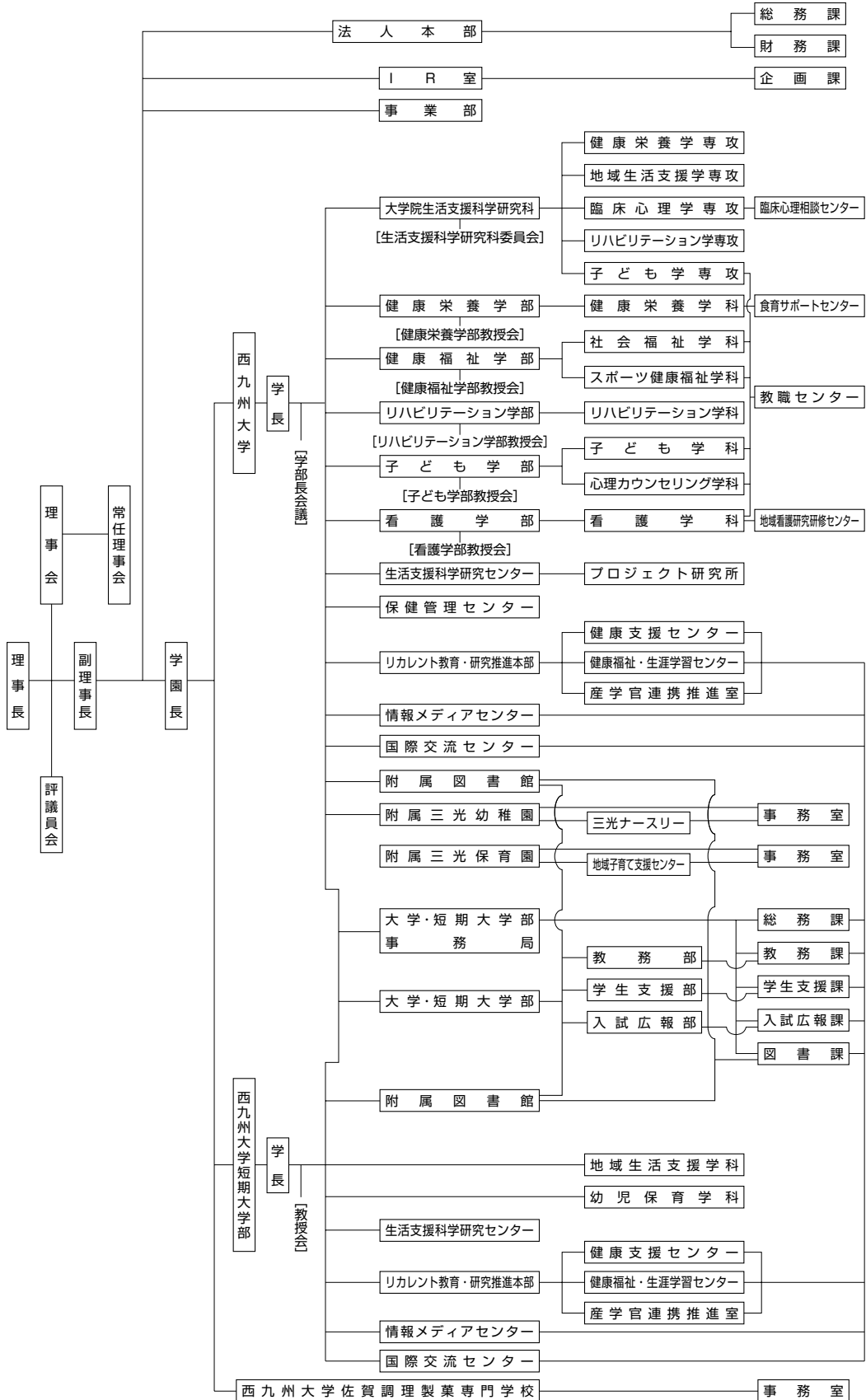
- ① 人間や健康およびそれを取り巻く地域社会に関心をもった思いやりのある人
- ② 物事を探求する意欲があり、生涯にわたって学び続けたいと思う人
- ③ 将来、看護職として地域社会に貢献したいと考えている人
- ④ 大学教育に対応するために必要な基礎学力を備えている人

本学では、社会人として必要とされる幅広い教養及び豊かな人間性を養うために、共通教育科目を配置しています。

## 西九州大学の沿革、概況及び管理運営組織図

|                        |   |           |   |
|------------------------|---|-----------|---|
| (1) 沿革 (平成 31 年 4 月現在) |   |           |   |
| 昭和21年 9 月              | 佐賀栄養専門学校創立  | 平成14年 3 月 | 介護福祉士養成施設として指定を受ける  |
| 昭和29年 2 月              | 学校法人永原学園認可  | 平成14年 4 月 | 西九州大学 6 号館新築(1,612.19㎡)   |
| 昭和43年 3 月              | 栄養士養成施設として指定を受ける  | 平成15年 3 月 | 西九州大学大学院健康福祉学研究所健康福祉学専攻臨床心理コース、臨床心理士受験資格(2種)の指定を受ける(財)日本臨床心理士資格認定協会)                                |
| 昭和43年 4 月              | 佐賀家政大学開設家政学部家政学科設置(入学定員100名)<br>(校地83,091㎡・校舎 1・2 号館 5,201.04㎡)             | 平成15年11月  | トレーニングセンター新築(242.26㎡)   |
| 昭和44年 4 月              | 家政学部家政学科を「家政学専攻(入学定員50名)と管理栄養士専攻(入学定員50名)」に分離                               | 平成17年 3 月 | 弓道場(5人立)、部室棟新築(2階建・311.96㎡)、テニスコート改修(全天候型・照明設備)   |
| 昭和44年 4 月              | 管理栄養士養成施設として厚生大臣指定  | 平成18年11月  | 理学療法士、作業療法士養成校として指定を受ける   |
| 昭和45年 9 月              | 佐賀家政大学 3 号館新築(570.56㎡)  | 平成19年 3 月 | 調理室 エアコンの設置(第2調理実習室、給食経営管理実習室)  |
| 昭和49年 4 月              | 佐賀家政大学家政学部社会福祉学科増設(入学定員30名)   | 平成19年 3 月 | リハビリテーション学部校舎(7号館4,394.28㎡)完成   |
| 昭和49年 6 月              | 家政学部家政学科家政学専攻入学定員減(50名→20名)   | 平成19年 4 月 | リハビリテーション学部リハビリテーション学科開設(理学療法学専攻入学定員40名 作業療法学専攻入学定員40名)   |
| 昭和51年 4 月              | 佐賀家政大学を「西九州大学」に名称変更   | 平成20年 4 月 | 西九州大学大学院健康福祉学研究所健康福祉学専攻臨床心理コース、臨床心理士受験資格(1種)の指定を受ける。(指定期間:平成21年4月1日～平成27年3月31日)<br>(財)日本臨床心理士資格認定協会 |
| 昭和52年 4 月              | 西九州大学家政学部社会福祉学科入学定員増(30名→50名)   | 平成20年11月  | 西九州大学健康福祉学部社会福祉学科 定員減(140名→120名)  |
| 昭和52年 4 月              | 家政学部家政学科を家政学部食物栄養学科に、「家政学専攻」を「食物栄養学専攻」に名称変更                                 | 平成21年 1 月 | 西九州大学40周年リスタート宣言 子ども学部校舎(佐賀キャンパス 3号館4,268.19㎡)完成  |
| 昭和52年11月               | 西九州大学 3 号館増築(269.68㎡)   | 平成21年 4 月 | 子ども学部子ども学科開設(入学定員80名 編入生10名)  |
| 昭和52年11月               | 西九州大学創立10周年記念式典挙行   |           | 西九州大学大学院健康福祉学研究所健康福祉学専攻コース増 定員増(8名→12名)   |
| 昭和54年10月               | 西九州大学雨天体操場(現第2体育館)新築(504.00㎡)   | 平成25年10月  | 西九州大学地域大学宣言   |
| 昭和57年 1 月              | 西九州大学 3 号館増築(272.17㎡)   | 平成26年 4 月 | 健康栄養学部健康栄養学科開設(入学定員120名)  |
| 昭和57年 4 月              | 西九州大学家政学部社会福祉学科入学定員増(50名→80名)   |           | 健康福祉学部社会福祉学科定員変更(入学定員80名、編入生10名)  |
| 昭和59年 3 月              | 運動場造成(約12,000㎡)   |           | 健康福祉学部スポーツ健康福祉学科開設(入学定員50名)   |
| 昭和62年 4 月              | 西九州大学家政学部社会福祉学科臨時定員増<br>(昭和62年度～平成5年度 80名→100名)                             |           | 子ども学部心理カウンセリング学科開設(入学定員40名)   |
| 昭和63年12月               | 西九州大学 4 号館(記念センター)新築(2,577.53㎡)及びサークル室増築(181.39㎡)                           |           | 健康福祉学研究科を生活支援科学研究科に名称変更   |
| 昭和63年12月               | 西九州大学創立20周年記念式典挙行   |           | 研究科健康栄養学専攻開設(入学定員2名)  |
| 平成 4 年 4 月             | 西九州大学家政学部社会福祉学科臨時定員増<br>(平成4年度～11年度 100名→120名)                              |           | 研究科健康福祉学専攻定員変更(入学定員3名)  |
| 平成 6 年 9 月             | 健康福祉実践センター新築(214.82㎡)   |           | 研究科臨床心理学専攻開設(入学定員4名)  |
| 平成 7 年 2 月             | 校地拡張(駐車場用地)(1,370㎡)   |           | 研究科リハビリテーション学専攻開設(入学定員3名)   |
| 平成 7 年 4 月             | 福祉レクリエーション・ワーカー養成課程及びレクリエーション・インストラクター養成課程認定校として認可(日レク協会)                   | 平成26年11月  | 西九州大学新3号館新築(14,738.06㎡)   |
| 平成 8 年 3 月             | 西九州大学 5 号館新築(2,611.69㎡)   | 平成27年 4 月 | 研究科地域生活支援学専攻博士前期課程開設(入学定員5名)  |
| 平成 8 年11月              | 学校法人永原学園創立50周年記念式典挙行  |           | 研究科健康福祉学専攻修士課程は平成27年度から募集停止   |
| 平成 9 年12月              | 西九州大学家政学部社会福祉学科3年次編入学定員増認可(20名)   |           | 研究科地域生活支援学専攻博士後期課程開設(入学定員3名)  |
| 平成10年 9 月              | 西九州大学創立30周年記念特別講演   |           | 研究科子ども学専攻開設(入学定員4名)   |
| 平成11年 4 月              | 西九州大学大学院開設「健康福祉学研究所健康福祉学専攻修士課程」(入学定員8名)                                     | 平成28年11月  | 学校法人永原学園創立70周年記念式典挙行  |
| 平成11年12月               | 西九州大学家政学部食物栄養学科入学定員増(70名→90名)並びに社会福祉学科入学定員増認可(120名→140名)及び臨時定員既認可40名の恒常化を図る | 平成29年12月  | 小城キャンパス(校地5,500.03㎡、校舎7,254.03㎡)完成  |
| 平成12年 6 月              | 校地拡張(駐車場用地等)10,156.00㎡  | 平成30年 4 月 | 看護学部看護学科開設(入学定員90名)   |
| 平成12年10月               | 西九州大学家政学部健康栄養学科設置認可及び入学定員増認可(90名→130名)                                      | 平成30年10月  | 西九州大学創立50周年記念式典挙行   |
| 平成13年 4 月              | 「家政学部食物栄養学科は平成13年度から募集停止」   |           |   |
| 平成13年10月               | 西九州大学家政学部を西九州大学健康福祉学部名称変更   |           |   |
|                        | 西九州大学介護教育棟新築(762.37㎡)及び学生ホール新築(274.80㎡)                                     |           |   |

(2) 管理運営組織図



はじめに

# 校 歌

作詞 永原マツヨ  
作曲 坂田 雅子

はじめに



1. しんりをきわめ わざをねり せいぎとまことの  
2. りそうをかかげ きたえたえ じしんとかんの  
3. ひたむきにゆく わがみちに むすぶえにしの



はなをかざして ひび これかえりみ われらはゆく  
うたごえあげん ひび これいましめ われらはのぼる  
ともがきを ひび これひろめん くにのうちと



あ あ しらぬひのう みはるか う みはるか  
あ あ てんざんのみ ねたかく み ねたかく



に あ あ にしきゅうしゅうだ い わ が だいが く

一、真理を究め技術わざをねり

正義と誠実まことの

花をかざして日々これ省み  
われらは航ゆく

ああ しらぬ火の海はるか  
海はるか

二、理想をかかげ鍛え耐え

自信と歓喜の

うたごえあげん日々これ  
いましめわれらはのぼる

ああ 天山の嶺高く  
峰高く

三、ひたむきにゆくわが道に

結ぶえにしの

友垣を日々これ拵うちとめん  
国の内外うちとに

ああ 西九州大  
わが大学

## 学校法人永原学園プライバシーポリシー

学校法人永原学園（以下「本学園」という。）は、個人情報個人が個人の人格と密接な関連を有することを認識し、個人の権利利益を保護するため、次のとおりプライバシーポリシーを定め、これを遵守してまいります。

1. 本学園は、個人情報を適切に取り扱うため「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令等に従い、「学校法人永原学園個人情報保護規程」（以下「本学園規程」という。）を制定し、これを遵守いたします。
2. 本学園は、関係法令及び本学園規程で定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者に個人データを提供することはありません。
3. 本学園は、個人情報の取得に当っては、本人に対してその利用目的を明示し、又は通知し、若しくは公表します。
4. 本学園は、個人情報を取り扱うに当っては、本学園の業務に必要な範囲内で、その利用目的をできるだけ特定し、適切に取り扱うように努めます。
5. 本学園は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、技術的及び物理的安全措置をとります。
6. 本学園は、個人データの取扱いを外部に委託する場合は、適正な基準により業者を選定するとともに委託契約を締結し、業者を適切に管理します。
7. 本学園は、本人又はその代理人から当該個人情報について、開示、訂正、利用の停止および消去等の請求があった場合は、関係法令及び学園内の諸規程等に基づき、適切に対応します。

平成 21 年 1 月 1 日 学校法人永原学園

## 西九州大学における個人情報の取り扱いについて

本学では、在学生及び保証人の個人情報については、下記のとおり取り扱います。  
記

### 1. 使用目的

本学では、学生及び保証人（保護者等）の個人情報を、教育活動及び学生サービス（修学支援、学生生活支援、就職支援）に必要な業務を遂行するために使用いたします。

なお、個人情報を的確に管理するため、個人情報の保護に関する法令及び学校法人永原学園プライバシーポリシーに則り、個人情報の取り扱いについては、十分配慮することを申し添えます。

### 2. 第三者への提供

本学では、修学支援及び同窓会・後援会活動支援のため、以下の提出先へ個人情報を提供しております。については、情報提供に同意されない場合又は提供する個人情報についての詳細について知りたい場合は、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

| 提供先      | 提供する個人情報   | 使用目的                                    |
|----------|--|---|
| 保証人      | 個人成績一覧表に記載している事項   | 単位修得状況等通知のため                            |
| 後援会      | 氏名（ふりがな）、学部・学科・専攻等、研究科・専攻等、学籍番号、保証人の氏名・住所・郵便番号・電話番号                                | 後援会案内状等の送付、後援会名簿作成、役員選出・日程等調整、会費納入確認のため |
| 同窓会      | 氏名（ふりがな）、学部・学科・専攻等、研究科・専攻等、学籍番号、住所、電話番号、異動内容、異動期日、卒業・修了年月日、就職先、保証人の氏名・住所・郵便番号・電話番号 | 同窓会案内状の送付、同窓会員名簿作成、会費納入確認のため            |
| 同じ学科等の学生 | 氏名（ふりがな）、学部・学科・専攻等、研究科・専攻等、学籍番号  | 新生オリエンテーション、修学支援のため                     |

### 3. 学籍番号の使用について

本学では、学生の各種連絡のため、学籍番号を掲示する場合があります。

以上

（この件に関する問い合わせ窓口）

〒 842-8585 佐賀県神埼市神埼町尾崎 4490-9

T E L 0952-52-4191 (代)

西九州大学 事務局



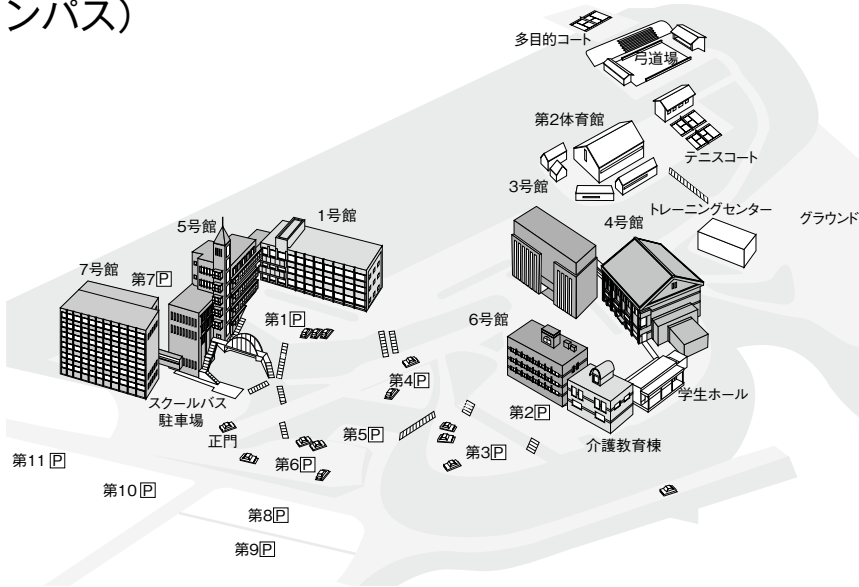


# 西九州大学キャンパス

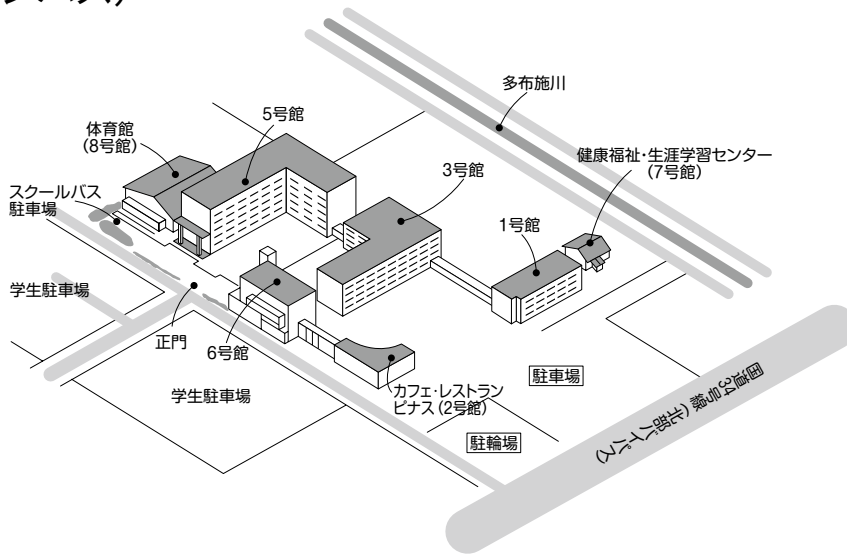
|               |    |
|---------------|----|
| 施設配置図         | 20 |
| 校舎及び教室・研究室配置図 | 21 |
| 神埼キャンパス       | 21 |
| 佐賀キャンパス       | 29 |
| 小城キャンパス       | 33 |

# 施設配置図

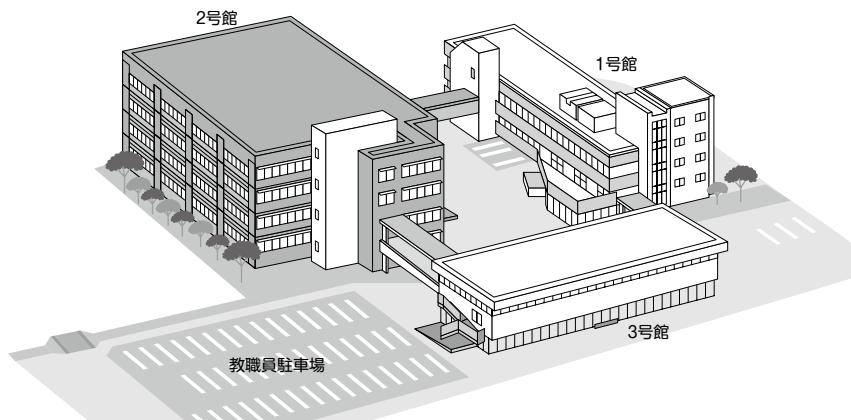
## (神埼キャンパス)



## (佐賀キャンパス)



## (小城キャンパス)

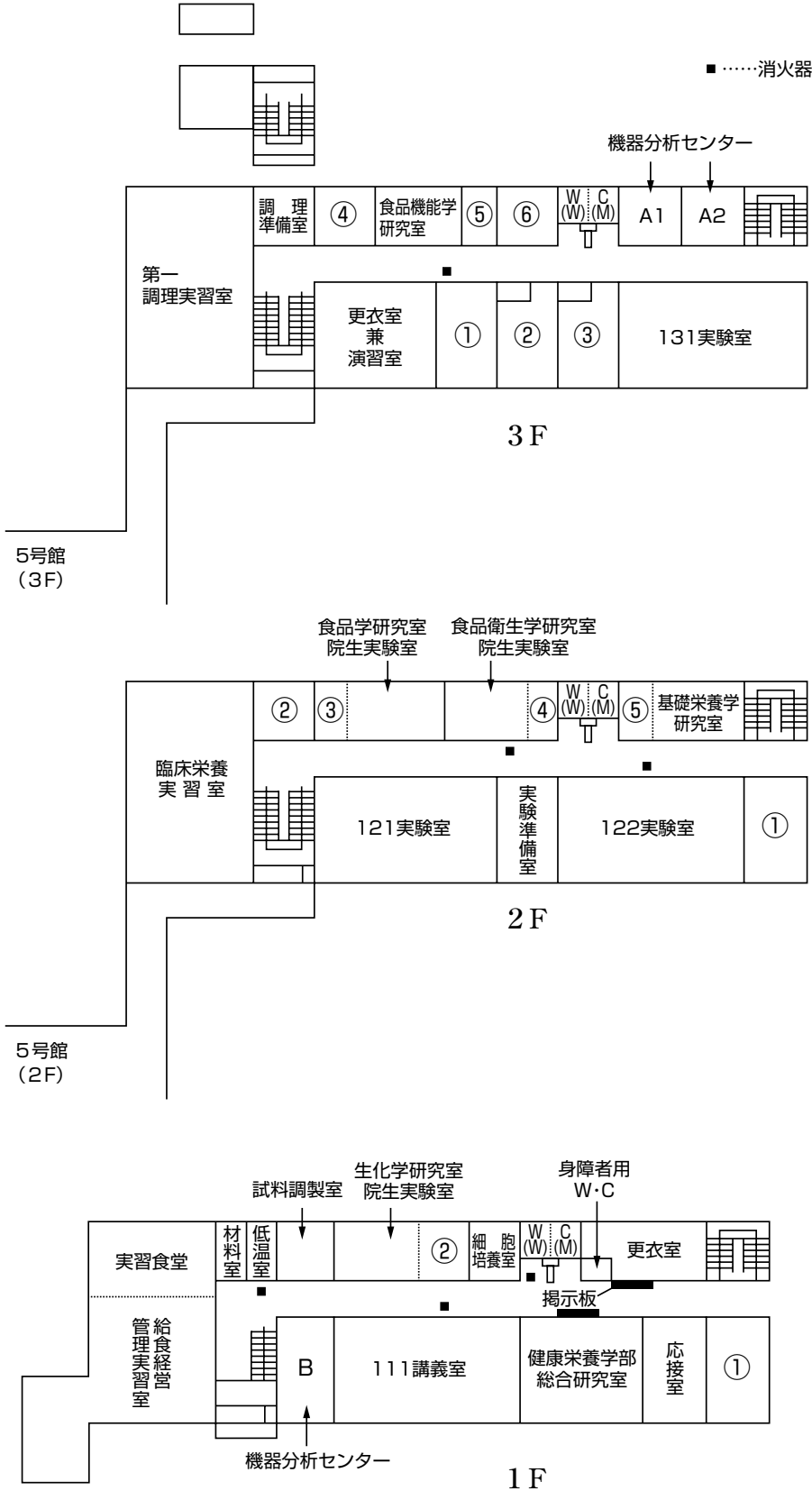


キャンパス  
案内

# 校舎及び教室・研究室配置図

## 《神埼キャンパス》

### 1号館



| 3 F |          |
|-----|----------|
| ①   | 堀田 (研究室) |
| ②   | 林 (研究室)  |
| ③   | 沖田 (研究室) |
| ④   | 福山 (研究室) |
| ⑤   | 安田 (研究室) |
| ⑥   | (研究室)    |

| 2 F |              |
|-----|--------------|
| ①   | 石松 (研究室)     |
| ②   | 久野 (研究室)     |
| ③   | 三嶋 (研究室)     |
| ④   | 齋木 (研究室)     |
| ⑤   | 江口 (昭) (研究室) |

| 1 F |          |
|-----|----------|
| ①   | 草野 (研究室) |
| ②   | 四元 (研究室) |

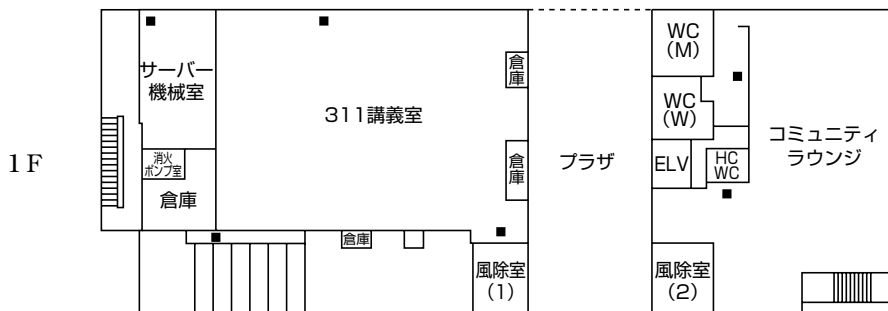
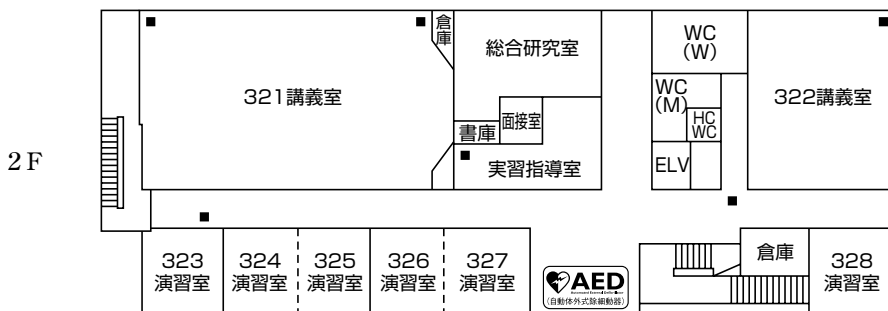
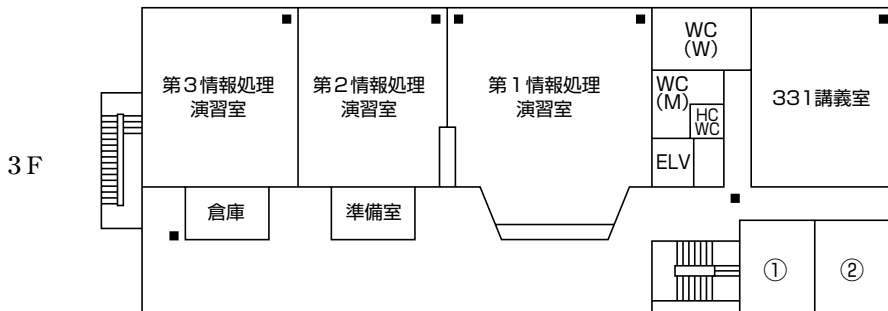
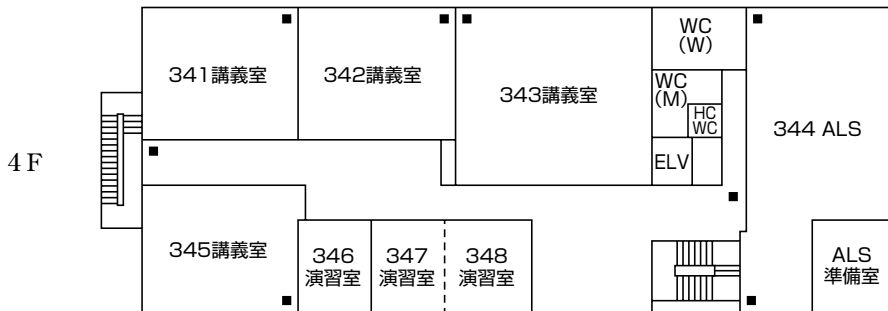
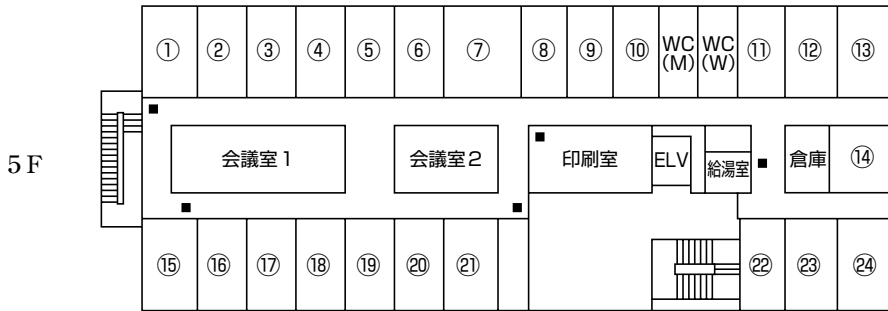
キャンパス内

# 《神埼キャンパス》

## 3号館

■……消火器

キャンパス  
案内



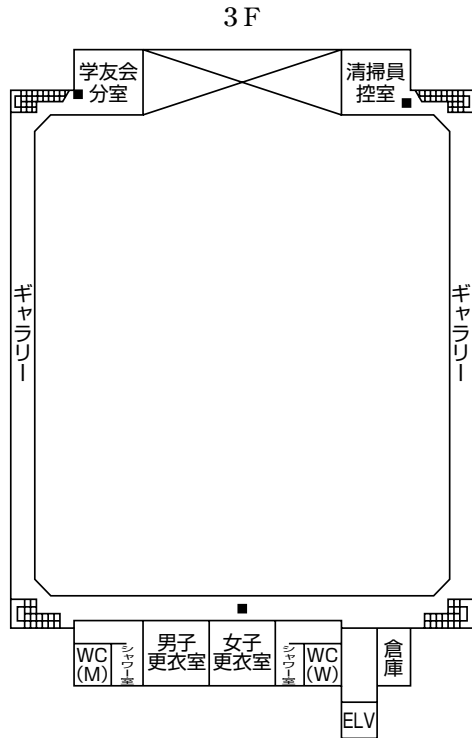
| 5 F |              |
|-----|--------------|
| ①   | 坂田 (研究室)     |
| ②   | 滝口 (研究室)     |
| ③   | 安徳 (研究室)     |
| ④   | (研究室)        |
| ⑤   | 橋本 (研究室)     |
| ⑥   | 田中 (豊) (研究室) |
| ⑦   | 学部長室         |
| ⑧   | 岡部 (研究室)     |
| ⑨   | 木場 (研究室)     |
| ⑩   | (研究室)        |
| ⑪   | 加藤 (研究室)     |
| ⑫   | 植田 (啓) (研究室) |
| ⑬   | 井本 (研究室)     |
| ⑭   | 原田 (研究室)     |
| ⑮   | 近藤 (研究室)     |
| ⑯   | 管原 (研究室)     |
| ⑰   | 福本 (研究室)     |
| ⑱   | 渡瀬 (研究室)     |
| ⑲   | 山口 (裕) (研究室) |
| ⑳   | 甲木 (研究室)     |
| ㉑   | 山田 (カ) (研究室) |
| ㉒   | 園部 (研究室)     |
| ㉓   | (研究室)        |
| ㉔   | 井上 (研究室)     |

| 3 F |          |
|-----|----------|
| ①   | (研究室)    |
| ②   | 古賀 (研究室) |

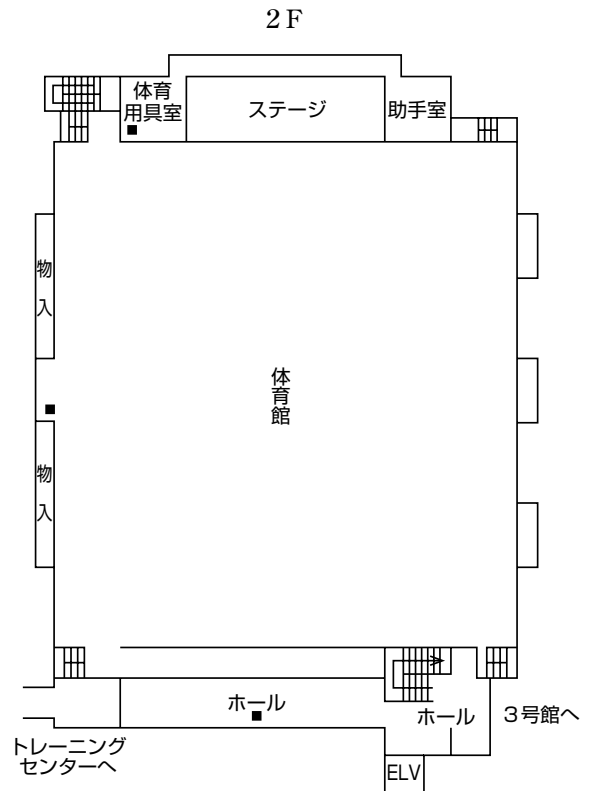
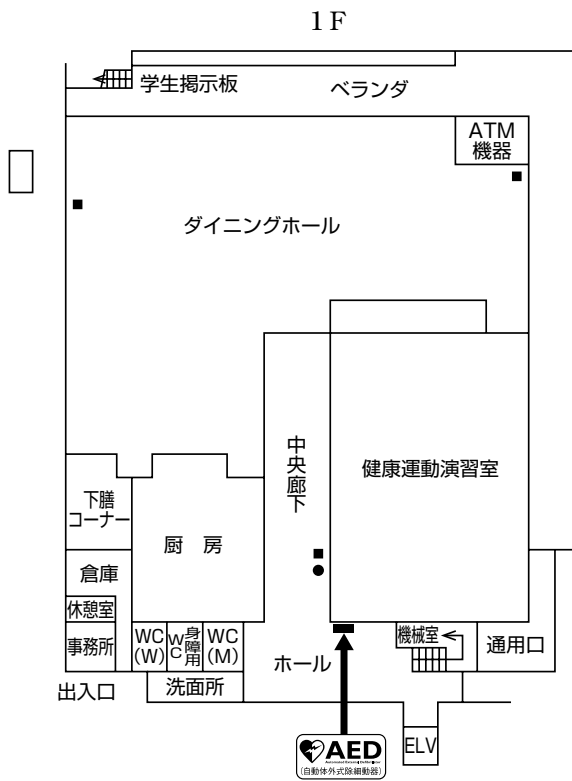
# 《神埼キャンパス》

## 4号館

キャンパス内案



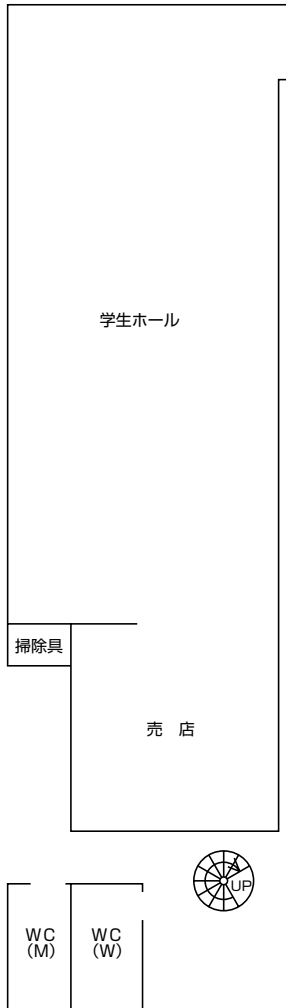
- ..... 消火器
- ..... 学生意見箱





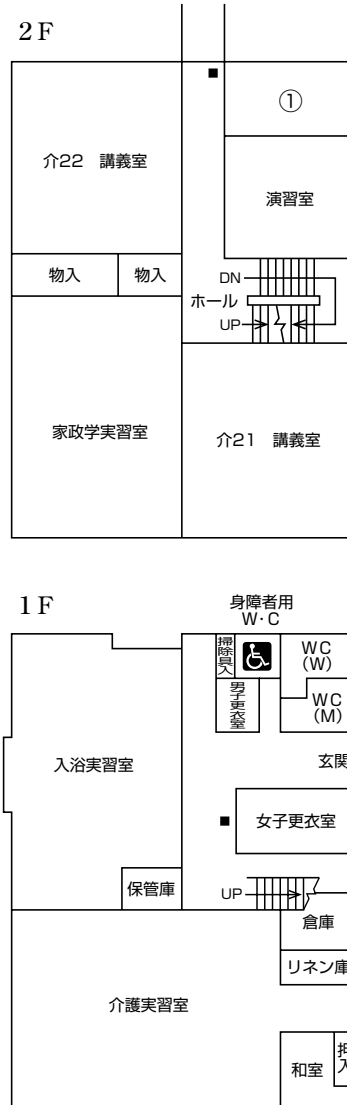
《神埼キャンパス》

学 生 ホール



《神埼キャンパス》

介 護 教 育 棟



キャンパス内

| 2 F |       |
|-----|-------|
| ①   | (研究室) |

# 《神埼キャンパス》

## 6号館

キャンパス  
案内

### 1 F

① 榎本（研究室）

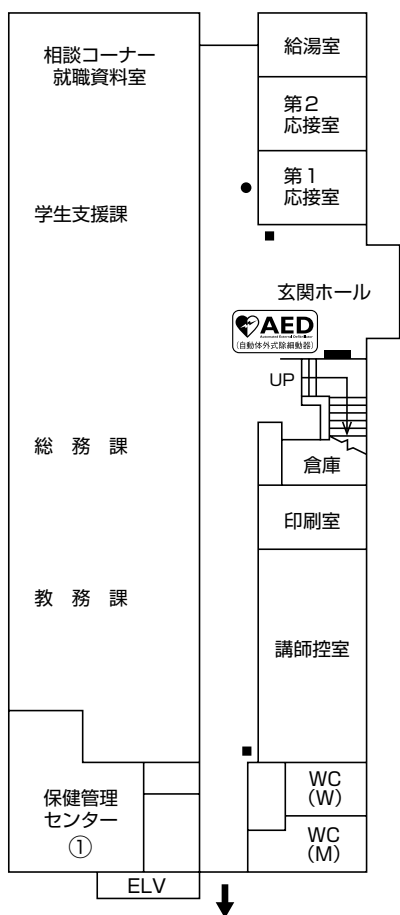
※不在の場合は学生支援課へ

### 2 F

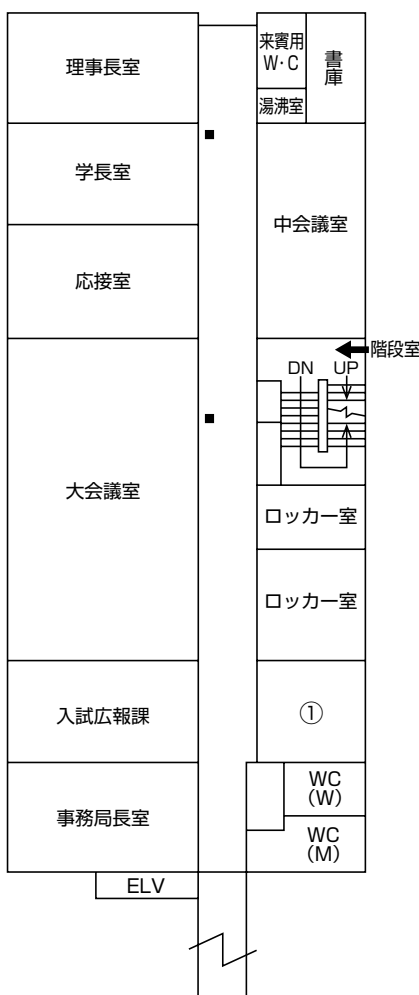
① 庄野（研究室）

- ……消火器
- ……学生意見箱

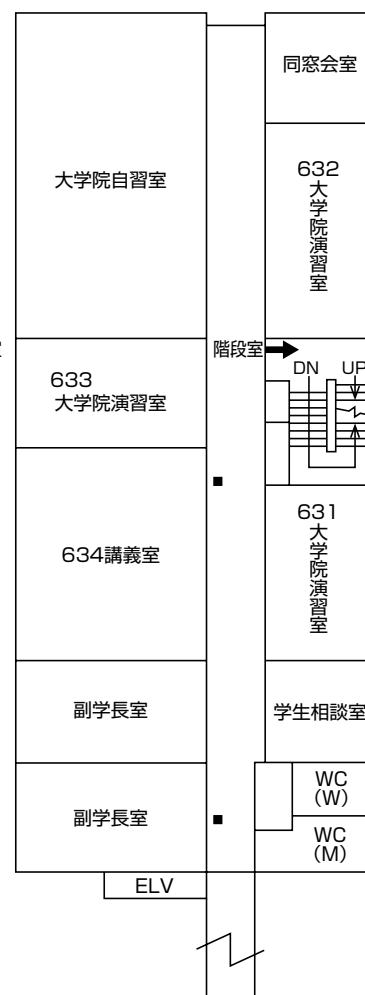
1 F



2 F



3 F

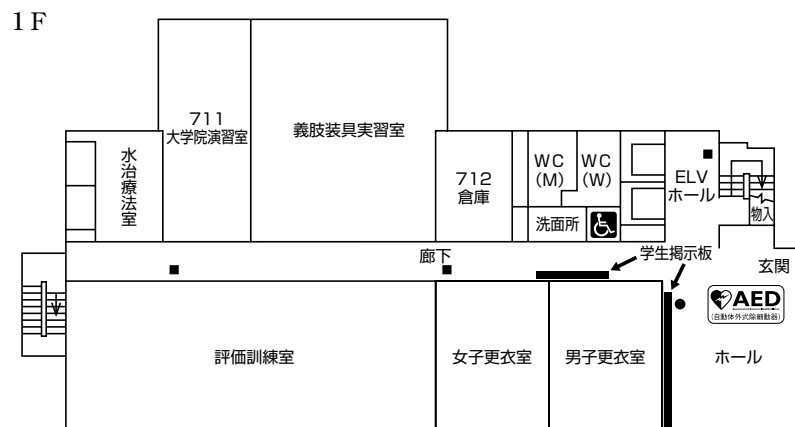
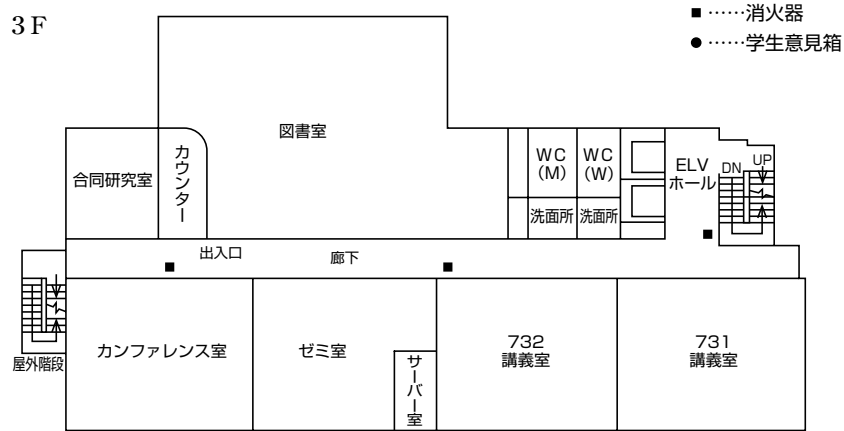




# 《神埼キャンパス》

## 7号館

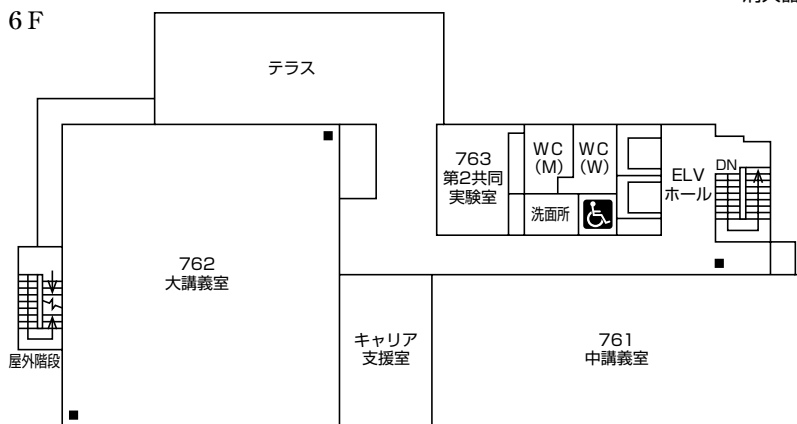
キャンパス案内



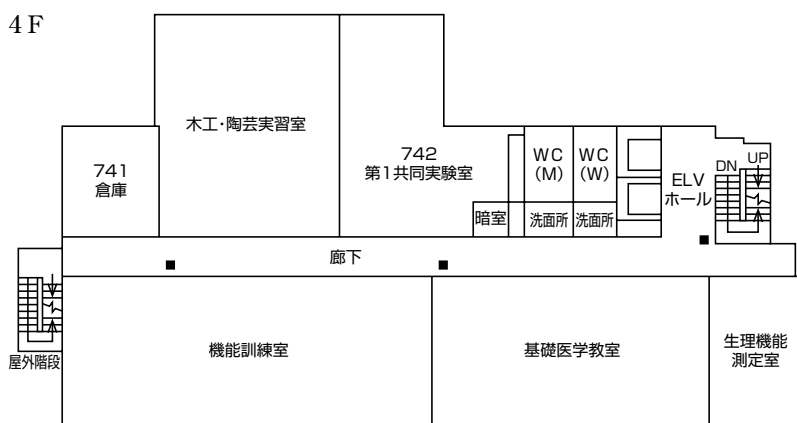
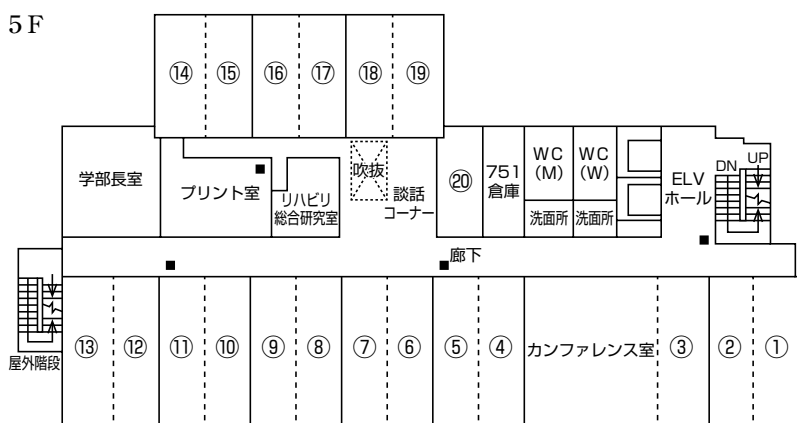
# 《神埼キャンパス》

## 7号館

■ ……消火器



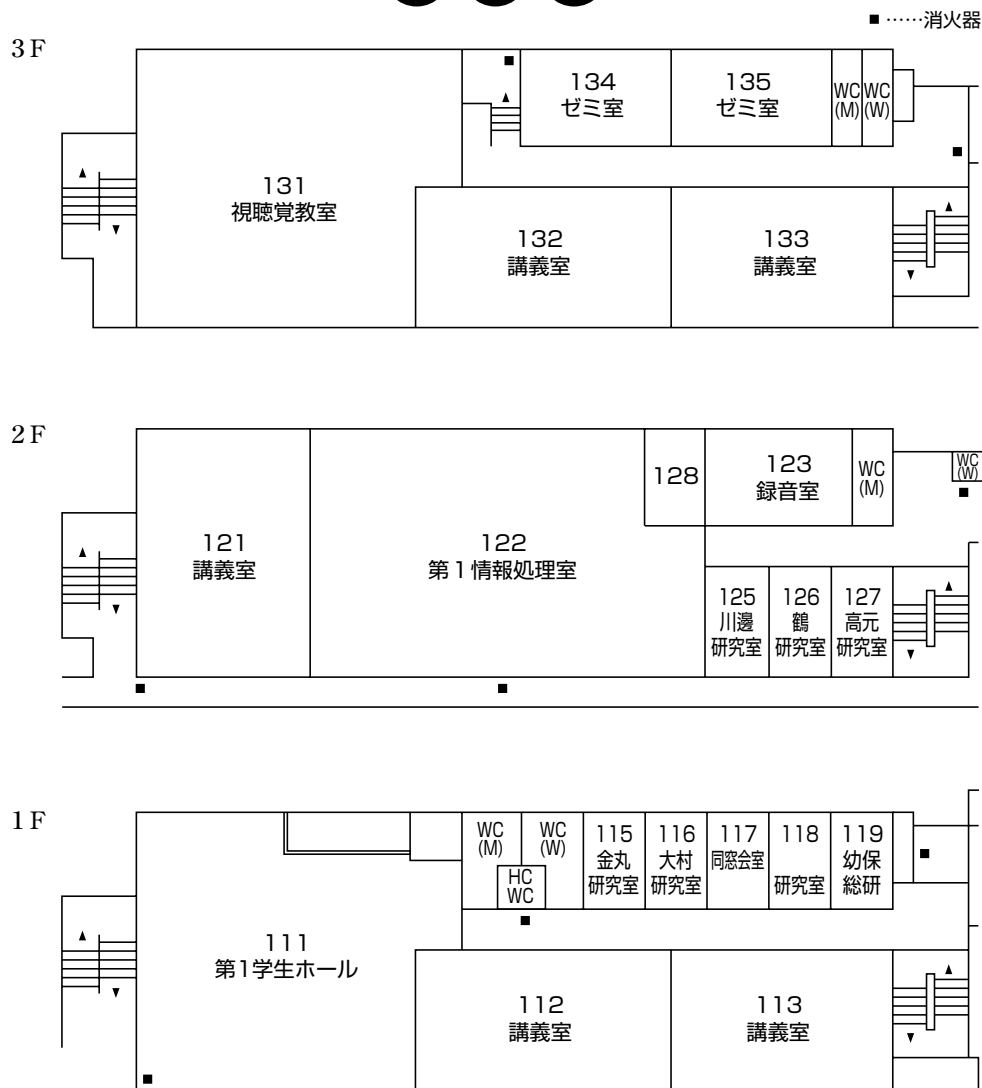
| 5 F |             |
|-----|-------------|
| ①   | 溝田 (研究室)    |
| ②   | 岸川 (研究室)    |
| ③   | 押川 (研究室)    |
| ④   | 小浦 (研究室)    |
| ⑤   | 田中 (真)(研究室) |
| ⑥   | 古後 (研究室)    |
| ⑦   | 宮原 (研究室)    |
| ⑧   | 助手室         |
| ⑨   | 大田尾 (研究室)   |
| ⑩   | 上城 (研究室)    |
| ⑪   | 松谷 (研究室)    |
| ⑫   | 植田 (友)(研究室) |
| ⑬   | 原口 (研究室)    |
| ⑭   | 久保 (研究室)    |
| ⑮   | 小松 (研究室)    |
| ⑯   | 八谷 (研究室)    |
| ⑰   | 藤原 (研究室)    |
| ⑱   | 大川 (研究室)    |
| ⑳   | 仙波 (研究室)    |
| ㉑   | 坂本 (研究室)    |



案  
キャン  
パス  
内ス

《佐賀キャンパス》

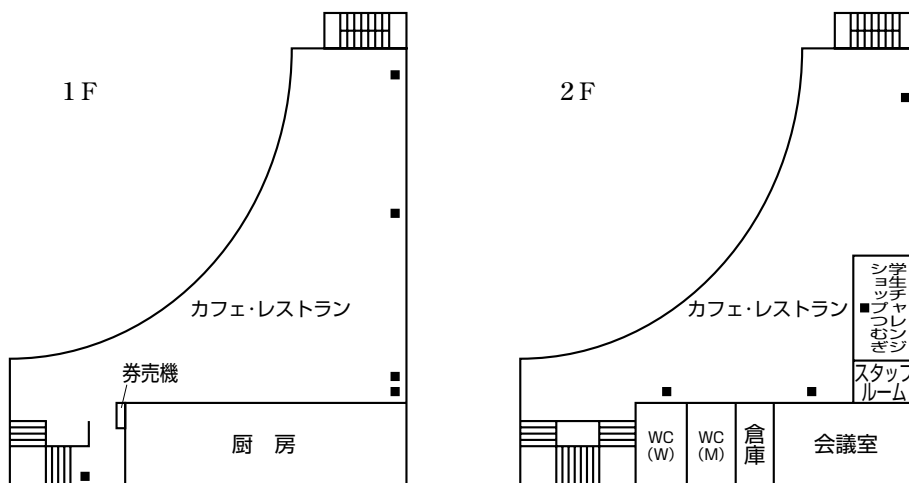
1号館



キャンパス内案

《佐賀キャンパス》

2号館 カフェ・レストラン「ピナス」



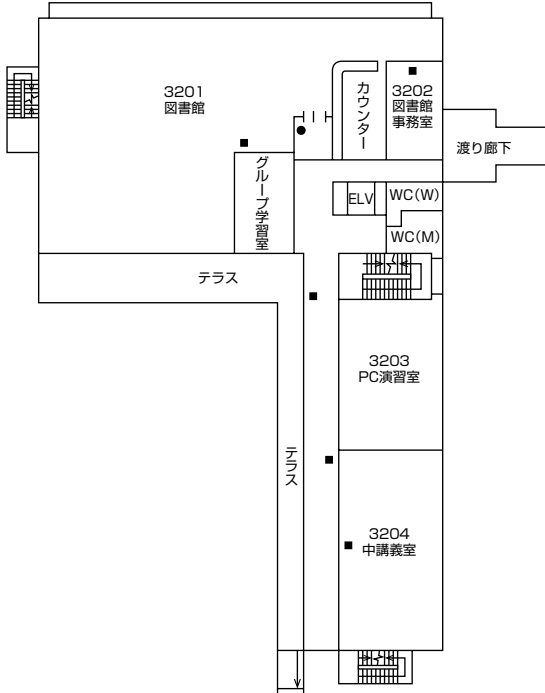
# 《佐賀キャンパス》

## 3号館

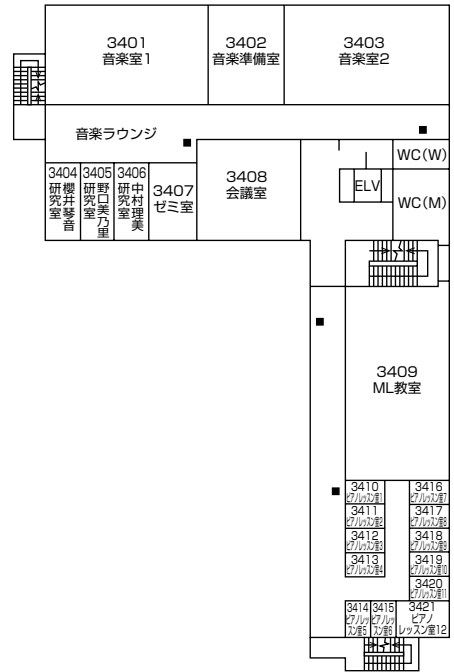
キャンパス  
案内

- .....消火器
- .....学生意見箱

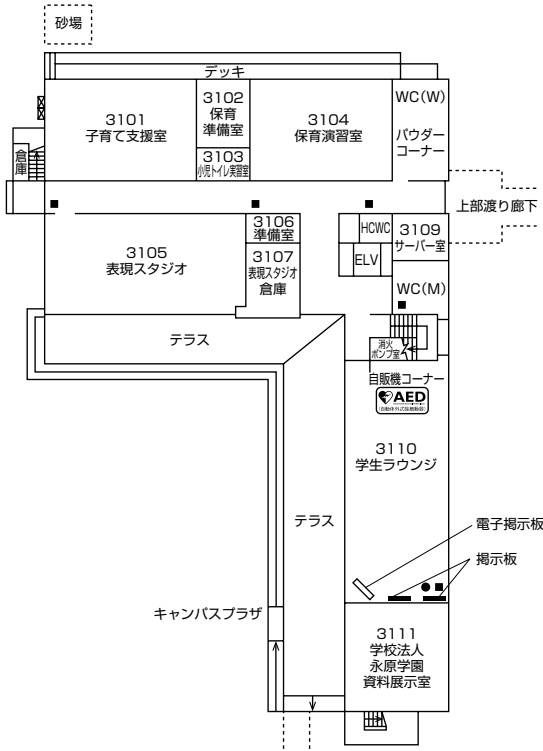
2F



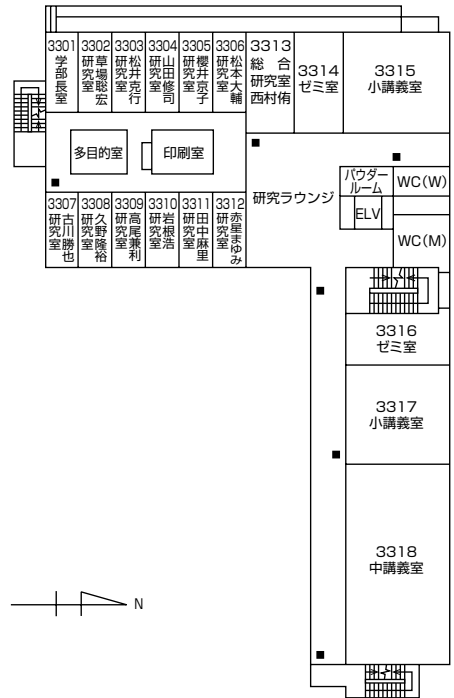
4F



1F



3F

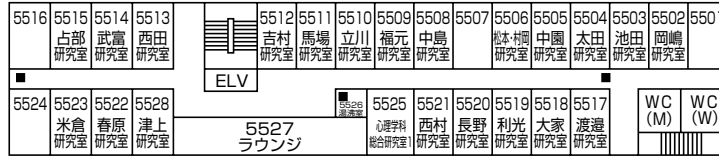


# 《佐賀キャンパス》

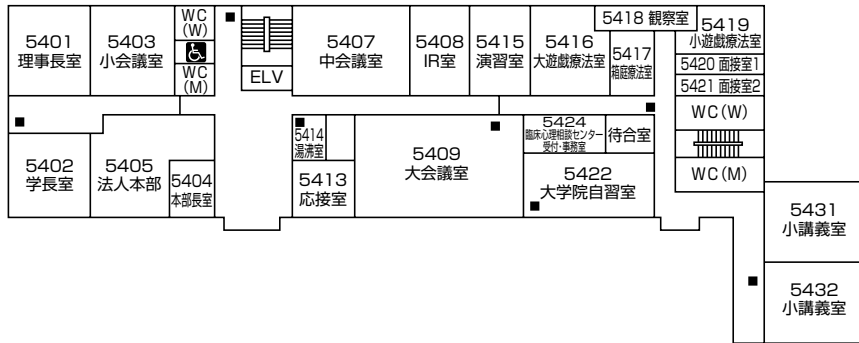
## 5号館

■……消火器

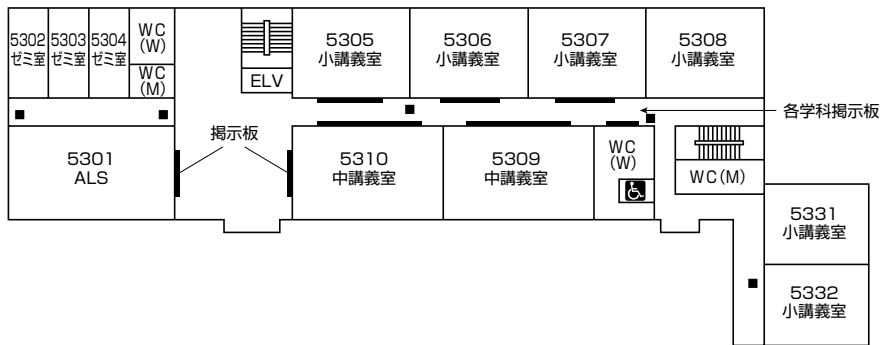
5 F



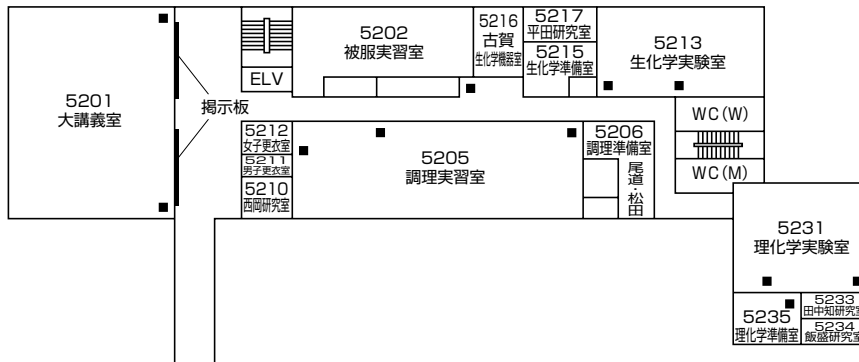
4 F



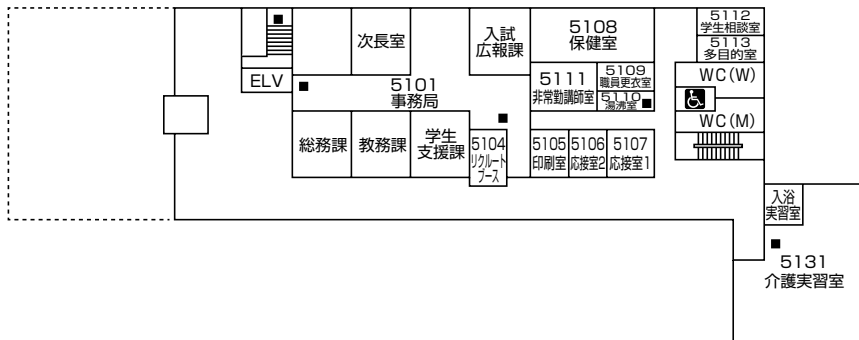
3 F



2 F



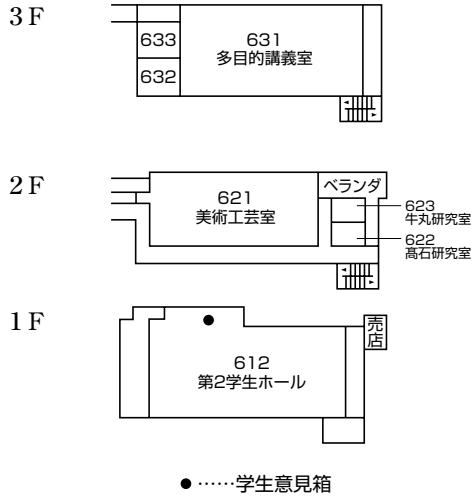
1 F



案  
キャン  
パス  
内  
ス

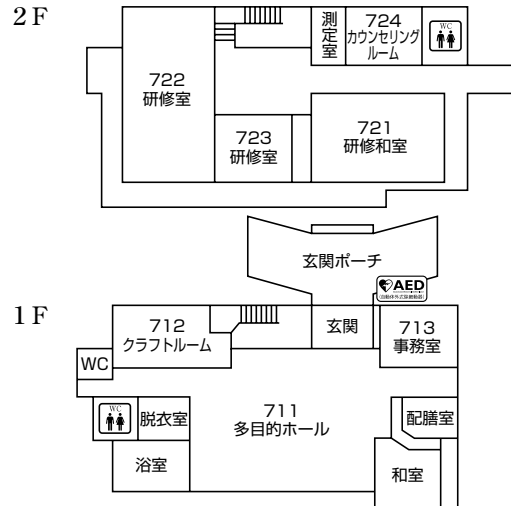
《佐賀キャンパス》

6号館



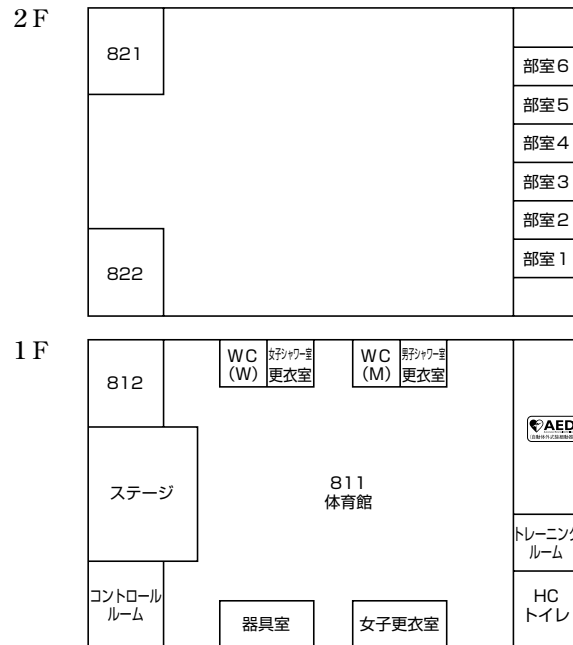
《佐賀キャンパス》

7号館



《佐賀キャンパス》

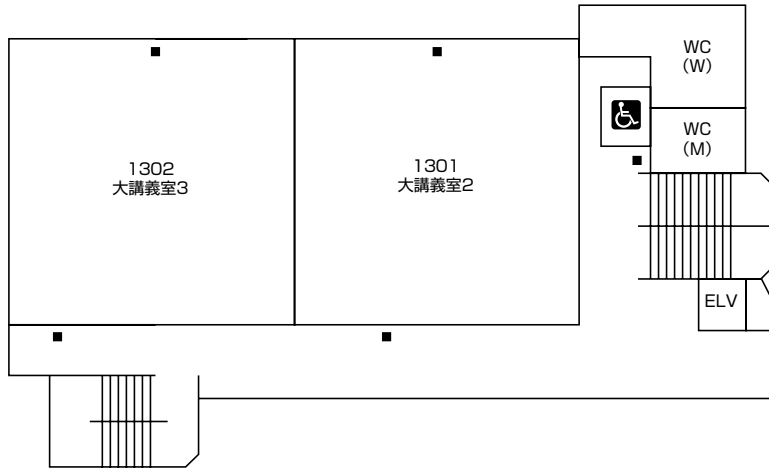
8号館



# 《小城キャンパス》

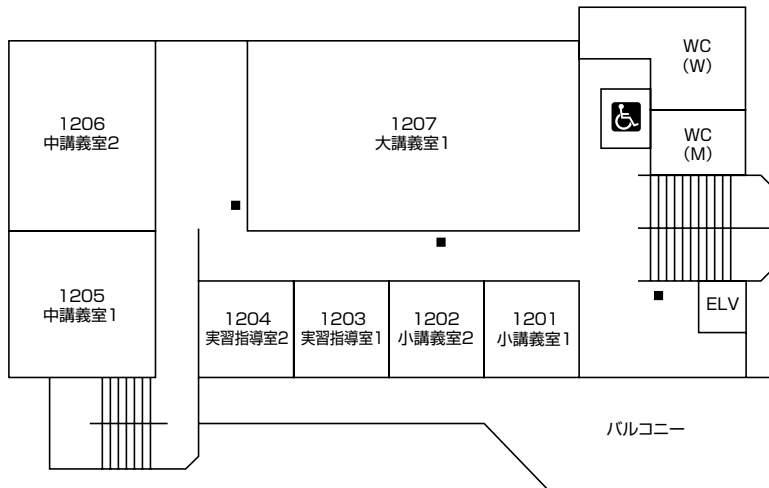
## 1号館

3F

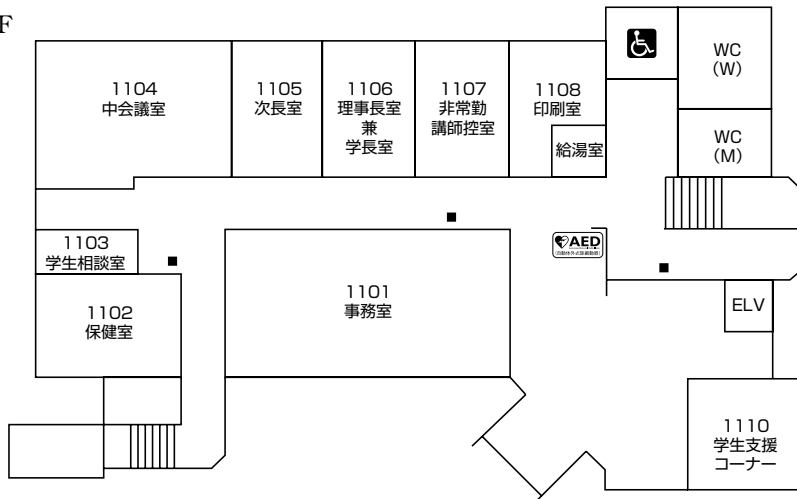


■……消火器

2F



1F



キャン  
パス  
内

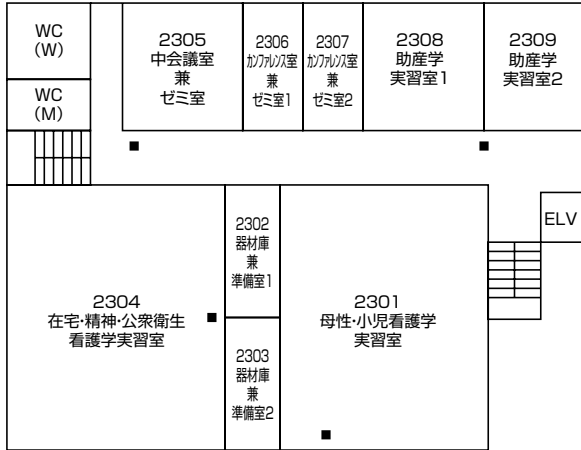
# 《小城キャンパス》

## 2号館

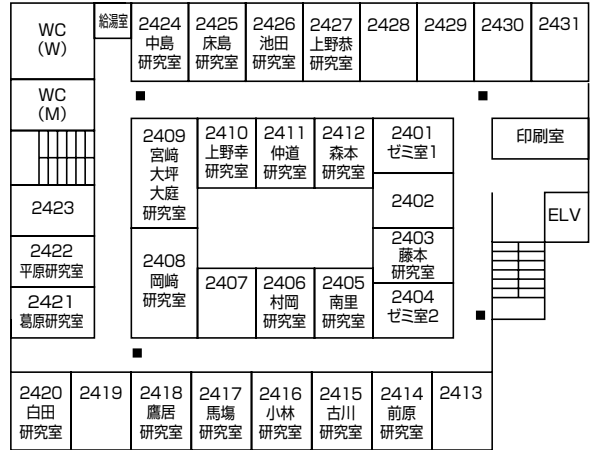
キャンパス  
案内

- ……消火器
- ……学生意見箱

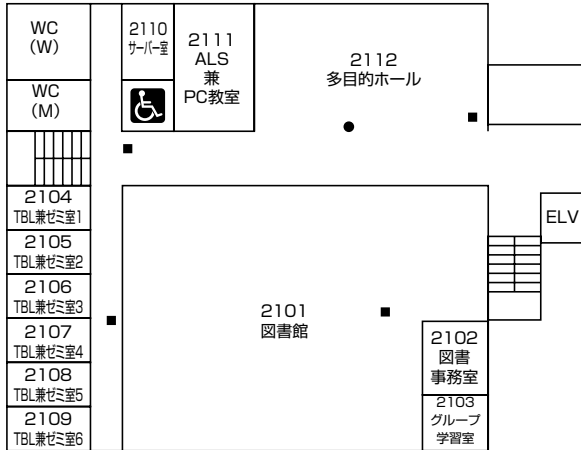
3F



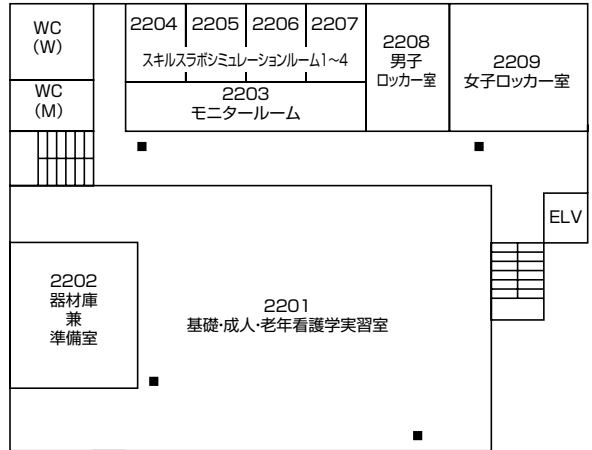
4F



1F



2F

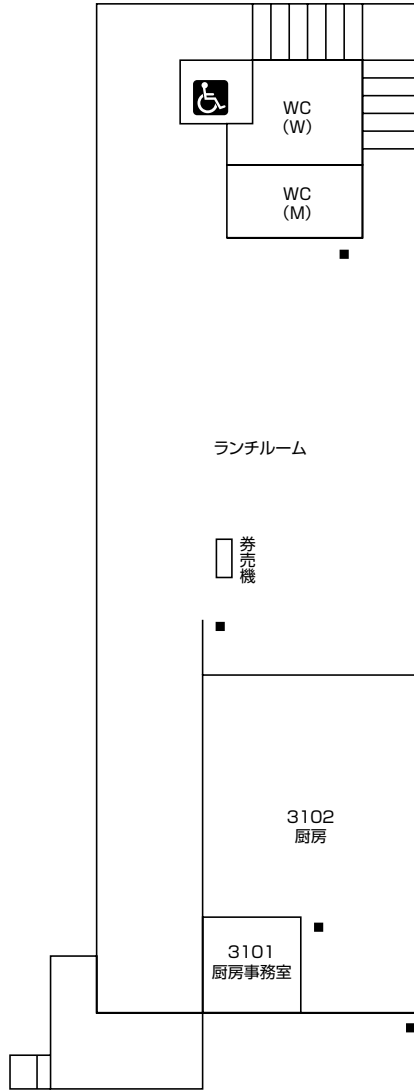




# 《小城キャンパス》

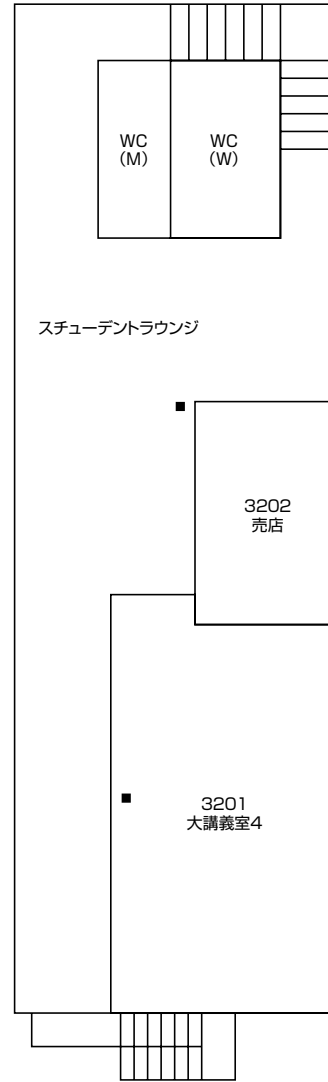
## 3号館

1F



2F

■……消火器



キャンパス  
案内



# 基本事項

|                      |    |
|----------------------|----|
| 学生への連絡、広報            | 38 |
| 学生証・学籍番号             | 38 |
| 学生証の交付・携帯            | 38 |
| 学生証の再交付              | 38 |
| 学籍番号                 | 39 |
| 学籍異動                 | 39 |
| 休学                   | 39 |
| 復学                   | 39 |
| 転学                   | 40 |
| 再入学                  | 40 |
| 退学                   | 40 |
| 除籍                   | 40 |
| 住所・保証人等の変更           | 40 |
| 住所変更（本人・保証人・家族の現住所）  | 40 |
| 本籍変更（本人、家族の本籍）       | 40 |
| 改姓（改名）（本人、保証人）       | 41 |
| 保証人変更                | 41 |
| 電話番号変更               | 41 |
| 修業年限及び在学年限           | 41 |
| 学年・学期及び休業日           | 41 |
| 学年                   | 41 |
| 学期                   | 41 |
| 休業日                  | 41 |
| 講義時間                 | 41 |
| 各種手続き・事務局窓口          | 42 |
| スクールバス及び西鉄バス運行について   | 43 |
| 学生ポータルサイトの利用について     | 44 |
| こんなときどうしたら Q&A       | 55 |
| 各種申請・届出等一覧           | 63 |
| 学費納入                 | 66 |
| 学費の納入延期・分納ならびに授業料の減免 | 67 |
| 授業料の減免条件             | 67 |

## 基本事項

この項目は、入学直後から学生が承知しておかなければならない基本的な事項を記述しています。大学生活に馴染むためにも最初に目をとおしてください。

### 学生への連絡、広報

大学から皆さんへの連絡は、原則として「学生掲示板」で行います。

学生掲示板には、教務課から受講や履修に関すること、学生支援課からは学生生活や就職に係わる各種の連絡、さらに図書館からの連絡など重要な事項が掲示されます。

毎日、登・下校時には必ず学生掲示板を見る（必要なことはメモをする）習慣をつけてください。

掲示内容については、友人間でも確認や連絡を行い、情報を共有してください。また、「学生呼出し」があった場合は速やかに関係窓口へ来ててください。

#### ◎学生掲示板の場所

（神埼キャンパス）

- ① 4号館1階ベランダ側（教務課関係）
- ② 4号館前通路（学生支援課関係）
- ③ 3号館1階コミュニティラウンジ（学生支援課関係）
- ④ 7号館1階ホール・通路（リハビリテーション学科・教務課・学生支援課関係）

（佐賀キャンパス）

5号館2階5201講義室横（教務課・学生支援課関係）

（小城キャンパス）

2号館1階多目的ホール内（教務課・学生支援課関係）

教務課や学生支援課からの連絡は、掲示板のほか、携帯電話、スマートフォンやパソコンからも閲覧できる学生ポータルサイトでもお知らせいたします。学生ポータルサイトの利用（P.44～P.54参照）については、ガイダンス等で説明いたします。

### 学生証・学籍番号

#### 1. 学生証の交付・携帯

各個人に戸籍があるのと同じく学生の身分を示すものとして学籍があります。学生証は、皆さんが西九州大学の学生であることを証明する大切なものです。学生証は入学時の4月に交付し、有効期間は卒業する年度の3月31日までです。在学中は常に携帯し、紛失や他人に悪用されないよう十分に配慮して取り扱ってください。

さらに、学生証は講義の出席確認、各種証明書の交付、図書館利用、通学定期、学生割引、その他呈示請求があった際に必要です。

また、学生証を所持していない場合は定期試験等の受験ができなくなります。

#### 2. 学生証の再交付

紛失、汚損が生じた場合は、直ちに学生支援課に届け出て再交付を受けてください。

再交付は、「学生証再交付願」の所定の欄を記入し、事務局に設置の券売機にて必要とする額の証紙（1,500円／1通）を購入及び学生証再交付願へ貼付のうえ、学生支援課へ申し込んでください。

なお、学生証の必要な日（試験等）に不所持の場合は、学生支援課で当日一日限り有効な「仮学生証」を交付します。

※仮学生証の発行は半期に4回限りです。

### 3. 学籍番号

学籍番号は、卒業時まで変わらず、学内の全ての事務がこの番号で処理されます。

氏名とともに確実に記入してください。

《学籍番号の配置例》 19・H・001  
(ア) (イ) (ウ)

(ア) → 入学・編入学年度（西暦下2桁） 2019（2019年度入学）

(イ) → 学科等

H→健康栄養学科

S→社会福祉学科

A→スポーツ健康福祉学科

P→リハビリテーション学科・理学療法学専攻

O→リハビリテーション学科・作業療法学専攻

C→子ども学科

G→心理カウンセリング学科

N→看護学科

M→大学院生活支援科学研究科（修士課程・博士前期課程）

D→大学院生活支援科学研究科（博士後期課程）

Q→科目等履修生・特別聴講学生

R→研究生

(ウ) → 個人番号は、1年次から入学・編入学・転入学・再入学等の場合は下3桁の番号が、次のようになります。

- 1年次から入学（例）19・H・001（氏名の五十音順で、下3桁は001から順に番号が付されます。）
- 編入学（例）19・H・301（短大、専門学校等からの編入学者は、下3桁の最初に3の番号が付されます。）
- 転入学（例）19・H・401（他大学からの転入学者は、下3桁の最初に4の番号が付されます。）
- 再入学（例）19・H・501（本学退学者等が再入学した場合は、下3桁の最初に5の番号が付されます。）
- 転学部・転学科（例）19・H・601（他学部他学科から転学部・転学科した場合は、下3桁の最初に6の番号が付されます。）
- 交換留学生（例）19・Q・701（交換留学生は、下3桁の最初に7の番号が付されます。）

## 学籍異動

本学に入学された皆さんは、本学の学生としての学籍を有しており、卒業と同時にこれを失います。しかしながら、様々な事情により、卒業する前に「退学」や「除籍」、「休学」などの学籍異動をせざるを得ない場合が起こるかもしれません。そのような場合は、保証人並びに指導教員と相談の上、担当窓口にて以下の手続きを適切に行ってください。

### 1. 休学

病気その他やむを得ない理由により3か月以上継続して欠席する場合は、「休学」の手続きが必要です。保証人並びに指導教員に相談し、教務課窓口にて所定の用紙（「休学願」）を受け取り、必要事項を記入（保証人連署、指導教員の認印必要）した上で、教務課へ提出してください。疾病により休学する場合は、必ず医師の「診断書」を添付してください。

休学の期間は、原則として3か月以上1年以内、通算して2年以内（学則第26条及び第27条）となっており、休学の開始日は願い出日（大学が「休学願」を受理した日）以降となります。

### 2. 復学

休学していた者が再び通学を開始する場合は、「復学」の手続きが必要です。教務課窓口にて所定の

用紙（「復学願」）を受け取り、必要事項を記入（保証人連署、指導教員の認印必要）した上で、教務課へ提出ください。疾病により休学している場合は、必ず医師の「診断書」を添付してください。

復学した学生の学費は以下のとおりです。必ず所定の期日までに納入してください。

- ① 学費：復学した学生の入学時に定められていた各年次の額
- ② 学期の途中で復学した場合：その学期の学費
- ③ 後期に復学した場合：施設設備費は、当該年度の額の半額

### 3. 転学

他の大学に転学を希望する者は、転学願及びその他の必要書類を教務課に提出しなければなりません。学則第 29 条により、学長は、当該学部教授会の議を経て、これを許可することがあります。

他大学に転入学が許可された場合は、速やかにその旨を教務課に報告し、後日、退学願を教務課に提出しなければなりません。

### 4. 再入学

本学に 1 年以上在学し、退学した者または除籍された者が、退学または除籍の日より原則として 5 年以内に再入学を希望したときは、再入学願（事前に入試広報課へ連絡して様式を入手してください。）を入試広報課に提出し、入学検定料として 30,000 円を総務課に所定の期日までに納入しなければなりません。当該学部教授会の議を経て、学期の始めに、学長が、相当年次に入学を許可することがあります。再入学を許可された者の既に修得した授業科目の単位数の取扱いは、当該学部教授会の議を経て、学長が認定します。

再入学を許可された者の授業料、教育充実費および施設設備費は、その者の属する年次の学生の額と同額です。

### 5. 退学

病気その他の事情により退学する場合は、「退学」の手続きが必要です。保証人並びに指導教員に相談し、教務課窓口にて所定の用紙（「退学願」）を受け取り、必要事項を記入（保証人連署、指導教員の認印必要）した上で、教務課に提出してください。

当該期の学費が未納の場合には、退学は許可されないため学費を納入のうえ退学願を提出することが必要です。

### 6. 除籍

学則の定めるところにより、次の各号の一に該当する者は、当該学部教授会の議を経て、学長が除籍します。

- (1) 在学年限の 8 年（編入学生においては 4 年）を経ても卒業できない者。なお、転入学および再入学をした者はその者が属する年次の残りの修業年限の 2 倍を経ても卒業できない者
- (2) 正当な理由がなく授業料を滞納した者
- (3) 病気その他で修業の見込みがない者

## 住所・保証人等の変更

下記の変更等があった場合は、「学生事項（住所等）変更届」を記入し、必要書類を添付のうえ、速やかに学生支援課に提出してください。

#### 1. 住所変更（本人・保証人・家族の現住所）

学生の現住所や家族の住所が変わったときは、1 週間以内に学生支援課に提出しなければなりません。

なお、住所表示、地番変更等の場合も届け出が必要です。

#### 2. 本籍変更（本人、家族の本籍）

変更があった場合は、住民票（本籍地記載で、マイナンバー不記載のもの）を添えて学生支援課に届け出てください。

### 3. 改姓（改名）（本人、保証人）

変更があった場合は、戸籍抄本を添えて学生支援課に届け出てください。

### 4. 保証人変更

誓約書等に記入した保証人が、死亡やその他の理由で、その責務を負えなくなった場合は、学生支援課に届け出てください。

### 5. 電話番号変更

学生の電話番号や家族の電話番号が変更になったときは、学生支援課に届け出てください。

## 修業年限及び在学年限

#### 1. 本学の修業年限は4年と定められています。（学則第4条第1項及び第27条）

なお、在学年限は、8年を超えることはできません。

#### 2. 編入学した者の本学の修業年限は、2年と定められています。（学則第4条第2項）

なお、在学年限は、4年を超えることはできません。

#### 3. 転入学又は再入学者の本学の修業年限は、当該学部教授会の議を経て、学長が定めます。

（学則第4条第3項）

なお、在学年限は、修業年限の2倍の年数を超えることはできません。

## 学年・学期及び休業日

#### 1. 学 年

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

#### 2. 学 期

学年を分けて、次の2期とします。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

#### 3. 休業日

休業日は、学則第6条の定めるところによって、次の各号のとおりです。ただし、学長が必要と認めるときは、当該学部教授会の議を経て、休業日を変更し又は臨時休業を定めることができます。

1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日

2) 春季休業日 3月26日から3月31日まで

3) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで

4) 冬季休業日 12月28日から1月4日まで

なお、休業中でも必要に応じて見学又は講義演習、実験実習、試験等を課すことがあります。

## 講義時間

#### 1. 講義時間

| 時 限 | 時 間         |
|-----|-------------|
| 1   | 8：50～10：20  |
| 2   | 10：30～12：00 |
| 昼休み | 12：00～13：00 |
| 3   | 13：00～14：30 |
| 4   | 14：40～16：10 |
| 5   | 16：20～17：50 |

## 各種手続き・事務局窓口

授業、単位認定、学内外の生活、就職活動、学費納入等については、大学事務局の各担当課で対応しています。担当する課の窓口で手続きや相談をしてください。

また、手続きの方法については、「各種申請・届出等一覧」（便覧 P.63 ～ P.65）を参考にしてください。

### 1. 教務課

- ① 授業（休講・補講の連絡、講義室変更及び履修方法等）に関する事
- ② 試験（前期・後期試験、追試験、再試験、成績発表等）に関する事
- ③ 学籍の異動（休学、復学、退学、編入学等）に関する事
- ④ 単位の認定、学業成績（証明書の発行）に関する事
- ⑤ 各種資格、免許等に関する事
- ⑥ その他、学業に関する事

### 2. 学生支援課（保健管理センターを含む）

- ① 学生事項の変更に関する事
- ② 学生証の発行等、学生生活にかかわる各種の申請及び届出、許可に関する事
- ③ 学友会及び課外活動に関する事
- ④ 日本学生支援機構奨学金、永原学園奨学金及び各種奨学金についての事務、相談に関する事
- ⑤ 学生の施設使用及び学生の集会、行事、催物及び掲示、印刷物の発行、配布に関する事
- ⑥ 学生駐車場の運用及び駐車登録許可証の発行に関する事
- ⑦ 遺失物、紛失物及び拾得物の扱いに関する事
- ⑧ 学生傷害保険の紹介及び傷害や器物破損の発生時の処理に関する事
- ⑨ 健康についての相談、病気、ケガへの応急処置に関する事
- ⑩ 健康診断と健康診断証明書の発行に関する事
- ⑪ 学生寮、指定寮、下宿・アパートの紹介に関する事
- ⑫ 授業料減免についての相談に関する事
- ⑬ その他、学生生活に関する事
- ⑭ 求人票の受理、就職紹介・斡旋に関する事
- ⑮ 就職にかかわる資料収集及び就職相談に関する事
- ⑯ 卒業予定者の就職指導及びガイダンスに関する事
- ⑰ 就職用各種証明書の発行に関する事

### 3. 総務課

- ① 施設の破損や不備、消防、施錠等に関する事
- ② スクールバスの運行に関する事
- ③ 学費の納入に関する事
- ④ 学費延期、分納及び授業料減免についての相談に関する事



## スクールバス及び西鉄バス運行について

本学では、次の区間においてスクールバス及び西鉄バスを運行しています。

なお、JR のダイヤ改正が3月中旬に実施される予定のため、その後に2019年度のスクールバス運行時刻表を決定します（決定し次第本学ホームページに掲載します）。

### 【スクールバス】

| 区 間                             | 運 行 日                                    | 協 力 券 | 所要時間   |
|---------------------------------|--|-------|--------|
| 「JR 神埼駅北口前」⇔<br>「神埼キャンパス」       | 月曜日～金曜日<br>(行事等により変更になる場合あり)             | 無 料   | 約 15 分 |
| 「神埼キャンパス」⇔<br>「西九州大学佐賀調理製菓専門学校」 | ダブルスクール講義開講日の月曜日<br>～水曜日のみ(帰路は、JR 神埼駅経由) | 無 料   | 約 30 分 |
| 「佐賀キャンパス」⇔<br>「学生寮 (あすなる寮)」     | 講義開講日の月曜日～金曜日のみ                          | 無 料   | 約 10 分 |

### 【西鉄バス】

| 区 間   | 運 行 日                         | 協 力 券  | 所要時間   |
|---|-------------------------------|--|--------|
| 「学生寮 (あすなる寮)」⇔<br>「神埼キャンパス」<br>(佐賀駅バスセンター経由)<br>※時間帯により佐賀駅バスセン<br>ター発着 (佐賀キャンパス経由)<br>で運行 | 講義開講日の月曜日～金曜日<br>(集中講義・補講日除く) | 150 円 (区間内一律) の協力<br>券を総務課にてご購入くださ<br>い (ただし、子ども学部及び<br>看護学部学生の講義に伴う神<br>埼キャンパスへの移動につい<br>ては無料の乗車券を総務課で<br>渡します) | 約 40 分 |

※以下のバスは、看護学部学生のみ利用可能です。(看護学部以外の学生は利用できません)

| 区 間                   | 運 行 日       | 協 力 券  | 所要時間   |
|-----------------------|-------------|--|--------|
| 牛津駅⇔神埼キャンパス<br>※小城駅経由 | 講義開講日の水・木曜日 | 無 料<br>(事前に総務課(小城)にて、無料の<br>乗車券の受取りを行って下さい。) | 約 1 時間 |

### 【注意】

- ・学校行事等により、運行予定を変更する場合がありますので、学内の掲示板及び本学ホームページ等でご確認ください。
- ・発着時刻は予定であり交通状況によっては、遅れる場合もあります。
- ・ご利用の際には、安全乗車にご協力ください。
- ・部活動・サークル活動で各キャンパス間を移動する場合は、各キャンパスの総務課にて協力券を (150 円) ご購入ください (無料で西鉄バスに乗車できません)。

## 学生ポータルサイトの利用について

学生ポータルサイトは、各自の修学を管理・支援するツールとして活用されるもので、入学から卒業するまでの修学期間に渡って使用します。学外パソコンからでもアクセスが可能です。使用する際は事前に配付されたID・パスワード(PW)を入力し、ログインしてください。ID・PW情報は、卒業まで使用しますので、記録し失くさないように大切に管理してください。学生自らが修学の状況を振り返るためのツール、ポートフォリオの活用により、修学・生活の自己管理と分析、自己評価の文章化による自己表現、目標と行動の設定(PDCAサイクルの定着)、教科担当との双方向のコミュニケーションなどが可能となり、迅速な学習支援を提供しています。主な機能は次のとおりです。

### 1. ホーム画面のお知らせ(図1-1、図1-2)

休講や教室変更、その他の連絡事項が掲載されますので、各自で事前に確認してください。また、学内の掲示板にもお知らせしますので、登校時には確認が必要です。

### 2. ポートフォリオ(授業でも活用されます。)

【修学支援ポートフォリオ】 修学ポートフォリオには、修学日誌・学期毎の記録があります。修学日誌は、週報日誌となっており、1週間毎に自己管理を行うものです。学期毎の記録では、各学期に目標設定・活動成果・今後の課題等を記録して振り返り自己管理を行うものです。

【キャリアポートフォリオ】 自分史(学期毎の記録を含む)・就職準備等の記録をして自ら就職活動の準備をするために使用するものです。

【学修ポートフォリオ】 課題レポートの提出や、レポートを介した教科担当との個別指導等に使用するものです。

### 3. ボランティア活動(授業でも活用されます。)

ボランティア募集一覧から参加希望の申込みをします。

### 4. 求人情報・説明会情報

就職説明会や求人情報を閲覧することができます。

### 5. シラバス情報(図2-1、図2-2)

本年に開講される科目のシラバスが掲載されます。「シラバス情報の確認(図2-1、図2-2)」を参考にしてください。

### 6. 履修科目、希望する資格・免許の履修登録及び時間割の印刷(図3-1、図3-2、図3-3)

各学期(前期・後期)のはじめに、受講する科目の登録を各自で行います。学科や資格(免許)によって必要な要件(修得科目及び修得単位数)があるので、しっかりと確認し、履修登録を行ってください。登録期間中は何度でも変更が可能です。最後に保存した科目が当該学期の履修科目となります。操作方法は、図3-1、図3-2、図3-3を参考にしてください。また、登録した時間割は印刷することができるので、登録後は必ず印刷して確認を行ってください。

### 7. 成績の閲覧(図4)

個人成績一覧を随時閲覧することができます。各学期の成績発表日に当該学期の成績が更新されます。

### 8. 授業評価の登録(図5)

履修する全ての科目について、授業を評価してもらいます。この調査では、各自の受講について振り返るほか、授業や指導を改善するための情報として活用されます。成績評価には関係しませんので、受講者の義務と心得て必ず回答してください。授業評価は、およそ14回または15回目の授業最後に実施されます。実施の際にはポータルサイトにお知らせします。

授業評価の登録画面操作(図5)を参考にしてください。

### 9. 学修到達度の確認(図6)

各学期で履修した科目の成績評価に基づいて能力要素別の学修到達度が集計表示されます。

学修到達度の確認(図6)を参考にしてください。

## 10. 学修成果の自己評価の登録（図7）

各学期末に、自分の能力要素がどの程度達成しているかを自己評価します。学修成果の自己評価方法（図7）を参考にしてください。

## 11. アンケート調査

学修実態調査、就職活動関係調査、学生生活実態調査、授業での調査など、各種調査が適宜実施されます。調査のお知らせの際に回答してください。

### ※学生ポータルサイトでの入力（登録）作業について

入力には、それぞれ期間が設定されます。登録期間を確認し、期日までに作業を終了してください。

入力作業の途中でも、操作しない時間が30分続くとタイムアウトとなり、入力途中のデータは登録（保存）されません。入力作業時は、こまめに登録ボタン（または、下書きボタン）を押して保存するようにしてください。（授業評価アンケートの登録の場合は、回答途中での保存ができません。）

※スマートフォン等での動作保証はしておりません。データが記録されない場合もありますので、必ずOSがwindowsのパソコンにて操作を行ってください。

(図 1-1)

ホームページ

https://asunaro.nisikyu-u.ac.jp/portal/ (大学ホームページからアクセスします。)

※ 「学生ログイン」 からログイン画面に入ります。

(図 1-2)

ログイン画面

※ 各自のユーザー ID、パスワード、生年月日を入力し、ログインします。

※ パスワードを忘れた場合は、「パスワードを忘れた方は」を選択し、指示に従ってください。

(図 2-1)

シラバス情報の確認

本学ホームページあるいは学生ポータルサイトからシラバス検索画面に入ります。シラバスは本年度に開講される科目の学科別一覧が表示されます。

画面は 2017 年度開講例です。

西九州大学 教育・研究リソース 検索システム

トップページ » 授業科目(シラバス) » 開講年度 » 学科・専攻・コース » シラバス一覧

2017 年度 開講  
子ども 子ども学科  
シラバス一覧

1年生 開講 / 2年生 開講 / 3年生 開講 / 4年生 開講

1年生 開講  
共通教育科目 共通基礎科目

| 授業科目      | 専攻・コース | 単位数 | 履修区分 | 開講期 | 担当教員  | シラバス |
|-----------|--------|-----|------|-----|-------|------|
| 基礎演習あすなろう |        | 1   | 必修   | 通年  | ●●●●● | シラバス |

共通教育科目 教養教育科目

| 授業科目           | 専攻・コース | 単位数 | 履修区分 | 開講期 | 担当教員  | シラバス |
|----------------|--------|-----|------|-----|-------|------|
| あすなろう体験 I (基礎) |        | 1   | 必修   | 通年  | ●●●●● | シラバス |
| 心理学入門          |        | 2   | 選択必修 | 後期  | ●●●●● | シラバス |
| 現代社会と倫理        |        | 2   | 選択必修 | 前期  | ●●●●● | シラバス |
| 人間論と現代思想       |        | 2   | 選択必修 | 後期  | ●●●●● | シラバス |
| 文学と言語          |        | 4   | 選択必修 | 前期  | ●●●●● | シラバス |

基本事項

(図 2-2)

シラバス画面

西九州大学 教育・研究リソース 検索システム

トップページ » 授業科目(シラバス) » 開講年度 » 学科・専攻・コース » シラバス一覧 » 授業科目(シラバス)

子ども学総論

|                |  |
|----------------|--|
| 科目名            | 子ども学総論   |
| ナンバリング         | PC_A1_01   |
| 担当者            | ●●●●●<br>●●●●●<br>●●●●●<br>●●●●●<br>●●●●●<br>●●●●● |
| 開設学科<br>専攻・コース | 子ども学科<br>心理カウンセリング学科                               |
| 分類             | 専門教育科目 学部基幹科目                                      |
| 関連する<br>資格・免許  |  |

| 開講キャンパス | 開講年次 | 開設期 | 単位数 | 必修・選択 |
|---------|------|-----|-----|-------|
| 佐賀      | 1年   | 前期  | 2単位 | 必修    |



(図 3-1)

履修登録の画面操作

【はじめに】学生ポータルサイトでの履修登録作業の前に時間割をもとに、あらかじめ下書きの時間割表を作成しておきます。下書きした時間割表を見ながら登録操作を行ってください。

「月曜日」を開いた例  
履修したい科目に  を入れ選択します。  
各曜日、集中講義を開き、履修したい科目を選択します。

確認  
登録した科目単位数と  
科目数が表示されます。

※科目名をクリックすると、シラバスを閲覧することができます。

※履修登録期間中の変更は可能です。

※「ホーム」画面上の個人時間割表は、履修登録後に更新されます。

基本事項

(図 3-2)

資格・免許希望の登録

学生 ポータル サイト

西九州大学 西九州大学短期大学部

ようこそ 学生 壺那 さん [ ログアウト ]

ホーム ポートフォリオ SNS 出欠閲覧 あすなるうセンター 授業 キャリア ミニ・ガイダンス 設定 シラバス アンケート

トップ 資格・免許希望 履修登録 授業評価アンケート 学修到達度マップ

免許・資格 希望 画面情報はダミーです。

|                                     |               |     |
|-------------------------------------|---------------|-----|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 栄養士免許申請資格     | 未取得 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 管理栄養士国家試験受験資格 | 未取得 |
| <input type="checkbox"/>            | 健康運動実践指導者受験資格 | 未取得 |
| <input type="checkbox"/>            | 栄養教諭一種免許状     | 未取得 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 食品衛生監視員任用資格   | 未取得 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 食品衛生管理者任用資格   | 未取得 |

3 該当箇所に☑を入れる。

4 登録 リセット

西九州大学・西九州大学短期大学部

(図 3-3)

登録した時間割表の印刷確認

※履修登録後に印刷してください。

学生 ポータル サイト

西九州大学 西九州大学短期大学部

ようこそ 学生 茜 さん [ ログアウト ]

ホーム ポートフォリオ SNS 出欠閲覧 あすなるうセンター 授業 キャリア ミニ・ガイダンス 設定 シラバス アンケート

トップ 資格・免許希望 履修登録 授業評価アンケート 学修到達度マップ

履修登録期間 平成27年 4月 1日 00:00 から 平成27年 5月31日 23:59まで

※印は、代替対象が複数科目になっているものです。

| 履修科目   | 単位 | 月  | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|--------|----|----|---|---|---|---|---|---|
| 共通教養科目 | 0  | 月  | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 専門教養科目 | 20 | 火  | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 他学科等   | 0  | 水  | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 合計     | 20 | 木  | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
|        |    | 金  | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
|        |    | 土  | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|        |    | 集中 | 0 |   |   |   |   |   |

(印刷表示例)

時間割表印刷



(図4)  
成績閲覧方法

西九州大学 西九州大学短期大学部

ようこそ 日本 太郎さん [ログアウト]

ホーム ポートフォリオ SNS 出欠閲覧 あすなろセンター **1** 授業 授業評価アンケート 学籍到達度マップ 学籍到達度成果 学籍到達度マップ

トップ 資格・免許希望 履修登録 **2** 成績閲覧 授業評価アンケート 学籍到達度マップ 学籍到達度成果 学籍到達度マップ

成績閲覧に必要なセキュリティコードを入力してください。

「実行」ボタンをクリックすると学校指定のメールアドレスにセキュリティコードが送信されます。  
※セキュリティコードの有効期限は発行から15時間となります。  
また、ログアウトすると再度セキュリティコードの取得が必要となります。

学籍到達度のセキュリティコードを入力して「OK」ボタンをクリックしてください。

Webページからのメッセージ

成績閲覧に必要なセキュリティコードを学校発行メールアドレスへ送信します。よろしいですか？

セキュリティコードを入力。

学校指定のメールアドレスにセキュリティコードが送信されます。

成績一覧が表示されます。

成績取得状況

履修年度 [全て]  現在、履修中の科目を表示する  現在の学年のみ表示する

| 科目名         | 年度   | 学期 | 単位 | 評価 | 卒業要件   | 修得済み | 包括認定 |
|-------------|------|----|----|----|--------|------|------|
|             |      |    | 必  | 選  | 単位     | 単位   | 単位   |
| 共通教育科目      |      |    |    |    | 合計     | 120  | 62   |
| 共通基礎科目      |      |    |    |    | 共通教育科目 | 24   | 24   |
| 基礎選修あすなろ    | 2017 | 通年 | 1  | B  | 共通基礎科目 | 1    | 1    |
| 教養教育科目      |      |    |    |    | 教養教育科目 | 11   | 13   |
| 実践教養        |      |    |    |    | 実践教養   | 1    | 1    |
| 必修科目        |      |    |    |    | 必修科目   | 1    | 1    |
| あすなろ詳読Ⅰ(基礎) | 2017 | 通年 | 1  | C  | 選択科目   | -    | -    |
| 人間と文化       |      |    |    |    | 人間と文化  | 6    | 8    |
| 必修科目        |      |    |    |    | 必修科目   | 4    | 4    |
| 心理学入門       | 2017 | 後期 | 2  | A  | 選択科目   | 2    | 4    |
| 現代社会と倫理     | 2017 | 前期 | 2  | A  |        |      |      |
| 選択科目        |      |    |    |    |        |      |      |

◆注意◆

<セキュリティコードを入力し、成績の閲覧が可能な状態から別のメニューを表示した場合>

再度、成績閲覧のメニューをクリックすると、

1) 1時間以内での操作であれば →

セキュリティコードの入力画面が既に入力された状態で表示されますので、そのまま「OK」ボタンをクリックすると成績閲覧が可能です。

2) 1時間を越えた場合 →

セキュリティコードの入力画面が表示されますが、1)の場合と異なりセキュリティコード欄は空白で表示されます。また、既に取得していたセキュリティコードは期限切れとなり、再取得しないと成績閲覧をする事ができません。

<途中でログアウトした場合（「X」でウィンドウを閉じた場合を含む）>

既に取得していたセキュリティコードは期限切れとなり、再取得しないと成績閲覧をする事ができません。

(図5)

授業評価の登録画面操作

※画面は2017年度開講例です。

学生 ポータル サイト

西九州大学  
西九州大学短期大学部

ようこそ 学生 花子 さん [ ログアウト ]

ホーム ポートフォリオ SNS 出欠閲覧 あすなろうセンター **授業** キャリア ビジネスガイダンス 設定

トップ **授業評価アンケート**

授業評価アンケート一覧

| 題検番号   | 題検科目名      | 開講期 | 担当教員             | 提出開始日      | 提出終了日      | 回答する |
|--------|------------|-----|------------------|------------|------------|------|
| 112180 | 臨床心理地域援助特論 | 前期  | 教員 001           | 2014/08/01 | 2014/08/31 | 回答する |
| 411250 | 英語表現 I     | 前期  | 教員 002<br>教員 101 | 2014/08/01 | 2014/08/31 | 回答する |
| 112401 | 老年心理学特論    | 前期  | 教員 003           | 2014/08/01 | 2014/08/31 | 回答する |
| 411150 | 国語         | 前期  | 教員 004           | 2014/08/01 | 2014/08/31 | 回答する |
| 411151 | 音楽         | 前期  | 教員 005<br>教員 102 | 2014/08/01 | 2014/08/31 | 回答する |

授業評価シート

学生 ポータル サイト

西九州大学  
西九州大学短期大学部

ようこそ さん [ ログアウト ]

ホーム ポートフォリオ SNS 出欠閲覧 あすなろうセンター **授業** キャリア ビジネスガイダンス 設定 サービス アカウント

トップ 資格・免許希望 履修登録 **授業評価アンケート** 学修到達度マップ

一覧 > 回答

このアンケートは、授業の内容をより充実したものに改善するための大切な資料です。あなたの成績評価には一切影響しませんので、率直に回答してください。

**[411158]あすなろう体験 I (基礎) 通年 (**

| 設問番号  | 設問                             | 回答  |
|---|--------------------------------|---|
| (あなた自身の授業参加態度について)                          |                                |   |
| Q1.   | 授業は何回欠席しましたか。                  | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 |
| 【Q1.の評価基準： 4 ⇒ 0回、3 ⇒ 1回、2 ⇒ 2～3回、1 ⇒ 4回以上】 |                                |   |
| Q2.   | シラバス(授業計画)を活用しましたか。            | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 |
| Q3.   | 授業中に無礼や乱語等せず真面目に取り組みましたか。      | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 |
| Q4.   | あなたはこの授業を理解するために自分で何か工夫をしましたか。 | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 |

学生による授業改善のためのアンケート

このアンケートは、授業内容をより充実したものに改善するための大切な資料です。あなたの成績評価には一切影響しません。

この授業について気が付いた事や要望等を自由に記入してください。

400文字以内 (残り393文字)

自由記入

テスト自由記入

**登録** リセット

西九州大学・西九州大学短期大学部

授業評価シートの質問1～18は共通です。該当番号のチェックと自由記入をしてください。  
 授業評価シートは、途中保存ができませんので、最後(質問18)までもれなく回答してください。  
 質問19～25は、先生からの質問提示がある場合に回答してください。履修科目全てに回答してください。

回答期間中であれば変更は可能です。

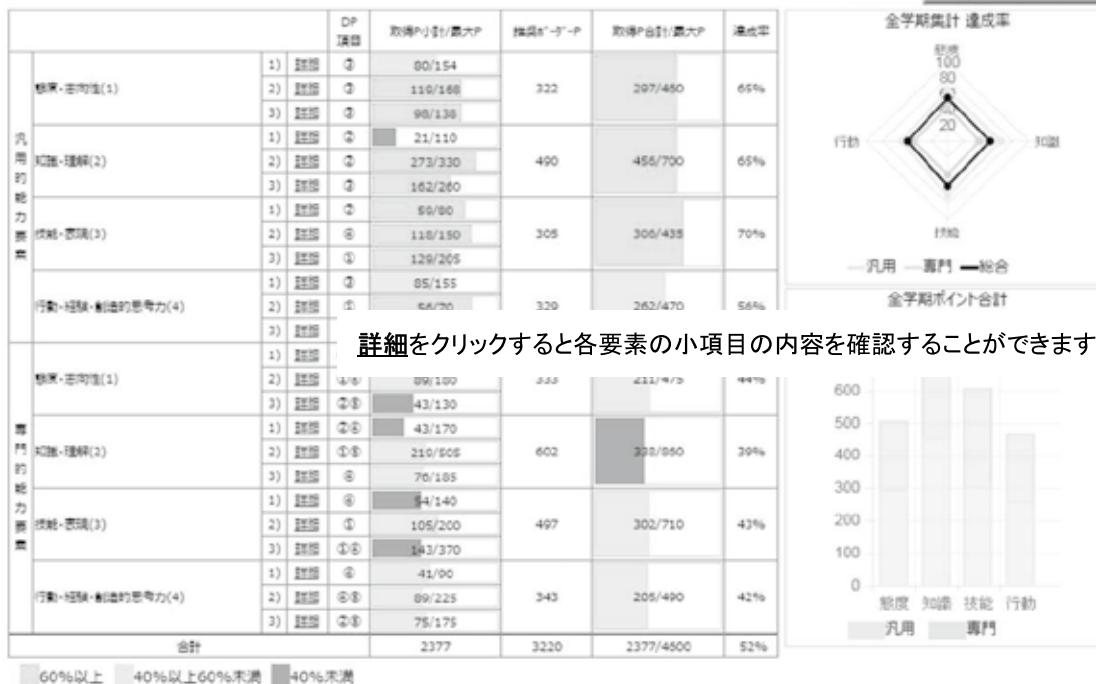
(図6)

学修到達度の確認

各学期末の成績発表時に個人成績に基づいて到達度が集計されます。



※ 全学期の集計結果が示されます。

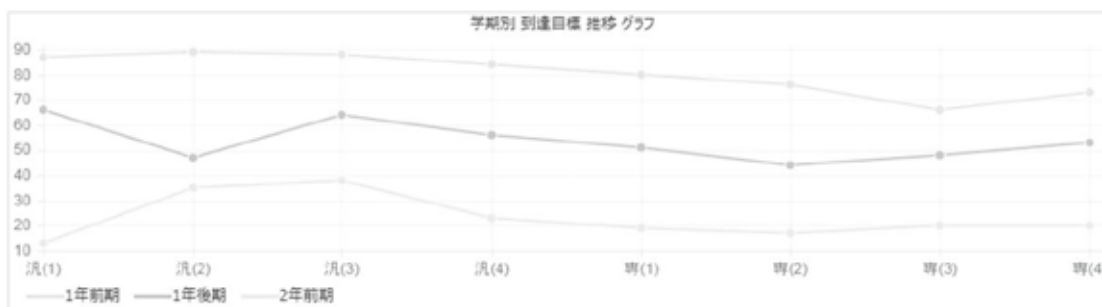


詳細をクリックすると各要素の小項目の内容を確認することができます。

2017年度1年次 前期

| 大項目   | 中項目          | 指標S'-グループ | 取得P合計/最大P | 達成率 |
|-------|--------------|-----------|-----------|-----|
| 汎用的能力 | 態度・志向性       | 130       | 161/185   | 87% |
|       | 知識・理解        | 231       | 294/330   | 89% |
|       | 技能・表現        | 112       | 141/160   | 88% |
|       | 行動・経験・創造的思考力 | 95        | 114/135   | 84% |
| 専門的能力 | 態度・志向性       | 80        | 100/125   | 80% |
|       | 知識・理解        | 137       | 148/185   | 76% |
|       | 技能・表現        | 116       | 109/165   | 66% |
|       | 行動・経験・創造的思考力 | 74        | 77/105    | 73% |
| 合計    |              | 990       | 1144/1400 | 82% |

2017年度1年次 後期



各学期の到達度が高い要素は自分の強みとして、低い要素は弱い点として、次学期の学修に向け強化、充足を図ってください。

基本事項

(図7)

### 学修成果の自己評価方法

学期終了ごとに学修成果の自己評価を行い、修学を振り返り、次学期の学修充実を図っていきます。自己評価は、学修到達目標の評価指標をもとに自己評価を行います。学修成果の評価指標は、入学時にプリント配付するほか、大学ホームページ(情報公開)にも掲載しています。(http://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/)

学生 ポータル サイト

西九州大学 西九州大学短期大学部

ホーム ポートフォリオ SNS 出欠確認 あすなろセンター 授業 **1** コマリア ミラーズ 設定 ユーリス フォット

トップ 資格-免許希望 履修登録 成績閲覧 授業評価アンケート **2** 学修到達度マップ 学修到達度成果

※ カリキュラムチェックリストからは、学修到達目標の科目(学修比率)との関係を一覧表で確認することができます。

↓ 学修到達画面の下

※ 自己評価には、汎用的能力要素(学科共通)、専門的能力要素(学科別)、そして大学全体の到達目標の3つがあります。

**自己評価**

汎用的能力要素 (学科共通)

|        | 1年 前期 (2017) | 1年 後期 (2017) | 2年 前期 (2018) | 2年 後期 (2018) |    |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|----|
| 1) 読解  | 2            | 2            | 1            |              | 入力 |
| 2) 読解  | 1            | 1            | 1            |              | 入力 |
| 3) 読解  | 2            | 2            | 1            |              | 入力 |
| 4) 読解  | 2            | 2            | 1            |              | 入力 |
| 5) 読解  | 2            | 2            | 0            |              | 入力 |
| 6) 読解  | 2            | 2            | 1            |              | 入力 |
| 7) 読解  | 2            | 2            | 0            |              | 入力 |
| 8) 読解  | 3            | 2            | 0            |              | 入力 |
| 9) 読解  | 2            | 1            | 1            |              | 入力 |
| 10) 読解 | 2            | 2            | 1            |              | 入力 |
| 11) 読解 | 2            | 1            | 1            |              | 入力 |

汎用的能力要素 (学科共通) 自己評価 推移

汎用的能力要素 (学科共通) 自己評価 傾向

**3 全ての項目について回答します。**

専門的能力要素 (学科共通)

|       | 1年 前期 (2017) | 1年 後期 (2017) | 2年 前期 (2018) | 2年 後期 (2018) |    |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|----|
| 1) 読解 | 2            | 1            | 1            |              | 入力 |
| 2) 読解 | 2            | 2            | 1            |              | 入力 |
| 3) 読解 | 2            | 2            | 2            |              | 入力 |
| 4) 読解 | 2            | 2            |              |              | 入力 |
| 5) 読解 | 1            | 1            | 1            |              | 入力 |
| 6) 読解 | 2            | 2            | 2            |              | 入力 |
| 7) 読解 | 1            | 1            | 1            |              | 入力 |
| 8) 読解 | 1            | 1            | 1            |              | 入力 |
| 9) 読解 | 2            | 2            | 1            |              | 入力 |

各項目に学修到達目標の評価指標が記されています。評価指標(学修成果の評価指標)は、Level 1~4の4段階の指標が文章で示されています。内容をよく読んで、内容全てに該当するLevelを選択します。Levelを飛び越えて評価はできません。

Level 1が到達基準となります。卒業までに全ての項目がLevel 1以上になるよう、計画を立て学修成果の獲得に励んでください。Level 1に満たない場合は、〈Level 1未満〉を選択します。

自己評価は学修到達度(p53)と合わせ、自分の強みや足りない点を見つけ、次の学期に向けた学修計画を立てて行動してください。

**4 登録すると完了です。**

登録 キャンセル

※ 自己評価の実施・登録については、別途お知らせがあります。

## こんなときどうしたら Q & A

| 区分   | こんなとき           | 担当課                 | どうしたら   | ページ                        |
|------|-----------------|---------------------|---|----------------------------|
| 施設配置 | 校舎・教室の配置が知りたい   | 総務課                 | ・施設配置図、校舎及び教室・研究室配置図を見てください。  | 20<br>} 35                 |
|      | 先生の研究室が知りたい     | 教務課                 |   |                            |
| 連絡   | 大学からの連絡や呼び出し    | 教務課<br>学生支援課<br>総務課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡事項や学生呼び出しは、原則として学生掲示板に掲示します。但し、個人情報保護の観点から、電話等で直接連絡することもあります。毎日、登・下校時に一度は必ず見てください。また、友人同士でも連絡しあってください。</li> <li>神埼キャンパス<br/>教務課：0952-37-9206<br/>学生支援課：0952-37-9208<br/>総務課：0952-37-9205</li> <li>佐賀キャンパス<br/>教務課：0952-37-9614<br/>学生支援課：0952-31-3066<br/>総務課：0952-37-9611</li> <li>小城キャンパス<br/>教務課：0952-37-0135<br/>学生支援課：0952-37-0136<br/>総務課：0952-37-0132</li> </ul> | 38                         |
| 履修   | 履修しようとする授業科目の相談 | 教務課                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学科とも、卒業には学生便覧に記載している科目・単位の修得が必要です。また、各種免許・資格を取得する時にも、指定された科目・単位の修得が必要です。</li> <li>・開講科目の内容は、シラバスに記載していますので、参考にしてください。</li> <li>・2年次生以上で同一時限目に他の科目と重複する場合は、指導教員または教務課へ相談してください。</li> </ul>  | 102<br>} 172               |
|      | Web履修登録         | 教務課                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学期のガイダンスの時に「Web履修登録」について説明を行います。受講する科目が決まったら、所定の期間中にポータルサイト上で登録を行ってください。登録期間中は、何度でも追加、修正が各自で行えます。</li> <li>・「履修登録」ができていない場合は、単位を修得することができませんので、特に注意が必要です。</li> <li>・未履修のため卒業に必要な科目・単位不足で卒業延期となる場合や免許・資格の取得が出来なくなる場合もありますので、注意してください。</li> <li>・履修確認期間中に履修登録に漏れがないかを必ず確認してください。</li> </ul>  | 44<br>} 50<br>・ 79<br>} 80 |
| 試験   | 試験受験資格が失格になる場合  | 教務課                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開講された時間数の2/3以上出席がない場合</li> <li>・途中で受講を取りやめた場合（指定期日後）</li> <li>・学費、その他所定の納付金未納の場合</li> <li>・受験中に不正行為があった場合</li> </ul>  | 82                         |

| 区分   | こんなとき      | 担当課   | どうしたら   | ページ                      |
|------|------------|-------|---|--------------------------|
| 試験   | 追試験の受験     | 教務課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「追試験受験願」を教務課に提出してください。但し、追試験を受験するには一定の条件があります。</li> <li>・追試験受験時には、必ず「追試験受験票」と「学生証」を机上においてください。</li> <li>・なお、追試験受験料として1科目500円が必要です。</li> <li>・試験が重複した場合については受験料は不要です。</li> </ul>   | 81                       |
|      | 再試験の受験     | 教務課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「再試験受験願」を教務課に提出してください。但し、授業科目によっては再試験を実施しない場合があります。</li> <li>・再試験受験時には、必ず「再試験受験票」と「学生証」を机上においてください。</li> <li>・なお、再試験受験料として1科目1,000円が必要です。</li> </ul>  | 82                       |
| 個人成績 | 個人成績を知りたい  | 教務課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生ポータルサイトで随時成績を閲覧できます。各学期の成績は当該学期の成績発表日に更新されます。各自、卒業・免許・資格に関する科目の単位の修得状況を把握してください。</li> <li>・各保護者（保証人）宛てにも郵送します。</li> </ul>   | 51<br>・<br>85<br>・<br>90 |
| 進級   | 進級の制限について  | 教務課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリテーション学部及び看護学部については進級制限が設けられています。</li> <li>・該当学年の進級条件に満たない場合、進級する（次の学年に進む）ことができなくなりますので注意が必要です。</li> <li>・指導教員や教務課に相談してください。</li> </ul>  | 97<br>・<br>99            |
| 卒業   | 卒業について     | 教務課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年終了時までの修得科目や単位が不足すれば、卒業延期等になりますので、注意が必要です。</li> <li>・指導教員や教務課に相談してください。</li> </ul>  | 72<br>・<br>74            |
| 授業   | 休講、補講を知りたい | 教務課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義の休講や補講等については、全て教務課の掲示板に掲示します。随時確認してください。</li> <li>・携帯電話等を利用して、学生ポータルサイトからでも確認が可能です。緊急の場合など、対応できない場合がありますので、ご注意ください。</li> <li>・なお、教務課掲示板は神埼キャンパス：4号館1階ベランダ側、7号館1階通路。佐賀キャンパス：5号館2階5201講義室横。小城キャンパス：2号館1階多目的ホール内に設置しています。</li> </ul> | 38                       |
|      | 欠席届の取扱い    | 教務課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・病気・けがなどで1週間以上欠席する場合は、「欠席届」に診断書等を添付して教務課へ提出してください。</li> </ul>  | 90                       |
|      | 公欠届の取扱い    | 教務課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学外実習の場合は事前に手続きをし、授業担当の先生に提出してください。</li> <li>・身内の方が亡くなり欠席した場合は、忌引として公欠扱いとすることがあります。教務課で相談してください。</li> <li>・裁判员、若しくは裁判员候補者に選ばれたときは、必要日数を公欠として認めます。</li> </ul>   | 90<br>・<br>91            |
|      |            | 学生支援課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・九州地区大学体育大会等に大学を代表として参加する場合は、公欠として取扱うことがあります。学生支援課で相談してください。</li> <li>・就職試験や内定先から要請のあった実習、研修がある場合は学生支援課で事前に手続きをし、各先生に提出してください。</li> </ul>  |                          |

| 区分       | こんなとき  | 担当課          | どうしたら   | ページ          |
|----------|--|--------------|---|--------------|
| 休学       | 休学するとき   | 教務課          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・病気その他の理由により3か月以上1年以内欠席する場合は、保証人並びに指導教員と相談の上、「休学願」を教務課へ提出してください。当該学部教授会の議を経て許可を得ることになります。</li> <li>・休学は、通算して2年以内での期間の延長を認めることがあります。</li> </ul>   | 39           |
| 復学       | 復学するとき   | 教務課          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・休学の後、復学したい場合は、保証人並びに指導教員と相談の上、「復学願」を教務課へ提出してください。当該学部教授会の議を経て許可を得ることになります。</li> </ul>   | 39<br>} 40   |
| 退学       | 退学するとき   | 教務課          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・退学しようとする場合は、保証人並びに指導教員と相談の上、「退学願」を教務課へ提出してください。当該学部教授会の議を経て許可を得ることになります。</li> </ul>   | 40           |
| 転学・進学    | 他の大学、大学院への転学・進学  | 教務課<br>学生支援課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・転学は教務課に、進学は学生支援課に相談してください。</li> </ul>   | 40           |
| 国家試験受験資格 | 受験資格について   | 教務課          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格の種類により指定科目があります。在学中に指定科目を修得見込みもしくは卒業時に修得していないと受験資格を得ることができません。</li> <li>【健康栄養学部 健康栄養学科】管理栄養士国家試験</li> <li>【健康福祉学部 社会福祉学科】社会福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験、介護福祉士国家試験</li> <li>【健康福祉学部 スポーツ健康福祉学科】社会福祉士国家試験</li> <li>【リハビリテーション学部 リハビリテーション学科】理学療法士国家試験、作業療法士国家試験</li> <li>【子ども学部 心理カウンセリング学科】公認心理師国家試験</li> <li>【看護学部 看護学科】看護師国家試験、保健師国家試験</li> </ul> | 180<br>} 217 |
| 卒業研究・演習等 | 卒業研究・演習等について   | 教務課          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学科には、各々卒業研究等に関する内規があります。</li> <li>・各学部の4年生には「卒業研究ゼミナールⅡ」及び「卒業演習」または「卒業研究」(健康栄養学科)、「発展ゼミナールⅢ(含卒業研究)」(社会福祉学科)、「スポーツ健康福祉学演習Ⅱ(含卒業研究)」(スポーツ健康福祉学科)、「卒業研究」(リハビリテーション学科、子ども学科、心理カウンセリング学科)、「看護研究ゼミナール」(看護学科)が課せられます。</li> <li>・合否判定のため、発表会及び審査などが行われます。</li> </ul>  | 91<br>} 96   |
| 各種証明書    | 学業成績<br>卒業(修了)見込<br>資格取得見込<br>教員免許状単位取得見込<br>社会福祉士指定科目履修見込 他 | 教務課          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「証明書交付願(緑色)」に必要とする証明書の申し込み数等を記入し、事務局に設置の券売機にて必要とする額の証紙(200円/1通)を購入及び申し込み書へ貼付のうえ、教務課へ申し込んでください。翌々日に交付します。(土・日・祝祭日を除く)</li> </ul>   | 63           |

| 区分  | こんなとき           | 担当課     | どうしたら  | ページ   |
|-----|-----------------|---------|--|---|
| 学生証 | 学生証の交付          | 学生支援課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学時の4月に交付し、有効期間は卒業する年度の3月31日までです。</li> <li>・紛失した場合は、速やかに再交付を受けてください。</li> </ul>  | 38  |
|     | 学生証の再交付         | 学生支援課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学生証再交付願」の所定の欄を記入し、事務局に設置の券売機にて必要とする額の証紙(1,500円/1通)を購入及び申し込み書へ貼付のうえ、学生支援課へ申し込んでください。翌日に交付します。</li> </ul>   | 38  |
| 学生証 | 仮学生証の交付         | 学生支援課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期試験等の際に学生証を紛失した、または忘れた場合には、1日限り有効の仮学生証を交付します。</li> <li>・当日中に速やかに返却してください。</li> <li>・発行は、半期に4回限りです。</li> </ul>   | 38  |
| 証明書 | 学生割引証の発行        | 学生支援課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学割証交付願」を記入後、学生証呈示のうえ申請してください。翌々日に「学校学生生徒旅客運賃割引証」を発行します。</li> <li>・使用可能距離は100km以上です。</li> <li>・使用目的は、帰省、就職試験、研修旅行などに限ります。</li> <li>・使用枚数は、年間8枚までです。</li> </ul> | 65  |
|     | 定期券申込書の発行       | 学生支援課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「通学証明書交付願」を窓口で記入の上、「定期券購入申込書」を受け取り、最寄りの交通機関(駅)で手続きをしてください。</li> <li>・JRでは、片道10km以上が適用されます。</li> <li>・JR以外は、各公共交通機関の窓口にて申し込み書を受け取り、学生支援課へ提出してください。</li> </ul>   | 65  |
|     | 実習用通学定期券の購入     | 学生支援課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の定期券申込と異なり、申請から購入まで時間を要します。実習開始3週間前までに必ず申し込んでください。</li> </ul>  | 65  |
|     | 在学証明書の交付        | 学生支援課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「証明書交付願(白色)」の所定の欄を記入し、事務局に設置の券売機にて必要とする額の証紙(200円/1通)を購入及び申し込み書へ貼付のうえ、学生支援課へ申し込んでください。翌々日に交付します。(土・日・祝祭日を除く)</li> </ul>   | 63  |
|     | 健康診断証明書の交付      | 学生支援課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「証明書交付願(白色)」の所定の欄を記入し、事務局に設置の券売機にて必要とする額の証紙(200円/1通)を購入及び申し込み書へ貼付のうえ、学生支援課へ申し込んでください。翌々日に交付します。(土・日・祝祭日を除く)</li> <li>・定期健康診断の全検査項目の受診者のみに交付します。</li> </ul>     | 63  |
|     | 変更届             | 学生の氏名変更 | 学生支援課  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学生事項(住所等)変更届」を記入し、「戸籍抄本」を添付したうえで速やかに提出してください。</li> </ul> |
| 変更届 | 学生の住所、電話番号などの変更 | 学生支援課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学生事項(住所等)変更届」を速やかに提出してください。</li> <li>・本籍変更の場合は併せて「住民票の写し」(本籍が記載されたもので、マイナンバーが記載されていないもの)を添付してください。</li> </ul>   | 40<br>41  |



| 区分               | こんなとき                | 担当課        | どうしたら  | ページ                 |
|------------------|----------------------|------------|--|---------------------|
| 変更届              | 保証人の変更及び住所の変更        | 学 生<br>支援課 | ・「学生事項（住所等）変更届」を記入のうえ、速やかに提出してください。  | 40<br>}             |
|                  | 電話番号の変更              | 学 生<br>支援課 | ・学生や家族の電話番号が変更になった場合は、速やかに「学生事項（住所等）変更届」を提出してください。   | 41                  |
| 課<br>外<br>活<br>動 | 学内サークル団体等の結成         | 学 生<br>支援課 | ・毎年6月1日に「団体設立許可願」「サークル会則」「学生団体設立趣意書」の提出期間を設けています。<br>・「同好会」として承認後、本学より支援を受けることができます。   | 64<br>・<br>255<br>} |
|                  | 学内サークル団体等への参加        | 各団体        | ・公認サークルの紹介を学内掲示板もしくはホームページで行っています。<br>・詳細は各サークルへ問い合わせてください。  | 255<br>}            |
|                  | サークル活動などの紹介及びポスター掲示等 | 学 生<br>支援課 | ・掲示物に「学生支援課」の認印を受け、所定の掲示板に掲示できます。<br>・原則として、翌日から一週間の掲示となります。   | 64<br>・<br>262      |
|                  | 学外活動（体育大会等）への参加      | 学 生<br>支援課 | ・事前に「遠征届」「公欠届」に大会要項を添えて提出してください。<br>・参加費などを一部援助する制度もあります。  | 63<br>}             |
|                  | 大学施設・備品の使用           | 学 生<br>支援課 | ・希望日時の使用が可能かを確認の上、「施設使用願」「備品借用願」を提出してください。   | 64<br>・<br>262      |
|                  | 休日の施設使用              | 学 生<br>支援課 | ・土曜日、日曜日及び祝祭日は原則使用できません。<br>ただし学長等が特に認める場合は許可します。<br>・施設使用等については、上記の手続きを完了した上で、前日の夕方に「鍵管理簿」に記入し、鍵を受け取り、使用後に窓口へ返却してください。  | 244<br>}            |
|                  | 学友会会費の申請             | 学 生<br>支援課 | ・「西九州大学学友会会費運用基準」に基づき、活動経費を一部援助します。<br>・公認サークルは、所定の申請様式に参加を証明する書類と領収書を添付のうえ、申請期間中（7月、2月）に提出してください。   | 257                 |
| 通<br>学           | スクールバス利用             | 総務課        | ・神埼キャンパス～神埼駅間（無料）、神埼キャンパス～JR佐賀駅間、神埼キャンパス～佐賀キャンパス間にスクールバスを運行しています。また、看護学部学生のための、神埼キャンパス～（小城駅経由）～牛津駅間（無料）のスクールバスも運行しています（看護学部学生のみ利用可能）。なお、運行時刻は掲示等を行いますので、確認の上利用してください。<br>・JR佐賀駅便は協力券が必要です（子ども学部及び看護学部学生の講義に伴う神埼キャンパスへの移動については、無料の券を総務課で渡します）。また、佐賀キャンパス便は協力券が必要な場合があります。<br>・協力券は総務課窓口で購入してください。<br>・看護学部学生用の、神埼キャンパス～（小城駅経由）～牛津駅間のバス乗車には、無料の乗車券が必要です。 | 43<br>・<br>261      |

| 区分                         | こんなとき         | 担当課               | どうしたら  | ページ          |
|----------------------------|---------------|-------------------|--|--------------|
| 通<br>学                     | 自家用車利用        | 学 生<br>支援課        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「駐車登録申請書」を記入のうえ、駐車場協力金 2,000 円を支払い、学生支援課にて「駐車許可証」を受領してください。</li> <li>・「駐車登録許可証」は、ダッシュボードに常時提示してください。</li> <li>・神埼・佐賀・小城キャンパスそれぞれで定められたルールに従い、白線の駐車区画内に駐車してください。</li> <li>・駐車登録は、毎年必要です。</li> </ul>               | 261<br>} 262 |
| 寮・ア<br>パート・<br>アルバイト<br>紹介 | 学生寮（あすなろ寮）の紹介 | 学 生<br>支援課        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学手続き完了者に「入寮願書（女子のみ）」を送付しています。</li> </ul>  | 260          |
|                            | 指定寮の紹介        | 学 生<br>支援課        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学手続き完了者に「指定寮入寮願書」を送付しています。</li> <li>・在学生には紹介はしていません。相談のみに応じています。</li> </ul>   | 260<br>} 261 |
|                            | 下宿、アパートの紹介    | 学 生<br>支援課        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学手続き完了者に案内冊子を送付しています。</li> <li>・希望者は直接業者へ問い合わせてください。</li> <li>・在学生には紹介はしていません。相談のみに応じています。</li> </ul>   | 260<br>} 261 |
|                            | アルバイトの紹介      | 学 生<br>支援課        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所定掲示板にて、アルバイト募集を随時掲示しています。</li> <li>・問い合わせは、求人者へ直接お願いします。</li> </ul>   | 38           |
| 学<br>費<br>納<br>入           | 学費納入の仕方       | 総務課               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業料、その他の納付金（教育充実費、施設設備費）は、毎年度前期及び後期に分けて納入してください。ただし、2年次以降の施設設備費は、前期学費と同時に納入してください。</li> <li>・前期及び後期の納入期間は次のとおりです。</li> <li>・前期 4月10日から5月10日まで</li> <li>・後期 10月1日から10月31日まで</li> <li>・納入方法は、銀行振込になります。</li> </ul> | 66<br>} 70   |
| 学<br>費<br>納<br>入           | 学費の延期、分納      | 総務課               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な事情がある者は、学長の承認を受け、延期又は分納をすることができます。</li> <li>・「学費納入延期・分納願」を総務課へ提出してください。（前期：5月10日まで、後期：10月31日まで）</li> <li>ただし、学費納入規程に定める納入期間内に当該学期の学費の1ヶ月分以上の金額が納入されている場合に限りです。</li> </ul>                                     | 65<br>・ 67   |
|                            | 授業料の減免        | 総務課<br>学 生<br>支援課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業料納付期限前6ヶ月以内に学費負担者が死亡し、又は、その学生若しくは学費負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる場合、当該事由発生の日の属する学期、又はその翌学期分授業料（学納金すべてではない）の2分の1が免除されます。</li> <li>・該当する場合は、早めに相談してください。</li> </ul>   | 65<br>・ 67   |

| 区分   | こんなとき            | 担当課   | どうしたら  | ページ          |
|------|------------------|-------|--|--------------|
| 奨学金  | 日本学生支援機構奨学金      | 学生支援課 | ・入学後の貸与希望者を対象に4月上旬に説明会を行います。<br>・定期採用（4月上旬）とは別に年度中途でも、家計の急変などを理由に適応される「緊急・応急採用」の定期外採用の制度もありますので相談に来てください。                                | 278<br>} 280 |
|      | 永原学園奨学金          | 学生支援課 | ・本学に1年以上在学した者（編入学者も同じ）を対象とした一般奨学金支給制度（授業料の2分の1相当額）があります。4月初旬に説明会を開催します。  | 280<br>} 283 |
| 健康管理 | ケガや病気の応急措置を受けたい  | 学生支援課 | ・学生支援課へ連絡してください。<br>・保健管理センターにて応急処置又は休養ができます。  | 252          |
|      | 健康、疾病について相談したい   | 学生支援課 | ・保健管理センター職員（学生支援課職員）が対応します。  | 252          |
| 傷害事故 | 正課、課外活動で傷害があった   | 学生支援課 | ・学生全員が加入する「学生教育研究災害傷害保険」と生活全般にわたる自己保険と賠償保険を加えた民間保険「学研災付帯 学生生活総合保険制度」も導入しています。<br>・看護学科の学生は日本看護学校協議会共済会 総合補償制度「Will」へ加入し事故・ケガへの補償対応を行います。 | 253          |
|      | 学外で交通事故等の事故に遭遇した | 学生支援課 | ・「事故発生届」を速やかに提出してください。   | 65           |
|      | 学内施設、備品の破損の処理    | 学生支援課 | ・「施設・備品等破損届」を速やかに提出してください。原則として弁償費用は自己負担ですが、「学研災付帯 学生生活総合保険制度」へ加入している場合は申し出てください。  | 65           |
| 拾得物  | 拾得物、紛失物の対処       | 学生支援課 | ・「物品の紛失、盗難、拾得、忘れもの、受領届」を速やかに提出してください。<br>・拾得物については、3ヶ月間保管展示します。  | 65<br>・ 262  |
| 学生相談 | 学生相談             | 学生支援課 | ・心理的な悩み、不安などのカウンセリングを本学学生相談室のカウンセラーを中心に対応しています。学生相談室又は、学生支援課に申し出てください。   | 253          |
|      | オフィスアワー          | 各研究室  | ・就学、生活、進路や就職などについて懇談又は相談に応じるため、各研究室にて教員が待機しています。   | 253          |
|      | 先生（非常勤）への質問等     | 教務課   | ・授業終了後に直接先生へ質問等を行うか、教務課窓口にある質問票に記入して教務課へ提出してください。教務課より質問票を先生へお渡しし、その回答を後日お伝えします。   | 253          |
| 学生支援 | 就職ガイダンス          | 学生支援課 | ・就職に対する心構えの講習を行い、履歴書、自己紹介書の書き方、面接マナーや自己PR等についての理解を深めます。  | 286<br>} 287 |
|      | 施設、企業案内、情報       | 学生支援課 | ・学生支援課では求人票および就職、進学に関する資料をそろえています。学年を問わず閲覧できます。  | 286<br>} 287 |
|      | 履歴書の配布           | 学生支援課 | ・学生支援課にて本学オリジナルの履歴書を無料配布しています。応募書類送付用の封筒も用意しています。  | 286          |

| 区分  | こんなとき   | 担当課 | どうしたら   | ページ          |
|-----|---------|-----|---|--------------|
| 図書館 | 図書館の利用  | 図書館 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・神埼キャンパスには5号館の1階と地下1階に本館があり、7号館3階に分室があります。また、佐賀キャンパス3号館2階、小城キャンパス2号館1階には分館があります。学生証を持参してください。</li> <li>・専門分野の図書・学術雑誌だけではなく、教養書なども揃っています。わからないことは、カウンターで尋ねてください。</li> </ul> | 234<br>} 241 |
|     | 所蔵資料の検索 | 図書館 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館に所蔵されている図書、雑誌の一部は、OPACで探すことができます。</li> </ul>   | 234<br>} 241 |
|     | 情報機器の活用 | 図書館 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットを利用して、様々な情報を収集することができます。</li> </ul>  | 234<br>} 241 |

## 各種申請・届出等一覧

| 分類            | 書式名                  | 区分 | 担当窓口 | 提出先  | 交付期限          | 添付書類 | 備考        |
|---------------|----------------------|----|------|--|---------------|------|-----------|
| 1. 教務関係証明書交付願 | 学業成績証明書<br>(単位取得証明書) | 申請 | 教務課  | 「証明書交付願(緑色)」に必要な事項を記入し所定の手数料を納付した後、教務課に提出。 | 提出日を含め<br>3日後 |      | 手数料 200 円 |
|               | 卒業(見込)証明書            | 申請 | 教務課  |  | 提出日を含め<br>3日後 |      | 手数料 200 円 |
|               | 資格取得(見込)証明書          | 申請 | 教務課  |  | 提出日を含め<br>3日後 |      | 手数料 200 円 |
|               | 教員免許状単位取得<br>(見込)証明書 | 申請 | 教務課  |  | 提出日を含め<br>3日後 |      | 手数料 200 円 |

| 分類            | 書式名         | 区分 | 担当窓口  | 提出先  | 交付期限           | 添付書類 | 備考                          |
|---------------|-------------|----|-------|--|----------------|------|-----------------------------|
| 2. 学生関係証明書交付願 | 健康診断証明書     | 申請 | 学生支援課 | 「証明書交付願(白色)」に必要な事項を記入し所定の手数料を納付した後、学生支援課に提出。 | 提出日を含め<br>3日後  |      | 手数料 200 円<br>※定期健康診断受診者のみ交付 |
|               | 在学証明書       | 申請 | 学生支援課 |  | 提出日を含め<br>3日後  |      | 手数料 200 円                   |
|               | 在寮証明書       | 申請 | 学生支援課 |  | 提出日を含め<br>3日後  |      | 手数料 200 円                   |
|               | 学生証再交付願     | 申請 | 学生支援課 |  | 翌日             |      | 手数料 1,500 円                 |
|               | 人物調査<br>推薦書 | 申請 | 学生支援課 |  | 提出日を含め<br>1週間後 |      | 手数料 200 円                   |

| 分類        | 書式名     | 区分    | 担当窓口            | 提出先   | 提出期限                     | 添付書類             | 備考                               |
|-----------|---------|-------|-----------------|---|--------------------------|------------------|----------------------------------|
| 3. 教務関係届等 | 欠席届     | 届出    | 教務課             | 教務課   | 事前事後速やかに                 | 「診断書」又は欠席を証明する書類 | 1週間以上病気、事故等により授業を欠席              |
|           | 試験欠席届   | 届出    | 教務課             | 教務課   | 指定日まで                    | 「診断書」又は欠席を証明する書類 | 期限までに提出が無い場合は、追試験を受験できない         |
|           | 公欠届     | 届出    | 教務課または学生支援課     | 授業担当教員  | 事前事後速やかに(サークル活動は1週間前)    | 事実が証明できる書類       | サークル活動、実習、就職試験・面接、忌引により授業を欠席する場合 |
|           | Web履修登録 | 届出    | 教務課             | P.79～80「履修申告」参照<br>※履修登録の画面操作についてはP.46～P.50参照 |                          |                  |                                  |
|           | 追試験受験願  | 願出    | 教務課             | 教務課   | 追試験日の前日まで                |                  | 「試験欠席届」を提出した者のみ<br>手数料 500 円     |
|           | 再試験受験願  | 願出    | 教務課             | 教務課   | 再試験日の前日まで                |                  | 手数料 1,000 円                      |
|           | 卒業研究題目  | 届出    | 各学科総合研究室<br>教務課 | 教務課   | 各学科の指定日まで                |                  | 指導教員の連署を必要とする                    |
|           | 休学願     | 願出    | 教務課             | 教務課   | 事案発生日                    | 病気の場合は診断書        | 指導教員に事前に相談                       |
|           | 復学願     | 願出    | 教務課             | 教務課   | 指定日まで                    | 病気の場合は診断書        | 指導教員に事前に相談                       |
|           | 退学願     | 願出    | 教務課             | 教務課   | 事案発生日                    | 学生証<br>病気の場合は診断書 | 指導教員に事前に相談                       |
| 留学願       | 願出      | 学生支援課 | 学生支援課           | 指定日まで   | 誓約書<br>パスポートコピー<br>保険証書等 | 指導教員に事前に相談       |                                  |

| 分類          | 書式名              | 区分 | 担当窓口  | 提出先   | 提出期限         | 添付書類                   | 備考  |
|-------------|------------------|----|-------|-------|--------------|------------------------|---|
| 4.<br>住所等変更 | 学生事項（住所等）<br>変更届 | 届出 | 学生支援課 | 学生支援課 | 発生から<br>1週間後 | 各事項の備考<br>欄に指示する<br>書類 | 本人・保護者・保証<br>人の該当する各欄に<br>変更する氏名（姓名）<br>又は住所を理由とと<br>もに記入 |

| 分類             | 書式名                   | 区分 | 担当窓口  | 提出期限    | 添付書類                           | 備考                     |
|----------------|-----------------------|----|-------|---------|--------------------------------|------------------------|
| 5.<br>サークル活動関連 | 学生団体（サークル）<br>設立許可申請書 | 申請 | 学生支援課 | 6月1日    | 趣意書・会則・<br>部員名簿                | サークル等、団体を設<br>立時に申請    |
|                | 学生団体（サークル）<br>活動計画書   | 届出 | 学生支援課 | 6月1日    | 会則・部員名簿・<br>年間活動計画書            |                        |
|                | 部室使用願                 | 願出 | 学生支援課 | 6月1日    | 部室使用に係わ<br>る念書・部室使用<br>計画・部員名簿 |                        |
|                | 遠征・合宿届                | 届出 | 学生支援課 | 実施の1週間前 | 公式大会の場合<br>は実施要項               | 公欠になる場合は全員<br>分の公欠届を添付 |

| 分類            | 書式名              | 区分 | 担当窓口  | 提出期限          | 添付書類                         | 備考                                 |
|---------------|------------------|----|-------|---------------|------------------------------|------------------------------------|
| 6.<br>学友会活動関連 | 集会願              | 願出 | 学生支援課 | 実施の1週間前       | 集会の実施要項<br>等                 |                                    |
|               | 学外団体加盟・交流<br>承認願 | 願出 | 学生支援課 | 実施の2週間前       | 加盟又は交流す<br>る学外団体の組<br>織等関係書類 | サークル活動で学外の<br>団体と共同活動や交流<br>活動等を実施 |
|               | 掲示承認願            | 願出 | 学生支援課 | 提出日を含め<br>3日前 |                              |                                    |
|               | 時間外居残届           | 届出 | 学生支援課 | 当日15時まで       |                              |                                    |
|               | 施設使用願            | 願出 | 学生支援課 | 提出日を含め<br>3日前 |                              | 施設を使用する場合は<br>事前に教務課へ確認す<br>ること    |
|               | 備品借用願            | 願出 | 学生支援課 | 提出日を含め<br>3日前 |                              |                                    |

| 分類           | 書式名                 | 区分    | 担当窓口          | 提出窓口         | 提出期限                     | 添付書類  | 備考  |
|--------------|---------------------|-------|---------------|--------------|--------------------------|---|---|
| 7.<br>学生生活関連 | 学費納入延期・分納願          | 願出    | 総務課           | 総務課          | 前期 5月10日<br>後期 10月31日    | 学費一部負担<br>領収証控え   |   |
|              | 授業料減免申請書            | 願出    | 学生支援課<br>指導教員 | 総務課<br>学生支援課 | 授業料納付期<br>限 6ヶ月以内        | ①戸籍抄本(学<br>費負担者死亡<br>の場合)<br>②罹災証明書<br>(被災の場合)<br>①②源泉徴収<br>票又は確定申<br>告書の写し | 指導教員の捺印<br>事前に総務課・学生<br>支援課に相談                        |
|              | 通学証明書交付願<br>(※)     | 願出    | 学生支援課         | 学生支援課        | 随 時                      |   | 私鉄利用の通学定期<br>券購入時に必要                                  |
|              | 学割証交付願              | 願出    | 学生支援課         | 学生支援課        | 随 時                      |   | J R を利用しての帰<br>省・学業に関する旅<br>行<br>※ 1人年間 8枚まで          |
|              | 駐車登録申請書             | 願出    | 学生支援課         | 学生支援課        | 毎年駐車申請<br>時及び車種<br>の変更時等 |   | 申請後、駐車登録許<br>可証をダッシュボー<br>ドに提示する<br>年間 2,000 円        |
|              | 施設・備品等破損届           | 届出    | 学生支援課         | 学生支援課        | 即 時                      |   | 学内の施設・備品等<br>の破損<br>「学研災付帯 学生生<br>活総合保険制度」加<br>入の有無確認 |
|              | 物品の捨得物・遺失<br>物・盗難等届 | 届出    | 学生支援課         | 学生支援課        | 即 時                      |   |   |
| 事故発生届        | 届出                  | 学生支援課 | 学生支援課         | 発生後速やか<br>に  |                          | 交通事故等による事故、<br>及び学内での事故等  |   |

(※) 資格取得等のために必要な実習で、通常の通学区間と異なる交通機関・区間の定期券が必要な場合は、実習開始日の3週間前までに必ず申し込んでください。実習中の居住地がそれまでに決まらず、交通機関および区間が未定の場合も、その旨を添えて申し込むこと。

| 分類       | 書式名             | 区分  | 担当窓口  | 提出期限       | 添付書類     | 備考                     |
|----------|-----------------|-----|-------|------------|----------|------------------------|
| 8.<br>就職 | 就職活動に関する<br>報告書 | 届 出 | 学生支援課 | 受験後 3日以内   |          | 受験報告書の提出者の<br>み公欠扱いとなる |
|          | 内定届             | 届 出 | 学生支援課 | 内定後 3日以内   |          |                        |
|          | 内定辞退届           | 届 出 | 学生支援課 | 内定辞退後 3日以内 |          |                        |
|          | 進路決定届           | 届 出 | 学生支援課 | 進路決定後 3日以内 | 内定通知書コピー |                        |

## 学費納入

学費納入については、「学則」及び「西九州大学及び西九州大学短期大学部学費納入規程」によって定められています。

2019年度入学生、編入学生の学費は次の表のとおりです。

### 健康栄養学科 2019年度入学生

| 費用    | 年次 | 1年次     |         | 2年次     |         | 3年次     |         | 4年次     |         |
|-------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       |    | 前期      | 後期      | 前期      | 後期      | 前期      | 後期      | 前期      | 後期      |
| 授業料   |    | 325,000 | 325,000 | 330,000 | 330,000 | 335,000 | 335,000 | 340,000 | 340,000 |
| 教育充実費 |    | 130,000 | 130,000 | 130,000 | 130,000 | 130,000 | 130,000 | 130,000 | 130,000 |
| 施設設備費 |    | 100,000 |         | 100,000 |         | 100,000 |         | 100,000 |         |
| 合計    |    | 555,000 | 455,000 | 560,000 | 460,000 | 565,000 | 465,000 | 570,000 | 470,000 |

### 社会福祉学科／スポーツ健康福祉学科 2019年度入学生

| 費用    | 年次 | 1年次     |         | 2年次     |         | 3年次     |         | 4年次     |         |
|-------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       |    | 前期      | 後期      | 前期      | 後期      | 前期      | 後期      | 前期      | 後期      |
| 授業料   |    | 325,000 | 325,000 | 330,000 | 330,000 | 335,000 | 335,000 | 340,000 | 340,000 |
| 教育充実費 |    | 70,000  | 70,000  | 70,000  | 70,000  | 70,000  | 70,000  | 70,000  | 70,000  |
| 施設設備費 |    | 100,000 |         | 100,000 |         | 100,000 |         | 100,000 |         |
| 合計    |    | 495,000 | 395,000 | 500,000 | 400,000 | 505,000 | 405,000 | 510,000 | 410,000 |

### リハビリテーション学科 2019年度入学生

| 費用    | 年次 | 1年次     |         | 2年次     |         | 3年次     |         | 4年次     |         |
|-------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       |    | 前期      | 後期      | 前期      | 後期      | 前期      | 後期      | 前期      | 後期      |
| 授業料   |    | 450,000 | 450,000 | 455,000 | 455,000 | 460,000 | 460,000 | 465,000 | 465,000 |
| 教育充実費 |    | 150,000 | 150,000 | 150,000 | 150,000 | 150,000 | 150,000 | 150,000 | 150,000 |
| 施設設備費 |    | 150,000 |         | 150,000 |         | 150,000 |         | 150,000 |         |
| 合計    |    | 750,000 | 600,000 | 755,000 | 605,000 | 760,000 | 610,000 | 765,000 | 615,000 |

### 子ども学科／心理カウンセリング学科 2019年度入学生

| 費用    | 年次 | 1年次     |         | 2年次     |         | 3年次     |         | 4年次     |         |
|-------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       |    | 前期      | 後期      | 前期      | 後期      | 前期      | 後期      | 前期      | 後期      |
| 授業料   |    | 325,000 | 325,000 | 330,000 | 330,000 | 335,000 | 335,000 | 340,000 | 340,000 |
| 教育充実費 |    | 70,000  | 70,000  | 70,000  | 70,000  | 70,000  | 70,000  | 70,000  | 70,000  |
| 施設設備費 |    | 100,000 |         | 100,000 |         | 100,000 |         | 100,000 |         |
| 合計    |    | 495,000 | 395,000 | 500,000 | 400,000 | 505,000 | 405,000 | 510,000 | 410,000 |

### 看護学科 2019年度入学生

| 費用    | 年次 | 1年次     |         | 2年次     |         | 3年次     |         | 4年次     |         |
|-------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       |    | 前期      | 後期      | 前期      | 後期      | 前期      | 後期      | 前期      | 後期      |
| 授業料   |    | 450,000 | 450,000 | 455,000 | 455,000 | 460,000 | 460,000 | 465,000 | 465,000 |
| 教育充実費 |    | 175,000 | 175,000 | 175,000 | 175,000 | 175,000 | 175,000 | 175,000 | 175,000 |
| 施設設備費 |    | 100,000 |         | 100,000 |         | 100,000 |         | 100,000 |         |
| 合計    |    | 725,000 | 625,000 | 730,000 | 630,000 | 735,000 | 635,000 | 740,000 | 640,000 |



## 大学院 2019年度入学生

| 費用  | 年次 | 修士/博士前期課程1年次 |         | 修士/博士前期課程2年次 |         |
|-----|----|--------------|---------|--------------|---------|
|     |    | 前期           | 後期      | 前期           | 後期      |
| 授業料 |    | 305,000      | 305,000 | 305,000      | 305,000 |
| 合計  |    | 305,000      | 305,000 | 305,000      | 305,000 |

| 費用  | 年次 | 博士後期課程1年次 |         | 博士後期課程2年次 |         | 博士後期課程3年次 |         |
|-----|----|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|
|     |    | 前期        | 後期      | 前期        | 後期      | 前期        | 後期      |
| 授業料 |    | 305,000   | 305,000 | 305,000   | 305,000 | 305,000   | 305,000 |
| 合計  |    | 305,000   | 305,000 | 305,000   | 305,000 | 305,000   | 305,000 |

### 学費の納入延期・分納ならびに授業料の減免

経済的に学費（授業料等）の納入が期限内にできない場合は、願い出（期間が決められている）により納入を延期もしくは分納することができます。ただし、学費納入規程に定める納入期間内に当該学期の学費の1ヶ月分に相当する金額が納入されている場合に限り、また、下記に該当する場合は、その期の授業料（学費すべてではない）の半額が免除されますので、早めに総務課・学生支援課に相談してください。期限を過ぎたり、学費を納入せずにそのままにしていると、本学から督促状を保証人あてに送付します。しかし、それでも学費の納入がない場合は、やむなく除籍することがあります。

#### 授業料の減免条件

納期前6ヶ月以内（新生の1年次前期の場合は入学前1年以内）において、学費負担者が死亡し、または学生もしくは学費負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる場合。

## 西九州大学及び西九州大学短期大学部学費納入規程

（趣旨）

第1条 この規程は、西九州大学学則（以下「大学学則」という。）、西九州大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、入学金並びに授業料、教育充実費及び施設設備費（大学院にあつては、入学金及び授業料をいう。以下「学費」という。）の納入の時期、納入方法及び納入額等について、必要な事項を定める。

（納入の時期及び期間）

第2条 学費のうち入学金及び1年次にかかる施設設備費は、入学手続き時に納入するものとし、2年次以降にかかる施設設備費は、各当該年度分を前期に納入する（西九州大学短期大学部（以下「短大部」という。）の2年次にかかる施設設備費は、前期及び後期の2期に分けて納入する）ものとする。

また、授業料及び教育充実費は、毎年度前期及び後期の2期に分けて納入するものとする。

2 前期及び後期の納入期間は、それぞれ次のとおりとする。

前期 4月10日から5月10日まで

後期 10月1日から10月31日まで

3 その他の費用については、別に定める。

（納入延期及び分納の期日等）

第3条 特別の事情がある者は、学長（西九州大学学長又は短大部学長をいう。以下同じ。）の承認を受け、前条に定める各期の納入額を、次の期日までに延期又は分納をすることができる。

なお、分納回数は、本条第2項の納入回を除き3回までとする。

前期 4月10日から8月31日まで

後期 10月1日から翌年1月31日まで

2 前項の承認を受けようとする者は、西九州大学及び短大部所定の「学費納入延期・分納願」を次の期日までに学長に提出しなければならない。

ただし、この願出は第2条第2項に定める納入期間に当該学期の学費のうち、1カ月分に相当する金額を下回らない額が納入されている場合に限り認める。

前期 5月10日

後期 10月31日

3 学長が納入延期又は分納を承認した場合には、保護者あてに承認書を送付するものとする。

(納入通知及び納入方法)

第4条 学費納入の通知は、各学期の納入期間の開始日前に学内に掲示等をするとともに、西九州大学及び短大部所定の銀行振込用紙を保護者あてに送付し通知する。

2 学費の納入方法は、前項により送付された銀行振込用紙を使用し、指定された銀行の口座に電信振込扱いで、納入しなければならない。

(催促及び除籍)

第5条 学費を第2条第2項または第3条第1項に規定する納入期限までに納入しなかった者については、保護者あてに催促通知を送付する。

2 第2条第2項に規定する納入期間に納付されない場合においては、次の期日までに催促通知を行うものとする。

前期 1回目の催促 5月15日 2回目の催促 6月10日

後期 1回目の催促 11月5日 2回目の催促 11月30日

3 第3条第1項により納入延期又は分納を許可された者で許可期限までに納付されない場合において、未納の学費を保護者へ催促する時期は、次のとおりとする。

前期及び後期 許可期限から5日以内

4 前2項により催促通知(第2項にあつては2回目)を行った後20日以内に納入しない者については、当該学部及び短大部の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が学費を納入すべき学期の初日を以って除籍する。ただし、願い出により特別の事情があると認められる者については、除籍処分を延期することがある。

5 第2条第2項、第3条第1項、同第2項、及び本条第2項、第3項による期日等は、別表のとおりとする。

(転入学又は再入学の場合の学費)

第6条 後学期に転入学又は再入学した者(短大部を除く。)の施設設備費は、第2条第1項の規定にかかわらず、当該学期分として、当該年度の額の半額を徴収する。

2 西九州大学及び短大部において除籍又は退学した後、再入学した者の学費は、再入学した年度の学費の額とする。

(転学科の場合の学費)

第7条 転学科した者の学費は、授業料については入学した年度の額とし、その他の学費は転学科先の学年に対応した学費の額とする。

(復学の場合の学費)

第8条 大学学則第28条及び大学院学則第25条第5項又は短大部学則第38条の規定により復学した者の学費の額は、その者の入学年次に定められていた学費の額とする。

2 学期の途中で復学した者は、当該学期の学費を納入しなければならない。

なお、後学期に復学した者の施設設備費は、当該年度の額の半額とする。

3 第2条第2項に規定する納入期間を過ぎて復学した者は、復学した日から15日以内に納入しなければならない。

(退学の場合の学費)

第9条 学期の途中で退学する者については、当該学期の学費を徴収する。

(停学の場合の学費)

第10条 停学期間中の学費は、徴収する。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 3 月 17 日から施行する。
- 2 西九州大学学費納入規程（平成 3 年 4 月 1 日制定）及び西九州大学短期大学部学費納入規程（平成 13 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則（平成 29 年 3 月 18 日）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

| 区 分                             |                         | 期 間※                    |                          | 事 項  |
|---------------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|--|
|                                 |                         | 前 期                     | 後 期                      |  |
| 学<br>費                          | 納入期間<br>（第 2 条第 2 項）    | 4 月 10 日～<br>5 月 10 日   | 10 月 1 日～<br>10 月 31 日   | 各学期の納入期間開始日前に学内等に掲示し、<br>所定の銀行振込用紙を保護者へ送付する。 |
|                                 | 1 回目催促<br>（第 5 条第 1 項）  | 5 月 15 日                | 11 月 5 日                 | 保護者へ催促通知を行う。                                 |
|                                 | 2 回目催促<br>（第 5 条第 2 項）  | 6 月 10 日                | 11 月 30 日                |  |
| 納<br>入<br>延<br>期<br>・<br>分<br>納 | 願出期間<br>（第 3 条第 2 項）    | 4 月 10 日～<br>5 月 10 日   | 10 月 1 日～<br>10 月 31 日   | 学費納入延期・分納願を提出する。                             |
|                                 | 延期・分納期間<br>（第 3 条第 1 項） | 4 月 10 日～<br>8 月 31 日   | 10 月 1 日～<br>翌年 1 月 31 日 |  |
|                                 | 催促<br>（第 5 条第 3 項）      | 許可期限から 5 日以内            |                          | 保護者へ催促通知を行う。                                 |
| 除<br>籍                          | 除籍<br>（第 5 条第 4 項）      | 学費を納入すべき学期の初日で<br>除籍する。 |                          | 当該学部及び短大部の教授会又は研究科委員会<br>の議を経て、学長が除籍する。      |

※第 2 条第 2 項、第 3 条第 1 項に定める期間の初日および末日が金融機関休業日の場合はそれぞれの翌営業日とする。

※第 3 条第 2 項に定める期日が休校日の場合は翌開校日とする。

西九州大学における既納の学費等納付金に関する取扱い細則

（目的）

第 1 条 西九州大学学則第 36 条第 2 項及び西九州大学大学院学則第 32 条第 2 項の規定により、西九州大学における既納の学費等納付金の取扱いを定める。

（学部）

第 2 条 西九州大学各学部における既納の学費等納付金の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 入学手続きをした者が所定の期日までに入学を辞退したときは、その者の申し出により入学金以外の納付金を返還する。
- (2) 各学期の開始前に、次学期以降分の授業料、教育充実費及び施設設備を納付した者が、次学期以降において、学期の全期間にわたって休学した場合には、納付した者の申し出により休学した学期分として納付された授業料、教育充実費及び施設設備費相当額を返還する。ただし、学期の途中で休学を許可された者については、すでに納入された当該学期の授業料、教育充実費及び施設設備費相当額は、返還しない。
- (3) 各学期の開始前に、次学期以降分の授業料、教育充実費及び施設設備費を納付した者が、次学期の

開始日の前日以前に退学した場合には、納付した者の申し出により退学した日の属する学期の次学期以降分として納付された授業料、教育充実費及び施設設備費相当額を返還する。ただし、学期の途中で退学を許可された者については、すでに納入された当該学期の授業料、教育充実費及び施設設備費相当額は返還しない。

- (4) 各学期の開始前に、次学期以降分の授業料、教育充実費及び施設設備費を納入した者が、次学期の開始日前日以前に除籍された場合には、納付した者の申し出により除籍した日の属する学期の次学期以降分として納付された授業料、教育充実費及び施設設備費相当額を返還する。ただし、学則第30条の4の第1号及び第2号により学期の途中で除籍された者については、すでに納入された当該学期の授業料、教育費及び施設設備費相当額は返還しない。

(大学院)

第3条 西九州大学大学院における既納の学費等納付金の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 入学手続きをした者が所定の期日までに入学を辞退したときは、その者の申し出により既納の授業料相当額を返還する。
- (2) 各学期の開始前に、次学期以降分の授業料を納付した者が、次学期以降において、学期の全期間にわたって休学した場合には、納付した者の申し出により休学した学期分として納付された授業料相当額を返還する。ただし、学期の途中で休学を許可された者については、すでに納入された当該学期の授業料相当額は返還しない。
- (3) 各学期の開始前に、次学期以降分の授業料を納付した者が、次学期の開始日の前日以前に退学した場合には、納付した者の申し出により退学した日の属する学期の次学期以降分として納付された授業料相当額を返還する。ただし、学期の途中で退学を許可された者については、すでに納入された当該学期の授業料相当額は返還しない。
- (4) 各学期の開始日に、次学期以降分の授業料を納付した者が、次学期の開始日前日以前に除籍された場合には、納付した者の申し出により除籍した日の属する学期の次学期以降分として納付された授業料相当額を返還する。ただし、学則第30条の4の第1号及び第2号により学期の途中で除籍された者については、すでに納入された当該学期の授業料相当額は返還しない。

(返還)

第4条 第2条及び前条各号の規定により返還する学費等納付金（授業料、教育充実費及び施設設備費の各々の額をいう。）に千円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(補則)

第5条 この細則に定めのない事項について定める必要があるときは、学部長会議の議を経て、学長が別に定める。

附 則（平成24年3月17日）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月4日）

この細則は、平成28年3月4日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成30年2月19日）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

# 履修関係

|                         |     |                            |     |
|-------------------------|-----|----------------------------|-----|
| 授業科目・履修方法及び単位認定……………    | 72  | 学修到達目標と学修成果（リハビリテーション学科）   | 133 |
| 卒業要件……………               | 72  | 科目系統図共通教育科目……………           | 134 |
| 卒業延期……………               | 74  | 科目系統図リハビリテーション学科専門教育科目     | 136 |
| 学科目の区分……………             | 75  | 共通教育科目……………                | 138 |
| 学外実習の履修……………            | 76  | リハビリテーション学科 専門教育科目（理学療法専攻） | 139 |
| 履修登録単位数の上限……………         | 77  | リハビリテーション学科 専門教育科目（作業療法専攻） | 141 |
| 履修申告……………               | 79  | 子ども学部 子ども学科……………           | 144 |
| 試験……………                 | 80  | 学修到達目標と学修成果（子ども学科）         | 145 |
| 単位修得……………               | 85  | 科目系統図共通教育科目……………           | 146 |
| GPAによる成績評価について……………     | 86  | 科目系統図子ども学科専門教育科目……………      | 148 |
| 欠席・公欠……………              | 90  | 共通教育科目……………                | 150 |
| 卒業研究……………               | 91  | 子ども学科 専門教育科目……………          | 151 |
| 卒業……………                 | 97  | 子ども学部 心理カウンセリング学科……………     | 154 |
| 進級制限について……………           | 97  | 学修到達目標と学修成果（心理カウンセリング学科）   | 155 |
| 転学部・転学科について……………        | 99  | 科目系統図共通教育科目……………           | 156 |
| 履修科目……………               | 101 | 科目系統図心理カウンセリング学科専門教育科目     | 158 |
| 教育課程……………               | 101 | 共通教育科目……………                | 160 |
| 履修科目の確認……………            | 101 | 心理カウンセリング学科 専門教育科目…        | 161 |
| 健康栄養学部 健康栄養学科……………      | 102 | 看護学部 看護学科……………             | 164 |
| 学修到達目標と学修成果（健康栄養学科）     | 103 | 学修到達目標と学修成果（看護学科）          | 165 |
| 科目系統図共通教育科目……………        | 104 | 科目系統図共通教育科目……………           | 166 |
| 科目系統図健康栄養学科専門教育科目…      | 106 | 科目系統図看護学科専門教育科目……………       | 168 |
| 共通教育科目……………             | 108 | 共通教育科目……………                | 170 |
| 健康栄養学科 専門教育科目……………      | 109 | 看護学科 専門教育科目……………           | 171 |
| 健康福祉学部 社会福祉学科……………      | 112 | 他大学との単位互換制度について……………       | 173 |
| 学修到達目標と学修成果（社会福祉学科）     | 113 | 放送大学との単位互換の手引き……………        | 173 |
| 科目系統図共通教育科目……………        | 114 | 放送大学との単位互換協定に関する運用要項       | 174 |
| 科目系統図社会福祉学科専門教育科目…      | 116 | 佐賀大学との単位互換の手引き……………        | 175 |
| 共通教育科目……………             | 118 | 佐賀大学との単位互換協定に関する運用要項       | 175 |
| 社会福祉学科 専門教育科目……………      | 119 | 大学コンソーシアム佐賀……………           | 177 |
| 健康福祉学部 スポーツ健康福祉学科……………  | 122 | 国際交流……………                  | 178 |
| 学修到達目標と学修成果（スポーツ健康福祉学科） | 123 |                            |     |
| 科目系統図共通教育科目……………        | 124 |                            |     |
| 科目系統図スポーツ健康福祉学科専門教育科目   | 126 |                            |     |
| 共通教育科目……………             | 128 |                            |     |
| スポーツ健康福祉学科 専門教育科目…      | 129 |                            |     |
| リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 | 132 |                            |     |

## 履 修 関 係

### 授業科目・履修方法及び単位認定

1. 授業科目は、共通教育科目、専門教育科目及び免許・資格等に係わる教育科目に分かれています。
2. 卒業に係わる授業科目及び単位数は、学則に示す別表1から別表8のとおりです。
3. 免許・資格等に係わる授業科目及び単位数は、学則に示す別表9から別表17までのとおりです。
4. 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することになっています。
  - 1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とします。ただし、授業の方法に応じ、30時間の授業をもって1単位とすることができることになっています。
  - 2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とします。ただし、授業の方法に応じ、15時間の授業をもって1単位とすることができることになっています。
  - 3) 実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とします。ただし、授業の方法に応じ、30時間の授業をもって1単位とすることができることになっています。
5. 卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、別に単位数を定めることができることになっています。

### 卒業要件

各学部・学科の卒業に必要な単位数は次のように定められています。みなさんは所属する学科の卒業要件に基づき、4年間の履修を進めていきます。

#### 【健康栄養学部】

| 区分     | 共通教育科目 |              |       |        |        |      |                   |        | 専門教育科目 |        |        | 合計     |         |
|--------|--------|--------------|-------|--------|--------|------|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
|        | キャリア形成 | 地域連携・学部間連携基礎 | 人間と文化 | くらしの科学 | 健康スポーツ | 国際理解 | 外国語によるコミュニケーション理解 | ICTの理解 | 学部基幹科目 | 学科基幹科目 | 学科専門科目 |        |         |
| 健康栄養学科 | 20単位以上 |              |       |        |        |      |                   |        | 2単位    | 2単位    | 2単位    | 98単位以上 | 124単位以上 |

※管理栄養士国家試験受験資格、教員免許状などの資格や免許を希望する場合は、卒業要件単位の他にそれぞれ指定された科目の単位を修得しなければなりません。

## 【健康福祉学部】

| 区分         | 共通教育科目 |              |       |        |        |       |                   |        | 専門教育科目 |        |         | 合計      |
|------------|--------|--------------|-------|--------|--------|-------|-------------------|--------|--------|--------|---------|---------|
|            | キャリア形成 | 地域連携・学部間連携基礎 | 人間と文化 | くらしの科学 | 健康スポーツ | 国際理解  | 外国語によるコミュニケーション理解 | ICTの理解 | 学部基幹科目 | 学科基幹科目 | 学科専門科目  |         |
| 社会福祉学科     | 2単位以上  | 10単位以上       |       |        |        | 2単位以上 | 6単位以上             | 2単位    | 2単位    | 4単位    | 96単位以上  | 124単位以上 |
| スポーツ健康福祉学科 | 20単位以上 |              |       |        |        |       | 2単位               | 2単位    | 4単位    | 96単位以上 | 124単位以上 |         |

※社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の各国家試験受験資格、教員免許状などの資格や免許を希望する場合は、それぞれ指定された科目の単位を修得しなければなりません。

## 【リハビリテーション学部】

| 区分          | 共通教育科目  |              |       |        |        |      |                   |        | 専門教育科目 |        | 合計      |
|-------------|---------|--------------|-------|--------|--------|------|-------------------|--------|--------|--------|---------|
|             | キャリア形成  | 地域連携・学部間連携基礎 | 人間と文化 | くらしの科学 | 健康スポーツ | 国際理解 | 外国語によるコミュニケーション理解 | ICTの理解 | 専門基礎科目 | 専門科目   |         |
| リハビリテーション学科 | 理学療法学専攻 | 22単位以上       |       |        |        |      |                   | 2単位    | 40単位以上 | 65単位以上 | 129単位以上 |
|             | 作業療法学専攻 | 22単位以上       |       |        |        |      |                   | 2単位    | 42単位以上 | 63単位以上 | 129単位以上 |

※卒業要件を満たし卒業見込みであれば、理学療法学専攻は理学療法士、作業療法学専攻は作業療法士の各国家試験受験資格を得ることができます。

## 【子ども学部】

| 区分    | 共通教育科目 |              |       |        |        |       |                   |        | 専門教育科目 |        |        |        |       |      | 合計      |
|-------|--------|--------------|-------|--------|--------|-------|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|---------|
|       | キャリア形成 | 地域連携・学部間連携基礎 | 人間と文化 | くらしの科学 | 健康スポーツ | 国際理解  | 外国語によるコミュニケーション理解 | ICTの理解 | 学部基幹科目 | 学科基幹科目 | 専門基礎科目 | 専門展開科目 | ゼミナール | 卒業研究 |         |
| 子ども学科 | 12単位以上 |              |       |        |        | 6単位以上 | 2単位               | 2単位    | 8単位    | 88単位以上 |        |        | 2単位   | 4単位  | 124単位以上 |

| 区分          | 共通教育科目 |              |       |        |        |      |                   |        | 専門教育科目 |        |        |        |       |      | 合計      |
|-------------|--------|--------------|-------|--------|--------|------|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|---------|
|             | キャリア形成 | 地域連携・学部間連携基礎 | 人間と文化 | くらしの科学 | 健康スポーツ | 国際理解 | 外国語によるコミュニケーション理解 | ICTの理解 | 学部基幹科目 | 学科基幹科目 | 専門基礎科目 | 専門展開科目 | ゼミナール | 卒業研究 |         |
| 心理カウンセリング学科 | 18単位以上 |              |       |        |        |      | 2単位               | 2単位    | 10単位   | 84単位以上 |        |        | 4単位   | 4単位  | 124単位以上 |

※保育士資格、教員免許状などの資格や免許を希望する場合は、卒業要件単位の他にそれぞれ指定された科目の単位を修得しなければなりません。

## 【看護学部】

| 区分   | 共通教育科目 |              |       |        |        |      |                   |        | 専門教育科目 |         | 合計       |
|------|--------|--------------|-------|--------|--------|------|-------------------|--------|--------|---------|----------|
|      | キャリア形成 | 地域連携・学部間連携基礎 | 人間と文化 | くらしの科学 | 健康スポーツ | 国際理解 | 外国語によるコミュニケーション理解 | ICTの理解 | 専門基礎科目 | 専門科目    |          |
| 看護学科 | 5 単位   | 8 単位以上       |       |        |        |      | 7 単位以上            | 2 単位   | 26 単位  | 78 単位以上 | 126 単位以上 |

※卒業要件を満たし卒業見込みであれば、看護師の国家試験受験資格を得ることができます。  
保健師国家試験受験資格、教員免許状を希望する場合は、卒業要件単位の他にそれぞれ指定された科目の単位を修得しなければなりません。

◎卒業の要件として履修すべきか否かにより次のように分類されます。

1. 必修科目（必ず履修しなければならない科目）
2. 選択必修科目（指定された方式で選択し、必ず履修しなければならない科目）
3. 選択科目（在籍する学部、学科で指定された科目のうち適宜選択できる科目）

## 卒業延期

学則第9条に定める単位数を修得できない場合には卒業延期となりますので、着実に学修を重ねていくことが必要です。



## 学科目の区分

学科目の区分は、次のように分類されています。

### 【健康栄養学部】【健康福祉学部社会福祉学科】【看護学部】

- 共通教育科目
  - キャリア形成
  - 地域連携・学部間連携基礎
  - 人間と文化
  - 暮らしの科学
  - 健康スポーツ
  - 国際理解
  - 外国語によるコミュニケーション理解
  - ICTの理解
- 専門教育科目 — 各学科専門教育科目（学科別に開講されている専門教育科目）
- 資格科目 — 教職に関する専門教育科目（教員免許状取得のために指定された科目）

### 【健康福祉学部スポーツ健康福祉学科】【子ども学部子ども学科】

- 共通教育科目
  - キャリア形成
  - 地域連携・学部間連携基礎
  - 人間と文化
  - 暮らしの科学
  - 健康スポーツ
  - 国際理解
  - 外国語によるコミュニケーション理解
  - ICTの理解
- 専門教育科目 — 各学科専門教育科目（学科別に開講されている専門教育科目）及び教職に関する専門教育科目（教員免許状取得のために指定された科目）

### 【リハビリテーション学部】

- 共通教育科目
  - キャリア形成
  - 地域連携・学部間連携基礎
  - 人間と文化
  - 暮らしの科学
  - 健康スポーツ
  - 国際理解
  - 外国語によるコミュニケーション理解
  - ICTの理解
- 専門教育科目 — 各専攻専門教育科目（専攻別に開講されている専門教育科目）

### 【子ども学部 心理カウンセリング学科】

- 共通教育科目
  - キャリア形成
  - 地域連携・学部間連携基礎
  - 人間と文化
  - 暮らしの科学
  - 健康スポーツ
  - 国際理解
  - 外国語によるコミュニケーション理解
  - ICTの理解
- 専門教育科目

## 学外実習の履修

学外実習を履修する場合は、各学科において次の条件があります。

### 1. 健康栄養学科における臨地実習（学外実習）について

健康栄養学科の臨地実習（学外実習）については、免許・資格についての頁をご覧ください。

### 2. 社会福祉学科における学外実習について

社会福祉学科の学外実習については、免許・資格についての頁をご覧ください。

### 3. スポーツ健康福祉学科における学外実習について

スポーツ健康福祉学科の学外実習については、免許・資格についての頁をご覧ください。

### 4. リハビリテーション学部における臨床実習の履修基準

臨床実習の履修及び単位修得には以下の規定があります。

- (1) 臨床実習Ⅰの単位は、臨床実習Ⅰを除き1年次に配当される必修科目の単位を全て修得していないと単位を修得できません。
- (2) 臨床実習Ⅱは、臨床実習Ⅰの単位を修得した者が履修し、臨床実習Ⅱを除き2年次に配当された全ての必修科目の単位を修得していないと単位を修得できません。
- (3) 臨床実習Ⅲは、3年次前期までの必修科目の単位を修得した者が履修し、臨床実習Ⅲを除き3年次に配当された全ての必修科目の単位を修得していないと単位を修得できません。
- (4) 臨床実習Ⅳ-1、Ⅳ-2は、3年次後期までに修得すべき単位を全て修得し、且つ110単位以上を修得した者が履修できます。

### 5. 子ども学科における学外実習について

子ども学科の教育実習・保育実習については、免許・資格についての頁をご覧ください。

### 6. 心理カウンセリング学科における学外実習について

心理カウンセリング学科の心理実習についてはシラバスをご覧ください。

### 7. 看護学科における臨地実習について

各学年に開講されている臨地実習科目の履修条件は、「西九州大学看護学部進級制限内規」に定める第2条1号または2号に該当しない者とする。また、実習に関する詳細は実習要項で確認すること。

## 履修登録単位数の上限

適切な学習量を確保するため、各学部では1学期間に履修科目として登録できる単位数の上限について、以下のとおり定めています。

### ≪西九州大学健康栄養学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する内規≫

(趣旨)

第1条 この内規は、大学設置基準第27条の2及び学則第9条第1項の規定に基づき、学生の適切な学習量を確保すること及び単位制度の実質化を図るため、健康栄養学部において各年次に履修科目として登録できる単位数の上限に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象科目)

第2条 学生の履修登録の上限単位数の対象となる授業科目は、本学及び他大学等で卒業の要件として履修する授業科目(以下「卒業要件科目」という)とする。ただし、卒業要件科目であっても集中講義、学外で行う実習科目及び海外研修(留学を含む)で開講する授業科目は上限単位数の対象とはしない。

2 教員免許資格取得にかかわる教職に関する科目は、上限単位数の対象とはしない。

(履修登録上限単位数)

第3条 学生の授業科目の履修登録単位数は、各年次において50単位を上限とする。

2 1学期の履修登録単位数は、30単位を上限とする。

3 上級学年の授業科目を履修登録することはできない。

4 再履修科目の単位数を含めるものとする。

5 在学年数が4年を超えた者は、対象としない。

附 則(平成26年3月6日)

1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。

### ≪西九州大学健康福祉学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する内規≫

(趣旨)

第1条 この内規は、大学設置基準第27条の2及び学則第9条第2項の規定に基づき、学生の適切な学習量を確保すること及び単位制度の実質化を図るため、健康福祉学部において各年次に履修科目として登録できる単位数の上限に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象科目)

第2条 学生の履修登録の上限単位数の対象となる授業科目は、本学及び他大学等で卒業の要件として履修する授業科目(以下「卒業要件科目」という)とする。ただし、卒業要件科目であっても集中講義、学外で行う実習科目及び海外研修(留学を含む)で開講する授業科目は上限単位数の対象とはしない。

2 教員免許資格取得にかかわる教職に関する科目は、上限単位数の対象とはしない。

(履修登録上限単位数)

第3条 学生の授業科目の履修登録単位数は、各年次において50単位を上限とする。

2 1学期の履修登録単位数は、30単位を上限とする。

3 上級学年の授業科目を履修登録することはできない。

4 再履修科目の単位数を含めるものとする。

5 在学年数が4年を超えた者は、対象としない。

附 則(平成19年12月13日)

1 この内規は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日に健康福祉学部に在学する者(以下「在学者」という)及び平成20年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については適用しない。

附 則(平成23年12月15日)

- 1 この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に健康福祉学部 に在学する者（以下「在学者」という）及び平成 24 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については適用しない。

#### ≪西九州大学リハビリテーション学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する内規≫

（趣旨）

第 1 条 この内規は、大学設置基準第 27 条の 2 及び学則第 9 条第 3 項の規定に基づき、学生の適切な学習量を確保すること及び単位制度の実質化を図るため、リハビリテーション学部において各年次に履修科目として登録できる単位数の上限に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象科目）

第 2 条 学生の履修登録の上限単位数の対象となる授業科目は、本学及び他大学等で卒業の要件として履修する授業科目（以下「卒業要件科目」という。）とする。ただし、卒業要件科目であっても集中講義、学外で行う実習科目及び海外研修（留学を含む）で開講する授業科目は上限単位数の対象とはしない。

（履修登録上限単位数）

第 3 条 学生の授業科目の履修登録単位数は、各年次において 50 単位を上限とする。

- 2 1 学期の履修登録単位数は、30 単位を上限とする。
- 3 上級学年の授業科目を履修登録することはできない。
- 4 再履修科目の単位数を含めるものとする。
- 5 在学年数が 4 年を超えた者は、対象としない。

附 則（平成 20 年 1 月 24 日）

- 1 この内規は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日にリハビリテーション学部 に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 20 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に再入学する者については適用しない。

附 則（平成 23 年 12 月 15 日）

- 1 この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日にリハビリテーション学部 に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 24 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に再入学する者については適用しない。

#### ≪西九州大学子ども学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する内規≫

（趣旨）

第 1 条 この内規は、大学設置基準第 27 条の 2 及び学則第 9 条第 4 項の規定に基づき、学生の適切な学習量を確保すること及び単位制度の実質化を図るため、子ども学部において各年次に履修科目として登録できる単位数の上限に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象科目）

第 2 条 学生の履修登録の上限単位数の対象となる授業科目は、本学及び他大学等で卒業の要件として履修する授業科目（以下「卒業要件科目」という。）とする。ただし、卒業要件科目であっても集中講義、学外で行う実習科目及び海外研修（留学を含む）で開講する授業科目は上限単位数の対象とはしない。

（履修登録上限単位数）

第 3 条 学生の授業科目の履修登録単位数は、子ども学科は各年次において 50 単位を上限とする。心理カウンセリング学科については、46 単位を上限とする。

- 2 1 学期の履修登録単位数は、30 単位を上限とする。
- 3 上級学年の授業科目を履修登録することはできない。
- 4 再履修科目の単位数を含めるものとする。
- 5 在学年数が 4 年を超えた者は、対象としない。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 15 日）

1 この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 24 年 3 月 31 日に子ども学部 に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 24 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については適用しない。

附 則（平成 26 年 3 月 6 日）

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

※看護学部については、授業科目の履修登録単位数の上限は設定しておりません。

ただし、上級学年の授業科目を履修登録することはできません。

## 履修申告

### 1. 履修科目の登録について

各学期に履修する科目について学期の始めに、「学生ポータルサイト」から各自で Web 履修登録申請します。

履修登録用の時間割表（ガイダンス等で配付）は、学生便覧に記載されている各教育課程表の学年配当に基づいて作成されています。学生便覧等で卒業要件や資格取得要件をしっかりと確認し、履修登録を行ってください。

「履修登録」をしていない科目は、授業に出席しても「無効」となり、単位は認定されません。

また、希望する免許は、『授業・資格・免許希望』から登録をし、科目・資格免許希望に誤りがないかを確認してください。

履修登録期間中は、何度でも科目・資格免許希望の変更は可能です。

なお、履修登録が終了したら、「時間割表印刷」を選択し、印刷してください。

#### 「履修登録期間」

学生は、次に定める期限までに履修登録手続きを行わなければなりません。

|     |            |                 |
|-----|------------|-----------------|
| 前期分 | 4月上旬～4月中旬  | } 各期の開講日から1週間以内 |
| 後期分 | 9月下旬～10月上旬 |                 |

※日程については、ガイダンス等で案内します。

#### 「履修登録の方法」

原則、「学生ポータルサイト」の『授業・履修登録』から各自で登録を行いますが、以下のような場合があります。

##### (1) 受講許可を必要とする履修登録

他学部他学科の授業科目や読替を必要とする再履修科目を履修する場合は「他学部他学科科目・再履修（読替）履修科目届出書」の提出が必要です。

##### (2) 履修人数の調整

共通教育科目など履修希望者が多い科目については、調整を行うことがあります。

##### (3) 事前登録

一部の科目について、大学側で事前に履修登録を行うものがあります。

事前登録を行う科目等については、別途連絡します。

(1)(2)(3)の履修登録は大学側で行いますので「学生ポータルサイト」の『授業・履修登録』で登録する必要はありませんが、履修登録確認期間内に「時間割表印刷」を選択し、印刷した個人時間割表で必ず登録された科目を確認してください。

## 2. 履修登録の「科目追加、訂正及び取消」について

履修登録確認後における授業科目の追加、訂正又は取消は、次のとおりとします。

### (1) 授業科目の追加、訂正

追加、訂正期間 ※日程については、別途連絡します。

前期：4月中旬  
後期：10月上旬 } 各期の開講日から2週間以内

履修登録期間終了後、履修科目に変更がある場合は、「個人別時間割表」を印刷したものに朱書きで訂正をして、履修登録確認期間内に教務課へ申し出てください。

### (2) 履修科目の取消期間

取消期間 ※日程については、別途連絡します。

前期：5月中旬  
後期：11月上旬 } 各期の開講日から5週間以内

### (3) 履修科目の取消手続きについて

開講日から5週目までは、本人の申し出により授業科目の取消を受け付けます。

教務課に申し出ると共に、「履修申告科目取消票（黄色）」を授業担当教員に提出してください（両方で「取消」完了）。取消期間以降の履修取消は、一切受け付けません。ただし、集中講義等、開講前の取消については、開講前日まで受け付けます。

※受講の意志がない授業科目の登録は、GPAの数値にも影響を及ぼすため、確実に取消を行ってください。

# 試 験

単位の認定の大部分は、試験によって行われます。試験についての大綱は、「試験に関する規程」に詳しく示されております。以下各種の試験を具体的に列挙します。

## 1. 定期試験

定期試験は、前・後期の終わりにあたる7月（8月）と1月（2月）に授業予備日等を利用して実施されます。ただし、授業担当教員によっては、随時行う試験又はその授業についてのレポート・論文・報告書などの提出をもって定期試験に代えることがあります。定期試験受験の際には、特に以下の点に注意してください。

- (1) 授業予備日（定期試験等）時間割表は、授業予備日開始の2週間前に教務課掲示板に発表されるので、各自確認して、間違いのないようにしてください。なお、時間割発表後にその内容に変更があった場合は、教務課掲示の時間割を訂正することで通知します。
- (2) 試験会場は、平常の教室と異なる場合があります。受講者の人数によっては、2教室以上での試験実施となることもありますので、試験時間割にて自分の受験する会場をよく確認してください。
- (3) 学生証は必ず携行し、試験会場では指定された席に着席し、机の上に置いてください。試験当日、学生証を忘れた者には、当日限り有効の「仮学生証」（発行は半期に4回限りです。）を発行しますので、学生支援課へ申し出て、所定の手続きを行ってください。なお、仮学生証は当日中に必ず返却してください。
- (4) 答案用紙には、必ず学籍番号及び氏名を記入してください。無記入の答案は無効となり、採点されませんので注意してください。
- (5) 次に示す授業科目は試験時間割には記載されておられません。  
これらについては、別途科目担当教員または教務課より指示をします。

- ・レポートや作品の提出によるもの
- ・試験期間以外の日に試験を実施するもの

## 2. 追試験

追試験は、正当な理由により、定期試験を受験できなかった者に対し、日を改めて実施される試験を言います。

事前に受験ができないことが明らかな場合は、早めに科目担当教員及び教務課へ連絡し届け出ることが必要です。

- (1) やむを得ず追試験を受験せざるを得なくなった者は、所定の期日までに試験欠席届を教務課へ提出するとともに、その理由を裏付ける証明書等の提出が必要となります。追試験の受験が認められる主な具体例を下記に示しますので、追試験を受験するにはどのような手続きをとればよいか確認してください。

### (各事例と提出する証明書の種類)

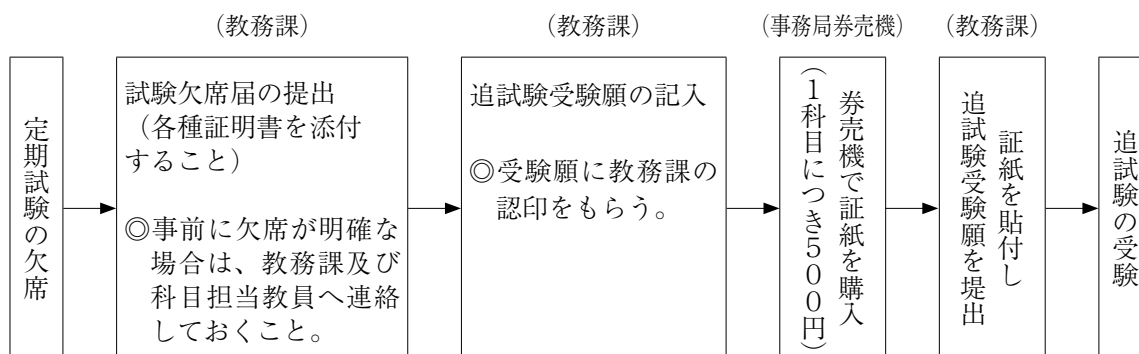
- ① 受験すべき科目の試験時間が2科目以上重複した場合は、教務課備え付けの試験重複届
- ② 疾病の場合は、医師の診断書又はそれに準ずるもの
- ③ 就職試験の場合は、受験先事業所の受験証明書
- ④ 校外実習（教育・施設・病院等）の場合は、各担当教員の証明書（実習先・期間を明記したもの）
- ⑤ 3親等（父母・義父母・兄弟姉妹・祖父母・曾祖父母・伯父母・叔父母等）以内の忌引の場合は、葬儀の会葬礼状または家族の証明書
- ⑥ 父母、義父母、兄弟姉妹の危篤の場合は、家族の証明書
- ⑦ 交通機関の途絶あるいは延着の場合は、各交通会社発行の証明書
- ⑧ 交通事故の場合は、警察の事故証明書
- ⑨ 不慮の災害に遭遇した場合は、各自治体または消防署等の証明書
- ⑩ 大学の代表として公式試合等に参加する場合は、大会実施要綱及び顧問教員認印の証明書
- ⑪ その他特に認められた場合は、それを証明するもの

試験時間割表の見間違い、寝坊等、本人の不注意による場合は、一切追試験の対象とはなりません。

また、交通渋滞を理由とする追試験は認められませんので、特に試験期間中は時間に余裕をもって登校してください。

- (2) 追試験が認められた場合の評価は、通常の試験と同様に100点満点での採点となります。なお、追試験の結果については、所定期日後に各自、学生ポータルサイトで確認してください。

- (3) 追試験受験料（1科目につき500円）の納付から受験までの流れは、次のとおりです。



追試験の受験の際は、必ず受験票を持参してください。受験票は、追試験受験願を提出する際に控えとして渡します。

また、追試験は、定期試験後に日程を別に設けて実施します。

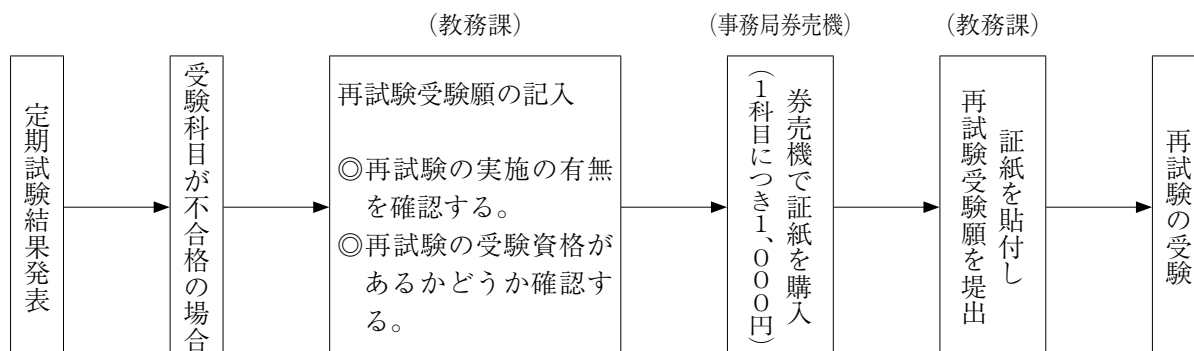
※受験すべき科目の試験時間が2科目以上重複した場合は、所定の期日までに「試験重複届」を提出すれば、追試験受験料500円の納付は不要です。

### 3. 再試験

再試験は、定期試験が不合格の者に対して行う試験です。

ただし、科目担当教員が認めた場合に行います。

- (1) 再試験も追試験と同様に定期試験後に、別に日程を設けて実施します。
- (2) 再試験の最高得点は60点となります。なお、再試験の結果については、所定期日後に、各自ポータルサイトで確認してください。
- (3) 再試験受験料（1科目につき1,000円）の納付から受験までの流れは次のとおりです。



再試験の受験の際は、必ず受験票を持参してください。受験票は、再試験受験願を提出する際に控えとして渡します。

### 4. レポートの提出

特に定期試験の前後あるいは通常授業の中で成績の資料として、レポートを提出することがしばしばあります。

レポートの提出については、原則として、授業時間中に直接、担当教員に提出します。

ただし、追・再試験に代わるレポートは、原則として教務課へ提出しますが、その場合、追・再試験受験票をレポートに添付のうえ提出してください。(提出期限に注意)

なお、追・再試験、担当教員の都合による教務課扱いのものはすべて、所定の表紙（教務課で配付）をつけて提出してください。表紙は、必ずボールペン書きとし、表紙のないもの、提出期限を過ぎての提出は、一切受け付けませんので、注意してください。

### 5. 受験資格について

受験にあたっては、受験資格要件が定められております。次の事項に該当する場合は受験することができませんので、各自注意してください。

- ① 当該期の学費その他の納付金が未納の者（「学費納入延期・分納願」を提出し、許可された者は除きます）
- ② 試験を受けようとする科目を、その学期において履修していない者
- ③ 試験を受けようとする科目に対する出席時間数が開講時間数の3分の2に満たない者
- ④ 介護実習及び看護学科における臨地実習については出席時間数が開講時間数の5分の4に満たない者
- ⑤ 学生証を所持していない者
- ⑥ 試験開始後20分以上遅刻した者

### 6. 不正行為に対する措置について

当然あってはならないことですが、もし不正行為（カンニング）が発覚した場合は、次のような措置がとられます。

定期試験、追試験及び再試験の場合は、教授会の議を経て当該期の受験科目をすべて無効とすることがあります。



不正行為（カンニング）が発覚した場合、4年間で卒業することができなくなる場合がありますので、注意してください。

以上のことがらを「受験心得」としてまとめておきます。

### 《受験心得》

- 1 受験者は、試験場において試験監督者から指示された座席に着席し、試験中は、常に学生証を机上の見やすい所に置いてください。
- 2 追試験又は再試験の受験者は、上記1の学生証のほか受験する科目の追試験受験票又は再試験受験票を机上の見やすい所に置いてください。
- 3 学生証を紛失又は忘れた場合は、学生支援課で当日限り有効の仮学生証を借用し、呈示してください。受験後は、当日中に速やかに学生支援課へ返却してください。
- 4 追試験、再試験において、受験する科目の追試験受験票又は再試験受験票を紛失又は忘れた場合は、教務課へ行き、その指示に従ってください。
- 5 レポート・論文等で提出する場合は、本学所定の表紙を用い、指定された提出先へ提出してください。追試験又は再試験の場合は、本学所定の表紙を用い、受験する科目の追試験受験票又は再試験受験票を添付してください。なお、表紙は、教務課で配付しています。
- 6 受験者が態度不良等で監督者の指示に従わない場合には、監督者は、その受験者に対し学生証及び答案用紙を取り上げて試験場より退場を命ずることがあります。
- 7 答案用紙等には、必ず学籍番号及び氏名を明記してください。無記名の答案は、無効となります。
- 8 受験中は、私語をしないでください。
- 9 受験者相互間の物品（教科書、報告書・レポート、ノート、筆記用具、消しゴム、ナイフその他）の貸借行為は、禁止します。
- 10 その他受験中に不正行為や紛らわしい行為はしないでください。
- 11 遅刻は当該試験科目開始後20分まで認めます。なお、遅刻者の試験時間の延長はしません。
- 12 受験者は、試験開始後30分以内の退場を禁止します。
- 13 試験場を退場する場合は、必ず試験答案を監督者の指示する所定の場所に提出してから退場してください。
- 14 試験答案を試験場外へ持ち出さないでください。
- 15 携帯電話等を試験場の机上に置かないでください。又試験中は携帯電話等の電源を必ず切り、携帯電話等に触れないようにしてください。

なお、上に述べた各種の試験の実施は、以下に示す「試験に関する規程」に基づくものです。参考のためにその規程を示しておきましょう。

### 《試験に関する規程》

（趣旨）

第1条 この規程は、西九州大学学則（以下「学則」という。）第13条の規定に基づき、試験に関することを規定する。

（試験区分）

第2条 試験の区分は、定期試験、追試験及び再試験とする。

2 定期試験とは、毎学年の各学期末に行う試験をいう。ただし、学科目担当教員が適当と認めたときは、随時行う試験又はその授業についてのレポート課題・論文・報告書などの提出をもって定期試験に代えることがある。

3 追試験とは、定期試験の受験資格を有する者が、疾病その他やむを得ない事由により、これらの試験を受験できなかった場合、その者に対し、学科目担当教員が必要と認めた場合に行う試験をいう。

4 再試験とは、定期試験及び追試験の成績が不合格であった者に対して、学科目担当教員が必要と認めた場合に行う試験をいう。

(追試験、再試験の受験手続き)

第3条 追試験及び再試験の受験手続きは、次のとおりとする。

2 追試験を受験しようとする者は、試験欠席届及び追試験受験願に所定の事項を記入し、事実を証明する以下の「証明書」等を添付し、所定の期日までに教務課に提出しなければならない。

- (1) 疾病については、医師の診断書又はそれに準ずるもの
- (2) 就職試験については、受験先事業所の受験証明書
- (3) 教育、施設及び病院の実習等については、各担当教員の証明書
- (4) 父母、義父母、兄弟姉妹、祖父母、曾祖父母、伯父母、叔父母等3親等以内の忌引については、葬儀の会葬礼状又は家族の証明書
- (5) 父母、義父母、兄弟姉妹の危篤については、家族の証明書
- (6) 交通機関の途絶及び延着については、各会社発行の証明書
- (7) 交通事故については、警察の事故証明書
- (8) 不慮の災害については、各自自治体又は消防署等の証明書
- (9) 大学の代表として参加する公式試合等については、大会実施要項等及び顧問教員認印の証明書
- (10) 受験すべき科目の試験時間が2科目以上重複した場合は、教務課備え付けの試験重複届
- (11) その他特に認められた場合は、その証明書又は許可証

3 再試験を受験しようとする者は、再試験願に所定の事項を記入し、所定の期日までに教務課に提出しなければならない。

(追試験、再試験の受験料)

第4条 追試験及び再試験の受験料は、次の各号のとおりとし、所定の期日までに総務課に納入しなければならない。

- (1) 追試験については、1科目につき500円
- (2) 再試験については、1科目につき1,000円

(受験資格)

第5条 次の各号の一に該当する者は、各試験を受験することができない。

- (1) 学費等の未納者(「学費納入延期・分納願」を提出し、許可された者を除く。)
- (2) 所定の期間内に受験する履修科目の登録をしなかった者
- (3) 学則第13条の規定により、試験を受けようとする科目に対する出席時間数が開講時間数の3分の2に満たない者(介護実習及び看護学部看護学科における臨地実習については、出席時間数が開講時間数の5分の4に満たない者)
- (4) 受験に際して学生証を呈示できない者
- (5) 受験科目の試験開始後20分以上遅刻した者

(学生証等の呈示)

第6条 受験者は、監督者に指示された座席に着席し、試験中は、常に学生証を机上の見やすい所に置かなければならない。

2 学生証を紛失又は忘れた場合は、学生支援課で当日限り有効な仮学生証を受取り呈示しなければならない。

3 追試験、再試験においては、学生証のほか、受験する科目の追試験受験票又は再試験受験票を机上の見やすい所に置かなければならない。

(試験の実施)

第7条 試験は、次の各号に基づいて行う。

- (1) 答案用紙等には、必ず学籍番号及び氏名を明記すること。無記名の答案は、無効とする。
- (2) 不正行為を行ってはならない。
- (3) 受験者が態度不良等で監督者の指示に従わない場合には、監督者は、その受験者に対し学生証及び答案用紙を取り上げて試験場より退場を命ずることができる。
- (4) 遅刻者に対し試験時間の延長は、行わない。

(5) 受験者は、試験開始後30分を経過しなければ退場することができない。

(不正行為に対する措置)

第8条 定期試験、追試験及び再試験においてカンニング等の不正行為を行った者に対しては、教授会の議を経て、学長がその者の当該学期の受験科目をすべて無効とすることができる。

2 本学が実施する試験等における極めて悪質な行為については、学則第40条によるものとする。

(試験の成績)

第9条 各試験の成績は、次のとおりとする。

(1) 定期試験及び追試験の最高点は、各科目とも100点とする。

(2) 再試験の最高点は、各科目とも合格最低点の60点とする。

(成績の評価表示)

第10条 各試験の成績の評価表示は、学則第13条の規定による。

附 則 (平成15年1月23日、全部改正)

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 試験に関する規程(昭和58年4月1日制定)は、廃止する。

附 則 (平成26年1月16日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月5日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月15日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月24日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 単位修得

### 1. 単位認定

単位認定は学則第9条(P.293~294)ならびに第13条(P.296)に基づいて行われます。

なお、卒業にあたり各学部各学科では、「卒業研究ゼミナールⅠ」「卒業研究ゼミナールⅡ」・「卒業演習」・「卒業研究」・「発展ゼミナールⅢ(含卒業研究)」・「スポーツ健康福祉学演習Ⅱ(含卒業研究)」・「看護研究ゼミナール」を、次に示すとおり2~5単位を課します。

#### 【健康栄養学部】

(1) 健康栄養学科は、「卒業研究ゼミナールⅠ」1単位、「卒業研究ゼミナールⅡ」2単位、「卒業演習」または「卒業研究」2単位、合計5単位。

#### 【健康福祉学部】

(1) 社会福祉学科は、「発展ゼミナールⅢ(含卒業研究)」4単位。

(2) スポーツ健康福祉学科は、「スポーツ健康福祉学演習Ⅱ(含卒業研究)」4単位。

#### 【リハビリテーション学部】

(1) リハビリテーション学科は、「卒業研究」2単位。

#### 【子ども学部】

(1) 子ども学科は、「卒業研究」4単位。

(2) 心理カウンセリング学科は、「卒業研究」4単位。

#### 【看護学部】

(1) 看護学科は、「看護研究ゼミナール」2単位。

## 2. 単位修得の確認

### 成績の発表

- (1) 各学期の成績は、所定期日以降に、各自学生ポータルサイトで確認してください。(P.51 参照)
- (2) 単位を修得した科目、単位数並びにその成績は、成績証明書に記載されます。この証明書には、これまでに修得したすべての単位が記載されています。

## 3. 成績の評価表示

成績の評価表示については、学則第13条第6号で、「試験の成績の評価表示は、100点～80点をA、79点～70点をB、69点～60点をC、59点～0点をD（不可）の4段階とし、A・B・Cを合格、D（不可）を不合格とする」と定められています。

## 4. 成績に関する質問等について

成績評価に質問等申し立てがある場合は、成績発表日から2週間以内（4年次生後期の成績については2日以内）に所定の様式による申立書を教務課に提出してください。質問等への回答内容については、教務部長が申し立てを行った学生に通知します。申立書への回答通知を受けた学生は、回答内容についての確認書を作成のうえ、教務課に提出してください。

講義への出席、欠席は、日ごろの学習状況を判断する目安ともなります。皆さんはそのことをよく承知していなければなりません。なお、詳しくは学則の第13条を参照してください。(P.296 参照)

## GPA (Grade Point Average) による成績評価について

本学では、学業成績を測る基準として「A」、「B」、「C」、及び「D」と記していますが、学習の到達目標と成績評価をより明確にし、個々の適切な履修計画と学習意欲の向上を目指し、GPA < Grade Point Average : 成績評定平均値 > (以下「GPA」という。) 制度を導入しています。

### 1. 対象授業科目

GPAの算出の対象科目は、開講された全ての授業科目のうち、4段階の成績評価を受けた授業科目とします。

### 2. 配点

評価された成績の段階ごとに、表1に示すGPを配点します。ただし、本学以外で修得した授業科目又は入学前に修得した授業科目は、配点の対象授業科目としません。

表1

| 成績評価 | GP算出時の表示 | 成績素点 (100点満点) | GP配点 | 合否 |
|------|----------|---------------|------|----|
| A    | S        | 90～100        | 4    | 合格 |
|      | A        | 80～89         | 3    | 合格 |
| B    | B        | 70～79         | 2    | 合格 |
| C    | C        | 60～69         | 1    | 合格 |
| 再C   |          | 60            |      |    |
| D    | D        | 59以下          | 0    | 不可 |

### 3. GPAの種類及び計算方法

GPAは、次の各号に区分し、当該各号に定める方法により計算します。この場合において、計算値は、少数点以下第2位を四捨五入して表記します。

#### (1) 種類

- ① 学生ごとのGPA

### イ 学期ごとGPA

一学期の、一授業科目の成績評価で得たGPに、当該一授業科目の単位数を乗じる計算を、当該一学期に成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を、当該一学期に成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出します。

### ロ 通算GPA

入学時から現在の学期までの、一授業科目の成績評価で得たGPに、当該一授業科目の単位数を乗じる計算を、入学時から現在の学期までに成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を、入学時から現在までに成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出します。

#### ② 授業科目ごとのGPA

一授業科目の履修学生GPの合計を、当該一授業科目の履修学生数で除して算出します。

#### ③ 学部等（各学部）ごとのGPA

一学期における授業科目ごとGPAの学部等の合計を、学部等で当該一学期に開講されたGPA対象授業科目数で除して算出します。

#### ④ 学科等（学科、専攻及びコース）ごとのGPA

一学期における授業科目ごとGPAの学科等の合計を、学科等で当該一学期に開講されたGPA対象授業科目数で除して算出します。

### (2) 計算方法

#### ① GPA計算期日

GPAの計算は、学期ごとに指定された期日（以下「GPA計算期日」という）までに確定した成績に基づいて行います。

#### ② 成績の保留又は追・再試験等について

期日までに成績が決定していない科目については、計算上は履修していないものとして扱います。

#### ③ 履修放棄科目の取扱い

履修登録確認日までに履修登録を取り消した場合及び教務部長等による履修登録の変更の措置が行われた場合を除き、履修を放棄した科目の成績は、不可として扱います。

#### ④ 再履修等におけるGPの取扱い

不可と評価され、後に再履修等によって合格となった場合には、合格の評価が与えられた時点でのGP及び単位を算入し、以前のGPは計算式から除外します。

#### 【GPA計算例】

$$\frac{(A \text{ 科目 GP} \times A \text{ 科目単位数}) + (B \text{ 科目 GP} \times B \text{ 科目単位数}) + (C \text{ 科目 GP} \times C \text{ 科目単位数}) + \dots}{(\text{履修登録科目総単位数})}$$

※ GPA 2.0 程度が平均的な成績とされています。

## 4. GPAの通知

GPAの学生への通知は、個人成績一覧表に学期ごとGPA及び通算GPAを表示します。

## 5. GPAの活用

GPAは各種免許・資格の履修指導、学外実習指導、就職指導、奨学金及び表彰等の参考資料とします。なお、各学科の方針により、成績上位者の表彰や履修、修学指導の資料にもなります。

## 6. GPAに基づく修学指導

### ＜健康栄養学科＞

単位修得状況に応じて修学指導を行います。修学指導が必要であるかの判定は、3年次までの各年次学期終了時における成績について下表のような基準にて行います。

## 【修学指導の基準】

| 審査時期 <sup>注1)</sup> |    | 審査基準 <sup>注2)</sup>             |       | 修学指導方法 <sup>注3)</sup> |
|---------------------|----|---------------------------------|-------|-----------------------|
| 年次                  | 学期 | 全修得単位数                          | G P A |                       |
| 1                   | 前期 | 15                              | 1.2   | * 1                   |
|                     |    | 18                              | 1.7   | * 2                   |
|                     | 後期 | 30                              | 1.2   | * 1                   |
|                     |    | 35                              | 1.7   | * 2                   |
| 2                   | 前期 | 45                              | 1.2   | * 1                   |
|                     |    | 53                              | 1.7   | * 2                   |
|                     | 後期 | 60                              | 1.2   | * 1                   |
|                     |    | 70                              | 1.7   | * 2                   |
| 3 <sup>注5)</sup>    | 前期 | 75                              | 1.2   | * 1                   |
|                     |    | 88                              | 1.7   | * 2                   |
|                     | 後期 | 卒業研究着手基準 <sup>注4)</sup> に満たない学生 |       | * 1                   |

注1) 各年次における学期の終了時（休業期間は除く）。

注2) 全修得単位数またはG P Aが基準以下の場合に修学指導を行います。ただし、上記基準に該当する学生であっても、特別の事由があると学科会議で認めた場合には、その対象とはなりません。

注3) 成績不振が続く場合は、退学等を勧告することがあります。

\* 1 保証人（保護者等）とともに、担任による面談を受けます。

\* 2 担任による面談を受けます。

注4) 健康栄養学科における卒業研究の履修等に関する内規を参照（P.92）

注5) 編入生についてはこの限りではありません。

### 〈社会福祉学科〉

G P Aの状況に従って以下のように修学指導を行います。

- 1) 各年次の終了時において、G P Aが基準以下の場合に修学指導を行います。ただし、下記に該当する学生であっても、特別の事由があると学科会議で認めた場合には、その対象とはなりません。

| 年次終了時のG P A | 指導内容                      |
|-------------|---------------------------|
| 1.2 以下      | 保証人（保護者）とともに、指導教員による面談を行う |
| 1.7 以下      | 指導教員と本人とで面談を行う            |

- 2) 成績不振が続く場合には、退学等を勧告することがあります。

- 3) 編入生についてはこの限りではありません。

### 〈スポーツ健康福祉学科〉

単位修得状況に応じて修学指導を行います。修学指導が必要であるかの判定は、3年次までの各年次学期終了時における成績について下表のような基準にて行います。

## 【修学指導の基準】

| 審査時期 <sup>注1)</sup> |    | 審査基準 <sup>注2)</sup>             |       | 修学指導方法 <sup>注3)</sup> |
|---------------------|----|---------------------------------|-------|-----------------------|
| 年次                  | 学期 | 全修得単位数                          | G P A |                       |
| 1                   | 前期 | 15                              | 1.2   | * 1                   |
|                     |    | 18                              | 1.7   | * 2                   |
|                     | 後期 | 30                              | 1.2   | * 1                   |
|                     |    | 35                              | 1.7   | * 2                   |
| 2                   | 前期 | 45                              | 1.2   | * 1                   |
|                     |    | 53                              | 1.7   | * 2                   |
|                     | 後期 | 60                              | 1.2   | * 1                   |
|                     |    | 70                              | 1.7   | * 2                   |
| 3                   | 前期 | 75                              | 1.2   | * 1                   |
|                     |    | 88                              | 1.7   | * 2                   |
|                     | 後期 | 卒業研究着手基準 <sup>注4)</sup> に満たない学生 |       | * 1                   |

注1) 各年次における学期の終了時（休業期間は除く）。

注2) 全修得単位数またはG P Aが基準以下の場合に修学指導を行います。ただし、上記基準に該当する学生であっても、特別の事由があると学科会議で認めた場合には、その対象とはなりません。

注3) 成績不振が続く場合は、退学等を勧告することがあります。

\* 1 保証人（保護者等）とともに、担任による面談を受けます。

\* 2 担任による面談を受けます。

注4) スポーツ健康福祉学科におけるスポーツ健康福祉学演習Ⅱ（含卒業研究）の履修等に関する内規を参照（P.93～94）

### ＜リハビリテーション学科＞

- 1) 単位修得状況およびG P Aが1.0未満の場合、学生に対して修学指導を行います。ただし、単位修得状況が良くても特別な事由があると学科会議で認めた場合も修学指導を行います。
- 2) 成績不振が続く場合は、G P Aを基に退学等を勧告することがあります。

### ＜子ども学科＞

単位修得状況に応じて指導を行います。要指導の判定は3年次までの各年次終了時における成績について行います。

- 1) 各年次終了時のG P Aが1.0以下の場合、担任による面談を実施します。
- 2) 成績不振が続く場合は、退学等を勧告することがあります。
- 3) 該当する学生であっても、特別の事由があると学科会議で認めた場合は、その対象となりません。

### ＜心理カウンセリング学科＞

単位修得状況に応じて指導を行います。要指導の判定は3年次までの各年次学期終了時における成績について行います。

- 1) 各学期終了時にG P Aが1.0未満の場合、保護者とともに担任による面談を実施します。
- 2) 1.5未満の場合、担任による本人との面談を実施します。
- 3) 成績不振が続く場合は、退学等を勧告することがあります。
- 4) 該当する学生であっても、特別の事由があると学科会議で認めた場合は、その対象となりません。

## ≪看護学科≫

- 1) 各年次終了時の GPA が 2.3 未満の場合、担任またはチューター教員による面談を実施します。
- 2) 必要と判断される場合には、保護者とともに担任またはチューター教員による面談を実施します。
- 3) 該当する学生であっても、特別の理由があると学科会議で認めた場合は、その対象となりません。
- 4) 成績不振が続く場合は、退学等を勧告することがあります。

### 【再履修する場合の注意事項】

- ・授業科目の履修登録は、各年次において 50 単位（心理カウンセリング学科については 46 単位）を上限とします。ただし、1 学期間の履修登録単位数は、30 単位を上限とします。また、再履修科目の単位数は、50 単位の中に含まれることとします。  
※看護学部については履修登録単位数の上限は設定しておりません。ただし上級学年の授業科目を履修登録することはできません。
- ・未修得科目は原則として次年度に再履修しなければなりません。再履修科目が通常履修科目と時間が重複した場合は、再履修科目を優先しなければなりません。

### ≪参照≫

- ・「西九州大学健康栄養学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する内規」P.77
- ・「西九州大学健康福祉学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する内規」P.77～78
- ・「西九州大学リハビリテーション学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する内規」P.78
- ・「西九州大学子ども学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する内規」P.78～79

## 欠席・公欠

### 1. 欠 席

病気・ケガ等で1週間以上欠席する者は、事実を証明する書類（診断書等）を添付して速やかに教務課へ欠席届を提出しなければなりません。

この場合、各科目担当教員へは直接事実を証明する書類（診断書等）を提示し連絡することが必要です。

なお、この欠席届を提出したことにより、出席の扱いとはしませんが、定期試験の受験資格について、出席時数が不足する場合には考慮することになっています。

### 2. 公 欠

（学外実習参加のための公欠扱い）提出先：教務課

病院、福祉施設等への学外実習に参加する場合は、公欠として取扱います。

（忌引に係る公欠扱い）提出先：教務課

次の日数を原則に公欠として認めます。

- (1) 1 親等の血族（父母・養父母・配偶者等） 7日間
- (2) 2 親等の血族（祖父母・兄弟姉妹等） 3日間
- (3) 3 親等の血族（曾祖父母・伯叔父母等） 1日間

（就職活動に係る公欠扱い）提出先：学生支援課

- ・就職試験及び面接
- ・就職志願先又は内定先から要請のあった実習、研修等への参加

（サークル活動等に係る公欠扱い）提出先：学生支援課

大学を代表して大会等に参加する場合は、公欠として取扱うことがあります。

- ・大学団体、競技団体の主催する競技会等への参加
- ・公共団体、施設等から要請のあったサークルの参加

（裁判員制度に係る公欠扱い）提出先：教務課

裁判員、若しくは裁判員候補者に選ばれたときは、必要日数を公欠として認めます。

（感染症に係る公欠取扱い）提出先：教務課

※ただし、感染症に罹患した場合は、速やかに学生支援課に電話連絡をすること。

学校保健安全法施行規則第 18 条に定められた感染症にかかった場合、学校における感染症への対



応に従います。

## I 学校保健安全法施行規則第 18 条に定められている感染症の種類

| 種類  | 病名   |
|-----|--|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってはその血清型が H5N1 であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ (H5N1)」という。）<br>※上記の他、新型インフルエンザ等の感染症、指定感染症及び新感染症 |
| 第二種 | インフルエンザ（鳥インフルエンザ (H5N1) を除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎  |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症等<br>※この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟属腫）、伝染性膿痂疹（とびひ）  |

## II 出席停止の期間

- 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。  
※医師に治癒したと診断された後、各科目担当教員へは直接事実を証明する書類（診断書等）を提示し連絡することが必要です。  
※インフルエンザにかかった場合は、インフルエンザ治療薬を処方されたことが証明できるもの（薬局でもらえる処方薬説明書等）のコピーの提出でも可能です。

|  |   |
|--|---|
| インフルエンザ（鳥インフルエンザ (H5N1) 及び新型インフルエンザ等感染症を除く。） | 発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで             |
| 百日咳  | 特有の咳せきが消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで   |
| 麻しん  | 解熱した後 3 日を経過するまで                              |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）                              | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 風しん  | 発しんが消失するまで                                    |
| 水痘（みずぼうそう）                                   | すべての発しんが痂か皮化するまで                              |
| 咽頭結膜熱  | 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで                         |

- 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

なお、公欠はあくまで欠席として取扱い、定期試験の受験資格について、出席時数が不足する場合には考慮することになっています。

## 卒業研究

順調に単位を修得していくことによって進級していきますが、それには「健康栄養学科における卒業研究の履修等に関する内規」、「社会福祉学科における発展ゼミナールⅢ（含卒業研究）の履修等に関する内規」、「スポーツ健康福祉学科におけるスポーツ健康福祉学演習Ⅱ（含卒業研究）の履修等に関する内規」、「リハビリテーション学科における卒業研究の履修等に関する内規」、「子ども学科における卒業研究の履修等に関する内規」、「心理カウンセリング学科における卒業研究の履修等に関する内規」、「看護学科における

看護研究ゼミナールの履修等に関する内規」が定められています。熟読しておいてください。

## 【健康栄養学部】

### 健康栄養学科における卒業研究の履修等に関する内規

卒業研究は、栄養士および管理栄養士の基礎的教養と専門の基盤となる幅広い知識を習得させ、もって優れた指導能力と豊かな見識を備えた人材を育成することを目的とする。

この内規は、西九州大学学則第15条第4項の規定に基づき、健康栄養学科（以下「学科」という。）の卒業研究の履修及び卒業等に関する取扱いについて必要な事項を定める。

#### 1 卒業研究の履修科目

卒業研究は、3年次後期に「卒業研究ゼミナールⅠ」（1単位）、4年次前期に「卒業研究ゼミナールⅡ」（2単位）を履修し、4年次後期には「卒業演習」（2単位）または「卒業研究」（2単位）のいずれかを選択履修する。なお、卒業研究の内容は学科で定める。

#### 2 履修資格

(1) 「卒業研究ゼミナールⅡ」の履修資格者は、卒業予定年次の前年度末において、共通教育科目及び専門教育科目にわたって、100単位以上（卒業要件に加算されない単位は除く。）修得し、「卒業研究ゼミナールⅠ」の単位を修得した者とする。また、「卒業研究」及び「卒業演習」は「卒業研究ゼミナールⅡ」の単位を修得した者が履修できる。

(2) 前期に「卒業研究ゼミナールⅡ」、後期に「卒業研究」あるいは「卒業演習」を履修できなかった者については、卒業見込証明書を発行しない。

#### 3 指導教員

卒業研究の指導教員は、原則として専任教員とする。

#### 4 「卒業研究」題目届

(1) 学生は、卒業研究題目を所定の期日までに決定し、指導教員の認印を受けて、教務課に届出するものとする。

(2) 正当な理由がなく、所定の期日までに題目の届出をしない者については、当該年度の卒業研究の受付をしない。

(3) 題目等を変更した時は、指導教員の認印を受けて、速やかに、卒業研究題目変更届を教務課に提出するものとする。

#### 5 「卒業研究」の提出

卒業研究の提出期限及び提出先については、学科会議において決定し、公示するものとする。

#### 6 卒業研究の審査及び報告

卒業研究の審査及び評価は、学科会議を経て、学科長が審査結果及び成績を教務課へ報告する。

#### 7 「卒業研究」の保管

卒業研究論文は、審査終了後、当分の間、学科で保管し、図書館に移管する。

#### 8 卒業の時期

(1) 4年次終了時において学則に定められた卒業に必要な単位を修得していない者は卒業を延期する。

(2) 卒業の時期は、3月又は9月とする。

#### 附 則（平成30年3月1日）

1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日に在学している者及び平成30年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る卒業研究の履修及び卒業等に関する取扱いについては、なお従前の例によることができる。

3 「健康栄養学科における卒業研究・演習の履修等に関する内規」（平成26年3月6日制定）は、廃止する。

## 【健康福祉学部】

### 社会福祉学科における発展ゼミナールⅢ（含卒業研究）の履修等に関する内規

この内規は、西九州大学学則第 15 条第 4 項の規定に基づき、社会福祉学科（以下「学科」という。）における発展ゼミナールⅢ（含卒業研究）（以下「卒業研究」という。）の履修及び卒業等に関する取扱いについて必要な事項を定める。

#### 1 履修資格

- (1) 卒業研究の履修資格者は、卒業予定年次の前年度末において、共通教育科目及び専門教育科目にわたって、72 単位以上（卒業要件に加算されない単位は除く。）修得した者とする。ただし、編入学生についてはこの限りではない。
- (2) 卒業研究を履修できなかった者については、卒業見込証明書を発行しない。

#### 2 指導教員

卒業研究の指導教員は、原則として専任教員とする。

#### 3 卒業研究題目届

- (1) 学生は、卒業研究題目を所定の期日までに決定し、指導教員の認印を受けて、教務課に届出するものとする。
- (2) 正当な理由がなく、所定の期日までに題目の届出をしない者については、当該年度の卒業研究の受付をしない。
- (3) 題目等を変更した時は、指導教員の認印を受けて、速やかに、卒業研究題目変更届を教務課に提出するものとする。

#### 4 卒業研究の提出

卒業研究の提出期限及び提出先については、学科会議において決定し、公示するものとする。

#### 5 卒業研究の審査及び報告

卒業研究の審査及び評価は、指導教員が行い、学科会議を経て、審査結果及び成績を教務課へ報告する。

#### 6 卒業研究の保管

卒業研究論文は、審査終了後、当分の間、学科で保管し、図書館に移管する。

#### 7 卒業の時期

- (1) 4 年次終了時において学則に定められた卒業に必要な単位を修得していない者は卒業を延期する。
- (2) 卒業の時期は、3 月又は 9 月とする。

附 則（平成 23 年 3 月 8 日）

- 1 この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日に在学する者に係る卒業研究の履修及び卒業等に関する取扱いについては、この内規による規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 「卒業研究に関する規程」（昭和 58 年 4 月 1 日制定）並びに「社会福祉学科に係る総合ゼミナールⅣ（含卒業研究）の審査等に関する規程」（平成 19 年 2 月 22 日制定）は、廃止する。

### スポーツ健康福祉学科におけるスポーツ健康福祉学演習Ⅱ（含卒業研究）の履修等に関する内規

この内規は、西九州大学学則第 15 条第 4 項の規定に基づき、スポーツ健康福祉学科（以下「学科」という。）におけるスポーツ健康福祉学演習Ⅱ（含卒業研究）（以下「卒業研究」という。）の履修及び卒業等に関する取扱いについて必要な事項を定める。

#### 1 履修資格

- (1) 卒業研究の履修資格者は、卒業予定年次の前年度末において、共通教育科目及び専門教育科目にわたって、90 単位以上修得した者とする。
- (2) 卒業研究を履修できなかった者については、卒業見込証明書を発行しない。

#### 2 指導教員

卒業研究の指導教員は、原則として専任教員とする。

#### 3 卒業研究題目届

- (1) 学生は、卒業研究題目を所定の期日までに決定し、指導教員の認印を受けて、教務課へ届けるものとする。

- (2) 正当な理由がなく、所定の期日までに題目の届出をしない者については、当該年度の卒業研究の受付をしない。
- (3) 題目等を変更した時は、指導教員の認印を受けて、速やかに、卒業研究題目変更届を教務課に提出するものとする。
- 4 卒業研究の提出  
卒業研究の提出期限及び提出先については、学科会議において決定し、公示するものとする。
- 5 卒業研究の審査及び報告  
卒業研究の審査及び評価は、指導教員が行い、学科会議を経て、審査結果及び成績を教務課へ報告する。
- 6 卒業研究の保管  
卒業研究論文は、審査終了後、当分の間、学科で保管し、図書館に移管する。
- 7 卒業の時期
- (1) 4年次終了時において学則に定められた卒業に必要な単位を修得していない者は卒業を延期する。
- (2) 卒業の時期は、3月又は9月とする。
- 附 則（平成26年3月6日）  
この内規は、平成26年4月1日から施行する。

### 【リハビリテーション学部】

#### リハビリテーション学科における卒業研究の履修等に関する内規

この内規は、西九州大学学則第15条第4項の規定に基づき、リハビリテーション学科（以下「学科」という。）における卒業研究の履修及び卒業等に関する取扱いについて必要な事項を定める。

- 1 履修資格
- (1) 卒業研究の履修資格者は、卒業予定年次の前年度末において、開講された卒業に必要な必修科目のうち不合格科目が12単位未満である者とする。
- (2) 卒業研究を履修できなかった者については、卒業見込証明書を発行しない。
- 2 指導教員  
卒業研究の指導教員は、原則として専任教員とする。
- 3 卒業研究題目届
- (1) 学生は、卒業研究題目を指導教員と相談の上決定し、所定の期日までに学科に届出するものとする。
- (2) 正当な理由がなく、所定の期日までに題目の届出をしない者については、当該年度の卒業研究の受付をしない。
- (3) 題目等を変更した時は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに学科に届出するものとする。
- 4 卒業研究の提出  
卒業研究の提出期限及び提出先については、学科会議において決定し、公示するものとする。
- 5 卒業研究の審査及び報告  
卒業研究の審査及び評価は、指導教員が行い、学科会議を経て、学科長が審査結果及び成績を教務課へ報告する。
- 6 卒業研究の保管  
卒業研究論文は、審査終了後、当分の間、学科で保管し、図書館に移管する。
- 7 卒業の時期
- (1) 4年次終了時において学則に定められた卒業に必要な単位を修得していない者は卒業を延期する。
- (2) 卒業の時期は、3月又は9月とする。
- 附 則（平成23年3月8日）
- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者に係る卒業研究の履修及び卒業等に関する取扱いについては、この内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 「卒業研究に関する規程」（昭和58年4月1日制定）並びに「リハビリテーション学科に係る卒

業研究の審査等に関する規程」(平成19年4月1日制定)は、廃止する。

## 【子ども学部】

### 子ども学科における卒業研究の履修等に関する内規

この内規は、西九州大学学則第15条第4項の規定に基づき、子ども学科(以下「学科」という。)における卒業研究の履修及び卒業等に関する取扱いについて必要な事項を定める。

#### 1 履修資格

- (1) 卒業研究の履修資格者は、卒業予定年次の前年度末において、共通教育科目及び専門教育科目にわたって、80単位以上修得した者とする。ただし、編入学生についてはこの限りではない。
- (2) 卒業研究を履修できなかった者については、卒業見込証明書を発行しない。

#### 2 指導教員

卒業研究の指導教員は、原則として専任教員とする。

#### 3 卒業研究題目届

- (1) 学生は、卒業研究題目を所定の期日までに決定し、指導教員の認印を受けて、教務課に届出するものとする。
- (2) 正当な理由がなく、所定の期日までに題目の届出をしない者については、当該年度の卒業研究の受付をしない。
- (3) 題目等を変更した時は、指導教員の認印を受けて、速やかに、卒業研究題目変更届を教務課に提出するものとする。

#### 4 卒業研究の提出

卒業研究の提出期限及び提出先については、学科会議において決定し、公示するものとする。

#### 5 卒業研究の審査及び報告

卒業研究の審査及び評価は、指導教員が行い、学科会議を経て、審査結果及び成績を教務課へ報告する。

#### 6 卒業研究の保管

卒業研究論文は、審査終了後、当分の間、学科で保管し、図書館に移管する。

#### 7 卒業の時期

- (1) 4年次終了時において学則に定められた卒業に必要な単位を修得していない者は卒業を延期する。
- (2) 卒業の時期は、3月又は9月とする。

#### 附 則 (平成23年3月8日)

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者に係る卒業研究の履修等及び卒業に関する取扱いについては、この内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 「卒業研究に関する規程」(昭和58年4月1日制定)並びに「子ども学科に係る卒業研究の着手等に関する規程」(平成21年2月26日制定)は、廃止する。

### 心理カウンセリング学科における卒業研究の履修等に関する内規

この内規は、西九州大学学則第15条第4項の規定に基づき、心理カウンセリング学科(以下「学科」という。)における卒業研究の履修及び卒業等に関する取扱いについて必要な事項を定める。

#### 1 履修資格

- (1) 卒業研究の履修資格者は、卒業予定年次の前年度末において、共通教育科目及び専門教育科目にわたって、80単位以上修得した者とする。
- (2) 卒業研究を履修できなかった者については、卒業見込証明書を発行しない。

#### 2 指導教員

卒業研究の指導教員は、原則として専任教員とする。

#### 3 卒業研究題目届

- (1) 学生は、卒業研究題目を所定の期日までに決定し、指導教員の認印を受けて、教務課に届出するもの

とする。

- (2) 正当な理由がなく、所定の期日までに題目の届出をしない者については、当該年度の卒業研究の受付をしない。
- (3) 題目等を変更したときは、指導教員の認印を受けて、速やかに、卒業研究題目変更届を教務課に提出するものとする。

#### 4 卒業研究の提出

卒業研究の提出期限及び提出先については、学科会議において決定し、公示するものとする。

#### 5 卒業研究の審査及び報告

卒業研究の審査及び評価は、指導教員が行い、学科会議を経て、審査結果及び成績を教務課へ報告する。

#### 6 卒業研究の保管

卒業研究論文は、審査終了後、当分の間、学科で保管し、図書館に移管する。

#### 7 卒業の時期

- (1) 4年次終了時において学則に定められた卒業に必要な単位を修得していない者は卒業を延期する。
- (2) 卒業の時期は、3月又は9月とする。

附 則（平成26年3月6日）

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

### 【看護学部】

#### 看護学科における看護研究ゼミナールの履修等に関する内規

この内規は、西九州大学学則15条第4項の規定に基づき、看護学科（以下「学科」という。）における看護研究ゼミナール（以下「卒業研究」という。）の履修および卒業等に関する取扱いについて必要な事項を定める。

#### 1 履修資格

- (1) 卒業研究の履修資格者は、卒業予定年次の前年度末において、共通教育科目及び専門教育科目からなる必修および選択必修科目の110単位以上を修得した者とする。
- (2) 卒業研究を履修できなかった者については、卒業見込証明書を発行しない。

#### 2 指導教員

卒業研究の指導教員は、原則として専任教員とする。

#### 3 卒業研究題目届

- (1) 学生は、卒業研究題目を所定の期日までに決定し、指導教員の認印を受けて、教務課に届出のものとする。
- (2) 正当な理由がなく、所定の期日までに題目の届出をしない者については、当該年度の卒業研究の受付をしない。
- (3) 題目等を変更したときは、指導教員の認印を受けて、速やかに、卒業研究題目変更届を教務課に提出するものとする。

#### 4 卒業研究の提出

卒業研究の提出期限及び提出先については、学科会議において決定し、公示するものとする。

#### 5 卒業研究の審査及び報告

卒業研究の審査及び評価は、指導教員が行い、学科会議を経て、審査結果及び成績を教務課へ報告する。

#### 6 卒業研究の保管

卒業研究論文は、審査終了後、当分の間、学科で保管し、図書館に移管する。

#### 7 卒業の時期

- (1) 4年次終了時において学則に定められた卒業に必要な単位を修得していない者は卒業を延期する。
- (2) 卒業の時期は、3月又は9月とする。

附 則（平成30年4月19日）

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

## 卒業

卒業の認定及び学位の授与に関しては、学則第 15 条に次のように規定されています。

### 第 5 章 卒業の認定及び学位の授与

(卒業の認定及び学位の授与)

- 第 15 条 本学に 4 年以上（編入学の場合は 2 年以上、転入学又は再入学の場合は第 4 条第 3 項で規定する修業年限以上）在学し、第 9 条に定める単位数を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記並びに学士の学位を授与する。
- 2 本学に 3 年以上在学し、第 9 条に定める単位数を優秀な成績で修得したと認められた者が、第 4 条第 1 項ただし書きに定める修業年限で卒業を希望した場合には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記並びに学士の学位を授与することができる。
- 3 前 2 項の学位に、健康栄養学科卒業生には「健康栄養学」を、社会福祉学科卒業生には「社会福祉学」を、スポーツ健康福祉学科卒業生には「スポーツ健康福祉学」を、リハビリテーション学科理学療法学専攻卒業生には「理学療法学」を、リハビリテーション学科作業療法学専攻卒業生には「作業療法学」を、子ども学科卒業生には「子ども学」を、心理カウンセリング学科卒業生には「臨床心理学」を、看護学科卒業生には「看護学」を付記する。
- 4 卒業認定及び学位授与に関し必要な事項は、この学則の定めるもののほか、別に定める。

## 進級制限について

### 西九州大学リハビリテーション学部進級制限内規

(目的)

- 第 1 条 この内規は、西九州大学学則第 13 条第 10 号に基づき、西九州大学リハビリテーション学部リハビリテーション学科理学療法学専攻及び作業療法学専攻（以下「両専攻」という）に在籍する者の進級に関する取扱について定める。
- 2 この内規は、以下の目的を達成するために定める。
- (1) 両専攻学生の修学意欲を高め、学修効果を向上させる。
  - (2) 進級判定を行うことにより、学修の進捗状況を把握する。
  - (3) 進級判定を行うことにより、両専攻学生に自身の進路について熟考する機会を提供する。
  - (4) その他。

(進級の制限)

第 2 条 両専攻における進級の基準は次の通りとする。

- (1) 2 年次から 3 年次に進級するためには、2 年次までに配置された専門基礎科目及び専門科目の必修科目の全てを修得しておかなければならない。
- (2) 3 年次から 4 年次に進級するためには、3 年次までに配置された専門基礎科目及び専門科目の必修科目の全てを修得しておかなければならない。

(進級の決定)

第 3 条 前条の基準を満たした者に進級を許可する。

- 2 当該年度の成績集計結果を基に進級判定を行い、進級の可否を判断する。
- 3 進級判定にかかる資料はリハビリテーション学部教務委員会で作成する。
- 4 進級判定については、リハビリテーション学部教務委員会の審議結果を教授会及び学部長会議の議を経て、学長が決定するものとする。

(原級の留置)

第4条 前条により進級を認められなかった者を留年とする。

2 この内規において留年とは次の定義による。

- (1) 進級が認められなかった場合に現学年に留め置くこと。
- (2) 進級を認められなかった者は、原則として当該年次より上の年次に配当されている専門基礎科目及び専門科目を履修することはできない。ただし、当該年次より上の年次に配当されている科目でも、共通教育科目については履修することができる。

(異議申し立て)

第5条 学生が進級の判定結果について異議がある場合には、所定の期日までに教務課を通じて学長に申し立てることとする。

2 前項の異議を申し立てることができるのは、成績評価について異議があり、当該評価が変更となることにより第2条第1号または第2号の要件に該当しない学生とする。

3 異議を申し立てた学生が進級の再判定は、申し立ての内容を踏まえてリハビリテーション学部教務委員会の審議結果を教授会及び学部長会議を経て、学長が決定するものとする。

附 則 (平成29年12月21日)

1 この内規は平成30年4月1日より施行する。

2 この内規は平成30年4月1日以降に入学する学生に適用する。

附 則 (平成31年3月14日)

この内規は平成31年4月1日より施行する。

## 西九州大学看護学部進級制限内規

(目的)

第1条 この内規は、西九州大学学則第13条第10号に基づき、西九州大学看護学部看護学科に在籍する者の進級の制限等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(進級の制限)

第2条 看護学科において、以下の各号に示す者は進級できない。

- (1) 1・2年次に開講されている共通教育科目及び専門教育科目のうち、必修及び選択必修科目の79単位以上を修得していない者は3年次に進級できない。また、「生活支援論実習」及び「看護過程論実習」については、このうち1科目でも単位を修得していない者は3年次に進級できない。
- (2) 3年次までに開講されている共通教育科目及び専門教育科目のうち、必修及び選択必修科目の110単位以上を修得していない者は4年次に進級できない。

(進級の決定)

第3条 前条により進級を決定する。

2 判定に必要な成績集計結果を基に進級判定を行い、進級の可否を判断する。

3 進級判定にかかる資料は、看護学部教務委員会で作成する。

4 進級判定については、看護学部教務委員会の審議結果を教授会及び学部長会議の議を経て、学長が決定するものとする。

(原級の留置)

第4条 前条により進級を認められなかった者を現学年に留め置く。

2 進級を認められなかった者は、原則として当該年次より上の年次に配当されている専門教育科目を履修することはできない。ただし、当該年次より上の年次に配当されている科目であっても、共通教育科目ならびに学部長が許可する専門教育科目については履修することができる。

(異議申し立て)

第5条 学生が進級の判定結果について異議がある場合には、所定の期日までに教務課を通じて学長に申し立てることとする。

2 前項の異議を申し立てることができるのは、成績評価について異議があり、当該評価が変更となる



ことにより第2条第1号または第2号の要件に該当しない学生とする。

- 3 異議を申し立てた学生の進級の再判定は、申し立ての内容を踏まえて看護学部教務委員会の審議結果を教授会及び学部長会議の議を経て、学長が決定するものとする。

(雑則)

第6条 この内規に定めるほか、進級の制限等に関し必要な事項は、看護学部長が別に定める。

附 則 平成29年12月21日

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月14日)

この内規は平成31年4月1日より施行する。

## 転学部・転学科について

本学では、所属している学部・学科から他の学部・学科への転学部・転学科制度（学則第30条の2参照）があります。

転学部・転学科の受け入れについては、2年次又は3年次の学年の始めとし、希望する学部・学科によっては、所属していた学部・学科での学年より1学年下、もしくは更に下の学年になることがあります。

転学部・転学科は、原則として選考の上、希望する学部・学科の当該年次の定員に余裕がある場合に、大学が指定した学部・学科に限り、認められます。

なお、転学部・転学科を希望する者は、次の条件が必要です。

- ① 2年次に転学部・転学科を希望する場合、30単位以上修得又は修得見込でなければならない。
- ② 3年次に転学部・転学科を希望する場合、60単位以上修得又は修得見込でなければならない。
- ③ 当該年度の授業料、教育充実費及び施設充実費等を完納していること。

転学部・転学科を希望する学生は、転学部・転学科を希望する年度の前年度の本学が指定する期間に「転学部・転学科願」を教務課へ提出しなければなりません。

転学部・転学科を希望する場合には、必ずしも希望する学部・学科に転学部・転学科できるとは限りませんので、事前に指導教員に相談してください。

「転学部・転学科に関する内規」は、以下のとおりです。

### 西九州大学転学部・転学科に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、学則第30条の2の規定に基づき転学部・転学科に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(学年)

第2条 転学部・転学科を受け入れる時期は、2年次又は3年次の学年の始めとする。ただし、学部・学科によっては、所属していた学部・学科での学年により1学年下もしくは更に下の学年になることがある。

(定員)

第3条 転学部・転学科は、原則として選考の上、希望する学部・学科の当該年次の定員に余裕がある場合に大学が指定した学部・学科に限り、これを認めることができるものとする。

(履修単位数)

第4条 転学部・転学科を希望する者は、次の履修単位数を修得又は修得見込みでなければならない。

- (1) 2年次転学部・転学科希望者 30単位以上
- (2) 3年次転学部・転学科希望者 60単位以上

(授業料の完納)

第5条 転学部・転学科を希望する者は、当該年度の授業料、教育充実費及び施設設備費等を完納して

いなければならない。

(転学部・転学科の願出)

第6条 転学部・転学科を希望する者は、転学部・転学科希望年度の前年度の大学が指定した期間内に「転学部・転学科願」を教務課経由で学長に提出しなければならない。

(選考)

第7条 転学部・転学科を希望する者には、希望する学部・学科において指定した日に選考試験を行う。

(合否判定及び許可)

第8条 転学部・転学科の合否判定は、前条の選考結果をもとに当該学部教授会において行う。

2 転学部・転学科の許可は、前項の当該学部教授会の議を経て学長が行う。

(転学部・転学科の授業料等)

第9条 転学部・転学科を許可された者の授業料等については、本学入学年度における当該学部・学科において設定された金額を適用する。

附 則 (平成21年12月18日)

1 この内規は平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日に在学する者についても適用することできる。

# 履修科目

## 教育課程

学生のみなさんは、所属する学科のカリキュラム・ポリシー（教育課程方針）に基づく教育課程から、卒業要件と資格などの選択に合わせて授業科目を履修登録し、授業科目の単位を修得していきます。

- (1) 本学では、大学全体のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）と、各学科の教育課程のディプロマ・ポリシーが設定されています。学生のみなさんは、修学期間全体を通して、この2つのディプロマ・ポリシーを満たすために設定された到達目標を指標に、学修していきます。
- (2) 本学全体のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、そして各学科のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、学生便覧の冒頭にそれぞれ記載されています。また、所属する学科の教育課程と学修到達目標は、各学科の履修科目の頁に記載されています。
- (3) 各学科の教育課程に示される学修到達目標には、学科共通の到達目標「【共通】汎用的能力要素」と、各学科専門の到達目標「【各学科】専門的能力要素」があります。

学修到達目標は、それぞれの授業科目の履修だけでなく、修学期間全体を通じた学修成果の指標として必要となりますので、十分に理解してください。

## 履修科目の確認

履修する科目については、次の3つの資料から理解を図り、学修に役立ててください。

### (1) 科目系統図

各科目の分野、他の科目とのつながり、ディプロマ・ポリシー項目との関連性などの把握に役立ててください。 ※科目系統図は健康栄養学科 P.104～P.107、社会福祉学科 P.114～P.117、スポーツ健康福祉学科 P.124～P.127、リハビリテーション学科 P.134～P.137、子ども学科 P.146～P.149、心理カウンセリング学科 P.156～P.159、看護学科 P.166～P.169 を参照

### (2) 科目ナンバリング

各科目の分野や学修レベルなどの把握や整理に役立ててください。科目ナンバリングは、教育課程等につぎの書式で記載されています。

| 2文字  | 1文字  | 1桁                                     | 2桁   |
|--|--|--|--|
| <b>共通教育／専門教育</b>   | <b>科目の分野</b>                                       | <b>学修レベル</b>                           | <b>科目番号</b>                                      |
| CE：共通教育科目<br>HN：健康栄養学科<br>SW：社会福祉学科<br>SH：スポーツ健康福祉学科<br>RC：リハビリテーション学科<br>両専攻共通<br>RP：リハビリテーション学科<br>理学療法専攻<br>RO：リハビリテーション学科<br>作業療法専攻<br>CS：子ども学科<br>PC：心理カウンセリング学科<br>NS：看護学科 | A～<br>共通教育<br>科目、各<br>専門分野<br>の中で設<br>定されて<br>います。 | 1～4<br>1：基礎<br>2：中級<br>3：上級<br>4：ゼミ・卒論 | 01～99<br>各分野の<br>学修レベ<br>ルごとに<br>番号がふ<br>られています。 |

例： CE\_A1\_01

これは共通教育科目「あすなろう I 基礎（初年次教育含）」のナンバリングの記載例です。共通教育科目（CE）のA分野における学修レベル1の01番の科目であることを示します。

※学修レベルはカリキュラムのなかで設定されたものであり、他と比較されるものではありません。

### 3) シラバス

各科目の授業計画が記載されています。シラバスは、事前に本学のホームページ（<http://www.nisikyu-u.ac.jp/>）又は学生ポータルサイト（<https://asunaro.nisikyu-u.ac.jp/portal/>）から閲覧してください。シラバスには、授業の概要及びねらい、授業の到達目標、学習方法などが記載されています。到達目標は、授業で学修する要素の比率を表しています。各週の計画には、キーワードのほか、予習・復習の内容などが示されていますので、学修に役立ててください。授業のなかでシラバスを利用することもありますので、必要に応じて各自で印刷するなどして利用してください。

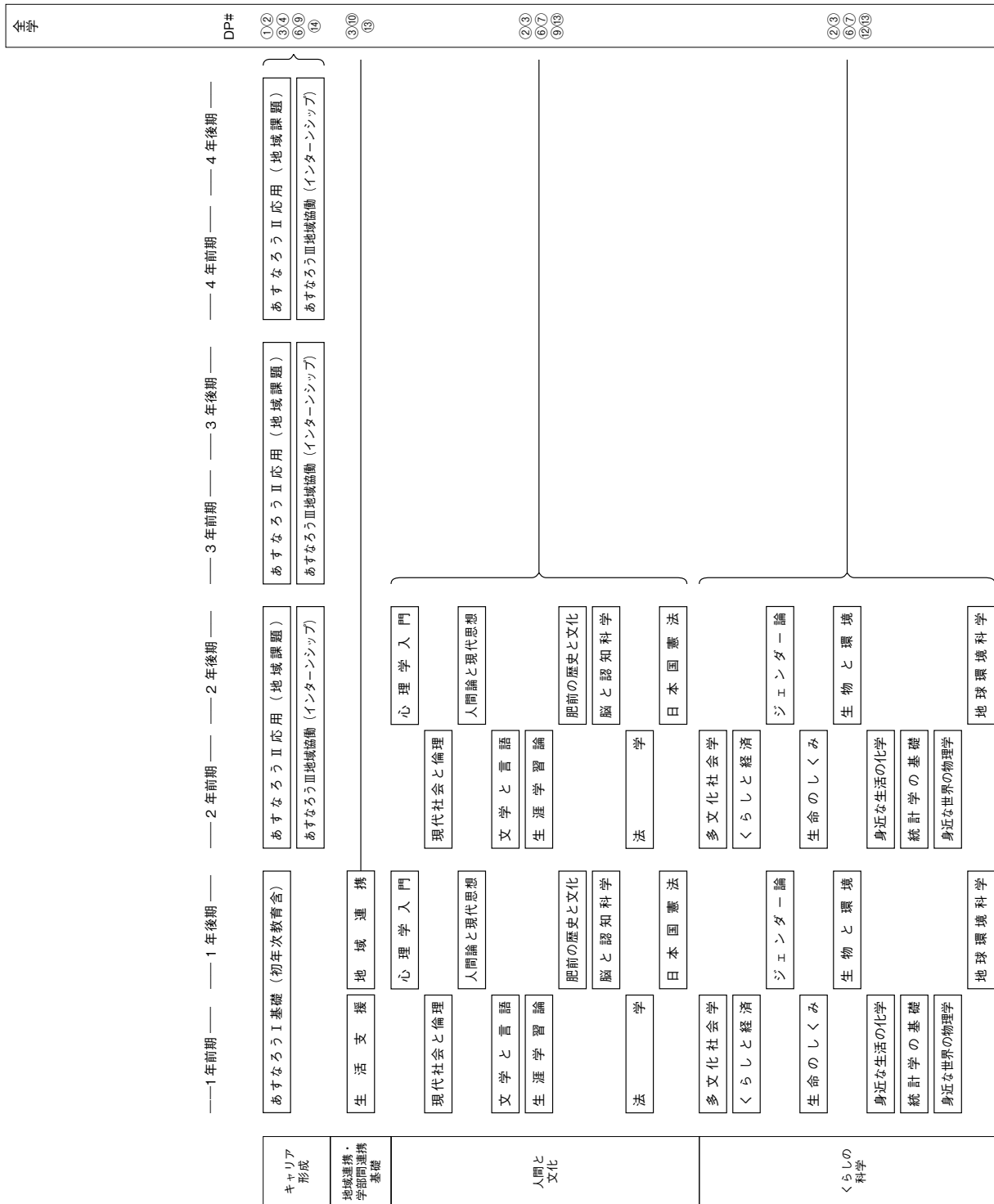


学修到達目標と学修成果（健康栄養学科）

|   |   |
|---|---|
| 【共通】<br>汎用的能力要素<br>(到達目標)<br>及び学修成果     | <p><b>【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）</b></p> <p>1) 主体的に、自らを律して行動するとともに、目標実現のために協調・協働して行動できる。</p> <p>2) 社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使できるとともに、自己の良心と社会の規範やルールに則って行動し、社会の発展のために積極的に関与できる。</p> <p>3) 生涯にわたって自律・自立して学習できる。</p>   |
|   | <p><b>【教養ある社会人としての基礎力】（知識・理解）</b></p> <p>1) 専攻する特定の学問分野における知識を体系的に理解できるとともに、それを外部的視点でとらえ返し、自己と関連づけ理解することができる。</p> <p>2) 多文化・異文化に関する知識の理解ができる。</p> <p>3) 人類文化、社会、自然に関する知識の理解ができる。</p>  |
|   | <p><b>【社会人としての汎用的能力】（技能・表現）</b></p> <p>1) 確かな日本語に加え、一つ以上の外国語を用いて、読み、書き、話すことができる。</p> <p>2) 自然や社会現象について、図表等のシンボルを用いて分析、理解、表現することができる。</p> <p>3) 情報や知識を複眼的、論理的に分析・表現することを通して、問題を発見し、その解決に必要な情報を収集、分析、整理し、その問題に的確に対応できるとともに、それらを ICT を用いて、表現・伝達することができる。</p>                                 |
|   | <p><b>【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）</b></p> <p>1) 地域での実践活動をもとに、主体的・自立的に行動できる確かな人間力としての態度や志向性を総合的に活用し、地域課題を解決するための行動ができる。</p> <p>2) 地域での実践活動をもとに、教養ある専門職としての基礎力である知識や理解を総合的に活用し、地域課題を解決へとつなぐことができる。</p> <p>3) 獲得した知識、技能、態度、志向性を総合的に活用し、実践活動から課題を見出し、新しい価値を創造することを通じて、地域課題を解決することができる。</p> |
|   | <p><b>【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）</b></p> <p>1) 医療・福祉に関わる専門職としての倫理観を持ち主体的に考え取り組むことができる。</p> <p>2) 食生活と健康との関係や環境や社会に関心を持つことができる。</p> <p>3) 他者と協調性を持つことができる。</p>  |
| 【健康栄養学科】<br>専門的能力要素<br>(到達目標)<br>及び学修成果 | <p><b>【教養ある専門職業人としての基礎力】（知識・理解）</b></p> <p>1) 社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康についての基本となる知識と理解を身につける。</p> <p>2) 管理栄養士が栄養ケアマネジメントを行うために必要となる知識を身につける。</p>   |
|   | <p><b>【専門職業人としての汎用的能力】（技能・表現）</b></p> <p>1) 管理栄養士が栄養ケアマネジメントを行うために必要となる基本的技術を身につける。</p> <p>2) 文書作成とプレゼンテーションができる。</p>   |
|   | <p><b>【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）</b></p> <p>1) 専門的知識と技術を統合し、課題の発見と解決に向けての行動力を身につける。</p> <p>2) 多職種と連携し、栄養ケアマネジメントを実践する力を身につける。</p> <p>3) 管理栄養士として地域に貢献できる実践力を身につける。</p>  |

履修関係

2019年度 科目系統図 共通教育科目

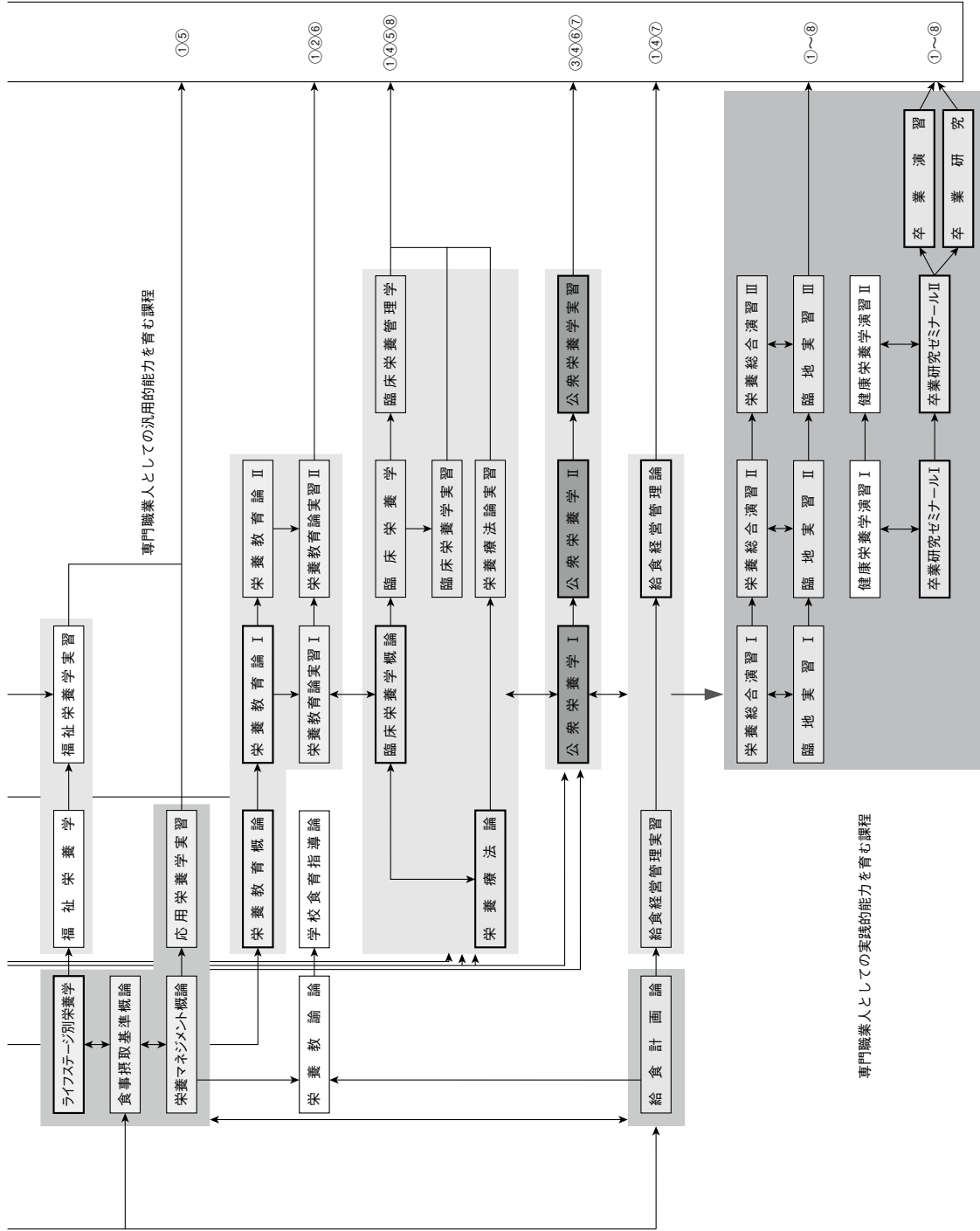








|                 |      |
|-----------------|------|
| 応用栄養学           | ①⑤   |
| 栄養教育論           | ①②⑥  |
| 臨床栄養学           | ①④⑤⑧ |
| 公衆栄養学           | ③④⑥⑦ |
| 給食経営管理論         | ①④⑦  |
| 総合<br>(臨地実習を含む) | ①~⑧  |
| 卒業研究            | ①~⑧  |



|   |                  |   |          |
|---|------------------|---|----------|
| A | 建学の精神・教育理念に基づく科目 | E | 語学       |
| B | 人文・社会科学          | F | 健康スポーツ科学 |
| C | 自然科学             | G | 複合領域、その他 |
| D | 情報               |   |          |

## 健康栄養学科 共通教育科目

| 学 科 目             | 授 業 科 目                        | ナンバリング   | 単位数      |     | 授業形態 |     | 配 当 年 次 |         |         |         | 卒 業 要 件 |         |
|-------------------|--------------------------------|----------|----------|-----|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                   |                                |          | 必 修      | 選 択 | 講 義  | 演 習 | 実 験・実 習 | 1 年 前 後 | 2 年 前 後 | 3 年 前 後 |         | 4 年 前 後 |
| キャリア形成            | あすなろうⅠ 基礎(初年次教育含)              | CE_A1_01 | 2        |     |      |     |         | ○       |         |         |         |         |
|                   | あすなろうⅡ 応用(地域課題)                | CE_A2_01 |          | 2   |      |     |         | ○       |         |         |         |         |
|                   | あすなろうⅢ 地域協働(インターンシップ)          | CE_A3_01 |          | 2   |      |     |         | ○       |         |         |         |         |
| 地域連携・学部間連携基礎      | 生活支援                           | CE_B1_01 | 2        |     | ○    |     |         |         |         |         |         |         |
|                   | 地域連携                           | CE_B1_02 | 2        |     | ○    |     |         |         |         |         |         |         |
| 人間と文化             | 心理学入門                          | CE_B1_03 | 2        |     | ○    |     |         | ○       | ○       |         |         |         |
|                   | 現代社会と倫理                        | CE_B1_04 | 2        |     | ○    |     |         | ○       | ○       |         |         |         |
|                   | 人間論と現代思想                       | CE_B1_05 | 2        |     | ○    |     |         | ○       | ○       |         |         |         |
|                   | 文学と言語                          | CE_B1_06 | 2        |     | ○    |     |         | ○       | ○       |         |         |         |
|                   | 生涯学習論                          | CE_B1_07 | 2        |     | ○    |     |         | ○       | ○       |         |         |         |
|                   | 肥前の歴史と文化                       | CE_B1_08 | 2        |     | ○    |     |         | ○       | ○       |         |         |         |
|                   | 脳と認知科学                         | CE_C1_01 | 2        |     | ○    |     |         | ○       | ○       |         |         |         |
|                   | 法学                             | CE_B1_09 | 2        |     | ○    |     |         | ○       | ○       |         |         |         |
|                   | ※日本国憲法                         | CE_B1_10 | 2        |     | ○    |     |         | ○       | ○       |         |         |         |
|                   | くらしの科学                         | 多文化社会学   | CE_B1_11 | 2   |      | ○   |         |         | ○       | ○       |         |         |
| くらしと経済            |                                | CE_B1_12 | 2        |     | ○    |     |         | ○       | ○       |         |         |         |
| ジェンダー論            |                                | CE_B1_13 | 2        |     | ○    |     |         | ○       | ○       |         |         |         |
| 生命のしくみ            |                                | CE_C1_02 | 2        |     | ○    |     |         | ○       | ○       |         |         |         |
| 生物と環境             |                                | CE_C1_03 | 2        |     | ○    |     |         | ○       | ○       |         |         |         |
| 身近な生活の化学          |                                | CE_C1_04 | 2        |     | ○    |     |         | ○       | ○       |         |         |         |
| 統計学の基礎            |                                | CE_C1_05 | 2        |     | ○    |     |         | ○       | ○       |         |         |         |
| 身近な世界の物理学         |                                | CE_C1_06 | 2        |     | ○    |     |         | ○       | ○       |         |         |         |
| 地球環境科学            | CE_C1_07                       | 2        |          | ○   |      |     | ○       | ○       |         |         |         |         |
| 健康スポーツ            | 健康運動科学                         | CE_F1_01 | 2        |     | ○    |     |         | ○       |         |         |         |         |
|                   | フィットネス・スポーツ                    | CE_F1_02 | 1        |     |      |     | ○       | ○       |         |         |         |         |
|                   | ウェルネス・スポーツ                     | CE_F1_03 | 1        |     |      |     | ○       | ○       |         |         |         |         |
| 国際理解              | グローバル化と異文化共生                   | CE_B1_14 | 2        |     | ○    |     |         | ○       | ○       |         |         |         |
|                   | 文化人類学                          | CE_B1_15 | 2        |     | ○    |     |         | ○       | ○       |         |         |         |
|                   | 変わりゆく国際社会を生きる                  | CE_B1_16 | 2        |     | ○    |     |         | ○       | ○       |         |         |         |
|                   | 日本事情 (Japanese & World Issues) | CE_G1_01 | 2        |     | ○    |     |         | ○       | ○       |         |         |         |
| 外国語によるコミュニケーション理解 | Basic English I                | CE_E1_01 | 1        |     |      |     |         | ○       |         |         |         |         |
|                   | Basic English II               | CE_E2_01 | 1        |     |      |     |         | ○       |         | ○       |         |         |
|                   | Global English I               | CE_E1_02 | 1        |     |      |     |         | ○       |         |         |         |         |
|                   | Global English II              | CE_E2_02 | 1        |     |      |     |         | ○       |         |         |         |         |
|                   | Academic English I             | CE_E3_01 | 1        |     |      |     |         |         |         |         | ○       |         |
|                   | Academic English II            | CE_E3_02 | 1        |     |      |     |         |         |         |         | ○       |         |
|                   | 英語コミュニケーション I                  | CE_E1_03 | 1        |     |      |     |         | ○       |         |         |         |         |
|                   | 英語コミュニケーション II                 | CE_E1_04 | 1        |     |      |     |         | ○       |         |         |         |         |
|                   | Global Communication (English) | CE_E2_03 | 2        |     |      |     |         | ○       | ○       |         |         |         |
|                   | 資格英語 (ESP)                     | CE_E2_04 | 1        |     |      |     |         |         |         |         | ○       |         |
|                   | 中国語                            | CE_E1_05 | 1        |     |      |     |         | ○       |         |         |         |         |
|                   | 韓国語                            | CE_E1_06 | 1        |     |      |     |         | ○       | ○       |         |         |         |
|                   | 日本語初級                          | CE_E1_07 | 1        |     |      |     |         | ○       |         |         |         |         |
| 日本語中級             | CE_E3_04                       | 1        |          |     |      |     | ○       |         |         |         |         |         |
| 日本語上級             | CE_E3_04                       | 1        |          |     |      |     | ○       |         |         |         |         |         |
| 語学研修              | CE_E2_06                       | 1        |          |     |      |     | ○       | ○       | ○       | ○       | ○       |         |
| ICT の理解           | 情報処理入門                         | CE_D1_01 | 1        |     |      |     |         | ○       |         |         |         |         |
|                   | 情報処理基礎                         | CE_D2_01 | 1        |     |      |     |         | ○       |         |         |         |         |
| 計                 |                                |          | 10       | 67  |      |     |         |         |         |         |         |         |

※「日本国憲法」は教職課程の必修科目である。

「日本語初級」  
「日本語中級」及  
び「日本語上級」  
は留学生対象科目とする。

|   |                   |   |         |   |         |
|---|-------------------|---|---------|---|---------|
| A | 学科教育理念に基づく科目      | F | 応用栄養学   | K | 応用・実践領域 |
| B | 社会・環境と健康          | G | 栄養教育論   | L | 栄養教諭    |
| C | 人体の構造と機能及び疾病の成り立ち | H | 臨床栄養学   |   |         |
| D | 食べ物と健康            | I | 公衆栄養学   |   |         |
| E | 基礎栄養学             | J | 給食経営管理論 |   |         |

# 健康栄養学科 専門教育科目

| 学 科 目       | 授 業 科 目                           | ナンバリング        | 単位数      | 授 業 形 態 | 配 当 年 次 ( 単 位 数 ) |     |     |     |         |       |       |       | 卒業要件 | 資格 必修 選択 区分 |       |       |       |       |       |       |         |         |
|-------------|-----------------------------------|---------------|----------|---------|-------------------|-----|-----|-----|---------|-------|-------|-------|------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|
|             |                                   |               |          |         | 必 修               | 選 択 | 講 義 | 演 習 | 実 験・実 習 | 1 年 前 | 1 年 後 | 2 年 前 |      | 2 年 後       | 3 年 前 | 3 年 後 | 4 年 前 | 4 年 後 | 管 栄 士 | 栄 養 士 | 食 監・食 管 | 栄 養 教 諭 |
| 学部基幹科目      | 健康栄養学概論                           | HN_A1_01      | 2        | ○       |                   |     |     | 2   |         |       |       |       |      |             |       |       |       |       |       |       |         |         |
| 学科基幹科目      | 健康栄養学セミナーⅠ                        | HN_A2_01      | 1        |         | ○                 |     |     |     |         |       | ▶     | 1     |      |             |       |       |       |       |       |       |         |         |
|             | 健康栄養学セミナーⅡ                        | HN_A3_01      | 1        |         | ○                 |     |     |     |         |       |       |       | ▶    | 1           |       |       |       |       |       |       |         |         |
|             | 小計                                |               | 4        | 0       |                   |     |     | 2   | 0       | 0     | 1     | 0     | 1    | 0           | 0     |       |       |       |       |       |         |         |
| 専 門 基 礎 分 野 | 境 社 会・環 境と健康                      | 公衆衛生学Ⅰ        | HN_B1_01 | 2       | ○                 |     |     | 2   |         |       |       |       |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             |                                   | 公衆衛生学Ⅱ        | HN_B1_02 | 2       | ○                 |     |     | 2   |         |       |       |       |      |             |       |       |       | ○     | ○     | ○     | ○       |         |
|             |                                   | 公衆衛生学Ⅲ        | HN_B1_03 | 2       | ○                 |     |     |     | 2       |       |       |       |      |             |       |       |       | ○     | ○     | ○     | ○       |         |
|             |                                   | 公衆衛生学実習       | HN_B1_04 | 1       |                   | ○   |     |     |         |       |       | 1     |      |             |       |       |       | ○     | ○     | ○     | ○       |         |
|             | 人 体 の 構 造 と 機 能 及 び 疾 病 の 成 り 立 ち | 解剖生理学         | HN_C1_01 | 2       | ○                 |     |     | 2   |         |       |       |       |      |             |       |       |       | ○     | ○     | ○     | ○       |         |
|             |                                   | 解剖生理学実習       | HN_C1_02 | 1       |                   | ○   |     |     |         |       | 1     |       |      |             |       |       |       | ○     | ○     | ○     | ○       |         |
|             |                                   | 生理学のための基礎薬理学  | HN_C1_03 | 2       | ○                 |     |     |     |         |       |       |       | 2    |             |       |       |       | ○     | ○     | ○     | ○       |         |
|             |                                   | 生化学           | HN_C1_04 | 2       | ○                 |     |     | 2   |         |       |       |       |      |             |       |       |       | ○     | ○     | ○     | ○       |         |
|             |                                   | 生化学実験         | HN_C1_06 | 1       |                   | ○   |     |     |         |       | 1     |       |      |             |       |       |       | ○     | ○     | ○     | ○       |         |
|             |                                   | 病態生化学         | HN_C1_05 | 2       | ○                 |     |     |     |         |       | 2     |       |      |             |       |       |       | ○     | ○     | ○     | ○       |         |
| 食 べ 物 と 健 康 | 疾病論Ⅰ                              | HN_C1_07      | 2        | ○       |                   |     |     |     |         | 2     |       |       |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 疾病論Ⅱ                              | HN_C1_08      | 2        | ○       |                   |     |     |     |         | 2     |       |       |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 栄養内科学                             | HN_C1_09      | 2        | ○       |                   |     |     |     |         |       |       | 2     |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 基礎臨床実習                            | HN_C1_10      | 1        |         | ○                 |     |     |     |         |       |       | 1     |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 食品学                               | HN_D1_01      | 2        | ○       |                   |     | 2   |     |         |       |       |       |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 食品学実験                             | HN_D1_02      | 1        |         | ○                 |     |     |     |         | 1     |       |       |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 食品加工学                             | HN_D2_01      | 2        | ○       |                   |     |     |     |         | 2     |       |       |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 食品衛生学                             | HN_D1_03      | 2        | ○       |                   |     |     |     |         | 2     |       |       |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
| 専 門 分 野     | 学 科 基 礎 分 野                       | 調理学           | HN_D1_04 | 2       | ○                 |     |     | 2   |         |       |       |       |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             |                                   | 調理実習Ⅰ         | HN_D1_05 | 1       |                   | ○   |     | 1   |         |       |       |       |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             |                                   | 調理実習Ⅱ         | HN_D1_06 | 1       |                   | ○   |     | 1   |         |       |       |       |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             |                                   | 調理実習Ⅲ         | HN_D1_07 | 1       |                   | ○   |     |     |         | 1     |       |       |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             |                                   | 食事設計実習        | HN_D1_08 | 1       |                   | ○   |     |     |         | 1     |       |       |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             |                                   | 調理教育実習        | HN_D2_02 | 1       |                   | ○   |     |     |         |       |       | 1     |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             |                                   | 基礎栄養学         | HN_E1_01 | 2       | ○                 |     |     | 2   |         |       |       |       |      |             |       |       |       | ○     | ○     | ○     | ○       |         |
|             |                                   | 基礎栄養学実験       | HN_E1_02 | 1       |                   | ○   |     | 1   |         |       |       |       |      |             |       |       |       | ○     | ○     | ○     | ○       |         |
| 栄 養 学 応 用   | ライフステージ別栄養学                       | HN_F1_01      | 2        | ○       |                   |     |     |     |         | 2     |       |       |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 食事摂取基準概論                          | HN_F1_02      | 2        | ○       |                   |     |     |     |         | 2     |       |       |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 栄養マネジメント概論                        | HN_F1_03      | 2        | ○       |                   |     |     |     |         | 2     |       |       |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 応用栄養学実習                           | HN_F1_04      | 1        |         | ○                 |     |     |     |         |       | 1     |       |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 栄養教育概論                            | HN_G2_01      | 2        | ○       |                   |     |     |     |         |       | 2     |       |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 栄養教育論Ⅰ                            | HN_G2_02      | 2        | ○       |                   |     |     |     |         |       | 2     |       |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
| 臨 床 栄 養 学   | 栄養教育論Ⅱ                            | HN_G2_03      | 2        | ○       |                   |     |     |     |         |       | 2     |       |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 栄養教育論実習Ⅰ                          | HN_G2_04      | 1        |         | ○                 |     |     |     |         |       | 1     |       |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 栄養教育論実習Ⅱ                          | HN_G2_05      | 1        |         | ○                 |     |     |     |         |       |       | 1     |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 臨床栄養学概論                           | HN_H2_01      | 2        | ○       |                   |     |     |     |         |       |       | 2     |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 臨床栄養学                             | HN_H2_02      | 2        | ○       |                   |     |     |     |         |       |       | 2     |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 臨床栄養学実習                           | HN_H2_03      | 1        |         | ○                 |     |     |     |         |       |       | 1     |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
| 公 衆 栄 養 学   | 栄養療法論                             | HN_H2_04      | 2        | ○       |                   |     |     |     |         | 2     |       |       |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 栄養療法論実習                           | HN_H2_05      | 1        |         | ○                 |     |     |     |         |       |       | 1     |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 臨床栄養管理学                           | HN_H2_06      | 2        | ○       |                   |     |     |     |         |       |       |       | 2    |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 公衆栄養学Ⅰ                            | HN_I2_01      | 2        | ○       |                   |     |     |     |         |       |       | 2     |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 公衆栄養学Ⅱ                            | HN_I2_02      | 2        | ○       |                   |     |     |     |         |       |       | 2     |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 公衆栄養学実習                           | HN_I2_03      | 1        |         | ○                 |     |     |     |         |       |       |       | 1    |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
| 管 理 論       | 給 食 経 営 管 理 論                     | 給食計画論         | HN_J1_01 | 2       | ○                 |     |     |     |         | 2     |       |       |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             |                                   | 給食経営管理論       | HN_J2_01 | 2       | ○                 |     |     |     |         |       |       |       | 2    |             |       |       |       | ○     | ○     | ○     | ○       |         |
|             |                                   | 給食経営管理実習      | HN_J2_02 | 1       |                   | ○   |     |     |         |       |       | 1     |      |             |       |       |       | ○     | ○     | ○     | ○       |         |
|             | 給 食 経 営 管 理 論                     | 栄 養 綜 合 演 習 Ⅰ | HN_K3_01 | 1       |                   | ○   |     |     |         |       |       | 1     |      |             |       |       |       | ○     | ○     | ○     | ○       |         |
|             |                                   | 栄 養 綜 合 演 習 Ⅱ | HN_K3_02 | 1       |                   | ○   |     |     |         |       |       |       | 1    |             |       |       |       |       | ○     | ○     | ○       | ○       |
|             |                                   | 栄 養 綜 合 演 習 Ⅲ | HN_K3_03 | 1       |                   | ○   |     |     |         |       |       |       |      | 1           |       |       |       |       | ○     | ○     | ○       | ○       |
| 臨 地 実 習     | 臨地実習Ⅰ(給食管理)※                      | HN_K3_04      | 1        |         | ○                 |     |     |     |         |       |       | 1     |      |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 臨地実習Ⅱ(臨床栄養)                       | HN_K3_05      | 2        |         | ○                 |     |     |     |         |       |       |       | 2    |             |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 臨地実習Ⅲ(公衆栄養)                       | HN_K3_06      | 1        |         | ○                 |     |     |     |         |       |       |       |      | 1           |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
|             | 臨地実習Ⅳ(臨床栄養)                       | HN_K3_07      | 1        |         | ○                 |     |     |     |         |       |       |       |      | 1           |       |       | ○     | ○     | ○     | ○     |         |         |
| 卒 業 研 究     | 卒業研究ゼミナールⅠ                        | HN_K4_01      | 1        |         | ○                 |     |     |     |         |       |       |       | 1    |             |       |       |       |       |       |       |         |         |
|             | 卒業研究ゼミナールⅡ                        | HN_K4_02      | 2        |         | ○                 |     |     |     |         |       |       |       |      | 2           |       |       |       |       |       |       |         |         |
|             | 卒業演習                              | HN_K4_03      | 2        |         | ○                 |     |     |     |         |       |       |       |      |             | 2     |       |       |       |       |       |         |         |
|             | 卒業研究                              | HN_K4_04      | 2        |         | ○                 |     |     |     |         |       |       |       |      |             |       | 2     |       |       |       |       |         |         |

「卒業演習」または「卒業研究」のどちらか2単位を選択必修とする。

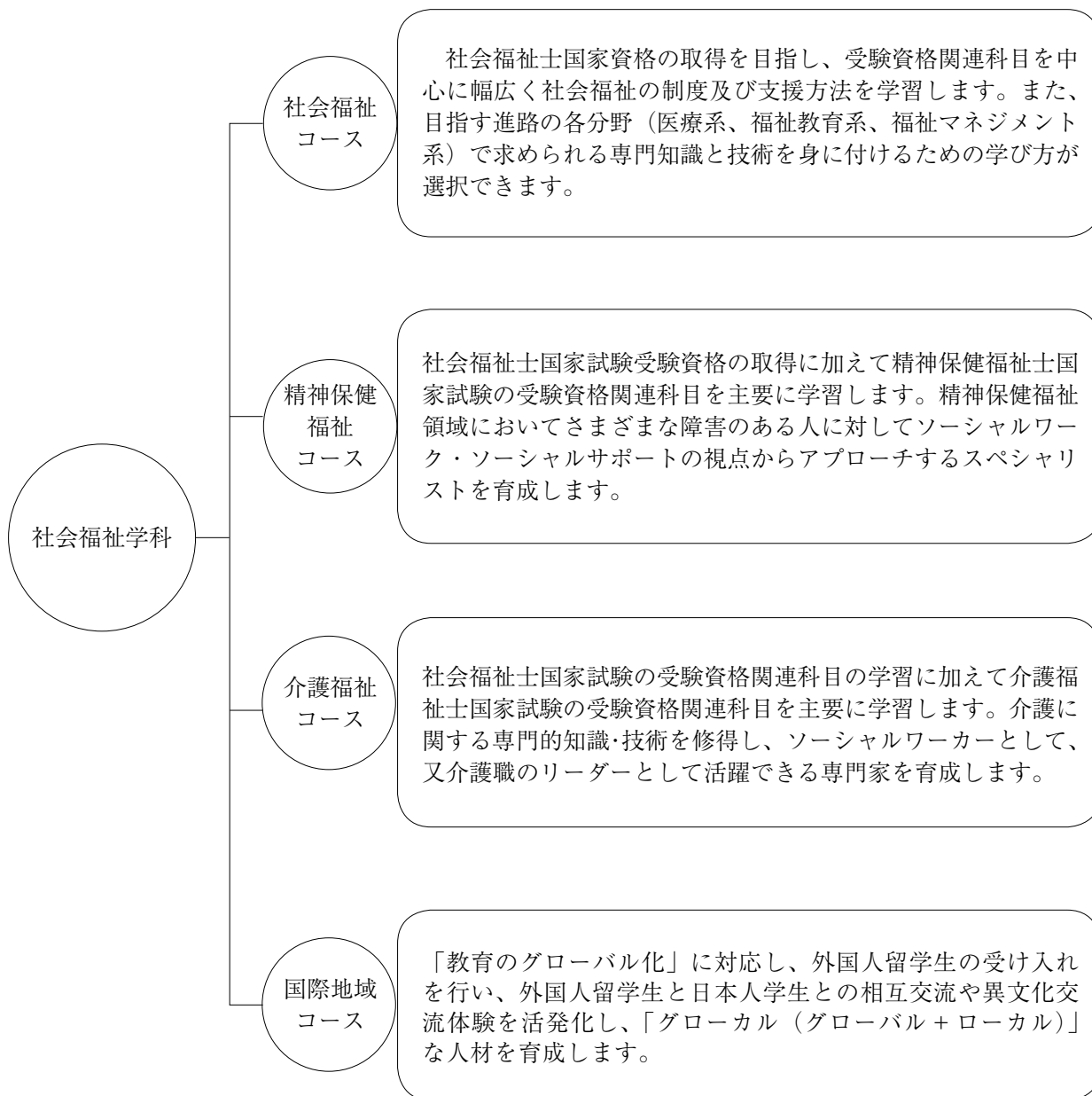
履修関係





## 健康福祉学部 社会福祉学科

社会福祉学科では「よりよき福祉社会の実現に向け、人間及び社会に関する諸科学を総合的に教育・研究し、人間性の豊かな福祉の専門家」を育成します。その上、さらに専門性を高めるために、4つのコースに分かれています。それぞれのコースの目的は以下のようになっています。



各コースで取得可能な資格や免許についてはP.180を参照してください。

これらのコースの特長を良く理解して、履修計画を立ててください。これらのコースへの配属は、2年次進級時に行われます。

学修到達目標と学修成果（社会福祉学科）

【共通】汎用的能力要素（到達目標）及び学修成果

【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）

- 1) 主体的に、自らを律して行動するとともに、目標実現のために協調・協働して行動できる。
- 2) 社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使できるとともに、自己の良心と社会の規範やルールに則って行動し、社会の発展のために積極的に関与できる。
- 3) 生涯にわたって自律・自立して学習できる。

【教養ある社会人としての基礎力】（知識・理解）

- 1) 専攻する特定の学問分野における知識を体系的に理解できるとともに、それを外部的視点でとらえ返し、自己と関連づけ理解することができる。
- 2) 多文化・異文化に関する知識の理解ができる。
- 3) 人類文化、社会、自然に関する知識の理解ができる。

【社会人としての汎用的能力】（技能・表現）

- 1) 確かな日本語に加え、一つ以上の外国語を用いて、読み、書き、話すことができる。
- 2) 自然や社会現象について、図表等のシンボルを用いて分析、理解、表現することができる。
- 3) 情報や知識を複眼的、論理的に分析・表現することを通して、問題を発見し、その解決に必要な情報を収集、分析、整理し、その問題に的確に対応できるとともに、それらを ICT を用いて、表現・伝達することができる。

【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）

- 1) 地域での実践活動をもとに、主体的・自立的に行動できる確かな人間力としての態度や志向性を総合的に活用し、地域課題を解決するための行動ができる。
- 2) 地域での実践活動をもとに、教養ある専門職としての基礎力である知識や理解を総合的に活用し、地域課題を解決へとつなぐことができる。
- 3) 獲得した知識、技能、態度、志向性を総合的に活用し、実践活動から課題を見出し、新しい価値を創造することを通じて、地域課題を解決することができる。

【社会福祉学科】専門的能力要素（到達目標）及び学修成果

【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）

- 1) 社会福祉専門職としての自立の心構えを持ち、主体的に考え、能動的に取り組むことができる。
- 2) 人と地域社会に関心を持つことができる。
- 3) 他者を理解し、協調性を持って関わるすることができる。

【教養ある専門職業人としての基礎力】（知識・理解）

- 1) 人と社会、地域、福祉に関するサービスについて、基本的な知識を身につけ、理解を深めることができる。
- 2) 対人援助に必要な知識とともに、その方法を理解することができる。
- 3) 専門資格に関する知識を身につけ、社会福祉全体を俯瞰でとらえることができる。

【専門職業人としての汎用的能力】（技能・表現）

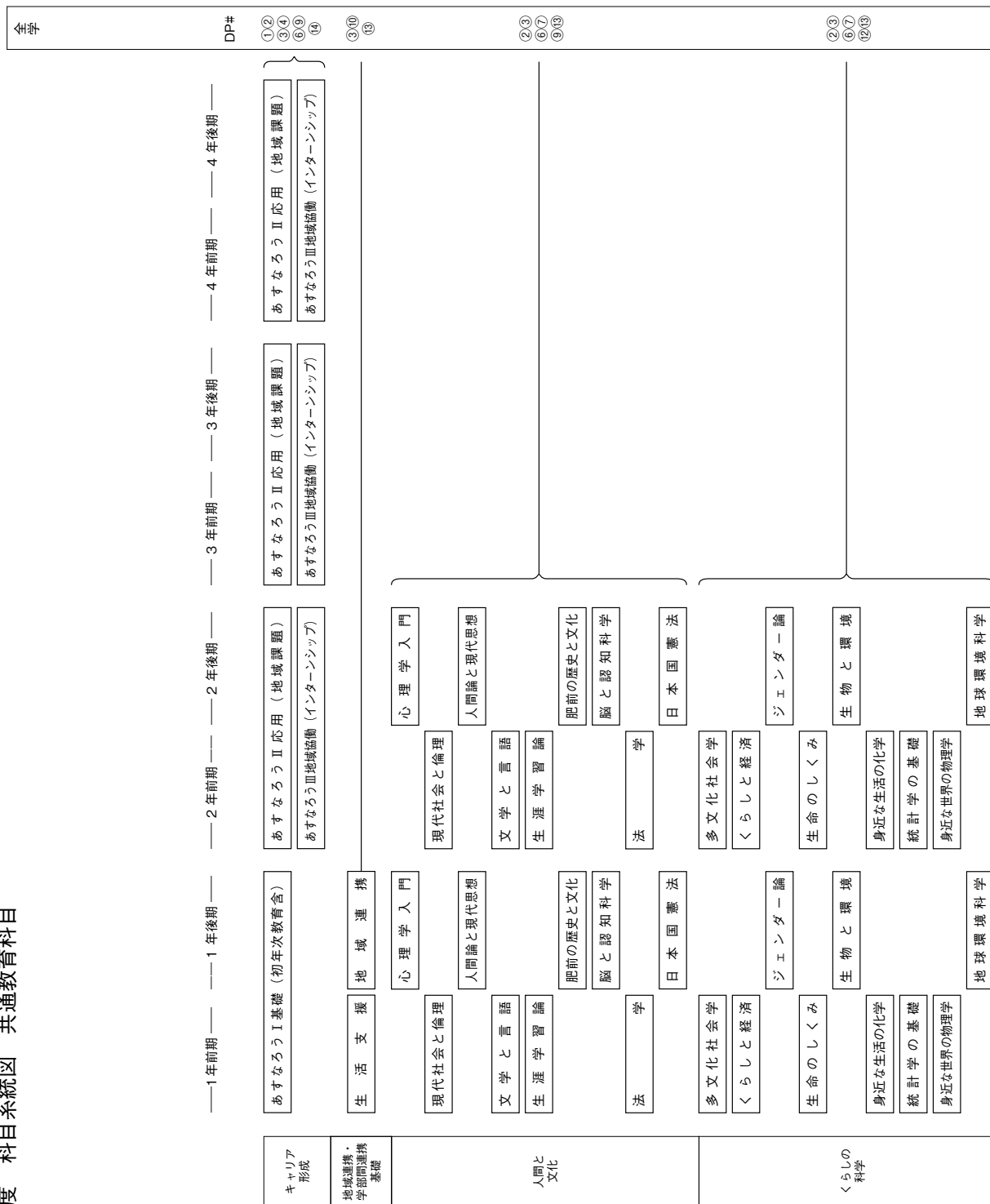
- 1) 対人援助に関する基本的能力と技術を身につける。
- 2) 対象者ごとの特性を理解し、適切な援助ができる。
- 3) 文章作成力とプレゼンテーション力を身につけ、課題の発見とその解決に向けての行動力を養うことができる。

【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）

- 1) 社会の出来事や課題に対して関心を持ち、適切な行動がとれる。
- 2) 実践を通し社会福祉専門職として地域貢献できる力を身につける。
- 3) 社会の課題を分析して、自らの見解を形成することができる。

履修関係

2019年度 科目系統図 共通教育科目



全学

DP#

- ①②
- ③④
- ⑤⑥
- ⑦⑧
- ⑨⑩
- ⑪⑫
- ⑬⑭

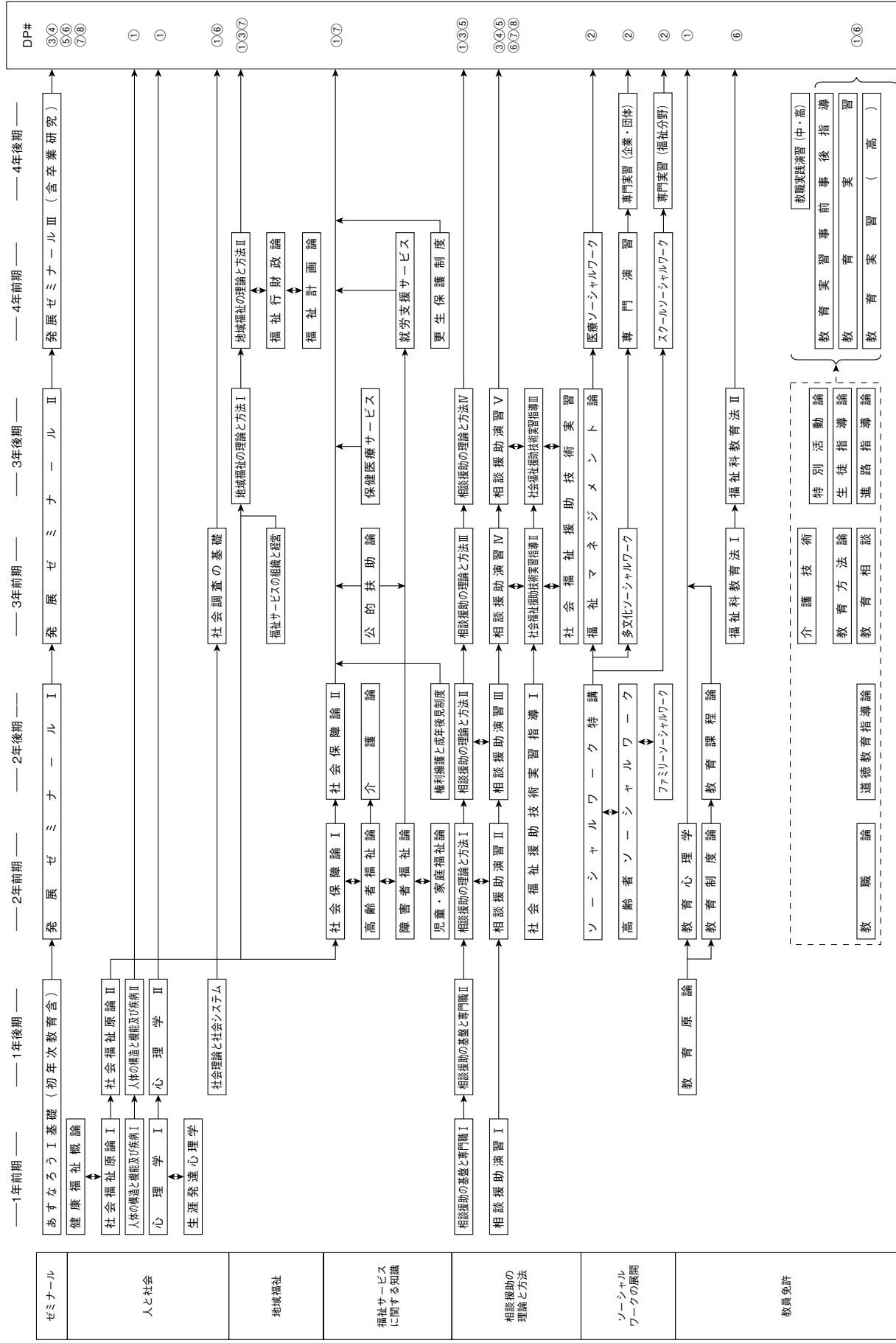
- ②③
- ⑥⑦
- ⑧⑨

- ②③
- ⑥⑦
- ⑧⑨



|                       |   |                     |
|-----------------------|---|---------------------|
| 健康スポーツ                | 健康運動科学<br>フィットネス・スポーツ<br>ウェルネス・スポーツ   | ①②<br>③             |
| 国際理解                  | グローバル化と異文化共生<br>文化人類学<br>変わりゆく国際社会を生きる<br>日本事情(Japaneseness & World Issues) | ①②<br>③⑦<br>⑧⑫<br>⑬ |
| 外国語による<br>コミュニケーション理解 | Global English I<br>英語コミュニケーションI  | ②⑤<br>⑫⑬            |
|                       | Global English II<br>英語コミュニケーションII  |                     |
|                       | Global Communication (English)<br>中国語<br>韓国語<br>日本語初級<br>日本語中級<br>日本語上級     |                     |
|                       | 資格英語 (ESP)<br>Basic English II<br>Academic English I<br>Academic English II |                     |
| ICTの理解                | 語学研修<br>語学研修<br>語学研修<br>語学研修<br>語学研修<br>情報処理入門<br>情報処理基礎                    | ①②<br>⑦⑧            |

2019年度 科目系統図 社会福祉学科 専門教育科目





|   |                  |   |          |
|---|------------------|---|----------|
| A | 建学の精神・教育理念に基づく科目 | E | 語学       |
| B | 人文・社会科学          | F | 健康スポーツ科学 |
| C | 自然科学             | G | 複合領域、その他 |
| D | 情報               |   |          |

## 社会福祉学科 共通教育科目

| 学 科 目                 | 授 業 科 目                        | ナンバリング   | 単位数 |     | 配 当 年 次 |     |     |     | 卒 業 要 件  |  |
|-----------------------|--------------------------------|----------|-----|-----|---------|-----|-----|-----|--|--|
|                       |                                |          | 必 修 | 選 択 | 1 年     | 2 年 | 3 年 | 4 年 |  |  |
|                       |                                |          |     |     | 前 後     | 前 後 | 前 後 | 前 後 |  |  |
| キャリア形成                | あすなろうⅠ基礎(初年次教育舎)               | CE_A1_01 | 2   |     | ○       |     |     |     | 2単位以上<br>(内2単位必修)  |  |
|                       | あすなろうⅡ応用(地域課題)                 | CE_A2_01 | 2   |     |         | ○   | ○   | ○   |  |  |
|                       | あすなろうⅢ地域協働(インターシップ)            | CE_A3_01 | 2   |     |         | ○   | ○   | ○   |  |  |
| 地域連携・<br>学部間連携基礎      | 生活支援                           | CE_B1_01 | 2   | ○   |         |     |     |     | 必修科目2単位及び<br>選択科目より<br>8単位以上選択必修。<br><br>○印科目は、介護福<br>祉士国家試験の受験<br>資格に係る科目を示<br>す。<br><br>☆印科目は、社会調<br>査士取得に係る科目<br>を示す。<br><br>※印科目は、教職課<br>程の必修科目である。<br><br>◎初級障がい者ス<br>ポーツ指導員取得に<br>係る科目を示す。 |  |
|                       | 地域連携                           | CE_B1_02 | 2   | ○   |         |     |     |     |  |  |
| 人間と文化                 | 心理学入門                          | CE_B1_03 | 2   |     | ○       | ○   |     |     |  |  |
|                       | 現代社会と倫理                        | CE_B1_04 | 2   | ○   |         | ○   |     |     |  |  |
|                       | ○人間論と現代思想                      | CE_B1_05 | 2   |     | ○       | ○   |     |     |  |  |
|                       | 文学と言語                          | CE_B1_06 | 2   | ○   |         | ○   |     |     |  |  |
|                       | 生涯学習論                          | CE_B1_07 | 2   | ○   |         | ○   |     |     |  |  |
|                       | 肥前の歴史と文化                       | CE_B1_08 | 2   |     | ○       | ○   |     |     |  |  |
|                       | 脳と認知科学                         | CE_C1_01 | 2   |     | ○       | ○   |     |     |  |  |
|                       | 法学                             | CE_B1_09 | 2   | ○   |         | ○   |     |     |  |  |
| ※日本国憲法                | CE_B1_10                       | 2        |     | ○   | ○       |     |     |     |  |  |
| くらしの科学                | 多文化社会学                         | CE_B1_11 | 2   | ○   |         | ○   |     |     |  |  |
|                       | くらしと経済                         | CE_B1_12 | 2   | ○   |         | ○   |     |     |  |  |
|                       | ジェンダー論                         | CE_B1_13 | 2   |     | ○       | ○   |     |     |  |  |
|                       | 生命のしくみ                         | CE_C1_02 | 2   | ○   |         | ○   |     |     |  |  |
|                       | 生物と環境                          | CE_C1_03 | 2   |     | ○       | ○   |     |     |  |  |
|                       | 身近な生活の化学                       | CE_C1_04 | 2   | ○   |         | ○   |     |     |  |  |
|                       | ☆統計学の基礎                        | CE_C1_05 | 2   | ○   |         | ○   |     |     |  |  |
|                       | 身近な世界の物理学                      | CE_C1_06 | 2   | ○   |         | ○   |     |     |  |  |
| 地球環境科学                | CE_C1_07                       | 2        |     | ○   | ○       |     |     |     |  |  |
| 健康スポーツ                | ◎健康運動科学                        | CE_F1_01 | 2   |     | ○       |     |     |     |  |  |
|                       | フィットネス・スポーツ                    | CE_F1_02 | 1   |     | ○       |     |     |     |  |  |
|                       | ウェルネス・スポーツ                     | CE_F1_03 | 1   |     | ○       |     |     |     |  |  |
| 国際理解                  | グローバル化と異文化共生                   | CE_B1_14 | 2   | ○   |         | ○   |     |     |  |  |
|                       | 文化人類学                          | CE_B1_15 | 2   |     | ○       | ○   |     |     |  |  |
|                       | 変わりゆく国際社会を生きる                  | CE_B1_16 | 2   |     | ○       | ○   |     |     |  |  |
|                       | 日本事情 (Japanese & World Issues) | CE_G1_01 | 2   | ○   |         | ○   |     |     |  |  |
| 外国語による<br>コミュニケーション理解 | Basic English I                | CE_E1_01 | 1   |     | ○       |     |     |     |  |  |
|                       | Basic English II               | CE_E2_01 | 1   |     |         | ○   |     |     |  |  |
|                       | Global English I               | CE_E1_02 | 1   |     | ○       |     |     |     |  |  |
|                       | Global English II              | CE_E2_02 | 1   |     |         | ○   |     |     |  |  |
|                       | Academic English I             | CE_E3_01 | 1   |     |         |     | ○   |     |  |  |
|                       | Academic English II            | CE_E3_02 | 1   |     |         |     | ○   |     |  |  |
|                       | 英語コミュニケーションⅠ                   | CE_E1_03 | 1   | ○   |         |     |     |     |  |  |
|                       | 英語コミュニケーションⅡ                   | CE_E1_04 | 1   |     | ○       |     |     |     |  |  |
|                       | Global Communication (English) | CE_E2_03 | 2   | ○   |         | ○   |     |     |  |  |
|                       | 資格英語 (ESP)                     | CE_E2_04 | 1   |     |         |     | ○   |     |  |  |
|                       | 中国語                            | CE_E1_05 | 1   | ○   |         |     |     |     |  |  |
|                       | 韓国語                            | CE_E1_06 | 1   |     | ○       |     |     |     |  |  |
|                       | 日本語初級                          | CE_E1_07 | 1   | ○   |         |     |     |     |  |  |
|                       | 日本語中級                          | CE_E2_05 | 1   |     | ○       |     |     |     |  |  |
| 日本語上級                 | CE_E3_04                       | 1        |     | ○   |         |     |     |     |  |  |
| 語学研修                  | CE_E2_06                       | 1        | ○   | ○   | ○       | ○   | ○   |     |  |  |
| ICTの理解                | 情報処理入門                         | CE_D1_01 | 1   |     | ○       |     |     |     |  |  |
|                       | 情報処理基礎                         | CE_D2_01 | 1   |     | ○       |     |     |     |  |  |
| 計                     |                                |          | 10  | 67  |         |     |     |     |  |  |

|   |        |   |          |
|---|--------|---|----------|
| A | ゼミナール  | F | グローバル    |
| B | 社会福祉   | G | 福祉に関わる方策 |
| C | 教員免許   |   |          |
| D | 精神保健福祉 |   |          |
| E | 介護福祉   |   |          |

# 社会福祉学科 専門教育科目

| 学 科 目         | 授 業 科 目            | ナンバリング       | 単位数      | 配当年次 (単位数) |    |    |    | 卒業要件 | 資格必修選択区分 |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
|---------------|--------------------|--------------|----------|------------|----|----|----|------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|---|--|
|               |                    |              |          | 必修         | 1年 | 2年 | 3年 |      | 4年       | 社福士 | 介福士 | 精保士 | 高福士 | 社調士 | レク | 障スポ |   |  |
| 学部基幹科目        | 健康福祉概論             | SW_B1_01     | 2        | 2          |    |    |    |      |          |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
| 学科基幹科目        | 社会福祉原論Ⅰ            | SW_B1_02     | 2        | 2          |    |    |    |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
|               | 社会福祉原論Ⅱ            | SW_B1_03     | 2        |            | 2  |    |    |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
| 小 計           |                    |              | 6        | 0          | 4  | 2  | 0  | 0    | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   |     |    |     |   |  |
| ゼミナール         | 発展ゼミナールⅠ           | SW_A4_01     | 2        |            |    | →2 |    |      |          |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
|               | 発展ゼミナールⅡ           | SW_A4_02     | 2        |            |    |    | →2 |      |          |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
|               | 発展ゼミナールⅢ(含卒業研究)    | SW_A4_03     | 4        |            |    |    |    |      |          |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
| 人と社会          | 人体の構造と機能及び疾病Ⅰ      | SW_B1_04     | 2        | 2          |    |    |    |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
|               | 人体の構造と機能及び疾病Ⅱ      | SW_B1_05     | 2        |            | 2  |    |    |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
|               | 心理学Ⅰ               | SW_B1_06     | 2        | 2          |    |    |    |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
|               | 心理学Ⅱ               | SW_B1_07     | 2        |            | 2  |    |    |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
|               | 生涯発達心理学            | SW_B1_08     | 2        | 2          |    |    |    |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
|               | 社会理論と社会システム        | SW_B1_09     | 2        |            | 2  |    |    |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
|               | 社会調査の基礎            | SW_B2_01     | 2        |            |    |    | 2  |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
| 地域福祉          | 地域福祉の理論と方法Ⅰ        | SW_B2_03     | 2        |            |    |    | 2  |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
|               | 地域福祉の理論と方法Ⅱ        | SW_B3_01     | 2        |            |    |    |    | 2    | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
|               | 福祉行財政論             | SW_B3_02     | 1        |            |    |    |    | 1    | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
|               | 福祉計画論              | SW_B3_03     | 1        |            |    |    |    | 1    | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
|               | 福祉サービスの組織と経営       | SW_B2_02     | 2        |            |    |    | 2  |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
| 福祉サービスに関する知識  | 社会保障論Ⅰ             | SW_B2_04     | 2        |            | 2  |    |    |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
|               | 社会保障論Ⅱ             | SW_B2_05     | 2        |            | 2  |    |    |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
|               | 高齢者福祉論             | SW_B2_06     | 2        |            | 2  |    |    |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
|               | 介護論                | SW_B2_09     | 2        |            | 2  |    |    |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
|               | 障害者福祉論             | SW_B2_07     | 2        |            | 2  |    |    |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     | ◎ |  |
|               | 児童・家庭福祉論           | SW_B2_08     | 2        |            | 2  |    |    |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
|               | 公的扶助論              | SW_B3_05     | 2        |            |    |    | 2  |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
|               | 保健医療サービス           | SW_B3_06     | 2        |            |    |    | 2  |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
|               | 就労支援サービス           | SW_B3_07     | 1        |            |    |    |    | 1    | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
|               | 権利擁護と成年後見制度        | SW_B3_04     | 2        |            |    |    | 2  |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
|               | 更生保護制度             | SW_B3_08     | 1        |            |    |    |    | 1    | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
|               | 相談援助の理論と方法         | 相談援助の基盤と専門職Ⅰ | SW_B1_10 | 2          | 2  |    |    |      |          | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   |     |    |     |   |  |
| 相談援助の基盤と専門職Ⅱ  |                    | SW_B1_11     | 2        |            | 2  |    |    |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
| 相談援助の理論と方法Ⅰ   |                    | SW_B2_10     | 2        |            | 2  |    |    |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
| 相談援助の理論と方法Ⅱ   |                    | SW_B2_11     | 2        |            | 2  |    |    |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
| 相談援助の理論と方法Ⅲ   |                    | SW_B3_09     | 2        |            |    | 2  |    |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
| 相談援助の理論と方法Ⅳ   |                    | SW_B3_10     | 2        |            |    |    | 2  |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
| 相談援助演習Ⅰ       |                    | SW_B1_12     | 1        | 1          |    |    |    |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
| 相談援助演習Ⅱ       |                    | SW_B2_12     | 1        |            | 1  |    |    |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
| 相談援助演習Ⅲ       |                    | SW_B2_13     | 1        |            |    | 1  |    |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
| 相談援助演習Ⅳ       |                    | SW_B3_11     | 1        |            |    |    | 1  |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
| 相談援助演習Ⅴ       |                    | SW_B3_12     | 1        |            |    |    | 1  |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
| 社会福祉援助技術実習指導Ⅰ |                    | SW_B2_14     | 2        |            |    | →2 |    |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
| 社会福祉援助技術実習指導Ⅱ |                    | SW_B2_15     | 2        |            |    |    | 2  |      | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
| 社会福祉援助技術実習指導Ⅲ |                    | SW_B2_16     | 2        |            |    |    |    | 2    | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
| 社会福祉援助技術実習    |                    | SW_B2_17     | 4        |            |    |    |    | →4   | ◎        | ◎   | ◎   | ◎   |     |     |    |     |   |  |
| ソーシャルワークの展開   |                    | ソーシャルワーク特講   | SW_B1_13 | 2          |    |    | →2 |      |          |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
|               |                    | 高齢者ソーシャルワーク  | SW_B2_19 | 2          |    |    | →2 |      |          |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
|               | 多文化ソーシャルワーク        | SW_B2_20     | 2        |            |    |    | 2  |      |          |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
|               | 福祉マネジメント論          | SW_B2_21     | 2        |            |    |    |    | →2   |          |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
|               | 医療ソーシャルワーク         | SW_B3_13     | 2        |            |    |    |    | 2    |          |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
| 専門実習・演習       | 専門実習(福祉分野)         | SW_G3_04     | 2        |            |    |    |    | 2    |          |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
|               | 専門実習(企業・団体)        | SW_G3_05     | 2        |            |    |    |    | 2    |          |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
|               | 専門演習(福祉分野)         | SW_G3_06     | 1        |            |    |    |    | 1    |          |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
|               | 専門演習(企業・団体)        | SW_G3_07     | 1        |            |    |    |    |      | 1        |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
| 精神保健福祉        | 精神疾患とその治療Ⅰ         | SW_D2_01     | 2        |            |    |    | 2  |      |          |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
|               | 精神疾患とその治療Ⅱ         | SW_D2_02     | 2        |            |    |    |    | 2    |          |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
|               | 精神保健学Ⅰ             | SW_D2_03     | 2        |            |    |    | 2  |      |          |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
|               | 精神保健学Ⅱ             | SW_D2_04     | 2        |            |    |    |    | 2    |          |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
|               | 精神保健福祉相談援助の基盤(専門)  | SW_D2_05     | 2        |            |    |    | 2  |      |          |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
|               | 精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ | SW_D1_01     | 2        | 2          |    |    |    |      |          |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
|               | 精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ | SW_D1_02     | 2        |            |    | 2  |    |      |          |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
|               | 精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅲ | SW_D2_06     | 2        |            |    |    | 2  |      |          |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
|               | 精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅳ | SW_D2_07     | 2        |            |    |    |    | 2    |          |     |     |     |     |     |    |     |   |  |
|               | 精神保健福祉論Ⅰ           | SW_D3_01     | 2        |            |    |    |    | 2    |          |     |     |     |     |     |    |     |   |  |

選択科目の中から88単位以上選択必修すること。  
そのうち、10単位までは他学部他学科の専門教育科目を修得することができる。

履修関係



| 学 科 目       | 授 業 科 目          | ナンバリング       | 単位数      |    | 配当年次 (単位数) |    |    |    |     |     |     |      | 卒業要件 | 資格必修選択区分 |    |     |   |  |   |   |
|-------------|------------------|--------------|----------|----|------------|----|----|----|-----|-----|-----|------|------|----------|----|-----|---|--|---|---|
|             |                  |              | 必修       | 選択 | 1年         | 2年 | 3年 | 4年 | 社福士 | 介福士 | 精保士 | 高校福祉 |      | 社調士      | レク | 障スポ |   |  |   |   |
|             |                  |              |          |    | 前          | 後  | 前  | 後  | 前   | 後   | 前   | 後    |      |          |    |     |   |  |   |   |
| 学 科 専 門 科 目 | 福祉に<br>関わる<br>方策 | 健康管理学        | SW_G1_01 | 2  |            | 2  |    |    |     |     |     |      |      |          |    |     |   |  |   |   |
|             |                  | レクリエーション支援論  | SW_G1_02 | 2  |            |    | 2  |    |     |     |     |      |      |          |    |     |   |  | ◎ | ◎ |
|             |                  | レクリエーション支援演習 | SW_G1_03 | 2  |            |    |    | 2  |     |     |     |      |      |          |    |     |   |  | ◎ |   |
|             |                  | 高齢者の健康と運動    | SW_G1_05 | 2  |            |    |    |    |     | 2   |     |      |      |          |    |     |   |  |   |   |
|             |                  | リハビリテーション論   | SW_G2_01 | 2  |            |    |    |    |     | 2   |     |      |      |          |    |     |   |  |   | ◎ |
|             |                  | アダプテッド・スポーツ論 | SW_G2_02 | 2  |            |    |    |    |     | 2   |     |      |      |          |    |     |   |  |   |   |
|             |                  | ユニバーサルデザイン概論 | SW_G1_04 | 2  |            |    |    | 2  |     |     |     |      |      |          |    |     |   |  |   |   |
|             |                  | 人権論          | SW_G2_03 | 2  |            |    |    | 2  |     |     |     |      |      |          |    |     |   |  |   |   |
|             |                  | 死生学          | SW_G3_01 | 2  |            |    |    |    |     |     | 2   |      |      |          |    |     |   |  |   |   |
|             |                  | 介護技術         | SW_C2_01 | 1  |            |    |    |    |     | 1   |     |      |      |          |    |     |   |  | ○ |   |
|             |                  | 社会政策         | SW_G2_04 | 2  |            |    |    |    |     | 2   |     |      |      |          |    |     |   |  |   |   |
|             |                  | 社会問題         | SW_G2_05 | 2  |            |    |    |    |     |     | 2   |      |      |          |    |     |   |  |   |   |
|             |                  | 司法福祉論        | SW_G3_02 | 2  |            |    |    |    |     | 2   |     |      |      |          |    |     |   |  |   |   |
|             |                  | 社会福祉特講Ⅰ      | SW_G2_06 | 2  |            |    |    |    |     |     |     | 2    |      |          |    |     |   |  |   |   |
|             |                  | 社会福祉特講Ⅱ      | SW_G2_07 | 2  |            |    |    |    |     |     |     |      | 2    |          |    |     |   |  |   |   |
| 公衆衛生学       | SW_G2_08         | 2            |          |    |            | 2  |    |    |     |     |     |      |      |          |    |     |   |  |   |   |
| 救急処置        | SW_G3_03         | 2            |          |    |            |    | 2  |    |     |     |     |      |      |          |    |     |   |  |   |   |
| 家政学概論       | SW_E1_13         | 2            |          | 2  |            |    |    |    |     |     |     |      |      |          |    |     | ○ |  |   |   |
| 健康栄養学概論     | SW_E1_14         | 2            |          |    |            |    | 2  |    |     |     |     |      |      |          |    |     | ○ |  |   |   |
| 小 計         |                  |              | 8        | 24 | 13         | 18 | 33 | 47 | 41  | 45  | 32  | 17   |      |          |    |     |   |  |   |   |
| 合 計         |                  |              | 14       | 24 | 17         | 20 | 33 | 47 | 41  | 45  | 32  | 17   |      |          |    |     |   |  |   |   |

注1) ◎印科目は資格必修科目を示し、○印は資格選択必修科目を示す。  
注2) 配当年次については、変更となる場合もあります。

## ●資格に関する専門教育科目

| 学 科 目    | 授 業 科 目                                 | ナンバリング                | 単位数      |    | 配当年次 (単位数) |    |    |    |     |     |     |      | 卒業要件 | 資格必修選択区分 |    |     |  |  |   |
|----------|---|-----------------------|----------|----|------------|----|----|----|-----|-----|-----|------|------|----------|----|-----|--|--|---|
|          |   |                       | 必修       | 選択 | 1年         | 2年 | 3年 | 4年 | 社福士 | 介福士 | 精保士 | 高校福祉 |      | 社調士      | レク | 障スポ |  |  |   |
|          |   |                       |          |    | 前          | 後  | 前  | 後  | 前   | 後   | 前   | 後    |      |          |    |     |  |  |   |
| 関 する 科 目 | 教育の基礎<br>的理解に                           | 教職論                   | SW_C2_06 | 2  |            |    | 2  |    |     |     |     |      |      |          |    |     |  |  | ◎ |
|          |   | 特別の支援を要する<br>児童・生徒の理解 | SW_C2_08 | 1  |            |    | 1  |    |     |     |     |      |      |          |    |     |  |  | ◎ |
| 関 する 科 目 | 道徳、総合的な学習の<br>指導法及び生徒指導、<br>教育相談等に関する科目 | 総合的な学習の時間の<br>指導法     | SW_C2_09 | 1  |            |    | 1  |    |     |     |     |      |      |          |    |     |  |  | ◎ |
|          |   | 特別活動論                 | SW_C3_02 | 1  |            |    |    |    |     | 1   |     |      |      |          |    |     |  |  | ◎ |
|          |   | 教育方法論                 | SW_C2_07 | 2  |            |    |    |    |     | 2   |     |      |      |          |    |     |  |  | ◎ |
|          |   | 生徒指導論                 | SW_C3_03 | 2  |            |    |    |    |     |     | 2   |      |      |          |    |     |  |  | ◎ |
|          |   | 教育相談                  | SW_C3_05 | 2  |            |    |    |    |     |     | 2   |      |      |          |    |     |  |  | ◎ |
|          |   | 進路指導論                 | SW_C3_04 | 1  |            |    |    |    |     | 1   |     |      |      |          |    |     |  |  | ◎ |
| 関 する 科 目 | 教育実践に                                   | 教育実習事前事後<br>指導        | SW_C4_02 | 1  |            |    |    |    |     |     |     |      |      |          |    |     |  |  | ◎ |
|          |   | 教育実習(高)               | SW_C4_03 | 2  |            |    |    |    |     |     |     |      |      |          |    |     |  |  | ◎ |
|          |   | 教職実践演習<br>(中・高)       | SW_C4_01 | 2  |            |    |    |    |     |     |     |      | 2    |          |    |     |  |  | ◎ |
| 合 計      |   |                       | 0        | 17 | 0          | 0  | 4  | 0  | 5   | 3   | 0   | 5    |      |          |    |     |  |  |   |

注1) 上記の「資格に関する専門教育科目」については、卒業単位には加算されません。  
注2) ◎印科目は資格必修科目を示す。  
注3) 配当年次については、変更となる場合もあります。

履修関係

## 健康福祉学部 スポーツ健康福祉学科

スポーツ健康福祉学科では、「ユニバーサル社会の理解と福祉の心を基盤に、スポーツや身体運動を活用した健康生活支援ができる専門的な知識・技術と応用的能力を備えた社会人」を育成します。そのために、社会福祉に関する科目群と健康スポーツに関する科目群の両群から定められた単位数以上の修得とともに将来の目指す職域や資格取得に応じた教科目を計画的に履修することが必要です。学科では、次の基本的な3つの履修モデルを示します。

健康スポーツ支援・・・・・・・・・・スポーツ施設や医療機関等で健康運動の指導や支援を目指す。

### 【主な取得資格】

健康運動実践指導者受験資格、レクリエーション・インストラクター資格、スポーツ・レクリエーション指導者資格、障がい者スポーツ指導員（初級）資格、公認スポーツ指導者、健康運動指導士受験資格

福祉スポーツ支援・・・・・・・・・・社会福祉施設などの福祉分野での活躍を目指す。

### 【主な取得資格】

健康運動実践指導者受験資格、レクリエーション・インストラクター資格、スポーツ・レクリエーション指導者資格、障がい者スポーツ指導員（初級・中級）資格、社会福祉士国家試験受験資格

スポーツ教育支援・・・・・・・・・・学校教育機関で保健体育の教員を目指す。

### 【主な取得資格】

健康運動実践指導者受験資格、レクリエーション・インストラクター資格、スポーツ・レクリエーション指導者資格、障がい者スポーツ指導員（初級）資格、公認スポーツ指導者、中学・高等学校教諭一種免許状（保健体育）



学修到達目標と学修成果（スポーツ健康福祉学科）

【共通】汎用的能力要素（到達目標）及び学修成果

【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）

- 1) 主体的に、自らを律して行動するとともに、目標実現のために協調・協働して行動できる。
- 2) 社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使できるとともに、自己の良心と社会の規範やルールに則って行動し、社会の発展のために積極的に関与できる。
- 3) 生涯にわたって自律・自立して学習できる。

【教養ある社会人としての基礎力】（知識・理解）

- 1) 専攻する特定の学問分野における知識を体系的に理解できるとともに、それを外部的視点でとらえ返し、自己と関連づけ理解することができる。
- 2) 多文化・異文化に関する知識の理解ができる。
- 3) 人類文化、社会、自然に関する知識の理解ができる。

【社会人としての汎用的能力】（技能・表現）

- 1) 確かな日本語に加え、一つ以上の外国語を用いて、読み、書き、話すことができる。
- 2) 自然や社会現象について、図表等のシンボルを用いて分析、理解、表現することができる。
- 3) 情報や知識を複眼的、論理的に分析・表現することを通して、問題を発見し、その解決に必要な情報を収集、分析、整理し、その問題に的確に対応できるとともに、それらを ICT を用いて、表現・伝達することができる。

【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）

- 1) 地域での実践活動をもとに、主体的・自立的に行動できる確かな人間力としての態度や志向性を総合的に活用し、地域課題を解決するための行動ができる。
- 2) 地域での実践活動をもとに、教養ある専門職としての基礎力である知識や理解を総合的に活用し、地域課題を解決へとつなぐことができる。
- 3) 獲得した知識、技能、態度、志向性を総合的に活用し、実践活動から課題を見出し、新しい価値を創造することを通じて、地域課題を解決することができる。

【スポーツ健康福祉学科】専門的能力要素（到達目標）及び学修成果

【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）

- 1) 人間の健康生活、社会問題などについて深い関心を持ち、主体的・自立的に学び続けることができる。
- 2) 学習の成果を自らの生活に還元するとともに他者と協調し、地域社会に還元しようとする意欲を持っている。
- 3) 健全な人間観、社会観を持ち、人々の健康な生活の発展に貢献することができる。

【教養ある専門職業人としての基礎力】（知識・理解）

- 1) 健康・スポーツ関連諸科学及び福祉関連諸科学に関する基礎知識を身につけている。
- 2) 健康で文化的な生活を営むために必要な基礎知識を身につけている。
- 3) 健康・スポーツ、福祉に関する学際的、総合的基礎知識を身につけ、すべての人々に支援する方法を理解している。

【専門職業人としての汎用的能力】（技能・表現）

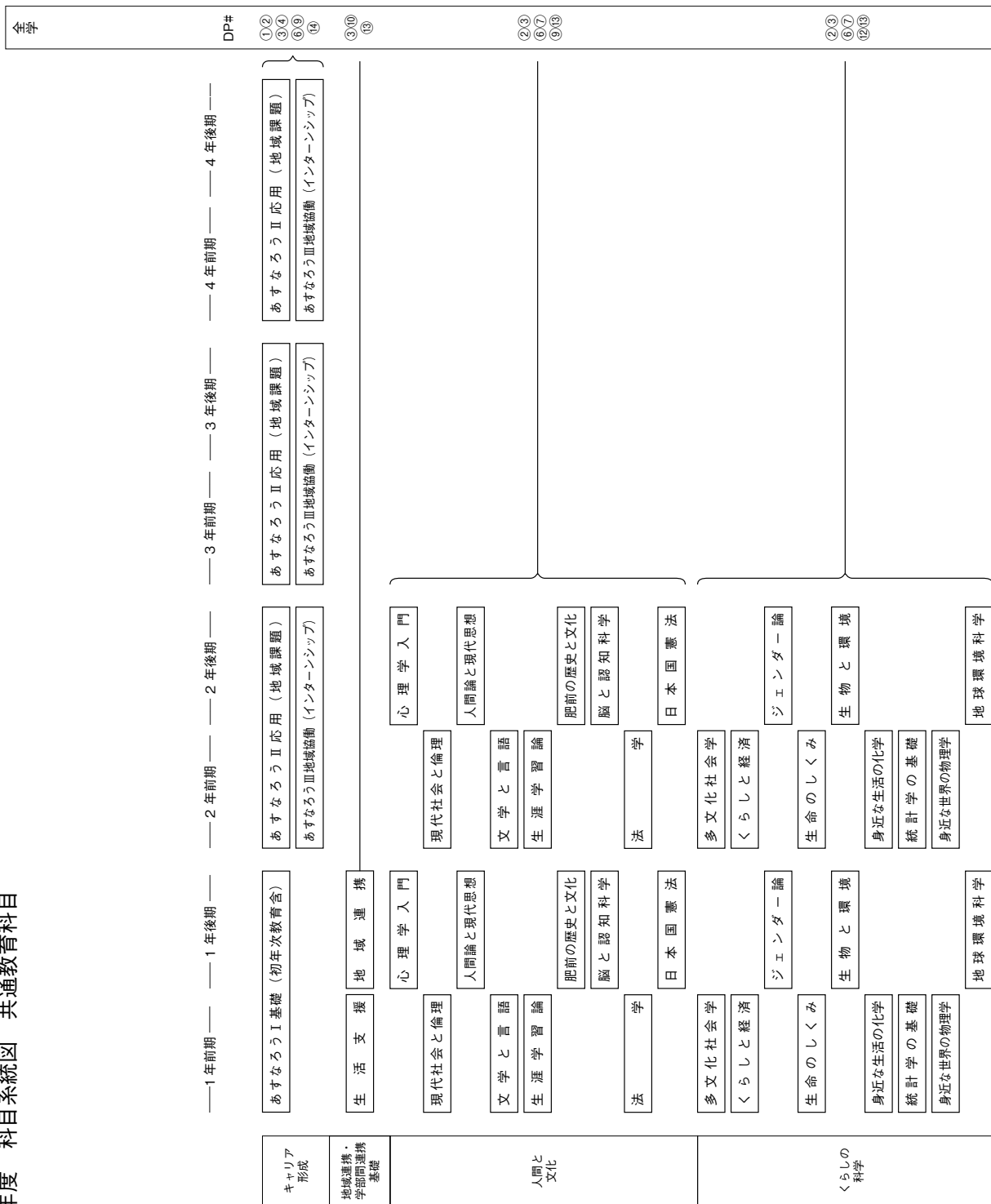
- 1) 身に付けた健康・スポーツ、福祉に関する基礎知識を活用して運動技能や表現力を高めることができる。
- 2) 身に付けた知識や技能、コミュニケーション能力を活用して他者と円滑に連携することができる。
- 3) 課題解決に必要な情報を収集し、分析・整理して、その結果を他者に適切に表現できる。

【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）

- 1) 心身の健康維持・増進に関する問題点や課題を把握し、その解決策を提案することができる。
- 2) 実践を通して地域貢献できる力を身につける。
- 3) 他者と協調して課題解決に必要な情報を収集・分析・整理・創造し、その結果を活用して地域生活支援ができる。

履修関係

2019年度 科目系統図 共通教育科目



DP#

①②  
③④  
⑤⑥  
⑦⑧  
⑨⑩  
⑪⑫  
⑬⑭

②③  
⑥⑦  
⑧⑨

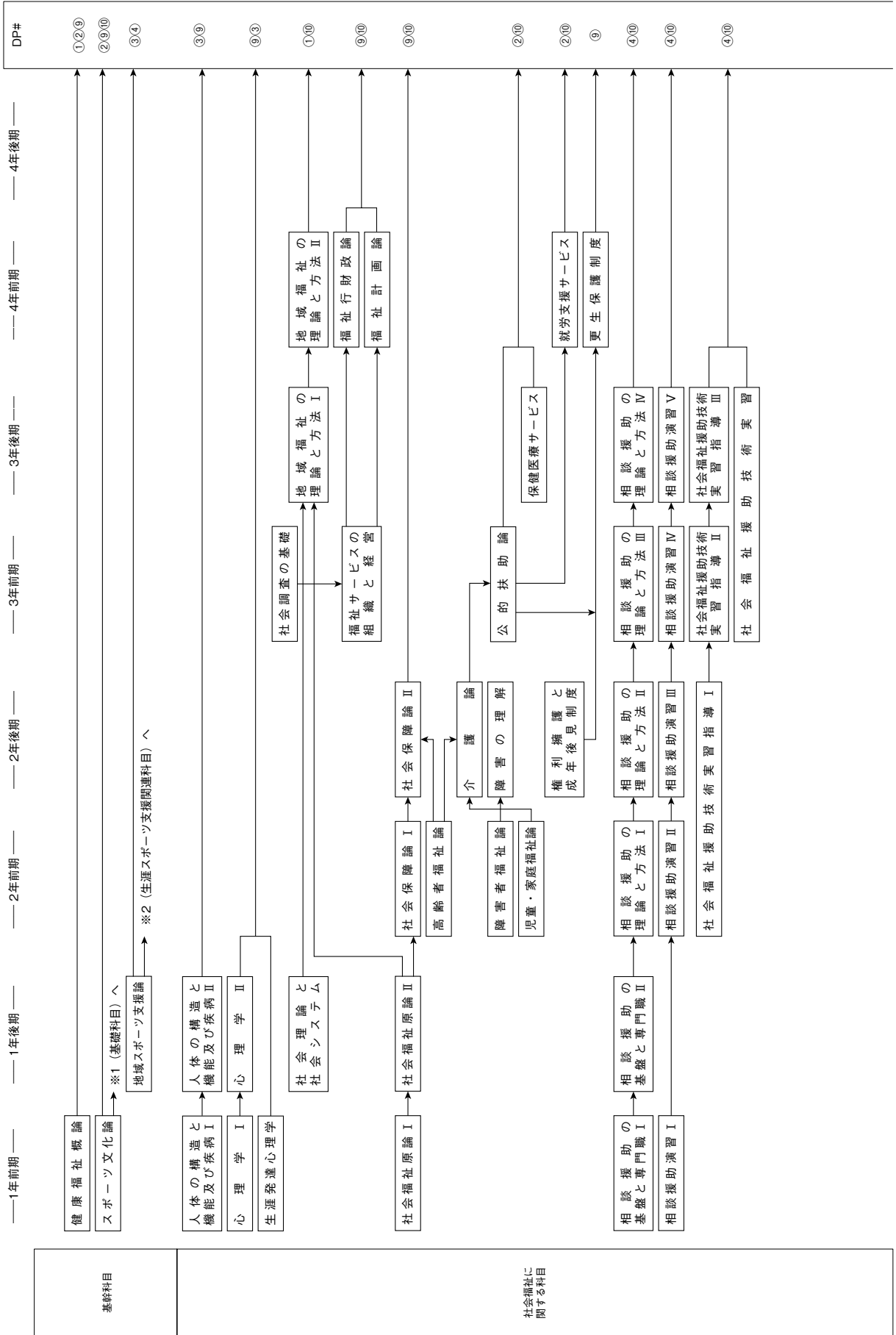
②③  
⑥⑦  
⑧⑨

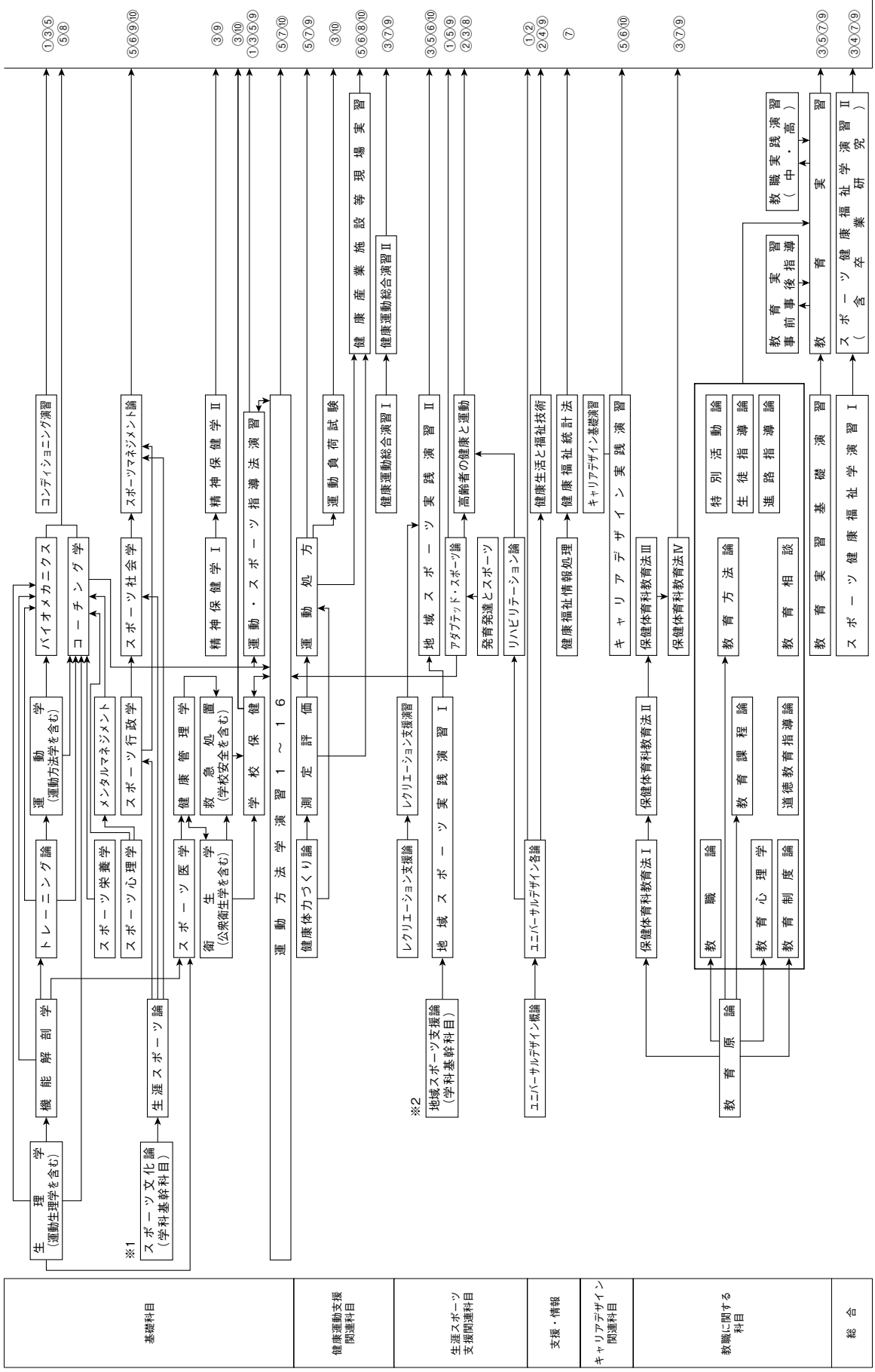
全学

|                       |   |  |
|-----------------------|---|--|
| 健康スポーツ                | 健康運動科学<br>フィットネス・スポーツ<br>ウエルネス・スポーツ                                     | ①②<br>③  |
| 国際理解                  | グローバル化と異文化共生<br>文化人類学<br>変わりゆく国際社会を生きる<br>日本事情(Japanese & World Issues) | ①②<br>③⑦<br>⑧⑫<br>⑬  |
| 外国語による<br>コミュニケーション理解 | Global English I<br>英語コミュニケーションI<br>Global Communication (English)      | 資格英語(E SP)<br>Basic English II<br>Global English II<br>Academic English I<br>Academic English II |
|                       | 中国語<br>日本語初級  |  |
|                       | 韓国語<br>日本語中級  |  |
|                       | 日本語上級   |  |
| ICTの理解                | 語学研修<br>語学研修<br>語学研修<br>語学研修<br>語学研修<br>語学研修<br>情報処理入門<br>情報処理基礎        | ②⑤<br>⑫⑬<br>①②<br>⑦⑧   |

履修関係

2019年度 科目系統図 スポーツ健康福祉学科 専門教育科目





履修関係

|   |                  |   |          |
|---|------------------|---|----------|
| A | 建学の精神・教育理念に基づく科目 | E | 語学       |
| B | 人文・社会科学          | F | 健康スポーツ科学 |
| C | 自然科学             | G | 複合領域、その他 |
| D | 情報               |   |          |

# スポーツ健康福祉学科 共通教育科目

| 学 科 目                 | 授 業 科 目                        | ナンバリング   | 単位数      |    | 配当年次     |          |          |          | 卒業要件 | 資格必修選択区分 |    |     |    |     |     |     |  |   |
|-----------------------|--------------------------------|----------|----------|----|----------|----------|----------|----------|------|----------|----|-----|----|-----|-----|-----|--|---|
|                       |                                |          | 必修       | 選択 | 1年<br>前後 | 2年<br>前後 | 3年<br>前後 | 4年<br>前後 |      | 教職       | 健康 | 障スポ | レク | 公スポ | 社福士 | 社調士 |  |   |
| キャリア形成                | あすなろうⅠ 基礎 (初年次教育含)             | CE_A1_01 | 2        |    | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | あすなろうⅡ 応用 (地域課題)               | CE_A2_01 | 2        |    |          | ○        | ○        | ○        |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | あすなろうⅢ 地域協働 (インターンシップ)         | CE_A3_01 | 2        |    |          | ○        | ○        | ○        |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
| 地域連携・<br>学部間連携基礎      | 生活支援                           | CE_B1_01 | 2        | ○  |          |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | 地域連携                           | CE_B1_02 | 2        | ○  |          |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
| 人間と文化                 | 心理学入門                          | CE_B1_03 | 2        | ○  | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | 現代社会と倫理                        | CE_B1_04 | 2        | ○  | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | 人間論と現代思想                       | CE_B1_05 | 2        | ○  | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | 文学と言語                          | CE_B1_06 | 2        | ○  | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | 生涯学習論                          | CE_B1_07 | 2        | ○  | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | 肥前の歴史と文化                       | CE_B1_08 | 2        | ○  | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | 脳と認知科学                         | CE_C1_01 | 2        | ○  | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | 法学                             | CE_B1_09 | 2        | ○  | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | 日本国憲法                          | CE_B1_10 | 2        | ○  | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | くらしの科学                         | 多文化社会学   | CE_B1_11 | 2  | ○        | ○        |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
| くらしと経済                |                                | CE_B1_12 | 2        | ○  | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
| ジェンダー論                |                                | CE_B1_13 | 2        | ○  | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
| 生命のしくみ                |                                | CE_C1_02 | 2        | ○  | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
| 生物と環境                 |                                | CE_C1_03 | 2        | ○  | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
| 身近な生活の化学              |                                | CE_C1_04 | 2        | ○  | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
| 統計学の基礎                |                                | CE_C1_05 | 2        | ○  | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
| 身近な世界の物理学             |                                | CE_C1_06 | 2        | ○  | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
| 地球環境科学                | CE_C1_07                       | 2        | ○        | ○  |          |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
| 健康スポーツ                | 健康運動科学                         | CE_F1_01 | 2        | ○  |          |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | フィットネス・スポーツ                    | CE_F1_02 | 1        | ○  |          |          |          |          |      |          | ◎  | ◎   | ◎  | ◎   | ◎   |     |  |   |
|                       | ウェルネス・スポーツ                     | CE_F1_03 | 1        | ○  |          |          |          |          |      |          | ◎  | ◎   | ◎  |     |     |     |  |   |
| 国際理解                  | グローバル化と異文化共生                   | CE_B1_14 | 2        | ○  | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | 文化人類学                          | CE_B1_15 | 2        | ○  | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | 変わりゆく国際社会を生きる                  | CE_B1_16 | 2        | ○  | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | 日本事情 (Japanese & World Issues) | CE_G1_01 | 2        | ○  | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
| 外国語による<br>コミュニケーション理解 | Basic English I                | CE_E1_01 | 1        |    | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | Basic English II               | CE_E2_01 | 1        |    |          | ○        |          |          |      |          | ◎  |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | Global English I               | CE_E1_02 | 1        | ○  |          |          |          |          |      |          | ◎  |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | Global English II              | CE_E2_02 | 1        |    | ○        |          |          |          |      |          | ◎  |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | Academic English I             | CE_E3_01 | 1        |    |          |          | ○        |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | Academic English II            | CE_E3_02 | 1        |    |          |          |          | ○        |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | 英語コミュニケーションⅠ                   | CE_E1_03 | 1        | ○  |          |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | 英語コミュニケーションⅡ                   | CE_E1_04 | 1        | ○  |          |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | Global Communication (English) | CE_E2_03 | 2        | ○  | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | 資格英語 (ESP)                     | CE_E2_04 | 1        |    |          |          | ○        |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | 中国語                            | CE_E1_05 | 1        | ○  |          |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | 韓国語                            | CE_E1_06 | 1        | ○  |          |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
|                       | 日本語初級                          | CE_E1_07 | 1        | ○  |          |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
| 日本語中級                 | CE_E2_05                       | 1        | ○        |    |          |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
| 日本語上級                 | CE_E3_04                       | 1        | ○        |    |          |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
| 語学研修                  | CE_E2_06                       | 1        | ○        | ○  | ○        | ○        | ○        | ○        | ○    |          |    |     |    |     |     |     |  |   |
| ICTの理解                | 情報処理入門                         | CE_D1_01 | 1        |    | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  | ○ |
|                       | 情報処理基礎                         | CE_D2_01 | 1        |    | ○        |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  | ○ |
| 計                     |                                |          | 10       | 67 |          |          |          |          |      |          |    |     |    |     |     |     |  |   |

必修科目 8 単位  
及び選択科目より  
12 単位以上  
選択必修。

「日本語初級」、「日本語中級」及び「日本語上級」は留学生対象科目とする。

履修関係

|   |              |   |              |   |              |
|---|--------------|---|--------------|---|--------------|
| A | 人・社会・生活      | F | 健康スポーツの基礎科目  | K | 総合           |
| B | 地域福祉         | G | 健康運動支援関連科目   | L | キャリアデザイン関連科目 |
| C | 福祉サービスに関する知識 | H | 生涯スポーツ支援関連科目 |   |              |
| D | 相談援助の理論と方法   | I | 支援・情報        |   |              |
| E | 相談援助の演習・実習   | J | 教職に関する科目     |   |              |

# スポーツ健康福祉学科 専門教育科目

| 学 科 目        | 授 業 科 目             | ナンバリング   | 単位数 | 配当年次 (単位数) |    |    |    | 卒業要件 | 資格必修選択区分 |    |    |    |    |     |     |     |  |
|--------------|---------------------|----------|-----|------------|----|----|----|------|----------|----|----|----|----|-----|-----|-----|--|
|              |                     |          |     | 必修         | 選択 | 1年 | 2年 |      | 3年       | 4年 | 教職 | 健康 | 障害 | 公スポ | 社福士 | 社調士 |  |
|              |                     |          |     | 前          | 後  | 前  | 後  |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
| 学部基幹科目       | 健康福祉概論              | SH_K1_01 | 2   | 2          |    |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
| 学科基幹科目       | 地域スポーツ支援論           | SH_K1_02 | 2   |            | 2  |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | スポーツ文化論             | SH_K1_03 | 2   | 2          |    |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
| 小 計          |                     |          | 6   | 4          | 2  |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
| ゼミナール        | スポーツ健康福祉学演習Ⅰ        | SH_K4_01 | 2   |            |    |    | 2  |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | スポーツ健康福祉学演習Ⅱ(含卒業研究) | SH_K4_02 | 4   |            |    |    |    |      | 4        |    |    |    |    |     |     |     |  |
| 人・社会・生活      | 人体の構造と機能及び疾病Ⅰ       | SH_A1_01 | 2   | 2          |    |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 人体の構造と機能及び疾病Ⅱ       | SH_A2_01 | 2   | 2          |    |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 心理学Ⅰ                | SH_A1_02 | 2   | 2          |    |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 心理学Ⅱ                | SH_A2_02 | 2   | 2          |    |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 生涯発達心理学             | SH_A1_03 | 2   | 2          |    |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 社会理論と社会システム         | SH_A1_04 | 2   | 2          |    |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
| 地域福祉         | 社会調査の基礎             | SH_A1_05 | 2   |            |    | 2  |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 地域福祉の理論と方法Ⅰ         | SH_B1_01 | 2   |            |    |    | 2  |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 地域福祉の理論と方法Ⅱ         | SH_B2_01 | 2   |            |    |    |    | 2    |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 福祉サービスの組織と経営        | SH_B3_01 | 2   |            |    | 2  |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 福祉計画論               | SH_B3_03 | 1   |            |    |    |    | 1    |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
| 福祉サービスに関する知識 | 福祉行財政論              | SH_B3_02 | 1   |            |    |    |    | 1    |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 社会福祉原論Ⅰ             | SH_C1_02 | 2   | 2          |    |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 社会福祉原論Ⅱ             | SH_C1_03 | 2   | 2          |    |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 社会保障論Ⅰ              | SH_C1_01 | 2   |            | 2  |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 社会保障論Ⅱ              | SH_C2_01 | 2   |            | 2  |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 高齢者福祉論              | SH_C2_02 | 2   |            | 2  |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 介護論                 | SH_C2_03 | 2   |            | 2  |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 障害者福祉論              | SH_C2_04 | 2   |            | 2  |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 障害の理解               | SH_C2_07 | 2   |            | 2  |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 児童・家庭福祉論            | SH_C2_05 | 2   |            | 2  |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 公的扶助論               | SH_C3_01 | 2   |            |    | 2  |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 保健医療サービス            | SH_C3_02 | 2   |            |    |    | 2  |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 就労支援サービス            | SH_C3_03 | 1   |            |    |    |    | 1    |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 権利擁護と成年後見制度         | SH_C2_06 | 2   |            | 2  |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
| 更生保護制度       | SH_C3_04            | 1        |     |            |    |    | 1  |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
| 相談援助の理論と方法   | 相談援助の基盤と専門職Ⅰ        | SH_D1_01 | 2   | 2          |    |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 相談援助の基盤と専門職Ⅱ        | SH_D2_01 | 2   | 2          |    |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 相談援助の理論と方法Ⅰ         | SH_D1_02 | 2   |            | 2  |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 相談援助の理論と方法Ⅱ         | SH_D2_02 | 2   |            |    | 2  |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 相談援助の理論と方法Ⅲ         | SH_D3_01 | 2   |            |    | 2  |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
| 相談援助の演習・実習   | 相談援助の理論と方法Ⅳ         | SH_D3_02 | 2   |            |    |    | 2  |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 相談援助演習Ⅰ             | SH_E1_01 | 1   | 1          |    |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 相談援助演習Ⅱ             | SH_E2_01 | 1   |            | 1  |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 相談援助演習Ⅲ             | SH_E3_01 | 1   |            |    | 1  |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 相談援助演習Ⅳ             | SH_E3_02 | 1   |            |    |    | 1  |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 相談援助演習Ⅴ             | SH_E3_03 | 1   |            |    |    |    | 1    |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 社会福祉援助技術実習指導Ⅰ       | SH_E1_02 | 2   |            |    | 2  |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 社会福祉援助技術実習指導Ⅱ       | SH_E2_02 | 2   |            |    |    | 2  |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
| 支援・情報        | 社会福祉援助技術実習指導Ⅲ       | SH_E3_04 | 2   |            |    |    | 2  |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 社会福祉援助技術実習          | SH_E3_05 | 4   |            |    |    |    | 4    |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | ユニバーサルデザイン概論        | SH_I1_01 | 2   | 2          |    |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | ユニバーサルデザイン各論        | SH_I2_01 | 2   |            | 2  |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
| 健康スポーツに関する科目 | 健康生活と福祉技術           | SH_I3_01 | 2   |            |    |    | 2  |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 健康福祉情報処理            | SH_I3_02 | 2   |            |    |    | 2  |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 健康福祉統計法             | SH_I3_03 | 2   |            |    |    |    | 2    |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 運動学(運動方法学を含む)       | SH_F2_01 | 2   |            |    | 2  |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | 生理学(運動生理学を含む)       | SH_F1_01 | 2   | 2          |    |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
| 基礎科目         | 機能解剖学               | SH_F1_19 | 2   | 2          |    |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | バイオメカニクス            | SH_F2_02 | 2   |            |    | 2  |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | コーチング学              | SH_F2_03 | 2   |            |    | 2  |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | スポーツ心理学             | SH_F2_04 | 2   |            | 2  |    |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | メンタルマネジメント          | SH_F3_03 | 2   |            |    | 2  |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | スポーツ社会学             | SH_F2_05 | 2   |            |    | 2  |    |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |
|              | スポーツマネジメント論         | SH_F3_01 | 2   |            |    |    | 2  |      |          |    |    |    |    |     |     |     |  |

履修関係

| 学 科 目            | 授 業 科 目                 | ナンバリング   | 単位数<br>必修<br>選択 | 配当年次 (単位数) |         |         |         | 卒業要件 | 資格必修選択区分 |         |                       |             |             |             |  |
|------------------|-------------------------|----------|-----------------|------------|---------|---------|---------|------|----------|---------|-----------------------|-------------|-------------|-------------|--|
|                  |                         |          |                 | 1年<br>前    | 2年<br>前 | 3年<br>前 | 4年<br>前 |      | 教職       | 健康<br>運 | 障<br>ス<br>ポ<br>レ<br>ク | 公<br>ス<br>ポ | 社<br>福<br>士 | 社<br>調<br>士 |  |
| 基礎科目             | スポーツ行政学                 | SH_F2_06 | 2               |            |         | 2       |         |      | △2       |         |                       | ○           |             |             |  |
|                  | スポーツ栄養学                 | SH_F2_07 | 2               |            | 2       |         |         |      | △1       | ○       | ○                     | ○           |             |             |  |
|                  | 生涯スポーツ論                 | SH_F1_02 | 2               | 2          |         |         |         |      |          |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 健康管理学                   | SH_F1_03 | 2               |            |         | 2       |         |      |          | ○       |                       |             |             |             |  |
|                  | 衛生学 (公衆衛生学を含む)          | SH_F2_08 | 2               |            | 2       |         |         |      | ○        |         |                       |             |             |             |  |
|                  | スポーツ医学                  | SH_F2_13 | 2               |            | 2       |         |         |      |          |         | ○                     | ○           |             |             |  |
|                  | トレーニング論                 | SH_F2_14 | 2               |            | 2       |         |         |      |          |         | ○                     | ○           |             |             |  |
|                  | コンディショニング演習             | SH_F2_15 | 2               |            |         |         | 2       |      |          |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 救急処置 (学校安全を含む)          | SH_F2_09 | 2               |            |         | 2       |         |      | ○        | ○       | ○                     | ○           |             |             |  |
|                  | 精神保健学Ⅰ                  | SH_F2_10 | 2               |            |         |         | 2       |      | ○        |         |                       |             |             |             |  |
| 精神保健学Ⅱ           | SH_F3_02                | 2        |                 |            |         |         | 2       | △1   |          |         |                       |             |             |             |  |
| 学校保健             | SH_F2_11                | 2        |                 |            | 2       |         |         | ○    |          |         |                       |             |             |             |  |
| 運動・スポーツ指導法演習     | SH_F3_04                | 2        |                 |            |         |         | 2       |      |          |         |                       |             |             |             |  |
| 運動方法<br>関連科目     | 運動方法学演習1 (体づくり)         | SH_F1_04 | 1               | 1          |         |         |         |      | ○        |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 運動方法学演習2 (器械運動)         | SH_F1_05 | 1               | 1          |         |         |         |      | ○        |         |                       | ○1          |             |             |  |
|                  | 運動方法学演習3 (陸上)           | SH_F1_06 | 1               | 1          |         |         |         |      | ○        |         |                       | ○1          |             |             |  |
|                  | 運動方法学演習4 (水泳)           | SH_F1_07 | 1               |            | 1       |         |         |      | ○        | ○       | ○                     | ○1          |             |             |  |
|                  | 運動方法学演習5 (バスケットボール)     | SH_F1_08 | 1               | 1          |         |         |         |      | △3       |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 運動方法学演習6 (サッカー)         | SH_F1_09 | 1               |            | 1       |         |         |      | △3       |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 運動方法学演習7 (柔道)           | SH_F1_10 | 1               |            | 1       |         |         |      | △4       |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 運動方法学演習8 (剣道)           | SH_F1_11 | 1               | 1          |         |         |         |      | △4       |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 運動方法学演習9 (ダンス)          | SH_F1_12 | 1               |            | 1       |         |         |      | ○        |         |                       | ○1          |             |             |  |
|                  | 運動方法学演習10 (健康体力づくり)     | SH_F1_13 | 1               |            | 1       |         |         |      |          | ○       |                       | ○           |             |             |  |
|                  | 運動方法学演習11 (アダプテッド・スポーツ) | SH_F2_12 | 1               |            |         |         | 1       |      |          |         | ○                     |             |             |             |  |
|                  | 運動方法学演習12 (キャンプ)        | SH_F1_14 | 1               |            | 1       |         |         |      |          |         | ○                     |             |             |             |  |
|                  | 運動方法学演習13 (スキー)         | SH_F1_15 | 1               |            | 1       |         |         |      |          |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 運動方法学演習14 (バレーボール)      | SH_F1_16 | 1               |            | 1       |         |         |      |          |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 運動方法学演習15 (テニス)         | SH_F1_17 | 1               |            |         |         | 1       |      |          |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 運動方法学演習16 (ソフトボール)      | SH_F1_18 | 1               |            |         | 1       |         |      |          |         |                       |             |             |             |  |
| 健康運動支援<br>関連科目   | 運動処方                    | SH_G3_01 | 2               |            |         | 2       |         |      | △1       | ○       |                       |             |             |             |  |
|                  | 運動負荷試験                  | SH_G3_02 | 2               |            |         | 2       |         |      | ○        |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 測定評価                    | SH_G2_01 | 2               |            | 2       |         |         |      |          |         |                       | ○           |             |             |  |
|                  | 健康体力づくり論                | SH_G2_02 | 2               | 2          |         |         |         |      |          | ○       |                       | ○           |             |             |  |
|                  | 健康産業施設等現場実習             | SH_G3_03 | 2               |            |         |         | 2       |      |          | ○       |                       |             |             |             |  |
|                  | 健康運動総合演習Ⅰ               | SH_G2_03 | 2               |            |         |         | 2       |      |          |         |                       |             |             |             |  |
| 健康運動総合演習Ⅱ        | SH_G3_04                | 2        |                 |            |         |         | 2       |      |          |         |                       |             |             |             |  |
| 生涯スポーツ<br>支援関連科目 | 地域スポーツ実践演習Ⅰ             | SH_H2_03 | 2               |            | 2       |         |         |      |          |         |                       | ○           |             |             |  |
|                  | 地域スポーツ実践演習Ⅱ             | SH_H3_01 | 2               |            |         | 2       |         |      |          |         |                       | △           | △           |             |  |
|                  | レクリエーション支援論             | SH_H2_01 | 2               | 2          |         |         |         |      |          |         | ○                     | ○           |             |             |  |
|                  | レクリエーション支援演習            | SH_H2_02 | 2               |            | 2       |         |         |      |          |         |                       | ○           | △           |             |  |
|                  | アダプテッド・スポーツ論            | SH_H3_02 | 2               |            |         | 2       |         |      |          |         | ○                     |             | ○           |             |  |
|                  | 発育発達とスポーツ               | SH_H3_03 | 2               |            |         | 2       |         |      |          |         | ○                     |             | ○           |             |  |
| 高齢者の健康と運動        | SH_H3_04                | 2        |                 |            |         | 2       |         |      |          |         |                       |             |             |             |  |
| リハビリテーション論       | SH_H3_05                | 2        |                 |            |         | 2       |         |      |          | ○       |                       |             |             |             |  |
| キャリアデザ<br>イン関連科目 | キャリアデザイン基礎演習            | SH_L2_01 | 2               |            |         |         | 2       |      |          |         |                       |             |             |             |  |
|                  | キャリアデザイン実践演習            | SH_L3_01 | 4               |            |         |         | 4       |      |          |         |                       |             |             |             |  |
| 教職課程に<br>関する科目   | 保健体育科教育法Ⅰ               | SH_J1_01 | 2               |            | 2       |         |         |      | ○        |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 保健体育科教育法Ⅱ               | SH_J2_01 | 2               |            |         | 2       |         |      | ○        |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 保健体育科教育法Ⅲ               | SH_J3_01 | 2               |            |         |         | 2       |      | ○        |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 保健体育科教育法Ⅳ               | SH_J3_02 | 2               |            |         |         | 2       |      | ○        |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 教育原論                    | SH_J1_02 | 2               | 2          |         |         |         |      | ○        |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 教職論                     | SH_J2_02 | 2               |            | 2       |         |         |      | ○        |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 教育制度論                   | SH_J2_04 | 2               |            | 2       |         |         |      | ○        |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 教育心理学                   | SH_J2_03 | 2               |            | 2       |         |         |      | ○        |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 特別の支援を要する児童・生徒の理解       | SH_J2_07 | 1               |            | 1       |         |         |      | ○        |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 教育課程論                   | SH_J2_05 | 1               |            |         | 1       |         |      | ○        |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 道徳教育指導論                 | SH_J3_03 | 2               |            |         | 2       |         |      | ○        |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 総合的な学習の時間の指導法           | SH_J2_08 | 1               |            | 1       |         |         |      | ○        |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 特別活動論                   | SH_J3_04 | 1               |            |         |         | 1       |      | ○        |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 教育方法論                   | SH_J2_06 | 2               |            |         |         | 2       |      | ○        |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 生徒指導論                   | SH_J3_05 | 2               |            |         |         |         | 2    | ○        |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 教育相談                    | SH_J3_07 | 2               |            |         |         | 2       |      | ○        |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 進路指導論                   | SH_J3_06 | 1               |            |         |         |         | 1    | ○        |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 教育実習事前事後指導              | SH_J4_02 | 1               |            |         |         |         | 1    | ○        |         |                       |             |             |             |  |
|                  | 教育実習                    | SH_J4_03 | 4               |            |         |         |         | 4    | ○        |         |                       |             |             |             |  |

履修関係

専門教育科目  
学科専門科目  
健康スポーツに関する科目

選択科目の  
中から90  
単位以上選  
択必修する  
こと。  
  
そのうち、  
10単位まで  
は他学部他  
学科の専門  
教育科目を  
修得するこ  
とができる。  
  
ただし、「社  
会福祉に関  
する科目  
群」及び「健  
康スポーツ  
に関する科  
目群」より  
それぞれ10  
単位以上選  
択必修する  
こと。



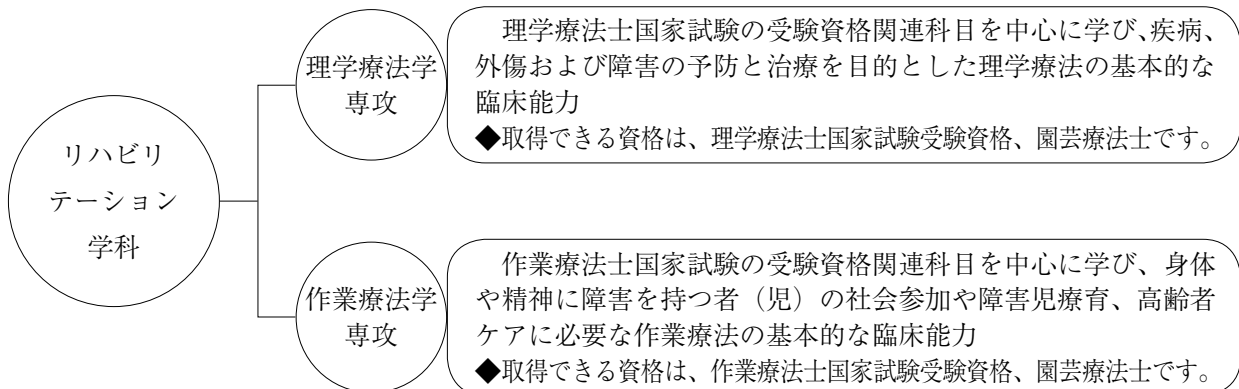
| 学 科 目 | 授 業 科 目      | ナンバリング   | 単位数<br>必<br>選<br>修 | 配当年次 (単位数) |         |         |         |         |         |         |         | 卒業要件 | 資格必修選択区分 |        |             |        |             |             |             |
|-------|--------------|----------|--------------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|----------|--------|-------------|--------|-------------|-------------|-------------|
|       |              |          |                    | 1年<br>前    | 1年<br>後 | 2年<br>前 | 2年<br>後 | 3年<br>前 | 3年<br>後 | 4年<br>前 | 4年<br>後 |      | 教<br>職   | 健<br>運 | 障<br>ス<br>ポ | レ<br>ク | 公<br>ス<br>ポ | 社<br>福<br>士 | 社<br>調<br>士 |
|       | 教職実践演習 (中・高) | SH_J4_01 | 2                  |            |         |         |         |         |         |         |         |      | ◎        |        |             |        |             |             |             |
|       | 教育実習基礎演習     | SH_J3_08 | 2                  |            |         |         |         | ▶       | 2       |         |         |      | △1       |        |             |        |             |             |             |
|       | 小 計          |          | 6                  | 219        | 16      | 21      | 41      | 39      | 38      | 49      | 9       | 12   |          |        |             |        |             |             |             |
|       | 合 計          |          | 12                 | 219        | 20      | 23      | 41      | 39      | 38      | 49      | 9       | 12   |          |        |             |        |             |             |             |

- 注1) 教職資格の◎は、中学校教諭および高校教諭の両資格の必修科目で、○は、中学校教諭のみの必修科目である。
- 注2) 教職資格の△1から△4の教科目から中学校教諭は、8単位選択必修、高校教諭は、16単位選択必修である。ただし、△2から△4よりそれぞれ1教科選択必修となる。
- 注3) 健康運動資格の◎は健康運動指導士資格と健康運動実践指導者資格の両資格の必修科目で、○は健康運動指導士資格のみ、△は健康運動実践指導者資格のみ必修科目である。
- 注4) 障がい者スポーツ資格の○は初級資格の必修科目で、◎は中級資格の必修科目である。
- 注5) レクリエーション関連資格は、○がスポーツ・レクリエーション指導者資格、△がレクリエーション・インストラクター資格、◎が両資格共通の必修科目である。
- 注6) 公認スポーツ指導者資格の◎が共通Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ科目、○がスポーツプログラマー専門科目 (ただし、○1の科目から1単位選択必修)、△はジュニアスポーツ指導員専門科目に関する科目である。
- 注7) 配当年次については、変更となる場合があります。

## リハビリテーション学部 リハビリテーション学科

リハビリテーション学科では、人間の生活と人権を尊重し、人の身になって他者を理解しようとする豊かな共感性とコミュニケーション能力をもち、保健医療福祉の専門職として、地域に暮らしている人々の豊かな生活実現に向けて貢献できる人材を育成します。そこで、以下のような到達目標を掲げています。

- ① 理学療法士、作業療法士としての専門的知識、技術、態度を習得しており、国家試験に合格する程度を最低限とします。
- ② 人間の生活と人権を尊重し、ヒトを全人的に理解しようとすることができ、倫理観に裏付けられた幅広い教養を身につけていること。
- ③ 対象者における身体的、心理的、社会的な状況などを総合的に評価することができ、より健康な状況へ導くために必要な対処行動をとることができること。
- ④ 理学療法士、作業療法士としての発展と共に、保健医療福祉の発展や向上に貢献しようと、生涯を通じて自己研鑽することができること。
- ⑤ 人の身になって他者を理解しようとする豊かな共感性とコミュニケーション能力を持てる。
- ⑥ 保健医療福祉における対象者や専門職の多文化性の理解に基づき、保健、医療、福祉チームの一員として協働できる。
- ⑦ 人の生活や地域文化の重要性を踏まえ、豊かな生活実現に向けて地域貢献ができる。
- ⑧ 文化や価値観の多様性を認め、広く柔軟な態度で国際的な貢献に興味を持つことができる。  
また、各専攻では以下のような臨床能力を培います。

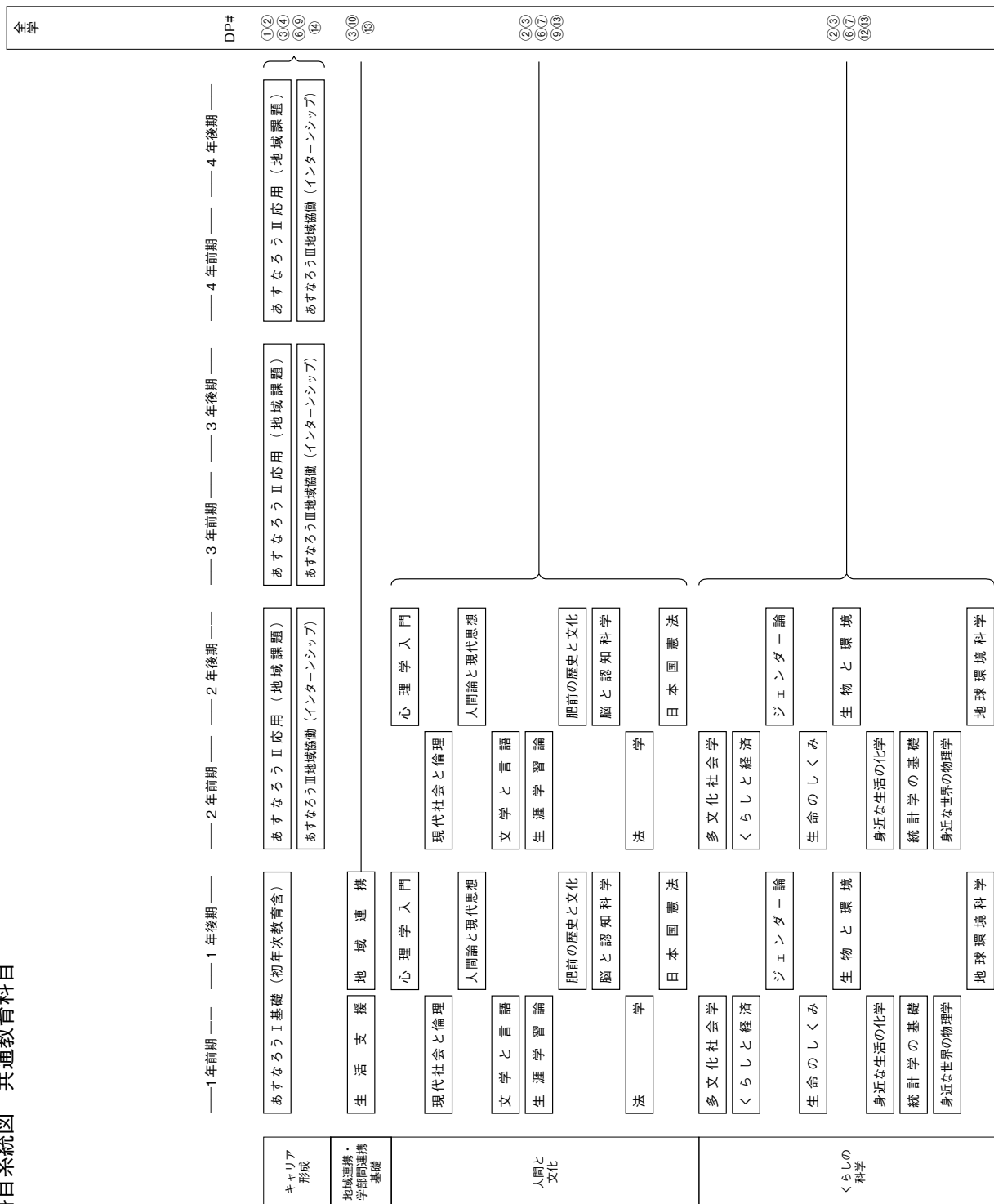


学修到達目標と学修成果（リハビリテーション学科）

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 【共通】汎用的能力要素（到達目標）及び学修成果          | <b>【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）</b><br>1) 主体的に、自らを律して行動するとともに、目標実現のために協調・協働して行動できる。<br>2) 社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使できるとともに、自己の良心と社会の規範やルールに則って行動し、社会の発展のために積極的に関与できる。<br>3) 生涯にわたって自律・自立して学習できる。   |
|                                  | <b>【教養ある社会人としての基礎力】（知識・理解）</b><br>1) 専攻する特定の学問分野における知識を体系的に理解できるとともに、それを外部的視点でとらえ返し、自己と関連づけ理解することができる。<br>2) 多文化・異文化に関する知識の理解ができる。<br>3) 人類文化、社会、自然に関する知識の理解ができる。  |
|                                  | <b>【社会人としての汎用的能力】（技能・表現）</b><br>1) 確かな日本語に加え、一つ以上の外国語を用いて、読み、書き、話すことができる。<br>2) 自然や社会現象について、図表等のシンボルを用いて分析、理解、表現することができる。<br>3) 情報や知識を複眼的、論理的に分析・表現することを通して、問題を発見し、その解決に必要な情報を収集、分析、整理し、その問題に的確に対応できるとともに、それらを ICT を用いて、表現・伝達することができる。   |
|                                  | <b>【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）</b><br>1) 地域での実践活動をもとに、主体的・自立的に行動できる確かな人間力としての態度や志向性を総合的に活用し、地域課題を解決するための行動ができる。<br>2) 地域での実践活動をもとに、教養ある専門職としての基礎力である知識や理解を総合的に活用し、地域課題を解決へとつなぐことができる。<br>3) 獲得した知識、技能、態度、志向性を総合的に活用し、実践活動から課題を見出し、新しい価値を創造することを通じて、地域課題を解決することができる。   |
| 【リハビリテーション学科】専門的能力要素（到達目標）及び学修成果 | <b>【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）</b><br>1) 専門職業人として、人間性豊かで責任ある行動がとれる。<br>・人間の生活と人権を考慮できる。<br>・社会人としてマナーを身に付ける。<br>・約束を守ることができる。<br>・規則を守ることができる。<br>・自己管理ができる。<br>2) 対象者らと共感性をもって真摯な態度で接することができる。<br>・相手の立場を理解し、共感・受容できる。<br>・理学療法・作業療法を必要とする人を全人的に理解することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・理学療法・作業療法を必要とする人やその家族の心理を理解できる。</li> <li>3) 多種多様な文化や価値観に関心を持ち、人の生活と人権を考慮し、理学療法或いは作業療法の発展や向上を目指すことができる。</li> <li>・学習の成果を發展させ、自らの生活や社会に還元しようとする態度を身に付けている。</li> </ul>   |
|                                  | <b>【教養ある専門職業人としての基礎力】（知識・理解）</b><br>1) 人体の構造と機能及び障がいについて理解し、専門職として必要な評価・治療等に関する基礎知識を身に付けている。<br>・人体の構造について理解する。<br>・人体の機能について理解する。<br>・疾病と障がいについて理解する。<br>2) 専門職として必要な評価・治療等に関する基礎知識を身に付けている。<br>・理学療法・作業療法における評価、治療の流れを理解できる。<br>・理学療法・作業療法における評価について知識や方法を習得できる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・理学療法・作業療法における治療の知識や方法を習得できる。</li> <li>3) 対象者の身になって他者を理解して、全人的・総合的かつ専門的な評価と実践の計画立案ができる。</li> <li>・ICFの相互関係を理解できる。</li> <li>・対象者の自己実現に向けた生活支援の知識や方法を理解できる。</li> </ul>   |
|                                  | <b>【専門職業人としての汎用的能力】（技能・表現）</b><br>1) コミュニケーション技法をもって他職種および地域社会と協業できる。<br>・対象者と信頼関係を結ぶためのコミュニケーションをとることができる。<br>・チーム医療に必要なコミュニケーションの技法を習得し実践できる。<br>2) 対象者をより健康な状態に導くために必要な専門的な対処方法が取れ、支援できる。<br>・理学療法・作業療法における治療の方法を習得できる。<br>・理学療法・作業療法における治療技術を実践できる。<br>・対象者の予後予測することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>3) 課題解決に必要な情報を収集し、分析・整理して、その結果を適切に表現することができる。</li> <li>・対象者の状況を把握し課題を発見できる</li> <li>・課題解決に必要な情報を収集し、分析・整理することができる。</li> <li>・課題解決に向けて実践することができる。</li> <li>・実施したことを報告書としてまとめることができる</li> <li>・症例レポートが書ける。</li> <li>・課題レポートが書ける。</li> <li>・プレゼンテーション力を身につける。</li> <li>・自分が考えていることをまとめ、人前で発表ができる。</li> </ul> |
|                                  | <b>【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）</b><br>1) 実践を通して自己の課題を明確に、対象者の身になって他者を理解して、全人的・総合的かつ専門的な評価と実践の計画立案ができる。<br>・ICFの相互関係を理解できる。<br>・対象者の自己実現に向けた生活支援の知識と方法を理解できる。<br>・ボランティアなどに積極的に参加し、地域社会に貢献できる。<br>2) 社会と自然の抱える諸問題を自ら発見し、論理的に分析・考察して、自らの見解を形成することができる。<br>・臨床実習に積極的に取り組むことができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床実習などを通して、地域で生活する人を支援することができる。</li> <li>・チームの一員として協調性を持つことができる。</li> <li>・病院・施設・在宅におけるチームアプローチの方法について理解できる。</li> <li>3) 人と社会、自然と環境について主体的に関心を持ち、自主的・自律的に学習を続けることができる。</li> <li>・研究に関心を持ち、分析・考察することができる。</li> <li>・特別講義・研修会などに積極的に参加できる。</li> </ul>   |

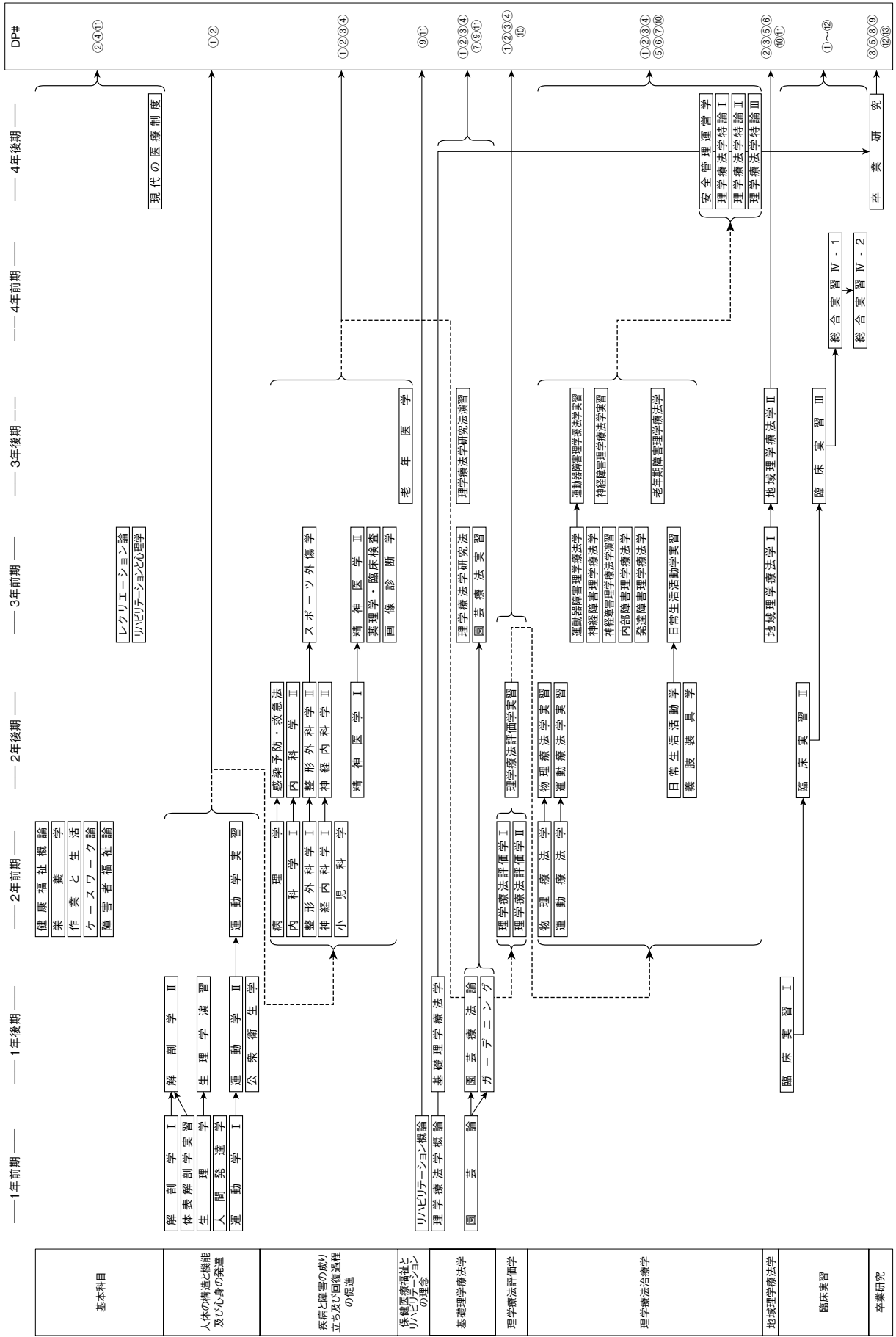
履修関係

2019年度 科目系統図 共通教育科目

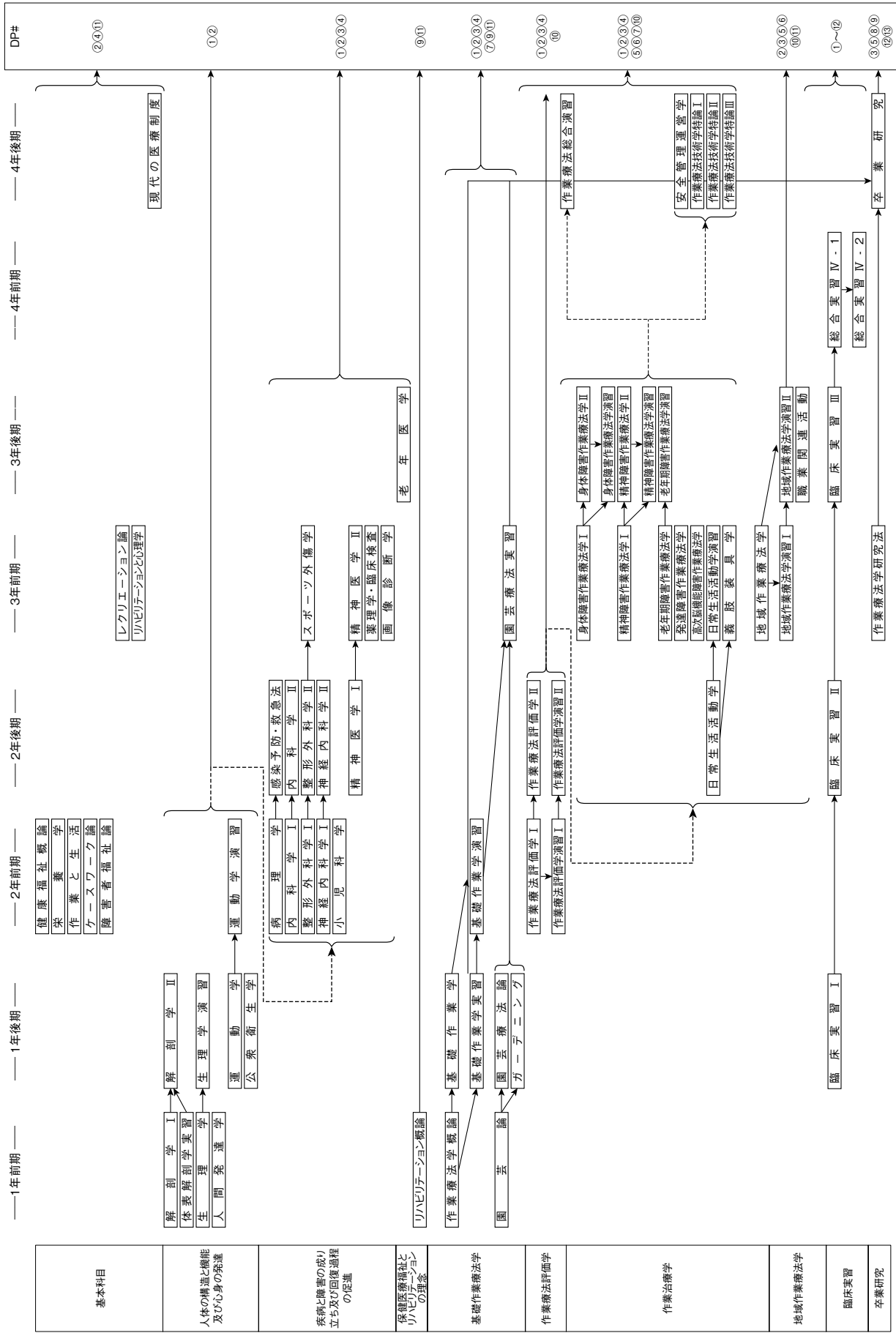


|                           |  |                     |
|---------------------------|--|---------------------|
| 健康スポーツ                    | 健康運動科学<br>フィットネス・スポーツ<br>ウェルネス・スポーツ  | ①②<br>③             |
| 国際理解                      | グローバル化と異文化共生<br>文化人類学<br>異文化/国際社会を生きる  | ①②<br>③⑦<br>⑧⑫<br>⑬ |
|                           | 日本語(Japanese & World Issues)<br>Global English I<br>英語コミュニケーションI<br>Global Communication (English)                   |                     |
| 外国語による<br>コミュニケーション<br>理解 | Global English II<br>英語コミュニケーションII<br>Global Communication (English)<br>中国語<br>日本語初級<br>日本語中級<br>日本語上級               | ②⑤<br>⑫⑬            |
| ICTの理解                    | 資格英語(ESP)<br>Academic English I<br>Academic English II<br>語学研修<br>語学研修<br>語学研修<br>語学研修<br>語学研修<br>情報処理解入門<br>情報処理解基礎 | ①②<br>⑦⑧            |

2019年度 科目系統図 リハビリテーション学科理学療法専攻 専門教育科目



2019年度 科目系統図 リハビリテーション学科作業療法専攻 専門教育科目



履修関係

|   |                  |   |          |
|---|------------------|---|----------|
| A | 建学の精神・教育理念に基づく科目 | E | 語学       |
| B | 人文・社会科学          | F | 健康スポーツ科学 |
| C | 自然科学             | G | 複合領域、その他 |
| D | 情報               |   |          |

## リハビリテーション学科 共通教育科目

| 学 科 目                 | 授 業 科 目                        | ナンバリング   | 単位数      |    | 配 当 年 次 |     |     |     | 卒 業 要 件                            |
|-----------------------|--------------------------------|----------|----------|----|---------|-----|-----|-----|------------------------------------|
|                       |                                |          | 必修       | 選択 | 1年      | 2年  | 3年  | 4年  |                                    |
|                       |                                |          |          |    | 前 後     | 前 後 | 前 後 | 前 後 |                                    |
| キャリア形成                | あすなろうⅠ基礎(初年次教育舎)               | CE_A1_01 | 2        |    | ○       |     |     |     | 必修科目14単位及び<br>選択科目より<br>8単位以上選択必修。 |
|                       | あすなろうⅡ応用(地域課題)                 | CE_A2_01 | 2        |    |         | ○   | ○   | ○   |                                    |
|                       | あすなろうⅢ地域協働(インターンシップ)           | CE_A3_01 | 2        |    |         | ○   | ○   | ○   |                                    |
| 地域連携・<br>学部間連携基礎      | 生活支援                           | CE_B1_01 | 2        | ○  |         |     |     |     |                                    |
|                       | 地域連携                           | CE_B1_02 | 2        | ○  |         |     |     |     |                                    |
| 人間と文化                 | 心理学入門                          | CE_B1_03 | 2        |    | ○       | ○   |     |     |                                    |
|                       | 現代社会と倫理                        | CE_B1_04 | 2        |    | ○       | ○   |     |     |                                    |
|                       | 人間論と現代思想                       | CE_B1_05 | 2        |    | ○       | ○   |     |     |                                    |
|                       | 文学と言語                          | CE_B1_06 | 2        |    | ○       | ○   |     |     |                                    |
|                       | 生涯学習論                          | CE_B1_07 | 2        |    | ○       | ○   |     |     |                                    |
|                       | 肥前の歴史と文化                       | CE_B1_08 | 2        |    | ○       | ○   |     |     |                                    |
|                       | 脳と認知科学                         | CE_C1_01 | 2        |    | ○       | ○   |     |     |                                    |
|                       | 法学                             | CE_B1_09 | 2        |    | ○       | ○   |     |     |                                    |
|                       | 日本国憲法                          | CE_B1_10 | 2        |    | ○       | ○   |     |     |                                    |
|                       | くらしの科学                         | 多文化社会学   | CE_B1_11 | 2  |         | ○   | ○   |     |                                    |
| くらしと経済                |                                | CE_B1_12 | 2        |    | ○       | ○   |     |     |                                    |
| ジェンダー論                |                                | CE_B1_13 | 2        |    | ○       | ○   |     |     |                                    |
| 生命のしくみ                |                                | CE_C1_02 | 2        |    | ○       | ○   |     |     |                                    |
| 生物と環境                 |                                | CE_C1_03 | 2        |    | ○       | ○   |     |     |                                    |
| 身近な生活の化学              |                                | CE_C1_04 | 2        |    | ○       | ○   |     |     |                                    |
| 統計学の基礎                |                                | CE_C1_05 | 2        |    | ○       | ○   |     |     |                                    |
| 身近な世界の物理学             |                                | CE_C1_06 | 2        |    | ○       | ○   |     |     |                                    |
| 地球環境科学                | CE_C1_07                       | 2        |          | ○  | ○       |     |     |     |                                    |
| 健康スポーツ                | 健康運動科学                         | CE_F1_01 | 2        |    | ○       |     |     |     |                                    |
|                       | フィットネス・スポーツ                    | CE_F1_02 | 1        |    | ○       |     |     |     |                                    |
|                       | ウェルネス・スポーツ                     | CE_F1_03 | 1        |    | ○       |     |     |     |                                    |
| 国際理解                  | グローバル化と異文化共生                   | CE_B1_14 | 2        |    | ○       | ○   |     |     |                                    |
|                       | 文化人類学                          | CE_B1_15 | 2        |    | ○       | ○   |     |     |                                    |
|                       | 変わりゆく国際社会を生きる                  | CE_B1_16 | 2        |    | ○       | ○   |     |     |                                    |
|                       | 日本事情 (Japanese & World Issues) | CE_G1_01 | 2        |    | ○       | ○   |     |     |                                    |
| 外国語による<br>コミュニケーション理解 | Basic English I                | CE_E1_01 | 1        |    | ○       |     |     |     |                                    |
|                       | Basic English II               | CE_E2_01 | 1        |    |         | ○   |     |     |                                    |
|                       | Global English I               | CE_E1_02 | 1        |    | ○       |     |     |     |                                    |
|                       | Global English II              | CE_E2_02 | 1        |    |         | ○   |     |     |                                    |
|                       | Academic English I             | CE_E3_01 | 1        |    |         |     | ○   |     |                                    |
|                       | Academic English II            | CE_E3_02 | 1        |    |         |     | ○   |     |                                    |
|                       | 英語コミュニケーションⅠ                   | CE_E1_03 | 1        |    | ○       |     |     |     |                                    |
|                       | 英語コミュニケーションⅡ                   | CE_E1_04 | 1        |    | ○       |     |     |     |                                    |
|                       | Global Communication (English) | CE_E2_03 | 2        |    | ○       | ○   |     |     |                                    |
|                       | 資格英語 (ESP)                     | CE_E2_04 | 1        |    |         |     | ○   |     |                                    |
|                       | 中国語                            | CE_E1_05 | 1        |    | ○       |     |     |     |                                    |
|                       | 韓国語                            | CE_E1_06 | 1        |    | ○       |     |     |     |                                    |
|                       | 日本語初級                          | CE_E1_07 | 1        |    | ○       |     |     |     |                                    |
| 日本語中級                 | CE_E2_05                       | 1        |          | ○  |         |     |     |     |                                    |
| 日本語上級                 | CE_E3_04                       | 1        |          | ○  |         |     |     |     |                                    |
| 語学研修                  | CE_E2_06                       | 1        |          | ○  | ○       | ○   | ○   |     |                                    |
| ICTの理解                | 情報処理入門                         | CE_D1_01 | 1        |    | ○       |     |     |     |                                    |
|                       | 情報処理基礎                         | CE_D2_01 | 1        |    | ○       |     |     |     |                                    |
| 計                     |                                |          | 16       | 61 |         |     |     |     |                                    |

「日本語初級」、「日本語中級」及び「日本語上級」は留学生対象科目とする。



# リハビリテーション学科 専門教育科目（理学療法学専攻）

ナンバリング:専門教育科目の分野

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| A 基本科目              | F 理学療法評価学 |
| B 人体の構造・機能、心身の発達学   | G 理学療法治療学 |
| C 疾病と障害学            | H 地域理学療法学 |
| D 保健医療福祉・リハビリテーション学 | I 臨床実習    |
| E 基礎理学療法学           | J 卒業研究    |

| 学科目                        | 授業科目          | ナンバリング   | 単位数 |    | 配当年次(単位数) |    |    |    |    |   |    |               | 卒業要件  | 資格必修<br>選択区分 |       |   |
|----------------------------|---------------|----------|-----|----|-----------|----|----|----|----|---|----|---------------|---|--------------|-------|---|
|                            |               |          | 必修  | 選択 | 1年        |    | 2年 |    | 3年 |   | 4年 |               |   | 理療士          | 園芸療法士 |   |
|                            |               |          |     |    | 前         | 後  | 前  | 後  | 前  | 後 | 前  | 後             |   |              |       |   |
| 専<br>門<br>基<br>礎<br>科<br>目 | 健康福祉概論        | RC_A1_01 | 2   |    |           |    | 2  |    |    |   |    |               |   | 必修科目         | ○     |   |
|                            | 栄養学           | RC_A1_02 | 2   |    |           |    | 2  |    |    |   |    |               |   | 2単位必修及び選     | ○     |   |
|                            | 作業と生活         | RC_A1_03 | 2   |    |           |    | 2  |    |    |   |    |               |   | 修及び選         | ○     |   |
|                            | リハビリテーションと心理学 | RC_A1_04 | 2   |    |           |    |    |    | 2  |   |    |               |   | 択科目よ         | ◎     | ○ |
|                            | ケースワーク論       | RC_A1_05 | 2   |    |           |    | 2  |    |    |   |    |               |   | り2単位         | ○     |   |
|                            | 障害者福祉論        | RC_A1_06 | 2   |    |           |    | 2  |    |    |   |    |               |   | 以上選択         | ○     | ○ |
|                            | レクリエーション論     | RC_A1_07 | 2   |    |           |    |    |    | 2  |   |    |               |   |              | ○     |   |
|                            | 現代の医療制度       | RC_A1_08 | 2   |    |           |    |    |    |    |   |    | 2             |   | 必修           | ○     |   |
|                            | 小計            |          | 2   | 14 | 0         | 0  | 10 | 0  | 4  | 0 | 0  | 2             |   |              |       |   |
| 門<br>基<br>礎<br>科<br>目      | 解剖学Ⅰ          | RC_B1_01 | 2   |    | 2         |    |    |    |    |   |    |               | 必修科目<br>17単位<br>必修                                  | ◎            |       |   |
|                            | 解剖学Ⅱ          | RC_B1_02 | 2   |    |           | 2  |    |    |    |   |    | ◎             |   |              |       |   |
|                            | 体表解剖学実習       | RP_B1_01 | 1   |    | 1         |    |    |    |    |   |    | ◎             |   |              |       |   |
|                            | 生理学           | RC_B1_03 | 2   |    | 2         |    |    |    |    |   |    | ◎             |   |              |       |   |
|                            | 生理学演習         | RC_B1_04 | 1   |    |           | 1  |    |    |    |   |    | ◎             |   |              |       |   |
|                            | 人間発達学         | RC_B1_05 | 2   |    | 2         |    |    |    |    |   |    | ◎             |   |              |       |   |
|                            | 運動学Ⅰ          | RP_B1_02 | 2   |    | 2         |    |    |    |    |   |    | ◎             |   |              |       |   |
|                            | 運動学Ⅱ          | RP_B1_03 | 2   |    |           | 2  |    |    |    |   |    | ◎             |   |              |       |   |
|                            | 運動学実習         | RP_B2_04 | 1   |    |           |    | 1  |    |    |   |    | ◎             |   |              |       |   |
|                            | 公衆衛生学         | RC_B1_06 | 2   |    |           | 2  |    |    |    |   |    | ◎             |   |              |       |   |
| 小計                         |               | 17       | 0   | 9  | 7         | 1  | 0  | 0  | 0  | 0 | 0  |               |   |              |       |   |
| 礎<br>科<br>目                | 病理学           | RC_C2_01 | 2   |    |           |    | 2  |    |    |   |    |               | 必修科目<br>15単位<br>必修及び<br>選択科<br>目より2<br>単位以上<br>選択必修 | ◎            |       |   |
|                            | 内科学Ⅰ          | RC_C2_02 | 1   |    |           |    | 1  |    |    |   |    |               |   | ◎            |       |   |
|                            | 内科学Ⅱ          | RC_C2_03 | 1   |    |           |    |    | 1  |    |   |    |               |   | ◎            |       |   |
|                            | 老年医学          | RC_C2_04 | 2   |    |           |    |    |    | 2  |   |    |               |   | ○            | ○     |   |
|                            | 整形外科Ⅰ         | RC_C2_05 | 1   |    |           |    | 1  |    |    |   |    |               |   | ◎            | ○     |   |
|                            | 整形外科Ⅱ         | RC_C2_06 | 1   |    |           |    |    | 1  |    |   |    |               |   | ◎            |       |   |
|                            | 神経内科学Ⅰ        | RC_C2_07 | 1   |    |           |    | 1  |    |    |   |    |               |   | ◎            | ○     |   |
|                            | 神経内科学Ⅱ        | RC_C2_08 | 1   |    |           |    |    | 1  |    |   |    |               |   | ◎            |       |   |
|                            | 小児科学          | RC_C2_09 | 2   |    |           |    | 2  |    |    |   |    |               |   | ◎            |       |   |
|                            | 精神医学Ⅰ         | RC_C2_10 | 2   |    |           |    |    | 2  |    |   |    |               |   | ◎            | ○     |   |
|                            | 精神医学Ⅱ         | RC_C3_01 | 2   |    |           |    |    |    | 2  |   |    |               |   | ○            | ○     |   |
|                            | 感染予防・救急法      | RC_C2_11 | 1   |    |           |    |    | 1  |    |   |    |               |   | ◎            |       |   |
|                            | 薬理学・臨床検査      | RC_C3_02 | 2   |    |           |    |    |    | 2  |   |    |               |   | ○            |       |   |
|                            | 画像診断学         | RC_C3_03 | 2   |    |           |    |    |    |    | 2 |    |               |   | ◎            |       |   |
| スポーツ外傷学                    | RC_C3_04      | 2        |     |    |           |    |    |    | 2  |   |    | ○             |   |              |       |   |
| 小計                         |               | 15       | 8   | 0  | 0         | 7  | 6  | 8  | 2  | 0 | 0  |               |   |              |       |   |
| 保健医療福祉<br>シシンの理念           | リハビリテーション概論   | RC_D1_01 | 2   |    | 2         |    |    |    |    |   |    | 必修科目<br>2単位必修 | ◎   |              |       |   |
| 小計                         |               | 2        | 0   | 2  | 0         | 0  | 0  |    |    |   |    |               |   |              |       |   |
| 計                          |               | 36       | 22  | 11 | 7         | 18 | 6  | 12 | 2  | 0 | 2  |               |   |              |       |   |

履修関係

| 学科目          | 授業科目       | ナンバリング    | 単位数      |    | 配当年次(単位数) |    |    |    |    |    |    |   | 卒業要件      | 資格必修<br>選択区分 |       |   |  |
|--------------|------------|-----------|----------|----|-----------|----|----|----|----|----|----|---|-----------|--------------|-------|---|--|
|              |            |           | 必修       | 選択 | 1年        |    | 2年 |    | 3年 |    | 4年 |   |           | 理療士          | 園芸療法士 |   |  |
|              |            |           |          |    | 前         | 後  | 前  | 後  | 前  | 後  | 前  | 後 |           |              |       |   |  |
| 基礎理学療法学      | 理学療法学概論    | RP_E1_01  | 1        |    | 1         |    |    |    |    |    |    |   |           |              | ◎     | ○ |  |
|              | 基礎理学療法学    | RP_E1_02  | 2        |    |           | 2  |    |    |    |    |    |   |           |              | ◎     | ○ |  |
|              | 理学療法学研究法   | RP_E3_01  | 2        |    |           |    |    |    | 2  |    |    |   |           |              | ◎     |   |  |
|              | 理学療法学研究法演習 | RP_E3_02  | 1        |    |           |    |    |    |    | 1  |    |   |           |              | ◎     |   |  |
|              | 園芸療法実習     | RC_E3_03  |          | 2  |           |    |    |    |    |    | 2  |   |           |              |       | ◎ |  |
|              | 園芸論        | RC_E1_01  |          | 2  | 2         |    |    |    |    |    |    |   |           |              |       | ◎ |  |
|              | 園芸療法論      | RC_E1_02  |          | 2  |           | 2  |    |    |    |    |    |   |           |              |       | ◎ |  |
|              | ガーデニング     | RC_E1_03  |          | 2  |           | 2  |    |    |    |    |    |   |           |              |       | ◎ |  |
|              | 小計         |           | 6        | 8  | 3         | 6  | 0  | 0  | 4  | 1  | 0  | 0 |           |              |       |   |  |
|              | 評価学        | 理学療法評価学Ⅰ  | RP_F2_01 | 2  |           |    |    | 2  |    |    |    |   |           |              |       | ◎ |  |
|              |            | 理学療法評価学Ⅱ  | RP_F2_02 | 2  |           |    |    | 2  |    |    |    |   |           |              |       | ◎ |  |
|              |            | 理学療法評価学実習 | RP_F2_03 | 1  |           |    |    |    | 1  |    |    |   |           |              |       | ◎ |  |
|              |            | 小計        |          | 5  | 0         | 0  | 0  | 4  | 1  | 0  | 0  | 0 | 0         |              |       |   |  |
|              | 理学療法治療学    | 物理療法学     | RP_G2_01 | 2  |           |    |    | 2  |    |    |    |   |           |              |       | ◎ |  |
|              |            | 物理療法学実習   | RP_G2_02 | 1  |           |    |    |    | 1  |    |    |   |           |              |       | ◎ |  |
|              |            | 運動療法学     | RP_G2_03 | 2  |           |    |    | 2  |    |    |    |   |           |              |       | ◎ |  |
|              |            | 運動療法学実習   | RP_G2_04 | 1  |           |    |    |    | 1  |    |    |   |           |              |       | ◎ |  |
| 運動器障害理学療法学   |            | RP_G3_01  | 2        |    |           |    |    |    | 2  |    |    |   |           |              | ◎     |   |  |
| 運動器障害理学療法学実習 |            | RP_G3_02  | 1        |    |           |    |    |    |    | 1  |    |   |           |              | ◎     |   |  |
| 神経障害理学療法学    |            | RP_G3_03  | 2        |    |           |    |    |    | 2  |    |    |   |           |              | ◎     |   |  |
| 神経障害理学療法学実習  |            | RP_G3_05  | 1        |    |           |    |    |    |    | 1  |    |   |           |              | ◎     | ○ |  |
| 神経障害理学療法学演習  |            | RP_G3_04  | 1        |    |           |    |    |    | 1  |    |    |   |           |              | ◎     |   |  |
| 内部障害理学療法学    |            | RP_G3_06  | 2        |    |           |    |    |    | 2  |    |    |   |           |              | ◎     |   |  |
| 発達障害理学療法学    |            | RP_G3_07  | 2        |    |           |    |    |    | 2  |    |    |   |           |              | ◎     |   |  |
| 老年期障害理学療法学   |            | RP_G3_08  | 2        |    |           |    |    |    |    | 2  |    |   |           |              | ◎     |   |  |
| 日常生活活動学      |            | RP_G2_05  | 2        |    |           |    | 2  |    |    |    |    |   |           |              | ◎     | ○ |  |
| 日常生活活動学実習    |            | RP_G3_09  | 1        |    |           |    |    |    | 1  |    |    |   |           |              | ◎     |   |  |
| 義肢装具学        |            | RP_G2_06  | 2        |    |           |    | 2  |    |    |    |    |   |           |              | ◎     |   |  |
| 理学療法学特論Ⅰ     |            | RP_G4_01  | 1        |    |           |    |    |    |    |    |    | 1 |           |              | ◎     |   |  |
| 理学療法学特論Ⅱ     |            | RP_G4_02  |          | 1  |           |    |    |    |    |    |    | 1 |           |              | ○     |   |  |
| 理学療法学特論Ⅲ     | RP_G4_03   |           | 1        |    |           |    |    |    |    |    | 1  |   |           | ○            |       |   |  |
| 安全管理運営学      | RP_G3_10   | 1         |          |    |           |    |    |    |    |    | 1  |   |           | ◎            |       |   |  |
| 小計           |            | 26        | 2        | 0  | 0         | 4  | 6  | 10 | 4  | 0  | 4  |   |           |              |       |   |  |
| 理学療法地域       | 地域理学療法学Ⅰ   | RP_H3_01  | 2        |    |           |    |    |    | 2  |    |    |   |           |              | ◎     | ○ |  |
|              | 地域理学療法学Ⅱ   | RP_H3_02  | 2        |    |           |    |    |    |    | 2  |    |   |           |              | ◎     |   |  |
|              | 小計         |           | 4        | 0  | 0         | 0  | 0  | 0  | 2  | 2  | 0  | 0 |           |              |       |   |  |
| 臨床実習         | 臨床実習Ⅰ      | RP_I1_01  | 1        |    |           | 1  |    |    |    |    |    |   |           |              | ◎     |   |  |
|              | 臨床実習Ⅱ      | RP_I2_01  | 2        |    |           |    |    | 2  |    |    |    |   |           |              | ◎     |   |  |
|              | 臨床実習Ⅲ      | RP_I3_01  | 4        |    |           |    |    |    |    | 4  |    |   |           |              | ◎     |   |  |
|              | 臨床実習Ⅳ-1    | RP_I4_01  | 7        |    |           |    |    |    |    |    | 7  |   |           |              | ◎     |   |  |
|              | 臨床実習Ⅳ-2    | RP_I4_02  | 7        |    |           |    |    |    |    |    |    | 7 |           |              | ◎     |   |  |
|              | 小計         |           | 21       | 0  | 0         | 1  | 0  | 2  | 0  | 4  | 14 | 0 |           |              |       |   |  |
| 研究卒業         | 卒業研究       | RP_J4_01  | 2        |    |           |    |    |    |    |    |    | 2 | 必修科目2単位必修 |              | ◎     |   |  |
|              | 小計         |           | 2        | 0  | 0         | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 2 |           |              |       |   |  |
| 合計           |            |           | 64       | 10 | 3         | 7  | 8  | 9  | 16 | 11 | 14 | 6 |           |              |       |   |  |
| 合計           |            |           | 100      | 32 | 14        | 14 | 26 | 15 | 28 | 13 | 14 | 8 |           |              |       |   |  |

注1) ◎印科目は資格必修科目を示し、○印は資格選択必修科目を示す。

注2) 配当年次については、変更となる場合もあります。

# リハビリテーション学科 専門教育科目（作業療法学専攻）

ナンバリング:専門教育科目の分野

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| A 基本科目              | F 作業療法評価学 |
| B 人体の構造・機能、心身の発達学   | G 作業療法治療学 |
| C 疾病と障害学            | H 地域作業療法学 |
| D 保健医療福祉・リハビリテーション学 | I 臨床実習    |
| E 基礎作業療法学           | J 卒業研究    |

| 学科目              | 授業科目  | ナンバリング        | 単位数      |    | 配当年次(単位数) |    |    |    |    |   |    |   | 卒業要件      | 資格必修<br>選択区分  |       |   |   |
|------------------|---|---------------|----------|----|-----------|----|----|----|----|---|----|---|-----------|---|-------|---|---|
|                  |   |               | 必修       | 選択 | 1年        |    | 2年 |    | 3年 |   | 4年 |   |           | 作療士   | 園芸療法士 |   |   |
|                  |   |               |          |    | 前         | 後  | 前  | 後  | 前  | 後 | 前  | 後 |           |   |       |   |   |
| 専<br>門<br>科<br>目 | 基<br>本<br>科   | 健康福祉概論        | RC_A1_01 | 2  |           |    |    | 2  |    |   |    |   |           |   | 必修科目  | ○ |   |
|                  |   | 栄養学           | RC_A1_02 | 2  |           |    |    | 2  |    |   |    |   |           |   | 4単位   | ○ |   |
|                  |   | 作業と生活         | RC_A1_03 | 2  |           |    |    | 2  |    |   |    |   |           |   | 必修及び  | ◎ |   |
|                  |   | リハビリテーションと心理学 | RC_A1_04 | 2  |           |    |    |    |    | 2 |    |   |           |   | 選択科目  | ◎ | ○ |
|                  |   | ケースワーク論       | RC_A1_05 | 2  |           |    |    | 2  |    |   |    |   |           |   | より    | ○ |   |
|                  |   | 障害者福祉論        | RC_A1_06 | 2  |           |    |    | 2  |    |   |    |   |           |   | 2単位   | ○ |   |
|                  |   | レクリエーション論     | RC_A1_07 | 2  |           |    |    |    |    | 2 |    |   |           |   | 以上選択  | ○ | ○ |
|                  |   | 現代の医療制度       | RC_A1_08 | 2  |           |    |    |    |    |   |    |   | 2         |   | 必修    | ○ |   |
|                  | 小計  |               | 4        | 12 | 0         | 0  | 10 | 0  | 4  | 0 | 0  | 0 | 2         |   |       |   |   |
| 門<br>基<br>礎      | 人<br>体<br>の<br>構<br>造<br>と<br>機<br>能<br>及<br>び<br>心<br>身<br>の<br>発<br>達                     | 解剖学Ⅰ          | RC_B1_01 | 2  |           | 2  |    |    |    |   |    |   |           | 必修科目<br>15単位<br>必修                                      | ◎     |   |   |
|                  |   | 解剖学Ⅱ          | RC_B1_02 | 2  |           | 2  |    |    |    |   |    |   |           |   | ◎     |   |   |
|                  |   | 体表解剖学実習       | RO_B1_01 | 1  |           | 1  |    |    |    |   |    |   |           |   | ◎     |   |   |
|                  |   | 生理学           | RC_B1_03 | 2  |           | 2  |    |    |    |   |    |   |           |   | ◎     |   |   |
|                  |   | 生理学演習         | RC_B1_04 | 1  |           | 1  |    |    |    |   |    |   |           |   | ◎     |   |   |
|                  |   | 人間発達学         | RC_B1_05 | 2  |           | 2  |    |    |    |   |    |   |           |   | ◎     |   |   |
|                  |   | 運動学           | RO_B1_02 | 2  |           | 2  |    |    |    |   |    |   |           |   | ◎     |   |   |
|                  |   | 運動学演習         | RO_B2_01 | 1  |           | 1  |    |    |    |   |    |   |           |   | ◎     |   |   |
|                  | 公衆衛生学   | RC_B1_06      | 2        |    | 2         |    |    |    |    |   |    |   | ◎         |   |       |   |   |
| 小計               |   | 15            | 0        | 7  | 7         | 1  | 0  | 0  | 0  | 0 | 0  |   |           |   |       |   |   |
| 科<br>目           | 疾<br>病<br>と<br>障<br>害<br>の<br>成<br>り<br>立<br>ち<br>及<br>び<br>回<br>復<br>過<br>程<br>の<br>促<br>進 | 病理学           | RC_C2_01 | 2  |           |    |    | 2  |    |   |    |   |           | 必修科目<br>17単位<br>必修及び<br>選択科目<br>より<br>2単位<br>以上選択<br>必修 | ◎     |   |   |
|                  |   | 内科学Ⅰ          | RC_C2_02 | 1  |           |    |    | 1  |    |   |    |   |           |   | ◎     |   |   |
|                  |   | 内科学Ⅱ          | RC_C2_03 | 1  |           |    |    | 1  |    |   |    |   |           |   | ◎     |   |   |
|                  |   | 老年医学          | RC_C2_04 | 2  |           |    |    |    |    | 2 |    |   |           |   | ◎     | ○ |   |
|                  |   | 整形外科Ⅰ         | RC_C2_05 | 1  |           |    |    | 1  |    |   |    |   |           |   | ◎     | ○ |   |
|                  |   | 整形外科Ⅱ         | RC_C2_06 | 1  |           |    |    | 1  |    |   |    |   |           |   | ◎     |   |   |
|                  |   | 神経内科学Ⅰ        | RC_C2_07 | 1  |           |    |    | 1  |    |   |    |   |           |   | ◎     | ○ |   |
|                  |   | 神経内科学Ⅱ        | RC_C2_08 | 1  |           |    |    | 1  |    |   |    |   |           |   | ◎     |   |   |
|                  |   | 小児科学          | RC_C2_09 | 2  |           |    |    | 2  |    |   |    |   |           |   | ◎     |   |   |
|                  |   | 精神医学Ⅰ         | RC_C2_10 | 2  |           |    |    | 2  |    |   |    |   |           |   | ◎     | ○ |   |
|                  |   | 精神医学Ⅱ         | RC_C3_01 | 2  |           |    |    |    |    | 2 |    |   |           |   | ◎     | ○ |   |
|                  |   | 感染予防・救急法      | RC_C2_11 | 1  |           |    |    | 1  |    |   |    |   |           |   | ◎     |   |   |
|                  |   | 薬理学・臨床検査      | RC_C3_02 | 2  |           |    |    |    |    | 2 |    |   |           |   | ○     |   |   |
|                  | 画像診断学   | RC_C3_03      | 2        |    |           |    |    |    | 2  |   |    |   | ○         |   |       |   |   |
| スポーツ外傷学          | RC_C3_04  | 2             |          |    |           |    |    | 2  |    |   |    | ○ |           |   |       |   |   |
| 小計               |   | 17            | 6        | 0  | 0         | 7  | 6  | 8  | 2  | 0 | 0  |   |           |   |       |   |   |
|                  | リハビリテーション概論   | RC_D1_01      | 2        |    | 2         |    |    |    |    |   |    |   | 必修科目2単位必修 | ◎   |       |   |   |
| 小計               |   | 2             | 0        | 2  | 0         | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 0  |   |           |   |       |   |   |
| 計                |   | 38            | 18       | 9  | 7         | 18 | 6  | 12 | 2  | 0 | 2  |   |           |   |       |   |   |

履修関係

| 学科目                        | 授業科目              | ナンバリング      | 単位数      |    | 配当年次(単位数) |    |    |    |    |    |    |   | 卒業要件 | 資格必修<br>選択区分 |  |   |   |  |
|----------------------------|-------------------|-------------|----------|----|-----------|----|----|----|----|----|----|---|------|--------------|--|---|---|--|
|                            |                   |             | 必修       | 選択 | 1年        |    | 2年 |    | 3年 |    | 4年 |   |      | 作療士          | 園芸療法士  |   |   |  |
|                            |                   |             |          |    | 前         | 後  | 前  | 後  | 前  | 後  | 前  | 後 |      |              |  |   |   |  |
| 専<br>門<br>科<br>療<br>学<br>目 | 基礎作業療法学           | 作業療法学概論     | RO_E1_01 | 2  |           | 2  |    |    |    |    |    |   |      |              | 必修科目<br>8単位<br>必修及び<br>選択科目<br>より<br>2単位以上<br>選択必修 | ◎   | ○ |  |
|                            |                   | 基礎作業学       | RO_E1_02 | 2  |           |    | 2  |    |    |    |    |   |      |              |  | ◎   |   |  |
|                            |                   | 基礎作業学実習     | RO_E2_01 | 1  |           |    | 1  |    |    |    |    |   |      |              |  | ◎   |   |  |
|                            |                   | 基礎作業学演習     | RO_E2_02 | 1  |           |    |    | 1  |    |    |    |   |      |              |  | ◎   |   |  |
|                            |                   | 園芸療法実習      | RC_E3_01 |    | 2         |    |    |    |    | 2  |    |   |      |              |  | ◎   | ◎ |  |
|                            |                   | 園芸論         | RC_E1_01 |    | 2         | 2  |    |    |    |    |    |   |      |              |  | ◎   | ◎ |  |
|                            |                   | 園芸療法論       | RC_E1_02 | 2  |           |    | 2  |    |    |    |    |   |      |              |  | ◎   | ◎ |  |
|                            |                   | ガーデンニング     | RC_E1_03 |    | 2         |    | 2  |    |    |    |    |   |      |              |  | ◎   | ◎ |  |
|                            | 小計                |             | 8        | 6  | 4         | 7  | 1  | 0  | 2  | 0  | 0  | 0 | 0    |              |  |   |   |  |
|                            | 作業療法評価学           | 作業療法評価学Ⅰ    | RO_F1_01 | 1  |           |    |    | 1  |    |    |    |   |      |              |  | 必修科目<br>5単位必修                               | ◎ |  |
|                            |                   | 作業療法評価学Ⅱ    | RO_F2_01 | 1  |           |    |    |    | 1  |    |    |   |      |              |  | ◎   |   |  |
|                            |                   | 作業療法評価学演習Ⅰ  | RO_F2_02 | 1  |           |    |    | 1  |    |    |    |   |      |              |  | ◎   |   |  |
|                            |                   | 作業療法評価学演習Ⅱ  | RO_F2_03 | 1  |           |    |    |    | 1  |    |    |   |      |              |  | ◎   |   |  |
|                            |                   | 作業療法総合演習    | RO_F3_01 | 1  |           |    |    |    |    |    |    |   |      | 1            |  | ◎   |   |  |
|                            |                   | 小計          |          | 5  | 0         | 0  | 0  | 2  | 2  | 0  | 0  | 0 | 0    | 1            |  |   |   |  |
|                            | 作業<br>治<br>療<br>学 | 身体障害作業療法学Ⅰ  | RO_G1_01 | 1  |           |    |    |    |    | 1  |    |   |      |              |  | 必修科目<br>18単位必修<br>及び選択科目<br>より2単位<br>以上選択必修 | ◎ |  |
|                            |                   | 身体障害作業療法学Ⅱ  | RO_G2_01 | 1  |           |    |    |    |    |    | 1  |   |      |              |  | ◎   |   |  |
|                            |                   | 身体障害作業療法学演習 | RO_G3_01 | 1  |           |    |    |    |    |    | 1  |   |      |              |  | ◎   | ○ |  |
|                            |                   | 精神障害作業療法学Ⅰ  | RO_G1_02 | 1  |           |    |    |    |    | 1  |    |   |      |              |  | ◎   |   |  |
|                            |                   | 精神障害作業療法学Ⅱ  | RO_G2_02 | 1  |           |    |    |    |    |    | 1  |   |      |              |  | ◎   |   |  |
|                            |                   | 精神障害作業療法学演習 | RO_G3_02 | 1  |           |    |    |    |    |    | 1  |   |      |              |  | ◎   |   |  |
| 発達障害作業療法学                  |                   | RO_G1_03    | 2        |    |           |    |    |    | 2  |    |    |   |      |              | ◎  |   |   |  |
| 老年期障害作業療法学                 |                   | RO_G1_04    | 2        |    |           |    |    |    | 2  |    |    |   |      |              | ◎  | ○   |   |  |
| 老年期障害作業療法学演習               |                   | RO_G2_03    | 1        |    |           |    |    |    |    | 1  |    |   |      |              | ◎  |   |   |  |
| 高次脳機能障害作業療法学               |                   | RO_G3_03    | 2        |    |           |    |    |    | 2  |    |    |   |      |              | ◎  |   |   |  |
| 日常生活活動学                    |                   | RO_G2_04    | 1        |    |           |    |    | 1  |    |    |    |   |      |              | ◎  | ○   |   |  |
| 日常生活活動学演習                  |                   | RO_G2_05    | 1        |    |           |    |    |    | 1  |    |    |   |      |              | ◎  |   |   |  |
| 義肢装具学                      |                   | RO_G2_06    | 2        |    |           |    |    |    | 2  |    |    |   |      |              | ◎  |   |   |  |
| 作業療法技術学特論Ⅰ                 |                   | RO_G3_04    |          | 1  |           |    |    |    |    |    |    |   | 1    |              | ◎  |   |   |  |
| 作業療法技術学特論Ⅱ                 | RO_G3_05          |             | 1        |    |           |    |    |    |    |    |    | 1 |      | ◎            |  |   |   |  |
| 作業療法技術学特論Ⅲ                 | RO_G3_06          |             | 1        |    |           |    |    |    |    |    |    | 1 |      | ◎            |  |   |   |  |
| 安全管理運営学                    | RO_G3_07          | 1           |          |    |           |    |    |    |    |    |    | 1 |      | ◎            |  |   |   |  |
| 小計                         |                   | 18          | 3        | 0  | 0         | 0  | 1  | 11 | 5  | 0  | 0  | 4 |      |              |  |   |   |  |
| 地域<br>作業<br>療法<br>学        | 地域作業療法学           | RO_H1_01    | 1        |    |           |    |    |    | 1  |    |    |   |      |              | 必修科目<br>4単位必修                                      | ◎   | ○ |  |
|                            | 地域作業療法学演習Ⅰ        | RO_H2_01    | 1        |    |           |    |    |    | 1  |    |    |   |      |              | ◎  | ○   |   |  |
|                            | 地域作業療法学演習Ⅱ        | RO_H3_01    | 1        |    |           |    |    |    |    | 1  |    |   |      |              | ◎  |   |   |  |
|                            | 職業関連活動            | RO_H1_02    | 1        |    |           |    |    |    |    | 1  |    |   |      |              | ◎  | ○   |   |  |
| 小計                         |                   | 4           | 0        | 0  | 0         | 0  | 0  | 2  | 2  | 0  | 0  |   |      |              |  |   |   |  |
| 臨床<br>実習                   | 臨床実習Ⅰ             | RO_I1_01    | 1        |    |           | 1  |    |    |    |    |    |   |      |              | ◎  |   |   |  |
|                            | 臨床実習Ⅱ             | RO_I2_01    | 2        |    |           |    |    | 2  |    |    |    |   |      |              | ◎  |   |   |  |
|                            | 臨床実習Ⅲ             | RO_I3_01    | 4        |    |           |    |    |    |    | 4  |    |   |      |              | ◎  |   |   |  |
|                            | 臨床実習Ⅳ-1           | RO_I4_01    | 7        |    |           |    |    |    |    |    | 7  |   |      |              | ◎  |   |   |  |
|                            | 臨床実習Ⅳ-2           | RO_I4_02    | 7        |    |           |    |    |    |    |    | 7  |   |      |              | ◎  |   |   |  |
| 小計                         |                   | 21          | 0        | 0  | 1         | 0  | 2  | 0  | 4  | 14 | 0  |   |      |              |  |   |   |  |
| 研究<br>卒業                   | 作業療法学研究法          | RO_J1_01    | 1        |    |           |    |    |    | 1  |    |    |   |      |              | 必修科目   | ◎   |   |  |
|                            | 卒業研究              | RO_J1_02    | 2        |    |           |    |    |    |    |    |    | 2 |      |              | ◎  |   |   |  |
|                            | 小計                |             | 3        | 0  | 0         | 0  | 0  | 0  | 1  | 0  | 0  | 2 |      |              |  |   |   |  |
| 小計                         |                   |             | 59       | 9  | 4         | 8  | 3  | 5  | 17 | 10 | 14 | 7 |      |              |  |   |   |  |
| 合計                         |                   |             | 97       | 27 | 13        | 15 | 21 | 11 | 29 | 12 | 14 | 9 |      |              |  |   |   |  |

注1) ◎印科目は資格必修科目を示し、○印は資格選択必修科目を示す。

注2) 配当年次については、変更となる場合もあります。



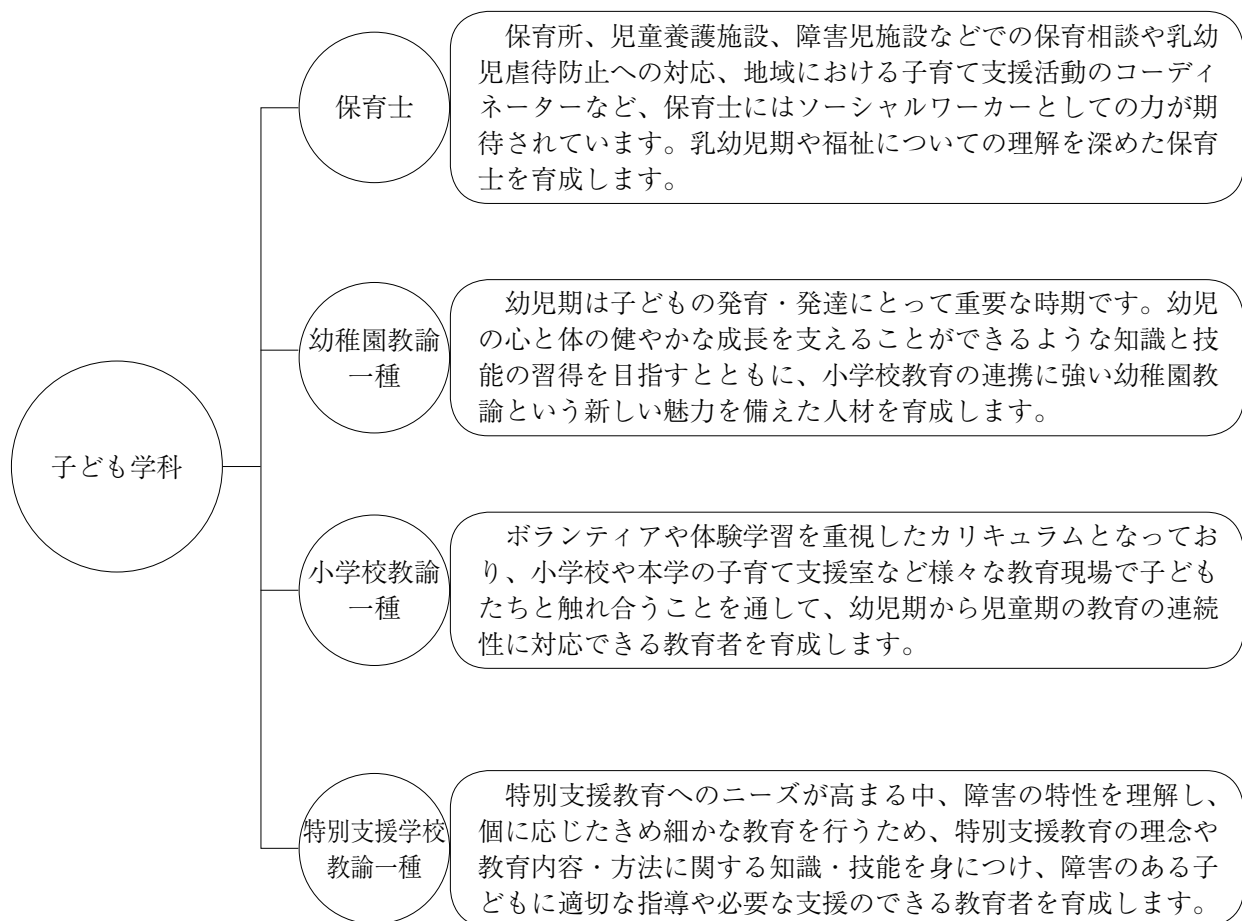
## 子ども学部 子ども学科

子ども学科では、将来、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校の教員等、子どもと関わる職業に就く人材を育成します。卒業時の学修到達目標は次の通りです。

- 教育学、保育学を中核に、心理学、福祉学等の隣接諸科学を応用した子どもに関する学際的、総合的知識を修得している。
- 教育・保育の現場で生じているさまざまな課題について、複眼的な視点から子ども及び子どもの育つ環境を理解し、子どもとその保護者への支援を考えることができる。
- 教育・保育環境の構成、教材・教具の工夫をし、子ども一人ひとりの発達に応じた指導ができる。
- 教職に対する使命感や責任感を身につけ、教育的愛情をもって子どもに接することができる。
- 実践を省察し、自己の学習課題を明確にできる。

子ども学科では、コース制は設けておらず、下記四種類の資格・免許を学生が自分の希望や進路に応じて選択して取得します。

将来の目標をしっかりとって、履修計画を立ててください。

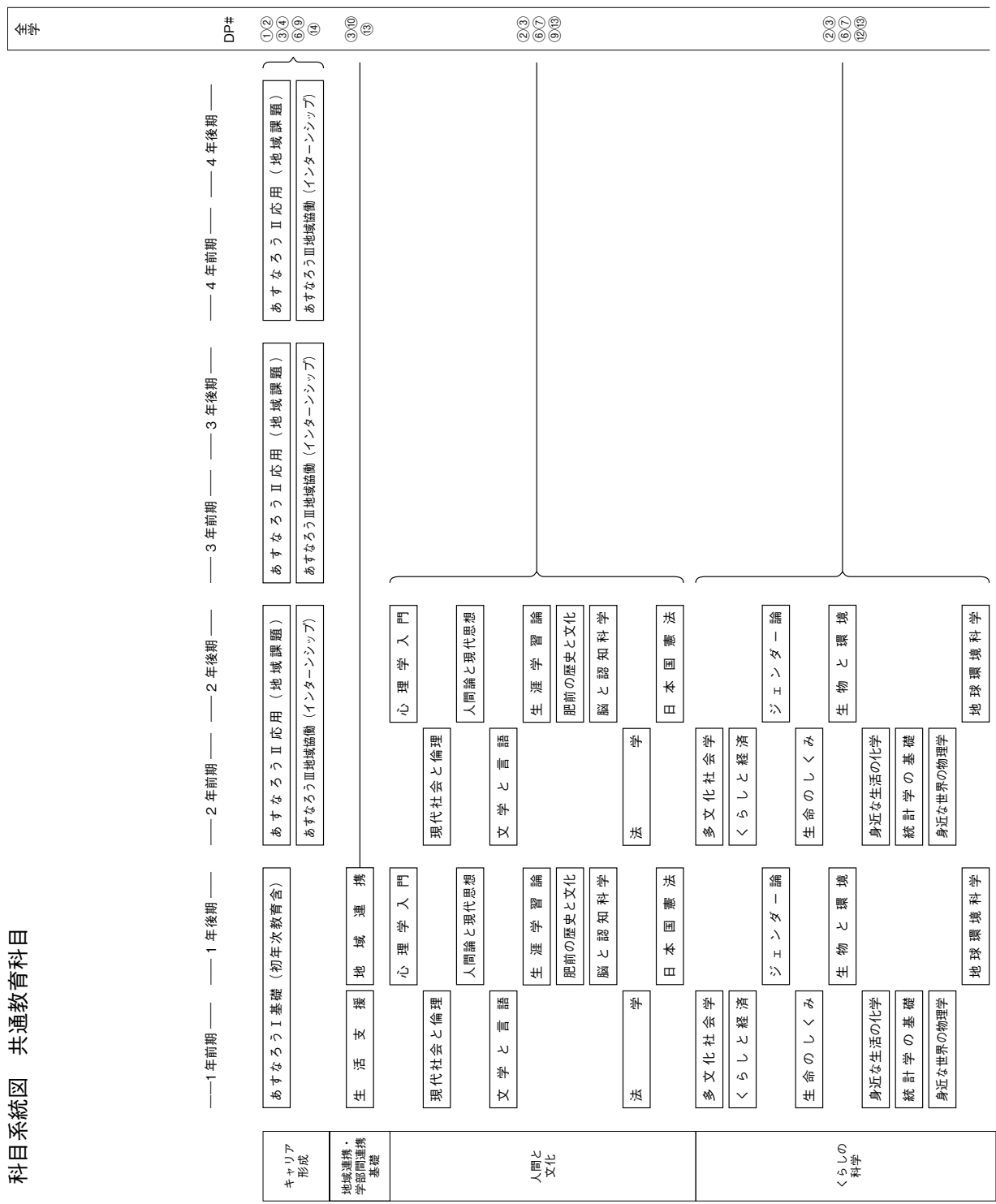


学修到達目標と学修成果（子ども学科）

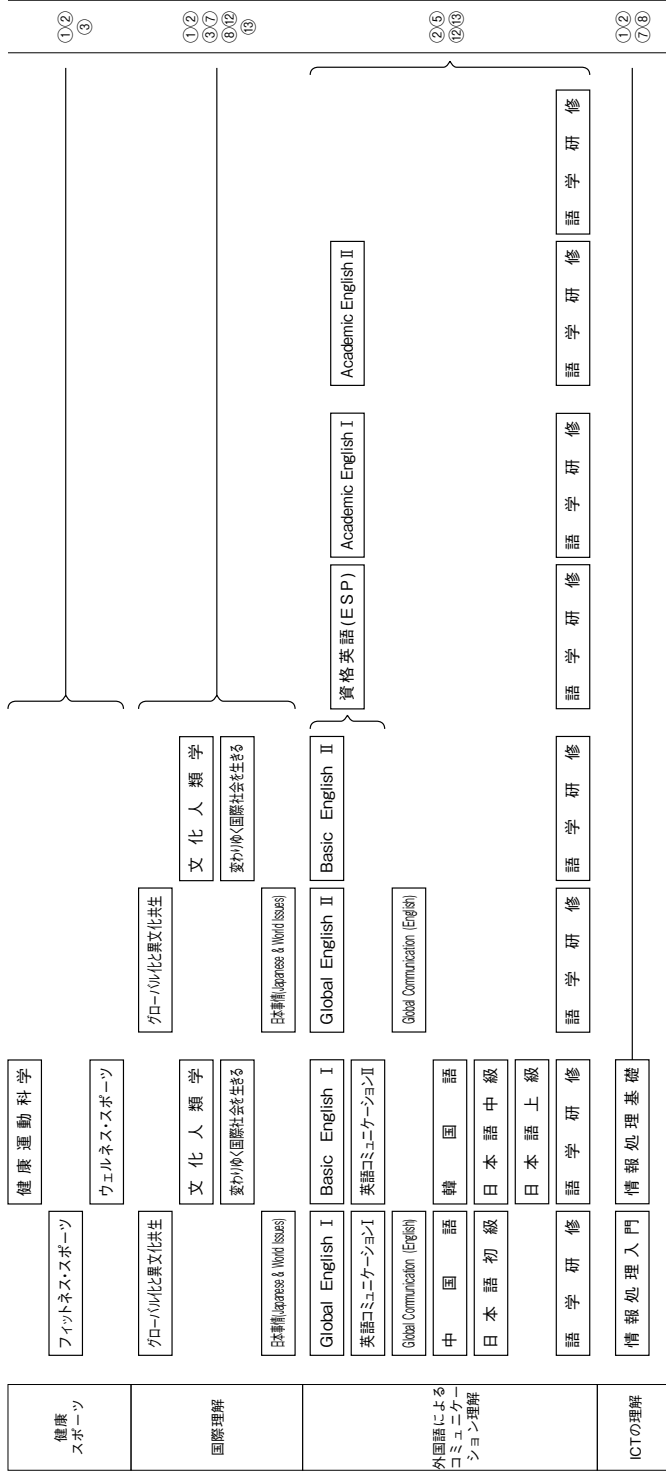
|  |  |   |
|--|--|---|
| 【共通】汎用的能力要素（到達目標）及び学修成果  | <b>【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）</b>   |   |
|  | 1) 主体的に、自らを律して行動するとともに、目標実現のために協調・協働して行動できる。<br>2) 社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使できるとともに、自己の良心と社会の規範やルールに則って行動し、社会の発展のために積極的に関与できる。<br>3) 生涯にわたって自律・自立して学習できる。                             |   |
|  | <b>【教養ある社会人としての基礎力】（知識・理解）</b>   |   |
|  | 1) 専攻する特定の学問分野における知識を体系的に理解できるとともに、それを外部的視点でとらえ返し、自己と関連づけ理解することができる。<br>2) 多文化・異文化に関する知識の理解ができる。<br>3) 人類文化、社会、自然に関する知識の理解ができる。  |   |
|  | <b>【社会人としての汎用的能力】（技能・表現）</b>   |   |
| 【子ども学科】専門的能力要素（到達目標）及び学修成果   | <b>【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）</b>   |   |
|  | 1) 教育職、保育職の社会的使命と職業倫理について考えることができる。<br>・教育者、保育者の役割を考える<br>・教育者、保育者の倫理を考える<br>2) 自らの教育、保育を振り返ることの重要性を理解し、それに基づいて改善することができる。<br>・教育、保育の記録を適切に取ることができる<br>・教育、保育にかかわる省察の重要性について理解することができる | ・自己評価が適切にでき次の計画作成に活かすことができる<br>3) 子どもや保護者に共感的態度を持って接することができる。<br>・子どもの興味・関心・言動の背景を理解することができる<br>・共感的理解をもって子どもにかかわることができる<br>・地域、保護者の状況や意向を理解できる             |
|  | <b>【教養ある専門職業人としての基礎力】（知識・理解）</b>   |   |
|  | 1) 子どもに関する総合的知識を基盤に教育、保育の役割と機能を理解している。<br>2) 子どもの発達過程を理解し、個々の特性に応じた支援の方法を理解している。<br>・子どもの心身の発達段階を理解する<br>・発達段階に応じた具体的な教育・保育内容を理解している<br>・子どもの個人差を理解している                                | 3) 各教科、各領域のねらいや内容、方法を理解し、総合的に指導することができる。<br>・幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領及び保育所保育指針を理解する<br>・指導案作成や諸記録を適切に記述できる専門的用語を習得する<br>・各教科、各領域のねらいや内容に応じて指導することができる |
|  | <b>【専門職業人としての汎用的能力】（技能・表現）</b>   |   |
| 1) 各教科、各領域の指導法を習得し実践することができる。<br>・教材、教具の工夫ができる<br>・指導計画立案ができる<br>・教材研究ができる<br>・適切な環境構成ができる<br>・授業評価ができる<br>・ICTを利活用できる | 2) 子どもの発達段階に応じた指導・援助ができる。<br>・発達に応じた言語活動の指導や援助ができる<br>・発達に応じた表現活動の指導や援助ができる<br>・特別な支援を必要とする子どもへの指導や援助ができる<br>3) 習得した専門的知識・技能を活用し教育、保育現場の今日的ニーズに対応することができる。                             |   |
| <b>【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）</b>  |  |   |
| 1) 生涯にわたり学び続ける姿勢を持つことができる。<br>2) 教育者、保育者として自ら課題を見つけ解決することができる。   | 3) 教育、保育において多様な他者との信頼関係を築くための働きかけを行うことができる。  |   |

履修関係

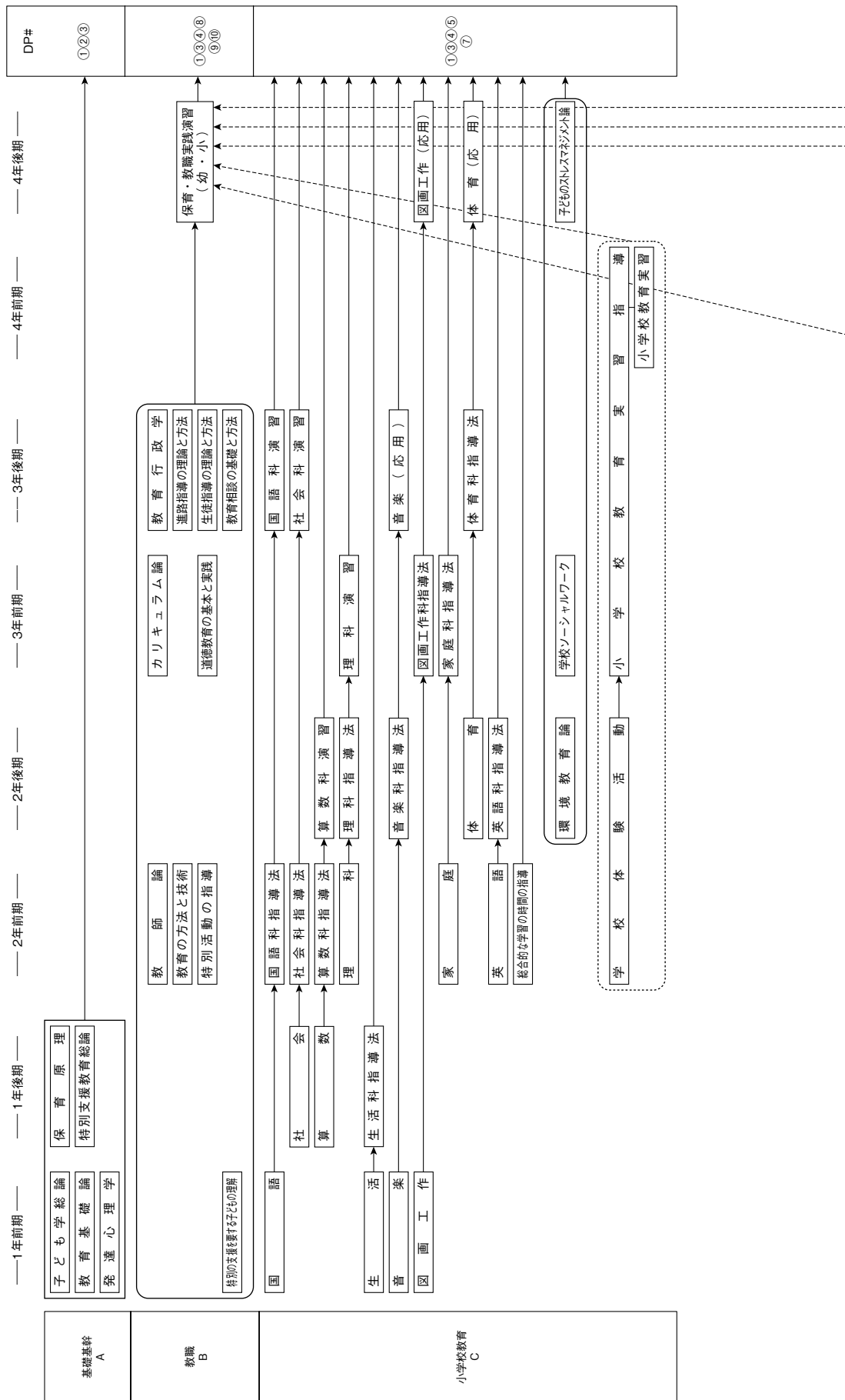
2019年度 科目系統図 共通教育科目







2019年度 科目系統図 子ども学科 専門教育科目





|   |                  |   |          |
|---|------------------|---|----------|
| A | 建学の精神・教育理念に基づく科目 | E | 語学       |
| B | 人文・社会科学          | F | 健康スポーツ科学 |
| C | 自然科学             | G | 複合領域、その他 |
| D | 情報               |   |          |

## 子ども学科 共通教育科目

| 学 科 目                 | 授 業 科 目                        | ナンバリング   | 単位数      |     | 配 当 年 次 |     |     |     | 卒 業 要 件                           |
|-----------------------|--------------------------------|----------|----------|-----|---------|-----|-----|-----|-----------------------------------|
|                       |                                |          | 必 修      | 選 択 | 1 年     | 2 年 | 3 年 | 4 年 |                                   |
|                       |                                |          |          |     | 前 後     | 前 後 | 前 後 | 前 後 |                                   |
| キャリア形成                | あすなろうⅠ基礎(初年次教育含)               | CE_A1_01 | 2        |     | ○       |     |     |     | 必修科目4単位及び<br>選択科目より8単位<br>以上選択必修。 |
|                       | あすなろうⅡ応用(地域課題)                 | CE_A2_01 | 2        |     |         | ○   | ○   | ○   |                                   |
|                       | あすなろうⅢ地域協働(インターンシップ)           | CE_A3_01 | 2        |     |         | ○   | ○   | ○   |                                   |
| 地域連携・<br>学部間連携基礎      | 生活支援                           | CE_B1_01 | 2        | ○   |         |     |     |     |                                   |
|                       | 地域連携                           | CE_B1_02 | 2        | ○   |         |     |     |     |                                   |
| 人間と文化                 | 心理学入門                          | CE_B1_03 | 2        | ○   | ○       |     |     |     |                                   |
|                       | 現代社会と倫理                        | CE_B1_04 | 2        | ○   | ○       |     |     |     |                                   |
|                       | 人間論と現代思想                       | CE_B1_05 | 2        | ○   | ○       |     |     |     |                                   |
|                       | 文学と言語                          | CE_B1_06 | 2        | ○   | ○       |     |     |     |                                   |
|                       | 生涯学習論                          | CE_B1_07 | 2        | ○   | ○       |     |     |     |                                   |
|                       | 肥前の歴史と文化                       | CE_B1_08 | 2        | ○   | ○       |     |     |     |                                   |
|                       | 脳と認知科学                         | CE_C1_01 | 2        | ○   | ○       |     |     |     |                                   |
|                       | 法学                             | CE_B1_09 | 2        | ○   | ○       |     |     |     |                                   |
|                       | 日本国憲法                          | CE_B1_10 | 2        | ○   | ○       |     |     |     |                                   |
|                       | くらしの科学                         | 多文化社会学   | CE_B1_11 | 2   | ○       | ○   |     |     |                                   |
| くらしと経済                |                                | CE_B1_12 | 2        | ○   | ○       |     |     |     |                                   |
| ジェンダー論                |                                | CE_B1_13 | 2        | ○   | ○       |     |     |     |                                   |
| 生命のしくみ                |                                | CE_C1_02 | 2        | ○   | ○       |     |     |     |                                   |
| 生物と環境                 |                                | CE_C1_03 | 2        | ○   | ○       |     |     |     |                                   |
| 身近な生活の化学              |                                | CE_C1_04 | 2        | ○   | ○       |     |     |     |                                   |
| 統計学の基礎                |                                | CE_C1_05 | 2        | ○   | ○       |     |     |     |                                   |
| 身近な世界の物理学             |                                | CE_C1_06 | 2        | ○   | ○       |     |     |     |                                   |
| 地球環境科学                | CE_C1_07                       | 2        | ○        | ○   |         |     |     |     |                                   |
| 健康スポーツ                | 健康運動科学                         | CE_F1_01 | 2        | ○   |         |     |     |     |                                   |
|                       | フィットネス・スポーツ                    | CE_F1_02 | 1        | ○   |         |     |     |     |                                   |
|                       | ウェルネス・スポーツ                     | CE_F1_03 | 1        | ○   |         |     |     |     |                                   |
| 国際理解                  | グローバル化と異文化共生                   | CE_B1_14 | 2        | ○   | ○       |     |     |     |                                   |
|                       | 文化人類学                          | CE_B1_15 | 2        | ○   | ○       |     |     |     |                                   |
|                       | 変わりゆく国際社会を生きる                  | CE_B1_16 | 2        | ○   | ○       |     |     |     |                                   |
|                       | 日本事情 (Japanese & World Issues) | CE_G1_01 | 2        | ○   | ○       |     |     |     |                                   |
| 外国語による<br>コミュニケーション理解 | Basic English I                | CE_E1_01 | 1        |     | ○       |     |     |     |                                   |
|                       | Basic English II               | CE_E2_01 | 1        |     |         | ○   |     |     |                                   |
|                       | Global English I               | CE_E1_02 | 1        | ○   |         |     |     |     |                                   |
|                       | Global English II              | CE_E2_02 | 1        |     | ○       |     |     |     |                                   |
|                       | Academic English I             | CE_E3_01 | 1        |     |         |     | ○   |     |                                   |
|                       | Academic English II            | CE_E3_02 | 1        |     |         |     | ○   |     |                                   |
|                       | 英語コミュニケーションⅠ                   | CE_E1_03 | 1        | ○   |         |     |     |     |                                   |
|                       | 英語コミュニケーションⅡ                   | CE_E1_04 | 1        | ○   |         |     |     |     |                                   |
|                       | Global Communication (English) | CE_E2_03 | 2        | ○   | ○       |     |     |     |                                   |
|                       | 資格英語 (ESP)                     | CE_E2_04 | 1        |     |         |     | ○   |     |                                   |
|                       | 中国語                            | CE_E1_05 | 1        | ○   |         |     |     |     |                                   |
|                       | 韓国語                            | CE_E1_06 | 1        | ○   |         |     |     |     |                                   |
|                       | 日本語初級                          | CE_E1_07 | 1        | ○   |         |     |     |     |                                   |
|                       | 日本語中級                          | CE_E2_05 | 1        | ○   |         |     |     |     |                                   |
| 日本語上級                 | CE_E3_04                       | 1        | ○        |     |         |     |     |     |                                   |
| 語学研修                  | CE_E2_06                       | 1        | ○        | ○   | ○       | ○   | ○   |     |                                   |
| ICTの理解                | 情報処理入門                         | CE_D1_01 | 1        | ○   |         |     |     |     |                                   |
|                       | 情報処理基礎                         | CE_D2_01 | 1        | ○   |         |     |     |     |                                   |
| 計                     |                                |          | 10       | 67  |         |     |     |     |                                   |

※1 「日本国憲法」・「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」は教職課程の必修科目である。

※2 「生涯学習論」は、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状取得のための選択科目である。

※3 「健康運動科学」は、保育士免許のための必修科目である。

|   |         |
|---|---------|
| A | 基礎基幹    |
| B | 教職      |
| C | 小学校教育   |
| D | 幼児教育・保育 |
| E | 特別支援教育  |
| F | 研究・演習   |

# 子ども学科 専門教育科目

| 学 科 目          | 授 業 科 目         | ナンバリング          | 単位数      |    | 講義形態 | 配当年次 (単位数) |     |     |     |     |     |     |     | 卒業要件 | 資格必修選択区分 |     |     |     |   |   |   |
|----------------|-----------------|-----------------|----------|----|------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|----------|-----|-----|-----|---|---|---|
|                |                 |                 | 必修       | 選択 |      | 1年前        | 1年後 | 2年前 | 2年後 | 3年前 | 3年後 | 4年前 | 4年後 |      | 保育士      | 幼 種 | 小 種 | 特 種 |   |   |   |
| 学部基幹科目         | 子ども学総論          | CS_A1_01        | 2        |    | 講義   | 2          |     |     |     |     |     |     |     |      |          | ※3  | ○   | ○   | ○ |   |   |
| 学科基幹科目         | 教育基礎論           | CS_A1_02        | 2        |    | 講義   | 2          |     |     |     |     |     |     |     |      |          | ○   | ○   | ○   |   |   |   |
|                | 保育原理            | CS_A1_03        | 2        |    | 講義   |            | 2   |     |     |     |     |     |     |      |          | ○   |     |     |   |   |   |
|                | 発達心理学           | CS_A1_04        | 2        |    | 講義   | 2          |     |     |     |     |     |     |     |      |          | ○   | ○   | ○   |   |   |   |
|                | 特別支援教育総論        | CS_A1_05        | 2        |    | 講義   |            | 2   |     |     |     |     |     |     |      |          |     |     |     |   | ○ |   |
|                | 小 計             |                 | 10       | 0  |      | 6          | 4   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0    |          |     |     |     |   |   |   |
| 初等教育学          | (幼児教育)          | 教師論             | CS_B2_01 | 2  | 講義   |            |     | 2   |     |     |     |     |     |      |          | ○   | ○   | ○   |   |   |   |
|                |                 | 幼児教育課程論         | CS_D2_01 | 1  | 講義   |            |     |     | 1   |     |     |     |     |      |          |     | ○   | ○   |   |   |   |
|                |                 | 幼児教育方法論         | CS_D2_02 | 1  | 講義   |            |     |     |     | 1   |     |     |     |      |          |     | ○   | ○   |   |   |   |
|                |                 | 幼児理解の理論と方法      | CS_D2_09 | 1  | 講義   |            | 1   |     |     |     |     |     |     |      |          |     | ※3  | ○   | ○ |   |   |
|                |                 | 保育内容総論          | CS_D2_03 | 2  | 演習   |            | 2   |     |     |     |     |     |     |      |          |     | ○   | ○   |   |   |   |
|                |                 | 保育内容指導法(健康)     | CS_D2_04 | 2  | 演習   |            |     | 2   |     |     |     |     |     |      |          |     | ※1  | ○   | ○ |   |   |
|                |                 | 保育内容指導法(人間関係)   | CS_D2_05 | 2  | 演習   |            |     |     | 2   |     |     |     |     |      |          |     | ※1  | ○   | ○ |   |   |
|                |                 | 保育内容指導法(環境)     | CS_D2_06 | 2  | 演習   |            |     | 2   |     |     |     |     |     |      |          |     | ※1  | ○   | ○ |   |   |
|                | 保育内容指導法(言葉)     | CS_D2_07        | 2        | 演習 |      | 2          |     |     |     |     |     |     |     |      |          | ※1  | ○   | ○   |   |   |   |
|                | 保育内容指導法(表現)     | CS_D2_08        | 2        | 演習 |      | 2          |     |     |     |     |     |     |     |      |          | ※1  | ○   | ○   |   |   |   |
|                | (小学校教育)         | 教育行政学           | CS_B2_02 | 2  | 講義   |            |     |     |     |     | 2   |     |     |      |          |     |     | ○   | ○ |   |   |
|                |                 | カリキュラム論         | CS_B2_03 | 2  | 講義   |            |     |     |     |     |     | 2   |     |      |          |     |     |     | ○ |   |   |
|                |                 | 教育の方法と技術        | CS_B2_04 | 2  | 講義   |            |     | 2   |     |     |     |     |     |      |          |     |     |     | ○ |   |   |
|                |                 | 道徳教育の基本と実践      | CS_B2_05 | 2  | 講義   |            |     |     |     | 2   |     |     |     |      |          |     |     |     |   | ○ |   |
|                |                 | 特別活動の指導         | CS_B2_06 | 1  | 講義   |            |     | 1   |     |     |     |     |     |      |          |     |     |     |   | ○ |   |
|                |                 | 進路指導の理論と方法      | CS_B2_07 | 1  | 講義   |            |     |     |     |     |     | 1   |     |      |          |     |     |     |   | ○ |   |
|                |                 | 生徒指導の理論と方法      | CS_B2_08 | 1  | 講義   |            |     |     |     |     |     | 1   |     |      |          |     |     |     |   | ○ |   |
|                |                 | 教育相談の基礎と方法      | CS_B2_09 | 2  | 講義   |            |     |     |     |     |     | 2   |     |      |          |     |     | ※3  | ○ | ○ |   |
|                |                 | 特別の支援を要する子どもの理解 | CS_B3_01 | 1  | 講義   |            | 1   |     |     |     |     |     |     |      |          |     |     |     | ○ | ○ |   |
|                |                 | 国語科指導法          | CS_C2_01 | 2  | 講義   |            |     | 2   |     |     |     |     |     |      |          |     |     |     |   | ○ |   |
| 社会科指導法         |                 | CS_C2_02        | 2        | 講義 |      |            | 2   |     |     |     |     |     |     |      |          |     |     |     | ○ |   |   |
| 算数科指導法         |                 | CS_C2_03        | 2        | 講義 |      |            | 2   |     |     |     |     |     |     |      |          |     |     |     | ○ |   |   |
| 理科指導法          | CS_C2_04        | 2               | 講義       |    |      |            | 2   |     |     |     |     |     |     |      |          |     |     | ○   |   |   |   |
| 生活科指導法         | CS_C2_05        | 2               | 講義       |    | 2    |            |     |     |     |     |     |     |     |      |          |     |     | ○   |   |   |   |
| 音楽科指導法         | CS_C2_06        | 2               | 講義       |    |      |            | 2   |     |     |     |     |     |     |      |          |     |     | ○   |   |   |   |
| 図画工作科指導法       | CS_C2_07        | 2               | 講義       |    |      |            |     |     | 2   |     |     |     |     |      |          |     |     | ○   |   |   |   |
| 家庭科指導法         | CS_C2_08        | 2               | 講義       |    |      |            |     |     |     | 2   |     |     |     |      |          |     |     | ○   |   |   |   |
| 体育科指導法         | CS_C2_09        | 2               | 講義       |    |      |            |     |     |     |     | 2   |     |     |      |          |     |     | ○   |   |   |   |
| 英語科指導法         | CS_C2_10        | 2               | 講義       |    |      |            |     | 2   |     |     |     |     |     |      |          |     |     | ○   |   |   |   |
| 総合的な学習の時間の指導   | CS_C2_11        | 1               | 講義       |    |      | 1          |     |     |     |     |     |     |     |      |          |     |     | ○   |   |   |   |
| 保育・教職実践演習(幼・小) | CS_B4_01        | 2               | 演習       |    |      |            |     |     |     |     |     |     |     | 2    |          | ○   | ○   | ○   |   |   |   |
| 特別支援教育学        | 知的障害者の心理・生理・病理  | CS_E2_01        | 2        | 講義 |      |            | 2   |     |     |     |     |     |     |      |          |     |     |     | ○ |   |   |
|                | 肢体不自由者の心理・生理・病理 | CS_E2_02        | 2        | 講義 |      |            |     | 2   |     |     |     |     |     |      |          |     |     |     | ○ |   |   |
|                | 病弱者の心理・生理・病理    | CS_E2_03        | 2        | 講義 |      |            |     | 2   |     |     |     |     |     |      |          |     |     |     | ○ |   |   |
|                | 知的障害者教育         | CS_E3_01        | 2        | 講義 |      |            |     | 2   |     |     |     |     |     |      |          |     |     |     | ○ |   |   |
|                | 肢体不自由者教育        | CS_E3_02        | 2        | 講義 |      |            |     |     | 2   |     |     |     |     |      |          |     |     |     | ○ |   |   |
|                | 肢体不自由者教育の理論と実際  | CS_E3_03        | 2        | 講義 |      |            |     |     |     | 2   |     |     |     |      |          |     |     |     | ○ |   |   |
|                | 病弱者教育           | CS_E3_04        | 2        | 講義 |      |            |     |     |     | 2   |     |     |     |      |          |     |     |     | ○ |   |   |
|                | 知的障害者教育総論       | CS_E2_04        | 2        | 講義 |      | 2          |     |     |     |     |     |     |     |      |          |     |     |     | ○ |   |   |
|                | 子ども家庭福祉         | CS_D1_01        | 2        | 講義 |      | 2          |     |     |     |     |     |     |     |      |          |     | ○   | ○   |   |   |   |
|                | 社会福祉            | CS_D1_02        | 2        | 講義 |      |            |     |     |     | 2   |     |     |     |      |          |     | ○   | ○   |   |   |   |
| 保育学            | 子ども家庭支援論        | CS_D2_10        | 2        | 講義 |      |            |     |     |     | 2   |     |     |     |      |          | ○   | ○   |     |   |   |   |
|                | 社会的養護 I         | CS_D1_03        | 2        | 講義 |      | 2          |     |     |     |     |     |     |     |      |          | ○   | ○   |     |   |   |   |
|                | 子ども家庭支援の心理学     | CS_D1_04        | 2        | 講義 |      |            |     |     |     |     |     | 2   |     |      |          | ○   | ○   |     |   |   |   |
|                | 子どもの理解と援助       | CS_D2_11        | 1        | 演習 |      |            | 1   |     |     |     |     |     |     |      |          | ○   | ○   |     |   |   |   |
|                | 子どもの保健          | CS_D1_05        | 2        | 講義 |      |            |     |     |     | 2   |     |     |     |      |          | ○   | ○   |     |   |   |   |
|                | 子どもの食と栄養        | CS_D2_12        | 2        | 演習 |      |            |     |     |     |     | 2   |     |     |      |          | ○   | ○   |     |   |   |   |
|                | 乳児保育 I          | CS_D1_06        | 2        | 講義 |      |            |     |     |     | 2   |     |     |     |      |          | ○   | ○   |     |   |   |   |
|                | 乳児保育 II         | CS_D2_13        | 1        | 演習 |      |            |     |     |     |     | 1   |     |     |      |          | ○   | ○   |     |   |   |   |
|                | 子どもの健康と安全       | CS_D2_14        | 1        | 演習 |      |            |     |     |     |     |     | 1   |     |      |          | ○   | ○   |     |   |   |   |
|                | 障害児保育           | CS_D2_15        | 2        | 演習 |      |            |     | 2   |     |     |     |     |     |      |          | ○   | ○   |     |   |   |   |
| 社会的養護 II       | CS_D2_16        | 1               | 演習       |    |      |            |     |     | 1   |     |     |     |     |      | ○        | ○   |     |     |   |   |   |
| 子育て支援(基礎)      | CS_D2_17        | 1               | 演習       |    |      |            |     |     |     |     | 1   |     |     |      | ○        | ○   |     |     |   |   |   |
| 教科・基礎技能        | 国語              | CS_C1_01        | 2        | 講義 |      | 2          |     |     |     |     |     |     |     |      |          |     | ○   | ○   |   |   |   |
|                | 社会              | CS_C1_02        | 2        | 講義 |      | 2          |     |     |     |     |     |     |     |      |          |     |     |     | ※ | ○ |   |
|                | 算数              | CS_C1_03        | 2        | 講義 |      | 2          |     |     |     |     |     |     |     |      |          |     |     |     | ※ | ○ |   |
|                | 理科              | CS_C1_04        | 2        | 講義 |      |            | 2   |     |     |     |     |     |     |      |          |     |     |     | ※ | ○ |   |
|                | 生活              | CS_C1_05        | 2        | 講義 |      | 2          |     |     |     |     |     |     |     |      |          |     |     |     | ※ | ○ |   |
|                | 音楽              | CS_C1_06        | 2        | 演習 |      | 2          |     |     |     |     |     |     |     |      |          | ※3  | ○   | ※   | ○ | ※ | ○ |
|                | 図画工作            | CS_C1_07        | 2        | 演習 |      | 2          |     |     |     |     |     |     |     |      |          | ※3  | ○   | ※   | ○ | ※ | ○ |
|                | 家庭              | CS_C1_08        | 2        | 講義 |      |            | 2   |     |     |     |     |     |     |      |          |     |     |     | ※ | ○ |   |
|                | 体育              | CS_C1_09        | 2        | 演習 |      |            |     | 2   |     |     |     |     |     |      |          | ※3  | ○   | ※   | ○ | ※ | ○ |
|                | 英語              | CS_C1_10        | 2        | 講義 |      |            | 2   |     |     |     |     |     |     |      |          |     |     |     | ※ | ○ |   |

専門基幹科目及び専門展開科目より88単位以上を選択必修すること。そのうち、10単位までは他学部他学科の専門教育科目を修得することができる。

履修関係

| 学 科 目          | 授 業 科 目       | ナンバリング          | 単位数      |     | 講義形態 | 配当年次 (単位数) |   |    |    |    |    |    |    | 卒業要件 | 資格必修選択区分 |     |     |     |     |
|----------------|---------------|-----------------|----------|-----|------|------------|---|----|----|----|----|----|----|------|----------|-----|-----|-----|-----|
|                |               |                 | 必修       | 選択  |      | 1年         |   | 2年 |    | 3年 |    | 4年 |    |      | 保育士      | 幼一種 | 小一種 | 特一種 |     |
|                |               |                 |          |     |      | 前          | 後 | 前  | 後  | 前  | 後  | 前  | 後  |      |          |     |     |     |     |
| 専門基幹科目         | 保育実習指導Ⅰ       | CS_D2_18        | 2        | 演習  |      |            |   | →  | 2  |    |    |    |    | ◎    |          |     |     |     |     |
|                | 保育実習Ⅰ(保育所・施設) | CS_D3_01        | 4        | 実習  |      |            |   |    | 4  |    |    |    |    | ◎    |          |     |     |     |     |
|                | 保育実習指導Ⅱ       | CS_D3_02        | 1        | 演習  |      |            |   |    |    |    |    |    | →  | 1    | ※5○      |     |     |     |     |
|                | 保育実習Ⅱ(保育所)    | CS_D4_01        | 2        | 実習  |      |            |   |    |    |    |    |    |    | 2    | ※4○      |     |     |     |     |
|                | 保育実習指導Ⅲ       | CS_D3_03        | 1        | 演習  |      |            |   |    |    |    |    |    |    | →    | 1        | ※5○ |     |     |     |
|                | 保育実習Ⅲ(施設)     | CS_D4_02        | 2        | 実習  |      |            |   |    |    |    |    |    |    | 2    | ※4○      |     |     |     |     |
|                | 幼稚園教育実習指導     | CS_D3_04        | 1        | 演習  |      |            |   |    |    |    |    |    |    | →    | 1        |     | ◎   |     |     |
|                | 幼稚園教育実習Ⅰ      | CS_D3_05        | 2        | 実習  |      |            |   |    |    | 2  |    |    |    |      |          | ◎   |     |     |     |
|                | 幼稚園教育実習Ⅱ      | CS_D4_03        | 2        | 実習  |      |            |   |    |    |    | 2  |    |    |      |          | ◎   |     |     |     |
|                | 小学校教育実習指導     | CS_C3_01        | 1        | 演習  |      |            |   |    |    |    |    |    |    | →    | 1        |     |     | ◎   |     |
|                | 小学校教育実習       | CS_C4_01        | 4        | 実習  |      |            |   |    |    |    |    |    |    |      | 4        |     |     | ◎   |     |
|                | 学校体験活動        | CS_C2_12        | 1        | 実習  |      |            |   |    |    |    |    |    |    | →    | 1        |     |     | ◎   |     |
|                | 特別支援教育実習指導    | CS_E3_05        | 1        | 演習  |      |            |   |    |    |    |    |    |    |      |          |     |     | ◎   |     |
|                | 特別支援教育実習      | CS_E4_01        | 2        | 実習  |      |            |   |    |    |    |    |    |    |      |          |     |     | ◎   |     |
| 小 計            |               |                 | 0        | 139 |      |            |   |    | 9  | 19 | 25 | 23 | 28 | 19   | 7        | 9   |     |     |     |
| 専門展開科目         | 子どもの表現と文化     | 子どもの文化          | CS_D2_19 | 2   | 講義   |            |   |    |    |    |    |    |    | 2    |          |     |     | ※3○ |     |
|                |               | ピアノ             | CS_D1_07 | 2   | 演習   |            |   |    | →  | 2  |    |    |    |      |          |     |     | ◎   | *○  |
|                |               | 音楽(応用)          | CS_C3_02 | 2   | 演習   |            |   |    |    |    |    |    |    |      | 2        |     |     |     | ※3○ |
|                |               | 図画工作(応用)        | CS_C3_03 | 2   | 演習   |            |   |    |    |    |    |    |    |      |          |     |     |     | ※3○ |
|                |               | 体育(応用)          | CS_C3_04 | 2   | 演習   |            |   |    |    |    |    |    |    |      |          |     |     |     | ※3○ |
|                |               | 音楽表現指導法         | CS_D2_20 | 2   | 演習   |            |   |    |    |    |    | 2  |    |      |          |     |     |     | ※2○ |
|                |               | 造形表現指導法         | CS_D2_21 | 2   | 演習   |            |   |    |    |    |    | 2  |    |      |          |     |     |     | ※2○ |
|                |               | リズム表現指導法        | CS_D2_22 | 2   | 演習   |            |   |    |    |    |    | 2  |    |      |          |     |     |     | ※2○ |
|                | 福祉            | 環境教育論           | CS_C2_13 | 2   | 講義   |            |   |    |    |    |    | 2  |    |      |          |     |     |     | ◎   |
|                |               | 子どもの食育          | CS_D2_23 | 2   | 講義   |            |   |    |    |    |    | 2  |    |      |          |     |     |     | ◎   |
|                |               | 子どものストレスマネジメント論 | CS_C2_14 | 2   | 講義   |            |   |    |    |    |    |    |    |      |          |     |     |     | ◎   |
|                |               | 学校ソーシャルワーク      | CS_C2_15 | 2   | 講義   |            |   |    |    |    |    | 2  |    |      |          |     |     |     | ◎   |
|                |               | 子育て支援           | CS_D3_06 | 2   | 演習   |            |   |    |    |    |    |    |    |      |          | →   | 2   |     | ◎   |
|                | 教科の演習         | 国語科演習           | CS_C3_05 | 2   | 演習   |            |   |    |    |    |    |    |    |      | 2        |     |     |     | *○  |
|                |               | 社会科演習           | CS_C3_06 | 2   | 演習   |            |   |    |    |    |    |    |    |      | 2        |     |     |     | *○  |
|                |               | 算数科演習           | CS_C3_07 | 2   | 演習   |            |   |    |    |    |    | 2  |    |      |          |     |     |     | *○  |
|                |               | 理科演習            | CS_C3_08 | 2   | 演習   |            |   |    |    |    |    | 2  |    |      |          |     |     |     | *○  |
|                | 障害児の支援        | 視覚障害者教育総論       | CS_E3_06 | 1   | 講義   |            |   |    |    |    |    |    |    |      | 1        |     |     |     | ◎   |
|                |               | 聴覚障害者の言語障害指導    | CS_E3_07 | 1   | 講義   |            |   |    |    |    |    |    |    |      | 1        |     |     |     | ◎   |
|                |               | 重複障害者教育総論       | CS_E3_08 | 1   | 講義   |            |   |    |    |    |    |    |    |      | 1        |     |     |     | ◎   |
| 発達障害者教育総論      |               | CS_E3_09        | 2        | 講義  |      |            |   |    |    |    |    |    |    | 2    |          |     |     | ◎   |     |
| 子どもの支援Ⅰ(基礎・実習) |               | CS_D2_24        | 2        | 実習  |      |            |   |    |    |    |    |    |    |      |          |     |     | ◎   |     |
| 小 計            |               |                 | 0        | 41  |      |            |   |    | 0  | 2  | 6  | 4  | 10 | 9    | 0        | 8   |     |     |     |
| ゼミナール          | 子ども学演習        | CS_F3_01        | 2        | 演習  |      |            |   |    |    |    |    |    |    |      |          |     |     |     |     |
|                | 小 計           |                 | 2        | 0   |      |            |   |    |    |    |    |    |    |      |          |     |     |     |     |
| 卒業研究           | 卒業研究          | CS_F4_01        | 4        | 演習  |      |            |   |    |    |    |    |    |    |      |          |     |     |     |     |
|                | 小 計           |                 | 4        | 0   |      |            |   |    |    |    |    |    |    |      |          |     |     |     |     |
| 合 計            |               |                 | 16       | 180 |      |            |   |    | 15 | 25 | 31 | 27 | 38 | 30   | 7        | 21  |     |     |     |

注1) ◎印科目は資格必修科目を示し、○印は資格選択必修科目を示す。

注2) 配当年次については、変更となる場合があります。

【保育士関連科目】

- ※1○より3科目6単位以上選択必修
- ※2○より2科目4単位以上選択必修
- ※3○より7単位以上選択必修
- ※4○より1科目2単位以上選択必修(※4○の単位数は、※3○の単位数に含むことができる。)
- ※5○より1科目1単位以上選択必修(※5○の単位数は、※3○の単位数に含むことができる。)

【幼稚園教諭一種免許及び小学校教諭一種免許関連科目】

- 領域に関する専門的事項⇒幼：\*○より2科目4単位以上選択必修
- 小：\*○より4科目8単位以上選択必修

- 大学が独自に設定する科目⇒幼：14単位以上選択必修
- 小：2単位以上選択必修

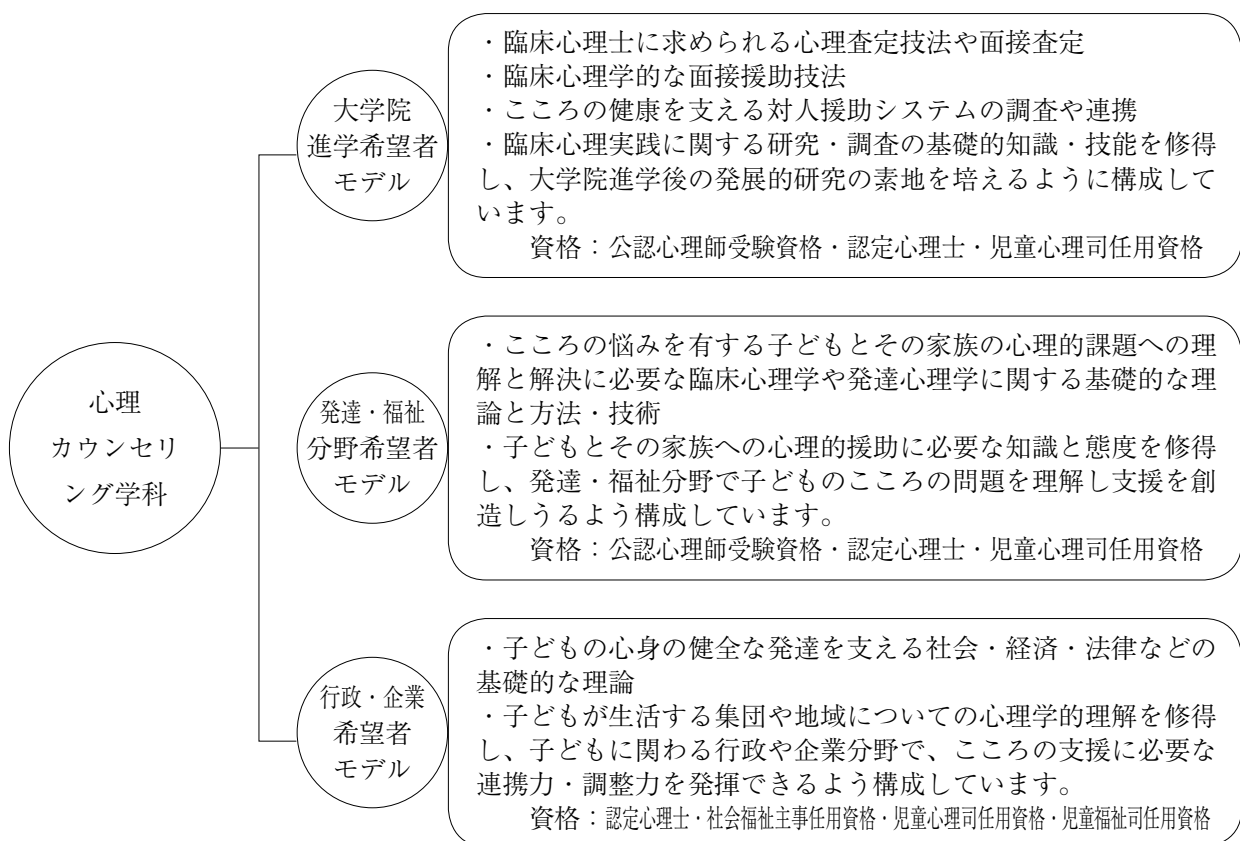


## 子ども学部 心理カウンセリング学科

心理カウンセリング学科では、人間への深い愛情と心の理解にもとづき、子どもと彼らを取り巻く人々への臨床心理学的支援が行える専門職業人、及び地域社会貢献できる人材を育成します。卒業時の学修到達目標は以下の通りです。

- 臨床心理学とその応用領域に関する学際的、総合的知識を修得している。
- 子どものこころを理解し、子どもの抱える心理的諸問題を論理的に分析・考察して、自らの見解を形成することが出来る。
- 人間理解のための理論や基本的態度、心理査定や臨床心理学的援助技法、コミュニティ・ケアとしての支援体制づくりなどの方法と実践力を通して、子どもに対する心理的支援活動が出来る。
- 人間への深い愛情と心の理解にもとづき、子どもと彼らを取り巻く人々に対して共感的態度をもって行動することが出来る。

心理カウンセリング学科では、コース制をとらず、3つの履修モデルをもとに、自分の希望や進路に応じて、履修計画を立てていきます。

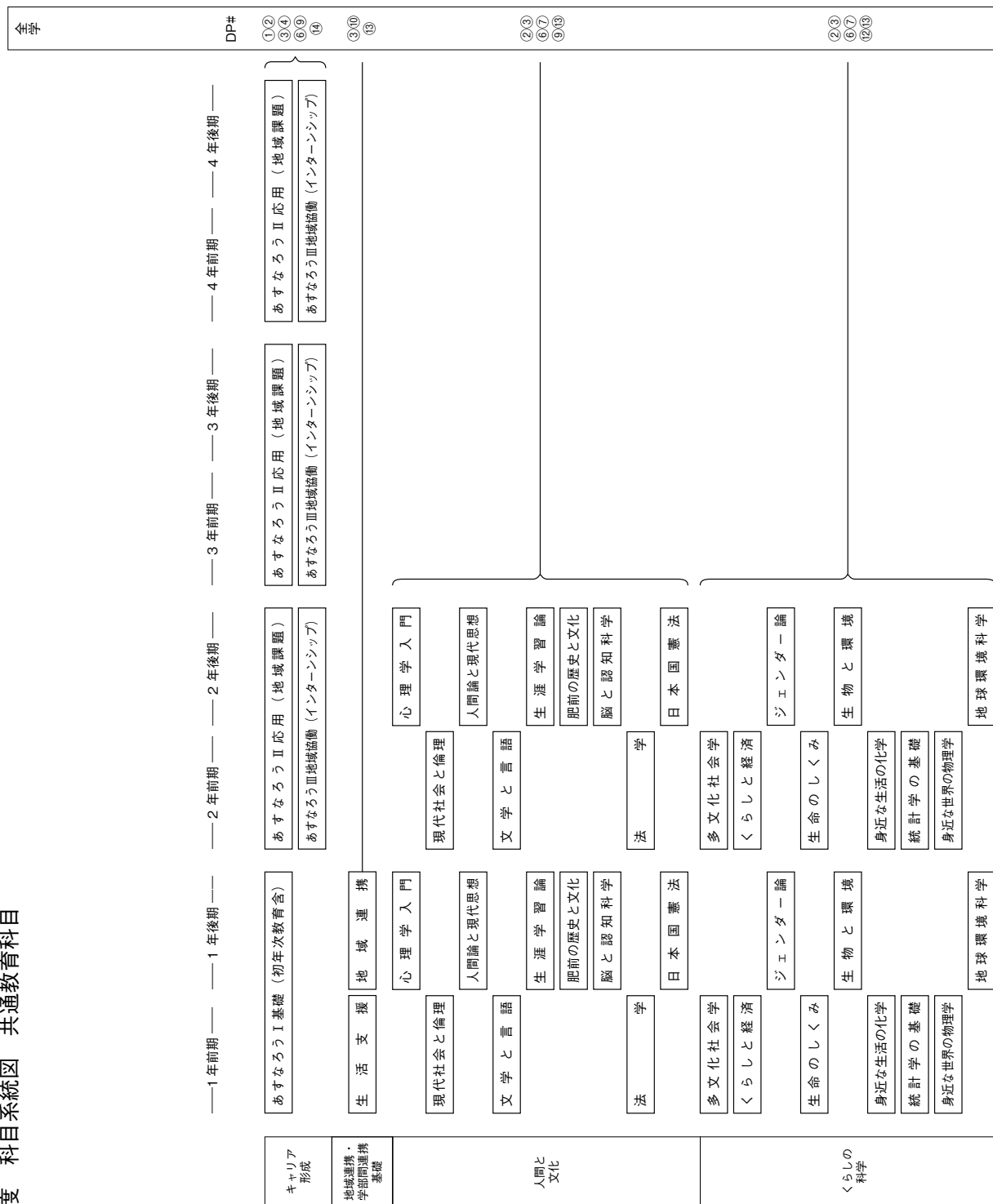




学修到達目標と学修成果（心理カウンセリング学科）

|   |   |
|---|---|
| <b>【共通】</b><br>汎用的能力要素（到達目標）及び学修成果          | <b>【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）</b><br>1) 主体的に、自らを律して行動するとともに、目標実現のために協調・協働して行動できる。<br>2) 社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使できるとともに、自己の良心と社会の規範やルールに則って行動し、社会の発展のために積極的に関与できる。<br>3) 生涯にわたって自律・自立して学習できる。  |
|   | <b>【教養ある社会人としての基礎力】（知識・理解）</b><br>1) 専攻する特定の学問分野における知識を体系的に理解できるとともに、それを外部的視点でとらえ返し、自己と関連づけ理解することができる。<br>2) 多文化・異文化に関する知識の理解ができる。<br>3) 人類文化、社会、自然に関する知識の理解ができる。   |
|   | <b>【社会人としての汎用的能力】（技能・表現）</b><br>1) 確かな日本語に加え、一つ以上の外国語を用いて、読み、書き、話すことができる。<br>2) 自然や社会現象について、図表等のシンボルを用いて分析、理解、表現することができる。<br>3) 情報や知識を複眼的、論理的に分析・表現することを通して、問題を発見し、その解決に必要な情報を収集、分析、整理し、その問題に的確に対応できるとともに、それらを ICT を用いて、表現・伝達することができる。  |
|   | <b>【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）</b><br>1) 地域での実践活動をもとに、主体的・自立的に行動できる確かな人間力としての態度や志向性を総合的に活用し、地域課題を解決するための行動ができる。<br>2) 地域での実践活動をもとに、教養ある専門職としての基礎力である知識や理解を総合的に活用し、地域課題を解決へとつなぐことができる。<br>3) 獲得した知識、技能、態度、志向性を総合的に活用し、実践活動から課題を見出し、新しい価値を創造することを通じて、地域課題を解決することができる。  |
| <b>【心理カウンセリング学科】</b><br>専門的能力要素（到達目標）及び学修成果 | <b>【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）</b><br>1) 心理専門職の社会的使命と職業倫理について理解している。<br>・心理専門職の守秘義務を含む職業倫理を理解できる。<br>・心理専門職が担う社会的役割について理解できる。<br>2) 人の心や行動、地域社会で生じる事象に関心が持てる。<br>・新聞や書物を通して社会に関心を待つことができる。<br>3) 子どもや子どもを取り巻く人材に共感的態度を持って行動することができる。<br>・相手の立場を理解し、共感的態度がとれる。   |
|   | <b>【教養ある専門職業人としての基礎力】（知識・理解）</b><br>1) 心理学諸領域に関する基礎知識を習得している。<br>・基礎心理学、及び心理学の研究方法に関する基礎知識を習得できる。<br>2) 臨床心理学の基礎理論、およびその各種技法について理解している。<br>・カウンセリングの基礎理論を理解できる。<br>・言語的・非言語的心理療法について理解できる。<br>3) 臨床心理学の近接諸領域に関する基礎知識を習得している。<br>・心理学の近接領域である医学、教育、福祉の基礎知識を習得できる。  |
|   | <b>【専門職業人としての汎用的能力】（技能・表現）</b><br>1) 専門職業人にふさわしいコミュニケーション技能を習得している。<br>・自己理解・他者理解を深めることができる。<br>・他者と信頼関係を結ぶためのコミュニケーションスキルを習得できる。<br>2) 心理的諸問題に関心を示し、自らの見解を述べることができる。<br>・情報収集、及びその分析を適切に行うことができる。<br>・自らの考えを論理的に述べることができる。<br>3) 臨床心理実践現場で求められる専門的技能の基礎を身につけることができる。<br>・事象や意思を正しい文章や適切な表現方法で伝えることができる。<br>・報告・連絡・相談ができる。                                      |
|   | <b>【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）</b><br>1) 子どもの実情を把握し、心理的課題を推察することができる。<br>・子どもの心身の発達状況を把握することができる。<br>・子どもの発達の状況から、個が有する課題が何かを推察することができる。<br>2) 心理的課題に目を向け、地域の現状に応じた支援体制について考えることができる。<br>・子ども一人一人がおかれている状況に応じた支援体制を考えることができる。<br>3) 心理学の基礎知識を基に、地域支援に必要な行動力を身につけることができる。<br>・地域支援の現状を知るために、フィールドワークを計画的に実施することができる。<br>・フィールドワークを基に地域支援に必要な行動力について考えることができる。 |

2019年度 科目系統図 共通教育科目



全学

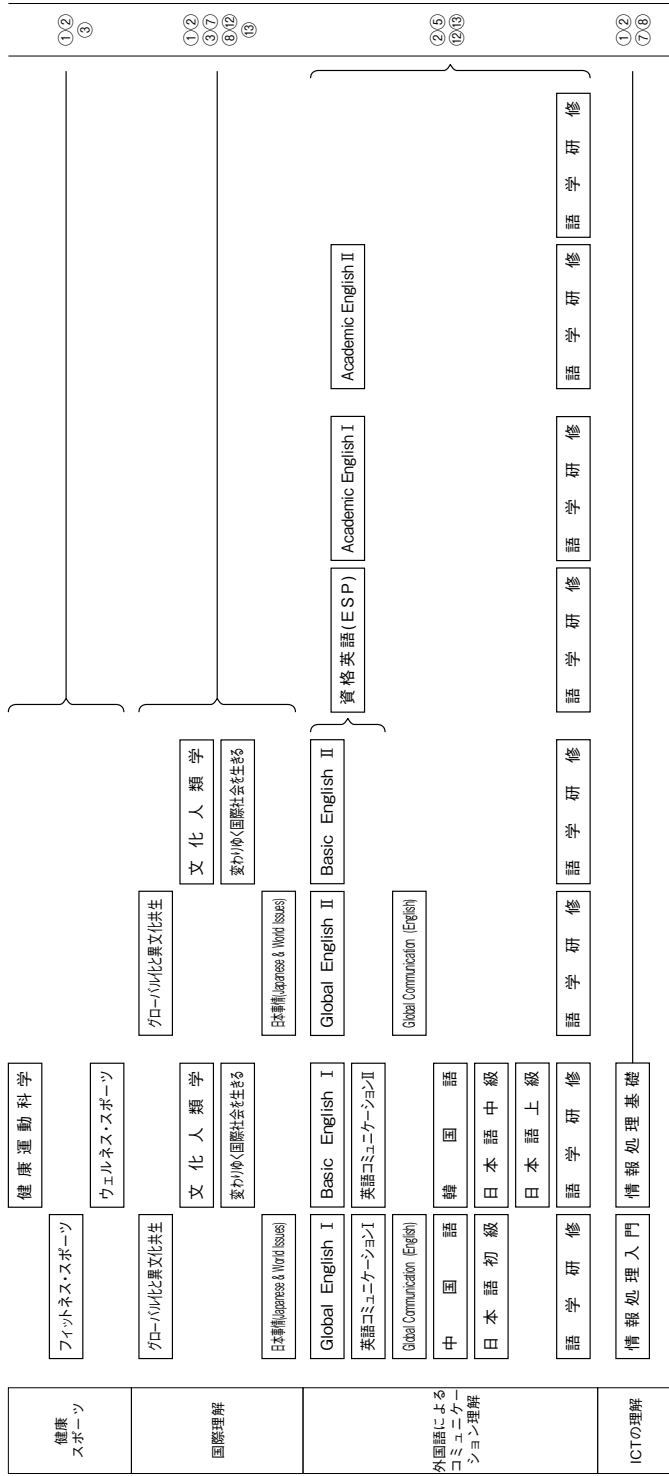
DP#

- ①②
- ③④
- ⑥⑨
- ⑭

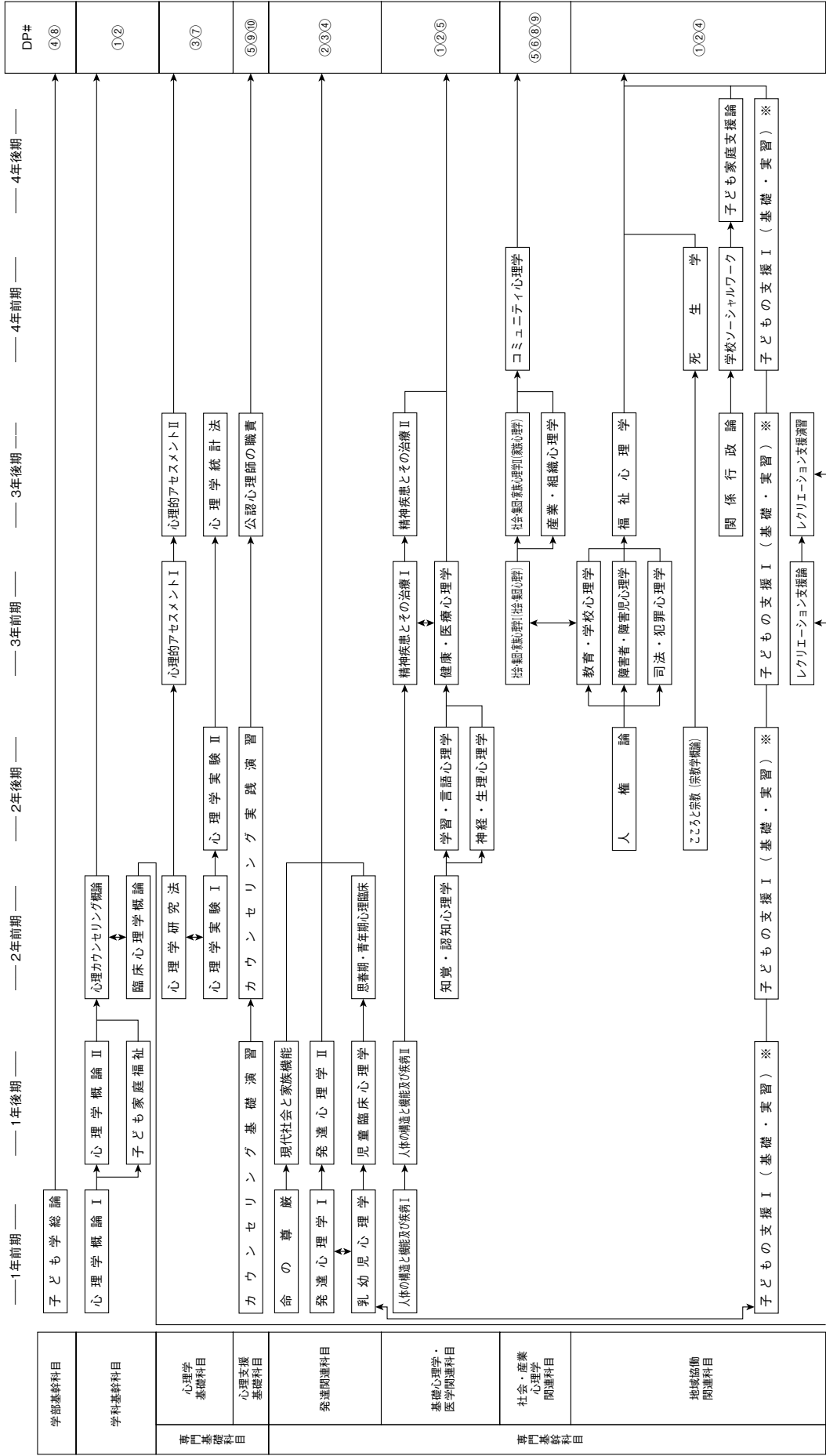
- ③⑩
- ⑬

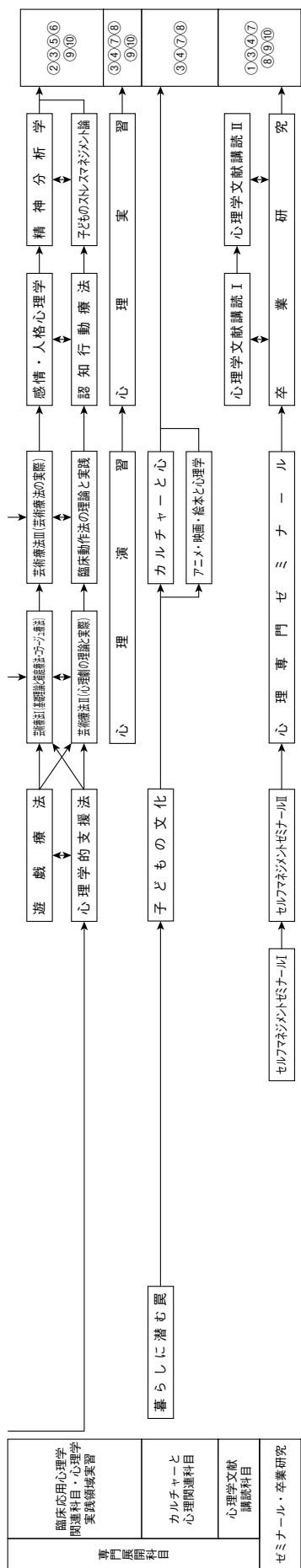
- ②③
- ⑥⑦
- ⑧⑨

- ②③
- ⑥⑦
- ⑫⑬



2019年度 科目系統図 心理カウンセリング学科 専門教育科目





※ 「子どもの支援Ⅰ(基礎・実習)」は、1～4年生のどの学年でも履修できる。

## 心理カウンセリング学科 共通教育科目

|   |                  |   |          |
|---|------------------|---|----------|
| A | 建学の精神・教育理念に基づく科目 | E | 語学       |
| B | 人文・社会科学          | F | 健康スポーツ科学 |
| C | 自然科学             | G | 複合領域、その他 |
| D | 情報               |   |          |

| 学 科 目                 | 授 業 科 目                        | ナンバリング   | 単位数      |     | 配 当 年 次 |     |     |     | 卒 業 要 件 |  |
|-----------------------|--------------------------------|----------|----------|-----|---------|-----|-----|-----|---------|--|
|                       |                                |          | 必 修      | 選 択 | 1 年     | 2 年 | 3 年 | 4 年 |         |  |
|                       |                                |          |          |     | 前 後     | 前 後 | 前 後 | 前 後 |         |  |
| キャリア形成                | あすなろうⅠ基礎(初年次教育含)               | CE_A1_01 | 2        |     | ○       |     |     |     |         | 必修科目 8 単位及び<br>選択科目より 10 単位<br>以上選択必修。(ただ<br>し、「日本語初級」、「日<br>本語中級」及び「日<br>本語上級」は留学生<br>対象科目とする。) |
|                       | あすなろうⅡ応用(地域課題)                 | CE_A2_01 | 2        |     |         | ○   | ○   | ○   |         |  |
|                       | あすなろうⅢ地域協働(インターンシップ)           | CE_A3_01 | 2        |     |         | ○   | ○   | ○   |         |  |
| 地域連携・<br>学部間連携基礎      | 生活支援                           | CE_B1_01 | 2        | ○   |         |     |     |     |         |  |
|                       | 地域連携                           | CE_B1_02 | 2        |     | ○       |     |     |     |         |  |
| 人間と文化                 | 心理学入門                          | CE_B1_03 | 2        |     | ○       | ○   |     |     |         |  |
|                       | 現代社会と倫理                        | CE_B1_04 | 2        | ○   |         | ○   |     |     |         |  |
|                       | 人間論と現代思想                       | CE_B1_05 | 2        |     | ○       | ○   |     |     |         |  |
|                       | 文学と言語                          | CE_B1_06 | 2        | ○   |         | ○   |     |     |         |  |
|                       | 生涯学習論                          | CE_B1_07 | 2        |     | ○       | ○   |     |     |         |  |
|                       | 肥前の歴史と文化                       | CE_B1_08 | 2        |     | ○       | ○   |     |     |         |  |
|                       | 脳と認知科学                         | CE_C1_01 | 2        |     | ○       | ○   |     |     |         |  |
|                       | 法学                             | CE_B1_09 | 2        | ○   |         | ○   |     |     |         |  |
|                       | 日本国憲法                          | CE_B1_10 | 2        |     | ○       | ○   |     |     |         |  |
|                       | くらしの科学                         | 多文化社会学   | CE_B1_11 | 2   | ○       |     | ○   |     |         |  |
| くらしと経済                |                                | CE_B1_12 | 2        | ○   |         | ○   |     |     |         |  |
| ジェンダー論                |                                | CE_B1_13 | 2        |     | ○       | ○   |     |     |         |  |
| 生命のしくみ                |                                | CE_C1_02 | 2        | ○   |         | ○   |     |     |         |  |
| 生物と環境                 |                                | CE_C1_03 | 2        |     | ○       | ○   |     |     |         |  |
| 身近な生活の化学              |                                | CE_C1_04 | 2        | ○   |         | ○   |     |     |         |  |
| 統計学の基礎                |                                | CE_C1_05 | 2        | ○   |         | ○   |     |     |         |  |
| 身近な世界の物理学             |                                | CE_C1_06 | 2        | ○   |         | ○   |     |     |         |  |
| 地球環境科学                | CE_C1_07                       | 2        |          | ○   | ○       |     |     |     |         |  |
| 健康スポーツ                | 健康運動科学                         | CE_F1_01 | 2        |     | ○       |     |     |     |         |  |
|                       | フィットネス・スポーツ                    | CE_F1_02 | 1        |     | ○       |     |     |     |         |  |
|                       | ウェルネス・スポーツ                     | CE_F1_03 | 1        |     | ○       |     |     |     |         |  |
| 国際理解                  | グローバル化と異文化共生                   | CE_B1_14 | 2        | ○   |         | ○   |     |     |         |  |
|                       | 文化人類学                          | CE_B1_15 | 2        |     | ○       | ○   |     |     |         |  |
|                       | 変わりゆく国際社会を生きる                  | CE_B1_16 | 2        |     | ○       | ○   |     |     |         |  |
|                       | 日本事情 (Japanese & World Issues) | CE_G1_01 | 2        | ○   |         | ○   |     |     |         |  |
| 外国語による<br>コミュニケーション理解 | Basic English I                | CE_E1_01 | 1        |     | ○       |     |     |     |         |  |
|                       | Basic English II               | CE_E2_01 | 1        |     |         | ○   |     |     |         |  |
|                       | Global English I               | CE_E1_02 | 1        |     | ○       |     |     |     |         |  |
|                       | Global English II              | CE_E2_02 | 1        |     |         | ○   |     |     |         |  |
|                       | Academic English I             | CE_E3_01 | 1        |     |         |     | ○   |     |         |  |
|                       | Academic English II            | CE_E3_02 | 1        |     |         |     |     | ○   |         |  |
|                       | 英語コミュニケーションⅠ                   | CE_E1_03 | 1        | ○   |         |     |     |     |         |  |
|                       | 英語コミュニケーションⅡ                   | CE_E1_04 | 1        |     | ○       |     |     |     |         |  |
|                       | Global Communication (English) | CE_E2_03 | 2        | ○   |         | ○   |     |     |         |  |
|                       | 資格英語 (ESP)                     | CE_E2_04 | 1        |     |         |     | ○   |     |         |  |
|                       | 中国語                            | CE_E1_05 | 1        | ○   |         |     |     |     |         |  |
|                       | 韓国語                            | CE_E1_06 | 1        |     | ○       |     |     |     |         |  |
|                       | 日本語初級                          | CE_E1_07 | 1        | ○   |         |     |     |     |         |  |
|                       | 日本語中級                          | CE_E2_05 | 1        |     | ○       |     |     |     |         |  |
| 日本語上級                 | CE_E3_04                       | 1        |          | ○   |         |     |     |     |         |  |
| 語学研修                  | CE_E2_06                       | 1        | ○        | ○   | ○       | ○   | ○   | ○   |         |  |
| ICT の理解               | 情報処理入門                         | CE_D1_01 | 1        |     | ○       |     |     |     |         |  |
|                       | 情報処理基礎                         | CE_D2_01 | 1        |     | ○       |     |     |     |         |  |
| 計                     |                                |          | 10       | 67  |         |     |     |     |         |  |

|   |                  |
|---|------------------|
| A | 建学の精神・教育理念に基づく科目 |
| B | 人文・社会科学          |
| C | 自然科学             |
| D | 複合領域、その他         |

# 心理カウンセリング学科 専門教育科目

| 学 科 目          | 授 業 科 目              | ナンバリング                 | 講義<br>形 態 | 単位数    |        | 学年配当 (単位数)  |             |             |             |             |             |             |             | 卒業要件 | 資格選択必修                |                  |   |   |
|----------------|----------------------|------------------------|-----------|--------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|-----------------------|------------------|---|---|
|                |                      |                        |           | 必<br>修 | 選<br>択 | 1<br>年<br>前 | 1<br>年<br>後 | 2<br>年<br>前 | 2<br>年<br>後 | 3<br>年<br>前 | 3<br>年<br>後 | 4<br>年<br>前 | 4<br>年<br>後 |      | 公<br>認<br>心<br>理<br>師 | 定<br>心<br>理<br>士 |   |   |
| 学部基幹科目         | 子ども学総論               | PC_A1_01               | 講義        | 2      |        | 2           |             |             |             |             |             |             |             |      |                       |                  |   |   |
| 学科基幹科目         | 心理学概論Ⅰ               | PC_B1_01               | 講義        | 2      |        | 2           |             |             |             |             |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                | 心理学概論Ⅱ               | PC_B1_02               | 講義        | 2      |        | 2           |             |             |             |             |             |             |             |      |                       |                  | ◎ |   |
|                | 子ども家庭福祉              | PC_B1_03               | 講義        | 2      |        | 2           |             |             |             |             |             |             |             |      |                       |                  |   | ◎ |
|                | 心理カウンセリング概論          | PC_B1_09               | 講義        | 2      |        | 2           |             |             |             |             |             |             |             |      |                       |                  |   | ◎ |
|                | 臨床心理学概論              | PC_B1_10               | 講義        | 2      |        | 2           |             |             |             |             |             |             |             |      |                       |                  |   | ◎ |
| 小 計            |                      |                        |           | 12     | 0      | 4           | 4           | 4           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |      |                       |                  |   |   |
| 専門基礎科目         | 心理学<br>基礎科目          | 心理学研究法                 | PC_B1_11  | 講義     | 2      |             |             | 2           |             |             |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 心理学実験Ⅰ                 | PC_B1_12  | 演習     | 2      |             |             | 2           |             |             |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 心理学実験Ⅱ                 | PC_B2_03  | 演習     | 2      |             |             | 2           |             |             |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 心理学統計法                 | PC_B2_08  | 講義     | 2      |             |             |             |             | 2           |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 心理的アセスメントⅠ             | PC_B2_09  | 講義     | 2      |             |             |             |             | 2           |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                | 心理的アセスメントⅡ           | PC_B3_01               | 講義        | 2      |        |             |             |             | 2           |             |             |             |             |      |                       | ◎                | ◎ |   |
|                | 心理支援<br>基礎科目         | カウンセリング基礎演習            | PC_B4_01  | 演習     | 1      |             | →1          |             |             |             |             |             |             |      |                       |                  |   |   |
|                |                      | カウンセリング実践演習            | PC_B4_02  | 演習     | 2      |             |             |             | →2          |             |             |             |             |      |                       |                  |   |   |
|                |                      | 公認心理師の職責               | PC_B3_02  | 講義     | 2      |             |             |             |             |             | 2           |             |             |      |                       |                  | ◎ |   |
| 小 計            |                      |                        |           | 7      | 10     | 0           | 1           | 4           | 4           | 2           | 6           | 0           | 0           |      |                       |                  |   |   |
| 専門基幹科目         | 発達関連科目               | 命の尊厳                   | PC_B1_04  | 講義     | 2      | 2           |             |             |             |             |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 現代社会と家族機能              | PC_B1_05  | 講義     | 2      |             | 2           |             |             |             |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 発達心理学Ⅰ                 | PC_B1_06  | 講義     | 2      | 2           |             |             |             |             |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 発達心理学Ⅱ                 | PC_B1_07  | 講義     | 2      |             | 2           |             |             |             |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 乳幼児心理学                 | PC_B2_01  | 講義     | 2      | 2           |             |             |             |             |             |             |             |      |                       |                  |   | ◎ |
|                |                      | 児童臨床心理学                | PC_B2_02  | 講義     | 2      |             | 2           |             |             |             |             |             |             |      |                       |                  |   | ◎ |
|                |                      | 思春期・青年期心理臨床            | PC_B2_04  | 講義     | 2      |             | 2           |             |             |             |             |             |             |      |                       |                  |   | ◎ |
|                | 基礎心理学・<br>医学関連科目     | 人体の構造と機能及び疾病Ⅰ          | PC_C1_01  | 講義     | 2      | 2           |             |             |             |             |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 人体の構造と機能及び疾病Ⅱ          | PC_C1_02  | 講義     | 2      |             | 2           |             |             |             |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 知覚・認知心理学               | PC_B1_13  | 講義     | 2      |             |             | 2           |             |             |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 学習・言語心理学               | PC_B1_14  | 講義     | 2      |             |             |             | 2           |             |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 神経・生理心理学               | PC_B1_15  | 講義     | 2      |             |             |             | 2           |             |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 健康・医療心理学               | PC_B2_10  | 講義     | 2      |             |             |             |             | 2           |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 精神疾患とその治療Ⅰ             | PC_C1_03  | 講義     | 2      |             |             |             |             | 2           |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                | 精神疾患とその治療Ⅱ           | PC_C2_04               | 講義        | 2      |        |             |             |             |             | 2           |             |             |             |      |                       | ◎                | ◎ |   |
|                | 社会・産業<br>心理学<br>関連科目 | 社会・集団・家族心理学Ⅰ(社会・集団心理学) | PC_B1_18  | 講義     | 2      |             |             |             |             | 2           |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 社会・集団・家族心理学Ⅱ(家族心理学)    | PC_B3_03  | 講義     | 2      |             |             |             |             |             | 2           |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 産業・組織心理学               | PC_B2_11  | 講義     | 2      |             |             |             |             |             |             | 2           |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                | 地域協働<br>関連科目         | コミュニティ心理学              | PC_B3_09  | 講義     | 2      |             |             |             |             |             |             | 2           |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 教育・学校心理学               | PC_B3_04  | 講義     | 2      |             |             |             |             | 2           |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 障害者・障害児心理学             | PC_B2_12  | 講義     | 2      |             |             |             |             | 2           |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 司法・犯罪心理学               | PC_B3_05  | 講義     | 2      |             |             |             |             | 2           |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 福祉心理学                  | PC_B2_13  | 講義     | 2      |             |             |             |             |             |             | 2           |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 関係行政論                  | PC_B3_06  | 講義     | 2      |             |             |             |             |             |             | 2           |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | こころと宗教(宗教学概論)          | PC_B1_16  | 講義     | 2      |             |             |             | 2           |             |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 人権論                    | PC_B2_05  | 講義     | 2      |             |             |             | 2           |             |             |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
|                |                      | 死生学                    | PC_B3_10  | 講義     | 2      |             |             |             |             |             | 2           |             |             |      |                       |                  | ◎ | ◎ |
| 学校ソーシャルワーク     |                      | PC_D2_02               | 講義        | 2      |        |             |             |             |             |             | 2           |             |             |      |                       | ◎                | ◎ |   |
| レクリエーション支援論    |                      | PC_B1_19               | 講義        | 2      |        |             |             |             |             | 2           |             |             |             |      |                       | ◎                | ◎ |   |
| 子ども家庭支援論       |                      | PC_D2_03               | 講義        | 2      |        |             |             |             |             |             |             |             | 2           |      |                       | ◎                | ◎ |   |
| 子どもの支援Ⅰ(基礎・実習) | PC_D2_01             | 実習                     | 2         |        |        |             |             |             |             |             |             |             |             |      | ◎                     | ◎                |   |   |

履修関係

| 学 科 目            | 授 業 科 目             | ナンバリング                   | 講義<br>形態 | 単位数 |    | 学年配当 (単位数) |         |         |         |         |         |         |         | 卒業要件 | 資格選択必修   |           |  |
|------------------|---------------------|--------------------------|----------|-----|----|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|--|-----------|--|
|                  |                     |                          |          | 必修  | 選択 | 1年<br>前    | 1年<br>後 | 2年<br>前 | 2年<br>後 | 3年<br>前 | 3年<br>後 | 4年<br>前 | 4年<br>後 |      | 公認<br>心理師  | 認定<br>心理士 |  |
| 専門展開科目           | 臨床応用<br>心理学<br>関連科目 | 心理学的支援法                  | PC_B2_06 | 講義  | 2  |            |         |         | 2       |         |         |         |         |      | 専門基幹<br>科目及び<br>専門展開<br>科目の選<br>択科目よ<br>り69単<br>位以上選<br>択必修<br><br>そのうち、<br>10単位ま<br>では他学<br>部他学科<br>の専門教<br>育科目を<br>修得する<br>ことができ<br>る。 | ◎         |  |
|                  |                     | 遊戯療法                     | PC_B2_07 | 講義  | 2  |            |         |         | 2       |         |         |         |         |      |  |           |  |
|                  |                     | 芸術療法Ⅰ(基礎理論と箱庭療法・コラージュ療法) | PC_B2_14 | 講義  | 2  |            |         |         |         | 2       |         |         |         |      |  |           |  |
|                  |                     | 芸術療法Ⅱ(心理劇の理論と実際)         | PC_B2_15 | 演習  | 1  |            |         |         |         | 1       |         |         |         |      |  |           |  |
|                  |                     | 芸術療法Ⅲ(芸術療法の実際)           | PC_B3_07 | 演習  | 2  |            |         |         |         |         | 2       |         |         |      |  |           |  |
|                  |                     | 臨床動作法の理論と実践              | PC_B3_08 | 講義  | 2  |            |         |         |         |         | 2       |         |         |      |  |           |  |
|                  |                     | 認知行動療法                   | PC_B3_11 | 講義  | 2  |            |         |         |         |         |         | 2       |         |      |  | ○         |  |
|                  |                     | 感情・人格心理学                 | PC_B3_12 | 講義  | 2  |            |         |         |         |         |         | 2       |         |      |  | ◎         |  |
|                  |                     | 精神分析学                    | PC_B3_13 | 講義  | 2  |            |         |         |         |         |         |         | 2       |      |  | ○         |  |
|                  |                     | 子どものストレスマネジメント論          | PC_B3_14 | 講義  | 2  |            |         |         |         |         |         |         | 2       |      |  |           |  |
|                  | 心理演習                | PC_B4_03                 | 演習       | 2   |    |            |         |         |         | →2      |         |         |         | ◎    |  |           |  |
|                  | 心理学実践<br>領域実習       | 心理実習                     | PC_B4_04 | 実習  | 2  |            |         |         |         |         |         | →2      |         |      |  | ◎         |  |
|                  | 心理学文献<br>講読科目       | 心理学文献講読Ⅰ                 | PC_B3_15 | 講義  | 2  |            |         |         |         |         |         | 2       |         |      |  |           |  |
| 心理学文献講読Ⅱ         |                     | PC_B3_16                 | 講義       | 2   |    |            |         |         |         |         |         | 2       |         |      |  |           |  |
| カルチャーと<br>心理関連科目 | 子どもの文化              | PC_B1_17                 | 講義       | 2   |    |            |         | 2       |         |         |         |         |         |      |  |           |  |
|                  | カルチャーと心             | PC_B1_21                 | 講義       | 1   |    |            |         |         |         |         | 1       |         |         |      |  |           |  |
|                  | アニメ・映画・絵本と心理学       | PC_B1_22                 | 講義       | 1   |    |            |         |         |         |         | 1       |         |         |      |  |           |  |
|                  | 暮らしに潜む畏             | PC_B1_08                 | 講義       | 1   | 1  |            |         |         |         |         |         |         |         |      |  |           |  |
| 小 計              |                     |                          |          |     | 4  | 92         | 9       | 8       | 4       | 14      | 17      | 20      | 12      | 10   |  |           |  |
| ゼミナール            | セルフマネジメントゼミナールⅠ     | PC_D4_01                 | 演習       | 1   |    |            |         | 1       |         |         |         |         |         | 必 修  |  |           |  |
|                  | セルフマネジメントゼミナールⅡ     | PC_D4_02                 | 演習       | 1   |    |            |         |         | 1       |         |         |         |         |      |  |           |  |
|                  | 心理専門ゼミナール           | PC_D4_03                 | 演習       | 2   |    |            |         |         |         | →2      |         |         |         |      |  |           |  |
| 卒業研究             | 卒業研究                | PC_D4_04                 | 演習       | 4   |    |            |         |         |         |         |         | →4      |         |      |  |           |  |
| 小 計              |                     |                          |          |     | 8  | 0          | 0       | 0       | 1       | 1       | 0       | 2       | 0       | 4    |  |           |  |
| 合 計              |                     |                          |          |     | 31 | 102        | 13      | 13      | 13      | 19      | 19      | 28      | 12      | 14   |  |           |  |

注1) 配当年次については、変更となる場合もあります。



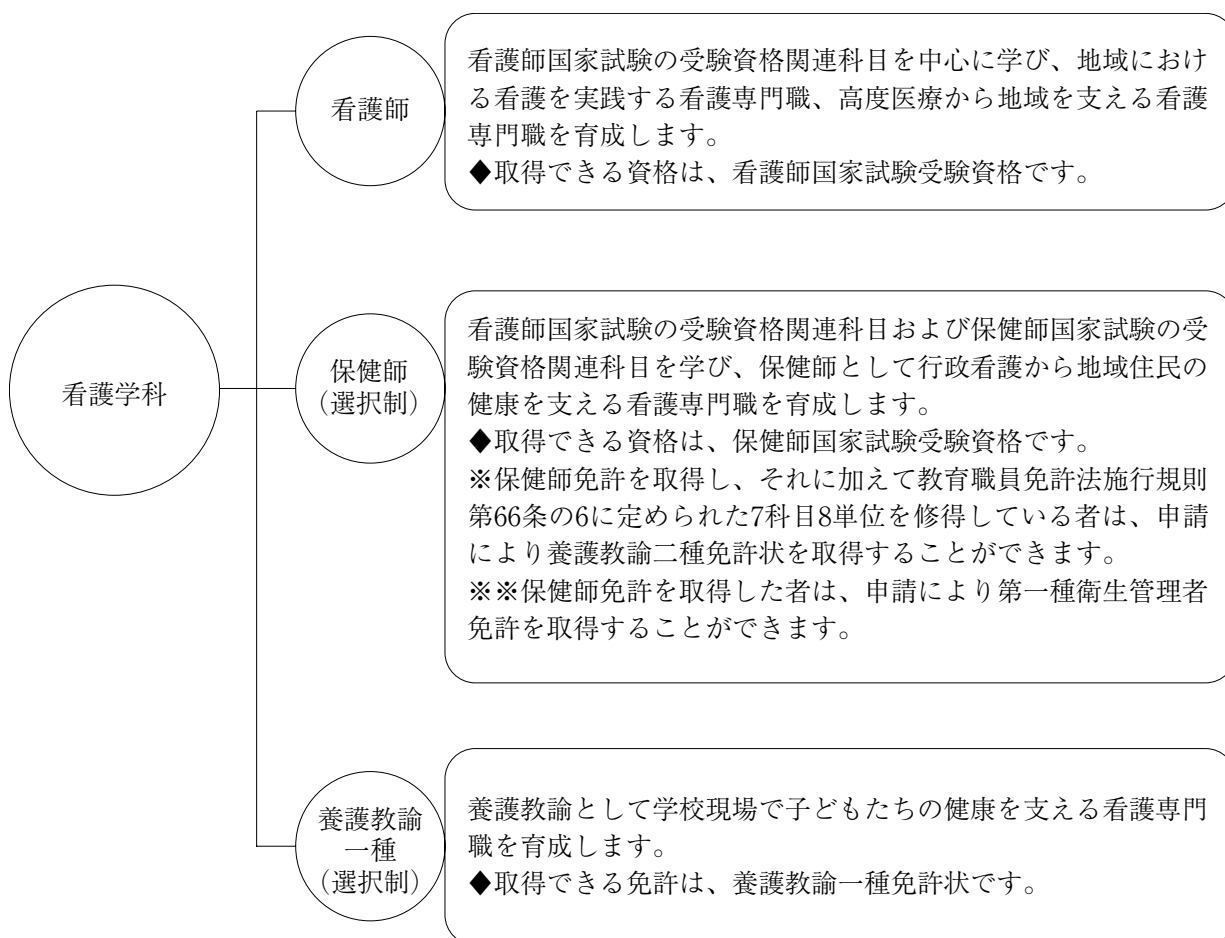


## 看護学部 看護学科

看護学科では、人に対する思いやりを持ち、対象となる人々が、その人らしく地域で生きることを支えるために必要な倫理観、科学的に裏付けされた専門知識と判断力を身につけ、関連職種と連携しながら、看護実践ができる看護専門職を育成します。

卒業時の学習到達目標は次の通りです。

- 看護学を核として、地域で生活する人々を支援するために必要な基盤である「共通教育科目」「いのちの科学」「保健医療福祉介護の仕組み」に関する知識について総合的に理解している。
- 高い倫理観に基づき、対象となる人々の生命の尊厳と権利を擁護できる。
- 多様な対象の特性や状態を理解したうえで、科学的な知識に基づいたアセスメントができる。
- 対象となる人々や関連職種との信頼関係を築くことのできるコミュニケーション能力を身につけている。
- 対象となる人々や家族の健康課題を把握し、その人らしく地域で生きるために必要な資源について考え、科学的根拠に基づく看護を実践するための能力がある。
- 健康の回復、保持増進、疾病予防のために必要な看護援助が実践できる。
- 保健・医療・福祉・教育分野のチームの一員として、主体的に活動できる姿勢が身についている。
- 看護専門職として学び続け、看護の発展や地域社会に貢献しようとする姿勢が身についている。



\* 保健師国家試験受験資格取得と養護教諭一種免許状取得に係る科目の同時履修はできません。

学修到達目標と学修成果（看護学科）

履修関係

【共通】汎用的能力要素（到達目標）及び学修成果

【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）

- 1) 主体的に、自らを律して行動するとともに、目標実現のために協調・協働して行動できる。
- 2) 社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使できるとともに、自己の良心と社会の規範やルールに則って行動し、社会の発展のために積極的に関与できる。
- 3) 生涯にわたって自律・自立して学習できる。

【教養ある社会人としての基礎力】（知識・理解）

- 1) 専攻する特定の学問分野における知識を体系的に理解できるとともに、それを外部的視点でとらえ返し、自己と関連づけ理解することができる。
- 2) 多文化・異文化に関する知識の理解ができる。
- 3) 人類文化、社会、自然に関する知識の理解ができる。

【社会人としての汎用的能力】（技能・表現）

- 1) 確かな日本語に加え、一つ以上の外国語を用いて、読み、書き、話すことができる。
- 2) 自然や社会現象について、図表等のシンボルを用いて分析、理解、表現することができる。
- 3) 情報や知識を複眼的、論理的に分析・表現することを通して、問題を発見し、その解決に必要な情報を収集、分析、整理し、その問題に的確に対応できるとともに、それらを ICT を用いて、表現・伝達することができる。

【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）

- 1) 地域での実践活動をもとに、主体的・自立的に行動できる確かな人間力としての態度や志向性を総合的に活用し、地域課題を解決するための行動ができる。
- 2) 地域での実践活動をもとに、教養ある専門職としての基礎力である知識や理解を総合的に活用し、地域課題を解決へとつなぐことができる。
- 3) 獲得した知識、技能、態度、志向性を総合的に活用し、実践活動から課題を見出し、新しい価値を創造することを通じて、地域課題を解決することができる。

【看護学科】専門的能力要素（到達目標）及び学修成果

【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）

- |   |   |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 看護の対象となる人々の尊厳と権利を擁護できる</li> <li>・多様な価値観・信条や生活背景を持つ人を尊重できる。</li> <li>・プライバシー保護や個人情報の保護ができる。</li> <li>・実施する看護について説明し同意を得ることができる。</li> <li>・相手の立場にたってケアを提供することができる。</li> <li>2) 援助的関係を形成する能力を身につけている</li> <li>・自己を分析し自己理解できる。</li> </ol> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護の対象となる人々と、適切な援助的コミュニケーションをとることができる。</li> <li>3) 生涯にわたり、継続して専門的能力の向上をめざすことができる</li> <li>・生涯にわたり、自己の看護実践過程や方法を振り返り、課題を見出すことができる。</li> <li>・課題解決のための自己評価と、管理を行う重要性が説明できる。</li> </ul> |
|---|---|

【教養ある専門職業人としての基礎力】（知識・理解）

- |  |   |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 看護の対象となる人々の健康レベルを、成長発達や個人・家族を踏まえてアセスメントできる</li> <li>・身体的、認知や感情・心理的な健康状態を査定できる。</li> <li>・成長発達による身体的・心理的・社会的変化を踏まえ、個人の生活を把握し、健康状態との関連を査定できる。</li> <li>・急激な健康破綻と回復過程にある人々、慢性疾患および慢性的な健康問題を有する人々、終末期にある人々への援助に必要な看護が理解できる。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>2) 健康の保持増進と疾病を予防する能力が身につけている</li> <li>・健康の保持増進・疾病予防のために必要な看護援助について説明できる。</li> <li>3) 社会の動向を踏まえて看護を創造するための基礎的能力が身につけている</li> <li>・疾病構造の変遷、疾病対策、医療対策の動向と看護の役割について説明できる。</li> <li>・国際化の動向に関心を寄せ、看護のあり方について考えられる。</li> </ol> |
|--|---|

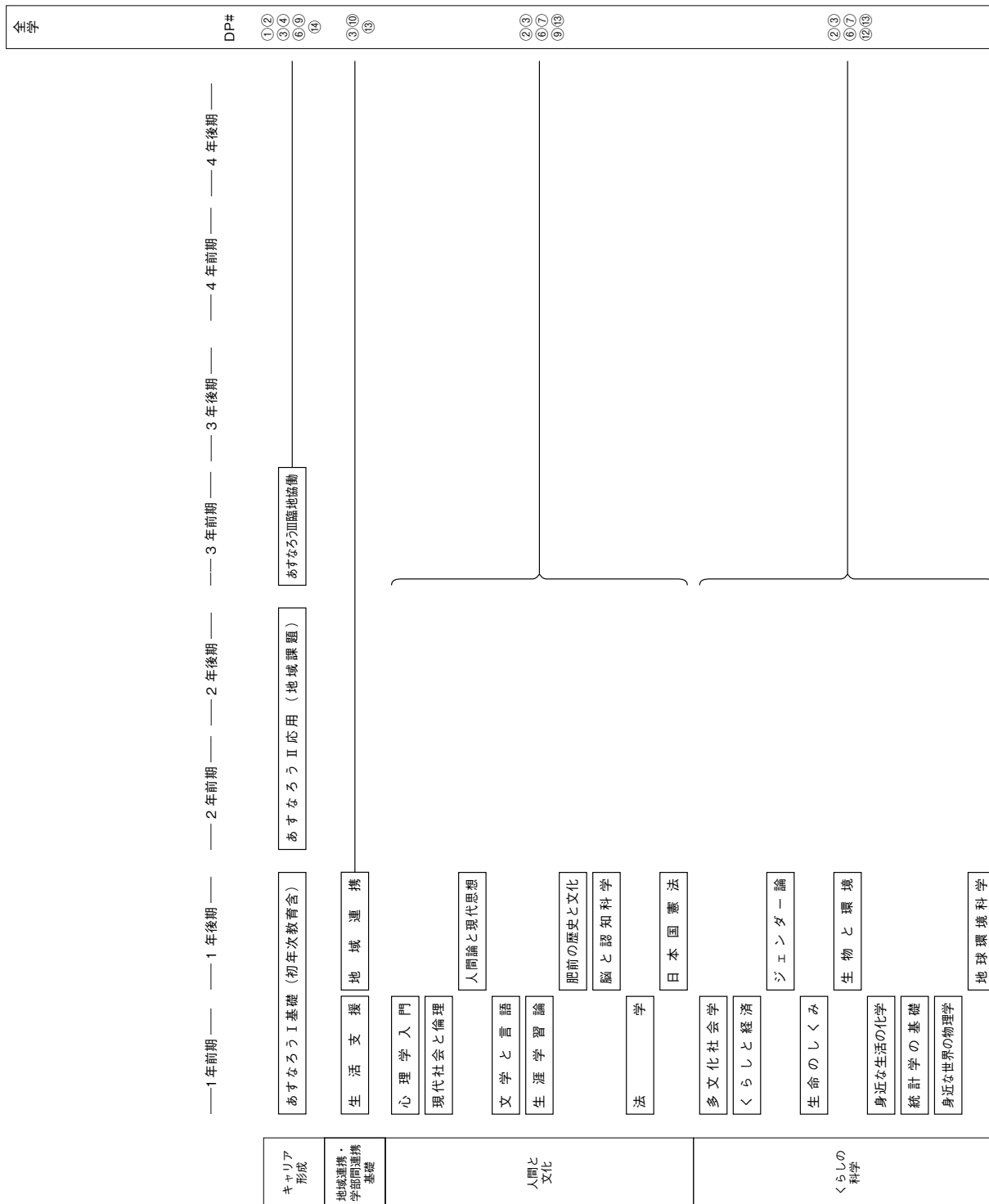
【専門職業人としての汎用的能力】（技能・表現）

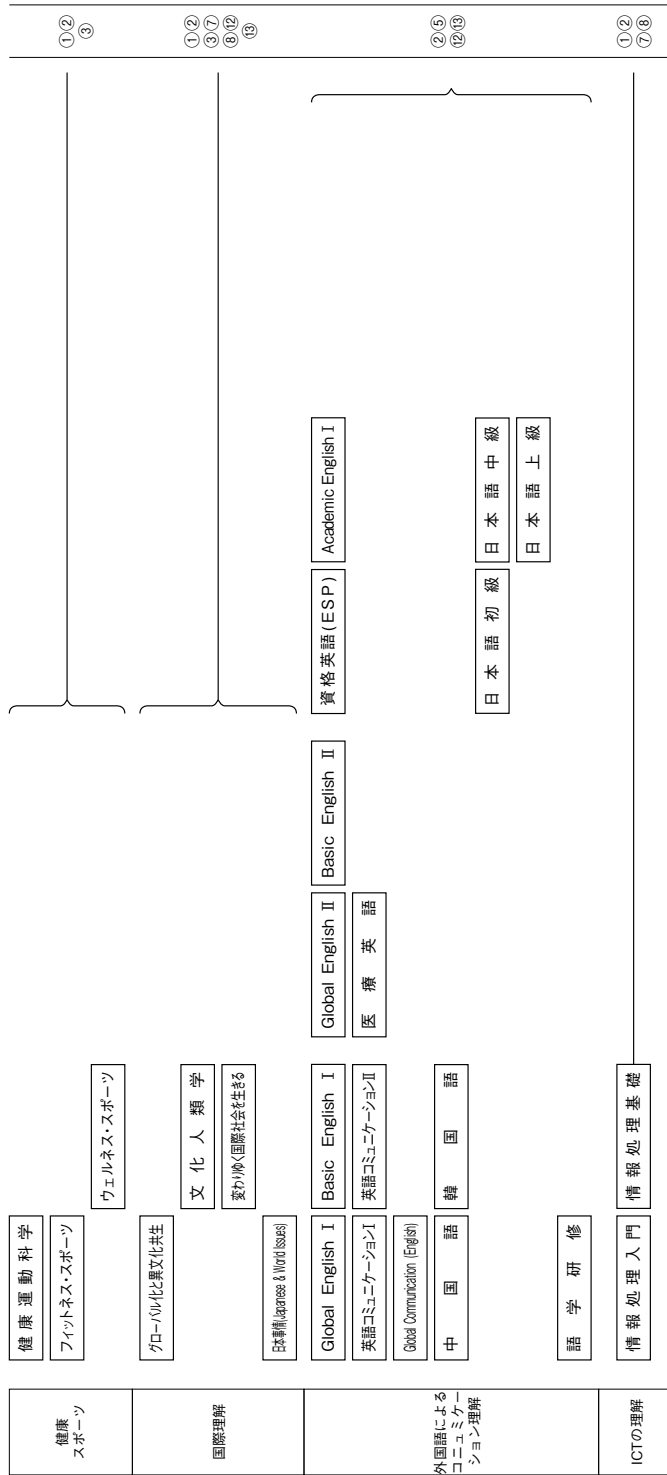
- |   |   |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 根拠に基づいた看護を提供することができる</li> <li>・看護実践において、理論的知識や先行研究の結果を活用できる。</li> <li>2) 計画的に看護を実践することができる</li> <li>・批判的思考、論理的思考を活用して適切な看護の方法を選択できる。</li> <li>・看護過程について理解し、実践に活用できる。</li> <li>・実施した看護について評価・修正・改善・記録できる。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>3) 看護援助技術を適切に実施できる</li> <li>・看護の対象者に安全な環境とケアを提供できる。</li> <li>・身体に働きかける看護技術援助を理解し、指導のもとで実施できる。</li> <li>・情動・認知・行動に働きかける看護技術援助を理解し、指導のもとで実施できる。</li> <li>・人的・物理的環境に働きかける看護技術援助を理解し、指導のもとで実施できる。</li> </ol> |
|---|---|

【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）

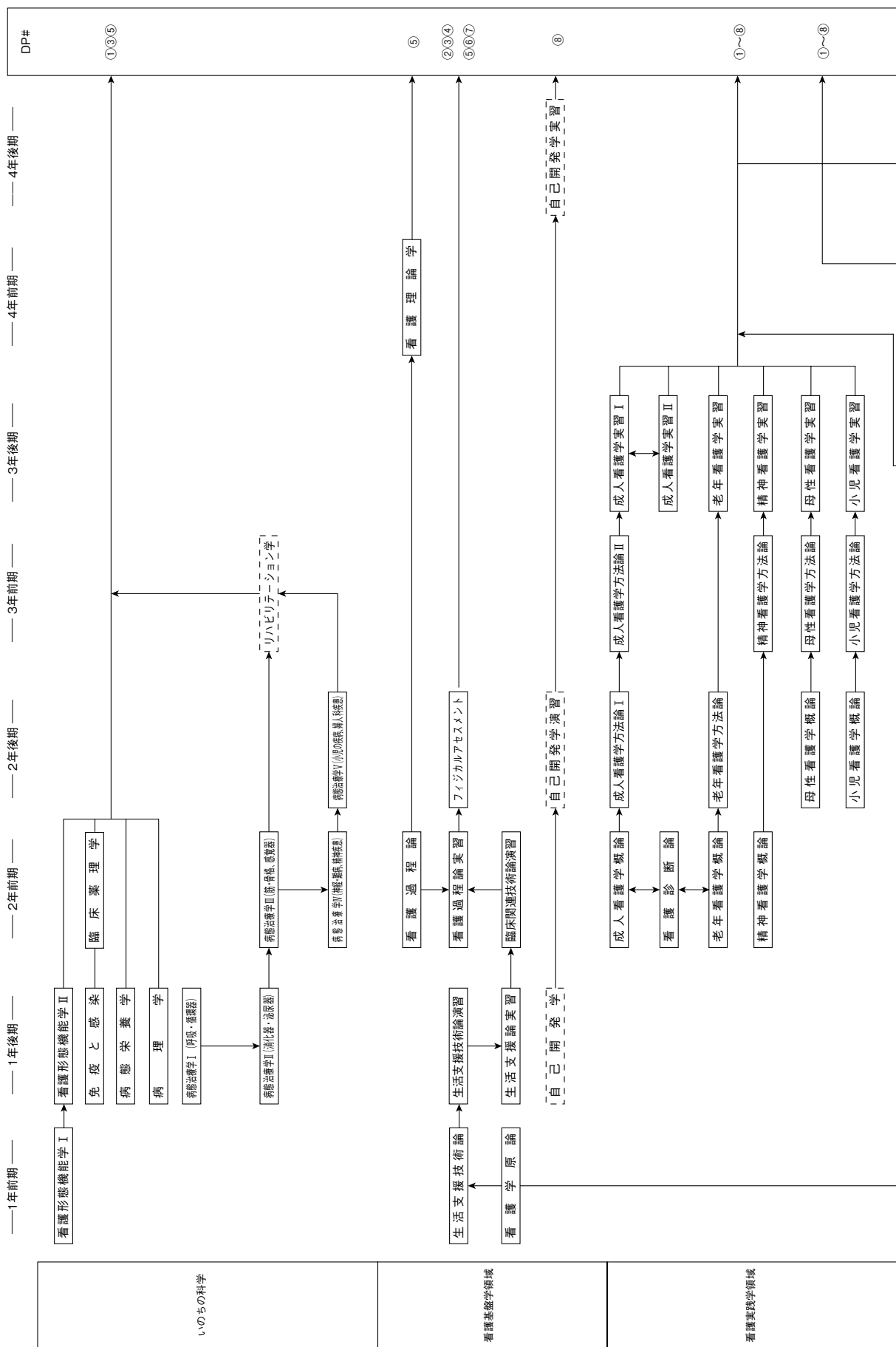
- |   |   |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地域ケアの構築と看護機能の充実を図ることができる</li> <li>・地域の特性や社会資源に関する資料・健康指標を活用して、地域の健康課題を把握できる。</li> <li>2) 医療・保健・福祉・教育における看護活動と、看護ケアの改善について考えることができる</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>3) 保健・医療・福祉・教育における協働と連携をする能力が身につけている</li> <li>・チームにおける看護および関連職種役割を理解し、対象者を中心とした協働のあり方について説明できる。</li> </ol> |
|---|---|

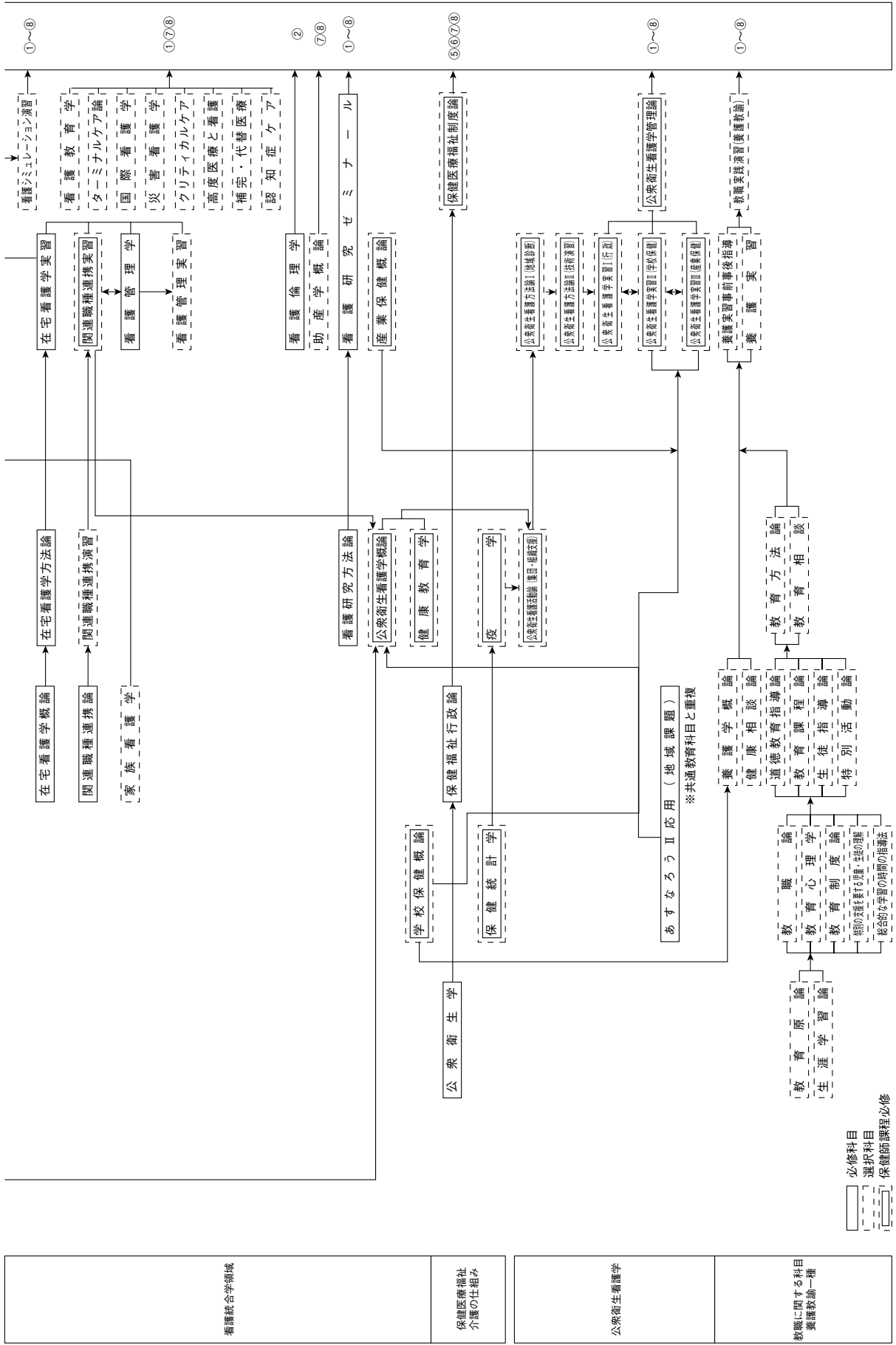
2019年度 科目系統図 看護学科 共通教育科目





2019年度 科目系統図 看護学科 専門教育科目





履修関係

|   |                  |   |          |
|---|------------------|---|----------|
| A | 建学の精神・教育理念に基づく科目 | E | 語学       |
| B | 人文・社会科学          | F | 健康スポーツ科学 |
| C | 自然科学             | G | 複合領域、その他 |
| D | 情報               |   |          |

## 看護学科 共通教育科目

| 学 科 目                 | 授 業 科 目                        | ナンバリング   | 単位数 |    | 配当年次 (単位数) |   |    |   |    |   |    |   | 卒業要件   | 資格必修選択区分 |     |     |   |
|-----------------------|--------------------------------|----------|-----|----|------------|---|----|---|----|---|----|---|--|----------|-----|-----|---|
|                       |                                |          | 必修  | 選択 | 1年         |   | 2年 |   | 3年 |   | 4年 |   |  | 看護師      | 保健師 | 養一種 |   |
|                       |                                |          |     |    | 前          | 後 | 前  | 後 | 前  | 後 | 前  | 後 |  |          |     |     |   |
| キャリア形成                | あすなろうⅠ 基礎 (初年次教育含)             | CE_A1_01 | 2   |    | ○          |   |    |   |    |   |    |   | 必修<br>5単位  |          | ○   |     |   |
|                       | あすなろうⅡ 応用 (地域課題)               | CE_A2_01 | 2   |    |            | ○ |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | あすなろうⅢ 臨地協働                    | CE_A3_02 | 1   |    |            |   |    | ○ |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
| 地域連携・<br>学部間連携基礎      | 生活支援                           | CE_B1_01 | 2   | ○  |            |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | 地域連携                           | CE_B1_02 | 2   |    | ○          |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
| 人間と文化                 | 心理学入門                          | CE_B1_03 | 2   | ○  |            |   |    |   |    |   |    |   | 必修<br>4単位<br>および<br>4単位<br>以上<br>選択必修  | ○        |     |     |   |
|                       | 現代社会と倫理                        | CE_B1_04 | 2   | ○  |            |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | 人間論と現代思想                       | CE_B1_05 | 2   |    | ○          |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | 文学と言語                          | CE_B1_06 | 2   | ○  |            |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | 生涯学習論                          | CE_B1_07 | 2   | ○  |            |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     | ○ |
|                       | 肥前の歴史と文化                       | CE_B1_08 | 2   |    | ○          |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | 脳と認知科学                         | CE_C1_01 | 2   |    | ○          |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | 法学                             | CE_B1_09 | 2   | ○  |            |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
| 日本国憲法                 | CE_B1_10                       | 2        |     | ○  |            |   |    |   |    |   |    |   |  | ※        | ○   |     |   |
| くらしの科学                | 多文化社会学                         | CE_B1_11 | 2   | ○  |            |   |    |   |    |   |    |   | 必修<br>4単位<br>および<br>4単位<br>以上<br>選択必修  |          |     |     |   |
|                       | くらしと経済                         | CE_B1_12 | 2   | ○  |            |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | ジェンダー論                         | CE_B1_13 | 2   |    | ○          |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | 生命のしくみ                         | CE_C1_02 | 2   | ○  |            |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | 生物と環境                          | CE_C1_03 | 2   |    | ○          |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | 身近な生活の化学                       | CE_C1_04 | 2   | ○  |            |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | 統計学の基礎                         | CE_C1_05 | 2   | ○  |            |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | 身近な世界の物理学                      | CE_C1_06 | 2   | ○  |            |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
| 地球環境科学                | CE_C1_07                       | 2        |     | ○  |            |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
| 健康スポーツ                | 健康運動科学                         | CE_F1_01 | 2   | ○  |            |   |    |   |    |   |    |   |  |          | ※   | ○   |   |
|                       | フィットネス・スポーツ                    | CE_F1_02 | 1   |    | ○          |   |    |   |    |   |    |   |  |          | ※   | ○   |   |
|                       | ウェルネス・スポーツ                     | CE_F1_03 | 1   |    | ○          |   |    |   |    |   |    |   |  |          | ※   | ○   |   |
| 国際理解                  | グローバル化と異文化共生                   | CE_B1_14 | 2   | ○  |            |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | 文化人類学                          | CE_B1_15 | 2   |    | ○          |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | 変わりゆく国際社会を生きる                  | CE_B1_16 | 2   |    | ○          |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | 日本事情 (Japanese & World Issues) | CE_G1_01 | 2   | ○  |            |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
| 外国語による<br>コミュニケーション理解 | Basic English I                | CE_E1_01 | 1   |    | ○          |   |    |   |    |   |    |   | 必修<br>5単位<br>および<br>選択科目<br>より2単位<br>以上選択<br>必修(ただし「<br>日本語初<br>級」、「日<br>本語中級」<br>及び「日<br>本語上級」<br>は留学生<br>対象科目<br>とする。) |          | ※   | ○   |   |
|                       | Basic English II               | CE_E2_01 | 1   |    |            |   | ○  |   |    |   |    |   |  |          |     | ※   | ○ |
|                       | Global English I               | CE_E1_02 | 1   |    | ○          |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     | ※   | ○ |
|                       | Global English II              | CE_E2_02 | 1   |    |            |   | ○  |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | Academic English I             | CE_E3_01 | 1   |    |            |   |    |   | ○  |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | 医療英語                           | CE_E2_07 | 1   |    |            |   | ○  |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | 英語コミュニケーションⅠ                   | CE_E1_03 | 1   | ○  |            |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | 英語コミュニケーションⅡ                   | CE_E1_04 | 1   |    | ○          |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | Global Communication (English) | CE_E2_03 | 2   | ○  |            |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | 資格英語 (ESP)                     | CE_E2_04 | 1   |    |            |   |    |   | ○  |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | 中国語                            | CE_E1_05 | 1   | ○  |            |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | 韓国語                            | CE_E1_06 | 1   |    | ○          |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
|                       | 日本語初級                          | CE_E1_07 | 1   |    |            |   |    |   | ○  |   |    |   |  |          |     |     |   |
| 日本語中級                 | CE_E2_05                       | 1        |     |    |            |   |    |   | ○  |   |    |   |  |          |     |     |   |
| 日本語上級                 | CE_E3_04                       | 1        |     |    |            |   |    |   |    | ○ |    |   |  |          |     |     |   |
| 語学研修                  | CE_E2_06                       | 1        | ○   |    |            |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |
| ICT の理解               | 情報処理入門                         | CE_D1_01 | 1   |    | ○          |   |    |   |    |   |    |   | 必修<br>2単位  |          | ※   | ○   |   |
|                       | 情報処理基礎                         | CE_D2_01 | 1   |    | ○          |   |    |   |    |   |    |   |  |          | ※   | ○   |   |
| 計                     |                                |          | 16  | 60 |            |   |    |   |    |   |    |   |  |          |     |     |   |

共通教育科目

履修関係



|   |              |   |             |
|---|--------------|---|-------------|
| A | いのちの科学       | F | 公衆衛生看護学領域   |
| B | 保健医療福祉介護の仕組み | G | 養護・教職に関する領域 |
| C | 看護基礎学領域      |   |             |
| D | 看護実践学領域      |   |             |
| E | 看護統合学領域      |   |             |

# 看護学科 専門教育科目

| 学 科 目                      | 授 業 科 目  | ナンバリング              | 単位数<br>必修<br>選択 | 配当年次 (単位数) |          |         |         |         |         |         |         | 卒業要件 | 資格必修選択区分 |         |         |   |   |  |   |
|----------------------------|----------|---------------------|-----------------|------------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|----------|---------|---------|---|---|--|---|
|                            |          |                     |                 | 1年<br>前    | 1年<br>後  | 2年<br>前 | 2年<br>後 | 3年<br>前 | 3年<br>後 | 4年<br>前 | 4年<br>後 |      | 看護<br>師  | 保健<br>師 | 養一<br>種 |   |   |  |   |
| 専<br>門<br>基<br>礎<br>科<br>目 | いのちの科学   | 看護形態機能学Ⅰ            | NS_A2_01        | 2          |          | 2       |         |         |         |         |         |      |          |         | ○       |   | ○ |  |   |
|                            |          | 看護形態機能学Ⅱ            | NS_A2_02        | 2          |          | 2       |         |         |         |         |         |      |          |         | ○       |   | ○ |  |   |
|                            |          | 免疫と感染               | NS_A2_03        | 2          |          | 2       |         |         |         |         |         |      |          |         | ○       |   | ○ |  |   |
|                            |          | 臨床薬理学               | NS_A2_04        | 2          |          |         | 2       |         |         |         |         |      |          |         | ○       |   | ○ |  |   |
|                            |          | 病態栄養学               | NS_A2_05        | 2          |          | 2       |         |         |         |         |         |      |          |         | ○       |   | ○ |  |   |
|                            |          | 病理学                 | NS_A2_06        | 2          |          | 2       |         |         |         |         |         |      |          |         | ○       |   | ○ |  |   |
|                            |          | 病態治療学Ⅰ(呼吸・循環器)      | NS_A3_01        | 2          |          | 2       |         |         |         |         |         |      |          |         | ○       |   | ○ |  |   |
|                            |          | 病態治療学Ⅱ(消化器・泌尿器)     | NS_A3_02        | 2          |          | 2       |         |         |         |         |         |      |          |         | ○       |   | ○ |  |   |
|                            |          | 病態治療学Ⅲ(筋・骨格・感覚器)    | NS_A3_03        | 2          |          |         | 2       |         |         |         |         |      |          |         | ○       |   | ○ |  |   |
|                            |          | 病態治療学Ⅳ(神経・難病・精神疾患)  | NS_A3_04        | 2          |          |         | 2       |         |         |         |         |      |          |         | ○       |   | ○ |  |   |
|                            |          | 病態治療学Ⅴ(小児の疾病・婦人科疾患) | NS_A3_05        | 2          |          |         |         | 2       |         |         |         |      |          |         | ○       |   | ○ |  |   |
|                            |          | リハビリテーション学          | NS_A2_07        | 2          | 2        |         |         |         |         | 2       |         |      |          |         | ○       |   | ○ |  |   |
|                            |          | 介護の仕組み              | 保健福祉行政論         | NS_B2_01   | 2        |         |         |         | 2       |         |         |      |          |         |         | ○ | ○ |  |   |
|                            |          |                     | 保健医療福祉制度論       | NS_B3_01   | 1        |         |         |         |         |         |         |      | 1        |         |         | ○ | ○ |  |   |
| 公衆衛生学                      | NS_B2_02 |                     | 2               |            | 2        |         |         |         |         |         |         |      |          | ○       |         | ○ |   |  |   |
| 疫学                         | NS_B2_03 |                     | 2               |            |          |         | 2       |         |         |         |         |      |          | ○       | ○       | ○ |   |  |   |
|                            | 保健統計学    | NS_B2_04            | 2               |            | 2        |         |         |         |         |         |         |      |          | ○       | ○       |   |   |  |   |
| 小計 (17科目)                  |          |                     | 26              | 7          | 2        | 14      | 8       | 4       | 4       | 0       | 0       | 1    |          |         |         |   |   |  |   |
| 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目 | 看護基礎学領域  | 看護学原論               | NS_C1_01        | 2          |          | 2       |         |         |         |         |         |      |          |         | ○       | ○ | ○ |  |   |
|                            |          | 看護理論学               | NS_C3_01        | 2          |          |         |         |         |         |         | 2       |      |          |         | ○       |   |   |  |   |
|                            |          | 看護過程論               | NS_C2_01        | 2          |          |         | 2       |         |         |         |         |      |          |         | ○       |   |   |  |   |
|                            |          | フィジカルアセスメント         | NS_C3_02        | 2          |          |         |         | 2       |         |         |         |      |          |         | ○       |   | ○ |  |   |
|                            |          | 生活支援技術論             | NS_C2_02        | 2          |          | 2       |         |         |         |         |         |      |          |         | ○       |   | ○ |  |   |
|                            |          | 生活支援技術論演習           | NS_C2_03        | 2          |          | 2       |         |         |         |         |         |      |          |         | ○       |   | ○ |  |   |
|                            |          | 臨床関連技術論演習           | NS_C3_04        | 2          |          |         | 2       |         |         |         |         |      |          |         | ○       |   | ○ |  |   |
|                            |          | 自己開発学               | NS_C2_03        | 2          | 2        |         |         |         |         |         |         |      |          |         | ○       |   |   |  |   |
|                            |          | 自己開発学演習             | NS_C3_05        | 2          |          |         |         | 2       |         |         |         |      |          |         | ○       |   |   |  |   |
|                            |          | 自己開発学実習             | NS_C4_01        | 2          |          |         |         |         |         |         | 2       |      |          |         | ○       |   |   |  |   |
|                            |          | 生活支援論実習             | NS_C4_02        | 1          |          |         | 1       |         |         |         |         |      |          |         | ○       |   |   |  |   |
|                            |          | 看護過程論実習             | NS_C4_03        | 2          |          |         |         | 2       |         |         |         |      |          |         | ○       |   |   |  |   |
|                            |          | 小計 (12科目)           |                 |            | 17       | 6       | 4       | 5       | 6       | 4       | 0       | 0    | 2        | 2       |         |   |   |  |   |
|                            |          | 専<br>門<br>科<br>目    | 看護実践学領域         | 成人看護学概論    | NS_D2_01 | 2       |         |         | 2       |         |         |      |          |         |         |   | ○ |  | ○ |
| 成人看護学方法論Ⅰ                  | NS_D3_01 |                     |                 | 2          |          |         |         | 2       |         |         |         |      |          |         | ○       |   |   |  |   |
| 成人看護学方法論Ⅱ                  | NS_D3_02 |                     |                 | 2          |          |         |         |         | 2       |         |         |      |          |         | ○       |   |   |  |   |
| 看護診断論                      | NS_D3_03 |                     |                 | 1          |          |         | 1       |         |         |         |         |      |          |         | ○       |   |   |  |   |
| 成人看護学実習Ⅰ                   | NS_D4_01 |                     |                 | 3          |          |         |         |         |         |         | 3       |      |          |         | ○       |   |   |  |   |
| 成人看護学実習Ⅱ                   | NS_D4_02 |                     |                 | 3          |          |         |         |         |         |         | 3       |      |          |         | ○       |   |   |  |   |
| 老年看護学概論                    | NS_D2_02 |                     |                 | 2          |          |         | 2       |         |         |         |         |      |          |         | ○       |   |   |  |   |
| 老年看護学方法論                   | NS_D3_04 |                     |                 | 2          |          |         |         | 2       |         |         |         |      |          |         | ○       |   |   |  |   |
| 老年看護学実習                    | NS_D4_03 |                     |                 | 4          |          |         |         |         |         |         | 4       |      |          |         | ○       |   |   |  |   |
| 精神看護学概論                    | NS_D2_03 |                     |                 | 2          |          |         | 2       |         |         |         |         |      |          |         | ○       |   | ○ |  |   |
| 精神看護学方法論                   | NS_D3_05 |                     |                 | 2          |          |         |         |         | 2       |         |         |      |          |         | ○       |   |   |  |   |
| 精神看護学実習                    | NS_D4_04 |                     |                 | 2          |          |         |         |         |         |         | 2       |      |          |         | ○       |   | ○ |  |   |
| 母性看護学概論                    | NS_D2_04 |                     |                 | 2          |          |         |         | 2       |         |         |         |      |          |         | ○       |   | ○ |  |   |
| 母性看護学方法論                   | NS_D3_06 |                     |                 | 2          |          |         |         |         | 2       |         |         |      |          |         | ○       |   |   |  |   |
| 母性看護学実習                    | NS_D4_05 | 2                   |                 |            |          |         |         |         | 2       |         |         |      | ○        |         | ○       |   |   |  |   |
| 小児看護学概論                    | NS_D2_05 | 2                   |                 |            |          | 2       |         |         |         |         |         |      | ○        |         | ○       |   |   |  |   |
| 小児看護学方法論                   | NS_D3_07 | 2                   |                 |            |          |         | 2       |         |         |         |         |      | ○        |         |         |   |   |  |   |
| 小児看護学実習                    | NS_D4_06 | 2                   |                 |            |          |         |         |         | 2       |         |         |      | ○        |         | ○       |   |   |  |   |
| 小計                         |          |                     | 39              | 0          | 0        | 0       | 7       | 8       | 8       | 16      | 0       | 0    |          |         |         |   |   |  |   |

履修関係

| 学 科 目                     | 授 業 科 目           | ナンバリング              | 単位数      |    | 配当年次 (単位数) |    |    |    |    |    |    |    | 卒業要件 | 資格必修選択区分 |     |     |   |  |
|---------------------------|-------------------|---------------------|----------|----|------------|----|----|----|----|----|----|----|------|----------|-----|-----|---|--|
|                           |                   |                     | 必修       | 選択 | 1年         |    | 2年 |    | 3年 |    | 4年 |    |      | 看護師      | 保健師 | 養一種 |   |  |
|                           |                   |                     |          |    | 前          | 後  | 前  | 後  | 前  | 後  | 前  | 後  |      |          |     |     |   |  |
| 専門教育科目<br>専門科目<br>看護総合学領域 | 在宅看護学概論           | NS_E2_01            | 2        |    |            |    |    | 2  |    |    |    |    |      |          | ◎   |     |   |  |
|                           | 在宅看護学方法論          | NS_E3_01            | 2        |    |            |    |    | 2  |    |    |    |    |      |          | ◎   |     |   |  |
|                           | 在宅看護学実習           | NS_E4_01            | 2        |    |            |    |    |    |    | 2  |    |    |      |          | ◎   |     |   |  |
|                           | 看護マネジメント群         | 関連職種連携論             | NS_E2_02 | 2  |            |    |    | 2  |    |    |    |    |      |          | ◎   |     |   |  |
|                           | 関連職種連携演習          | NS_E3_02            | 2        |    |            |    | 2  |    |    |    |    |    |      |          | ○   |     |   |  |
|                           | 関連職種連携実習          | NS_E4_02            | 2        |    |            |    |    |    |    | 2  |    |    |      |          | ○   | ◎   |   |  |
|                           | 家族看護学             | NS_E3_03            | 2        |    |            |    | 2  |    |    |    |    |    |      |          | ○   |     |   |  |
|                           | ターミナルケア論          | NS_E3_04            | 2        |    |            |    |    |    |    |    | 2  |    |      |          | ○   |     |   |  |
|                           | 看護倫理学             | NS_E3_05            | 2        |    |            |    |    |    |    |    | 2  |    |      |          | ◎   |     |   |  |
|                           | 看護管理・教育学群         | 看護教育学               | NS_E3_06 | 2  |            |    |    |    |    |    |    | 2  |      |          | ○   |     |   |  |
|                           | 看護管理実習            | NS_E3_07            | 2        |    |            |    |    |    |    |    |    | 2  |      |          | ◎   |     |   |  |
|                           | 看護管理実習            | NS_E4_03            | 2        |    |            |    |    |    |    |    |    | 2  |      |          | ○   |     |   |  |
|                           | 看護探求群             | 看護研究方法論             | NS_E3_08 | 2  |            |    |    |    | 2  |    |    |    |      |          | ◎   |     |   |  |
|                           | 看護研究ゼミナール         | NS_E4_04            | 2        |    |            |    |    |    |    |    | →  | 2  |      |          | ◎   |     |   |  |
|                           | 看護シミュレーション演習      | NS_E3_09            | 2        |    |            |    |    |    |    |    |    | 2  |      |          | ○   |     |   |  |
|                           | 看護発展群             | 国際看護学               | NS_E3_10 | 2  |            |    |    |    |    |    |    |    | 2    |          | ○   |     |   |  |
|                           | 災害看護学             | NS_E3_11            | 2        |    |            |    |    |    |    |    |    |    | 2    |          | ○   |     |   |  |
|                           | 助産学概論             | NS_E3_12            | 2        |    |            |    |    |    |    |    |    |    | 2    |          | ○   |     |   |  |
|                           | 公衆衛生看護学概論         | NS_E2_03            | 2        |    |            |    |    | 2  |    |    |    |    |      |          | ○   | ◎   |   |  |
|                           | 健康教育学             | NS_E3_13            | 2        |    |            |    |    | 2  |    |    |    |    |      |          | ○   | ◎   |   |  |
|                           | 学校保健概論            | NS_E2_04            | 2        |    |            |    | 2  |    |    |    |    |    |      |          | ○   | ◎   | ◎ |  |
|                           | 産業保健概論            | NS_E2_05            | 2        |    |            |    |    |    |    |    |    |    | 2    |          | ○   | ◎   |   |  |
|                           | クリティカルケア          | NS_E3_14            | 2        |    |            |    |    |    |    |    |    |    |      | 2        | ○   |     |   |  |
|                           | 高度医療と看護           | NS_E3_15            | 2        |    |            |    |    |    |    |    |    |    |      | 2        | ○   |     |   |  |
|                           | 補完・代替医療           | NS_E3_16            | 2        |    |            |    |    |    |    |    |    |    |      | 2        | ○   |     |   |  |
|                           | 認知症ケア             | NS_E3_17            | 2        |    |            |    |    |    |    |    |    |    |      | 2        | ○   |     |   |  |
|                           | 公衆衛生看護学領域         | 公衆衛生看護学活動論(集団・組織支援) | NS_F3_01 | 2  |            |    |    |    | 2  |    |    |    |      |          |     |     | ◎ |  |
|                           | 公衆衛生看護学方法論Ⅰ(地域診断) | NS_F3_02            | 2        |    |            |    |    |    |    |    |    |    | 2    |          |     | ◎   |   |  |
|                           | 公衆衛生看護学方法論Ⅱ(技術演習) | NS_F3_03            | 2        |    |            |    |    |    |    |    |    |    | 2    |          |     | ◎   |   |  |
|                           | 公衆衛生看護学管理論        | NS_F3_04            | 2        |    |            |    |    |    |    |    |    |    | 2    |          |     | ◎   |   |  |
| 公衆衛生看護学実習Ⅰ(行政)            | NS_F4_01          | 3                   |          |    |            |    |    |    |    |    |    | 3  |      |          | ◎   |     |   |  |
| 公衆衛生看護学実習Ⅱ(学校保健)          | NS_F4_02          | 1                   |          |    |            |    |    |    |    |    |    | 1  |      |          | ○   |     |   |  |
| 公衆衛生看護学実習Ⅲ(産業保健)          | NS_F4_03          | 1                   |          |    |            |    |    |    |    |    |    | 1  |      |          | ○   |     |   |  |
| 小 計                       |                   |                     | 16       | 49 | 0          | 0  | 2  | 6  | 12 | 0  | 23 | 22 |      |          |     |     |   |  |
| 合 計                       |                   |                     | 98       | 62 | 6          | 19 | 23 | 22 | 24 | 16 | 25 | 25 |      |          |     |     |   |  |

注1) ◎印科目は資格必修科目を示し、○印は資格選択必修科目を示す。

注2) 養護教諭二種免許取得を目指す場合は、保健師区分にある※印(教育職員免許法施行規則第66条の6に定められた7科目8単位)の科目履修が必要です。その上で保健師免許を取得後、申請により免許を取得できます。

注3) 第一種衛生管理者免許取得を目指す場合は、保健師免許を取得し、申請により第一種衛生管理者免許を取得できます。

注4) 配当年次については、変更となる場合もあります。

### ●資格に関する専門教育科目

| 学 科 目                 | 授 業 科 目           | ナンバリング   | 単位数 |    | 配当年次 (単位数) |   |    |    |    |   |    |   | 卒業要件 | 資格必修選択区分 |     |     |   |
|-----------------------|-------------------|----------|-----|----|------------|---|----|----|----|---|----|---|------|----------|-----|-----|---|
|                       |                   |          | 必修  | 選択 | 1年         |   | 2年 |    | 3年 |   | 4年 |   |      | 看護師      | 保健師 | 養一種 |   |
|                       |                   |          |     |    | 前          | 後 | 前  | 後  | 前  | 後 | 前  | 後 |      |          |     |     |   |
| 専門教育科目<br>養護・教職に関する科目 | 養護学概論             | NS_G2_01 | 2   |    |            |   | 2  |    |    |   |    |   |      |          |     |     | ◎ |
|                       | 健康相談論             | NS_G3_01 | 2   |    |            |   | 2  |    |    |   |    |   |      |          |     |     | ◎ |
|                       | 教育原論              | NS_G1_01 | 2   |    | 2          |   |    |    |    |   |    |   |      |          |     |     | ◎ |
|                       | 教職論               | NS_G2_02 | 2   |    |            | 2 |    |    |    |   |    |   |      |          |     |     | ◎ |
|                       | 教育制度論             | NS_G2_04 | 2   |    |            | 2 |    |    |    |   |    |   |      |          |     |     | ◎ |
|                       | 教育心理学             | NS_G2_03 | 2   |    |            | 2 |    |    |    |   |    |   |      |          |     |     | ◎ |
|                       | 特別の支援を要する児童・生徒の理解 | NS_G2_08 | 1   |    |            | 1 |    |    |    |   |    |   |      |          |     |     | ◎ |
|                       | 教育課程論             | NS_G2_05 | 1   |    |            |   | 1  |    |    |   |    |   |      |          |     |     | ◎ |
|                       | 道徳教育指導論           | NS_G2_06 | 2   |    |            |   | 2  |    |    |   |    |   |      |          |     |     | ◎ |
|                       | 総合的な学習の時間の指導法     | NS_G2_09 | 1   |    |            | 1 |    |    |    |   |    |   |      |          |     |     | ◎ |
|                       | 特別活動論             | NS_G3_02 | 1   |    |            |   | 1  |    |    |   |    |   |      |          |     |     | ◎ |
|                       | 教育方法論             | NS_G2_07 | 2   |    |            |   |    | 2  |    |   |    |   |      |          |     |     | ◎ |
|                       | 生徒指導論             | NS_G3_03 | 2   |    |            |   | 2  |    |    |   |    |   |      |          |     |     | ◎ |
|                       | 教育相談              | NS_G3_04 | 2   |    |            |   |    | 2  |    |   |    |   |      |          |     |     | ◎ |
|                       | 養護実習事前事後指導        | NS_G4_02 | 1   |    |            |   |    |    |    |   |    | 1 |      |          |     |     | ◎ |
|                       | 養護実習              | NS_G4_03 | 4   |    |            |   |    |    |    |   |    | 4 |      |          |     |     | ◎ |
| 教職実践演習(養護教諭)          | NS_G4_01          | 2        |     |    |            |   |    |    |    |   |    | 2 |      |          |     | ◎   |   |
| 合 計                   |                   |          | 0   | 31 | 0          | 2 | 8  | 10 | 4  | 0 | 5  | 2 |      |          |     |     |   |

注1) 上記の「資格に関する専門教育科目」については、卒業単位に加算されません。

注2) ◎印科目は資格必修科目を示し、○印は資格選択必修科目を示す。

注3) 配当年次については、変更となる場合もあります。

注4) 保健師国家試験受験資格と養護教諭一種免許状取得に係る科目の同時履修はできません。

## 他大学との単位互換制度について

西九州大学（以下「本学」という。）では、現在次の2大学との間で単位互換協定を結んでいますので、それぞれの大学の指定された科目を特別聴講学生として履修することができます。

### 1 放送大学との単位互換協定について

放送大学は、今日の生涯学習の時代に応じて、テレビ、ラジオ放送を効果的に活用した新しい学習システムを用いて大学教育を行うことにより、レベルの高い学習の機会を広く国民に提供するとともに、大学教育のための放送の普及発展を図ることを目的として、国の出資によって設立された教育機関です。

### 2 佐賀大学との単位互換協定について

平成14年12月に佐賀大学との単位互換協定を締結し、平成15年度より実施しています。

佐賀大学には、教育学部、芸術地域デザイン学部、経済学部、理工学部、農学部及び医学部並びに全学教育機構があり、本学学生に幅広い学習機会が与えられます。

### 3 本学卒業要件単位の認定限度について

本学の卒業要件単位として認められる単位は、協定を締結している両大学での修得単位を合せ10単位までです。

なお、手続きその他については、以下の単位互換の手引き及び単位互換協定に関する運用要項のとおりですが、細部については教務課に問い合わせてください。

## 放送大学との単位互換の手引き

- 1 放送大学が受入れる学生数 30人程度
- 2 放送大学において修得できる単位数 30単位以内
- 3 単位互換科目  
放送大学の授業科目とします。ただし、卒業要件単位に該当する科目は別に定めます。
- 4 入学資格は本学の学生であること。
- 5 放送大学における学生の身分は、「特別聴講学生」となります。
- 6 履修期間  
履修期間は、1学期間（6ヵ月）です。継続して履修する場合は、各学期ごとに出願してください。
- 7 履修方法  
放送大学の学生と同様に、学期開始までに送付される印刷教材、テレビまたはラジオによる放送指導及び通信指導によって学習し、学期末に単位認定試験を受けることになります。
- 8 単位認定試験  
単位認定試験は、各学期15週の放送授業が終了した後、佐賀学習センターで全国一斉に実施されます。
- 9 単位修得  
試験の結果は、放送大学の判定基準に従います。他の単位互換協定を締結している大学で修得した単位と合わせて10単位以内を卒業要件の単位として認定します。
- 10 放送資料の貸出  
佐賀学習センターで放送資料を借りることができます。
- 11 出願に必要な書類  
放送大学特別聴講学生出願票（教務課窓口にあります。）

## 12 出願手続

### (1) 放送大学特別聴講学生出願票の受付

① 第1学期：出願期間 1月17日～2月6日まで（土、日、祝祭日は除く）

※期間については平成30年度の実績

入学月 4月

② 第2学期：出願期間 7月14日～8月3日まで（土、日、祝祭日は除く）

※期間については平成30年度の実績

入学月 10月

### (2) 放送大学特別聴講学生出願票の提出場所

西九州大学 教務課窓口

## 13 学費等

① 入学料は必要ありません。

② 授業料は、1単位あたり5,500円です。

## 放送大学との単位互換協定に関する運用要項

（趣旨）

1 この要項は、西九州大学学則第51条、西九州大学学生交流規程第21条及び放送大学との単位互換協定に基づき、西九州大学（以下「本学」という。）の学生を放送大学の特別聴講学生として派遣し、放送大学において提供する授業科目の履修に関して必要な事項を定めるものとする。

（学部学生の派遣特別聴講学生）

2 本学の学生で、放送大学の特別聴講学生として放送大学の提供する授業科目（別表1）の履修を希望する者は、指導教員と相談の上、指導教員が教育上有益と認めるときは、放送大学で修得した単位の認定等は、「西九州大学と放送大学との単位互換実施に関する覚書」による。

3 放送大学からの受入許可の通知に基づき、本学は、履修希望学生に受入許可書を交付するとともに、履修についての留意事項等について説明を行う。

4 本学の学生が、放送大学で修得した単位の認定等は、「西九州大学と放送大学との単位互換実施に関する覚書」による。

5 本学の学生が、放送大学で修得した単位は、本学学則第14条及び本学学生交流規程第8条の規定により、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この場合、本学の卒業要件となる単位の算入できる単位は、単位互換協定を締結している大学で修得した単位と合わせて10単位を超えないものとする。ただし、本学の卒業要件の単位には算入できない授業科目にあっても、その単位の修得を妨げるものではない。

（入学料及び授業料）

6 放送大学を受講する者の入学料は、徴収しない。

7 放送大学を受講する者の授業料は、放送大学が定める額とする。（1単位5,500円。）

（聴講の取消し）

8 特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、教授会の議を経て、学長は聴講の許可を取り消すことができる。

(1) 協定大学の学生の身分を失った場合

(2) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けても納入しない場合

(3) 学則その他本学が定める諸規程を遵守しない場合

（要項に定める以外の事項）

9 この要項に定める以外の事項については、協定大学との協議に基づいて定める。

（改廃）

10 この要項の改廃は、教授会の承認を得なければならない。

附 則（平成 15 年 1 月 23 日）

この要項は、平成 15 年 1 月 23 日から施行する。

（注）本文中に別表 1 とありますが、この便覧には記載されていません。年度により授業科目の変動があるからです。詳細については教務課で直接たずねてください。

## 佐賀大学との単位互換の手引き

- 1 佐賀大学が受入れる学生数 30 人程度
- 2 佐賀大学において修得できる単位数 60 単位以内
- 3 単位互換科目  
佐賀大学の特定の授業科目とします。ただし、卒業要件単位に該当する科目は別に定めます。
- 4 入学資格は、本学の学生であること。
- 5 佐賀大学における学生の身分は、「特別聴講学生」となります。
- 6 履修期間  
履修期間は、1 学期間（6 カ月）です。継続して履修する場合は、各学期ごとに出願してください。
- 7 履修方法  
佐賀大学の学生と同様に、学期開始までに佐賀大学の佐賀大学特別聴講学生履修願を佐賀大学教務課に提出し、佐賀大学の講義室にて学習し、単位認定試験を受けることになります。
- 8 単位認定試験  
単位認定試験は、不定期に行われます。
- 9 単位修得  
試験の結果は、佐賀大学の判定基準に従います。他の単位互換協定を締結している大学で修得した単位と合せて 10 単位以内を卒業要件の単位として認定します。
- 10 出願に必要な書類  
佐賀大学特別聴講学生履修願（教務課窓口にあります。）
- 11 出願手続
  - (1) 佐賀大学特別聴講学生履修願の受付
    - ① 前学期：出願期間 2 月 1 日～2 月 28 日まで（土、日、祝祭日は除く）  
入学月 4 月
    - ② 後学期：出願期間 8 月 1 日～8 月 31 日まで  
（8 月 13 日から 8 月 15 日まで及び土、日、祝祭日は除く）  
入学月 10 月
  - (2) 佐賀大学特別聴講学生履修願の提出場所  
西九州大学 教務課窓口
- 12 学費等は次のとおりです。  
入学料及び授業料は必要ありません。

## 佐賀大学との単位互換協定に関する運用要項

（趣旨）

- 1 この要項は、西九州大学学則第 51 条、西九州大学学生交流規程第 21 条及び佐賀大学との単位互換協定に基づき、西九州大学（以下「本学」という。）の学生を佐賀大学の特別聴講学生として派遣し、又佐賀大学から派遣された学生を本学の特別聴講学生として受け入れたとき、当該大学において提供する

授業科目の履修に関して必要な事項を定めるものとする。

(学部学生の派遣特別聴講学生)

- 2 本学の学生で、佐賀大学の特別聴講学生として佐賀大学の提供する授業科目（別表1）の履修を希望する者は、指導教員と相談の上、指導教員が教育上有益と認めるときは、佐賀大学指定の特別聴講学生履修願を本学に提出し、本学は、その願いを取りまとめ、佐賀大学に送付して、受け入れの許可を得るものとする。
- 3 佐賀大学からの受入許可の通知に基づき、本学は、履修希望学生に受入許可書を交付するとともに、履修についての留意事項等について説明を行う。
- 4 本学の学生が、佐賀大学で修得した単位の認定等は、「西九州大学と佐賀大学との単位互換実施に関する覚書」による。
- 5 本学の学生が、佐賀大学で修得した単位は、本学学則第14条及び本学学生交流規程第8条の規定により、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この場合、本学の課程修了又は卒業要件となる単位の算入できる単位は、単位互換協定を締結している大学で修得した単位と合せて10単位を超えないものとする。ただし、本学の課程修了又は卒業要件の単位には算入できない授業科目にあっても、その単位の修得を妨げるものではない。

(佐賀大学からの派遣特別聴講学生)

- 6 佐賀大学の学生で、本学の特別聴講学生として本学の提供する授業科目（別表2）の履修を希望する者は、西九州大学指定の特別聴講学生履修願を佐賀大学に提出し、佐賀大学は、その願いを取りまとめ、本学に送付して、受け入れの許可を得るものとする。
- 7 本学の提供する授業科目の受け入れ可能な特別聴講学生の定員は、若干名とする。
- 8 佐賀大学より受講希望のあった授業科目への特別聴講学生受け入れの可否は、当該授業科目の担当教員の裁量による。
- 9 特別聴講学生の受け入れを決定した場合、本学は、それらを取りまとめ、佐賀大学に対して、その決定通知を行うとともに、受入許可書を送付する。
- 10 受け入れた特別聴講学生の試験及び単位の認定等は、本学学則第48条第2項の規定及び「西九州大学と佐賀大学との単位互換実施に関する覚書」による。

(大学院学生の派遣及び受入特別聴講学生)

- 11 佐賀大学大学院が提供する科目は、別表3に、西九州大学大学院（以下「本学の大学院」という）から提供する科目は、別表4に示すとおりである。
- 12 本学の大学院からの派遣特別聴講学生及び佐賀大学大学院から受け入れる特別聴講学生については、1の「西九州大学学則第51条」とあるのを「西九州大学大学院学則第42条」と、2、3、4、5、6、7、9の「本学」とあるのを「本学の大学院」と、2、3、5、6、8、9の「佐賀大学」とあるのを「佐賀大学大学院」と、5の「本学学則第14条」とあるのを「本学の大学院学則第16条」と、10の「本学学則第48条第2項」とあるのを「本学の大学院学則第42条第2項」と、読み替えるものとする。

(入学科及び授業料)

- 13 佐賀大学の授業科目を受講する者の入学科及び授業料は、徴収しない。  
(聴講の取消し)
- 14 特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、教授会の議を経て、学長は、聴講の許可を取り消すことができる。  
協定大学の学生の身分を失った場合  
学則その他本学が定める諸規程を遵守しない場合  
(要項に定める以外の事項)
- 15 この要項に定める以外の事項については、協定大学との協議に基づいて定める。  
(改廃)
- 16 この要項の改廃は、教授会の承認を得なければならない。

附 則（平成 15 年 1 月 23 日）

この要項は、平成 15 年 1 月 23 日から施行する。

（注）本文中に別表 1、別表 2、別表 3、別表 4 とありますが、この便覧には記載されていません。年度により授業科目の変動があるからです。詳細については教務課で直接たずねてください。

## 大学コンソーシアム佐賀

「コンソーシアム」とは「共同体」を意味する言葉です。辞書によれば、「共同企業体、企業連合体、大きなプロジェクトを達成するために複数の企業が形成するグループ」と説明されています。

「大学コンソーシアム佐賀」は、県内の大学、短期大学等を持つ 6 つの高等教育機関が連携・交流することにより、それぞれの教育・学術研究機能の水準を高めるとともに、その成果を地域社会に還元し地域の発展に貢献することをその理念として、平成 19 年 12 月 18 日に設立されました。

本学以外の加盟大学等は、「佐賀大学、西九州大学短期大学部、佐賀女子短期大学、九州龍谷短期大学及び放送大学」です。

加盟している大学等で受講する場合の受講料は、特別聴講学生となり放送大学を除き全て無料です。

開講される授業科目は主として教養教育科目で前期・後期の開講前に「大学コンソーシアム佐賀」事務局より案内があります。

学生の皆さんへの周知は、前・後期のガイダンス等にて連絡します。

なお、新 1 年生と新 3 年次編入生は、入学年度の後期から受講可能となります。ただし、「子ども発達支援士（基礎）養成プログラム」の授業科目のうち「子どもの支援 I（基礎・実習）」については、入学年度の前学期から履修を開始できます（平成 28 年 4 月 1 日付「大学コンソーシアム佐賀における単位互換実施要項」（平成 28 年 4 月 1 日制定）による）。

### 授業の形式は次のとおりです。

- ・対 面：科目を提供する大学に出向き通常の授業を受講します。
- ・対面・非同期：科目を提供する大学に出向き通常の授業を受講するか、または、ネット配信の講義を受講することで、例えば、家などでいつでも受講することができます。
- ・非 同 期：全ての大学からネット配信される講義をいつでも受講することが可能です。

### 単位の認定について

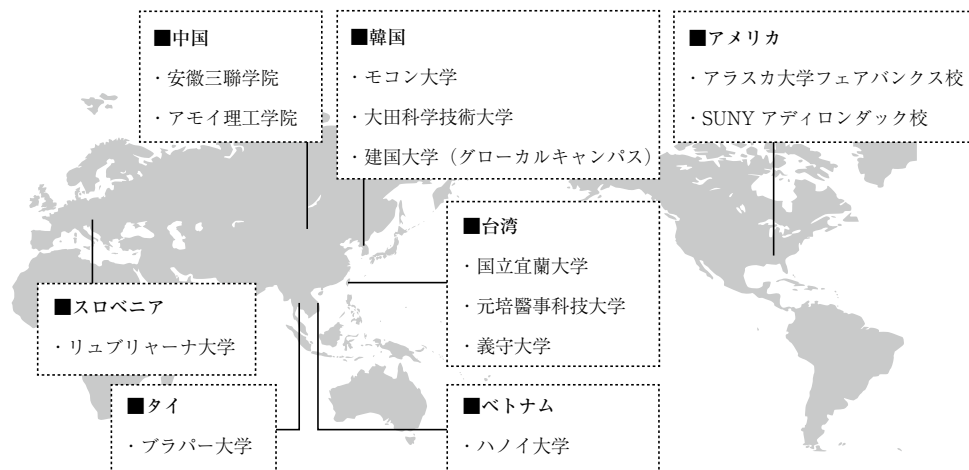
各学期末の試験を受験し単位を修得した場合は、受講した科目名と単位は共通教育科目区分の中で認定されます。

**しかし、本学卒業要件単位数として認定されるのは、この「大学コンソーシアム佐賀」の他にこれまで「単位互換協定」を締結している「佐賀大学」及び「放送大学」と併せて 10 単位までしか卒業要件単位数として認定されませんので、注意してください。**

詳細については、教務課までお問い合わせください。なお、子ども学部の学生は佐賀キャンパス教務課、看護学部の学生は小城キャンパス教務課にお尋ねください。

## 国際交流

現在、世界の7つの国・地域の13の大学と学術交流協定を結んでおり、教員間の学術交流と併せて学生の相互交流を行っています。詳細は国際交流センター（窓口：学生支援課）までお問合せください。



### ●交換留学プログラム

海外の協定校に特別聴講生として半年から1年間留学するプログラムです。各校毎年3名を上限に、留学先での入学料及び授業料は免除されます。また多くの場合、相互の単位互換が認められます。

※募集時期：基本随時／留学時期：留学先の学年暦による

### ●サマースクール

韓国、台湾等の協定校で毎年夏休みに実施される短期のプログラムです。語学研修と文化体験がセットになったプログラムが主になります。

※募集時期：5～6月頃

### ●N.Y. 短期語学研修

佐賀市と米国グレンフォールズ市の協定に基づき、本学と佐賀女子短期大学及びSUNY アディロンダック校で隔年毎に2～3週間の学生相互派遣を実施しています。本学が主催する年は留学生のホームステイ先となるボランティアも募集します。

※留学時期（派遣）：2～3月頃（隔年）／募集時期（派遣）：11～12月頃（隔年）

※留学時期（受入）：5～6月頃（隔年）

### ●日本文化研修

夏休みを利用して主に協定校の留学生向けに本学で実施される短期研修です。日本語クラスの他に、和食調理体験、キャンプ体験そして県内外の観光を通じて本学の学生との交流を深めます。

### ●Global Communication（English）

共通教育の英語科目の1つです。数名の留学生ティーチングアシスタントと共に数週間の集中トレーニングを行い、実践的な英語力を身につけます。

※詳細の募集・実施時期については掲示板等で案内します。



# 免許・資格と関係法令

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 免許・資格の取得                        | 180 |
| 健康栄養学科関係                        | 181 |
| 栄養士免許                           | 181 |
| 管理栄養士国家試験受験資格                   | 182 |
| 健康栄養学部健康栄養学科における臨地実習履修基準        | 182 |
| 食品衛生監視員任用資格                     | 183 |
| 食品衛生管理者任用資格                     | 183 |
| 社会福祉主事任用資格                      | 183 |
| 社会福祉学科関係                        | 185 |
| 社会福祉士国家試験受験資格                   | 185 |
| 社会福祉主事任用資格等                     | 188 |
| 社会調査士の資格                        | 190 |
| レクリエーション・インストラクター資格             | 190 |
| 初級障がい者スポーツ指導員資格                 | 191 |
| 精神保健福祉士国家試験受験資格                 | 191 |
| 介護福祉士国家試験受験資格                   | 194 |
| スポーツ健康福祉学科関係                    | 198 |
| 健康運動実践指導者受験資格                   | 198 |
| 健康運動指導士受験資格                     | 198 |
| 初級・中級障がい者スポーツ指導員資格              | 199 |
| レクリエーション関連資格                    | 199 |
| 公認スポーツ指導者                       | 200 |
| 社会福祉士国家試験受験資格                   | 201 |
| 社会調査士の資格                        | 203 |
| 社会福祉主事任用資格等                     | 204 |
| リハビリテーション学科関係                   | 206 |
| 理学療法士国家試験受験資格                   | 206 |
| 作業療法士国家試験受験資格                   | 206 |
| 園芸療法士                           | 208 |
| 子ども学科関係                         | 209 |
| 幼稚園教諭一種免許状                      | 209 |
| 小学校教諭一種免許状                      | 209 |
| 特別支援学校教諭一種免許状                   | 209 |
| 保育士資格                           | 209 |
| 社会福祉主事任用資格                      | 211 |
| 児童福祉司任用資格                       | 212 |
| 児童指導員任用資格                       | 212 |
| 子ども発達支援士（基礎）資格                  | 212 |
| 心理カウンセリング学科関係                   | 213 |
| 公認心理師国家試験受験資格                   | 213 |
| 心理実習に関する履修内規                    | 214 |
| 認定心理士                           | 215 |
| 社会福祉主事任用資格                      | 216 |
| 児童心理司任用資格                       | 216 |
| 児童福祉司任用資格                       | 216 |
| 児童指導員任用資格                       | 216 |
| 子ども発達支援士（基礎）資格                  | 216 |
| 看護学科関係                          | 217 |
| 看護師国家試験受験資格                     | 217 |
| 保健師国家試験受験資格（選択制）                | 217 |
| 養護教諭一種免許状（選択制）                  | 217 |
| 教員免許関係                          | 218 |
| 栄養教諭一種免許状                       | 219 |
| 高等学校教諭一種免許状（福祉）                 | 220 |
| 中学校教諭一種免許状（保健体育）                | 221 |
| 高等学校教員免許状（保健体育）                 | 222 |
| 幼稚園教諭一種免許状                      | 223 |
| 小学校教諭一種免許状                      | 224 |
| 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者） | 225 |
| 養護教諭一種免許状                       | 226 |
| 教育実習に関する事項                      | 227 |
| 教職課程履修における教育実習に関する規程            | 229 |

## 免許・資格の取得

健康栄養学部健康栄養学科、健康福祉学部社会福祉学科、健康福祉学部スポーツ健康福祉学科、リハビリテーション学部リハビリテーション学科、子ども学部子ども学科、子ども学部心理カウンセリング学科及び看護学部看護学科では、必要な単位を取得すれば、卒業と同時に各種の免許や資格が取れるようになっています。

### 【健康栄養学部】取得免許・資格一覧表

| 学科名  | コース名 | 取得免許・資格                      |              |
|------|------|------------------------------|--------------|
|      |      | 学科（すべてのコース）で取得可能             | 当該コースでのみ取得可能 |
| 健康栄養 | 臨床   | 栄養士免許<br>管理栄養士国家試験受験資格       |              |
|      | 食品栄養 | ※食品衛生監視員任用資格<br>※食品衛生管理者任用資格 |              |
|      | 栄養教育 | 社会福祉主事任用資格                   | ※栄養教諭一種免許状   |

※印の資格については、編入学生は取得できません。

### 【健康福祉学部】取得免許・資格一覧表

| 学科名      | コース名   | 取得免許・資格  |  |
|----------|--------|--|--|
|          |        | 学科（すべてのコース）で取得可能   | 当該コースでのみ取得可能   |
| 社会福祉     | 社会福祉   | 社会福祉士国家試験受験資格<br>社会福祉主事任用資格<br>社会調査士   | 高等学校教諭一種免許状（福祉）  |
|          | 国際地域   | 身体障害者福祉司任用資格<br>知的障害者福祉司任用資格   |  |
|          | 精神保健福祉 | 児童福祉司任用資格（卒業後1年以上、特定業務を行い取得できる資格）<br>児童指導員任用資格   | 精神保健福祉士国家試験受験資格  |
|          | 介護福祉   | レクリエーション・インストラクター資格<br>初級障がい者スポーツ指導員   | 介護福祉士国家試験受験資格<br>高等学校教諭一種免許状（福祉）   |
| スポーツ健康福祉 |        | スポーツ・健康に関する資格  | 福祉に関する資格   |
|          |        | 健康運動指導士受験資格<br>健康運動実践指導者受験資格<br>初級・中級障がい者スポーツ指導員資格<br>レクリエーション・インストラクター資格<br>スポーツ・レクリエーション指導者資格<br>公認スポーツ指導者（各種スポーツ指導者養成講習会・試験の一部またはすべて免除される資格）<br>中学校教諭一種免許状（保健体育）<br>高等学校教諭一種免許状（保健体育） | 社会福祉士国家試験受験資格<br>社会福祉主事任用資格<br>身体障害者福祉司任用資格<br>知的障害者福祉司任用資格<br>児童福祉司任用資格（卒業後1年以上、特定業務を行い取得できる資格）<br>児童指導員任用資格<br>社会調査士 |

### 【リハビリテーション学部】取得免許・資格一覧表

| 学科名       | 専攻名   | 取得免許・資格                |
|-----------|-------|------------------------|
| リハビリテーション | 理学療法学 | 理学療法士国家試験受験資格<br>園芸療法士 |
|           | 作業療法学 | 作業療法士国家試験受験資格<br>園芸療法士 |

【子ども学部】 取得免許・資格一覧表

| 学 科 名     | 取得免許・資格  |
|-----------|--|
| 子 ども      | 幼稚園教諭一種免許状<br>小学校教諭一種免許状<br>特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）<br>保育士資格<br>社会福祉主事任用資格<br>児童福祉司任用資格（卒業後1年以上、特定業務を行い取得できる資格）<br>児童指導員任用資格<br>子ども発達支援士（基礎）資格 |
| 心理カウンセリング | 公認心理師国家試験受験資格<br>日本心理学会認定心理士申請資格<br>社会福祉主事任用資格<br>児童心理司任用資格<br>児童福祉司任用資格（卒業後1年以上、特定業務を行い取得できる資格）<br>児童指導員任用資格<br>子ども発達支援士（基礎）資格                        |

【看護学部】 取得免許・資格一覧表

| 学 科 名 | 取得免許・資格  |
|-------|--|
| 看 護   | 看護師国家試験受験資格<br>保健師国家試験受験資格（選択制）<br>※1 養護教諭二種免許状<br>※2 第一種衛生管理者<br>養護教諭一種免許状（選択制） |

※1 保健師免許を取得し、それに加えて教育職員免許法施行規則第66条の6に定められた7科目8単位を修得している者は、申請により養護教諭二種免許状を取得することができます。

※2 保健師免許を取得した者は、申請により第一種衛生管理者免許を取得することができます。

※3 保健師国家試験受験資格と養護教諭一種免許状取得に係る科目の同時履修はできません。

## 健康栄養学科関係

健康栄養学科は、臨床コース、食品栄養コース、栄養教育コースの3つのコースに分けられています。そして、免許や資格には、すべてのコース、即ち学科全体に関係するものと、各コースのみに関係するものがあります。

又、栄養教育コースでは、教員免許（栄養教諭）を取得することができますが、これについては、後の教員免許のところにて記述します。

### 「学科全体に関係するもの」

#### 1. 栄養士免許

上記の免許は、健康栄養学科のカリキュラムに組み込まれた所定の単位を修得すれば、卒業と同時に所定の申請をすることによって栄養士免許を得ることができます。

手続きの方法等については、ガイダンス等において詳しく説明します。

「栄養士」は、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて、栄養の指導に従事することを業とする者と定義されています。

## 2. 管理栄養士国家試験受験資格

上記の国家試験受験資格は、健康栄養学科のカリキュラムに組み込まれた所定の単位を修得すれば、卒業と同時に管理栄養士国家試験受験資格を得ることができます。

国家試験受験手続きの方法等は、ガイダンス等において詳しく説明します。

「管理栄養士」は、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者と定義されています。

## 3. 健康栄養学部健康栄養学科における臨地実習履修基準

臨地実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを履修するためには、以下の基準を満たしておかなければなりません。

臨地実習Ⅰ未修得の場合は栄養士免許状、臨地実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを未修得の場合は管理栄養士国家試験受験資格を取得できません。特に認めた場合は臨地実習Ⅳを臨地実習Ⅲの代わりとすることができます。

この履修基準は、2019年度以降に入学した学生を対象とするものです。編入生については編入した学年の履修基準によるものとします。なお、履修の可否については、学科会議の議を経て決定します。

また、年度当初に臨地実習を希望していない者や基準を満たさなかった者が、新たに履修を希望するときは、次年度の履修となります。ただし、この場合も以下の基準を次年度の同時期に満たしていることが必要です。

| 科目名                 | 臨地実習を履修するための基準   |
|---------------------|--|
| 臨地実習Ⅰ <sup>*1</sup> | ① 2年後期終了時のGPA値が1.2以上（小数第2位以下は、切り捨て）、かつ2年後期終了までに開講される科目の修得単位数が60単位以上であること。<br>② 給食計画論、食品衛生学、給食経営管理実習、栄養総合演習Ⅰ <sup>*2</sup> を履修していること。<br>③ 2年後期終了までに開講される専門教育科目（自由選択科目は除く）の不合格科目が4科目以下であること。                |
| 臨地実習Ⅱ               | ① 3年前期終了時のGPA値が1.7以上（小数第2位以下は、切り捨て）、かつ3年前期終了までに開講される科目の修得単位数が75単位以上であること。<br>② 3年前期までに開講される管理栄養士必修科目を全て履修し、未修得科目数 <sup>*3</sup> が2科目以下であること。<br>③ 3年後期に開講される管理栄養士必修科目を全て履修し、失格や本試験の欠席 <sup>*4</sup> がないこと。 |
| 臨地実習Ⅲ               | ① 3年後期終了時のGPA値が1.7以上（小数第2位以下は、切り捨て）、かつ3年後期終了までに開講される科目の修得単位数が100単位以上であること。<br>② 公衆栄養学Ⅰ、公衆栄養学Ⅱの単位を修得し、栄養総合演習Ⅲ <sup>*5</sup> を履修していること。  |
| 臨地実習Ⅳ               | ① 3年前期終了時のGPA値が1.7以上（小数第2位以下は、切り捨て）、かつ3年前期終了までに開講される科目の修得単位数が75単位以上であること。<br>② 3年前期までに開講される管理栄養士必修科目を全て履修し、未修得科目数 <sup>*3</sup> が2科目以下であること。<br>③ 3年後期に開講される管理栄養士必修科目を全て履修し、失格や本試験の欠席 <sup>*4</sup> がないこと。 |

\*1 栄養士あるいは管理栄養士国家試験受験資格を希望する者で、臨地実習Ⅰを履修するための基準を満たさない者は、3年次に開講される専門教育科目（自由選択科目を除く）を履修することはできない。

\*2 栄養総合演習Ⅰは、栄養士あるいは管理栄養士国家試験受験資格の取得を目指すものが履修できる。

\*3 未修得科目とは、失格、不可、試験欠席、未履修をいう。

\*4 本試験の欠席は、追試験対象者を除く。

\*5 栄養総合演習Ⅱ・Ⅲは、管理栄養士国家試験受験資格の取得を目指すものが履修できる。

★管理栄養士国家試験受験資格の要件



4. ○食品衛生監視員任用資格  
○食品衛生管理者任用資格 編入学生は除く

上記の任用資格は、健康栄養学科の所定の単位を修得すれば得ることができます。

「食品衛生監視員」は、国や地方自治体の食品衛生部局に配置され、食品、添加物、器具、容器包装の表示など食品の衛生を確保するための輸入品も含め監視指導を行います。

「食品衛生管理者」は、乳製品、食肉製品、添加物、その他の食品の製造・加工を行う施設に配置され、その製造・加工を衛生的に管理し、法令等に違反しないよう監督指導を行います。

※「任用資格」とは、特定の職業ないし職位に任用されるための資格のことです。特定の資格を取得すれば職業・職位として公称できるというものではなく、当該職務に任用・任命されて初めて効力を発揮する資格になります。

免許資格

5. 社会福祉主事任用資格 <健康栄養学科>

「社会福祉主事」は、都道府県、地方自治体及び福祉に関する事務所を設置する町村に配置される職で、児童、老人、障がい者等、さまざまな保護を必要とする方への援護、育成及び更生に関する業務を行います。

(社会福祉主事任用資格取得の要件)

- ① 以下の指定科目に対応する科目の内3科目以上を修めて卒業すること。
- ② 同一科目名のⅠ～Ⅲは併せて修得することにより1科目とします。

厚生労働大臣の指定する栄養に関する科目一覧（該当科目及び読替科目相対表）

| No. | 厚生労働大臣の指定する科目 | 健康栄養学科開講科目 |
|-----|---------------|------------|
| 1   | 社会福祉概論        |            |
| 2   | 社会福祉事業史       |            |
| 3   | 社会福祉援助技術論     |            |
| 4   | 社会福祉調査論       |            |
| 5   | 社会福祉施設経営論     |            |
| 6   | 社会福祉行政論       |            |
| 7   | 社会保障論         |            |
| 8   | 公的扶助論         |            |
| 9   | 児童福祉論         |            |
| 10  | 家庭福祉論         |            |
| 11  | 保育理論          |            |
| 12  | 身体障害者福祉論      |            |
| 13  | 知的障害者福祉論      |            |
| 14  | 精神障害者保健福祉論    |            |

厚生労働大臣の指定する栄養に関する科目一覧（該当科目及び読替科目相対表）つづき

| No. | 厚生労働大臣の指定する科目 | 健康栄養学科開講科目 |
|-----|---------------|------------|
| 15  | 老人福祉論         |            |
| 16  | 医療社会事業論       |            |
| 17  | 地域福祉論         |            |
| 18  | 法学            | 法学         |
| 19  | 民法            |            |
| 20  | 行政法           |            |
| 21  | 経済学           |            |
| 22  | 社会政策          |            |
| 23  | 経済政策          |            |
| 24  | 心理学           | 心理学入門      |
| 25  | 社会学           | 多文化社会学     |
| 26  | 教育学           |            |
| 27  | 倫理学           |            |
| 28  | 公衆衛生学         | 公衆衛生学Ⅰ～Ⅲ   |
| 29  | 医学一般          |            |
| 30  | リハビリテーション論    |            |
| 31  | 看護学           |            |
| 32  | 介護概論          |            |
| 33  | 栄養学           | 基礎栄養学      |
| 34  | 家政学           |            |

## 社会福祉学科関係

社会福祉学科は、社会福祉コース、精神保健福祉コース、介護福祉コース、国際地域コースの4つのコースに分けられています。そして、免許や資格には、すべてのコース、即ち学科全体に関係するものと、各コースのみに関係するもの、とがあります。

### 「学科全体に関係するもの」

#### 1. 社会福祉士国家試験受験資格 <社会福祉学科>

上記の国家試験受験資格は、本学の社会福祉学科においては、「社福別表1」に示す指定科目の単位を修得すれば、取得することができます。

(社福別表1)

|                              | 単位数   | 指定科目          | 学科推奨履修モデル |
|------------------------------|-------|---------------|-----------|
| 人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法       |       |               |           |
| 人体の構造と機能及び疾病Ⅰ・Ⅱ              | 各2    | 3科目のうち<br>1科目 | ○         |
| 心理学Ⅰ・Ⅱ                       | 各2    |               | ○         |
| 社会理論と社会システム                  | 2     |               | ○         |
| 社会福祉原論Ⅰ・Ⅱ                    | 各2    | ○             | ○         |
| 社会調査の基礎                      | 2     | ○             | ○         |
| 総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術 |       |               |           |
| 相談援助の基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ               | 各2    | ○             | ○         |
| 相談援助の理論と方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ            | 各2    | ○             | ○         |
| 地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術        |       |               |           |
| 地域福祉の理論と方法Ⅰ・Ⅱ                | 各2    | ○             | ○         |
| 福祉行財政論・福祉計画論                 | 各1    | ○             | ○         |
| 福祉サービスの組織と経営                 | 2     | ○             | ○         |
| 福祉サービスに関する知識                 |       |               |           |
| 社会保障論Ⅰ・Ⅱ                     | 各2    | ○             | ○         |
| 高齢者福祉論・介護論                   | 各2    | ○             | ○         |
| 障害者福祉論                       | 2     | ○             | ○         |
| 児童・家庭福祉論                     | 2     | ○             | ○         |
| 公的扶助論                        | 2     | ○             | ○         |
| 保健医療サービス                     | 2     | ○             | ○         |
| 就労支援サービス                     | 1     | 3科目のうち<br>1科目 | ○         |
| 権利擁護と成年後見制度                  | 2     |               | ○         |
| 更生保護制度                       | 1     |               | ○         |
| 実習・演習                        |       |               |           |
| 相談援助演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ              | 各1    | ○             | ○         |
| 社会福祉援助技術実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ            | 各2    | ○             | ○         |
| 社会福祉援助技術実習                   | 4     | ○             | ○         |
| 合 計                          | 71 単位 | 18 科目         | 22 科目     |

「社会福祉士」は、社会福祉士登録簿に登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者と定義されています。

## 国家試験受験希望者へ

社会福祉士国家試験の受験を希望する者は、社福別表1に示す学科推奨の履修モデル、及び履修科目・学年配当一覧の資格必修選択区分に沿って科目を履修してください。また、4年次に開講する「社会福祉特講Ⅰ・Ⅱ」にて、国家試験に関する手続き・指導等を行いますので、合わせて履修するようにしてください（必修）。

## 実習に関連する科目について

### (1) 「社会福祉援助技術実習指導Ⅰ」：選択科目

#### 履修年次：2年次（編入3年次）

- 目的：①社会福祉施設／機関についての理解を深める。  
②学生・社会人として責任ある態度や姿勢を身につける。  
③「実習」の履修に関する選択を行う。  
④実習希望先を決定し、必要な事務手続きをする。  
⑤自己学習を通して、実習を希望する施設・機関についての知識を深める。  
⑥実習希望先で何をどのように学びたいかを明確にする。

内容：全体講義、外部講師による講義、見学実習、施設体験学習など。

評価：下記の課題及び実習に関する各種手続きによる評価を行う。

課題 ①外部講師講義の感想文

②見学実習・レポート

③施設体験学習Ⅰ（指定施設での18時間以上の活動）・レポート

④施設体験学習Ⅱ（指定施設での30時間以上の活動）・レポート

⑤実習報告会への参加及びレポート

\* 課題②③④それぞれの評価が基準に満たない場合や出席回数が規定回数に満たない場合は、他の課題の達成状況にかかわらずD評価（不可）となる。

\* 本科目の履修中に「実習を希望しない」と選択、もしくは次年度の実習が不可とされた場合は、本科目の成績評価は行わない。

### (2) 「社会福祉援助技術実習指導Ⅱ・Ⅲ」：選択科目

#### 履修年次：3年次（編入4年次）

対象：「実習指導Ⅰ」の単位を修得し、当該年度に施設・機関で実習を行う者

- 目的：①実習予定施設・機関に関する事前学習を行う。  
②実習生としての姿勢・態度を身につける。  
③社会福祉専門職としての価値・倫理の再確認を行う。  
④実習後の報告及び振り返りを行う。

内容：全体講義、外部講師による講義、個別・班別指導など。

評価：課題により評価を行う。

\* 出席回数が規定回数に満たない場合は、成績評価を行わない。

\* 本科目の履修中に実習を中止または年度を越えて延期する場合は、本科目の成績評価は行わない。



(3) 「社会福祉援助技術実習」：選択科目

履修年次：3年次（編入4年次）

対象：「実習指導Ⅰ」の単位を修得し、当該年度に施設・機関で実習を行う者

目的：①社会福祉専門職としての価値・倫理を身につける。

②社会福祉専門職としての知識を深める。

③社会福祉専門職としての技術を身につける。

内容：実習施設・機関において、所定期間（24日間）の実習及び課題を行う

時期・期間：原則夏休み期間中

\*施設・機関等の都合により異なる場合もある。

1施設にて原則24日間

施設・機関：「厚生省告示第203号」に定められた指定施設及び事業

厚生労働省告示最新号改正に定められた指定施設及び事業

\*実習施設・機関は、希望調査に基づいて決定する。ただし、実習先等との調整により希望施設・機関からの承諾が得られない場合は、実習担当教員との面談後、再度調整を行う。

選考試験：行政機関及び児童関連施設での実習は、選考試験の結果を基に決定する。

実習地域：原則、佐賀・福岡・長崎・熊本・大分県（離島を除く）

履修制限・中止：以下のいずれかに該当する場合は、「実習」の履修を制限・中止することがある。

①《社会福祉援助技術実習に関する履修内規》に示されている科目の単位が取得できていない場合、または、取得単位数が在籍年次において著しく不足している場合。

②実習の事前学習や準備、守秘義務・職業倫理等の理解が不十分な場合。

③学生本人からの中止や取り消しの申し出があった場合。

\*学生からの申し出による実習の中止や取り消しは、実習担当教員及び指導教員との話し合い後、事務手続きを経て、決定する。

\*「実習」の中止や取り消しなどの後、再履修をする場合は、原則次年度以降の履修となる。

＝損害賠償保険について＝

実習に関連する科目では、大学外での体験活動（見学実習、ボランティア体験、配属実習など）を通して、福祉サービス利用者との直接的なかかわりを持つことが中心となります。そのため、本学ではこれらの科目の履修及び実習施設・機関の実習配属条件として、補償金額が1億円の個人賠償責任の保険への加入を義務づけています。

社会福祉援助技術実習に関する履修内規

（趣旨）

第1条 この内規は、社会福祉援助技術実習（以下、「実習」という。）に関し必要な事項を定める。

（資格）

第2条 実習を行う者は、社会福祉士国家試験受験資格に定める科目のうち、次の科目を実習予定の前年度までに修得していなければならない。ただし、編入生に関してはこの限りではない。

社会福祉原論Ⅰ、社会福祉原論Ⅱ、人体の構造と機能及び疾病Ⅰ、人体の構造と機能及び疾病Ⅱ、心理学Ⅰ、心理学Ⅱ、社会理論と社会システム、相談援助の基盤と専門職Ⅰ、相談援助の基盤と専門職Ⅱ、相談援助の理論と方法Ⅰ、社会保障論Ⅰ、高齢者福祉論、障害者福祉論、児童・家庭福祉論、相談援助演習Ⅰ、相談援助演習Ⅱ、社会福祉援助技術実習指導Ⅰ

（実習の許可）

第3条 前条の規定を満たす者は、実習担当者会議の議を経て、各学科会議の承認が得られれば、実習を行うことが許可される。ただし、次の各号の一に該当する者は、実習を許可しない。

- (1) 大学の指示する条件を満たした個人損害賠償保険に加入していない者
- (2) 実習担当者会議で、本人の性行（生活態度・学習態度等）において実習を行うに不適当とみなした者

（実習の時期及び期間）

第4条 実習は、3年次（編入生については4年次）において行うものとし、実施時期については、実習先機関・施設と調整の上決定する。

2 社会福祉機関・施設等での社会福祉実習期間は、原則4週間（24日間）とする。

（単位の認定及び成績の評価）

第5条 実習における単位の認定及び成績の評価表示は、西九州大学学則第13条第1号及び第5号の規定を準用する。

附 則（平成21年1月22日）

この内規は、平成21年1月22日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月4日）

この内規は、平成22年4月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月6日）

1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成26年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年1月8日）

この内規は平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月21日）

1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成30年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学するものについては、なお従前の例による。

## 2. 社会福祉主事任用資格等 <社会福祉学科>

社会福祉主事任用資格

身体障害者福祉司任用資格

知的障害者福祉司任用資格

児童福祉司任用資格（卒業後1年以上、特定業務を行い取得できる資格）

児童指導員任用資格

社会福祉学科の所定の単位を修得すれば、上記の任用資格を得ることができます。

ただし、社会福祉主事任用資格については、以下のとおり履修しなければ、任用資格を得ることができません。

### [社会福祉主事任用資格取得の要件]

- ① 以下の指定科目に対応する科目の内3科目以上を修めて卒業をすること。
- ② 同一科目名のⅠ・Ⅱ（Ⅰ～Ⅳ）は併せて修得することにより1科目とします。

厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目一覧（該当科目及び読替科目相対表）

| No. | 厚生労働大臣の指定する科目名 | 社会福祉学科開講科目  |
|-----|----------------|---|
| 1   | 社会福祉概論         | 社会福祉原論Ⅰ・Ⅱ   |
| 2   | 社会福祉事業史        |   |
| 3   | 社会福祉援助技術論      | 相談援助の基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ<br>相談援助の理論と方法Ⅰ～Ⅳ<br>(上記2科目すべて修得すること) |
| 4   | 社会福祉調査論        | 社会調査の基礎   |
| 5   | 社会福祉施設経営論      | 福祉サービスの組織と経営  |
| 6   | 社会福祉行政論        | 福祉行財政論  |
| 7   | 社会保障論          | 社会保障論Ⅰ・Ⅱ  |
| 8   | 公的扶助論          | 公的扶助論   |
| 9   | 児童福祉論<br>家庭福祉論 | 児童・家庭福祉論  |
| 10  | 保育理論           |   |
| 11  | 身体障害者福祉論       | 障害者福祉論（左記2科目に該当）                                    |
| 12  | 知的障害者福祉論       |   |
| 13  | 精神障害者保健福祉論     | 精神保健福祉論Ⅰ・Ⅱ<br>精神保健学Ⅰ・Ⅱ<br>(上記いずれか1科目修得)             |
| 14  | 老人福祉論          | 高齢者福祉論  |
| 15  | 医療社会事業論        | 医療ソーシャルワーク  |
| 16  | 地域福祉論          | 地域福祉の理論と方法Ⅰ・Ⅱ                                       |
| 17  | 法学             | 法学  |
| 18  | 民法             |   |
| 19  | 行政法            |   |
| 20  | 経済学            |   |
| 21  | 社会政策           | 社会政策  |
| 22  | 経済政策           |   |
| 23  | 心理学            | 心理学Ⅰ・Ⅱ  |
| 24  | 社会学            | 社会理論と社会システム   |
| 25  | 教育学            |   |
| 26  | 倫理学            |   |
| 27  | 公衆衛生学          |   |
| 28  | 医学一般           | 人体の構造と機能及び疾病Ⅰ・Ⅱ                                     |
| 29  | リハビリテーション論     | リハビリテーション論  |
| 30  | 看護学            |   |
| 31  | 介護概論           | 介護論   |
| 32  | 栄養学            |   |
| 33  | 家政学            | 家政学概論   |

「社会福祉主事」は、都道府県、地方自治体及び福祉に関する事務所を設置する町村に配置される職で、児童、老人、障がい者等、さまざまな保護を必要とする方への援護、育成及び更生に関する業務を行います。

「身体障害者福祉司」は、都道府県、地方自治体等に配置される職で、身体障がい者への更生援護等、福祉に関わる業務を行います。

「知的障害者福祉司」は、都道府県、地方自治体等の知的障害者更生相談所や福祉事務所等に配置される職で、知的障がい者の福祉に関する援助や助言等の業務を行います。

「児童福祉司」は、都道府県等に配置される職で、児童の保護その他児童の福祉に関し、相談及び専門的技術に基づく必要な指導等の業務を行います。

「児童指導員」は、児童福祉施設に配置される職で、児童の生活指導に関する業務を行います。

※「任用資格」とは、特定の職業ないし職位に任用されるための資格のことです。特定の資格を取得すれば職業・職位として公称できるというものではなく、当該職務に任用・任命されて初めて効力を発揮する資格になります。

### 3. 社会調査士の資格

「社会調査士」は、様々な社会事象の変化や現状分析、問題の発見、その解決策に必要な情報収集、分析、分析のできる能力を有する「調査の専門家」のことです。具体的には、社会調査法、統計学や情報学の基本的知識を学び、さらに専門演習、専門実習で社会調査やフィールドワークの実践的調査能力を身につけます。

この資格の活かせる職場は、企業、官公庁、医療・福祉機関、まちづくり・村おこし研究所、新聞社、放送局などです。

上記の資格は、社会福祉学科において、「社福別表2」に示す科目を修得すれば、社会調査協会公認の資格を得ることができます。

(社福別表2)

| 授 業 科 目     | 履修単位 |
|-------------|------|
| 社会調査の基礎     | 2    |
| 健康福祉情報処理    | 2    |
| 情報処理入門      | 1    |
| 情報処理基礎      | 1    |
| 統計学の基礎      | 2    |
| 健康福祉統計法     | 2    |
| 専門演習（企業・団体） | 1    |
| 専門実習（企業・団体） | 2    |

### 4. レクリエーション・インストラクター資格

“楽しみを共にし”、“人と人”“人と自然”とのきずなづくりをする事をお手伝いします。全ての人が生きがいをもった生活を送れるよう、スポーツやカルチャー、福祉分野や野外活動、芸術・文化・学習活動などのレクリエーションを通して地域を活性化したり、心と体をリフレッシュしたり、楽しみながら自然と共生する生き方を提案したりします。その中でも、主に福祉や教育の分野（施設、学校、地域などの現場）で、レクリエーション活動の楽しさを通して心の元気づくりを支援します。

上記の資格は、「社福別表3」に示す科目の単位を修得すれば、(財)日本レクリエーション協会公認の資格を得ることができます。申請手続については、ガイダンス等で詳しく説明します。

(社福別表3)

| 授 業 科 目                     | 履修単位    |
|-----------------------------|---------|
| レクリエーション支援論                 | 2       |
| レクリエーション支援演習                | 2       |
| フィットネス・スポーツ                 | 1       |
| (★1) 社会福祉援助技術実習             | 4       |
| (★2) 社会福祉援助技術実習指導Ⅰ          | 2       |
| (★2) 社会福祉援助技術実習指導Ⅱ          | 2       |
| (★2) 社会福祉援助技術実習指導Ⅲ          | 2       |
| 学外事業参加(授業で指定する2つのイベントを必ず含む) | 5ポイント以上 |

◎上記(★1・2)に読み替え可能なコース及び科目

★1の読み替えについて

| 読み替え可能コース | 読み替え科目 | 履修単位 |
|-----------|--------|------|
| 介護福祉コース   | 介護実習Ⅱ  | 2    |

★2の読み替えについて

| 読み替え可能コース | 読み替え科目  | 履修単位 |
|-----------|---------|------|
| 介護福祉コース   | 介護総合演習Ⅱ | 1    |
|           | 介護総合演習Ⅲ | 1    |

## 5. 初級障がい者スポーツ指導員資格

多様な障害者のスポーツ活動に対応するため、専門的な知識を活かし、安全にスポーツ活動の援助を行うことにより、スポーツを通じて障害者の生活の質の向上に寄与します。

上記の資格は、次の授業科目、「社福別表4」の単位をすべて修得することにより、(財)日本障がい者スポーツ協会公認の資格を得ることができます。申請手続については、ガイダンス等で詳しく説明します。

(社福別表4)

| 授 業 科 目                                    | 講 義 | 実験実習 | 履修単位  |
|--|-----|------|-------|
| 健康運動科学                                     | ○   |      | 2     |
| フィットネス・スポーツ                                |     | ○    | 1     |
| ウェルネス・スポーツ                                 |     | ○    | 1     |
| 障害者福祉論                                     | ○   |      | 2     |
| レクリエーション支援論                                | ○   |      | 2     |
| リハビリテーション論                                 | ○   |      | 2     |
| 学外実習(県障害者スポーツ大会、スポレク祭など障害者スポーツ現場での指導・支援参加) |     | ○    | 6時間以上 |

「各コースのみに関係するもの」

### 1. 精神保健福祉士国家試験受験資格(精神保健福祉コースでのみ取得可能)

上記の国家試験受験資格は、本学の社会福祉学科においては、「社福別表5」に示す科目の単位を修得すれば、受験資格を得ることができます。

(社福別表5)

| 区分                            | 授業科目                     | 単位数       |
|-------------------------------|--------------------------|-----------|
| 基礎科目<br>(社会福祉士受験のための指定科目にて充当) | 人体の構造と機能及び疾病Ⅰ・Ⅱ          | 各2単位 計4単位 |
|                               | 社会福祉原論Ⅰ・Ⅱ                | 各2単位 計4単位 |
|                               | 相談援助の基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ           | 各2単位 計4単位 |
|                               | 心理学Ⅰ・Ⅱ                   | 各2単位 計4単位 |
|                               | 社会理論と社会システム              | 2単位       |
|                               | 福祉行財政論                   | 1単位       |
|                               | 福祉計画論                    | 1単位       |
|                               | 地域福祉の理論と方法Ⅰ・Ⅱ            | 各2単位 計4単位 |
|                               | 社会保障論Ⅰ・Ⅱ                 | 各2単位 計4単位 |
|                               | 公的扶助論                    | 2単位       |
|                               | 保健医療サービス                 | 2単位       |
|                               | 権利擁護と成年後見制度              | 2単位       |
|                               | 障害者福祉論                   | 2単位       |
|                               | 相談援助演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ          | 各1単位 計5単位 |
| 専門科目                          | 精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ | 各2単位 計8単位 |
|                               | 精神障害者の生活支援システム           | 2単位       |
|                               | 精神保健福祉相談援助の基盤(専門)        | 2単位       |
|                               | 精神疾患とその治療Ⅰ・Ⅱ             | 各2単位 計4単位 |
|                               | 精神保健学Ⅰ・Ⅱ                 | 各2単位 計4単位 |
|                               | 精神保健福祉論Ⅰ・Ⅱ               | 各2単位 計4単位 |
|                               | 精神保健福祉援助実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ        | 各2単位 計6単位 |
|                               | 精神保健福祉援助演習(専門)Ⅰ・Ⅱ        | 各1単位 計2単位 |
| 精神保健福祉援助実習                    | 5単位                      |           |

「精神保健福祉士」は、精神保健福祉士登録簿に登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談、その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者と定義されています。

### 精神保健福祉援助実習(精神保健福祉コース)希望者へ

精神保健福祉士国家試験受験資格を取得するためには、「精神保健福祉援助実習」の単位を修得し、厚生労働省が定めた科目の単位を全て修得することが義務付けられています。

精神保健福祉援助実習を希望する皆さんは、次のことに留意してください。

#### 1 実習機関について

精神保健福祉援助実習は、精神科病院、精神障害者が利用している障害者自立支援施設・相談支援機関等で行われます。

#### 2 実習希望機関の調査について

実習機関の希望調査は、3年次後期に実施します。なお、3年次に行われる社会福祉援助技術実習の単位を修得していることが前提となります。

#### 3 実習機関の選定について

実習機関の選定は、原則として大学が指定した機関から選んでいただきます。遠方に帰省して実習を

する場合は、帰省先の機関をあらたに希望することもできます。  
ただし、希望者が複数の場合には協議により希望を変更していただく場合があります。

#### 4 実習機関の決定について

実習機関の決定は、4年次前期です。決定後学生と機関との打ち合わせとなります。

#### 5 実習期間について

実習期間は、原則として4年次夏期休暇中の5週間で実施します。具体的な日程は、実習機関との協議で決定します。

(精神科医療機関3週間、障害者自立支援機関等2週間)

#### 6 実習費用について

精神保健福祉援助実習には、別途実習費が必要です。

### 〈精神保健福祉援助実習に関する履修内規〉

(趣旨)

第1条 この内規は、精神保健福祉援助実習に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 実習に行く学生には高い倫理観と社会性及び知識が求められる。そのため精神保健福祉援助実習を履修するには以下の各号に示す基準を満たしていなければならない。

- (1) 2年次から精神保健福祉コースに在籍し、実習前までに開講されるすべての専門教育科目の単位を取得していること(別表1参照)
- (2) 3年次までに、社会福祉援助技術実習を修了し評価されていること(社会福祉援助技術実習に関する履修内規を参照のこと)

(別表1) 精神保健福祉コース 専門科目

| 開講年次 | 科 目 名                | 単 位 数 |
|------|----------------------|-------|
| 1年次  | 相談援助の基礎と専門職Ⅰ・Ⅱ       | 各2    |
| 1年次  | 相談援助演習Ⅰ              | 1     |
| 1年次  | 精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ   | 2     |
| 2年次  | 精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ・Ⅲ | 各2    |
| 2年次  | 精神障害者の生活支援システム       | 2     |
| 2年次  | 精神保健福祉相談援助の基礎(専門)    | 2     |
| 2年次  | 相談援助演習Ⅱ・Ⅲ            | 各1    |
| 3年次  | 精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅳ   | 2     |
| 3年次  | 精神疾患とその治療Ⅰ・Ⅱ         | 各2    |
| 3年次  | 精神保健学Ⅰ・Ⅱ             | 各2    |
| 3年次  | 精神保健福祉論Ⅰ             | 2     |
| 3年次  | 精神保健福祉援助実習指導Ⅰ        | 2     |
| 3年次  | 相談援助演習Ⅳ・Ⅴ            | 各1    |

(精神保健福祉援助実習の許可)

第3条 前条の規定を満たす者は、精神保健福祉コース会議の議を経て、社会福祉学科会議の承認が得られれば、精神保健福祉援助実習を行うことが許可される。ただし、次の各号の一に該当する者は、精神保健福祉援助実習を許可しない。

- (1) 精神保健福祉援助実習費を納入していない者
- (2) 大学の指示する条件を満たした個人損害賠償保険に加入していない者

- (3) 精神保健福祉コース会議で、本人の性行（生活態度・学習態度等）において精神保健福祉援助実習を行うに不適当とみなした者
- (4) 当該年度に卒業の見込みがない者  
（精神保健福祉援助実習の時期及び期間）

第4条 精神保健福祉援助実習の時期は、原則として4年次夏休み期間中に実施する。  
ただし実習機関との都合等により場合によっては7月または10月に実施する場合もある。  
期間は5週間、計25日間とする。  
（単位の認定及び成績の評価）

第5条 精神保健福祉援助実習における単位の認定及び成績の評価表示は、西九州大学学則第13条第1号及び第5号の規定を準用する。

2 前項の判定において不合格となった場合の再履修については、第2条の定めるところによる。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在学する者及び平成24年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る精神保健福祉援助実習の履修資格については、この履修内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者及び平成30年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る精神保健福祉援助実習の履修資格については、この履修内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 2. 介護福祉士国家試験受験資格(介護福祉コースでのみ取得可能)

上記の国家試験受験資格は、社会福祉学科において、「社福別表6」に示す指定科目の単位を履修しておかなければなりません。

| 指定規則に定める教育内容          |                              | 本学学則授業科目     |     |     |
|-----------------------|------------------------------|--------------|-----|-----|
| 領 域                   | 教 育 内 容                      | 科 目 名        | 単位数 | 時間数 |
| 人間と社会                 | 人 間 の 尊 厳 と 自 立              | 人間論と現代思想     | 2   | 30  |
|                       | 人間関係とコミュニケーション               | 相談援助の理論と方法Ⅰ  | 2   | 30  |
|                       |                              | 福祉サービスの組織と経営 | 2   | 30  |
|                       | 社 会 の 理 解                    | 社会福祉原論Ⅰ      | 2   | 30  |
|                       |                              | 社会保障論Ⅰ       | 2   | 30  |
|                       |                              | 高齢者福祉論       | 2   | 30  |
|                       |                              | 障害者福祉論       | 2   | 30  |
|                       |                              | 権利擁護と成年後見制度  | 2   | 30  |
|                       |                              | 保健医療サービス     | 2   | 30  |
|                       | 人 間 と 社 会 に 関 す る<br>選 択 科 目 | 家政学概論        | 2   | 30  |
| 健康栄養学概論               |                              | 2            | 30  |     |
| 介 護 の 基 本             | 介護概論Ⅰ                        | 2            | 30  |     |
|                       | 介護概論Ⅱ                        | 2            | 30  |     |
|                       | 自立支援論                        | 2            | 30  |     |
|                       | 介護サービス利用者論                   | 2            | 30  |     |
|                       | 介護サービス論Ⅰ                     | 2            | 30  |     |
|                       | 介護サービス論Ⅱ                     | 2            | 30  |     |
| コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 技 術 | 相談援助演習Ⅱ                      | 1            | 30  |     |
|                       | 相談援助演習Ⅲ                      | 1            | 30  |     |



|             |                 |                   |     |       |
|-------------|-----------------|-------------------|-----|-------|
| 介 護         | 生 活 支 援 技 術     | 生活支援技術入門          | 1   | 30    |
|             |                 | 生活環境支援技術          | 1   | 30    |
|             |                 | 基礎生活支援技術Ⅰ         | 1   | 30    |
|             |                 | 基礎生活支援技術Ⅱ         | 1   | 30    |
|             |                 | 応用生活支援技術Ⅰ（高齢者）    | 1   | 30    |
|             |                 | 応用生活支援技術Ⅱ（障害者）    | 1   | 30    |
|             |                 | 応用生活支援技術Ⅲ（医療ニーズ）  | 1   | 30    |
|             |                 | 応用生活支援技術Ⅳ（認知症）    | 1   | 30    |
|             |                 | 応用生活支援技術Ⅴ（ターミナル期） | 1   | 30    |
|             | 家事生活支援技術        | 1                 | 30  |       |
|             | 介 護 過 程         | 介護過程入門            | 1   | 30    |
|             |                 | 介護過程演習Ⅰ           | 1   | 30    |
|             |                 | 介護過程演習Ⅱ           | 1   | 30    |
|             |                 | 介護過程演習Ⅲ           | 1   | 30    |
|             |                 | ケアマネジメント演習        | 1   | 30    |
|             | 介 護 総 合 演 習     | 介護総合演習Ⅰ           | 1   | 30    |
| 介護総合演習Ⅱ     |                 | 1                 | 30  |       |
| 介護総合演習Ⅲ     |                 | 1                 | 30  |       |
| 介護総合演習Ⅳ     |                 | 1                 | 30  |       |
| 介 護 実 習     | 介護実習Ⅰ           | 2                 | 90  |       |
|             | 介護実習Ⅱ           | 2                 | 90  |       |
|             | 介護実習Ⅲ           | 1                 | 45  |       |
|             | 介護実習Ⅳ           | 2                 | 90  |       |
|             | 介護実習Ⅴ           | 3                 | 180 |       |
| こころとからだのしくみ | 発 達 と 老 化 の 理 解 | 生涯発達心理学           | 2   | 30    |
|             |                 | 心理学Ⅰ              | 2   | 30    |
|             | 認 知 症 の 理 解     | 認知症の理解Ⅰ           | 2   | 30    |
|             |                 | 認知症の理解Ⅱ           | 2   | 30    |
|             | 障 害 の 理 解       | 介護論               | 2   | 30    |
|             |                 | 障害の理解             | 2   | 30    |
|             | こころとからだのしくみ     | 人体の構造と機能及び疾病Ⅰ     | 2   | 30    |
|             |                 | 人体の構造と機能及び疾病Ⅱ     | 2   | 30    |
| 心理学Ⅱ        |                 | 2                 | 30  |       |
| こころとからだのしくみ |                 | 2                 | 30  |       |
| 医 療 的 ケ ア   | 医療的ケアⅠ          | 2                 | 30  |       |
|             | 医療的ケアⅡ          | 2                 | 30  |       |
|             | 医療的ケア演習         | 1                 | 30  |       |
| 合 計         |                 |                   | 90  | 2,025 |

「介護福祉士」は、介護福祉士登録簿に登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者と定義されています。

#### 〈西九州大学介護福祉コースに関する規程〉

（目的）

第1条 この規程は、西九州大学学則（以下「学則」という。）第3条第2項の規定に基づき、介護福祉コース（以下「本コース」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定員及び学級数)

第2条 本コースの入学定員は20名(1学級)とし、収容定員は80名とする。

(入学及びコース選考)

第3条 本コースに入学することができる者は、学則第17条に定めるところによる。

2 学則第22条又は第23条の規定により編入学又は転入学した者は、本コースに入学することができない。

3 本コースへの所属選考は、2年次進級時に行う。

4 本コース希望者が前条に定める入学定員を超える場合は、面接、レポートなどにより本コースに所属する者を選考する。

(指定規則に定める各科目の授業時間数と学則に定める単位数との関係)

第4条 社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第4(第7条関係)に定める教育内容(各科目)に対比する学則別表第2(第7条第2項関係)の授業科目の単位数に係る授業時間数は、別表のとおりとする。

(授業)

第5条 前条に規定する別表の介護の領域に係る授業は、本コース単独で行う。

(他大学等における授業科目の履修等の取扱い)

第6条 別表の本学学則授業科目欄に掲げる科目については、本コース所属学生が学則第14条から第14条の3まで及び第30条の2に基づき、他の大学等において履修し、単位を修得しても本学における授業科目の履修等により修得したものであるものとしての単位の認定を行わない。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月18日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月18日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年度から平成25年度までの本コースの収容定員は、この規程による改正後の規程第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

| 収容定員 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|--------|--------|--------|
|      | 140名   | 120名   | 100名   |

附 則(平成23年2月21日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日に在学する者及び平成23年4月1日以降において在学者の属する年次に再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業時間数については、改正後の規程第4条に規定する別表にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則(平成24年2月7日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日に在学する者及び平成24年4月1日

附 則(平成26年6月16日)

1 この規程は平成26年4月1日から施行する

2 平成26年3月31日に在学する者及び平成26年4月1日以降において在学者の属する年次に再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業時間数については、改正後の規程第4条に規定する別表にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則(平成28年2月15日)

1 この規程は平成28年4月1日から施行する

2 平成28年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成28年4月1日以降において在学者の属する年次に再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業時間数については、改正後の規程第4条に規定する別表にかかわらず、なお従前の例によることができる。

## 〈介護実習に関する履修内規〉

(趣旨)

第1条 この内規は、介護実習Ⅰ、介護実習Ⅱ、介護実習Ⅲ、介護実習Ⅳ、介護実習Ⅴ(以下「介護実習」

という。)及び介護総合演習に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 介護実習を行う者は、以下の各号に示す基準をすべて満たさなければならない。

ただし、介護実習を再履修又は第4条第1項第1号から第3号に規定する実習時期に実習ができなかった者は、以下の各号に規定する基準をすべて満たし、かつ、介護福祉コース会議の議を経て、社会福祉学科会議の承認が得られれば、介護実習を行うことができる。

- (1) 社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表4に定める指定科目（以下「指定科目」という。）のうち、原則として当該介護実習を行う前年度までに開講された指定科目の単位をすべて修得していること。
- (2) 開講された指定科目に対する出席時間数が開講時間数の3分の2を満たしていること。
- (3) 前号の規定にかかわらず、介護実習については、出席時間数が開講時間数の5分の4に満たない者については、単位の認定を行わない。
- (4) 介護総合演習については、欠席を認めない。ただし、病気などの正当な理由により欠席した者は、補講を受けること。
- (5) 介護実習に関する書類、記録物等の提出期限が厳守されていること。

(介護実習の許可)

第3条 前条の規定を満たす者は、介護福祉コース会議の議を経て、社会福祉学科会議の承認が得られれば、介護実習を行うことが許可される。ただし、次の各号の一に該当する者は、介護実習を許可しない。

- (1) 介護実習費を納入していない者
- (2) 大学の指示する条件を満たした個人損害賠償保険に加入していない者
- (3) 介護福祉コース会議で、本人の性行（生活態度、学習態度等）において介護実習を行うに不適当とみなした者

(介護実習の時期及び期間・履習方法)

第4条 介護実習の時期及び期間は、それぞれ次の各号のとおり行うものとし、介護実習施設と調整の上決定する。なお、介護福祉コース担当教員が合議の上、実習配属に調整が必要であると判断した場合この限りではない。

- (1) 介護実習Ⅰの時期及び期間は、2年次の8月～9月に10日間行うものとする。
- (2) 介護実習Ⅱの時期及び期間は、2年次の2月に10日間行うものとする。
- (3) 介護実習Ⅲの時期及び期間は、2年次の3月に5日間行うものとする。
- (4) 介護実習Ⅳの時期及び期間は、3年次の2月～3月に10日間行うものとする。
- (5) 介護実習Ⅴの時期は、4年次の8月～9月に22日間行うものとする。

実習Ⅳを履修しようとする者は、実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを修了した者でなければならない。

実習Ⅴを履修しようとする者は、実習Ⅳを修了した者でなければならない。

2 介護実習の再履修及び第4条第1項第1号から第3号に規定する実習時期に実習できなかった者の実習期間及び時期は、前項の定めるところによる。ただし、介護実習Ⅴについては、4年次の8月から9月までに実習を行わなければならない。

(単位の認定及び成績の評価)

第5条 介護実習における単位の認定及び成績の評価表示は、西九州大学学則第13条第1号及び第4号の規定を準用する。

2 前項の判定において不合格となった場合の再履修については、第2条の定めるところによる。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

## スポーツ健康福祉学科関係

### 1. 健康運動実践指導者受験資格

健康づくりのための運動指導者に与えられる称号の一つで、医学的基礎知識、運動生理学の知識、健康づくりのための運動指導の知識・技術等を持ち、健康づくりを目的として作成された運動プログラムに基づき、ジョギング、エアロビック・ダンス、水泳及び水中運動等のエアロビック・エクササイズ、ストレッチング、筋力、筋持久力トレーニング等の補強運動を自ら示せる実技能力を、特に集団に対する運動指導技術に長けた者に与えられます。

主として、健康増進センター、保健所、市町村保健センター、民間健康増進施設（フィットネスクラブ等の健康づくりのための運動を行うための施設）などにおいて、健康づくりのための実践的指導に従事している者又は従事しようとしている者がこの資格を取得しています。最近では、病院、老人福祉施設、介護保健施設や介護予防事業等で活躍している者の増加が目立っております。

上記の受験資格は、指定授業科目（スポ健別表1を参照）をすべて取得し、所定の申請をすることによって（財）健康・体力づくり事業財団の同受験資格を得ることができます。試験に合格し、財団の健康運動実践指導者台帳への登録申請をすることで、この称号を取得することができます。

健康運動実践指導者の受験手続の方法等については、ガイダンス等において詳しく説明します。

### 2. 健康運動指導士受験資格

保健医療関係者と連携しつつ安全で効果的な運動を実施するための運動プログラム作成及び実践指導計画の調整等を行う役割を担う者をいいます。今日、生活習慣病予防が生涯を通じた個人の健康づくりだけでなく、中長期的な医療費適正化対策の柱の一つとして位置づけられており、今後展開される本格的な生活習慣病対策においては、一次予防に留まらず二次予防も含めた健康づくりのための運動を指導する専門家の必要性が増しており、とくに平成20年度から実施の特定健診・特定保健指導において運動・身体活動支援を担うことについて、健康運動指導士への期待がますます高まっているところです。

上記の受験資格は、指定授業科目（スポ健別表1を参照）をすべて取得し、所定の申請をすることによって（財）健康・体力づくり事業財団の同受験資格を得ることができます。試験に合格し、財団の健康運動指導士への登録申請をすることで、この称号を取得することができます。健康運動指導士の受験手続の方法等については、ガイダンス等において詳しく説明します。

（スポ健別表1）

| 授 業 科 目            | 講義 | 演習<br>実習 | 履修<br>単位 | 健康運動<br>実践<br>指導者 | 健康運動<br>指導士 |
|--------------------|----|----------|----------|-------------------|-------------|
| フィットネス・スポーツ        |    | ○        | 1        | ○                 | ○           |
| ウェルネス・スポーツ         |    | ○        | 1        | ○                 | ○           |
| 人体の構造と機能及び疾病Ⅱ      | ○  |          | 2        |                   | ○           |
| 生理学（運動生理学を含む）      | ○  |          | 2        | ○                 | ○           |
| バイオメカニクス           | ○  |          | 2        | ○                 | ○           |
| スポーツ心理学            | ○  |          | 2        | ○                 |             |
| メンタルマネジメント         | ○  |          | 2        |                   | ○           |
| スポーツ栄養学            | ○  |          | 2        | ○                 | ○           |
| 健康管理学              | ○  |          | 2        |                   | ○           |
| 救急処置（学校安全を含む）      |    | ○        | 2        | ○                 | ○           |
| 運動方法学演習4（水泳）       |    | ○        | 1        | ○                 | ○           |
| 運動方法学演習10（健康体力づくり） |    | ○        | 1        | ○                 | ○           |
| 運動処方               |    | ○        | 2        | ○                 | ○           |
| 運動負荷試験             |    | ○        | 2        |                   | ○           |
| 測定評価               |    | ○        | 2        | ○                 | ○           |
| 健康体力づくり論           | ○  |          | 2        | ○                 | ○           |
| 健康産業施設等現場実習        |    | ○        | 2        |                   | ○           |

## 〈健康産業施設等現場実習に関する履修内規〉

(趣旨)

第1条 この内規は、健康産業施設等現場実習（以下、「実習」という。）に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 実習を行う者は、健康運動指導士受験資格のための指定授業科目（スポ健別表1）の内、実習以外の科目を修得または修得見込みであること。

(実習の許可)

第3条 次の各号に該当する者は、実習を許可しない。

- (1) 実習費を納入していない者
- (2) 大学の指定する条件を満たした個人損害賠償保険に加入していない者
- (3) 学科会議で、本人の性行（生活態度・学習態度等）において実習を行うに不相当とみなした者
- (4) 当該年度に卒業の見込みがない者

(単位の認定及び成績の評価)

第4条 実習における単位の認定及び成績の評価表示は、西九州大学学則第13条第1号及び第5号の規定を準用する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

### 3. 初級・中級障がい者スポーツ指導員資格

多様な障害者のスポーツ活動に対応するため、専門的な知識を活かし、安全にスポーツ活動の援助を行うことにより、スポーツを通じて障害者の生活の質の向上に寄与します。

上記の資格は、次の授業科目、「スポ健別表2」の単位を取得することにより、(財)日本障がい者スポーツ協会公認の資格を得ることができます。申請手続については、ガイダンス等で詳しく説明します。

(スポ健別表2)

| 授 業 科 目                                    | 講義 | 演習・実習 | 履修単位 | 初級    | 中級     |
|--|----|-------|------|-------|--------|
| 健康運動科学                                     | ○  |       | 2    | ○     | ○      |
| フィットネス・スポーツ                                |    | ○     | 1    | ○     | ○      |
| ウェルネス・スポーツ                                 |    | ○     | 1    | ○     | ○      |
| 障害者福祉論                                     | ○  |       | 2    | ○     | ○      |
| レクリエーション支援論                                | ○  |       | 2    | ○     | ○      |
| リハビリテーション論                                 | ○  |       | 2    | ○     | ○      |
| スポーツ文化論                                    | ○  |       | 2    |       | ○      |
| 障害の理解                                      | ○  |       | 2    |       | ○      |
| ユニバーサルデザイン各論                               | ○  |       | 2    |       | ○      |
| スポーツ心理学                                    | ○  |       | 2    |       | ○      |
| スポーツ栄養学                                    | ○  |       | 2    |       | ○      |
| スポーツ医学                                     | ○  |       | 2    |       | ○      |
| トレーニング論                                    | ○  |       | 2    |       | ○      |
| 救急処置（学校安全を含む）                              |    | ○     | 2    |       | ○      |
| 運動方法学演習4（水泳）                               |    | ○     | 1    |       | ○      |
| 運動方法学演習11（アダプテッド・スポーツ）                     |    | ○     | 1    |       | ○      |
| アダプテッド・スポーツ論                               | ○  |       | 2    |       | ○      |
| 発育発達とスポーツ                                  | ○  |       | 2    |       | ○      |
| 学外実習（県障害者スポーツ大会、スポレク祭など障害者スポーツ現場での指導・支援参加） |    | ○     |      | 6時間以上 | 86時間以上 |

### 4. レクリエーション関連資格

“楽しみを共にし”、“人と人”“人と自然”とのきずなづくりをする事をお手伝いします。全ての人生きがいをもった生活を送れるよう、スポーツやカルチャー、福祉分野や野外活動、芸術・文化・学習活動などのレクリエーション活動を通して地域を活性化したり、心と体をリフレッシュしたり、楽しみな

がら自然と共生する生き方を提案したりします。

「スポ健別表3」に示す科目の単位を修得すれば、(財)日本レクリエーション協会公認の資格レクリエーション・インストラクター(レク・イン)、スポーツ・レクリエーション指導者(スポ・レク)を得ることができます。申請手続については、ガイダンス等で詳しく説明します。

レクリエーション・インストラクター(レク・イン)は、主に福祉や教育の分野(施設、学校、地域などの現場)で、レクリエーション活動の楽しさを通して心の元気づくりを支援します。

スポーツ・レクリエーション指導者(スポ・レク)は、スポーツ未実施者を掘起し、彼らが日常的にスポ・レク活動を継続できるようになるための楽しくするための指導を行います。

(スポ健別表3)

| 授業科目                            | 講義 | 演習・実習 | 履修単位     | レク・イン | スポ・レク |
|---------------------------------|----|-------|----------|-------|-------|
| フィットネス・スポーツ                     |    | ○     | 1        | ○     | ○     |
| レクリエーション支援論                     | ○  |       | 2        | ○     | ○     |
| レクリエーション支援演習                    |    | ○     | 2        | ○     | ○     |
| 地域スポーツ実践演習Ⅰ                     |    | ○     | 2        |       | ○     |
| 地域スポーツ実践演習Ⅱ                     |    | ○     | 2        | ○     |       |
| 学外事業参加<br>(授業で指定する2つのイベントを必ず含む) |    | ○     | 5ポイント以上※ | ○     | ○     |

※レク・イン、スポ・レク両方取得の場合は5ポイント以上を流用できます。

## 5. 公認スポーツ指導者

公認スポーツ指導者資格取得に必要な各スポーツの専門科目については、公益財団法人日本スポーツ協会の当該競技団体が所管し養成しています。その中の共通科目については、日本スポーツ協会が定める免除適応コースごと(資格の種類)に指定されたカリキュラムと同等の教育課程を履修し、日本スポーツ協会の審査を経て「公認スポーツ指導者養成講習会講習・試験免除承認システム」の承認を受けることができます。本学においても、当該教育課程を履修した者は、卒業時に大学を通じ(公財)日本スポーツ協会に修了証明書の発行等所定の手続きをすることにより、公認スポーツ指導者養成講習会受講時に講習・試験の免除を受けることができます。

申請手続き等については、ガイダンス等で詳しく説明します。

(スポ健別表4)

| 授業科目               | 講義 | 演習・実習 | 履修単位 | 共 | SP | Jr |
|--------------------|----|-------|------|---|----|----|
| スポーツ文化論            | ○  |       | 2    | ○ |    |    |
| 運動学(運動方法学を含む)      | ○  |       | 2    | ○ |    |    |
| コーチング学             | ○  |       | 2    | ○ |    |    |
| スポーツ心理学            | ○  | ○     | 2    | ○ | ○  | ○  |
| メンタルマネジメント         | ○  |       | 2    | ○ |    |    |
| スポーツ社会学            | ○  |       | 2    | ○ |    | ○  |
| スポーツマネジメント論        | ○  |       | 2    | ○ |    |    |
| スポーツ行政学            | ○  |       | 2    | ○ |    |    |
| スポーツ栄養学            | ○  |       | 2    | ○ |    | ○  |
| スポーツ医学             | ○  |       | 2    | ○ |    | ○  |
| トレーニング論            | ○  |       | 2    | ○ | ○  |    |
| 救急処置(学校安全を含む)      | ○  |       | 2    | ○ |    |    |
| アダプテッド・スポーツ論       | ○  |       | 2    | ○ |    |    |
| 発育発達とスポーツ          | ○  |       | 2    | ○ |    | ○  |
| フィットネス・スポーツ        |    | ○     | 1    |   | ○  |    |
| 運動方法学演習2(器械体操)     |    | ○     | 1    |   |    |    |
| 運動方法学演習3(陸上)       |    | ○     | 1    |   |    |    |
| 運動方法学演習4(水泳)       |    | ○     | 1    |   |    |    |
| 運動方法学演習9(ダンス)      |    | ○     | 1    |   |    |    |
| 運動方法学演習10(健康体力づくり) |    | ○     | 1    |   | ○  |    |
| 測定評価               |    | ○     | 2    |   | ○  |    |
| 健康体力づくり論           | ○  | ○     | 2    |   | ○  |    |
| 地域スポーツ実践演習Ⅱ        |    | ○     | 2    |   |    | ○  |
| レクリエーション支援演習       |    | ○     | 2    |   |    | ○  |

※共：共通科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

SP：スポーツプログラマー

Jr：ジュニアスポーツ指導員

## 6. 社会福祉士国家試験受験資格 <<スポーツ健康福祉学科>>

上記の国家試験受験資格は、本学のスポーツ健康福祉学科においては、「スポ健別表5」に示す指定科目の単位を修得すれば、取得することができます。

(スポ健別表5)

|                              | 単位数   | 指定科目          | 学科推奨履修モデル |
|------------------------------|-------|---------------|-----------|
| 人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法       |       |               |           |
| 人体の構造と機能及び疾病Ⅰ・Ⅱ              | 各2    | 3科目のうち<br>1科目 | ○         |
| 心理学Ⅰ・Ⅱ                       | 各2    |               | ○         |
| 社会理論と社会システム                  | 2     |               | ○         |
| 社会調査の基礎                      | 2     | ○             | ○         |
| 総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術 |       |               |           |
| 相談援助の基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ               | 各2    | ○             | ○         |
| 相談援助の理論と方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ            | 各2    | ○             | ○         |
| 地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術        |       |               |           |
| 地域福祉の理論と方法Ⅰ・Ⅱ                | 各2    | ○             | ○         |
| 福祉行財政論・福祉計画論                 | 各1    | ○             | ○         |
| 福祉サービスの組織と経営                 | 2     | ○             | ○         |
| 福祉サービスに関する知識                 |       |               |           |
| 社会福祉原論Ⅰ・Ⅱ                    | 各2    | ○             | ○         |
| 社会保障論Ⅰ・Ⅱ                     | 各2    | ○             | ○         |
| 高齢者福祉論・介護論                   | 各2    | ○             | ○         |
| 障害者福祉論                       | 2     | ○             | ○         |
| 児童・家庭福祉論                     | 2     | ○             | ○         |
| 公的扶助論                        | 2     | ○             | ○         |
| 保健医療サービス                     | 2     | ○             | ○         |
| 就労支援サービス                     | 1     | 3科目のうち<br>1科目 | ○         |
| 権利擁護と成年後見制度                  | 2     |               | ○         |
| 更生保護制度                       | 1     |               | ○         |
| 実習・演習                        |       |               |           |
| 相談援助演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ              | 各1    | ○             | ○         |
| 社会福祉援助技術実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ            | 各2    | ○             | ○         |
| 社会福祉援助技術実習                   | 4     | ○             | ○         |
| 合 計                          | 71 単位 | 18 科目         | 22 科目     |

「社会福祉士」は、社会福祉士登録簿に登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者と定義されています。

### 国家試験受験希望者へ

社会福祉士国家試験の受験を希望する者は、スポ健別表5に示す学科推奨の履修モデル、及び履修科目・学年配当一覧の資格必修選択区分に沿って科目を履修してください。又、4年次に社会福祉学科で開講する「社会福祉特講Ⅰ・Ⅱ」にて、国家試験に関する手続き・指導等を行いますので、合わせて履修するようにしてください（必修）。

### 実習に関連する科目について

(1) 「社会福祉援助技術実習指導Ⅰ」：選択科目

#### 履修年次：2年次

- 目 的：①社会福祉施設／機関についての理解を深める。  
②学生・社会人として責任ある態度や姿勢を身につける。

- ③「実習」の履修に関する選択を行う。
- ④実習希望先を決定し、必要な事務手続きをする。
- ⑤自己学習を通して、実習を希望する施設・機関についての知識を深める。
- ⑥実習希望先で何をどのように学びたいかを明確にする。

内 容：全体講義、外部講師による講義、見学実習、施設体験学習など。  
 評 価：下記の課題及び実習に関する各種手続きによる評価を行う。

- 課題 ①外部講師講義の感想文  
 ②見学実習・レポート  
 ③施設体験学習Ⅰ（指定施設での18時間以上の活動）・レポート  
 ④施設体験学習Ⅱ（指定施設での30時間以上の活動）・レポート  
 ⑤実習報告会への参加及びレポート

\*課題②③④それぞれの評価が基準に満たない場合や出席回数が規定回数に満たない場合は、他の課題の達成状況にかかわらずD評価（不可）となる。

\*本科目の履修中に「実習を希望しない」と選択、もしくは次年度の実習が不可とされた場合は、本科目の成績評価は行わない。

## (2) 「社会福祉援助技術実習指導Ⅱ・Ⅲ」：選択科目

履修年次：3年次

対 象：「実習指導Ⅰ」の単位を修得し、当該年度に施設・機関で実習を行う者

- 目 的：①実習予定施設・機関に関する事前学習を行う。  
 ②実習生としての姿勢・態度を身につける。  
 ③社会福祉専門職としての価値・倫理の再確認を行う。  
 ④実習後の報告及び振り返りを行う。

内 容：全体講義、外部講師による講義、個別・班別指導など。

評 価：課題により評価を行う。

\*出席回数が規定回数に満たない場合は、成績評価を行わない。

\*本科目の履修中に実習を中止または年度を越えて延期する場合は、本科目の成績評価は行わない。

## (3) 「社会福祉援助技術実習」：選択科目

履修年次：3年次

対 象：「実習指導Ⅰ」の単位を修得し、当該年度に施設・機関で実習を行う者

- 目 的：①社会福祉専門職としての価値・倫理を身につける。  
 ②社会福祉専門職としての知識を深める。  
 ③社会福祉専門職としての技術を身につける。

内 容：実習施設・機関において、所定期間（24日間）の実習及び課題を行う

時期・期間：原則夏休み期間中

\*施設・機関等の都合により異なる場合もある。

1 施設にて原則24日間

施設・機関：「厚生省告示第203号」に定められた指定施設及び事業

厚生労働省告示最新号改正に定められた指定施設及び事業

\*実習施設・機関は、希望調査に基づいて決定する。ただし、実習先等との調整により希望施設・機関からの承諾が得られない場合は、実習担当教員との面談後、再度調整を行う。

選考試験：行政機関及び児童関連施設での実習は、選考試験の結果を基に決定する。

実習地域：原則、佐賀・福岡・長崎・熊本・大分県（離島を除く）

履修制限・中止：以下のいずれかに該当する場合は、「実習」の履修を制限・中止することがある。

- ①《社会福祉援助技術実習に関する履修内規》に示されている科目の単位が取得できていな



- い場合、または、取得単位数が在籍年次において著しく不足している場合。
- ②実習の事前学習や準備、守秘義務・職業倫理等の理解が不十分な場合。
- ③学生本人からの中止や取り消しの申し出があった場合。
- \* 学生からの申し出による実習の中止や取り消しは、実習担当教員及び指導教員との話し合い後、事務手続きを経て、決定する。
- \* 「実習」の中止や取り消しなどの後、再履修をする場合は、原則次年度以降の履修となる。

#### ＝損害賠償保険について＝

実習に関連する科目では、大学外での体験活動（見学実習、ボランティア体験、配属実習など）を通して、福祉サービス利用者との直接的なかかわりを持つことが中心となります。そのため、本学ではこれらの科目の履修及び実習施設・機関の実習配属条件として、補償金額が1億円の個人賠償責任の保険への加入を義務づけています。

#### 社会福祉援助技術実習に関する履修内規

（趣旨）

第1条 この内規は、社会福祉援助技術実習（以下、「実習」という。）に関し必要な事項を定める。

（資格）

第2条 実習を行う者は、社会福祉士国家試験受験資格に定める科目のうち、次の科目を実習予定の前年度までに修得していなければならない。ただし、編入生に関してはこの限りではない。

社会福祉原論Ⅰ、社会福祉原論Ⅱ、人体の構造と機能及び疾病Ⅰ、人体の構造と機能及び疾病Ⅱ、心理学Ⅰ、心理学Ⅱ、社会理論と社会システム、相談援助の基盤と専門職Ⅰ、相談援助の基盤と専門職Ⅱ、相談援助の理論と方法Ⅰ、社会保障論Ⅰ、高齢者福祉論、障害者福祉論、児童・家庭福祉論、相談援助演習Ⅰ、相談援助演習Ⅱ、社会福祉援助技術実習指導Ⅰ

（実習の許可）

第3条 前条の規定を満たす者は、実習担当者会議の議を経て、各学科会議の承認が得られれば、実習を行うことが許可される。ただし、次の各号の一に該当する者は、実習を許可しない。

- (1) 大学の指示する条件を満たした個人損害賠償保険に加入していない者
- (2) 実習担当者会議で、本人の性行（生活態度・学習態度等）において実習を行うに不適当とみなした者

（実習の時期及び期間）

第4条 実習は、3年次（編入生については4年次）において行うものとし、実施時期については、実習先機関・施設と調整の上決定する。

2 社会福祉機関・施設等での社会福祉実習期間は、原則4週間（24日間）とする。

（単位の認定及び成績の評価）

第5条 実習における単位の認定及び成績の評価表示は、西九州大学学則第13条第1号及び第5号の規定を準用する。

附 則（平成27年1月8日）

この内規は平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月21日）

- 1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成30年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

#### 7. 社会調査士の資格《スポーツ健康福祉学科》

「社会調査士」は、様々な社会事象の変化や現状分析、問題の発見、その解決策に必要な情報収集、分析、分析のできる能力を有する「調査の専門家」のことです。具体的には、社会調査法、統計学や情報学の

基本的知識を学び、さらに専門演習、専門実習で社会調査やフィールドワークの実践的調査能力を身につけます。

この資格の活かせる職場は、企業、官公庁、医療・福祉機関、まちづくり・村おこし研究所、新聞社、放送局などです。

上記の資格は、社会福祉学科、スポーツ健康福祉学科において、「スポ健別表6」に示す科目を取得すれば、社会調査協会公認の資格を得ることができます。

(スポ健別表6)

| 授 業 科 目                   | 履修単位 |
|---------------------------|------|
| 社会調査の基礎                   | 2    |
| 健康福祉情報処理                  | 2    |
| 情報処理入門                    | 1    |
| 情報処理基礎                    | 1    |
| 統計学の基礎                    | 2    |
| 健康福祉統計法                   | 2    |
| 専門演習(企業・団体) <sup>※1</sup> | 1    |
| 専門実習(企業・団体) <sup>※1</sup> | 2    |

※1 スポーツ健康福祉学科の学生は、社会福祉学科専門教育科目「専門演習(企業・団体)」「専門実習(企業・団体)」の2科目について、他学部他学科の専門教育科目履修(10単位まで認める)を利用し、履修登録を行う必要があります。

## 8. 社会福祉主事任用資格等 <スポーツ健康福祉学科>

社会福祉主事任用資格

身体障害者福祉司任用資格

知的障害者福祉司任用資格

児童福祉司任用資格(卒業後1年以上、特定業務を行い取得できる資格)

児童指導員任用資格

スポーツ健康福祉学科の所定の単位を修得すれば、上記の任用資格を得ることができます。

ただし、社会福祉主事任用資格については、以下のとおり履修しなければ、任用資格を得ることができません。

### [社会福祉主事任用資格取得の要件]

- ① 以下の指定科目に対応する科目の内3科目以上を修めて卒業をすること。
- ② 同一科目名のⅠ・Ⅱ(Ⅰ～Ⅳ)は併せて修得することにより1科目とします。

厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目一覧(該当科目及び読替科目相対表)

| No. | 厚生労働大臣の指定する科目名 | スポーツ健康福祉学科開講科目                                      |
|-----|----------------|---|
| 1   | 社会福祉概論         | 社会福祉原論Ⅰ・Ⅱ   |
| 2   | 社会福祉事業史        |   |
| 3   | 社会福祉援助技術論      | 相談援助の基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ<br>相談援助の理論と方法Ⅰ～Ⅳ<br>(上記2科目すべて修得すること) |
| 4   | 社会福祉調査論        | 社会調査の基礎   |
| 5   | 社会福祉施設経営論      | 福祉サービスの組織と経営  |
| 6   | 社会福祉行政論        | 福祉行財政論  |
| 7   | 社会保障論          | 社会保障論Ⅰ・Ⅱ  |
| 8   | 公的扶助論          | 公的扶助論   |
| 9   | 児童福祉論<br>家庭福祉論 | 児童・家庭福祉論  |

|    |            |                  |
|----|------------|------------------|
| 10 | 保育理論       |                  |
| 11 | 身体障害者福祉論   | 障害者福祉論（左記2科目に該当） |
| 12 | 知的障害者福祉論   |                  |
| 13 | 精神障害者保健福祉論 |                  |
| 14 | 老人福祉論      | 高齢者福祉論           |
| 15 | 医療社会事業論    |                  |
| 16 | 地域福祉論      | 地域福祉の理論と方法Ⅰ・Ⅱ    |
| 17 | 法学         | 法学               |
| 18 | 民法         |                  |
| 19 | 行政法        |                  |
| 20 | 経済学        |                  |
| 21 | 社会政策       |                  |
| 22 | 経済政策       |                  |
| 23 | 心理学        | 心理学Ⅰ・Ⅱ           |
| 24 | 社会学        | 社会理論と社会システム      |
| 25 | 教育学        |                  |
| 26 | 倫理学        |                  |
| 27 | 公衆衛生学      |                  |
| 28 | 医学一般       | 人体の構造と機能及び疾病Ⅰ・Ⅱ  |
| 29 | リハビリテーション論 | リハビリテーション論       |
| 30 | 看護学        |                  |
| 31 | 介護概論       | 介護論              |
| 32 | 栄養学        |                  |
| 33 | 家政学        |                  |

「社会福祉主事」は、都道府県、地方自治体及び福祉に関する事務所を設置する町村に配置される職で、児童、老人、障がい者等、さまざまな保護を必要とする方への援護、育成及び更生に関する業務を行います。

「身体障害者福祉司」は、都道府県、地方自治体等に配置される職で、身体障がい者への更生援護等、福祉に関わる業務を行います。

「知的障害者福祉司」は、都道府県、地方自治体等の知的障害者更生相談所や福祉事務所等に配置される職で、知的障がい者の福祉に関する援助や助言等の業務を行います。

「児童福祉司」は、都道府県等に配置される職で、児童の保護その他児童の福祉に関し、相談及び専門的技術に基づく必要な指導等の業務を行います。

「児童指導員」は、児童福祉施設に配置される職で、児童の生活指導に関する業務を行います。

※「任用資格」とは、特定の職業ないし職位に任用されるための資格のことです。特定の資格を取得すれば職業・職位として公称できるというものではなく、当該職務に任用・任命されて初めて効力を発揮する資格になります。

## リハビリテーション学科関係

リハビリテーション学科は、理学療法学専攻、作業療法学専攻の2つの専攻に分けられています。各専攻で取得できる資格が異なります。また、両専攻とも所定の科目を履修することで、園芸療法士の資格が認定されます。

### 1. 理学療法士国家試験受験資格

リハビリテーション学科理学療法学専攻のカリキュラムに組み込まれた所定の卒業要件単位を修得すれば、理学療法士国家試験受験資格を取得することができます。

### 2. 作業療法士国家試験受験資格

リハビリテーション学科作業療法学専攻のカリキュラムに組み込まれた所定の卒業要件単位を修得すれば、作業療法士国家試験受験資格を取得することができます。

#### 《関係法令：理学療法士及び作業療法士法（抜粋）》

##### 〔定義〕

第二条 この法律で「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。

2 この法律で「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。

3 この法律で「理学療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者をいう。

4 この法律で「作業療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者をいう。

##### 〔免許〕

第三条 理学療法士又は作業療法士になろうとする者は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許（以下、「免許」という。）を受けなければならない。

##### 〔欠格事由〕

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、理学療法士又は作業療法士の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者

三 心身の障害により理学療法士又は作業療法士の業務を適正に行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの。

四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

##### 〔理学療法士名簿及び作業療法士名簿〕

第五条 厚生労働省に理学療法士名簿及び作業療法士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

##### 〔登録及び免許証の交付〕

第六条 免許は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格した者の申請により、理学療法士名簿又は作業療法士名簿に登録することによって行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、理学療法士免許証又は作業療法士免許証を交付する。

\*二項の「免許証」の様式＝規則四

##### 〔免許の取消し等〕

第七条 理学療法士又は作業療法士が、第四条各号のいずれかに該当するに至ったときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、理学療法士又は作業療法士について前項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。
- 3 第一項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条の規定を準用する。
- 4 厚生労働大臣は、第一項又は前項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ医道審議会の意見を聴かなければならない。

\*「医道審議会」=厚労設一〇、平一二政令二八五（医道審議会令）

罰則=法二二1

〔試験の目的〕

第九条 理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験は、理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能について行なう。

〔試験の実施〕

第一〇条 理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

\*「試験」科目=規則八 受験の申請=規則一〇

〔理学療法士国家試験の受験資格〕

第十一条 理学療法士国家試験は、次の各号のいずれか該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、三年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 二 作業療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの
- 三 外国の理学療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

\*一・二号の「文部科学省令・厚生労働省令」=昭四一文厚令三（理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則）二

〔作業療法士国家試験の受験資格〕

第十二条 作業療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、三年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 二 理学療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、二年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの
- 三 外国の作業療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で作業療法士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

\*一・二号の「文部科学省令・厚生労働省令」=昭四一文厚令三（理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則）三

〔不正行為の禁止〕

第十三条 理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験を受けることを許さないことができる。

〔秘密を守る義務〕

第十六条 理学療法士又は作業療法士は、正当な理由がある場合を除き、その義務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。理学療法士又は作業療法士でなくなった後においても、同様とする。

\* 罰則 = 法二一

〔名称の使用制限〕

第十七条 理学療法士でない者は、理学療法士という名称又は機能療法士その他理学療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。

2 作業療法士でない者は、作業療法士という名称又は職能療法士その他作業療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。

\* 罰則 = 法二二2

### 3. 園芸療法士（理学療法学専攻、作業療法学専攻）

#### 園芸療法士資格認定に関する規程

（資格の授与）

第1条 一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「本協会」という。）は、本規程に定める要件を満たした者に園芸療法士の資格を授与する。

（資格の使用）

第2条 園芸療法士の資格は、本協会の資格認定証を授与された者でなければ、使用することができない。

（資格の取得）

第3条 園芸療法士の資格を取得しようとする者は、当該大学（短期大学及び専攻科を含む。以下同じ。）において、次に示す必修科目及び選択科目合わせて24単位以上を履修し、単位修得するものでなければならない。

#### 1. 必修科目（4科目 8単位）

| 科目名    | 授業形態 | 単位数 | 大学における必修・選択別 |    |
|--------|------|-----|--------------|----|
|        |      |     | PT           | OT |
| 園芸論    | 講義   | 2   | 選択           | 選択 |
| 園芸療法論  | 講義   | 2   | 選択           | 必修 |
| 園芸療法実習 | 実習   | 2   | 選択           | 選択 |
| ガーデニング | 演習   | 2   | 選択           | 選択 |

#### 2. 選択科目（8科目 16単位以上）

| 科目名           | 授業形態 | 単位数 |    | 大学における必修・選択別 |    | 協会規定の課目名          |
|---------------|------|-----|----|--------------|----|-------------------|
|               |      | PT  | OT | PT           | OT |                   |
| 地域作業療法学       | 講義   |     | 1  |              | 必修 | 障害者福祉             |
| 職業関連活動        | 講義   |     | 1  |              | 必修 |                   |
| 地域理学療法学Ⅰ      | 講義   | 2   |    | 必修           |    | 障害者・高齢者レクリエーション実技 |
| レクリエーション論     | 講義   | 2   | 2  | 選択           | 選択 |                   |
| 地域作業療法学演習Ⅰ    | 演習   |     | 1  |              | 必修 | 福祉機器演習            |
| 精神医学Ⅰ         | 講義   | 2   | 2  | 必修           | 必修 | 心の障害者の心理          |
| 老年医学          | 講義   | 2   | 2  | 選択           | 必修 | 高齢者の医学            |
| 神経内科学Ⅰ        | 講義   | 1   | 1  | 必修           | 必修 | 障害者の医学            |
| 整形外科Ⅰ         | 講義   | 1   | 1  | 必修           | 必修 |                   |
| 精神医学Ⅱ         | 講義   | 2   | 2  | 選択           | 必修 | 精神医学              |
| 作業療法学概論       | 講義   |     | 2  |              | 必修 | 作業療法              |
| 理学療法学概論       | 講義   | 1   |    | 必修           |    | 理学療法              |
| 基礎理学療法学       | 講義   | 2   |    | 必修           |    |                   |
| リハビリテーションと心理学 | 講義   | 2   | 2  | 必修           | 必修 | コミュニケーション論        |
| 日常生活活動学       | 講義   | 2   | 1  | 必修           | 必修 | 大学が必要と判断して設置する科目  |
| 神経障害理学療法学実習   | 演習   | 1   |    | 必修           |    |                   |
| 老年期障害作業療法学    | 講義   |     | 2  |              | 必修 |                   |
| 身体障害作業療法学演習   | 演習   |     | 1  |              | 必修 |                   |

## 子ども学科関係

子ども学科では、必要な単位を修得することで、幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許、特別支援学校教諭一種免許、保育士資格を取ることができます。また、社会福祉主事、児童福祉司（卒業後1年以上、特定業務を行い取得できる資格）、児童指導員などの任用資格を取ることができます。

### 1. 幼稚園教諭一種免許状

※教員免許関係参照（P.223）

### 2. 小学校教諭一種免許状

※教員免許関係参照（P.224）

### 3. 特別支援学校教諭一種免許状免許状

※教員免許関係参照（P.225）

### 4. 保育士資格

保育士資格は、本学の子ども学科において、「子ども別表1」に示す科目の単位を修得すれば、取得することができます。

保育士資格に必要な科目について

（子ども別表1）

| 区 分              | 教養科目        | 必修科目       | 選択必修科目      | 合計単位数        |
|------------------|-------------|------------|-------------|--------------|
| 児童福祉法施行規則による法令要件 | 8単位以上<br>※1 | 51単位       | 9単位以上<br>※2 | 68単位以上<br>修得 |
| 本学要件             | 8単位以上<br>※3 | 54単位<br>※4 | 9単位以上<br>※5 | 71単位以上<br>修得 |

※1 うち体育に関する講義及び実技それぞれ1単位を含む。

※2 うち保育実習3単位以上《うち保育実習Ⅱ（実習）又は保育実習Ⅲ（実習）2単位以上、保育実習指導Ⅱ（演習）又は保育実習指導Ⅲ（演習）1単位以上》を含む。

※3 本学卒業要件にて充当。

※4 「保育内容演習（6単位以上選択必修科目）」及び「保育内容の理解と方法（4単位以上選択必修科目）」を含む。

※5 「ピアノ（2単位以上）」、「保育実習Ⅱ（2単位）又は保育実習Ⅲ（2単位）」及び「保育実習指導Ⅱ（1単位）又は保育実習Ⅲ（1単位）」を含む。

| 系列               | 児童福祉法施行規則に定める教科目   | 単位数         | 本学授業科目      | 必修単位数 | 選択単位数 | 備考   |
|------------------|--|-------------|-------------|-------|-------|------|
| 専<br>門<br>教<br>育 | 関<br>する<br>科<br>目<br>保<br>育<br>の<br>本<br>質<br>・<br>目<br>的<br>に | 保育原理        | 保育原理        | 2     |       | 卒業必修 |
|                  |  | 教育原理        | 教育基礎論       | 2     |       | 卒業必修 |
|                  |  | 子ども家庭福祉     | 子ども家庭福祉     | 2     |       |      |
|                  |  | 社会福祉        | 社会福祉        | 2     |       |      |
|                  |  | 子ども家庭支援論    | 子ども家庭支援論    | 2     |       |      |
|                  |  | 社会的養護Ⅰ      | 社会的養護Ⅰ      | 2     |       |      |
|                  |  | 保育者論        | 教師論         | 2     |       |      |
| 科<br>目           | 理<br>解<br>に<br>関<br>する<br>科<br>目<br>保<br>育<br>の<br>対<br>象<br>の |             | 子ども学総論      |       | 2     | 卒業必修 |
|                  |  | 保育の心理学      | 発達心理学       | 2     |       | 卒業必修 |
|                  |  | 子ども家庭支援の心理学 | 子ども家庭支援の心理学 | 2     |       |      |
|                  |  | 子どもの理解と援助   | 子どもの理解と援助   | 1     |       |      |
|                  |  | 子どもの保健      | 子どもの保健      | 2     |       |      |
|                  |  | 子どもの食と栄養    | 子どもの食と栄養    | 2     |       |      |
|                  | 幼児理解の理論と方法   |             |             | 1     |       |      |

|                            |                |                      |      |               |   |            |                 |                 |
|----------------------------|----------------|----------------------|------|---------------|---|------------|-----------------|-----------------|
| 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目 | 保育の内容・方法に関する科目 | 保育の計画と評価             | 2    | 幼児教育課程論       | 1 |            |                 |                 |
|                            |                |                      |      | 幼児教育方法論       | 1 |            |                 |                 |
|                            |                | 保育内容総論               | 1    | 保育内容総論        | 2 |            |                 |                 |
|                            |                | 保育内容演習               | 5    | 保育内容指導法(健康)   |   |            | 2               | } 6単位以上<br>選択必修 |
|                            |                |                      |      | 保育内容指導法(人間関係) |   |            | 2               |                 |
|                            |                |                      |      | 保育内容指導法(環境)   |   |            | 2               |                 |
|                            |                |                      |      | 保育内容指導法(言葉)   |   |            | 2               |                 |
|                            |                |                      |      | 保育内容指導法(表現)   |   |            | 2               |                 |
|                            |                | 保育内容の理解と方法           | 4    | 音楽表現指導法       |   |            | 2               | } 4単位以上<br>選択必修 |
|                            |                |                      |      | リズム表現指導法      |   |            | 2               |                 |
|                            |                |                      |      | 造形表現指導法       |   |            | 2               |                 |
|                            |                | 乳児保育Ⅰ                | 2    | 乳児保育Ⅰ         | 2 |            |                 |                 |
|                            |                | 乳児保育Ⅱ                | 1    | 乳児保育Ⅱ         | 1 |            |                 |                 |
|                            |                | 子どもの健康と安全            | 1    | 子どもの健康と安全     | 1 |            |                 |                 |
|                            |                | 障害児保育                | 2    | 障害児保育         | 2 |            |                 |                 |
|                            |                | 社会的養護Ⅱ               | 1    | 社会的養護Ⅱ        | 1 |            |                 |                 |
|                            |                | 子育て支援                | 1    | 子育て支援(基礎)     | 1 |            |                 |                 |
|                            |                | 保育実習                 | 保育実習 |               |   | ピアノ        | 2               |                 |
|                            |                |                      |      |               |   | 音楽         |                 | 2               |
|                            |                |                      |      |               |   | 音楽(応用)     |                 | 2               |
|                            |                |                      |      |               |   | 図画工作       |                 | 2               |
|                            |                |                      |      |               |   | 図画工作(応用)   |                 | 2               |
|                            |                |                      |      |               |   | 体育         |                 | 2               |
|                            |                |                      |      |               |   | 体育(応用)     |                 | 2               |
|                            |                |                      |      |               |   | 教育相談の基礎と方法 |                 | 2               |
|                            |                |                      |      |               |   | 子どもの食育     |                 | 2               |
|                            |                |                      |      |               |   | 子どもの文化     |                 | 2               |
|                            |                |                      |      | 子育て支援         |   | 2          |                 |                 |
| 総合演習                       | 保育実践演習         | 保育実習Ⅰ                | 4    | 保育実習Ⅰ(保育所・施設) | 4 |            |                 |                 |
|                            |                | 保育実習指導Ⅰ              | 2    | 保育実習指導Ⅰ       | 2 |            |                 |                 |
|                            |                | 保育実習Ⅱ又は<br>保育実習Ⅲ     | 2    | 保育実習Ⅱ(保育所)    |   | 2          | } 2単位以上<br>選択必修 |                 |
|                            |                |                      |      | 保育実習Ⅲ(施設)     |   | 2          |                 |                 |
|                            |                | 保育実習指導Ⅱ又は<br>保育実習指導Ⅲ | 1    | 保育実習指導Ⅱ       |   | 1          | } 1単位以上<br>選択必修 |                 |
| 保育実習指導Ⅲ                    |                | 保育実習指導Ⅲ              |      | 1             |   |            |                 |                 |
| 計                          | 54単位           | 開設単位数                | 45   | 45            |   |            |                 |                 |

「保育士」は、保育士登録簿に登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行なうことを業とする者と定義されています。

### 保育実習について

保育士資格を取得するには、保育所及び児童福祉施設における実習が必要で、3年次前期から4年次後期にかけて行います。

#### 実習時期と期間

##### 保育実習Ⅰ<必修>

3年次前期保育所(10日間)、児童福祉施設(10日間)

##### 保育実習Ⅱ<選択必修>

4年次後期保育所(10日間)



### 保育実習Ⅲ<選択必修>

4年次前期児童福祉施設（10日間）

### 保育実習指導Ⅰ<必修>・保育実習指導Ⅱ<選択必修>・保育実習指導Ⅲ<選択必修>

2年次後期～4年次後期、保育実習の事前事後指導を実施します

※保育実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについては、欠席は認められません。万一正当な理由なく欠席した場合には、受講態度・成績等を考慮し、学外実習に参加できるかどうかを学科で十分検討して決定する。

#### 保育実習に関する履修内規

（趣旨）

第1条 この内規は、保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲおよび保育実習指導Ⅰ、保育実習指導Ⅱ、保育実習指導Ⅲに関して必要な事項を定める。

（資格）

第2条 保育実習を行うものは、以下の各号に示す基準をすべて満たさなければならない。

- (1) 当該保育実習を行う前年度までに開講された卒業必修科目および保育士資格必修科目のうち8割以上に合格していること。
- (2) 保育実習に関する書類、記録物等を提出していること。

（保育実習の許可）

第3条 前条の規定を満たす者は、保育実習委員会の議を経て、子ども学科会議の承認を得られれば、保育実習を行うことが許可される。ただし、次の各号の一に該当する者は、保育実習を許可しない。

- (1) 大学の指示する条件を満たした個人損害賠償保険に加入していない者
- (2) 保育実習委員会会議で、本人の性行（生活態度、学習態度等）において保育実習を行うに不適当とみなした者

附 則

この内規は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成26年4月17日）

この内規は、平成26年4月17日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

#### 5. 社会福祉主事任用資格《子ども学科》

社会福祉主事は、自治体の福祉事務所や児童相談所等で公務員としてケースワーカー等に任用される際に必要な資格です。又、社会福祉施設指導員等の資格にも準用されています。

資格取得には、社会福祉法第19条の規定により、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち3科目以上を修めて、本学を卒業することが必要です。

\*厚生労働大臣の指定する子どもに関する科目一覧（該当科目及び読替科目相対表）参照

子ども学科では、以下の科目が指定科目に対応するものです。この中から3科目以上を履修してください。

・社会福祉 ・子ども家庭福祉 ・保育原理 ・法学 ・心理学入門 ・多文化社会学

\*厚生労働大臣の指定する子どもに関する科目一覧（該当科目及び読替科目相対表）

| No. | 厚生労働大臣の指定する科目名 | 子ども学科開講科目 |
|-----|----------------|-----------|
| 1   | 社会福祉概論         | 社会福祉      |
| 2   | 社会福祉事業史        |           |
| 3   | 社会福祉援助技術論      |           |
| 4   | 社会福祉調査論        |           |
| 5   | 社会福祉施設経営論      |           |
| 6   | 社会福祉行政論        |           |
| 7   | 社会保障論          |           |
| 8   | 公的扶助論          |           |
| 9   | 児童福祉論          | 子ども家庭福祉   |

|    |            |        |
|----|------------|--------|
| 10 | 家庭福祉論      |        |
| 11 | 保育理論       | 保育原理   |
| 12 | 身体障害者福祉論   |        |
| 13 | 知的障害者福祉論   |        |
| 14 | 精神障害者保健福祉論 |        |
| 15 | 老人福祉論      |        |
| 16 | 医療社会事業論    |        |
| 17 | 地域福祉論      |        |
| 18 | 法学         | 法学     |
| 19 | 民法         |        |
| 20 | 行政法        |        |
| 21 | 経済学        |        |
| 22 | 社会政策       |        |
| 23 | 経済政策       |        |
| 24 | 心理学        | 心理学入門  |
| 25 | 社会学        | 多文化社会学 |
| 26 | 教育学        |        |
| 27 | 倫理学        |        |
| 28 | 公衆衛生学      |        |
| 29 | 医学一般       |        |
| 30 | リハビリテーション論 |        |
| 31 | 看護学        |        |
| 32 | 介護概論       |        |
| 33 | 栄養学        |        |
| 34 | 家政学        |        |

## 6. 児童福祉司任用資格（卒業後1年以上、特定業務を行い取得できる資格）

児童福祉司は、児童相談所において児童の保護、その他児童の福祉に関し、相談及び専門的技術に基づく必要な指導等の業務を行います。

大学において、教育学、心理学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業し、その後1年以上厚生労働省令で定める施設において、児童その他の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事した者が取得できます。

## 7. 児童指導員任用資格

児童養護施設や障害児入所施設等の児童福祉施設に配置される職で、児童の生活指導に関する業務を行います。

大学において、教育学、心理学もしくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者が取得できます。

※任用資格は、その職務に任用・任命されて初めて効力を発揮する資格です。

※6. 7. の任用資格取得のために特定の科目を選択する必要はありません。本学科の卒業と同時に取得できます。

## 8. 子ども発達支援士（基礎）資格

子ども発達支援士（基礎）資格は、発達障害のある子どもに対する知識と支援力を有することを証明するものです。幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等に関する免許・資格取得を目指す学生で、所定のプログラム「子どもの支援Ⅰ（基礎・実習）」他を履修した者に大学コンソーシアム佐賀が認定する資格です。

## 心理カウンセリング学科関係

心理カウンセリング学科では、必要な単位を修得することによって、公認心理師国家試験受験資格、認定心理士、社会福祉主事任用資格、児童心理司任用資格、児童福祉司任用資格（卒業後1年以上、特定業務を行い取得できる資格）、児童指導員任用資格、子ども発達支援士（基礎）資格を取ることができます。

### 1. 公認心理師国家試験受験資格

「公認心理師」は、登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいうこと、と定義されています。

- 1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- 2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 4 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

平成29年9月に施行された心理の国家資格である公認心理師の受験資格を得るには、次の方法があります。

- ①大学において施行規則で定められた必要科目の単位を修めて卒業し、かつ大学院において同様に定められた必要科目の単位を修得し、その課程を修了した者。
- ②大学において施行規則で定められた必要科目の単位を修めて卒業し、2年以上施行規則で定める施設において上記の1から3に掲げる業務に従事する。

心理カウンセリング学科では以下の32科目が、公認心理師国家試験受験資格に必要とされる科目となります。詳しくは、学科のガイダンス等によって説明します。

#### 公認心理師国家試験受験資格に必要な科目

| 文部科学大臣・厚生労働大臣の指定する必要科目 | 心理カウンセリング学科開講科目 | 単 位 |
|------------------------|-----------------|-----|
| ①公認心理師の職責              | 公認心理師の職責        | 2   |
| ②心理学概論                 | 心理学概論Ⅰ          | 2   |
|                        | 心理学概論Ⅱ          | 2   |
| ③臨床心理学概論               | 臨床心理学概論         | 2   |
| ④心理学研究法                | 心理学研究法          | 2   |
| ⑤心理学統計法                | 心理学統計法          | 2   |
| ⑥心理学実験                 | 心理学実験Ⅰ          | 2   |
|                        | 心理学実験Ⅱ          | 2   |
| ⑦知覚・認知心理学              | 知覚・認知心理学        | 2   |
| ⑧学習・言語心理学              | 学習・言語心理学        | 2   |
| ⑨感情・人格心理学              | 感情・人格心理学        | 2   |
| ⑩神経・生理心理学              | 神経・生理心理学        | 2   |

|               |                        |    |
|---------------|------------------------|----|
| ⑪社会・集団・家族心理学  | 社会・集団・家族心理学Ⅰ（社会・集団心理学） | 2  |
|               | 社会・集団・家族心理学Ⅱ（家族心理学）    | 2  |
| ⑫発達心理学        | 発達心理学Ⅰ                 | 2  |
|               | 発達心理学Ⅱ                 | 2  |
| ⑬障害者・障害児心理学   | 障害者・障害児心理学             | 2  |
| ⑭心理的アセスメント    | 心理的アセスメントⅠ             | 2  |
|               | 心理的アセスメントⅡ             | 2  |
| ⑮心理学的支援法      | 心理学的支援法                | 2  |
| ⑯健康・医療心理学     | 健康・医療心理学               | 2  |
| ⑰福祉心理学        | 福祉心理学                  | 2  |
| ⑱教育・学校心理学     | 教育・学校心理学               | 2  |
| ⑲司法・犯罪心理学     | 司法・犯罪心理学               | 2  |
| ⑳産業・組織心理学     | 産業・組織心理学               | 2  |
| ㉑人体の構造と機能及び疾病 | 人体の構造と機能及び疾病Ⅰ          | 2  |
|               | 人体の構造と機能及び疾病Ⅱ          | 2  |
| ㉒精神疾患とその治療    | 精神疾患とその治療Ⅰ             | 2  |
|               | 精神疾患とその治療Ⅱ             | 2  |
| ㉓関係行政論        | 関係行政論                  | 2  |
| ㉔心理演習         | 心理演習                   | 2  |
| ㉕心理実習（80時間以上） | 心理実習                   | 2  |
| 計 32 科目       |                        | 64 |

### 心理実習に関する履修内規

（趣旨）

第1条 この内規は、心理実習（以下、「実習」という。）に関し必要な事項を定める。

（資格）

第2条 実習を行う者は、以下の各号に示す基準を満たさなければならない。

- (1) 学科の必修科目のうち、1、2年次に開講される科目のすべてを実習予定の前年度までに修得し、かつこれら修得科目の成績評価において「C」が3割以下であること。
- (2) 公認心理師国家試験受験資格に定める科目のうち、3年次までに開講される受験資格科目すべてを、原則として実習予定の前年度までに修得していること。

（実習の許可）

第3条 第3条の規定を満たす者は、学科会議の議を経て実習を行うことを許可される。ただし、次の各号の一に該当する者は、実習を許可しない。

- (1) 実習年度期の授業料及び実習費を納入していない者
- (2) 学科会議において、本人の性行（生活態度、学習態度等）において実習を行うに不相当とみなした者（教育実習の時期）

第4条 実習は、4年次において行うものとし、実施時期については、実習先機関・施設との調整の上決定する。

附 則（平成30年2月15日）

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

## 2. 認定心理士

認定心理士とは、日本心理学会によって、心理学の専門家として仕事をするために必要な、最小限の標準的基礎学力と技能を修得していると認定された人に与えられる資格です。

この資格は、次の表に示される科目を履修し、日本心理学会に所定の申請をすることによって、取得することができます。申請手続きについてはガイダンス等で詳しく説明します。

### 認定心理士資格申請に必要な科目

#### 1. 基礎科目

| 認定の領域          | 本学授業科目名 | 本学<br>単位数 | 資格申請<br>単位数 | 日本心理学会細則                | 本学修得方法                                 |
|----------------|---------|-----------|-------------|-------------------------|--|
| A.<br>心理学概論    | ●心理学概論Ⅰ | 2         | 2           | 4単位以上修得                 | 12単位以上<br>修得すること<br><br>全ての科目を<br>修得する |
|                | ●心理学概論Ⅱ | 2         | 2           |                         |  |
| B.<br>心理学研究法   | 心理学研究法  | 2         | 2           | 8単位以上修得<br>(C領域から最低4単位) |  |
|                | 心理学統計法  | 2         | 2           |                         |  |
| C.<br>心理学実験・実習 | ●心理学実験Ⅰ | 2         | 2           |                         |  |
|                | 心理学実験Ⅱ  | 2         | 2           |                         |  |

#### 2. 選択科目

| 認定の領域                | 本学授業科目名                    | 本学<br>単位数 | 資格申請<br>単位数 | 日本心理学会細則  | 本学修得方法  |
|----------------------|----------------------------|-----------|-------------|---|---|
| D.<br>知覚心理学<br>学習心理学 | 知覚・認知心理学                   | 2         | 2           | D・E・F・G・Hの5領域中、3領域以上で各領域4単位以上、かつ5領域の小計が16単位以上であること<br><br>A～Iの全領域で、総計36単位以上あること | D・E・F・G・Hの5領域中、3領域以上で、各領域2科目以上、かつ合計で11科目以上修得する<br><br>A～Iの全領域で、合計19科目以上修得する |
|                      | 学習・言語心理学                   | 2         | 2           |   |   |
| E.<br>生理心理学<br>比較心理学 | 神経・生理心理学                   | 2         | 2           |   |   |
| F.<br>教育心理学<br>発達心理学 | 発達心理学Ⅰ                     | 2         | 2           |   |   |
|                      | 発達心理学Ⅱ                     | 2         | 2           |   |   |
| G.<br>臨床心理学<br>人格心理学 | ●心理カウンセリング概論               | 2         | 2           |   |   |
|                      | ●障害者・障害児心理学                | 2         | 2           |   |   |
|                      | ●児童臨床心理学                   | 2         | 2           |   |   |
|                      | ●心理的アセスメントⅠ                | 2         | 2           |   |   |
|                      | 心理的アセスメントⅡ                 | 2         | 2           |   |   |
|                      | 司法・犯罪心理学                   | 2         | 2           |   |   |
|                      | 教育・学校心理学                   | 2         | 2           |   |   |
|                      | 認知行動療法                     | 2         | 2           |   |   |
| 感情・人格心理学             | 2                          | 2         |             |   |   |
| H.<br>社会心理学<br>産業心理学 | 社会・集団・家族心理学Ⅰ<br>(社会・集団心理学) | 2         | 2           |   |   |
|                      | 社会・集団・家族心理学Ⅱ<br>(家族心理学)    | 2         | 2           |   |   |
|                      | 産業・組織心理学                   | 2         | 2           |   |   |
|                      | コミュニティ心理学                  | 2         | 2           |   |   |

#### 3. その他の科目

| 認定の領域                      | 本学授業科目名 | 本学<br>単位数 | 資格申請<br>単位数 | 日本心理学会細則  | 本学修得方法                |
|----------------------------|---------|-----------|-------------|-----------|-----------------------|
| I.<br>心理学関連科目<br>卒業論文、卒業研究 |         |           |             | 4単位まで申請可能 | A～Iの全領域で、合計19科目以上修得する |

●は心理カウンセリング学科の必修科目です。卒業するために必要です。科目については、変更となる場合があります。

### 3. 社会福祉主事任用資格 《心理カウンセリング学科》

社会福祉主事は、自治体の福祉事務所や児童相談所等で公務員としてケースワーカー等に任用される際に必要な資格です。また社会福祉施設職員等の資格にも準用されています。

資格取得には、社会福祉法 19 条の規定により、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち 3 科目以上を修めて、本学を卒業することが必要です。

心理カウンセリング学科では、以下の科目が指定科目に対応するものです。この中から 3 科目以上を履修してください。

なお、同一科目名のⅠ～Ⅱは併せて修得することにより 1 科目とします。

|          |                  |     |           |
|----------|------------------|-----|-----------|
| ・子ども家庭福祉 | ・人体の構造と機能及び疾病Ⅰ～Ⅱ | ・法学 | ・心理学概論Ⅰ～Ⅱ |
| ・多文化社会学  |                  |     |           |

### 4. 児童心理司任用資格

児童心理司は、児童相談所において児童やその保護者などの相談に応じ、心理判定や子どもの心理療法、保護者や関係者への助言、指導を行います。

大学において心理学を専修する学科を修めて卒業した者が取得できます。

### 5. 児童福祉司任用資格（卒業後 1 年以上、特定業務を行い取得できる資格）

児童福祉司は、児童相談所において児童の保護、その他児童の福祉に関し、相談及び専門的技術に基づく必要な指導等の業務を行います。

大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業し、その後 1 年以上厚生労働省令で定める施設において、児童その他の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事した者が取得できます。

### 6. 児童指導員任用資格

児童養護施設や障害児入所施設等の児童福祉施設に配置される職で、児童の生活指導に関する業務を行います。

大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者が取得できます。

※ 任用資格は、その職務に任用・任命されて初めて効力を発揮する資格です。

※ 4. 5. 6. の任用資格取得のために特定の科目を選択する必要はありません。本学科の卒業と同時に取得できます。

### 7. 子ども発達支援士（基礎）資格

子ども発達支援士（基礎）資格は、発達障害のある子どもに対する知識と支援力を有することで証明するものです。所定のプログラム「子どもの支援Ⅰ（基礎・実習）」他を履修した者に大学コンソーシアム佐賀が認定する資格です。

## 看護学科関係

看護学科は、所定の科目を履修することで、看護師国家試験受験資格、保健師国家試験受験資格（選択制）及び養護教諭一種免許状（選択制）を取得することができます。なお、保健師国家試験受験資格と養護教諭一種免許状取得に係る科目の同時履修は出来ません。

### 1. 看護師国家試験受験資格

看護師課程のカリキュラムに組み込まれた所定の卒業要件単位を修得すれば、看護師国家試験受験資格を取得することができます。

### 2. 保健師国家試験受験資格（選択制）

保健師課程のカリキュラムに組み込まれた所定の卒業要件単位を修得すれば、保健師国家試験受験資格を取得することができます。ただし、保健師免許は、看護師免許の取得が前提となります。

※保健師免許を取得し、それに加えて教育職員免許法施行規則第66条の6に定められた7科目8単位を修得している者は、申請により養護教諭二種免許状を取得することができます。

※※保健師免許を取得した者は、申請により第一種衛生管理者免許を取得することができます。

### 3. 養護教諭一種免許状（選択制）

※教員免許関係参照（P.226）

## 教員免許関係

本学の健康栄養学部・健康福祉学部・子ども学部・看護学部では、将来教職に就くことを希望する学生のために、教員免許状取得のための課程（教職課程）を設けています。教職課程で所定の単位を取得することによって、健康栄養学部では、栄養教諭、健康福祉学部では、中学校教諭及び高等学校教諭、子ども学部では、幼稚園教諭、小学校教諭及び特別支援学校教諭、看護学部では養護教諭の免許状を得ることができます。実際に教職に就くには、都道府県の教員採用試験もしくは私立学校が独自に行う採用試験に合格することが必要です。従って、教職課程の履修と並行して、採用試験を意識した勉強に早期より取り組むことが大切です。

### 【本学で取得できる教員免許状】

#### ●健康栄養学部

- ・健康栄養学科（栄養教育コース）

栄養教諭一種免許状

#### ●健康福祉学部

- ・社会福祉学科（社会福祉コース、国際地域コース、介護福祉コース）

高等学校教諭一種免許状（福祉）

- ・スポーツ健康福祉学科

中学校教諭一種免許状（保健体育）

高等学校教諭一種免許状（保健体育）

#### ●子ども学部

- ・子ども学科

幼稚園教諭一種免許状

小学校教諭一種免許状

特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）

#### ●看護学部

- ・看護学科

養護教諭一種免許状



## 1. 栄養教諭一種免許状

栄養教諭一種免許状を得るためには、卒業に必要な単位数を修得し、管理栄養士国家試験受験資格を得るほか、次の授業科目の単位数を修得しなければなりません。

| 基 礎 資 格                            | 卒業に必要な最低単位数 124 単位以上<br>(うち、日本国憲法 2 単位を含む。) |         |      |         |
|------------------------------------|---|---------|------|---------|
| 栄養に係る教育に関する科目                      | 法令要件  | 4 単位以上  | 本学要件 | 4 単位必修  |
| 教育の基礎的理解に関する科目                     | 法令要件  | 8 単位以上  | 本学要件 | 10 単位必修 |
| 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 法令要件  | 6 単位以上  | 本学要件 | 10 単位必修 |
| 教育実践に関する科目                         | 法令要件  | 4 単位以上  | 本学要件 | 5 単位必修  |
| 計                                  | 法令要件  | 22 単位以上 | 本学要件 | 29 単位必修 |

### ●栄養教諭一種免許状（必修科目）

| 免許法施行規則に定める科目区分等                   |   | 本学授業科目【単位数】       |        |
|------------------------------------|---|-------------------|--------|
| 栄養に係る教育に関する科目                      | 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項<br>幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項<br>食生活に関する歴史的及び文化的事項 | 栄養教諭論             | 【2 単位】 |
|                                    | 食に関する指導の方法に関する事項  | 学校食育指導論           | 【2 単位】 |
|                                    | 4 単位以上修得  | 計 4 単位必修          |        |
| 教育の基礎的理解に関する科目                     | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想  | 教育原論              | 【2 単位】 |
|                                    | 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）                                  | 教職論               | 【2 単位】 |
|                                    | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）                       | 教育制度論             | 【2 単位】 |
|                                    | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程  | 教育心理学             | 【2 単位】 |
|                                    | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解  | 特別の支援を要する児童・生徒の理解 | 【1 単位】 |
|                                    | 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）                                   | 教育課程論             | 【1 単位】 |
| 8 単位以上修得                           | 計 10 単位必修   |                   |        |
| 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容  | 道徳教育指導論           | 【2 単位】 |
|                                    |   | 総合的な学習の時間の指導法     | 【1 単位】 |
|                                    |   | 特別活動論             | 【1 単位】 |
|                                    | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）  | 教育方法論             | 【2 単位】 |
|                                    | 生徒指導の理論及び方法   | 生徒指導論             | 【2 単位】 |
|                                    | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法                                  | 教育相談              | 【2 単位】 |
| 6 単位以上修得                           | 計 10 単位必修   |                   |        |
| 教育実践に関する科目                         | 栄養教育実習  | 栄養教育実習事前事後指導      | 【1 単位】 |
|                                    |   | 栄養教育実習            | 【2 単位】 |
|                                    | 教職実践演習  | 教職実践演習（栄養教諭）      | 【2 単位】 |
|                                    | 4 単位以上修得  | 計 5 単位必修          |        |

## 2. 高等学校教諭一種免許状（福祉）

高等学校教諭一種免許状（福祉）を得るためには、卒業に必要な単位数を修得するほか、次の授業科目の単位を修得しなければなりません。

| 基礎資格                                | 卒業に必要な最低単位数 124 単位以上<br>(うち、日本国憲法 2 単位を含む。) |         |      |   |
|-------------------------------------|---|---------|------|---|
| 教科及び教科の指導法に関する科目                    | 法令要件  | 24 単位以上 | 本学要件 | 27 単位以上修得   |
| 教育の基礎的理解に関する科目                      | 法令要件  | 10 単位以上 | 本学要件 | 10 単位必修   |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 法令要件  | 8 単位以上  | 本学要件 | 9 単位必修  |
| 教育実践に関する科目                          | 法令要件  | 5 単位以上  | 本学要件 | 5 単位必修  |
| 大学が独自に設定する科目                        | 法令要件  | 12 単位以上 | 本学要件 | 「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて 12 単位以上を修得 |
| 計                                   | 法令要件  | 59 単位以上 | 本学要件 | 63 単位以上   |

### ●高等学校教諭一種免許状（必修科目）

| 免許法施行規則に定める科目区分等                              |  | 本学授業科目【単位数】   | 履修方法等                    |                            |
|---|--|---|--------------------------|----------------------------|
| 教科及び教科の指導法に関する科目                              | 社会福祉学（職業指導を含む。）  | ●社会福祉原論Ⅰ【2単位】<br>●社会福祉原論Ⅱ【2単位】<br>○福祉行政論【1単位】<br>○社会保障論Ⅰ【2単位】<br>○社会保障論Ⅱ【2単位】<br>○公的扶助論【2単位】<br>○権利擁護と成年後見制度【2単位】 | これら3科目より1科目<br>1単位以上選択必修 |                            |
|   | 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉   | ●高齢者福祉論【2単位】<br>●児童・家庭福祉論【2単位】<br>●障害者福祉論【2単位】  |                          |                            |
|   | 社会福祉援助技術   | ●相談援助の理論と方法Ⅰ【2単位】<br>○相談援助の理論と方法Ⅱ【2単位】<br>○高齢者ソーシャルワーク【2単位】   |                          |                            |
|   | 介護理論・介護技術  | ●介護論【2単位】<br>○介護概論Ⅰ【2単位】<br>○介護概論Ⅱ【2単位】<br>○介護技術【1単位】<br>○基礎生活支援技術Ⅰ【1単位】<br>○基礎生活支援技術Ⅱ【1単位】                       |                          |                            |
|   | 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実施を含む。）  | ○社会福祉援助技術実習【4単位】<br>○介護実習Ⅱ【2単位】<br>○介護実習Ⅳ【2単位】  |                          | これら3科目より1科目<br>4単位以上選択必修   |
|   | 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解  | ●人体の構造と機能及び疾病Ⅰ【2単位】<br>○こころとからだのしくみ【2単位】  |                          | これら3科目より1科目<br>2単位以上選択必修   |
|   | 加齢に関する理解・障害に関する理解  | ○人体の構造と機能及び疾病Ⅱ【2単位】<br>○認知症の理解Ⅱ【2単位】<br>○障害の理解【2単位】   |                          |                            |
|   | 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）   | ●福祉科教育法Ⅰ【2単位】<br>●福祉科教育法Ⅱ【2単位】  |                          | 計 27 単位以上修得（●印科目 20 単位は必修） |
|   | 24 単位以上修得  |   |                          |                            |
|   | 教育の基礎的理解に関する科目   | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想  |                          |                            |
| 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）            |  | ●教職論【2単位】   |                          |                            |
| 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） |  | ●教育制度論【2単位】   |                          |                            |
| 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程                        |  | ●教育心理学【2単位】   |                          |                            |
| 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解                    |  | ●特別の支援を要する児童・生徒の理解【1単位】   |                          |                            |
| 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）             |  | ●教育課程論【1単位】   |                          |                            |
| 10 単位以上修得                                     |  | 計 10 単位必修   |                          |                            |
| 教育相談等に関する科目                                   | 総合的な学習の時間の指導法  | ●総合的な学習の時間の指導法【1単位】   |                          |                            |
|   | 特別活動の指導法   | ●特別活動論【1単位】   |                          |                            |
|   | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）   | ●教育方法論【2単位】   |                          |                            |
|   | 生徒指導の理論及び方法  | ●生徒指導論【2単位】   |                          |                            |
|   | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法   | ●教育相談【2単位】  |                          |                            |
| 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法                           | ●進路指導論【1単位】  |   |                          |                            |
| 8 単位以上修得                                      | 計 9 単位必修   |   |                          |                            |
| 教育実践に関する科目                                    | 教育実習   | ●教育実習事前事後指導【1単位】<br>●教育実習（高）【2単位】   |                          |                            |
|   | 教職実践演習   | ●教職実践演習（中・高）【2単位】   |                          |                            |
|   | 5 単位以上修得   | 計 5 単位必修  |                          |                            |
| 大学が独自に設定する科目                                  | ○生涯学習論【2単位】<br>「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて 12 単位以上を修得 | 12 単位以上修得   |                          |                            |

※●印科目は必修科目、○印科目は選択科目を示す。 - 220 -

### 3. 中学校教諭一種免許状（保健体育）

中学校教諭一種免許状（保健体育）を得るためには、卒業に必要な単位数を修得するほか、次の授業科目の単位を修得しなければなりません。

| 基礎資格                                | 卒業に必要な最低単位数 124 単位以上<br>(うち、日本国憲法 2 単位を含む) |         |  |
|-------------------------------------|--|---------|--|
| 教科及び教科の指導法に関する科目                    | 法令要件                                       | 28 単位以上 | 本学要件<br>33 単位以上修得  |
| 教育の基礎的理解に関する科目                      | 法令要件                                       | 10 単位以上 | 本学要件<br>10 単位必修  |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 法令要件                                       | 10 単位以上 | 本学要件<br>11 単位必修  |
| 教育実践に関する科目                          | 法令要件                                       | 7 単位以上  | 本学要件<br>7 単位必修   |
| 大学が独自に設定する科目                        | 法令要件                                       | 4 単位以上  | 本学要件<br>「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて 4 単位以上を修得 |
| 計                                   | 法令要件                                       | 59 単位以上 | 本学要件<br>65 単位以上  |

### ●中学校教諭一種免許状（必修科目）

| 免許法施行規則に定める科目区分等                                  |                              | 本学授業科目【単位数】  | 履修方法等  |
|---|------------------------------|--|--|
| 教科及び教科の指導法に関する科目                                  | 体育実技                         | ●運動方法学演習 1 (体づくり) 【1 単位】   | これら 2 科目より 1 科目<br>1 単位以上選択必修<br>これら 2 科目より 1 科目<br>1 単位以上選択必修 |
|   |                              | ●運動方法学演習 2 (器械運動) 【1 単位】   |  |
|   | ●運動方法学演習 3 (陸上) 【1 単位】       |  |  |
|   | ●運動方法学演習 4 (水泳) 【1 単位】       |  |  |
|   | ○運動方法学演習 5 (バスケットボール) 【1 単位】 |  |  |
|   | ○運動方法学演習 6 (サッカー) 【1 単位】     |  |  |
|   | ○運動方法学演習 7 (柔道) 【1 単位】       |  |  |
|   | ○運動方法学演習 8 (剣道) 【1 単位】       |  |  |
|   | ●運動方法学演習 9 (ダンス) 【1 単位】      |  |  |
|   | ●運動方法学演習 14 (バレーボール) 【1 単位】  |  |  |
| ●運動方法学演習 16 (ソフトボール) 【1 単位】                       |                              |  |  |
| 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」、<br>運動学 (運動方法学を含む) | ●運動学 (運動方法学を含む) 【2 単位】       | これら 3 科目より 1 科目<br>2 単位以上選択必修  |  |
|   | ●スポーツ社会学 【2 単位】              |  |  |
|   | ○スポーツ心理学 【2 単位】              |  |  |
|   | ○バイオメカニクス 【2 単位】             |  |  |
| 生理学 (運動生理学を含む)                                    | ●生理学 (運動生理学を含む) 【2 単位】       | これら 2 科目より 1 科目<br>2 単位以上選択必修  |  |
|   | ○スポーツ栄養学 【2 単位】              |  |  |
| 衛生学・公衆衛生学   | ○運動処方 【2 単位】                 | これら 2 科目より 1 科目<br>2 単位以上選択必修  |  |
|   | ●衛生学 (公衆衛生学を含む) 【2 単位】       |  |  |
| 学校保健 (小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む)                    | ●学校保健 【2 単位】                 | これら 2 科目より 1 科目<br>2 単位以上選択必修  |  |
|   | ●精神保健学 I 【2 単位】              |  |  |
|   | ○精神保健学 II 【2 単位】             |  |  |
|   | ●救急処置 (学校安全を含む) 【2 単位】       |  |  |
| 各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)                         | ●保健体育科教育法 I 【2 単位】           | これら 2 科目より 1 科目<br>2 単位以上選択必修  |  |
|   | ●保健体育科教育法 II 【2 単位】          |  |  |
|   | ●保健体育科教育法 III 【2 単位】         |  |  |
|   | ●保健体育科教育法 IV 【2 単位】          |  |  |
| 28 単位以上修得   | 計 33 単位以上修得 (●印科目 29 単位は必修)  |  |  |
| 教育の基礎的理解  | ●教育原論 【2 単位】                 | 計 10 単位必修  |  |
|   | ●教職論 【2 単位】                  |  |  |
|   | ●教育制度論 【2 単位】                |  |  |
|   | ●教育心理学 【2 単位】                |  |  |
|   | ●特別の支援を要する児童・生徒の理解 【1 単位】    |  |  |
|   | ●教育課程論 【1 単位】                |  |  |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目               | ●道徳教育指導論 【2 単位】              | 計 11 単位必修  |  |
|   | ●総合的な学習の時間の指導法 【1 単位】        |  |  |
|   | ●特別活動論 【1 単位】                |  |  |
|   | ●教育方法論 【2 単位】                |  |  |
|   | ●生徒指導論 【2 単位】                |  |  |
|   | ●教育相談 【2 単位】                 |  |  |
|   | ●進路指導論 【1 単位】                |  |  |
| 教育実践  | ●教育実習事前事後指導 【1 単位】           | 計 7 単位必修   |  |
|   | ●教育実習 【4 単位】                 |  |  |
|   | ●教職実践演習 (中・高) 【2 単位】         |  |  |
| 大学が独自に設定する科目                                      | ○生涯学習論 【2 単位】                | 「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて 4 単位以上を修得 |  |
|   | ○教育実習基礎演習 【2 単位】             |  |  |

※●印科目は必修科目、○印科目は選択科目を示す。 - 221 -

免許資格

#### 4. 高等学校教諭一種免許状（保健体育）

高等学校教諭一種免許状（保健体育）を得るためには、卒業に必要な単位数を修得するほか、次の授業科目の単位を修得しなければなりません。

| 基礎資格                                | 卒業に必要な最低単位数 124 単位以上<br>(うち、日本国憲法 2 単位を含む) |         |      |   |
|-------------------------------------|--|---------|------|---|
| 教科及び教科の指導法に関する科目                    | 法令要件                                       | 24 単位以上 | 本学要件 | 29 単位以上修得   |
| 教育の基礎的理解に関する科目                      | 法令要件                                       | 10 単位以上 | 本学要件 | 10 単位必修   |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 法令要件                                       | 8 単位以上  | 本学要件 | 9 単位必修  |
| 教育実践に関する科目                          | 法令要件                                       | 5 単位以上  | 本学要件 | 7 単位必修  |
| 大学が独自に設定する科目                        | 法令要件                                       | 12 単位以上 | 本学要件 | 「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて 12 単位以上を修得 |
| 計                                   | 法令要件                                       | 59 単位以上 | 本学要件 | 67 単位以上   |

#### ●高等学校教諭一種免許状（必修科目）

| 免許法施行規則に定める科目区分等                              |   | 本学授業科目【単位数】   | 履修方法等  |
|---|---|---|--|
| 教科及び教科の指導法に関する専門的事項                           | 体育実技  | ●運動方法学演習 1 (体づくり) 【1 単位】  | これら 2 科目より 1 科目<br>1 単位以上選択必修<br>これら 2 科目より 1 科目<br>1 単位以上選択必修 |
|   |   | ●運動方法学演習 2 (器械運動) 【1 単位】  |  |
|   | ●運動方法学演習 3 (陸上) 【1 単位】                        |   |  |
|   | ●運動方法学演習 4 (水泳) 【1 単位】                        |   |  |
|   | ○運動方法学演習 5 (バスケットボール) 【1 単位】                  |   |  |
|   | ○運動方法学演習 6 (サッカー) 【1 単位】                      |   |  |
|   | ○運動方法学演習 7 (柔道) 【1 単位】                        |   |  |
|   | ○運動方法学演習 8 (剣道) 【1 単位】                        |   |  |
|   | ●運動方法学演習 9 (ダンス) 【1 単位】                       |   |  |
|   | ●運動方法学演習 14 (バレーボール) 【1 単位】                   |   |  |
| ●運動方法学演習 16 (ソフトボール) 【1 単位】                   |   |   |  |
| 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） | ●運動学（運動方法学を含む） 【2 単位】                         | これら 3 科目より 1 科目<br>2 単位以上選択必修   |  |
|   | ●スポーツ社会学 【2 単位】                               |   |  |
|   | ○スポーツ心理学 【2 単位】                               |   |  |
|   | ○バイオメカニクス 【2 単位】                              |   |  |
| 生理学（運動生理学を含む。）                                | ●運動学行政学 【2 単位】                                | ●生理学（運動生理学を含む） 【2 単位】   |  |
|   | ○スポーツ栄養学 【2 単位】                               |   |  |
| 衛生学・公衆衛生学                                     | ○運動処方 【2 単位】                                  | ●衛生学（公衆衛生学を含む） 【2 単位】   |  |
|   | 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）                | ●学校保健 【2 単位】  | ●精神保健学Ⅰ 【2 単位】   |
| ○精神保健学Ⅱ 【2 単位】                                |   | ●救急処置（学校安全を含む） 【2 単位】   |  |
| 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）                      |   | ●保健体育科教育法Ⅰ 【2 単位】   | ●保健体育科教育法Ⅱ 【2 単位】  |
|   |   | ●保健体育科教育法Ⅱ 【2 単位】   |  |
| 24 単位以上修得                                     | 計 29 単位以上修得（●印科目 25 単位は必修）                    |   |  |
| 教育の基礎的理解に関する科目                                | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想                          | ●教育原論 【2 単位】  |  |
|   | 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）            | ●教職論 【2 単位】   |  |
|   | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） | ●教育制度論 【2 単位】   |  |
|   | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程                        | ●教育心理学 【2 単位】   |  |
|   | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解                    | ●特別の支援を要する児童・生徒の理解 【1 単位】   |  |
|   | 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）             | ●教育課程論 【1 単位】   |  |
|   | 10 単位以上修得                                     | 計 10 単位必修   |  |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目           | 総合的な学習の時間の指導法                                 | ●総合的な学習の時間の指導法 【1 単位】   |  |
|   | 特別活動の指導法                                      | ●特別活動論 【1 単位】   |  |
|   | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）                    | ●教育方法論 【2 単位】   |  |
|   | 生徒指導の理論及び方法                                   | ●生徒指導論 【2 単位】   |  |
|   | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法            | ●教育相談 【2 単位】  |  |
|   | 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法                           | ●進路指導論 【1 単位】   |  |
| 8 単位以上修得                                      | 計 9 単位必修                                      |   |  |
| 教育実践に関する科目                                    | 教育実習  | ●教育実習事前事後指導 【1 単位】  |  |
|   | 教職実践演習  | ●教育実習 【4 単位】  |  |
|   |   | ●教職実践演習（中・高） 【2 単位】   |  |
| 5 単位以上修得                                      | 計 7 単位必修                                      |   |  |
| 大学が独自に設定する科目                                  | ○生涯学習論 【2 単位】                                 | 「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて 12 単位以上を修得 |  |
|   | ○教育実習基礎演習 【2 単位】                              |   |  |
| 12 単位以上修得                                     |   |   |  |

※●印科目は必修科目、○印科目は選択科目を示す。

## 5. 幼稚園教諭一種免許状

幼稚園教諭一種免許状を得るためには、卒業に必要な単位数を修得するほか、次の授業科目の単位を修得しなければなりません。

| 基礎資格                                    |      | 卒業に必要な最低単位数 124 単位以上<br>(うち、日本国憲法 2 単位、英語コミュニケーション I・II 各 1 単位を含む) |   |
|---|------|--|---|
| 領域及び保育内容の指<br>導法に関する科目                  | 法令要件 | 16 単位以上  | 本学要件<br>18 単位以上修得   |
| 教育の基礎的理解に関する科目                          | 法令要件 | 10 単位以上  | 本学要件<br>10 単位必修   |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指<br>導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 法令要件 | 4 単位以上   | 本学要件<br>4 単位必修  |
| 教育実践に関する科目                              | 法令要件 | 7 単位以上   | 本学要件<br>7 単位必修  |
| 大学が独自に設定する科目                            | 法令要件 | 14 単位以上  | 本学要件<br>「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて修得した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて 14 単位以上を修得 |
| 計                                       | 法令要件 | 51 単位以上  | 本学要件<br>53 単位以上   |

### ●幼稚園教諭一種免許状（必修科目）

| 免許法施行規則に定める科目区分等              |   | 本学授業科目【単位数】   |                           |
|-------------------------------|---|---|---------------------------|
| 指導領域及び保育内容の指<br>導法に関する科目      | 領域に関する専門的事項   | 国語  | ●国語 【2 単位】                |
|                               |   | 算数  | ○算数 【2 単位】                |
|                               |   | 生活  | ○生活 【2 単位】                |
|                               |   | 音楽  | ○音楽 【2 単位】<br>○ピアノ 【2 単位】 |
|                               |   | 図画工作  | ○図画工作 【2 単位】              |
|                               |   | 体育  | ○体育 【2 単位】                |
|                               |   | 領域に関する専門的事項を 1 以上の科目について修得  | 計 6 単位以上修得（●印科目 2 単位は必修）  |
| 保育内容の指導法<br>(情報機器及び教材の活用を含む。) | ●保育内容総論 【2 単位】  |   |                           |
|                               | ●保育内容指導演法（健康） 【2 単位】<br>●保育内容指導演法（人間関係） 【2 単位】<br>●保育内容指導演法（環境） 【2 単位】<br>●保育内容指導演法（言葉） 【2 単位】<br>●保育内容指導演法（表現） 【2 単位】<br>○音楽表現指導演法 【2 単位】<br>○造形表現指導演法 【2 単位】<br>○リズム表現指導演法 【2 単位】 |   |                           |
| 16 単位以上修得                     | 計 12 単位以上修得（●印科目 12 単位必修）   |   |                           |
| 教育の基礎的理解に<br>関する科目            | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想  | ●教育基礎論 【2 単位】   |                           |
|                               | 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）  | ●教師論 【2 単位】   |                           |
|                               | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）   | ●教育行政学 【2 単位】   |                           |
|                               | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程  | ●発達心理学 【2 単位】   |                           |
|                               | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解  | ●特別の支援を要する子どもの理解 【1 単位】   |                           |
|                               | 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）   | ●幼児教育課程論 【1 単位】   |                           |
|                               | 10 単位以上修得   | 計 10 単位必修   |                           |
| 教育の基礎的理解に<br>関する科目            | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）  | ●幼児教育方法論 【1 単位】   |                           |
|                               | 幼児理解の理論及び方法   | ●幼児理解の理論と方法 【1 単位】  |                           |
|                               | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法  | ●教育相談の基礎と方法 【2 単位】  |                           |
| 4 単位以上修得                      | 計 4 単位必修  |   |                           |
| 教育実践に<br>関する科目                | 教育実習  | ●幼稚園教育実習指導 【1 単位】<br>●幼稚園教育実習 I 【2 単位】<br>●幼稚園教育実習 II 【2 単位】                        |                           |
|                               | 教職実践演習  | ●保育・教職実践演習（幼・小） 【2 単位】  |                           |
|                               | 7 単位以上修得  | 計 7 単位必修  |                           |
| 大学が独自に<br>設定する科目              | 14 単位以上修得   | ○生涯学習論 【2 単位】<br>○子育て支援 【2 単位】<br>○子どもの食育 【2 単位】<br>○環境教育論 【2 単位】<br>○子ども学総論 【2 単位】 |                           |
|                               | 「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて修得した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて 14 単位以上を修得                                       |   |                           |

※●印科目は必修科目、○印科目は選択科目を示す。

## 6. 小学校教諭一種免許状

小学校教諭一種免許状を得るためには、卒業に必要な単位数を修得するほか、次の授業科目の単位を修得しなければなりません。

| 基礎資格                                | 卒業に必要な最低単位数 124 単位以上<br>(うち、日本国憲法 2 単位、英語コミュニケーション I・II 各 1 単位を含む) |         |      |  |
|-------------------------------------|--|---------|------|--|
| 教科及び教科の指導法に関する科目                    | 法令要件   | 30 単位以上 | 本学要件 | 30 単位以上修得  |
| 教育の基礎的理解に関する科目                      | 法令要件   | 10 単位以上 | 本学要件 | 11 単位必修  |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 法令要件   | 10 単位以上 | 本学要件 | 10 単位必修  |
| 教育実践に関する科目                          | 法令要件   | 7 単位以上  | 本学要件 | 7 単位以上修得   |
| 大学が独自に設定する科目                        | 法令要件   | 2 単位以上  | 本学要件 | 「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて 2 単位以上を修得 |
| 計                                   | 法令要件   | 59 単位以上 | 本学要件 | 60 単位以上  |

### ●小学校教諭一種免許状（必修科目）

| 免許法施行規則に定める科目区分等                    |  | 本学授業科目【単位数】   |  |
|-------------------------------------|--|---|--|
| 教科及び教科の指導法に関する科目                    | 国語（書写を含む。）   | ●国語<br>○国語科演習   |  |
|                                     | 社会   | ○社会<br>○社会科演習   |  |
|                                     | 算数   | ○算数<br>○算数科演習   |  |
|                                     | 理科   | ○理科<br>○理科演習  |  |
|                                     | 生活   | ○生活   |  |
|                                     | 音楽   | ○音楽<br>○ピアノ<br>○音楽（応用）  |  |
|                                     | 図画工作   | ○図画工作<br>○図画工作（応用）  |  |
|                                     | 家庭   | ○家庭   |  |
|                                     | 体育   | ○体育<br>○体育（応用）  |  |
|                                     | 英語   | ○英語   |  |
|                                     | 教科に関する専門的事項を 1 以上の科目について修得   |   | 計 10 単位以上修得（●印科目 2 単位は必修）  |
|                                     | 各教科の指導法<br>(情報機器及び教材の活用を含む。)   | ●国語科指導法<br>●社会科指導法<br>●算数科指導法<br>●理科指導法<br>●生活科指導法<br>●音楽科指導法<br>●図画工作科指導法<br>●家庭科指導法<br>●体育科指導法<br>●英語科指導法 | 【2 単位】<br>【2 単位】<br>【2 単位】<br>【2 単位】<br>【2 単位】<br>【2 単位】<br>【2 単位】<br>【2 単位】<br>【2 単位】<br>【2 単位】<br>【2 単位】 |
| 計 20 単位以上修得（●印科目 20 単位必修）           |  |   |  |
| 30 単位以上修得                           |  | 計 30 単位以上修得（●印科目 22 単位は必修）  |  |
| 教育の基礎的理解に関する科目                      | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想   | ●教育基礎論  |  |
|                                     | 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）   | ●教師論  |  |
|                                     | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）  | ●教育行政学  |  |
|                                     | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程   | ●発達心理学  |  |
|                                     | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解   | ●特別の支援を要する子どもの理解  |  |
|                                     | 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）  | ●カリキュラム論  |  |
| 10 単位以上修得                           |  | 計 11 単位必修   |  |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳の理論及び指導法   | ●道徳教育の基本と実践   |  |
|                                     | 総合的な学習の時間の指導法  | ●総合的な学習の時間の指導   |  |
|                                     | 特別活動の指導法   | ●特別活動の指導  |  |
|                                     | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）   | ●教育の方法と技術   |  |
|                                     | 生徒指導の理論及び方法  | ●生徒指導の理論と方法   |  |
|                                     | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法   | ●教育相談の基礎と方法   |  |
| 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法                 | ●進路指導の理論と方法  |   |  |
| 10 単位以上修得                           |  | 計 10 単位必修   |  |
| 教育実践に関する科目                          | 教育実習   | ●小学校教育実習指導<br>●小学校教育実習  |  |
|                                     | 学校体験活動   | ○学校体験活動   |  |
|                                     | 教職実践演習   | ●保育・教職実践演習（幼・小）   |  |
| 7 単位以上修得                            |  | 計 7 単位以上修得（●印科目 7 単位必修）   |  |
| 大学が独自に設定する科目                        | ○子ども学総論<br>○生涯学習論<br>○子どもの食育<br>○環境教育論   | 【2 単位】<br>【2 単位】<br>【2 単位】<br>【2 単位】  |  |
|                                     | 2 単位以上修得<br>「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて 2 単位以上を修得 |   |  |

※●印科目は必修科目、○印科目は選択科目を示す。

## 7. 特別支援学校教諭一種免許状

特別支援学校教諭一種免許状を得るためには、卒業に必要な単位数を修得するほか、基礎となる免許状（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）を取得することに加え、次の授業科目の単位を修得しなければなりません。

|              |  |         |      |         |
|--------------|--|---------|------|---------|
| 基礎資格         | 卒業に必要な最低単位数 124 単位以上<br>(うち、日本国憲法 2 単位、英語コミュニケーション I・II 各 1 単位を含む) |         |      |         |
| 特別支援教育に関する科目 | 法令要件   | 26 単位以上 | 本学要件 | 26 単位以上 |

### ●特別支援学校教諭一種免許状（必修科目）

| 免許法施行規則に定める科目等                    |  | 本学授業科目【単位数】   |                                      |
|-----------------------------------|--|---|--------------------------------------|
| 特別支援教育の基礎理論に関する科目                 |  | ●特別支援教育総論   | 【2 単位】                               |
| 特別支援教育領域に関する科目                    | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目  | ●知的障害者の心理・生理・病理<br>●肢体不自由者の心理・生理・病理<br>●病弱者の心理・生理・病理    | 【2 単位】<br>【2 単位】<br>【2 単位】           |
|                                   | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目  | ●知的障害者教育<br>●肢体不自由者教育<br>●肢体不自由者教育の理論と実際<br>●病弱者教育      | 【2 単位】<br>【2 単位】<br>【2 単位】<br>【2 単位】 |
|                                   | ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目<br>・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | ●知的障害者教育総論  | 【2 単位】                               |
| 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 | ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目<br>・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 | ●視覚障害者教育総論<br>●聴覚障害者の言語障害指導<br>●重複障害者教育総論<br>●発達障害者教育総論 | 【1 単位】<br>【1 単位】<br>【1 単位】<br>【2 単位】 |
|                                   | 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習   | ●特別支援教育実習指導<br>●特別支援教育実習                                | 【1 単位】<br>【2 単位】                     |
| 26 単位以上修得                         |  | 計 26 単位必修   |                                      |

## 8. 養護教諭一種免許状

養護教諭一種免許状を得るためには、卒業に必要な単位数を修得するほか、次の授業科目の単位を修得しなければなりません。

| 基礎資格                               | 卒業に必要な最低単位数 126 単位以上<br>(うち、日本国憲法 2 単位を含む) |         |      |   |
|------------------------------------|--|---------|------|---|
| 養護に関する科目                           | 法令要件                                       | 28 単位以上 | 本学要件 | 32 単位以上修得   |
| 教育の基礎的理解に関する科目                     | 法令要件                                       | 8 単位以上  | 本学要件 | 10 単位必修   |
| 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 法令要件                                       | 6 単位以上  | 本学要件 | 10 単位必修   |
| 教育実践に関する科目                         | 法令要件                                       | 7 単位以上  | 本学要件 | 7 単位必修  |
| 大学が独自に設定する科目                       | 法令要件                                       | 7 単位以上  | 本学要件 | 「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて 7 単位以上を修得 |
| 計                                  | 法令要件                                       | 56 単位以上 | 本学要件 | 66 単位以上   |

### ●養護教諭一種免許状

| 免許法施行規則に定める科目区分等             |   | 本学授業科目【単位数】   |  |
|------------------------------|---|---|--|
| 養護に関する科目                     | 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）                           | ●公衆衛生学<br>●疫学   | 【2 単位】<br>【2 単位】   |
|                              | 学校保健  | ●学校保健概論   | 【2 単位】   |
|                              | 養護概説  | ●養護学概論  | 【2 単位】   |
|                              | 健康相談活動の理論・健康相談活動の方法                           | ●健康相談論  | 【2 単位】   |
|                              | 栄養学（食品学を含む。）                                  | ●病態栄養学  | 【2 単位】   |
|                              | 解剖学・生理学                                       | ●看護形態機能学Ⅰ<br>●看護形態機能学Ⅱ  | 【2 単位】<br>【2 単位】   |
|                              | 「微生物学、免疫学、薬理概論」                               | ●免疫と感染<br>○臨床薬理学  | 【2 単位】<br>【2 単位】   |
|                              | 精神保健  | ●精神看護学概論  | 【2 単位】   |
|                              | 看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）                           | ●看護学原論<br>●生活支援技術論<br>○成人看護学概論<br>○母性看護学概論<br>●小児看護学概論<br>●フィジカルアセスメント<br>●精神看護学実習<br>○母性看護学実習<br>●小児看護学実習                        | 【2 単位】<br>【2 単位】<br>【2 単位】<br>【2 単位】<br>【2 単位】<br>【2 単位】<br>【2 単位】<br>【2 単位】 |
|                              | 28 単位以上修得                                     | 計 32 単位以上修得（●印科目 32 単位必修）   |  |
| 教育の基礎的理解に関する科目               | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想                          | ●教育原論   | 【2 単位】   |
|                              | 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）            | ●教職論  | 【2 単位】   |
|                              | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） | ●教育制度論  | 【2 単位】   |
|                              | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程                        | ●教育心理学  | 【2 単位】   |
|                              | 特別の支援を要する幼児、児童及び生徒に対する理解                      | ●特別の支援を要する児童・生徒の理解  | 【1 単位】   |
|                              | 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)             | ●教育課程論  | 【1 単位】   |
| 8 単位以上修得                     | 計 10 単位必修                                     |   |  |
| 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導に関する科目 | 道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容                      | ●道徳教育指導論<br>●総合的な学習の時間の指導法<br>●特別活動論  | 【2 単位】<br>【1 単位】<br>【1 単位】   |
|                              | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）                    | ●教育方法論  | 【2 単位】   |
|                              | 生徒指導の理論及び方法                                   | ●生徒指導論  | 【2 単位】   |
|                              | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法            | ●教育相談   | 【2 単位】   |
|                              | 6 単位以上修得                                      | 計 10 単位必修   |  |
| 教育実践に関する科目                   | 養護実習  | ●養護実習事前事後指導<br>●養護実習  | 【1 単位】<br>【4 単位】   |
|                              | 教職実践演習  | ●教職実践演習（養護教諭）   | 【2 単位】   |
| 7 単位以上修得                     | 計 7 単位必修                                      |   |  |
| 大学が独自に設定する科目                 | 7 単位以上修得                                      | ○生涯学習論  | 【2 単位】   |
|                              |   | 「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて 7 単位以上を修得 |  |

●印科目は必修科目、○印科目は選択科目を示す。



## 9. 教育実習に関する事項

### ●健康栄養学科、社会福祉学科、スポーツ健康福祉学科、看護学科

#### (1) 介護等体験について

中学校の教員免許状を取得するためには、7日間の介護等体験（福祉施設などで5日間、特別支援学校で2日間）が必要です。

ただし、スポーツ健康福祉学科においては、先ず社会福祉士国家試験受験資格のために行う社会福祉援助技術実習の受け入れ先が、教員免許取得に伴う文部科学大臣が指定した介護等体験施設に該当している施設であるか否かの確認が必要です。介護等体験施設に該当している場合は、介護等体験（施設等5日間）として読み替えることができますので、同実習内容に介護等体験を含むよう事前に相談し了解を得ることが必要です。該当していない場合、又は了承を得られない場合は、改めて介護等体験（施設等で5日間）を行う必要があります。

#### (2) 教育実習について

教育実習は、教職課程の必修単位であり、4年次に行います。教育実習は出身校（中学校又は高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ））または、神崎市との協定にもとづき、実習協力校で行うことを原則としています。教育実習については、3年次の5月に説明会を実施しますので、希望者は必ず出席してください。なお、教育実習の前に他の必要な単位を修得しておくことが望ましく、必要単位が著しく不足している者については、教育実習の履修を制限することがあります。教育実習の履修には、教職課程費（教育実習費）を納入しなければなりません。（《教職課程履修における教育実習に関する規程》を参照のこと）

#### (3) 栄養教育実習について

栄養教育実習は、教職課程の必修単位（2単位）です。

栄養教育実習は、栄養教諭が配置された小学校、中学校又は特別支援学校で行うことを原則としています。

栄養教育実習については、3年次の5月に説明会を実施しますので、希望者は必ず出席してください。なお、栄養教育実習の前に他の必要な単位を修得しておくことが望ましく、必要単位が著しく不足している者については、栄養教育実習の履修を制限することがあります。（《教職課程履修における教育実習に関する規程》を参照のこと）

栄養教育実習の履修には、教職課程費（教育実習費）を納入しなければなりません。

#### (4) 養護実習について

養護実習は、教職課程（養護教諭）の必修単位（4単位）です。

養護実習は、養護教諭が配置された小学校、中学校又は高等学校で行うことを原則としています。

養護実習については3年次の5月に説明会を実施しますので、希望者は必ず出席してください。なお、養護実習の前に必要な単位を修得しておくことが望ましく、必要単位が著しく不足している者については、養護実習の履修を制限することがあります。（《教職課程履修における教育実習に関する規程》を参照のこと）

養護実習の履修には、教職課程費（教育実習費）を納入しなければなりません。

### ●子ども学科

#### (1) 教育実習について

教育実習は、教職課程の必修単位であり、幼稚園教諭免許状を取得するために幼稚園、小学校教諭免許状を取得するために小学校、特別支援学校教諭免許状を取得するために特別支援学校で行います。

幼稚園実習は2年次と3年次、小学校実習及び特別支援学校実習は4年次に実施します。実習の事前事後指導を行う「幼稚園教育実習指導」、「小学校教育実習指導」、「特別支援学校教育実習指導」を必ず受講しなければなりません。なお、必要単位が著しく不足している者については、教育実習の履修を制限することがあります。教育実習の履修には、教職課程費（教育実習費）を納入しなければなりません。

#### (2) 介護等体験について

小学校教員免許状を取得するためには、7日間の介護等体験（福祉施設などで5日間、特別支援学校で2日間）が必要です。

### 教育実習希望者へ（「栄養教育実習」「養護実習」を含む。以下同じ）

教員免許状を取得するには、教育職員免許法施行規則に定める科目の中に教育実習が義務づけられています。

教育実習を希望する皆さんは、次のことに留意してください。

#### ●健康栄養学科、社会福祉学科、スポーツ健康福祉学科、看護学科

##### 1 教育実習希望者への説明会について

3年次の5月に説明会を行います。開催日時は、教務課掲示板にて公示します。

##### 2 教育実習校との事前打合せについて

教育実習校との事前打合せは、3年次の夏季休業中です。

##### 3 教育実習校の選定について

教育実習校は、原則として卒業した出身校または、神崎市との協定にもとづき、実習協力校とします。ただし、都合により教務課と相談のうえ教育実習校を決定する場合があります。

栄養教諭の教育実習校は、原則として栄養教諭が配置された小学校等で行うこととします。ただし、都合により教務課と相談のうえ教育実習校を決定する場合があります。

養護教諭の教育実習校は、原則として養護教諭が配置された小学校等で行います。実習校の決定については、ガイダンスで説明します。

##### 4 教育実習校決定の報告

教育実習校が決定した場合は、速やかに教務課に報告してください。

##### 5 教育実習年次

教育実習は、4年次に行います。

##### 6 教育実習実施の事前準備等

栄養教諭 …「栄養教育実習事前事後指導」の授業で行います。

中学校・高等学校 …「教育実習事前事後指導」の授業で行います。

養護教諭 …「養護実習事前事後指導」の授業で行います。

\*上記の授業の欠席は認められません。

4年次の4月下旬頃に説明会を行います。開催日時は、教務課掲示板にて公示します。

##### 7 教育実習時期及び期間

中学校又は高等学校での実習は、5月下旬から6月末に行われます。ただし、教育実習校等の都合により異なる場合があります。実習期間は2～3週間です。

栄養教諭の実習は、9月上旬から10月末に行われます。ただし、教育実習校の都合により異なる場合があります。実習期間は2週間です。

養護教諭の実習は、6月上旬から7月上旬に行われます。ただし、教育実習校等の都合により異なる場合があります。実習期間は3週間です。

##### 8 研究授業について

教育実習校において研究授業日が決定した場合は、速やかに教育実習指導担当教員及び教務課に日時を連絡してください。

研究授業日は、原則として本学教育実習担当教員が教育実習校へ赴き、授業を参観します。ただし、都合により参観出来ない場合もあります。

##### 9 教育実習の取消しについて

教職課程履修における教育実習に関する規程第4条ただし書き第1～3号に該当する者は、教育実習を取り消します。

自己都合により教育実習を止める場合は、必ず事前に教務課に届け出てください。

## ●子ども学科

### 1 教育実習の時期と期間

**幼稚園** 教育実習Ⅰ：2年次後期（10日間）

教育実習Ⅱ：3年次後期（10日間）

**小学校** 4年次前期、原則として6月に行います（4週間）

**特別支援学校** 4年次に行います（2週間）

### 2 教育実習実施に関する説明会

1年次にオリエンテーションを行います。開催日時は、子ども学部掲示板にて公示します。以後、「教育実習指導」の授業で事前事後指導を行います。なお、実習参加に伴う手続きには申請書、実習生調書等の書類提出が必要です。

### 3 教育実習先の選定

**幼稚園** 教育実習Ⅰ：原則として西九州大学附属三光幼稚園で実施

教育実習Ⅱ：通うことが可能な幼稚園を自身で選定します。但し、場合によっては、幼稚園教育実習指導担当教員および教務課と相談のうえ決定することもあります。

**小学校** 原則として佐賀市との協定にもとづき実習協力校で行います。

**特別支援学校** 大学が指定する特別支援学校で行います。

### 4 教育実習先決定の報告

**幼稚園** 教育実習Ⅰ：附属幼稚園で実習のため、決定を報告する必要はありません。

教育実習Ⅱ：実習園が決定した場合は、速やかに教務課に報告してください。

### 5 研究授業

教育実習先において研究授業日が決定した場合は、速やかに教育実習指導担当及び教務課に日時を連絡してください。

研究授業日は、原則として本学教育実習担当教員が教育実習先へ赴き、授業を参観します。ただし、都合により参観できない場合もあります。

### 6 教育実習の取り消し

教職課程履修における教育実習に関する規程第4条、ただし書き第1～3号に該当する者は、教育実習を取り消します。自身の都合により教育実習を止める場合は、必ず事前に教育実習指導担当及び教務課に届け出てください。

## 《教職課程履修における教育実習に関する規程》

(趣旨)

第1条 この規程は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）及び特別支援学校での教育実習（栄養教育実習及び養護実習を含む。以下同じ。）に関することを規定する。

(資格)

第2条 健康栄養学科、社会福祉学科、スポーツ健康福祉学科及び看護学科において教育実習を行う者は、以下の各号に示す基準を充たさなければならない。

- (1) 所属する学科の必修科目のうち、1、2年次に開講される科目のすべてを実習予定の前年度（以下「前年度」という。）までに修得し、かつこれら修得科目の成績評価において「C」が3割以下であること。
- (2) 教育職員免許法施行規則に定める科目のうち、前年度までに次の科目の中から14単位以上修得していること。

|                   |     |               |     |
|-------------------|-----|---------------|-----|
| 教育原論              | 2単位 | 総合的な学習の時間の指導法 | 1単位 |
| 教職論               | 2単位 | 特別活動論         | 1単位 |
| 教育制度論             | 2単位 | 教育方法論         | 2単位 |
| 教育心理学             | 2単位 | 生徒指導論         | 2単位 |
| 特別の支援を要する児童・生徒の理解 | 1単位 | 教育相談          | 2単位 |
| 教育課程論             | 1単位 | 進路指導論         | 1単位 |
| 道徳教育指導論           | 2単位 |               |     |

- 2 健康栄養学科において栄養教育実習を行う者は、前年度までに前項第1号及び第2号に加え、次の科目の単位をすべて修得していなければならない。

|       |     |         |     |
|-------|-----|---------|-----|
| 栄養教諭論 | 2単位 | 学校食育指導論 | 2単位 |
|-------|-----|---------|-----|

- 3 スポーツ健康福祉学科においては、第1項第1号の必修科目に、教員免許取得のための必修科目である下記の科目を含めるものとする。

|                |     |                   |     |
|----------------|-----|-------------------|-----|
| 日本国憲法          | 2単位 | 運動方法学演習9（ダンス）     | 1単位 |
| 運動学（運動方法学を含む）  | 2単位 | 運動方法学演習14（バレーボール） | 1単位 |
| 生理学（運動生理学を含む）  | 2単位 | 保健体育科教育法Ⅰ         | 2単位 |
| 衛生学（公衆衛生学を含む）  | 2単位 | 保健体育科教育法Ⅱ         | 2単位 |
| 救急処置（学校安全を含む）  | 2単位 | 教育原論              | 2単位 |
| 学校保健           | 2単位 | 教職論               | 2単位 |
| 運動方法学演習1（体づくり） | 1単位 | 教育制度論             | 2単位 |
| 運動方法学演習2（器械運動） | 1単位 | 教育心理学             | 2単位 |
| 運動方法学演習3（陸上）   | 1単位 | 教育課程論             | 1単位 |
| 運動方法学演習4（水泳）   | 1単位 | 道徳教育指導論           | 2単位 |

- 4 看護学科において養護実習を行う者は、前年度までに第1項第1号及び第2号に加え、次の科目の単位をすべて修得していなければならない。

|        |     |       |     |
|--------|-----|-------|-----|
| 学校保健概論 | 2単位 | 健康相談論 | 2単位 |
| 養護学概論  | 2単位 |       |     |

第3条 子ども学科においては、教育実習校（園）ごとに基準を定める。

- 2 幼稚園での教育実習を行う者は、本学で開講されている幼稚園教諭免許状取得に必要な科目のうち、「領域に関する専門的事項」から4単位以上及び実習前年度までに開講された「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の8割以上の単位を修得していなければならない。
- 3 小学校での教育実習を行う者は、本学で開講されている小学校教諭免許状取得に必要な科目のうち、実習前年度までに開講された「教科に関する専門的事項」の6割以上、及び「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の8割以上の単位を、修得していなければならない。
- 4 特別支援学校での教育実習を行う者は、以下の各号に示す基準を充たさなければならない。
  - (1) 1、2年次に開講される科目のうち、前年度までに修得している科目の成績評価において「C」が3割以下であること。

(2) 実習予定の前年度までに前項に加え、次の科目の単位をすべて修得していなければならない。

|                 |     |          |     |
|-----------------|-----|----------|-----|
| 特別支援教育総論        | 2単位 | 知的障害者教育  | 2単位 |
| 知的障害者の心理・生理・病理  | 2単位 | 肢体不自由者教育 | 2単位 |
| 肢体不自由者の心理・生理・病理 | 2単位 | 病弱者教育    | 2単位 |
| 病弱者の心理・生理・病理    | 2単位 |          |     |

(教育実習の許可)

第4条 第2条、第3条の規定を充たす者は、各学部教職課程委員会の議を経て実習を行うことを許可される。ただし、次の各号の一に該当する者は、教育実習を許可しない。

- (1) 実習年度期の学費及び教職課程費（教育実習費）を納入していない者
- (2) 当該年度に卒業の見込みがない者（ただし、幼稚園教育実習を除く）
- (3) 教職課程委員会が、本人の性行（生活態度、学習態度等）において教育実習を行うに不適当とみなした者

(教育実習時期)

第5条 教育実習は、健康栄養学科、社会福祉学科、スポーツ健康福祉学科及び看護学科は4年次に、子ども学科は2年次、3年次及び4年次において行うものとし、実施時期については、教育実習校（園）と調整の上決定する。

- 2 中学校又は高等学校での教育実習期間は、3週間とする。ただし、社会福祉学科においては、高等学校での教育実習期間を2週間とする。
- 3 特別支援学校教員免許状の取得を希望する者は、前項に加え特別支援学校において更に2週間の教育実習を必要とする。
- 4 栄養教諭免許状の取得を希望する者は、小学校、中学校又は特別支援学校において2週間の教育実習を必要とする。
- 5 幼稚園教諭免許状の取得を希望する者は、幼稚園において4週間の教育実習を必要とする。
- 6 小学校教諭免許状の取得を希望する者は、小学校において4週間の教育実習を必要とする。
- 7 養護教諭免許状の取得を希望する者は、小学校、中学校又は高等学校において3週間の教育実習を必要とする。

附 則（平成15年1月23日、全面改正）

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 教職履修規程（平成5年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成16年9月16日）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る授業科目及び単位数は、従前の例によることができる。

附 則（平成19年3月1日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成19年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る教育実習を行う資格基準、授業科目及び単位数については、この規程による改正後の規程第2条第1項及び同条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成21年2月26日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日健康福祉学部在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日

以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る教育実習を行う資格基準、授業科目及び単位数については、この規程による改正後の規程第2条第1項及び同条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成22年3月19日）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者（以下「編入学者等」という。）については、なお従前の例による。
- 3 平成22年3月31日に子ども学部にて在学する者及び編入学者等については、この規程による改正後の規程第3条第1項第1号及び同条第1項第3号の規定を適用する。

附 則（平成24年1月19日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に健康福祉学部にて在学する者（以下「在学者」という。）及び平成24年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る教育実習を行う資格基準、授業科目及び単位数については、この規程による改正後の規程第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年7月18日）

- 1 この規程は、平成25年7月18日から施行する。

附 則（平成26年3月6日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成26年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月15日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成30年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月1日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月1日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成31年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

# 西九州大学附属図書館

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 西九州大学附属図書館                | 234 |
| 開館時間                      | 234 |
| 閉館・休館                     | 234 |
| 入・退館及び館内でのマナー             | 234 |
| 図書館所蔵資料の探し方               | 234 |
| 館外貸出・返却                   | 234 |
| レファレンスサービス                | 235 |
| 所蔵していない資料の活用              | 235 |
| 西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館規則   | 235 |
| 西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館利用規程 | 236 |
| 館内案内図                     | 239 |

# 西九州大学附属図書館

大学図書館は、図書、雑誌、視聴覚等の資料を収集、整理、保存し、大学における教職員や学生の教育、研究にその情報を提供することを目的に設置された機関です。

西九州大学の附属図書館は、神埼キャンパス5号館1階と地下1階に図書館本館が、7号館3階に分室があります。また、佐賀キャンパス3号館2階には分館が、小城キャンパス2号館1階にも分館があり、どの館も同じように利用することができます。

館内には数多くの資料がありますが、検索用端末（OPAC）で必要としている資料を探することができます。使い方は「図書館利用のしおり」を参考にしてください。図書館のホームページ（<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/library/>）からも検索することができます。また、各種データベースを利用して、図書や論文などを検索することもできます。

大学生活をより充実したものにするためにも、大いに図書館を活用してください。

## 1. 開館時間

＜神埼・佐賀・小城キャンパス共＞

- (1) 平日（授業期間） 8時30分～21時00分（授業期間以外）8時50分～17時30分  
(2) 第2・第4土曜日 9時30分～16時30分（※神埼キャンパス分室は閉館）

## 2. 閉館・休館

土曜・日曜・祝日。ただし、第2・第4土曜日を除く。

年末年始（12月28日から1月4日まで）

夏 期（8月13日から8月22日まで）

3月第4木・金・土曜日

\* 臨時の休館及び開館時間の変更は、図書館入口での掲示及びホームページに掲載します。

## 3. 入・退館及び館内でのマナー

図書館入口には、ブック・ディテクション・システム（無断持出防止装置）を設置しています。入・退館する時は、指定されたゲートを通過してください。また、入館するときは必ず学生証を持参してください。学生証は様々なサービスを受ける時に必要となります。

図書館はたくさんの方が利用します。館内では静かにしてください。携帯電話等の電源は切るか、マナーモードに設定し、通話は館外で行ってください。なお、館内で携帯電話やスマートフォンを充電する利用者が見受けられますが、館内での充電は認めていません。また、館内での喫煙及び飲食物の持ち込みは、皆さんの共有物である図書館の資料が汚れるなどの思いがけない事故が起こることが考えられますので、禁止しています。

## 4. 図書館所蔵資料の探し方

図書館所蔵の資料は、検索用端末（OPAC）を利用して配架場所を確認することができます。図書は、分類番号順に並んでいます。和雑誌は雑誌名の五十音順に、洋雑誌は雑誌名のアルファベット順に配架しています。

## 5. 館外貸出・返却

貸出……貸出を受ける資料と学生証を持って、カウンターで手続きをしてください。貸出冊数と貸出期間は次のとおりです。

|        |       |       |
|--------|-------|-------|
| 1～3年次生 | 5冊以内  | 7日以内  |
| 4年次生   | 7冊以内  | 14日以内 |
| 大学院生   | 20冊以内 | 2ヵ月以内 |

なお、貸出できない資料がありますが、資料によっては一夜貸出（16:30～翌日9:30）ができるものもありますので、カウンターにお尋ねください。

また、長期休業中や学外実習時に限り、長期貸出も行っています。





- 2 西九州大学附属図書館規程（昭和 56 年 4 月 1 日制定）及び西九州大学短期大学部附属図書館規程（平成 17 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

## 西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館利用規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館規則（平成 27 年 2 月 16 日制定）第 7 条の規定に基づき、西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館（以下「図書館」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

（利用の種類）

第 2 条 この規程において「利用」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 図書館施設、設備の利用
- (2) 図書館資料の閲覧、貸出、複写の利用
- (3) 情報提供サービスの利用

（利用者）

第 3 条 この規程において「利用者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 西九州大学並びに西九州大学短期大学部の学生及びこれに準ずる者
  - (2) 学校法人永原学園に在職する専任の教職員及びこれに準ずる者
  - (3) 前 2 号に定める者以外の者（以下「学外者」という。）で、学術研究、調査及び学習を目的とする者
- 2 前項第 3 号に定める学外者の図書館利用については、西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館長（以下「館長」という。）が別に定める。

（利用者証）

第 4 条 利用者は、西九州大学・西九州大学短期大学部附属図書館利用者証（以下「利用者証」という。）を携行するものとする。

- 2 利用者は、利用者証の交付を受けるものとする。ただし、前条第 1 項第 1 号の利用者は学生証もしくはこれに準ずるもの（仮学生証を除く）をもって利用者証とすることができる。

（図書館施設）

第 5 条 この規程において「図書館施設」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 西九州大学附属図書館本館・分室（神埼キャンパス）
- (2) 西九州大学附属図書館分館（佐賀キャンパス・小城キャンパス）
- (3) 西九州大学短期大学部附属図書館（佐賀キャンパス）

（開館日及び開館時間）

第 6 条 図書館施設の開館日及び開館時間は、別表のとおりとする。

- 2 館長は、必要と認めたときは臨時に開館日及び開館時間を変更することができる。

（図書館資料）

第 7 条 この規程において「図書館資料」とは、図書館が所蔵する次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 視聴覚資料
- (4) 電子的資料
- (5) 貴重資料
- (6) その他の資料

（館外貸出）

第 8 条 図書館資料の館外貸出を受けるには、利用者は利用者証を呈示しなければならない。

- 2 館外貸出の冊数及び期間は別表のとおりとする。
- 3 卒業（大学院修了を含む。以下同じ。）年次の学生は、その年度の 3 月 1 日以降に図書館資料を帯出することはできない。また、現に帯出中の図書館資料は、2 月末日までに返却しなければならない。た

だし、国家試験対策用図書（参考書・問題集）に限り、3月末日まで借用することができる。

- 4 卒業年次の学生で当該年度に卒業しない者は、前項の規定にかかわらず、願い出により、3月1日以降についても貸出を受けることができる。

（貸出を行わない図書等）

第9条 次の各号に掲げる図書館資料は、次項及び第4項に定める場合を除き、原則として貸出を行わない。

- (1) 貴重図書及び貴重資料
  - (2) 辞書・便覧及びハンドブック類
  - (3) 地図類
  - (4) 新刊雑誌、最新白書、統計類（ただし、バックナンバーはこの限りでない）
  - (5) 視聴覚資料
  - (6) 電子的資料
- 2 西九州大学及び西九州大学短期大学部の教職員及び大学院生に対しては、前項第2号及び第3号の図書館資料については1ヵ月以内、同項第4号から第6号までの図書館資料については2週間以内の貸出を行う。
- 3 学生（大学院生を除く）に対しては、第1項第2号から第4号までの図書館資料について、当日の16時30分から翌日（休館日の場合は、その翌日）9時30分までの貸出を行う。
- 4 学生（大学院生を除く）に対しては、第1項第5号及び第6号の図書館資料については、特別の理由があり、かつ学内での利用に限り当日のみ貸出を行うことがある。

（長期貸出）

第10条 長期休業（春・夏・冬季）及び学外実習の期間には長期貸出を行う。

- 2 長期貸出の期間は、当該期間に前後5日間を加えた期間とする。

（予約及び更新）

第11条 貸出を希望する図書館資料が貸出中の場合は、所定の手続きを経て貸出を予約することができる。

- 2 貸出を受けている図書館資料は、前項の予約がない場合において、2回に限り貸出の更新を受けることができる。ただし、第10条第1項に該当する場合は、貸出の更新は受けることができない。

（返却）

第12条 貸出を受けた図書館資料は、所定の期日までに必ず返却しなければならない。なお、原則として返却せずに他の図書館資料を借りることはできない。

- 2 退学及び休学を願い出た者で、図書館資料の貸出を受けている者は、これを直ちに返却しなければならない。また、除籍となった者も同様とする。

（保管責任等）

第13条 貸出を受けた図書館資料は、利用者が保管の責任を負い、これを転貸してはならない。

（弁償）

第14条 利用者は、利用中の図書館資料を汚損もしくは紛失したとき又は図書館の施設及び設備に損害を与えたときは、これを弁償しなければならない。

（利用心得）

第15条 図書館の利用に際して、利用者は図書館職員の指示に従うことはもとより、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 静粛にすること
- (2) 他の利用者の迷惑となる行為をしないこと
- (3) 図書館資料を許可なく持ち出さないこと
- (4) 図書館資料及び設備等を汚損しないこと
- (5) 館内に持ち込んだ所持品の管理は各自が責任を持つこと
- (6) 館内での飲食（飲酒を含む）並びに喫煙は禁止する
- (7) 携帯電話等での会話や呼び出し音は禁止する
- (8) その他館長が指示もしくは禁止したこと

(利用の制限)

第16条 この規程に違反した者に対しては、図書館の利用を停止または禁止することができる。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則 (平成27年2月16日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 西九州大学附属図書館閲覧規程(昭和56年4月1日制定)及び西九州大学短期大学部附属図書館利用規程(平成21年4月1日制定)は廃止する。

附 則 (平成29年3月1日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月15日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

西九州大学附属図書館本館・分室・分館(佐賀キャンパス・小城キャンパス)、西九州大学短期大学部附属図書館

| 期間                       | 曜日                                  | 時間         | 備考                    |
|--------------------------|-------------------------------------|------------|-----------------------|
| 授業期間<br>(集中・補講・追再試験等を除く) | 月～金曜日                               | 8:30～21:00 |                       |
|                          | 土曜日                                 | 9:30～16:30 | 第2・第4土曜日<br>ただし、分室は閉館 |
| 休業期間等<br>(授業期間以外)        | 月～金曜日                               | 8:50～17:30 |                       |
|                          | 土曜日                                 | 9:30～16:30 | 第2・第4土曜日<br>ただし、分室は閉館 |
| 休館日                      | 日曜日、祝日(第2・第4土曜日を除く)、<br>第2・第4以外の土曜日 |            |                       |
|                          | ①年末年始(12月28日から1月4日)                 |            |                       |
|                          | ②夏期休業(8月13日から8月22日)                 |            |                       |
| ③3月第4木、金、土曜日             |                                     |            |                       |

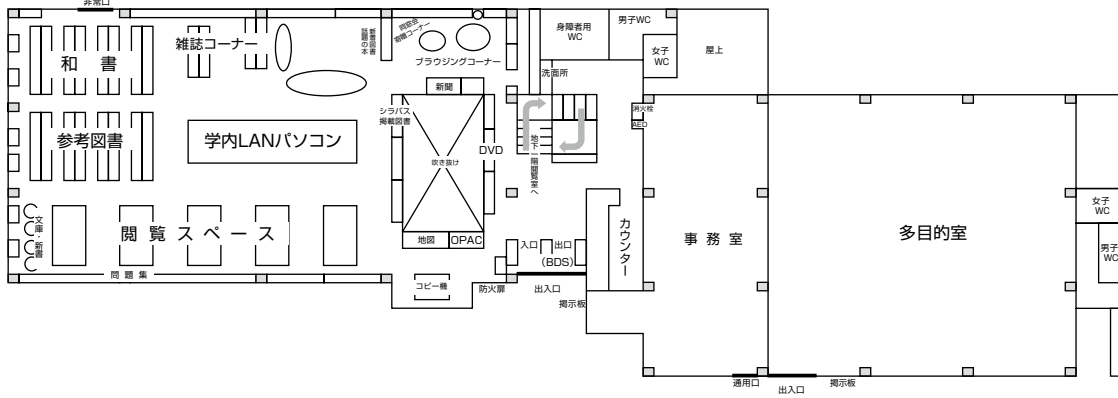
別表(第8条第2項関係)

| 対象                                 | 期間    | 冊数    |
|------------------------------------|-------|-------|
| 学部学生(～3年次生)                        | 7日以内  | 5冊以内  |
| 短期大学部学生(1年次生)                      |       |       |
| 学部学生(4年次生)                         | 14日以内 | 7冊以内  |
| 短期大学部学生(2年次生)                      |       |       |
| 大学院生                               | 2ヵ月以内 | 20冊以内 |
| 研究生・科目等履修生・<br>特別聴講学生等             | 7日以内  | 5冊以内  |
| 西九州大学及び西九州短期大学部の<br>専任教職員及びこれに準ずる者 | 6ヵ月以内 | 20冊以内 |
| 上記以外の学校法人永原学園の専任<br>教職員            | 14日以内 | 7冊以内  |

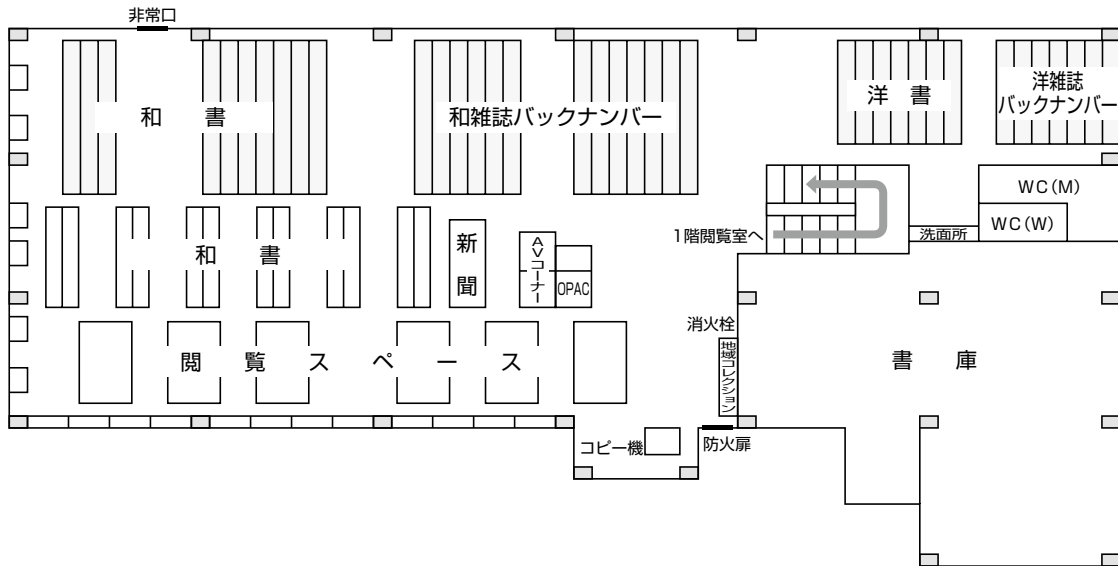
# 館内案内図

[神埼キャンパス] 本館

## 5号館 1階



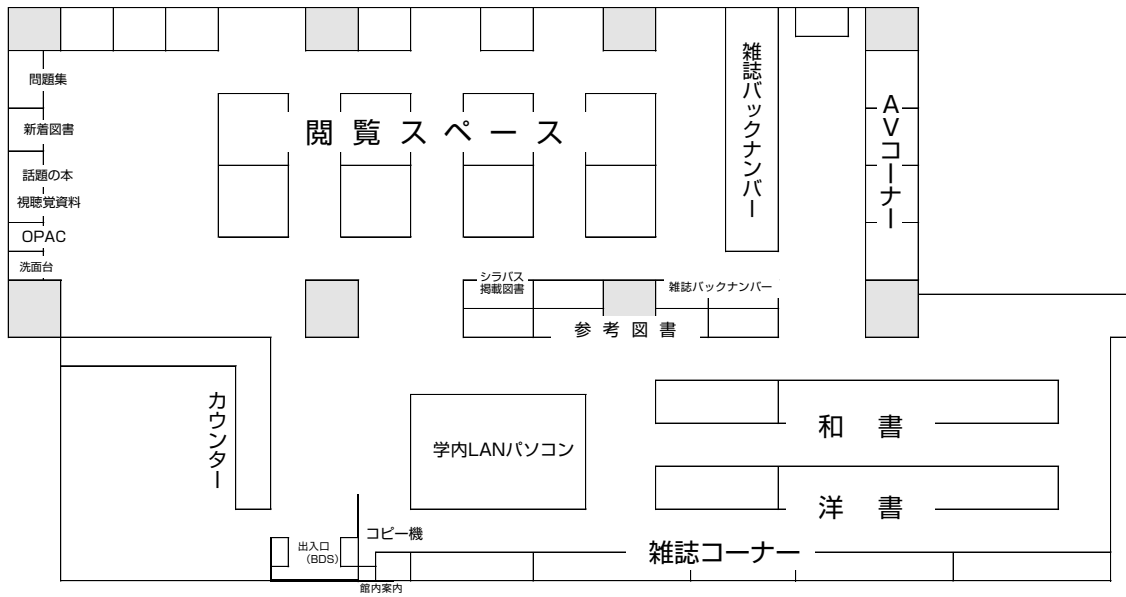
## 5号館 地下1階



附属図書館

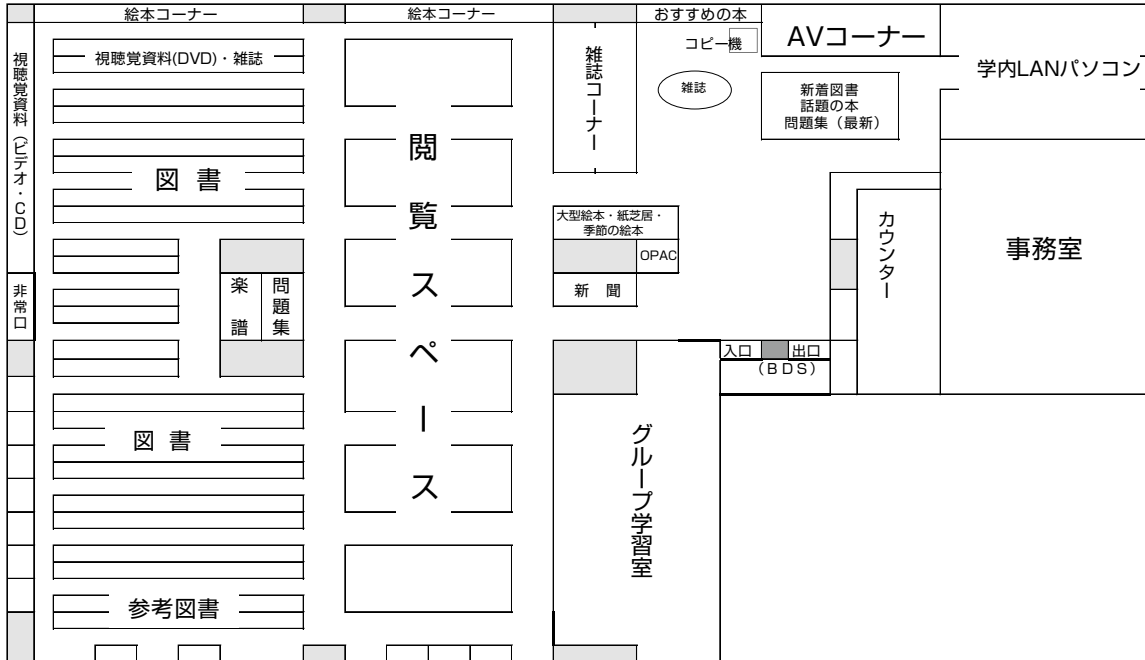
[神埼キャンパス] 分室

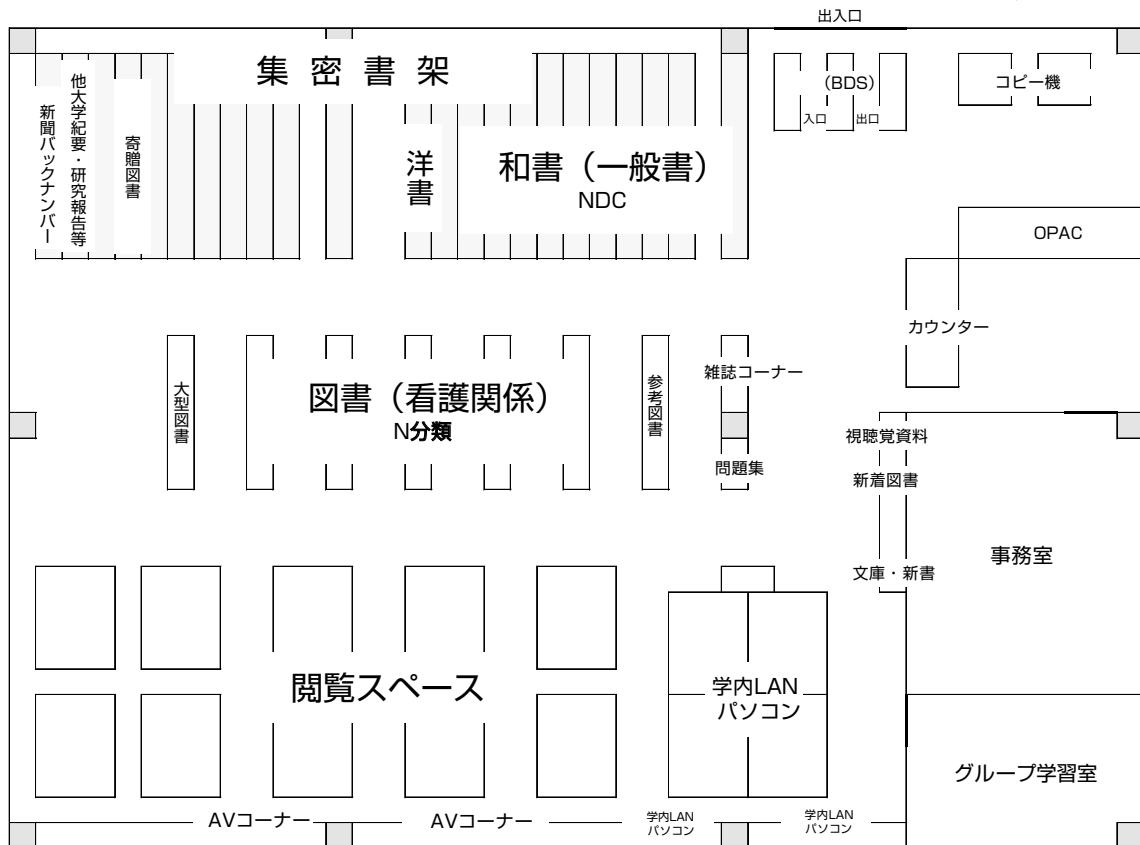
7号館 3階



[佐賀キャンパス] 分館

3号館 2階









## その他修学支援施設

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 西九州大学神埼キャンパス 4 号館          | 244 |
| 西九州大学神埼キャンパス 4 号館管理規則      | 244 |
| 西九州大学神埼キャンパス 4 号館体育館使用心得   | 245 |
| 西九州大学神埼キャンパス 4 号館食堂その他使用規程 | 245 |
| 西九州大学体育施設使用規程              | 246 |
| 西九州大学第 2 体育館使用心得           | 247 |
| 西九州大学トレーニングセンター使用心得        | 248 |
| 西九州大学学生ホール使用規程             | 248 |

## 西九州大学神埼キャンパス4号館

西九州大学神埼キャンパス4号館には、健康運動演習室、体育館、ダイニングホール(食堂)、コミュニティホール、ATM機器(現金自動支払・入金機)があり、保健体育の講義をはじめ、学生の課外活動など多岐にわたり利用されています。

### 1. 西九州大学4号館管理規則

(目的)

第1条 この規則は、4号館の管理・使用又は利用に関する事項を定めることを目的とする。

(使用又は利用)

第2条 4号館は、次の各号に定める場合において、使用又は利用(以下「使用」という。)できるものとする。

(健康運動演習室)

- (1) 本学の授業。
- (2) 本学の主催する行事。
- (3) 本学学生の課外活動。
- (4) 本学教職員の文化活動。

(体育施設)

- (5) 保健体育等に関する授業。
- (6) 本学の主催する行事。
- (7) 本学学生の課外活動、レクリエーション活動。
- (8) 本学教職員の文化、スポーツ活動。

(ダイニングホール)

- (9) 本学学生、教職員及びその随伴者の喫食、休憩。

(コミュニティホール)

- (10) 本学学生、教職員及びその随伴者の休憩、会合。

2. 前項各号の規定にかかわらず、学長が特に認める場合は使用することができる。

(使用時間)

第3条 4号館を使用できる時間は、9時より19時までとする。

土曜日・日曜日、祝日は使用することができない。ただし、学長が特に認める場合は、この限りでない。

(禁止事項)

第4条 4号館の内外において、次のようなことをしてはならない。

- (1) 許可なくして、指定の掲示板以外の掲示、装飾、又は放送等をなすこと。
- (2) 4号館及び器物を滅失、棄損、持ち去り又は汚染すること。
- (3) 4号館周辺において、同様のことをなすこと。
- (4) 4号館内において喫煙すること。
- (5) みだりに火気を取り扱うこと。
- (6) 私物を放置したり、塵や物品等を備え付けの塵籠以外に投棄すること。

(規程への委任)

第5条 4号館の健康運動演習室、体育施設、食堂、ダイニングホール並びにコミュニティホールの使用及び必要な事項、別に定める。

(管理の主務者)

第6条 4号館の各施設の管理運用の管理者は、次のとおりとする。

健康運動演習室

体育担当教員

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 体育施設               | 体育担当教員 |
| ダイニングホール、コミュニティホール | 学生支援部長 |
| 4号館全体の事項           | 事務局長   |

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和63年12月10日から施行する。

## 2. 西九州大学4号館体育館使用心得

この使用心得は、西九州大学4号館体育館（以下「体育館」という。）の使用について、「西九州大学体育施設使用規程」に定める事項のほか、学生が課外活動等において、当施設を使用する場合の心得を定めるものとする。

### 1 使用の目的

体育館は、サークル団体及び個人の体育・スポーツ活動並びに文化活動に供するものとする。

### 2 施設の開館時間及び施錠について

平日の開館時間は、原則として9時から19時までとする。

ただし、特別な事情により事務局長の許可を得た場合は、21時まで使用することができる。

なお、平日7時から22時以外の時間は、常時オートロックが作動し、通用口から施設内へ入ることができなくなるので注意すること。

土日祝祭日に使用が許可された団体又は個人は、所定のカードキー管理簿に必要事項を記入し、使用日の前日までに学生支援課でカードキーを受け取ること。

なお、印鑑を必ず持参すること。

使用が許可された団体又は個人間でのカードキーの引き渡しが必要な場合は、使用前にその旨を申し出て、引き継ぎ並びに返納者を確認すること。

カードキーは、翌日に学生支援課へ返却すること。

### 3 設備・備品の使用について

体育館の設備・備品を使用する場合は、所定の施設使用願に借用したい設備名若しくは備品名を明記すること。

備品は、必ずもとの場所に返却すること。

### 4 施設使用上の注意事項

館内では専用のシューズを使用すること。

使用後の消灯、窓の閉を確認すること。

館内でのボールを蹴る等の行為は厳に慎むこと。

## 3. 西九州大学4号館食堂その他使用規程

(目 的)

第1条 この規程は、西九州大学4号館ダイニングホール（食堂）、コミュニティホール（以下「食堂等」という。）について西九州大学4号館管理規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、食堂等の使用及び利用等（以下「使用」という。）について必要な事項を定める。

(食堂の利用)

第2条 食堂を利用しようとする者は、次の各号により利用しなければならない。

- (1) 券売機で食券を購入し、食堂係員に提出して食事を受け取ること。
- (2) 食事は、ダイニングホール（食堂）で喫し、その他のいかなる場所へも持ち出してはならない。
- (3) 喫食後は、食器を定められた場所で洗浄し、返納すること。
- (4) 食器を持ち去ってはならない。

(禁止事項)

第3条 食堂等では、次のようなことをしてはならない。

- (1) 飲酒すること。
- (2) 喫煙すること。
- (3) 放歌、高吟すること。
- (4) 食堂等を汚染し、備え付けの器具等を滅失、棄損し、又は持ち去ること。
- (5) 学生支援部長の許可なく、所定の場所以外に掲示、装飾すること並びに放送等を行うこと。

(損害の賠償)

第4条 食堂等を汚染し、備え付けの器具等を滅失、棄損、又は持ち去り、又はこれらを発見したときは、ただちに学生支援部長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、学長が必要と認めるときは、原因者に対して賠償を求める。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年12月10日から施行する。

## 西九州大学体育施設使用規程

(目 的)

第1条 この規程は、西九州大学4号館体育館（以下「体育館」という。）、第2体育館及びトレーニングセンターの管理及び使用に関する事項を定めることを目的とする。

(使用の範囲)

第2条 体育館、第2体育館及びトレーニングセンター（以下「体育施設」という。）は、本学の授業に支障がないと認められる場合に限り、次の各号に定める事項について使用できるものとする。

- (1) 本学の主催する行事
- (2) 本学学生の課外活動、レクリエーション活動
- (3) 本学教職員の文化・スポーツ活動
- (4) その他、事務局長が特に認めた場合

(使用日時)

第3条 体育施設を使用できる時間は、原則として平日の9時から19時までとする。ただし、特別な事情により事務局長の許可を得た場合は、21時まで使用することができる。

2 土曜日、日曜日及び祝祭日は原則として使用することができない。ただし、特別な事情で使用する場合は、事務局長の許可を得なければならない。

(使用手続き)

第4条 体育施設の使用の手続きは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第2条第2号から第4号までに規定する使用については、事務局長の許可を得なければならない。なお、各サークルの使用については、月毎に使用する月の5日前までに使用計画を提出するものとする。
- (2) 特別な事情で土曜日、日曜日及び祝祭日に使用する場合は、使用する3日前までに届け出なければならない。
- (3) 許可を受けた後、使用を中止する場合は、速やかに事務局長へ届け出なければならない。
- (4) 届出等の手続きは、所定の様式に必要事項を記入のうえ、学生支援課を経由して提出するものとする。

(使用の遵守事項)

第5条 体育施設の使用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気の使用を厳禁する。また、禁酒、禁煙を厳守すること。
- (2) 災害、盗難に注意し、節電、節水に努めること。また、シャワー室、便所の清潔に努めること。
- (3) 使用用具の整理及び清掃を行い、消灯、戸締りを確認すること。
- (4) 掲示物は学生支援部長の許可を得ること。

2 前項に規定する事項のほか、各体育施設の使用心得は、別に定めるものとする。

(許可の取消し)

第6条 使用許可後に次の各号に該当する場合は、許可を取り消すことがある。

- (1) 使用申請に虚偽の記載があったとき。
- (2) 前条第1項各号並びに同条第2項にいう各体育施設の使用心得に定められている事項を遵守しないとき。
- (3) 本学の業務遂行上やむを得ない事情が生じたとき。

(損害の賠償)

第7条 体育施設及び機器を滅失棄損又は汚染した場合は、使用者は、直ちに事務局長へ届け出なければならない。

2 前項の場合において、学長が必要と認めるときは、使用者に対して賠償を求めることができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、各体育施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

2 本学関係者以外の団体等に体育施設を使用させる場合は、「学校法人永原学園施設使用規程」によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年2月5日から施行する。
- 2 西九州大学4号館体育施設規程及び雨天体操場使用規程は、廃止する。

## 西九州大学第2体育館使用心得

この使用心得は、西九州大学第2体育館（以下「第2体育館」という。）の使用について、「西九州大学体育施設使用規程」に定める事項のほか、学生が課外活動等において、当施設を使用する場合の心得を定めるものとする。

### 1 使用の目的

第2体育館は、サークル団体及び個人の体育・スポーツ活動並びに文化活動に供するものとする。

### 2 施設の開館時間及び施錠について

平日の開館時間は、原則として9時から19時までとする。

ただし、特別な事情により事務局長の許可を得た場合は、21時まで使用することができる。

なお、平日は17時に一旦施錠する。

17時以降に、継続使用団体以外の団体又は個人が使用する場合は、所定の鍵管理簿に必要事項を記入し、使用前に学生支援課で鍵を受け取ること。

土日祝祭日及び放課後に使用が許可された団体又は個人は、印鑑を持参した上で使用日までに学生支援課で鍵を受け取ること。

鍵は翌日に学生支援課へ返却すること。

継続して使用が許可された団体については、年間継続貸与を認めることができる。

その場合の返却期限は、使用を開始した年度の3月31日までとする。

なお、当該団体は、使用している月末の平日3日間の間に鍵を学生支援課に提示し、確認を得ること。

### 3 設備・備品の使用について

体育館の設備・備品を使用する場合は、所定の施設使用願に借用したい設備名若しくは備品名を明記すること。

備品は、必ず元の場所に返却すること。

### 4 施設使用上の注意事項

館内では専用のシューズを使用すること。種目によっては、裸足とする。

使用後の消灯、戸締り等を確認すること。

館内でのボールを蹴る等の行為は厳に慎むこと。

## 西九州大学トレーニングセンター使用心得

この使用心得は、西九州大学トレーニングセンター（以下「トレーニングセンター」という。）の使用について、「西九州大学体育施設使用規程」に定める事項のほか、学生が課外活動等において、当該施設を使用する場合の心得を定めるものとする。

### 1 使用の目的

トレーニングセンターは、サークル団体及び個人でのトレーニング機器を使用したトレーニング及びフロアを利用したエアロビクス又はレクリエーション等に供するものとする。

### 2 施設の開館時間及び施錠について

平日の開館時間は、原則として9時から19時までとする。

但し、特別な事情により事務局長の許可を得た場合は、21時まで使用することができる。

なお、平日は17時に一旦施錠する。

17時以降に、継続使用団体以外の団体又は個人が使用する場合は、トレーニングセンター使用届を提出し、所定の鍵管理簿に必要事項を記入し、使用前に学生支援課で鍵を受け取ること。

土日祝祭日及び放課後に使用が許可された団体又は個人は、印鑑を持参した上で使用日までに学生支援課で鍵を受け取ること。

鍵は翌日に学生支援課へ返却すること。

### 3 トレーニングマシン及び備品の使用について

トレーニングマシンは、使用方法を熟知した上で、正しく安全に使用すること。

電源を使用した機器類のスイッチを切り、整理整頓すること。また、トレーニングマシンは移動させないこと。

備品は、必ずもとの場所に返却すること。

### 4 施設使用上の注意事項

トレーニングセンター内では、専用のシューズを使用すること。

使用後の消灯、戸締り等を確認すること。

ボール類の使用は禁止する。

## 西九州大学学生ホール使用規程

（目 的）

第1条 この規程は、西九州大学学生ホールの使用について必要な事項を定める。

(使用)

第2条 学生ホールは、次の各号に定める場合において使用できるものとする。

- (1) 本学学生、教職員及びその随伴者の休憩、喫食、会合
- (2) 本学学生の自主学習及び課外活動

2 前項の規程にかかわらず、学長が特に認める場合は使用することができる。

(使用時間)

第3条 学生ホールを使用できる時間は、9時から20時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は、学長が特に認める場合を除き使用することができない。

なお、大学の長期休業中は、期間を限って閉鎖することがある。

(使用の手続き)

第4条 学生ホールの使用手続きは、次の各号のとおりとする。

- (1) 本学学生、教職員及びその随伴者は、別に手続きをせず使用することができる
- (2) 部外者を交えた催しや集会等に使用する場合は、責任者は事前に、別に定める様式に必要事項を記入し学生支援部長の承認を得て、事務局長に願い出て許可を受けなければならない。

(許可の取り消し)

第5条 使用許可後に、次の各号の一に該当するときは、許可を取り消すことがある。

- (1) 使用願いに虚偽の記載があったとき。
- (2) 規程に定めることを遵守しないとき。
- (3) 本学が緊急に使用することが必要になったとき。

(使用の遵守事項)

第6条 使用する者は、使用に当たり次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 放歌、高吟等、他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 飲酒、喫煙は、厳禁する。喫煙は、室外の所定の場所で行うこと。
- (3) 学生ホール及び屋上を汚染したり、備え付けの器具・備品等を滅失、棄損したり、又は持ち去ったりしないこと。
- (4) 掲示等は、別に定める様式に必要事項を記入し学生支援部長の許可を得て、所定の場所に行うこと。

(損害の賠償)

第7条 学生ホール及び屋上の設備・備品を滅失、棄損、汚染したときは、使用者は、直ちに学生支援部長に届け出なければならない。また、これらの行為の発見者は、直ちに学生支援部長に届け出ること。

2 施設並びに備品を、故意又は重大な過失により滅失・棄損、又は著しく汚損した場合は、損害を弁償しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成13年11月1日から施行する。





# 学生生活関連

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 健康管理                | 252 |
| 定期健康診断              | 252 |
| 健康相談                | 252 |
| 遠隔地被扶養者証            | 252 |
| 緊急・救急の対応            | 252 |
| 学生傷害保険              | 253 |
| 学生教育研究災害傷害保険        | 253 |
| 学研災付帯賠償責任保険         | 253 |
| 学研災付帯 学生生活総合保険      | 253 |
| 総合補償制度「Will」※看護学科のみ | 253 |
| 学生相談                | 253 |
| 「学生相談室」の開設          | 253 |
| 「オフィスアワー」の開設        | 253 |
| ハラスメントの防止           | 254 |
| 学友会                 | 255 |
| サークル活動              | 255 |
| サークルの結成             | 255 |
| 部室管理、運営に関する規程       | 256 |
| 部室管理規程              | 256 |
| 部室使用細則              | 257 |
| 学友会会費               | 257 |
| 学園祭                 | 257 |
| 西九州大学学友会会則          | 258 |
| 学生寮・指定寮・アパート及び通学    | 260 |
| 学生寮（あすなろ寮）          | 260 |
| 指定寮・アパートについて        | 260 |
| スクールバスの運行           | 261 |
| 事故後の対応について          | 261 |
| 自動車通学及び学内駐車場        | 261 |
| 遺失物・拾得物の取り扱い        | 262 |
| 集会、催物、国外旅行の届        | 262 |
| 施設設備の使用             | 262 |
| ポスター等の学内掲示          | 262 |
| 建物内禁煙と喫煙マナー         | 262 |
| 学生意見箱の設置            | 263 |

## 学生生活関連

### 健康管理

学生の健康管理、保健指導には、常に配慮しています。保健管理センターでは、応急処置や、健康相談及び健康診断証明書発行などの事務を行っています。

#### 定期健康診断

法令に基づき、毎年実施しています。検査項目は、胸部レントゲン間接撮影、身体計測、血圧測定、尿検査、視力、聴力、内科検診です。

なお、健康診断証明書の発行は、検査項目の全てを受診した者のみに発行されます。

#### 健康相談

保健管理センターでは、学生個人の身体の健康や疾病等について毎週月曜日の午後に保健管理センター長による相談を行っています。

学生支援課窓口で随時受け付けていますので、気軽に申し込んでください。

#### 遠隔地被扶養者証

医療機関を受診する場合、「健康保険証」が必要になります。親元を離れて暮らしている学生は「遠隔地被扶養者証」を常に携帯してください。

#### 緊急・救急の対応

急病や、事故又は不審な事があった場合は、下記の所に電話で連絡してください。

- 事故・不審者（警察）…… 1 1 0
- 救急（車）…… 1 1 9
- 神埼警察署…… 0 9 5 2 - 5 2 - 2 1 1 4
- 佐賀警察署…… 0 9 5 2 - 3 0 - 1 9 1 1
- 小城警察署…… 0 9 5 2 - 7 3 - 2 2 8 1
- 救急医療機関の情報は、佐賀県救急医療情報システムで確認するか、各地域の消防本部へお問い合わせください。

【参考】 ◆佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム（99さがネット）

- ・ <http://www.qq.pref.saga.jp/>
- ・ <http://www.qq.pref.saga.jp/kt/>（携帯サイト）

| 受持ち区域                   | 問い合わせ先                 | 電話番号           |
|-------------------------|------------------------|----------------|
| 神崎市、吉野ヶ里町               | 神埼地区消防本部<br>救急医療情報     | (0952) 53-1384 |
| 佐賀市、多久市、小城市             | 佐賀広域消防局<br>救急医療情報      | (0952) 31-8899 |
| 唐津市、玄海町                 | 唐津市消防本部<br>救急医療情報      | (0955) 73-0043 |
| 伊万里市                    | 伊万里市消防本部<br>救急医療情報     | (0955) 22-3852 |
| 鳥栖市、三養基郡                | 鳥栖・三養基地区消防本部<br>救急医療情報 | (0942) 83-0063 |
| 武雄市、鹿島市、嬉野市、<br>杵島郡、藤津郡 | 杵藤地区消防本部<br>救急医療情報     | (0954) 22-4207 |
| 有田町                     | 有田町消防本部<br>救急医療情報      | (0955) 43-2495 |

## 学生傷害保険

正課、課外活動及び通学など大学生活には多様な活動があります。その際に身体に傷害を被ったり、場合によっては、加害者となったりすることもあります。

このような状況に対応するため、学生支援課が窓口となり、学生の傷害保険を紹介しています。全員加入と任意加入があり、手続きも異なりますので確認をして加入してください。

### 1. 学生教育研究災害傷害保険〔略称：学研災〕

- (1) 入学時に保険料を納入し、全員、一括して4年間（編入生は2年間）の契約を済ませています。
- (2) 保険の対象は、教育研究活動中の本人のケガに対する補償です。

「教育研究活動中」とは、大学管理下の正課中、大学行事中、大学施設内課外活動中の活動をいいます。

### 2. 学研災付帯賠償責任保険〔略称：学研賠〕

- (1) 任意加入ですので、希望者は学生支援課にて手続きしてください。
- (2) 保険の対象は、正課、学校行事中及びその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたりしたことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

### 3. 「学研災付帯 学生生活総合保険」〔略称：付帯学総〕

- (1) 「学研災」及び「学研賠」では補償が不足すると思われる場合に加えて、任意で追加できる保険です。申込み書は「入学手続き完了者あて封書」に同封済みです。各人で所定の手続きをしてください。
- (2) 補償となる対象は、次のとおりです。
  - ・ 学生本人のケガ及び病気
  - ・ 賠償責任（他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより被る法律上の損害賠償の補償）
  - ・ 救援者費用等（学生自身が病気にかかり、継続して3日以上入院した場合等に、救援者の交通費や宿泊料等が支払われます）
  - ・ その他、タイプに応じて育英・学資費用補償、生活用動産、借家人賠償責任等

### 4. 日本看護学校協議会共済会 総合補償制度〔保険名：W i l l 〕

看護学科の在学生は全員一括にて契約します。保険期間は1年間なので、毎年保険料の徴収を行います。補償内容は実習先を含める学校管理下において発生した（移動・通学中も含む）自身へのケガ、第三者や物への賠償事故、実習中の感染事故予防が主となります。万が一の事故に備えて全員加入（または同等の補償内容の保険への加入）を原則としており、未加入者は臨地実習へ参加することができません。

## 学生相談

学生の抱えている多様な問題や悩みをできるだけ早期に解決に導き、学生生活を円滑に、意欲的に続けていくことができるよう相談活動を行っています。

学科目の履修や、勉学の相談及び生活上の様々な悩みや不安等の相談は、臨床心理学の先生方をはじめ、各研究室の先生方が個人的に対応します。

この他、次のような相談がある場合も対応しています。

- ① 科目履修、学修上の相談がある場合
- ② 進路に係わる相談がある場合
- ③ 卒業論文、卒業研究・演習、資格取得についての質問や相談がある場合
- ④ 心身の健康や、精神的な不安、悩み等の相談がある場合
- ⑤ 奨学金受給など学費の相談がある場合

### 1. 「学生相談室」の開設

個人的な悩みで、誰と相談していいかわからない時、カウンセラーが相談に応じますので、気軽に相談してください。秘密は厳守します。相談場所は学生相談室（神埼キャンパスは6号館3F、佐賀キャンパスは5号館1F5112室、小城キャンパスは1号館1F）です。

### 2. 「オフィスアワー」の開設

修学に係わる学習の仕方、成績、資格、免許の取得及び学生生活、進路、就職等についての懇談又は相談に応じるため、各教員の研究室で「オフィスアワー」を設けています。

研究室では、毎週2コマの時間帯で教員が待機しています。また、本学内に研究室を有しない非常勤の先生への質問等については、授業終了後に直接先生へ質問等を行うか、教務課窓口にある質問票に記入して教務課へ提出してください。教務課より質問票を先生へお渡しし、その回答を後日お伝えします。

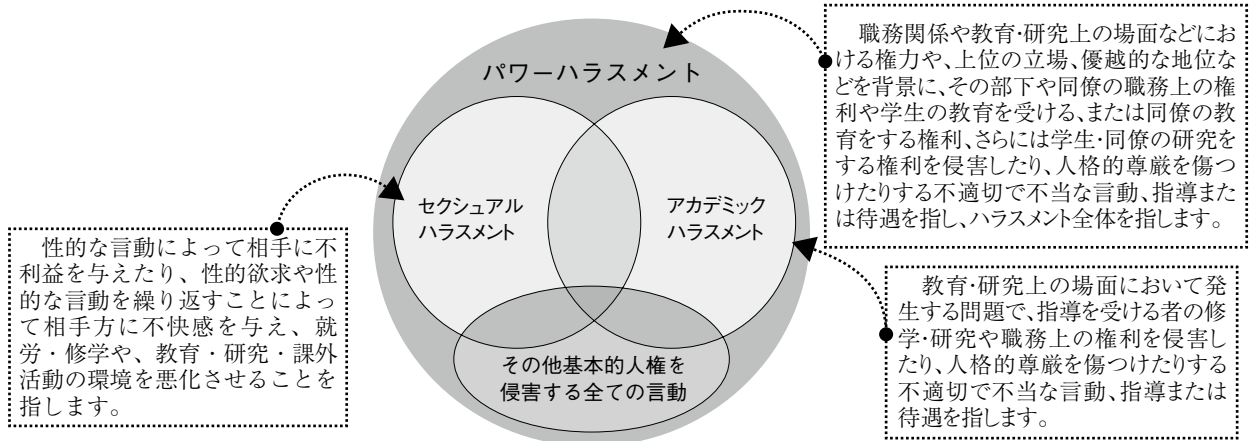
# ハラスメントの防止

## ハラスメント相談窓口

ハラスメントとは、相手側の意に反する不適切な発言、行為等を行うことによって、相手側に不快感や不利益を与え、人権を侵害し、教育研究・学習及び労働環境を悪化させることをいいます。

ハラスメントの全体をパワーハラスメントとといいます。

その中に、セクシャルハラスメントやアカデミックハラスメント他が含まれます。



**ハラスメントは、加害者の意図と無関係！ 被害者がハラスメントと感じたときに発生します！**

### ●ハラスメントの被害者・加害者を作らないために

#### ① イヤだなあ…おかしいなあ…と感じたら

- 相手の言動が不快だと感じたら、言葉と態度ではっきり伝えましょう。
- 相手に言いにくい場合は、ひとりで悩まずに友だちや信頼のおける先生などに相談しましょう。

#### ② 自分は関係ないと思っけていても、ハラスメントをしているかも

- 指導における熱意や相手への好意を表すつもりでの言動でも、本人の意図とは関係なく相手は不快に思っているかもしれません。
- 「このぐらひは許されるだろう…」あるいは「この人とは良好な人間関係ができてはいるはず…」などといった勝手な憶測による言動も相手には不快感を与えている場合があります。
- 相手が明らかに嫌がっていることが分かった時は、同じ言動を決して繰り返してはいけません。
- 相手からいつも明確な意思表示があるとは限りません。

#### ③ 周りにハラスメントに遭遇しているひとがいたら

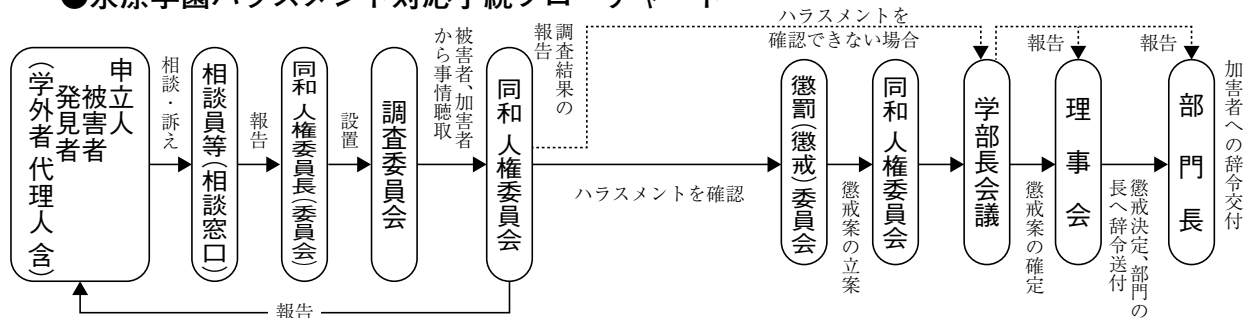
- 第三者として、ハラスメントに遭遇したら見て見ぬふりはしないでください。
- ハラスメントを受けているひとの力になってあげましょう。
- 見て見ぬふりをすることは、ハラスメントに加担していることにもなります。

### もし ハラスメントの被害者になったら！

迷わず、相談窓口（ハラスメント相談員 または学生支援課）に相談してください。

学生支援課Eメール  
nky\_gakusei@nisikyu-u.ac.jp

### ●永原学園ハラスメント対応手続フローチャート



# 学友会

大学では、正課（授業）と学生が自主的に行うサークル活動、大学祭、ボランティア活動等の課外活動があります。学則に沿う学生課外活動の全体活動機関を学友会といいます。この課外活動の中でも中心となるのがサークル活動です。

大学では、サークル活動を通して学生が広い視野と自立性や協調性を培い、情操が豊かな人間として育つことを期待してサークル活動を奨励し様々な支援をしています。

## 1. サークル活動

西九州大学のサークルは、学生の有志で組織され、体育系 30 サークル、文化系 21 サークル（平成 30 年度）が活動しています。各サークルの活動場所や活動時間の調整、部室の配分、予算の配分等とともに、部室や周辺の管理や清掃等も自主的に行われています。

### ◎サークル一覧（平成 30 年度実績）

|                                 | 体育系サークル団体            |                                 | 文化系サークル団体       |
|---------------------------------|----------------------|---------------------------------|-----------------|
| 神<br>崎<br>キ<br>ャ<br>ン<br>パ<br>ス | アルティメットサークル          | 神<br>崎<br>キ<br>ャ<br>ン<br>パ<br>ス | ESRD            |
|                                 | 軟式野球部                |                                 | 軽音楽サークル         |
|                                 | ソフトボール部              |                                 | 太陽の子サマーキャンプ     |
|                                 | 女子バレーボール部            |                                 | 茶道部             |
|                                 | 男子バレーボール部            |                                 | シグマソサエティ        |
|                                 | バスケットボール部（男女）        |                                 | BBS             |
|                                 | 車椅子バスケットボール部         |                                 | Parttake In Joy |
|                                 | サッカー部                |                                 | アトリエ            |
|                                 | ソフトテニス部              |                                 | アートセラピー         |
|                                 | バドミントンサークル           |                                 | グローバル西九州        |
|                                 | 卓球部                  | サブカルチャー同好会                      |                 |
|                                 | 陸上部                  | キャンプカウンセラー                      |                 |
|                                 | 弓道部                  | 沖縄県人会                           |                 |
|                                 | 剣道部                  | 和太鼓集団「堂打」                       |                 |
|                                 | 硬式テニスサークル            | 合唱サークル COLORS                   |                 |
|                                 | NEO（ダンスサークル）         | 軽音楽サークル                         |                 |
|                                 | 水球サークル               | 有明会                             |                 |
|                                 | 柔道部                  | タンポポ工房                          |                 |
|                                 | スポーツ・クライミング          | 西九州大学吹奏楽団                       |                 |
|                                 | Aerobic & Dance サークル | Kira kira                       |                 |
| 洋弓部（アーチェリー）                     | VoCE                 |                                 |                 |
| チェアスポーツ（車椅子スポーツ）                | 手話サークル               |                                 |                 |
| 水泳サークル                          |                      |                                 |                 |
| なぎなたサークル                        |                      |                                 |                 |
| 佐<br>賀<br>キ<br>ャ<br>ン<br>パ<br>ス | バレーボールサークル           |                                 |                 |
|                                 | バスケットボールサークル         |                                 |                 |
|                                 | テニスサークル              |                                 |                 |
|                                 | バドミントンサークル           |                                 |                 |
|                                 | フットサルサークル            |                                 |                 |
|                                 | 卓球サークル               |                                 |                 |
| ダンスサークル "interaction!!"         |                      |                                 |                 |
| 野球サークル                          |                      |                                 |                 |

## 2. サークルの結成

### (1) サークルの設立

学生が新しく団体を設立するときは、所定の様式による設立願（本学専任教員の顧問の署名、捺印及び責任者2名を明記）、趣意書、会則、部員名簿を学友会総務委員長を経て学生支援部長に提出し、許可を得る必要があります。

(2) サークルの手続き

サークルは毎年6月1日に新年度の部員名簿、年間行事予定、部室使用申請書、念書を学友会総務委員長に提出してください。

(3) サークル設立の承認並びに昇格

新規の申請については、責任者の決定及び活動に必要な人数の確保、活動計画等、所定の様式により学友会会長を経て学生支援課へ提出してください。活動の目的、内容及び継続性等を学友会総務委員会で審議のうえ、初年度は、同好会として承認され、その後実績に応じてサークルに昇格します。

### 3. 部室管理、運営に関する規程

大学では、サークル活動を支援するため体育施設や部室を準備しています。施設の使用については、西九州大学体育施設使用規程（P.246~247 参照）に準じてください。

また、部室の使用については、次の「部室管理規程」並びに「部室使用細則」を遵守してください。特に、部室周辺の清掃やトイレ等共同使用する場所の管理にも配慮してください。

#### 《部室管理規程》

第1条 西九州大学部室の管理、運営に関しては、この規程の定めるところによるものとする。

第2条 西九州大学部室の管理に関する事項は事務局長において、また、その運営に関する事項は学生支援部長においてそれぞれ分掌処理する。

第3条 部室を使用しようとする学内における学生等団体は、年度当初に次の書類を学生支援部長に提出しその許可を受けなければならない。

- (1) 部室使用願書・念書
- (2) 当該団体構成員名簿

2. 部室の使用にあたっては、本学外学生及び団体の使用は、これを認めない。

第4条 部室使用団体が次の各号に掲げる場合に該当するときは、使用を許可しないことがある。また、許可を与えてもこれを取り消し、使用停止又は立退きを命ずることができる。

- (1) 大学の秩序を乱し、静穏を損なうおそれがあると認められるとき。
- (2) 部室の施設及び設備を毀損するおそれがあると認められるとき。
- (3) この規程又は大学の指示に違反したとき。

第5条 使用期間は1ヵ年とし、毎年6月1日に更新しなければならない。

第6条 使用団体が部室又はその附属物を故意又は重大な不注意等により滅失毀損、又は極度に汚損した場合は、損害の賠償をしなければならない。

第7条 使用に際し、使用団体が部室内に特別の設備をしようとする場合は、事前に学生支援課を経て事務局長に願い出、その許可を得なければならない。

なお、使用後は速やかに前項の設備を撤去し、原状に復さなければならない。

第8条 この規程の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 《部室使用細則》

第1条 この細則は、部室の保全、施設及び備品の万全を期するため、また、目的を達するため設けるものとする。

第2条 部室の管理一切は、使用する団体が行う。

部室の鍵は、各責任者が保管し、盗難予防、防火等の責任を負わなければならない。

第3条 部室の使用は、原則として随時（8：00～21：00）使用できるものとする。

21：00以降使用する場合は、事前に学生支援部長に許可（23：00迄）を得る。

緊急の場合は、責任者を通して事後報告をするものとする。

第4条 部室の使用については、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に清潔、整頓に心がけること。
- (2) 施設、備品を破損し、又は落書等をしないこと。
- (3) 許可なく改装しないこと。
- (4) 部室は、本来の目的以外に使用しないこと。
- (5) 飲酒、賭事等及び風紀を乱す行為をしないこと。
- (6) 部室内に宿泊しないこと。
- (7) 火気の使用は厳禁のこと。

但し、茶道部については、別途取決めをするものとする。

附 則

この細則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 4. 学友会会費

入学時に納入する学友会会費及び大学からの援助金は、課外活動の振興を図ることを目的として活用されています。

(1) 学友会会費の運用については、別に西九州大学学友会会費運用基準を設ける。

〈運用基準抜粋〉

- ① 全国、九州、県等への登録料及び競技会・発表会等への参加料の一部及び旅費、宿泊費の一部
- ② 消耗品、備品費、修理費等
- ③ 強化合宿を実施した際の経費の一部（年に一回を限度とする。）
- ④ 大学祭、大学行事等、大学が認める学生の行事に対する経費の一部
- ⑤ 特に優秀な成績をあげたと認められるサークルの表彰
- ⑥ その他、必要とする課外活動費については、予算の範囲内で援助する。

## 5. 学園祭

西九州大学の学園祭は「ひのくま祭」の名称で、本学開学年の昭和43年（1968年）第1回開催以来、平成30年度で49回を重ねています。

平成30年度は、学部・学科・学年を超え、また、神埼キャンパス、佐賀キャンパスに加え小城キャンパスとの距離も乗り越えて新たな繋がりを創って「ひのくま祭」を盛り上げたいと願いを込め、「繋～TUNAGU」をテーマに、ステージ企画や模擬店の設置を行いました。

開催にあたっては、学園祭実行委員会が中心となり、委員長及び企画・広報・模擬店・会計など各部門の委員が企画から運営まで、年間を通じた計画的な活動で学園祭を成功させています。

今年度、佐賀キャンパスでは、新設開学した小城キャンパス、短期大学部と合同で「あすなる祭」が開催されています。小城キャンパスでの開催は平成31年1月現在は未定です。

# 西九州大学学友会会則

## 第1章 総則

(設置)

第1条 西九州大学（以下「本学」という。）に、西九州大学学友会（以下「本会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本会は、本学の建学の精神に基づいた教育方針に従い、学則に沿う学生課外活動の全体活動機関であって、各方面にわたる文化及び体育活動の健全な発展とあわせて、会員相互の理解と協力による自主活動により、大学教育と相まって、個性の伸長と豊かな人間性の形成、社会的教養の育成を期することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員……………西九州大学の学部学生
- (2) 特別会員……………役員就任の教職員

(組織)

第4条 本会に次の組織を置く。

- (1) 代議員会
- (2) 総務委員会
- (3) 体育部・文化部等

## 第2章 学友会の役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 学生代表（学友会総務委員会委員長を充てる。）
- (2) 副会長 学生代表（学友会総務委員会副委員長を充てる。）
- (3) 代議員 学生代表（総務委員）、第1号及び2号の役員、各学科長、学生支援部長又は副部長）、事務局長、学生支援課長、総務課長
- (4) 学生総務委員 第7条第1項第1号から第10号に定める委員
- (5) 予算委員 総務委員会委員長、総務委員会副委員長、学生代表総務委員、各サークル代表及び学生支援部長（又は副部長）、学生支援課長
- (6) 監査委員 各学部長

## 第3章 代議員会

(代議員会)

第6条 代議員会は、本会の最高決議機関であり、会則の変更、予算、決算、年度事業計画、及びその他の重要事項について決議する。代議員会は原則毎年2回開催する。

2 代議員会の構成員は、第5条第1項3号に規定する役員をもって構成し代議員会の議長は本会の会長が務める。

3 代議員会の開催は、2週間前までに、議題その他必要事項を代議員会の構成員へ通知しなければならない。

4 代議員会は、構成員の三分の二以上の出席により成立する。

5 議事は、出席者の過半数の賛否を以って決定する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

6 臨時代議員会は、総務委員の三分の一以上の署名により、総務委員長に要求があった場合、又は総務委員会が開催要求を決した場合、会長はこれを招集しなければならない。

7 代議員会、及び臨時代議員会の事務は、代議員のうちから書記2人を選出してこれにあたる。



## 第4章 総務委員会

(総務委員会)

第7条 総務委員会(以下「委員会」という。)は、本会の執行機関であり、代議員会に対して、責任を有し、その運営は委員会の協議に従ってなされる。また、代議員会の決議を要しない事項を審議し、決定する。委員会は、以下の委員(学生)並びに学生支援部長(又は副部長)、学生支援課長をもって構成する。委員長、副委員長は委員会において学生の中から選出する。なお、本条第1項第5号から第10号までは、体育部、文化部から各1人を選出する。また、任期は1年間とし、再任を妨げない。

- (1) 委員長 委員会を統括する。
  - (2) 副委員長 委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。
  - (3) 書記 2～3人 書記は議事録及び書類作成の職務にあたる。
  - (4) 会計 2～3人 会計は本会の会計事務一切の職務にあたる。
  - (5) 管理 2～3人 管理は本会活動に伴う学内施設並びに備品使用等の調整にあたる、また、本会活動の記録物管理の職務にあたる。
  - (6) 渉外 2～3人 渉外は対外交流等の職務にあたる。
  - (7) 広報 2～3人 広報は課外活動の記録、及び掲示物等の管理の職務にあたる。
  - (8) 庶務 2～3人 庶務は委員会における業務、各サークル間の連絡調整等職務が円滑に進められるようにする。また、その他の業務の補佐に当たる。
  - (9) 学生代表 各学科代表2～3人
  - (10) 学祭 2～3人 学祭はおもに学園祭に関わる行事の際に先導して企画運営を行う。
- 2 委員会は、長期休暇中を除いて原則として、毎月1回以上委員長が召集しその議長となり、次の重要事項を審議する。
- (1) 総務委員会の立案による代議員会の運営方針に関すること。
  - (2) 本会会則案及び諸規約の改正案に関すること。
  - (3) 本会予算案の審議に関すること。
  - (4) 大学祭(ひのくま祭)に関すること。
  - (5) その他本会の重要事項に関すること。

## 第5章 体育部・文化部等

(サークル他)

第8条 体育部と文化部に、それぞれ下部組織(以下サークルと称す)を置く。

- (1) 体育系サークル
- (2) 文化系サークル
- (3) 学友会が認める課外活動等

第9条 体育部長は体育系サークル、文化部長は文化系サークルの代表者会議で決定する。

第10条 各サークルの代表者と学友会が認めた者は、そのサークルの運営、及びその他課外活動の連絡にあたる。

第11条 会長(総務委員会委員長)は、各サークルが推薦する専任の教員に顧問を依頼する。任期は4月1日より1年とし、再任を妨げない。

第12条 サークルの各部長又はその代理、さらに学友会が必要と認めた者は、各サークル及び学友会が認める課外活動の実質的な運営を行う。

第12条の2 体育部会並びに文化部会に所属する団体は、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 学生支援課に「学生団体(サークル・同好会)設立許可申請書」並びに「学生団体(サークル・同好会)活動計画書」を提出すること。
- (2) 所定の顧問教員を選任すること。

## 第6章 会計

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第14条 本会の経費は、会員の納入する会費及び寄附金等をもってこれに充てる。

(会費)

第15条 本会の会費は正会員(学部学生)の年会費とする。

2 本会の会費は在学期間(4年間)を通して20,000円とし、入学時の初年度に入学納入金と一緒に納めるものとする。また、他大学よりの編入学生に関しては、その修業年数に応じて納めるものとする。

(会計)

第16条 本会の会計を担当する者は常に金銭の収入支出を明らかにしておかなければならない。ただし、現金出納は、本学総務課に委嘱して事務に当たらせる。また、事務局長は、会計事務を統括する。

(予算)

第17条 本会の予算は予算委員で年間活動予算案を作成して、総務委員会で審議し、本会代議員会の承認を受けなければならない。

(決算)

第18条 本会の決算は監査委員の監査を経て本会代議員会の承認を受けなければならない。

(運用基準)

第19条 本会会費の運用については西九州大学学友会会費運用基準を別に定める。

(経費の支出)

第20条 経費の支出を必要とする場合は前条の運用基準に従って、所定の用紙に経費の用途等を記入し、領収書等を添付のうえ、その責任者が署名捺印の上、当該顧問の承認を得なければならない。

2 経費の請求を受けた会計総務は支払請求書記載の全ての事項について、予算その他の面により検討し、総務委員長へ提出する。

3 会計総務は本会の収支決算書を作成し、監査委員の監査を経て、本会代議員会の承認を得なければならない。

## 第7章 その他

第21条 西九州大学学友会と西九州大学短期大学部学友会は、今後、学友会活動として、必要に応じて神埼キャンパスと佐賀キャンパスとの交流を行う。

附 則(平成20年12月18日)

1 この会則は平成21年4月1日から施行する。

2 西九州大学課外活動奨励金要項(平成8年4月1日施行)は平成21年3月31日付で廃止する。

附 則(平成22年6月10日)

この会則は平成22年6月10日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年6月2日)

この会則は平成23年6月2日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成27年6月18日)

この会則は平成27年6月18日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

## 学生寮・指定寮・アパート及び通学

### 1. 学生寮(あすなろ寮)

本学には、親元を離れて入学する学生のために、直営のあすなろ寮(女子寮)が佐賀市内にあります。寮では、寮監ならびに寮母の指導のもと、団体生活を営みながら、自立した学生生活を送っています。

### 2. 指定寮・アパートについて

学生支援課では、指定寮の斡旋及び下宿・アパートの紹介をしています。

自宅外通学者にとって、住居環境の良否は修学にも影響します。宿所を定める場合は、通学の利便性、地域性、大学や家庭との連絡が取れること、経済的なこと等を考慮してください。

なお、指定寮以外は、下宿・アパート一覧表(入学手続き完了者へ送付)などで各自探してください。

また、指定寮、下宿・アパート等で生活する場合は、西九州大学生としての品位の保持に心掛け、居住地区の一員として次のことを遵守してください。

- ① 市役所で住民登録を済ませること
- ② ゴミ出しのルールを厳守すること（分別、収集日、指定場所）及び周辺の清掃への協力
- ③ 違法駐車をしないこと
- ④ 騒音を出さないこと

### 3. スクールバスの運行

大学では、JR神埼駅などからスクールバスを定時で運行しています。始業時刻や終業時刻に合わせて利用してください。詳しい内容については、P.43を確認してください。

### 4. 事故後の対応について

校内駐車場で車体事故等が発生した場合は、速やかに学生支援課に申し出てください。

また、学外で交通事故が発生した場合も、状況把握、保険事務、大学としての事後処理等がありますので、速やかに学生支援課に申し出てください。

## 自動車通学及び校内駐車場

本学では、自動車通学者のため学生駐車場を各キャンパスに設置しています。駐車手続き等は、学生支援課で行ってください。駐車場所の詳細については、巻頭の施設配置図（P.20）を参照してください。小城キャンパスの学生駐車場は大学構内ではありません。小城キャンパスの事務局にお問い合わせください。

なお、以下の事項を遵守し、事故が起きないように細心の注意を払ってください。

### 1. 自動車通学の申請手順

駐車許可証を提示した車に限り、乗り入れを認めます。車種の変更など記載事項に変更がある場合は、随時学生支援課で変更手続きを行ってください。

- ① 自動車通学を希望する学生は、駐車料金として年間 2,000 円を総務課で払い、受付をしてください。駐車料金は1年毎に必要です。
- ② 受付完了後、学生支援課で「駐車許可証」を交付します。
- ③ 駐車許可証は必ず前面のフロントガラスの外部から見えるところに提示してください。
- ④ バイク（原動機付自転車）で通常する学生は、学生支援課で駐輪登録の手続きを行ってください。登録料は無料です。

### 2. 遵守事項

以下の事項を守れない場合は、警告するとともに、学内乗り入れを禁止する場合があります。

- ① 任意保険（対人・対物・搭乗者）に必ず加入していること。（自賠責のみは不可）
- ② 登録車両以外は駐車しないこと。
- ③ 交通法規を守り、安全運転に徹すること（学内は標識を遵守し、駐車場内は時速 10km以下）。
- ④ 自動車、バイク、自転車を来客及び非常勤講師専用駐車場へ乗り入れないこと。また、学内の指定の場所以外に放置しないこと。
- ⑤ 大学周辺の路上駐車は絶対しないこと。
- ⑥ 学内での騒音の防止につとめること。
- ⑦ 駐車場・駐輪場での事故・盗難については、各自で責任をもつこと。
- ⑧ 神埼キャンパス、佐賀キャンパス、小城キャンパス、各キャンパスで定められたルールに従い、白線の駐車区間に駐車してください。

### 3. 学内・学外の事故について

学内での接触事故及び学外での交通事故に遭った場合、大学の状況把握のため、速やかに事故発生届を学生支援課へ提出してください。

### 4. 「身障者用駐車スペース」について

本学駐車場「車いすのマーク」のついた枠は、身障者用のスペースとして用意されています。建物の出入口の近くにあります。

しかし、混雑時になると健常者の学生が駐車をし、実際は障がいを持つ学生や外来客の方が駐車できないという案件が少なくありません。健常者の学生は、身障者用駐車スペースには駐車をしないように、

常に心掛けてください。

また、来客及び非常勤講師専用駐車場への駐車も遠慮してください。

なお、一般の駐車場でも車いすマークの車両の隣りに駐車をする場合は、ドア1枚分の間隔を空けて駐車をする心遣いを忘れないでください。

現在、学内の各駐車場は常時満車の状態ですが、外設駐車場は余裕があります。積極的に利用してください。

## 5. 駐車許可申請の手続きについて

自動車通学

自動車による通学で、駐車場の使用を希望する場合は、各キャンパスの学生支援課で許可申請の手続きをしてください。なお、許可条件・申請時期は各キャンパスで確認をしてください。駐車場使用料は年間2,000円、許可証と引き換えとなります。許可証の有効期間は1年間となりますので、毎年申請を行い許可を受ける必要があります。

## 遺失物・拾得物の取り扱い

大学構内での拾得物は、学生支援課所定のケースに3か月間を限度として展示します。遺失物は、学生支援課へ届け出てください。また、拾得物は、学生支援課へ持参してください。

## 集会、催物、国外旅行の届

学生が、次のことを企画しようとするときは、期日の7日前までに学生支援部長に届けて許可を受けてください。また、終了後は、報告書を学生支援部長に提出してください。

- ① 学生が学内又は学外において集会をする場合
- ② 学生又は学生団体が、学外からの指導者、講演者を招聘する場合
- ③ 国外への旅行や行事に参加する場合

## 施設設備の使用

授業以外に施設を使用する場合は、3日前までに「施設使用願」を学生支援課に提出してください。

同じく、大学の備品を借用する場合も、3日前までに「備品借用願」を学生支援課に提出してください。

なお、課外活動における施設使用は平日19時までとし、それ以降の使用および土曜日・日曜日・祝日の使用については、「時間外居残届」を学生支援課へ提出してください。ただし、居残りは21時を限度とします。

## ポスター等の学内掲示

サークル活動紹介などのチラシ・ポスターを学内に掲示する場合は、3日前までに「掲示承認願」を学生支援課に提出し、認印を受けてください。なお、掲示期間は原則として認印を受けた翌日から1週間となります。

## 建物内禁煙と喫煙マナー

本学は、平成17年10月に佐賀県の「禁煙認証施設」として認定され、建物内での全面禁煙と喫煙マナーの向上に取り組んでいます。

学内で喫煙する場合は、次のマナーを遵守するように心掛けてください。

- ① 喫煙は、建物外に設置している「喫煙場所」のみとし、歩きながらの喫煙や、吸い殻の“ポイ捨て”は絶対にしないでください。また、“火の始末”に心掛けてください。
- ② 喫煙は、身体的に癌、心臓病につながり、母体保護等に悪影響を与えることが明らかとなっています。また、社会的にも公衆に迷惑をかける場合があることを考え併せ、節度ある喫煙を心掛けてください。  
※小城キャンパスは全面禁煙です。

## 学生意見箱の設置

大学では、健全で快適な学園づくりのため、学生の皆さんの学生生活に関して意見や要望及び提案を広く求めています。

このため、学内に「学生意見箱」を設置しています。

学生生活全般にわたる意見等や大学から特に意見を求めたいことを提示したテーマ等について、有益な意見・提案等を期待しています。

学生意見箱設置場所

神埼キャンパス …… 学生支援課前・4号館ホール・7号館ホール

佐賀キャンパス …… 第1学生ホール・第2学生ホール・図書館

小城キャンパス …… 多目的ホール

### 学生の意見等の活用に関する要項

- 1 この要項は、本学の学生生活に関して学生の意見、要望、提案等（以下「意見等」という。）を広く求め、これを健全で快適な学園づくりに活用するために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 学生からの意見等を集める方法として学生意見箱を設置する。学生意見箱は、年間を通して学内の所定の場所に置く。
- 3 学生は、学生生活全般にわたる意見等について所定の用紙又は任意の用紙に記入し、学生意見箱に投入する。個人名の記入は任意とする。
- 4 大学は、特に必要と認めたテーマを学生意見箱の横に掲示して、学生の意見等を求めることがある。
- 5 学生の意見等の取り扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 提出された意見等は、全て学生支援部長の責任において取り扱う。
  - (2) 学生意見箱の開扉は、原則として毎月1回とする。
  - (3) 学生支援部長が、有益な意見と認めたものについては、学生支援委員会で検討のうえ、その活用などについて関係委員会等と協議する。
- 6 この要項に関する所管は、学生支援委員会が行い、事務は、学生支援課が担当する。
- 7 この要項に定めるもののほか、この要項の運用について必要な事項は、学生支援部長がその都度定める。

附 則（平成17年2月3日）

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月25日）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。



## 西九州大学学生表彰等

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 西九州大学学生表彰規程             | 266 |
| 西九州大学学生表彰規程施行要領         | 267 |
| 西九州大学スポーツ・文化活動奨励金に関する規程 | 269 |

## 西九州大学学生の懲戒に関する規程

|                  |     |
|------------------|-----|
| 西九州大学学生の懲戒に関する規程 | 271 |
|------------------|-----|

## 西九州大学学生表彰等

大学では、学生の在学中における学内活動、課外活動（サークル活動等）及び社会活動で特に顕著な成果をあげた学生又は学生団体および卒業時（修了時）において特に優秀な成績を修めたと認められる学生に対し、学長表彰を実施します。

学内はもとより九州や全国的な活躍及び社会的な善行など、広く学生の皆さんの活動を顕賞し西九州大学の榮譽を高めたいと思っています。

また、スポーツ活動、文化活動の高度化・活性化を促進するために、スポーツ・文化活動奨励金制度を設けます。

### 西九州大学学生表彰規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、西九州大学学則第39条及び西九州大学大学院学則第33条の規定に基づき、学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（表彰の基準）

第2条 表彰を受ける者（以下「被表彰者」という。）は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学内活動で特に顕著な成果をあげた学生又は学生団体
- (2) 課外活動で特に顕著な成果をあげた学生又は学生団体
- (3) 社会活動で特に顕著な成果をあげた学生又は学生団体
- (4) 卒業又は修了時において、特に優秀な成績を修めたと認められる学生
- (5) その他、前各号で掲げる基準と同等あるいはそれ以上の表彰に値する行為があったと認められる学生又は学生団体

（被表彰者の推薦）

第3条 各学部長、研究科長、各学科長及び課外活動の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体を被表彰者として別紙様式1の推薦書により、学生支援委員会で審議の上、関係学部教授会（大学院にあっては研究科委員会）の議を経て学長に推薦することができる。

（被表彰者の決定）

第4条 学長は、前条により被表彰者の推薦があった場合は学部長会議に諮り、被表彰者を決定する。

（表彰の方法）

第5条 表彰は、学長が別紙様式2の表彰状を学長賞として授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

（表彰の時期）

第6条 表彰は、第4条の規定により被表彰者が決定され次第、速やかに行うものとする。

（事務局）

第7条 表彰に関する事務は、学生支援課において処理する。

（雑 則）

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、学生支援委員会の議に基づき学長が別に定める。

附 則（平成17年2月3日）

この規程は、平成17年2月3日から施行する。

附 則（平成19年2月22日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月26日）



この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 10 日）

この規程は、平成 23 年 2 月 10 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 3 月 6 日）

この規程は、平成 26 年 3 月 6 日から施行する。

## 西九州大学学生表彰規程施行要領

この要領は、西九州大学学生表彰規程（以下「規程」という。）第 8 条に基づき、規程の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条関係

- 1 第 2 条に掲げる学生団体とは、本学で承認を受けた大学祭実行委員会等の組織及び体育系・文化系サークルをいう。
- 2 表彰の対象となる学内活動、課外活動、社会活動は、在学中における活動とする。

第 2 条第 1 号関係

学内活動で特に顕著な成果をあげた学生又は学生団体とは、次のものをいう。

- 1 大学祭実行委員会並びに学友会などの委員長などの役員として中心的な役割を務め、活動の成果をあげた学生又は学生団体
- 2 学内活動において清掃活動等の環境美化及び生活安全等に模範的な活動があった学生又は学生団体

第 2 条第 2 号関係

課外活動で特に顕著な成果をあげた学生又は学生団体とは、次のものをいう。

- 1 体育系活動で、全国的規模又は九州規模の競技会等において、上位入賞する等の優秀な成績を収めた学生又は学生団体
- 2 文化系活動で、学外の各種展示会等に出展、出品等又は出演し、優秀な成績を収めた学生又は学生団体

第 2 条第 3 号関係

社会活動で特に顕著な成果をあげた学生又は学生団体とは、次のものをいう。

- 1 地域や福祉施設等のボランティア活動等において、年間を通して継続的な活動を行い、模範的な活動として公共団体等から表彰や感謝状等を受けた学生又は学生団体
- 2 有意な社会的行為として、テレビ、新聞、雑誌等に紹介され、西九州大学の榮譽を高めた学生又は学生団体

第 2 条第 4 号関係

1 学部生

- ① 各学科は、各年度において卒業する学生の中から、1 人の成績優秀者を学生支援委員会に推薦することができる。
- ② 成績優秀者とは通算グレード・ポイント・アベレージ（以下「通算 GPA」という。）をもとに、各学科が判断する。

2 大学院生

- ① 研究科は、修了する学生の中から、成績優秀者を学生支援委員会に推薦することができる。
- ② 成績優秀者とは学業成績等により、研究科が判断する。

第 3 条関係

第 3 条にいう顧問教員等とは、顧問教員の他学生又は学生団体の指導に当たる本学の教員も含むものとする。

第 6 条関係

表彰は、特に必要と認められた場合、卒業式、前後期末に行うことができる。

附 則（平成 17 年 2 月 14 日）

この要領は、平成 17 年 2 月 3 日より施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 26 日）

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 10 日）

1 この要領は、平成 23 年 2 月 10 日より施行する。

2 第 2 条第 4 号関係の学部生の成績の取り扱いについては、この要領の規定にかかわらず、平成 22 年度に限り、通算 G P A によらず学業成績を各学科が判断し推薦できるものとする。

## 西九州大学スポーツ・文化活動奨励金に関する規程

(目 的)

第1条 西九州大学（以下「本学」という。）は、スポーツ活動・文化活動の高度化・活性化を促進し、学生の優れたスポーツ・文化の才能を育成し、その競技力・人間性の高揚と学業の両立を促すことを目的として、諸課外活動においても本学の「あすなろう精神」の具現化をはかるため、スポーツ・文化活動奨励金制度を設ける。

(資 格)

第2条 スポーツ・文化活動奨励金は、別表1に掲げる実績とし、スポーツ・文化活動奨励金を希望するものは、次の各号のいずれかを満たし、別表2のいずれかの競技実績を挙げると同時に、学業成績が奨励金支給の主旨に沿うものでなければならない。

- (1) 在学生で、本学学友会のサークル等に在籍する個人あるいは団体に、その当該種目において全国大会で3位以内の実績を挙げた者
- (2) 在学生で、本学学友会のサークル等に在籍する個人あるいは団体に、その当該種目において九州大会（九州大会は全国大会につながる大会を対象とする。）で3位以内の実績を挙げた者
- (3) 国を代表して参加する世界的な展覧会等や国の行政機関が主催、共催または後援する評価が定着している九州又は全国規模以上の展覧会、コンクール等において、3位以内の実績を挙げた者
- (4) 本学学友会のサークル等に所属していないが、本学の名声を高め、敬愛されている在学生で、最高位またはこれに準ずる成績を取った学生その他、顕著な実績を残し、上記(1)～(3)に相当すると認められる者
- (5) 日本代表に選出された者
- (6) 各競技・文化団体（協会）等の推薦により日本代表選考会へ参加した者
- (7) 但し、別表2のスポーツ競技大会の種類（大会レベルの一例）中で、世界大会のオリンピック・パラリンピック・デフリンピック・ワールドカップ、世界選手権大会、ユニバーシアード大会については、別に定める。

(金 額)

第3条 スポーツ・文化活動奨励金は、別表1の金額を支給する。ただし、在学生で団体種目の場合はその所属サークル等へ支給する。また、前第2条第1項第7号の世界大会等については、別に定める。

スポーツ・文化活動奨励金額は、その年度の予算の範囲内とし、各団体・個人の上限額は2百万円とする。

(出 願)

第4条 スポーツ・文化活動奨励金を希望する者は、所定の出願書類を学生支援課に提出しなければならない。

2 スポーツ・文化活動奨励金を希望する者は、第2条の条件を満たした場合、その都度出願することができる。

(選考委員会)

第5条 スポーツ・文化活動奨励金支給の選考及びスポーツ・文化活動奨励金に関する諸事項を審議するため、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学生支援委員会をこれにあてる。

(決 定)

第6条 スポーツ・文化活動奨励金支給は、第5条による委員会の選考に基づき、教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

(奨励の取止め等)

第7条 在学中に次の各号のいずれかに該当した者は、スポーツ・文化活動奨励金支給の選考対象としない。

- (1) 学則により、懲戒処分を受けた者
- (2) その他、スポーツ・文化活動奨励金支給の対象として相応しくないと認められた者

2 支給後、前項に該当することが判明した場合、スポーツ・文化活動奨励金の全額又は一部の返還を求めることができる。(事務)

第8条 この規程に定める事務は、学生支援課で扱う。

(改 廢)

第9条 この規程の改廢は、学生支援委員会で審議し、教授会の議を経てこれを行う。

附 則 (平成 25 年 12 月 3 日)

この規程は、平成 25 年 12 月 3 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 4 日)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条、第 3 条関係)

| スポーツ活動実績        | 金 額      |          |
|-----------------|----------|----------|
|                 | 個 人      | 団 体      |
| 全 国 大 会 1 位     | 200,000円 | 500,000円 |
| 全 国 大 会 2 位     | 100,000円 | 300,000円 |
| 全 国 大 会 3 位     | 70,000円  | 100,000円 |
| 九 州 大 会 1 位     | 40,000円  | 60,000円  |
| 九 州 大 会 2 位     | 20,000円  | 40,000円  |
| 九 州 大 会 3 位     | 10,000円  | 30,000円  |
| 日 本 代 表 選 出     | 80,000円  | 100,000円 |
| 日 本 代 表 候 補 選 出 | 30,000円  | 80,000円  |

※団体は、2人以上とする。

別表 2 (第 2 条関係)

| スポーツ競技大会の種類<br>(大会レベルの一例)   | 文化活動における展覧会等の種類<br>(展覧会等レベルの一例)  |
|---|--|
| オリンピック・パラリンピック・デフリンピック<br>世界選手権大会<br>ワールドカップ<br>ユニバーシアード大会<br>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会<br>財団法人日本スポーツ協会加盟の中央競技団体が<br>主催する大会<br>日本選手権大会<br>全日本学生選手権大会<br>日本障害者スポーツ協会が認めた障害者全国大会 | 日本美術展覧会<br>全国ピアノコンクール<br>二科展<br>全国ロボットコンテスト<br>日書展<br>全国青年弁論大会<br>その他、文化・芸術等における世界的、全国的又は<br>九州地区において評価が定着している展覧会等 |

※ 九州大会は全国大会につながる大会を対象とする。

# 西九州大学 学生の懲戒に関する規程

本学では、学生としての本分に反する行為に対して、懲戒規定を設けます。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、西九州大学学則（以下「学則」という。）第40条第4項及び西九州大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第34条第4項に基づき西九州大学学生の懲戒に関し、必要な事項を定める。（懲戒の種類及び内容）

第2条 学生の懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を剥奪すること。文書によって行い、再入学を認めない。
- (2) 停学 無期又は有期とし、一定の期間修学を禁止すること。文書によって行い、有期の場合は期間を示して行う。
  - ア 無期停学の期間は6か月以上とし、確定期限を付さず、指導の状況及び生活態度等を勘案しながら解除の時期を決定する。
  - イ 有期停学の期間は6か月未満とし、確定期限を付する。
  - ウ 停学期間には、学則第6条及び大学院学則第11条に定める休業日を含める。
  - エ 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、当該期間が1か月を超えない場合には、修業年限に算入するものとする。
- (3) 訓告 口頭により注意を与え、将来を戒めること。

### (懲戒の対象)

第3条 懲戒の対象となる行為は、次のとおりとする。

- (1) 暴力又は脅迫等の迷惑行為
  - (2) 施設及び設備・備品等の破損行為
  - (3) 窃盗行為
  - (4) 破廉恥な犯罪的行為（詐欺、贈収賄、強制わいせつ、強姦、放火、殺人的行為等、社会的に非難されるべき動機による犯罪的行為）
  - (5) 道路交通法違反による交通に関する事件・事故（以下「交通事件」という。）
  - (6) 覚せい剤、麻薬、大麻等の取締法に違反する行為
  - (7) その他刑法に違反する犯罪行為
  - (8) 試験不正行為
  - (9) 非違行為
- 2 前項各号のいずれかの行為について、直接の行為者ではないが当該行為に関係した者、又は学生としてあるまじき行為により本学の名誉を傷つけた者についても、懲戒の対象とする。

### (懲戒の基準)

第4条 懲戒処分の種類及び程度は、違反行為の内容、違反の軽重、損害状況及び大学内外に及ぼす影響並びに刑法上・司法上の裁定等を考慮して判断するが、その基準は次のとおりとする。

- (1) 暴力又は脅迫等の迷惑行為  
訓告又は3か月以下の停学とする。ただし、その行為が極めて悪質なものについては、それ以上の停学又は退学とすることがある。
- (2) 施設及び設備・備品等の破損行為  
訓告又は3か月以下の停学とする。ただし、その行為が極めて悪質なものについては、それ以上の停学又は退学とすることがある。
- (3) 窃盗行為  
訓告又は2か月以下の停学とする。ただし、その行為が極めて悪質なものについては、それ以上の停学又は退学とすることがある。

- (4) 破廉恥な犯罪的行為  
2か月以下の停学とする。ただし、その行為が極めて悪質なものについては、それ以上の停学又は退学とすることがある。
- (5) 道路交通法違反による交通事件  
交通事件の内容及び軽重により、次のとおり処分を行う。  
ア 事件の態様が悪質である交通死亡事故（交通事故による受傷を原因として被害者が事故後30日以内に死亡した事故を含む。）については、退学又は無期停学とする。  
イ 事件の態様が悪質である交通傷害事故については、有期停学又は訓告とするが、1か月以上の有期停学は、態様が特に悪質で結果が重大な場合に限るものとする。また、情状によりその処分を減ずることができる。  
ウ 単純な道路交通法違反及び事件の態様が悪質でない交通事故については、懲戒の対象とはしない。ただし、重大な結果を惹起した交通事故については、必要に応じて各学科又は大学院研究科（以下「学科等」という。）の指導を行う。  
エ その他事件の態様が悪質である交通事故についても、必要に応じて学科等の指導を行う。  
オ 本号ウ及びエにおいて、学科等の指導とは、学科等の長による嚴重注意等を指す。
- (6) 覚せい剤、麻薬、大麻等の取締法に違反する行為  
退学又は無期停学とする。
- (7) その他刑法に違反する犯罪行為  
当該案件に応じ、処分内容を検討する。
- (8) 試験不正行為  
ア 本学が実施する試験等における極めて悪質な行為（替え玉受験、試験問題の不正入手等）については、退学又は停学とする。  
イ 本学が実施する試験等における上記以外の不正行為（ノート類や携帯電話等を不正に使用したカンニング等）については、当該学期の受験科目をすべて無効とするとともに停学とする。ただし、その行為が極めて悪質なものについては、第2条第1項第2号のイにいう停学期間を超える停学、又は退学とすることがある。  
ウ 本学が実施する試験等における極めて悪質な行為の教唆又はほう助行為を行った場合については、退学、停学又は訓告とする。  
エ レポート等の盗作や剽窃を行った場合には、停学又は訓告とする。
- (9) 非違行為  
ア 一気飲み等により飲酒を強制し、重大な事態に至った場合。また、未成年者自らの飲酒又は未成年者と知りながら飲酒をすすめた場合、その他の非違行為等を行った場合には退学、停学又は訓告とする。
- 2 前項各号のいずれかの行為について、直接の行為者ではないが当該行為に関係した者、又は学生としてあるまじき行為により本学の名誉を傷つけた者については、当該案件に応じ、処分内容を検討する。
- 3 第1項第5号において、「事件の態様が悪質」とは、道路交通法に違反する次のような行為を指す。
- (1) 酒酔い運転 道路交通法第65条第1項の規定に違反する行為のうち、酒に酔った状態で運転する行為
- (2) 麻薬等運転 道路交通法第66条の規定に違反して、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法施行令第32条の2に規定する物の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為
- (3) 共同危険行為等 道路交通法第68条の規定に違反する行為
- (4) 無免許運転 道路交通法第64条の規定に違反する行為
- (5) 大型自動車等無資格運転 道路交通法第117条の4第2号に該当する行為
- (6) 仮免許運転違反 道路交通法第87条第2項後段の規定に違反する行為
- (7) 酒気帯び運転 道路交通法第65条第1項の規定に違反する行為のうち、身体に道路交通法施行令

第44条の3で定める程度以上(血液1mlにつき0.3mg以上又は呼気1リットルにつき0.15mg以上)のアルコールを保有する状態で運転する行為

(8) 過労運転等 道路交通法第66条の規定に違反して、過労、病気その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為

(9) 大幅な速度超過運転 道路交通法第22条第1項の規定に違反する行為のうち、超過速度が高速道路においては時速50km以上、それ以外の道路においては時速30km以上である行為

(10) 救護措置義務違反 道路交通法第72条第1項前段の規定に違反する行為

4 前項における悪質性の判断基準については、法令の改正及び社会的状況の変化に応じ、適宜改正するものとする。

(懲戒処分の軽減)

第5条 懲戒処分を受けた学生の反省の程度及び学修意欲等を総合的に判断し、懲戒処分の軽減を行うことがある。

(懲戒の加重)

第6条 懲戒処分を受けた者が、懲戒の対象となる行為を重ねたときは、懲戒を加重することがある。

## 第2章 懲戒の手続きと執行

(事件・事故報告)

第7条 事件・事故(以下「事件」という。)発生時における対応は、次のとおりとする。

(1) 事件は、学生支援課で一元的に対応する。

(2) 事件が発生した場合、学科等及び大学関係者は、察知した情報を速やかに学生支援課へ通報する。

(3) 学生支援課は、速やかに学生支援部長に通報するとともに、事実関係の把握に努める。また、当該事件に係わる学生が所属する学科等の長への連絡及び関係諸機関との連絡調整を行い、その結果を速次学生支援部長に報告し、同時に学科等へ通知する。

(4) 学生支援部長は、事件に関して適宜学長に報告を行う。

(5) 当該事件に係わる学生が所属する学科等は、通知された事件について、当該学生と連絡をとるとともに指導に努める。また、必要に応じて学長への報告、学生支援部長への説明及び学生支援課との連絡を行うものとする。

(事実関係の調査)

第8条 事件の報告を受けた学長は、必要に応じて事実関係の調査を関係部署に指示する。

2 学外での事実関係の調査は、学生支援課が担当する。また、必要があれば、当該事件に係わる学生が所属する学科等の教員及び職員は、それを補佐することができる。

3 学内での学科等による事実関係の調査は、原則として当該事件に係わる学生からの事情聴取によるものとする。ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合は、学科等の長はその旨を学長に報告するとともに、学生支援部長に説明するものとする。

また、心身の故障、身柄の拘束、長期旅行その他の事由により、当該学生に事情聴取をすることができない場合は、事情聴取が可能になるまでの間、学科等は調査及びその報告等を留保するものとする。

4 前2項で調査した結果について、学生支援課又は学科等は速やかに学生支援部長に報告しなければならない。また、学生支援部長はその内容について、適宜学長に報告を行うものとする。

(学生支援委員会による調査及び審査)

第9条 学長は、学生支援部長から報告のあった事件の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めた場合、学生支援部長に対し当該事件に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び程度等について、学生支援委員会での審査を求めるものとする。

2 学長から指示を受けた学生支援部長は、速やかに学生支援委員会内に調査小委員会を設置し、その構成員を指名するとともに、会を召集する。

3 調査小委員会の構成員は、加害者又は被害者と関係が無い、その恐れが無いように選任し、かつ、被害者及びその関係者と接触を禁ずる。

- 4 調査小委員会は、学生支援課及び学科等による事実関係の調査及び調査報告について、必要に応じて説明又は追調査を求めることができる。
- 5 学生支援部長は、調査小委員会の報告に基づき、当該事件に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び程度等について学生支援委員会で審査を行い、その結果を学長に報告するものとする。
- 6 学生支援委員会は、事実認定と懲戒の種類及び程度等について、教授会（大学院研究科にあっては研究科委員会。以下同じ。）に上申する。
- 7 懲戒対象の学生は、学長に対し調査委員会による調査結果の開示を求めることができる。  
（審査結果の通知）

第10条 学長は、学生支援委員会から報告のあった審査の結果を、当該学生が所属する学科等の長に通知する。

（教授会による審議）

第11条 教授会は、学生支援委員会から上申された内容を審議し、教授会議長（以下「議長」という。）は審議結果を速やかに学長に上申する。

- 2 議長は、教授会での審議に際し、懲戒の対象とされる学生、又はその代理人に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えることができる。

（懲戒の決定）

第12条 学長は、教授会からの上申をもとに、学部長会議において懲戒処分を決定する。

（懲戒処分の告知及び執行）

第13条 当該学生が所属する学科等の長は、学長名による文書又は口頭によって、当該学生及び保証人に対し懲戒処分の告知を行い、その内容を学内外に公示する。なお、公示に際しては、学生の氏名、学籍番号等、本人を特定できる情報は明らかにしないものとし、学外への公示は停学以上とする。ただし、学長が必要と認めた場合は、この限りではない。

（懲戒処分に関する文書）

第14条 懲戒処分に関する文書については、別に定める。

（懲戒の記録）

第15条 退学および停学の懲戒を受けた者については、学籍簿にその旨を記録する。

（懲戒に関する記録の保存及び開示）

第16条 懲戒原因たる事実並びに決定された処分の内容及び理由を記載した文書は、学生支援課で保存する。なお、文書管理の責任者は学生支援課長とする。

- 2 学長は、被処分者から請求があった場合には、当該文書を開示しなければならない。

（懲戒処分の軽減及び無期停学の解除）

第17条 懲戒処分の軽減及び無期停学の解除は、次のとおりとする。

- (1) 当該学生が所属する学科等の長は、懲戒処分又は無期停学を受けた学生について、その反省の程度及び学修意欲等を総合的に判断し、その処分の軽減又は解除が適当であると考えられる時は、学生支援委員会にその処分の軽減又は解除について上申することができる。
  - (2) 学生支援部長は、前号で上申された内容について学生支援委員会で審査し、その審査結果を教授会に上申する。
  - (3) 議長は、前号の上申に基づき教授会で審議し、懲戒処分の軽減又は解除が適当との結論に達した時は、その旨学長に上申する。
- 2 懲戒処分の軽減及び無期停学の解除の決定は、学長が行う。
  - 3 無期停学は、原則として6か月を経過した後でなければ、解除することはできない。
  - 4 懲戒処分の軽減及び無期停学の解除の告知は、当該学生及び保証人に対して、当該学生が所属する学科等の長が学長名による文書によって行う。

### 第3章 学生に対する教育と指導

（学生に対する周知）



第18条 学長は、懲戒対象行為並びに懲戒処分の種類及び程度について、文書掲示及び学生便覧等への記載等により学生に周知しなければならない。

2 学生は、本規程第4条第3項各号に該当する態様が悪質な交通事件を起こした場合は、遅滞無く学生支援課に届けなければならない。また、届け出を受けた学生支援課は遅滞なく当該学生が所属する学科等に届けなければならない。なお、この届出義務に関しては、文書掲示及び学生便覧等への記載等により、学生に周知されなければならない。

(学生に対する教育及び指導)

第19条 事件後及び処分後において、当該学生に反省を促し、かつ、学修意欲を維持させるための指導は、当該学生が所属する学科等が担当するものとする。

2 当該学生の専門的ケアについては、所属する学科等のほか、学生相談室、保健室等、大学も十分な協力を行うとともに、必要な場合は外部専門機関の協力をあおぐこととする。

(履修への配慮)

第20条 停学期間中の定期試験又は履修手続期間については、停学の懲戒処分申し渡しの期日によって、学生の受ける不利益や不平等が無いようにしなければならない。また、停学期間中の学籍異動願は一切受け付けない。

#### 第4章 雑 則

(補足及び規程の改廃)

第21条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、学長が定める。

2 この規程の改廃は、教授会及び学部長会議の議を経なければならない。

附 則 (平成25年12月3日)

1 この規程は、4か月間の学生への周知期間後、平成26年4月1日から施行する。

2 懲戒対象学生が研究科学生の場合は、上記条文中「教授会」を「研究科委員会」と読み替える。

附 則 (平成27年2月25日)

この規程は平成27年4月1日から施行する。



# 奨学金制度

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 奨学金制度                | 278 |
| 日本学生支援機構奨学金          | 278 |
| 第一種奨学金               | 278 |
| 第二種奨学金               | 278 |
| 永原学園奨学金              | 280 |
| 永原学園奨学金に係わる西九州大学支給細則 | 282 |
| 各種団体奨学金              | 283 |

# 奨学金制度

## 奨学金制度

奨学金制度とは、大学での修学や生活において経済的に困難な学生に対して、奨学金が貸与又は給付される制度のことです。

奨学金の種類、申込条件、返還の有無などをよく確認した上で応募してください。

### 1. 日本学生支援機構奨学金（以下「機構」と呼ぶ）

日本学生支援機構は、独立行政法人日本学生支援機構法に基づいて平成16年4月に設立された学資の貸与をはじめとした修学支援事業を担う公益法人です。

本奨学金は、無利子で定額型の「第一種」奨学金と有利子で選択額型の「第二種」奨学金があり、いずれも経済的理由により修学が困難である優れた学生に対して貸与されます。また、給付型奨学金（平成29年度より施行）については、大学入学前に全て決定しており、入学後はありません。

#### (1) 第一種奨学金

##### ① 学力基準

- 1年次 高等学校の成績平均が3.5以上の者  
高等学校卒業程度認定試験合格者で上記に準ずる者
- 2年次以上 本人の属する学科の成績が上位3分の1以内の者（A取得率上位の者）

##### ② 家計基準

主たる家計支持者（父母又はこれに代わって家計を支えている者）の1年間の所得金額が、機構の定める収入基準額を下回ること。

##### ③ 貸与月額（無利子 下記のいずれかの額を選択する。途中で月額の変更が可能）

- 自宅通学 2万、3万、4万、5.4万  
自宅外通学 2万、3万、4万、5万、6.4万

#### (2) 第二種奨学金

##### ① 学力基準

- 1年次 高等学校の成績が平均（ほぼ3.0）以上の者  
特定の分野において、特に優れた資質能力を有すると認められる者  
大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込があると認められる者  
高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記に準ずると認められる者
- 2年次以上 本人の属する学科の成績が平均水準以上の者（A取得率上位の者）

##### ② 家計基準

主たる家計支持者（父母又はこれに代わって家計を支えている者）の1年間の所得金額が、機構の定める収入基準額を下回ること。

##### ③ 貸与月額（有利子 下記のいずれかの額を選択する。途中で月額の変更が可能）

- 2万円～12万円の範囲内で1万円きざみ

#### (3) 入学時特別増額貸与奨学金

新入学生において、第一種奨学金については入学年月又は機構が定めた年月、第二種奨学金については入学年月を始期として奨学金の貸与を受ける者に対し、希望（別途手続必要）により初回だけ基本金額に増額して貸与するものです。

申し込みの際に学生支援課へ相談してください。

☆詳しい情報については、以下日本学生支援機構HPを参照ください。

なお、サイトでは「奨学金貸与・返還シミュレーション」が行えます。ぜひ活用ください。

- (4) 出願及び募集期間  
申込手続きは、インターネットを利用する方法（スカラネット）が基本となります。  
4月上旬の募集説明会に出席して「確認書」用紙、「スカラネット入力用紙」が配布されるので、それに従って必要書類を整え手続きを行ってください。
- (5) 奨学金の採否  
手続き完了者の中から、学力、家計、人物、健康など総合的に判断し、推薦・選考をします。推薦・選考結果は、当該学部教授会の議を経て機構へ提出され、最終的な採否を決定します。  
奨学生決定の通知は、7月上旬以降に学生支援課掲示板で知らせています。  
なお、奨学金の貸与始期は、第一種・第二種ともに、全学年4月～9月の間で希望する月となっています。
- (6) 緊急採用（第一種奨学金）、応急採用（第二種奨学金）について  
機構の特別な奨学金制度です。  
家計が急変した者で学長が認定し、その事由が発生した月から12月以内である場合、緊急・応急採用の対象として推薦・選考することができます。  
主たる家計者の失職や著しい収入の減少などに限定されますが、定期採用とは異なり、随時受け付けます。  
該当する場合は、早急に学生支援課へ相談してください。
- (7) 予約進学者（予約採用奨学生）について  
予約採用とは、高等学校の3年次に採用候補者として登録された者が、大学進学と同時に奨学生として採用される奨学金制度のことです。  
予約進学者は、入学後大学が指定する日に「採用候補者決定通知」を学生支援課に呈示してください。  
なお、予約採用候補者は、高校在学時に決定しているので、大学側では一切把握をすることができません。万が一、期限までに進学届等の手続きがされなかった場合、採用が取り消しとなり、奨学金の受給ができなくなりますので、忘れずに手続きを行ってください。
- (8) 在学猶予と在学届について  
機構奨学金は、「在学届」の提出によって学生の身分であることを証明されれば、卒業時までの奨学金返還が無利息で猶予されます。  
高等学校・短期大学等の在学中に機構奨学金を受けていた者及び大学在学中で奨学金を辞退した者は、速やかに「在学届」を学生支援課へ提出してください。その際は、在学証明書の手続きも同時に行ってください。  
万が一、「在学届」の提出が遅れると、返還金の督促が開始されます。  
なお、予約採用者は、「進学届」の手続きを行うことによって返還が猶予されるため、「在学届」の提出の必要はありません。
- (9) 奨学生の異動について  
奨学生は、交付の中止や休止（退学・休学・辞退等）、再開、延長、その他取り扱いの変更（自宅・自宅外通学・改氏名・振込口座・貸与月額）がある場合は、所定様式を学生支援課で受け取り、速やかに届け出てください。
- (10) 奨学金の返還について  
機構奨学金は貸与であり、奨学生は返還の義務があります。採用決定時には、「奨学生証」及び「奨学生のしおり」とともに、「返還誓約書」を配布します。必要書類を添付のうえ、学生支援課窓口へ提出してください。貸与終了時には、日本学生支援機構奨学金規程に従って「貸与奨学金返還確認票」等が送付されますので、内容確認後、リレー口座を届け出てください。  
なお、平成21年度以前採用者に係る手続きについては従前どおりです。  
機構奨学金は、先輩からの返還金を直ちに後輩の奨学金として貸与する仕組みになっています。返還が円滑に行われないと、次の貸与に大きな支障が生じることになります。

借りすぎなどから起こる延滞が決してないように、ひとりひとりが自覚を持って奨学生生活を送ってください。

(11) ホームページについて

「独立行政法人日本学生支援機構」の概要については、下記のホームページで最新情報が詳しく紹介されています。奨学生若しくはこれから奨学金を申し込みたい人は、必ず確認しておいてください。

日本学生支援機構ホームページアドレス

トップページ <http://www.jasso.go.jp/>

日本学生支援機構に関するよくあるご質問（FAQ） <http://www.jasso.go.jp/faq/index.html>

## 2. 永原学園奨学金

学校法人永原学園では、永原学園奨学金支給規程に基づき西九州大学、西九州大学短期大学部及び西九州大学佐賀調理製菓専門学校に在学する者のうち、学業、人物ともに優秀であり、かつ、経済的理由により修学に支障のある者を選考して奨学金を支給しています。

《永原学園奨学金支給規程》

（目的）

第1条 この規程は、西九州大学、西九州大学短期大学部及び西九州大学佐賀調理製菓専門学校（以下「各大学、学校」という。）に在学又は在校する者のうち、第3条の規定に該当する者に対し、奨学金を支給して修学を奨励することを目的とする。

（奨学金の種類）

第2条 奨学金の種類は、特別奨学金、一般奨学金及び外国人留学生奨学金とする。

（支給対象者）

第3条 奨学金の支給対象となる学生、生徒は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 各大学、学校に在学又は在校する者のうち、学業・人物ともに優秀である者、及び経済的理由により修学に支障のある者
- (2) 短期大学部に在学する者のうち、他の学生の模範となる特技を有する者
- (3) 西九州大学又は短期大学部に在学する外国人留学生のうち、経済的理由により特に修学困難な者

2 前項各号に関する具体的基準については、各大学、学校において別に定める。

（支給期間）

第4条 特別奨学金の支給期間は、原則として各大学、学校における正規の修業年限の期間とする。

2 一般奨学金及び外国人留学生奨学金の支給期間は、原則として4月から翌年3月までの1年間とする。ただし、更新することができる。

（支給額等）

第5条 特別奨学金の額は、その支給を受ける者が在学又は在校する各大学、学校で当該年度に納入しなければならない授業料の額の範囲内の額とする。

2 一般奨学金及び外国人留学生奨学金の額は、その支給を受ける者が在学又は在校する各大学、学校で当該年度に納入しなければならない授業料の額の2分の1の範囲内の額とする。

3 前2項の奨学金は、前年度前期及び後期の2回に分けて支給する。

（出願）

第6条 奨学金の支給を受けようとする者は、各大学、学校でそれぞれ別に定めるところにより、必要な書類を学長又は校長（以下「学長等」という。）に提出しなければならない。

（支給決定）

第7条 前条の規定による出願を受けた学長等は、速やかに当該学部教授会（大学院においては大学院委員会、西九州大学佐賀調理製菓専門学校においてはこれに準ずる会議をいう。以下（教授会等）という。）の議を経て、支給を適当と認められる者を理事長に推薦する。

理事長は、前項の推薦に基づき、学長等と協議して、支給を受ける者を決定する。

(支給停止)

第8条 奨学金の支給を受ける者が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を停止する。

- (1) 学則に違反する行為があったとき。
- (2) 休学又は退学したとき。
- (3) 長期欠席又は素行が好ましくないとき。
- (4) 本人から辞退の申出があったとき。
- (5) その他各大学、学校において、別に定める事項に該当するとき。

2 奨学金の支給を受けている者が、前項各号のいずれかに該当するときは、学長等は速やかに当該学部教授会等の議を経て、奨学金の支給停止を決定する。

3 前項の支給停止を決定したときは、学長等は速やかに理事長に報告する。

(返還)

第9条 前条の規定により奨学金の支給を停止したときは、その者に対する奨学金の既支給額のうち、その該当することとなった月以後の分は、月割計算により算定した額を返還させる。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められる場合には、前項に該当することとなった月前に遡って返還させることがある。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、奨学金の支給に関し必要な事項は、各大学、学校において別に定める。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月18日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年8月24日)

この規程は、平成14年8月24日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月21日)

附 則 (平成20年2月25日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

西九州大学では、この規程に基づき西九州大学支給細則を定めて、一般奨学金支給対象者を当該学部教授会で選考しています。

一般奨学金支給条件

- ① 本学学部にて1年以上在籍するもので、申請年度の前年度のGPAが2.7以上の者。
- ② 一般奨学金の額は、当該年度の授業料の額の2分の1の範囲内とします。
- ③ 一般奨学金の支給期間は、原則として4月から翌年3月までの1年間とします。ただし更新することができます。
- ④ 一般奨学金支給対象者数は、毎年、別に定めます。

(趣旨)

第1条 この細則は、永原学園奨学金支給規程第3条第2項、第6条、第8条第1項第5号及び第10条の規定に基づき、西九州大学（以下「本学」という。）における奨学金の支給に関し必要な事項を定める。  
(支給対象者の具体的基準)

第2条 特別奨学金の支給を適当と認められる対象者（以下「特別奨学金支給対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者の中から教授会で選考する。

- (1) 本学への入学年度の前年度末に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者で、かつ、その者の在籍する学校長が、特別奨学金支給対象者として推薦した者
- (2) 一般入学試験Ⅰ期の成績が科目平均80点以上で、かつ、各学科の入学定員の10パーセント以内の成績を修めた者
- (3) 特別奨学金支給対象者に決定された場合、必ず入学する者

2 特別奨学金支給対象者は、原則として各学科1名とする。ただし、一つの学科に該当者がいない場合は、他の学科を2名とすることができる。

第3条 学部の一般奨学金の支給を適当と認められる対象者（以下「一般奨学金支給対象者」という。）は、次の各号の一つに該当する者の中から教授会で選考する。

- (1) 一般Ⅰ期試験による入学者のうち、特に優秀であると入試広報委員会が認めた者。  
ただし、支給者は原則として各学科2名とする。
- (2) 学部に1年以上在籍する者で申請年度の前年度のグレード・ポイント・アベレージ（GPA）が2.7以上の者
- (3) 学科が定めた試験による入学者のうち、特に優秀であると入試広報委員会が認めた者。

2 経済的事由については、在留資格認定証明書交付申請書の滞在費の支弁方法等を参考とし、前項の選考にあたり総合的に考慮する。

3 学部の一般奨学金支給対象者数は、原則として毎年度毎に定め、各学科、各学年の対象者人数については、それぞれの在籍者数を考慮して配分するものとする。

第4条 外国人留学生奨学金の支給を適当と認められる対象者（以下「外国人奨学金支給対象者」という。）は、経済的事由により、特に修学困難な者若干名を教授会で選考する。

2 経済的事由については、在留資格認定証明書交付申請書の滞在費の支弁方法等を参考とし、前項の選考にあたり総合的に考慮する。

第5条 大学院の一般奨学金の支給を適当と認められる対象者数は、原則として1名とし、研究科委員会で入学試験の成績、本学での履修科目の成績及び経済的事由を総合的に考慮して選考する。

2 経済的事由については、日本学生支援機構収入基準額の算定方法を用いて行うものとする。

(出願資格)

第6条 特別奨学金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 特別奨学金申請書
- (2) 学校長の特別奨学生推薦書

2 一般奨学金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 一般奨学金申請書
- (2) 学業成績証明書（大学院1年次生の場合不要）
- (3) 誓約書
- (4) 世帯調書
- (5) 保護者の所得証明書（大学院生の場合、本人の所得証明書）
- (6) 家計記入書



(支給停止)

第7条 特別奨学金の支給を受けている者が、次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、その次年度の支給を停止する。

- (1) 各学年度末において、その年度までに開講された卒業に係わる単位の修得率が80パーセント未満である場合
- (2) 卒業に係わる科目の学業成績のA評価単位が60パーセント未満である場合

附 則

- 1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 特別奨学生の要項及び採択基準（内規）については廃止する。
- 3 特別奨学金支給対象者の選考は、第2条の規定にかかわらず、平成16年4月1日以後は行わない。

附 則（平成15年5月15日）

この細則は、平成15年5月15日から施行する。

附 則（平成17年3月7日）

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月26日）

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月10日）

1. この細則は、平成23年4月1日から施行する。
2. 第3条第1項第1号及び第3号の規定は、平成23年度入学試験から適用する。

附 則（平成25年7月18日）

この細則は、平成25年7月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年7月21日）

この規程は、平成28年7月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

### 3. 各種団体奨学金

学生支援課が掲示等を行う各種団体の奨学金は学生支援課に文書依頼や奨学生募集通知が届いたものに限り、募集については、募集要項が送付され次第、掲示します。

各種団体等による奨学金で、本学学生が受けている主なものは、次のとおりです。

- 各地方自治体（都道府県、市町村の制度）による奨学金  
ただし、制度の有無は出身地県庁、市役所、役場等で確認してください。
- 佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金
- あしなが育英会、交通遺児育英会
- その他、本学に照会があったもの



# 就職への取り組み

|                    |     |
|--------------------|-----|
| はじめに.....          | 286 |
| 学生支援課の支援事業.....    | 286 |
| 学生ポータルサイトの活用.....  | 286 |
| 就職ガイダンス・講座等一覧..... | 287 |
| 就職斡旋要項.....        | 288 |

# 就職への取組み

## はじめに

希望に胸を膨らませて入学した皆さんは、4年先の進路（就職・進学）についてはまだ先のことだとして漠然と考えている人も少なくはないことでしょう。

大学は、本来学問の場であり、また人間形成の場でもあります。就職だけを目的としたところではありませんが、卒業と同時に社会人になることを考えると就職のことを避けて通ることはできません。

就職は、自己の確立と実現、経済的な自立、社会的な貢献、家庭づくりの基盤となることなど重要な意義があります。皆さんが希望する職に就くためには長期的、かつ計画的な準備が必要になります。今から目標を持って、有意義な大学生活となることを目指してください。皆さんの希望は必ず達成できると期待しています。

大学には、皆さんの就職や学生生活（他課・学科に属するものを除く）をバックアップする学生支援課が設置されています。学生支援課では、皆さんの就職活動を支援するため、情報収集、職場開拓、就職相談等を行うとともに、就職活動を進めるためのガイダンスや講座等を実施しています。

就職相談（資料）室にも気軽にお立ち寄りください。

### 1 学生支援課の支援事業

#### ◆就職相談

就職活動の進め方、履歴書の添削、模擬面接など、就職活動に関するあらゆる相談を受け付けます。

#### ◆二者面談

希望する業種や職種について個人面談を行い、一人ひとりの就職支援に役立てます。

#### ◆就職説明会

学内企業説明会の開催や、学外の合同就職説明会へのバスツアーなどを実施します。

#### ◆就職ガイダンス・講座

自己分析や企業・業界研究、就活マナー、就活スケジュール等に関するガイダンス・講座を行います。

#### ◆各種講座

公務員試験対策、パソコン関連の資格、SPI・筆記試験対策、面接対策などの講座を企画しています。（有料）

#### ◆履歴書の配布

本学オリジナルの履歴書、応募書類送付用の封筒を無料配布しています。

### 2 学生ポータルサイトの活用

学生ポータルサイトには、就職に関して下記のような機能があります。

#### ◆求人票の閲覧

#### ◆企業情報の閲覧

#### ◆受験報告書の閲覧

#### ◆就職活動に関する様式のダウンロード

#### ◆就職説明会・セミナー・ガイダンス等の参加登録

※詳しくは3年時の就職ガイダンスで説明があります。

### 3 就職ガイダンス・講座等一覧（平成 30 年度実績）

| 実施<br>時期     | 内<br>容                      | 対象学部・学年 |      |           |     |
|--------------|-----------------------------|---------|------|-----------|-----|
|              |                             | 健康栄養    | 健康福祉 | リハビリテーション | 子ども |
| 前<br>期       | 前年度の就職活動の状況                 | 4年      |      |           |     |
|              | 就職情報サイト使用説明会                | 3年      | 3年   | 4年        | 3年  |
|              | エントリーシート作成支援講座              |         |      | 4年        |     |
|              | 小論文・作文作成支援講座                | 4年      |      | 4年        |     |
|              | 就活マナー習得支援講座                 |         |      | 4年        |     |
|              | 面接対策講座                      |         |      |           |     |
|              | 公務員試験対策講座（有料）               | 全学年     | 全学年  | 全学年       | 全学年 |
|              | C S 技能評価検定 3 級対策講座（有料）      | 全学年     | 全学年  | 全学年       | 全学年 |
| 後<br>期       | 自己分析支援講座                    | 3年      | 3年   |           | 3年  |
|              | 業界研究・企業研究講座                 | 3年      | 3年   |           | 3年  |
|              | エントリーシート作成支援講座              | 3年      | 3年   |           |     |
|              | 小論文・作文作成支援講座                | 3年      | 3年   |           |     |
|              | 就活マナー習得支援講座                 | 3年      | 3年   |           | 3年  |
|              | 面接対策講座                      | 3年      | 3年   |           | 3年  |
|              | メディカルスタッフ職 ストレス耐性講座         |         |      |           | 2年  |
|              | メディカルスタッフ職 文章力養成講座          | 3年      | 2年   | 2・3年      | 2年  |
|              | メディカルスタッフ職 ロジカルシンキング講座      |         | 2年   | 2・3年      | 2年  |
|              | メディカルスタッフ職 タイムマネジメント講座      | 3年      | 2年   | 2・3年      | 2年  |
|              | メディカルスタッフ職 リスニング能力向上講座      | 3年      | 2年   | 2・3年      | 2年  |
|              | メディカルスタッフ職 トーキング能力向上講座      | 3年      | 2年   | 2・3年      | 2年  |
|              | メディカルスタッフ職 スタートアップオリエンテーション | 3年      | 3・4年 |           | 3年  |
|              | メディカルスタッフ職 マナー講座            | 3年      | 3・4年 |           | 3年  |
|              | メディカルスタッフ職 履歴書・小論文対策講座      | 3年      | 3・4年 |           | 3年  |
|              | メディカルスタッフ職 面接対策講座           | 3年      | 3・4年 |           | 3年  |
|              | 服装身だしなみ講座                   | 3年      | 2・3年 |           | 3年  |
|              | コミュニケーション講座                 |         | 2・3年 |           |     |
|              | 公務員試験ガイダンス                  | 全学年     |      |           |     |
|              | 職業理解講話（公務員）                 |         | 2・3年 |           |     |
| 職業理解講話（医療機関） |                             | 2・3年    |      |           |     |
| 職業理解講話（教育）   |                             | 2・3年    |      |           |     |
| 職業理解講話（一般企業） |                             | 2・3年    |      |           |     |

#### 4 就職斡旋要項

1. 本学は職業安定法第33条の2に基づいて本学学生及び卒業生の就職斡旋を行う。本学の紹介(公募・非公募)によって就職を希望する者は、所定の手続きにより登録しなければならない。従って登録をしない者に対しては、就職の斡旋並びに推薦をしない。
2. 推薦を受けた者は、求人元以外の選考試験を重複して受験することはできない。ただし、斡旋を受けた者は1箇所まで重複して選考試験を受験することができる。
3. 推薦を受けた者は、求人元の選考試験を必ず受験しなければならない。もし正当な理由で受験できないときは、必ず事前にその旨を学生支援課及び求人元に届け出なければならない。
4. 斡旋もしくは推薦を受けた者は、選考試験通知、採否通知、受験の様様を直ちに学生支援課に連絡するものとする。採用内定・決定通知の場合も同様である。
5. 就職に関する伝達は、すべて学生支援課及び各学科所定の掲示板に掲示するとともに、学生ポータルサイトを用いて行うものとする。
6. 被推薦者の選考は各学科及びその担当者がこれを行う。
7. 就職希望者はこの事項並びに就職についての注意事項をよく守らなければならない。就職に関して好ましくならぬ行為があった者、注意事項を守らなかった者は就職斡旋を取消すことがある。

##### 附 則

この要項は、平成14年5月16日から適用する

##### 附 則 (平成24年5月17日)

この要項は、平成24年5月17日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

##### 附 則 (平成25年12月11日)

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

# 学 則

西九州大学学則..... 290

## 第1章 総則

(目的)

第1条 西九州大学（以下「本学」という）は、広く知識を授け人間性の高揚を図るとともに、深く生活の基本となる専門の学術を教授研究して、高度の専門知識と応用技術を開発し、社会に貢献しわが国文化の向上と人類の福祉に寄与する人物を育成することを目的とする。

(名称及び所在地)

第1条の2 本学は西九州大学と称する。

2 本学は、次の所在地に設置する。

西九州大学

佐賀県神崎市神埼町尾崎 4490 番地 9

西九州大学健康栄養学部

佐賀県神崎市神埼町尾崎 4490 番地 9

西九州大学健康福祉学部

佐賀県神崎市神埼町尾崎 4490 番地 9

西九州大学リハビリテーション学部

佐賀県神崎市神埼町尾崎 4490 番地 9

西九州大学子ども学部

佐賀県佐賀市神園三丁目 18 番 15 号

西九州大学看護学部

佐賀県小城市小城町 176 番地 27

(点検及び評価等)

第2条 本学は、本学の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の教職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

3 自己点検・評価の項目、結果の活用及び検証並びに体制については、別に定める。

(情報の提供)

第2条の2 本学は、本学の教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

## 第2章 組織・学生定員

(学部、学科及び学生定員)

第3条 本学に健康栄養学部、健康福祉学部、リハビリテーション学部、子ども学部及び看護学部を置く。

2 健康栄養学部健康栄養学科を置く。

3 健康福祉学部社会福祉学科及びスポーツ健康福祉学科を置き、社会福祉学科に介護福祉コースを設け、介護福祉コースに関し必要な事項は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

4 リハビリテーション学部リハビリテーション学科を置き、同学科に理学療法学専攻及び作業療法学専攻を置く。

5 子ども学部子ども学科及び心理カウンセリング学科を置く。

6 看護学部看護学科を置く。

7 第1項から前項までの学部置く学科、専攻の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。



| 学部          | 学科          | 専攻      | 入学定員 | 3年次編入学定員 | 収容定員   |
|-------------|-------------|---------|------|----------|--------|
| 健康栄養学部      | 健康栄養学科      |         | 120名 |          | 480名   |
| 健康福祉学部      | 社会福祉学科      |         | 80名  | 10名      | 340名   |
|             | スポーツ健康福祉学科  |         | 50名  |          | 200名   |
|             | 計           |         | 130名 | 10名      | 540名   |
| リハビリテーション学部 | リハビリテーション学科 | 理学療法学専攻 | 40名  |          | 160名   |
|             |             | 作業療法学専攻 | 40名  |          | 160名   |
|             | 計           |         | 80名  |          | 320名   |
| 子ども学部       | 子ども学科       |         | 80名  | 10名      | 340名   |
|             | 心理カウンセリング学科 |         | 40名  |          | 160名   |
|             | 計           |         | 120名 | 10名      | 500名   |
| 看護学部        | 看護学科        |         | 90名  |          | 360名   |
| 合計          |             |         | 540名 | 20名      | 2,200名 |

(学部の目的)

- 第3条の2 健康栄養学部は、医療人としての倫理観と、「優しさ」と「思いやる心」を持った人間性と、主体的に考える力を備え、すべての人を対象に、栄養・食生活を通して生活の質の向上や豊かな生活の構築に貢献できる人物を育成することを目的とする。
- 2 健康福祉学部は、人間の健康や福祉に関する諸科学を総合的に教育研究し、人類福祉と健康に寄与する人間性豊かな人物を育成することを目的とする。
- 3 リハビリテーション学部は、保健医療福祉におけるリハビリテーションの総合的な教育の充実と研究、実践の発展に寄与することを目標とし、深く人を理解し、高度な専門知識と技術を持って、チームの一員として地域住民や社会の多様なニーズに応えて、広く社会に貢献できる理学療法士、作業療法士を育成することを目的とする。
- 4 子ども学部は、子どもと子育てに関する専門的知識と技術の習得を基礎に、豊かな人間性と実践力をもって、子どもの心身の成長と幸福に寄与する人材を育成することを目的とする。
- 5 看護学部は、看護学を基盤として保健・医療・福祉・教育などの生活支援専門職と連携・協働し、看護学の発展に寄与することのできる人材を育成することを目的とする。

(学科の目的)

第3条の3 健康栄養学部の学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

健康栄養学科は、健康と栄養を科学的に思考し、栄養科学の実践的技能を身につけ、対象者や対象集団に合わせた栄養ケア活動を展開できる専門職を育成する。

2 健康福祉学部の学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

社会福祉学科は、地域社会においてすべての人が、その人らしく豊かに生活できる社会の実現にむけて、社会および生活に関する諸科学を総合的に教育研究し、人間性豊かな社会福祉の専門職を養成する。

スポーツ健康福祉学科は、ユニバーサル社会の理解と福祉の心を基盤に、身体運動を通じた生活支援ができる専門的な知識技術と応用的能力を備えた社会人を育成する。

3 リハビリテーション学部の学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

リハビリテーション学科は、障害の予防と治療を目的とした理学療法、作業療法の基礎及び臨床応用の教育研究、また、地域特性を考慮した地域リハビリテーション重視の教育研究を行うことを目的とする。

4 子ども学部の学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

子ども学科は、子どもに関する学際的総合的な研究の体系化と、それを基礎とした応用的かつ実践的な

教育を行い、子どもへの科学的な理解と愛情を基礎に、豊かな人間性と高度な知識技能をもって、子どもの健全な発達を支援する教育・保育の専門職業人及び広範な領域で活躍する人材の育成を目的とする。

心理カウンセリング学科は、人間への深い愛情と心の理解に基づき、子どもと彼らを取り巻く人々への臨床心理学的支援が行える専門職業人及び地域社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

5 看護学部の学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

看護学科は、人に対する思いやりを持ち、対象とする人々が、その人らしく地域で生きることを支えるために必要な倫理観、科学的根拠に裏付けされた専門知識と判断力を身につけ、関連職種と連携しながら看護実践ができる看護専門職を育成することを目的とする。

(大学院)

第3条の4 本学に、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

### 第3章 修業年限・学年・学期及び休業日

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、第15条第2項の規定による場合は、3年以上4年未満とする。

なお、在学年限は、8年を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、編入学により入学した者の本学の修業年限は、2年とする。

なお、在学年限は、4年を超えることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、転入学又は再入学により入学した者の本学の修業年限は、その学生が所属する学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、学長が定める。

なお、在学年限は、修業年限の2倍の年数を超えることはできない。

(学年及び学期)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日

(2) 春季休業日 3月26日から3月31日まで

(3) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで

(4) 冬季休業日 12月28日から1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず教育上必要がある場合は、学部長会議の議を経て、学長が休業日を変更し又は臨時休業を定めることができる。

3 休業中でも必要に応じて講義、見学、実技、実験又は演習及びガイダンス等を課すことがある。

### 第4章 授業科目・履修方法及び単位認定

(授業科目)

第7条 授業科目は、共通教育科目、専門教育科目及び免許・資格等に係わる教育科目に分ける。

2 卒業に係わる授業科目及び単位数は、別表1から別表8までのとおりとする。

3 免許・資格等に係わる授業科目及び単位数は、別表9から別表17までのとおりとする。

(授業期間)

第7条の2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うことを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究・演習、演習、実験、実習及び実技等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、授業期間を定めることができる。

(単位の基準)

第8条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業の方法に応じ、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
  - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業の方法に応じ、15時間の授業をもって1単位とすることができる。
  - (3) 実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業の方法に応じ、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
  - (4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、第1号、2号及び前号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、演習等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、別に単位数を定めることができる。

(履修方法)

第9条 健康栄養学部の学生は、次の表に掲げる授業科目を履修しなければならない。

| 区分     | 共通教育科目 |              |       |        |        |      |                   |        | 専門教育科目 |        |        | 合計      |
|--------|--------|--------------|-------|--------|--------|------|-------------------|--------|--------|--------|--------|---------|
|        | キャリア形成 | 地域連携・学部間連携基礎 | 人間と文化 | くらしの科学 | 健康スポーツ | 国際理解 | 外国語によるコミュニケーション理解 | ICTの理解 | 学部基幹科目 | 学科基幹科目 | 学科専門科目 |         |
| 健康栄養学科 | 20単位以上 |              |       |        |        |      |                   | 2単位    | 2単位    | 2単位    | 98単位以上 | 124単位以上 |

2 健康福祉学部の学生は、それぞれ次の表に掲げる授業科目を履修しなければならない。

| 区分         | 共通教育科目 |              |       |        |        |       |                   |        | 専門教育科目 |        |        | 合計      |
|------------|--------|--------------|-------|--------|--------|-------|-------------------|--------|--------|--------|--------|---------|
|            | キャリア形成 | 地域連携・学部間連携基礎 | 人間と文化 | くらしの科学 | 健康スポーツ | 国際理解  | 外国語によるコミュニケーション理解 | ICTの理解 | 学部基幹科目 | 学科基幹科目 | 学科専門科目 |         |
| 社会福祉学科     | 2単位以上  | 10単位以上       |       |        |        | 2単位以上 | 6単位以上             | 2単位    | 2単位    | 4単位    | 96単位以上 | 124単位以上 |
| スポーツ健康福祉学科 | 20単位以上 |              |       |        |        |       |                   | 2単位    | 2単位    | 4単位    | 96単位以上 | 124単位以上 |

3 リハビリテーション学部の学生は、それぞれ次の表に掲げる授業科目を履修しなければならない。

| 区分          | 共通教育科目  |              |       |        |        |      |                   |        | 専門教育科目 |        | 合計     |         |
|-------------|---------|--------------|-------|--------|--------|------|-------------------|--------|--------|--------|--------|---------|
|             | キャリア形成  | 地域連携・学部間連携基礎 | 人間と文化 | くらしの科学 | 健康スポーツ | 国際理解 | 外国語によるコミュニケーション理解 | ICTの理解 | 専門基礎科目 | 専門科目   |        |         |
| リハビリテーション学科 | 理学療法学専攻 | 22単位以上       |       |        |        |      |                   |        | 2単位    | 40単位以上 | 65単位以上 | 129単位以上 |
|             | 作業療法学専攻 | 22単位以上       |       |        |        |      |                   |        | 2単位    | 42単位以上 | 63単位以上 | 129単位以上 |

4 子ども学部の学生は、それぞれ次の表に掲げる授業科目を履修しなければならない。

| 区分    | 共通教育科目 |              |       |        |        |       |                   | 専門教育科目 |        |        |        |        |       |      | 合計      |
|-------|--------|--------------|-------|--------|--------|-------|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|---------|
|       | キャリア形成 | 地域連携・学部間連携基礎 | 人間と文化 | くらしの科学 | 健康スポーツ | 国際理解  | 外国語によるコミュニケーション理解 | ICTの理解 | 学部基幹科目 | 学科基幹科目 | 専門基幹科目 | 専門展開科目 | ゼミナール | 卒業研究 |         |
| 子ども学科 | 12単位以上 |              |       |        |        | 6単位以上 | 2単位               | 2単位    | 8単位    | 88単位以上 |        |        | 2単位   | 4単位  | 124単位以上 |

| 区分          | 共通教育科目 |              |       |        |        |      |                   | 専門教育科目 |        |        |        |        |        |         | 合計 |
|-------------|--------|--------------|-------|--------|--------|------|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|----|
|             | キャリア形成 | 地域連携・学部間連携基礎 | 人間と文化 | くらしの科学 | 健康スポーツ | 国際理解 | 外国語によるコミュニケーション理解 | ICTの理解 | 学部基幹科目 | 学科基幹科目 | 専門基礎科目 | 専門基幹科目 | 専門展開科目 | ゼミナール   |    |
| 心理カウンセリング学科 | 18単位以上 |              |       |        |        | 2単位  | 2単位               | 10単位   | 84単位以上 |        |        | 4単位    | 4単位    | 124単位以上 |    |

5 看護学部の学生は、次の表に掲げる授業科目を履修しなければならない。

| 区分   | 共通教育科目 |              |       |        |        |      |                   | 専門教育科目 |        |        | 合計      |
|------|--------|--------------|-------|--------|--------|------|-------------------|--------|--------|--------|---------|
|      | キャリア形成 | 地域連携・学部間連携基礎 | 人間と文化 | くらしの科学 | 健康スポーツ | 国際理解 | 外国語によるコミュニケーション理解 | ICTの理解 | 専門基礎科目 | 専門科目   |         |
| 看護学科 | 5単位    | 8単位以上        |       |        |        |      | 7単位以上             | 2単位    | 26単位   | 78単位以上 | 126単位以上 |

6 前5項の規定による授業科目を履修する場合に、各学年において履修科目として登録できる単位数の上限等については、別に定める。

7 学生は、所定の教育課程以外の授業科目を履修することができる。

(資格等の取得)

第10条 栄養士の資格を得ようとする者は、健康栄養学部健康栄養学科に在籍し、栄養士法施行令等に定める単位を修得しなければならない。

2 管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、健康栄養学部健康栄養学科に在籍し、栄養士法施行令等に定める単位を修得しなければならない。

3 食品衛生監視員及び食品衛生管理者の任用資格を得ようとする者は、健康栄養学部健康栄養学科に在籍し、食品衛生法及び同法施行令等に定める所定の単位を修得しなければならない。

第11条 社会福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、健康福祉学部社会福祉学科又はスポーツ健康福祉学科に在籍し、社会福祉士及び介護福祉士法等に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 精神保健福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、健康福祉学部社会福祉学科に在籍し、精神保健福祉士法等に定める所定の単位を修得しなければならない。

3 介護福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、健康福祉学部社会福祉学科に在籍し、社会福祉士及び介護福祉士法、同法施行令及び同法施行規則等に定める介護福祉に関する科目の単位を修得しなければならない。

4 第22条又は第23条の規定により編入学又は転入学した者は、介護福祉士国家試験の受験資格を取得することができない。

第11条の2 理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格を得ようとする者は、リハビリテーション学部リハビリテーション学科に在籍し、理学療法士及び作業療法士法、同法施行令及び同法施行規則等に定める所定の単位を修得しなければならない。

第11条の3 保育士の資格を得ようとする者は、子ども学部子ども学科に在籍し、児童福祉法、同法施行令及び同法施行規則等に定める所定の単位を修得しなければならない。

第11条の4 公認心理師国家試験の受験資格を得ようとする者は、子ども学部心理カウンセリング学科に在籍し、公認心理師法、同法施行令及び同法施行規則等に定める所定の科目を修得しなければならない。

第11条の5 看護師及び保健師の国家試験受験資格を得ようとする者は、看護学部看護学科に在籍し、保健師助産師看護師法、同法施行令及び同法施行規則等に定める所定の単位を修得しなければならない。  
(教員免許状)

第12条 教員免許状を得ようとするものは、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2 本学の健康栄養学部健康栄養学科において、当該所要資格を取得できる教員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

3 本学の健康福祉学部の各学科において、当該所要資格を取得できる教員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

4 本学の子ども学部子ども学科において、当該所要資格を取得できる教員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

5 本学の看護学部看護学科において、当該所要資格を取得できる教員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

| 学 部    | 学 科        | 免許状の種類                                    | 免許教科又は領域                             |
|--------|------------|---|--------------------------------------|
| 健康栄養学部 | 健康栄養学科     | 栄養教諭一種免許状                                 | —                                    |
| 健康福祉学部 | 社会福祉学科     | 高等学校教諭一種免許状                               | 福祉                                   |
|        | スポーツ健康福祉学科 | 中学校教諭一種免許状<br>高等学校教諭一種免許状                 | 保健体育<br>保健体育                         |
| 子ども学部  | 子ども学科      | 小学校教諭一種免許状<br>幼稚園教諭一種免許状<br>特別支援学校教諭一種免許状 | —<br>—<br>( 知的障害者<br>肢体不自由者<br>病弱者 ) |
| 看護学部   | 看護学科       | 養護教諭一種免許状                                 | —                                    |

(授業の方法)

第12条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ授業計画(シラバス)に明示するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第12条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施を図るものとする。

(単位の認定及び成績の評価)

第13条 授業科目修了の認定は、次の各号に基づいて行う。

- (1) 授業科目修了の認定は、試験による。ただし、実験・実習・実技等の科目にあっては、その実績・実技等をもってこれにかえ、あるいは勘考することがある。
- (2) 出席時間数が開講時間数（社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第4に掲げられている各科目については、同指定規則に定める時間数をいう。以下同じ。）の3分の2に満たない者は、単位認定のための試験を受けることができない。  
なお、試験以外の方法により単位を認定する場合も、出席時間数が開講時間数の3分の2に満たない者については、単位の認定を行わない。
- (3) 前号の規定にかかわらず、介護実習については、出席時間数が開講時間数の5分の4に満たない者については、単位の認定を行わない。
- (4) 第2号の規定にかかわらず、看護学部看護学科における臨地実習については、出席時間数が開講時間数の5分の4に満たない者については、単位の認定を行わない。
- (5) 試験の成績評価方法については、授業計画（シラバス）に明示する。
- (6) 試験の成績の評価表示は、100点～80点をA、79点～70点をB、69点～60点をC、59点～0点をD（不可）の4段階とし、A・B・Cを合格、D（不可）を不合格とする。
- (7) 試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。
- (8) 卒業論文及び卒業研究・演習については、各学科で審査し、所定の単位を与える。
- (9) 授業料を納付しない者は、試験を受けることができない。
- (10) その他学科目の履修等についての規定は、別に定める。

(他の学部又は学科の授業科目の履修)

第13条の2 学生は、他の学部又は学科の授業科目の履修及びその単位を修得することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第14条 学長は、教育上有益と認めるときは、第30条の3第1項による他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学及び大学コンソーシアム佐賀を含む。）との協議に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した履修科目について修得した単位を、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第14条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条の3 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修し修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

## 第5章 卒業の認定及び学位の授与

(卒業の認定及び学位の授与)

第15条 本学に4年以上(編入の場合には2年以上、転入学又は再入学の場合には第4条第3項で規定する修業年限以上)在学し、第9条に定める単位数を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記並びに学士の学位を授与する。

2 本学に3年以上在学し、第9条に定める単位数を優秀な成績で修得したと認められた者が、第4条第1項ただし書きに定める修業年限で卒業を希望した場合には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記並びに学士の学位を授与することができる。

3 前2項の学位に、健康栄養学科卒業生には「健康栄養学」を、社会福祉学科卒業生には「社会福祉学」を、スポーツ健康福祉学科卒業生には「スポーツ健康福祉学」を、リハビリテーション学科理学療法専攻卒業生には「理学療法学」を、リハビリテーション学科作業療法専攻卒業生には「作業療法学」を、子ども学科卒業生には「子ども学」を、心理カウンセリング学科卒業生には「臨床心理学」を、看護学科卒業生には「看護学」を付記する。

4 卒業認定及び学位授与に関し必要な事項は、この学則の定めるもののほか、別に定める。

## 第6章 入学、編入学、転入学、再入学、休学、復学、転学、退学、転学部・転学科、派遣、留学及び除籍

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、後学期の始めに学生を入学させることができる。

(入学の資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の学校教育を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第18条 入学志願者は、別に定める志願手続きにより所定の期日までに願出しなければならない。

(合格者の決定)

第19条 入学志願者については、別に定めるところにより行う選考の結果に基づき、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続)

第20条 前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金及び施設設備費を納入しなければならない。

(入学の許可)

第21条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

(編入学)

第 22 条 編入学資格者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (2) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総時間数が 1700 時間以上であるものに限る。）を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（平成 22 年文部省令第 11 号）に定める従前の規定による高等学校又は専門学校等の課程を修了し、又は卒業した者
- (4) 大学を卒業した者又は退学した者（大学に 2 年以上在学し、62 単位以上修得した者に限る。）
- (5) その他相当の年齢に達し、本学において短期大学又は高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 編入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が認定する。

（転入学）

第 23 条 他の大学に 1 年以上在学し、本学に転入学を希望する者があるときは、教授会の議を経て、学期の始めに、学長が、相当年次に、入学を許可することがある。

2 転入学を希望する者は、現に在学する大学の学長の承認書を提出しなければならない。

3 転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が認定する。

（再入学）

第 24 条 本学に 1 年以上在学し、退学した者又は除籍された者が退学又は除籍後原則として 5 年以内に再入学を希望したときは、教授会の議を経て、学期の始めに、学長が、相当年次に入学を許可することがある。

2 再入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が認定する。

（編入学等の場合の規定の準用等）

第 25 条 編入学、転入学及び再入学の場合には、第 16 条及び第 18 条から第 21 条までの規定を準用する。

2 編入学、転入学及び再入学に関し必要な事項は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

（休学）

第 26 条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により引続き 3 か月以上欠席しようとするときは、保証人連署のうえ、学長に休学願を提出しなければならない。

2 疾病による休学の場合は、前項の休学願に医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、第 1 項の休学願が提出されたときは、教授会の議を経て、休学を許可することができる。

4 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事情がある者には、通算して 2 年以内での期間の延長を認めることがある。

（休学期間の取扱い）

第 27 条 休学期間は、在学期間に算入しない。

（復学）

第 28 条 休学している者が復学を希望したときは、学長は、教授会の議を経て、復学させることができる。

（転学）

第 29 条 他の大学に転学を希望する者があるときは、学長は、教授会の議を経て、これを許可することがある。

（退学）

第 30 条 疾病その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ、学長に退学願を提出しなければならない。

2 学長は、前項の退学願が提出されたときは、教授会の議を経て、退学を許可することができる。

（転学部及び転学科）

第 30 条の 2 転学部又は転学科を志願する者があるときは、関係する学部の教授会の議を経て、学長が



学期の始めに限り許可することがある。

2 転学部を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、転入する学部の教授会の議を経て、学長が認定する。

3 転学科を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、転入する学部の教授会の議を経て、学長が認定する。

(派遣及び留学)

第30条の3 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議に基づき、当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させるため学生を派遣し、又は留学させることがある。

2 前項の派遣及び留学については、教授会の議を経て、学長が許可するものとする。

3 派遣及び留学の期間は、在学期間に算入する。

4 派遣及び留学に関する規定は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

(除籍)

第30条の4 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第4条第1項から第3項までに定める期間在学して卒業できない者

(2) 正当な理由がなく授業料を滞納した者

(3) 病気その他で修業の見込みがない者

## 第7章 入学検定料・入学金・授業料及びその他の納付金

(入学検定料)

第31条 入学志願者は、入学検定料として30,000円を所定の期日までに納入しなければならない。

(入学金)

第32条 入学を許可された者は、入学金として次の表に定める額を所定の期日までに納入しなければならない。

(単位 円)

| 区 分                      | 入学金     |
|--------------------------|---------|
| 健康栄養学部健康栄養学科             | 200,000 |
| 健康福祉学部社会福祉学科及びスポーツ健康福祉学科 | 200,000 |
| リハビリテーション学部リハビリテーション学科   | 200,000 |
| 子ども学部子ども学科及び心理カウンセリング学科  | 200,000 |
| 看護学部看護学科                 | 200,000 |

(授業料)

第33条 授業料の額は、次の表のとおりとする。

(年額：単位 円)

| 区 分                          | 1年次     | 2年次     | 3年次     | 4年次     |
|------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 健康栄養学部<br>健康栄養学科             | 650,000 | 660,000 | 670,000 | 680,000 |
| 健康福祉学部<br>社会福祉学科及びスポーツ健康福祉学科 | 650,000 | 660,000 | 670,000 | 680,000 |
| リハビリテーション学部<br>リハビリテーション学科   | 900,000 | 910,000 | 920,000 | 930,000 |

|                             |         |         |         |         |
|-----------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 子ども学部<br>子ども学科及び心理カウンセリング学科 | 650,000 | 660,000 | 670,000 | 680,000 |
| 看護学部<br>看護学科                | 900,000 | 910,000 | 920,000 | 930,000 |

2 前項の授業料は、前後期の2期に分けて所定の期日までに納入するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、学長の承認を得て、さらに分納することができる。

(教育充実費及び施設設備費)

第34条 教育充実費及び施設設備費の額は、次の表のとおりとし、所定の期日までに納入するものとする。

(年額：単位 円)

| 学部・学科       |             | 費目 | 教育充実費   | 施設設備費   |
|-------------|-------------|----|---------|---------|
| 健康栄養学部      | 健康栄養学科      |    | 260,000 | 100,000 |
| 健康福祉学部      | 社会福祉学科      |    | 140,000 | 100,000 |
|             | スポーツ健康福祉学科  |    | 140,000 | 100,000 |
| リハビリテーション学部 | リハビリテーション学科 |    | 300,000 | 150,000 |
| 子ども学部       | 子ども学科       |    | 140,000 | 100,000 |
|             | 心理カウンセリング学科 |    | 140,000 | 100,000 |
| 看護学部        | 看護学科        |    | 350,000 | 100,000 |

(編入学、転入学、及び再入学の場合の納付金)

第35条 編入学、転入学又は再入学を志願する者は、入学検定料として30,000円を所定の期日までに納入しなければならない。

2 編入学又は転入学を許可された者は、入学金として200,000円を所定の期日までに納入しなければならない。

3 編入学、転入学又は再入学する者の授業料、教育充実費及び施設設備費は、その者の属する年次の在学者の授業料、教育充実費及び施設設備費の額と同額とする。

4 前項の規定にかかわらず、後学期に転入学又は再入学する者は授業料、教育充実費及び施設設備費は、その者の属する年次の在学者が当該年度に納入すべき授業料、教育充実費及び施設設備費の額は半額とする。

5 前2項の授業料については、第33条第2項の規定を準用する。

(休学の場合の授業料等)

第35条の2 学期の全期間にわたって休学した者については、その学期の授業料、教育充実費及び施設設備費を免除する。

(既納の納付金の取扱)

第36条 既納の入学金、授業料、教育充実費及び施設設備費は、原則として返還しない。

2 前項の規定による既納の納付金の取扱いは、別に定める。

第37条 削除

第38条 削除

## 第8章 賞 罰

(表彰)

第39条 学業人格共に優秀な者及び特別優秀な研究、努力を認めた者はこれを賞する。

(懲戒)

第40条 本学の学則及びその他の規則に反し、又は学生としての本分に反する行為のあった者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 次の各号の一に該当するものは、退学とする。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められた者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められた者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

4 学生の懲戒に関し、必要な事項は別に定める。

第41条 削除

## 第9章 教職員組織

(教職員組織及び教職員の職務)

第42条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な教職員を置く。

2 本学に副学長を置くことができる。

3 教職員の職務は、学校教育法その他の法令の定めるところを準用する。

## 第10章 教授会及び学部長会議

(教授会)

第43条 本学各学部に教授会を置く。

2 教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

3 教授会は、学長が次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり、当該事項を審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学（編入学、転入学及び再入学を含む。）及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成及び履修方法に関する事項
- (4) 学部長の選考に関する事項
- (5) 教員の選考に係る資格審査に関する事項
- (6) 学則又は大学諸規定のうち、教育研究に関する重要な規則の制定、改廃に関する事項
- (7) 学生の表彰、懲戒に関する事項
- (8) その他、学長又は学部長が諮問した事項

3の2 教授会は、前項に規定するもののほか、次に掲げる学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 学生の休学、復学、転学、退学、転学部・転学科、派遣、留学及び除籍に関する事項
- (2) 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関する事項
- (3) 学生の単位修得に関する事項
- (4) 学生の修学等に必要の助言・指導その他支援に関する事項
- (5) その他、学部の教育・研究に関する事項

4 前各項に定めるもののほか、教授会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長会議)

第44条 本学に学部長会議を置く。

2 学部長会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長

- (4) 研究科長
- (5) 図書館長

3 学部長会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 本学の将来構想、将来計画（中期計画及び年度計画を含む。）に関する事項
- (2) 学則、大学院学則、その他教育研究に係る本学諸規程の制定又は改廃に関する事項
- (3) 教育研究の組織・体制に関する基本的事項（教育課程の編成に関する方針に係る事項を含む。）
- (4) 教育研究環境の整備に関する基本的事項（学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言・指導その他援助に関する事項、並びに学生の入学、卒業又は課程の修了、その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項を含む。）
- (5) 教員の人事に関する事項
- (6) 教育及び研究について、自ら行う点検及び評価に関する事項
- (7) 学部・大学院間の連絡調整に関する事項
- (8) 学部教授会及び大学院研究科委員会の議長から上申された案件に関する事項
- (9) 学長が諮問した事項
- (10) その他、本学学部及び大学院の運営に関する事項

4 前各項に定めるもののほか、学部長会議の運営等に関し、必要な事項は別に定める。

（大学の運営に関する審議・決定）

第44条の2 前条第3項に掲げる審議事項については、学部長会議の議を経て、学長が決定するものとする。

第45条 削除

## 第11章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

（科目等履修生等の入学許可の制約）

第46条 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生は、正規課程の学生の学習上妨げのない場合に限り入学を許可することができる。

（科目等履修生）

第47条 学長は、本学に開設する授業科目のうち特定の授業科目について履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に対し、その履修した授業科目について、試験その他の方法により成績を評価し、所定の単位を与えることができる。

（特別聴講学生）

第48条 学長は、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で、大学に開設する授業科目のうち特定の授業科目について履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に対し、その履修した授業科目について、試験その他の方法により成績を評価し、所定の単位を与えることができる。

（研究生）

第49条 学長は、本学において特定の事項について研究を志願する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

（外国人留学生）

第50条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、外国の大学等との交流協定に基づき派遣される学生があるときは、教授会の議を経て、交換留学生として入学を許可することができる。

3 前項の交換留学生に係る授業科目及び単位数は、第7条に規定する授業科目のとおりとする。

(科目等履修生等についての規程等への委任)

第51条 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関し必要な事項は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

## 第12章 図書館

(図書館)

第52条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する事項は、学長が学部長会議の議を経て、別に定める。

## 第13章 厚生保健施設

(学生寮)

第53条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

第54条 削除

(保健管理センター)

第55条 本学内に保健管理センターを設け、職員及び学生の保健衛生を管理するとともに、学生の精神衛生の指導を行う。

## 第14章 教育・研究施設

(教育・研究施設)

第56条 本学に次の教育・研究施設を置く。

- (1) 西九州大学グループ地域連携センター
- (2) 生活支援科学研究センター

2 教育・研究施設に関する事項は、別に定める。

## 第15章 公開講座

(公開講座)

第57条 公開講座に関しては、その都度定める。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行し、昭和56年以降の入学生に適用する。ただし第7条・第8条及び第11条は、昭和56年度第3・第4次生にも併せて適用し、第23条については、在学生全員

に適用する。

附 則

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定にかかわらず、昭和 62 年度から平成 5 年度までの入学定員は、次のとおりとする。

| 学部・学科等  | 入 学 定 員 |
|---------|---------|
| 家政学部    |         |
| 食物栄養学科  |         |
| 食物栄養学専攻 | 20 名    |
| 管理栄養士専攻 | 50 名    |
| 社会福祉学科  | 100 名   |
| 計       | 170 名   |

附 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行し、昭和 63 年度以降の入学生に適用する。

附 則

この学則は、公布の日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 年度以降の入学生に適用する。なお、平成元年度以前の入学生に対しては、この限りでない。

附 則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 年度入学生より適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行し、平成 4 年度入学生より適用する。ただし、平成 3 年度以前の入学生については、第 9 条の改正にかかわらず、なお従前の規定によるものとする。
- 2 第 15 条の改正規定は、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。
- 3 第 2 条の規定にかかわらず、平成 4 年度から平成 11 年度までの入学定員は次のとおりとする。

| 学部・学科等  | 入 学 定 員         |                  |
|---------|-----------------|------------------|
|         | 平成 4 年度～平成 5 年度 | 平成 6 年度～平成 11 年度 |
| 家政学部    |                 |                  |
| 食物栄養学科  |                 |                  |
| 食物栄養学専攻 | 20 名            | 20 名             |
| 管理栄養士専攻 | 50 名            | 50 名             |
| 社会福祉学科  | 120 名           | 100 名            |
| 計       | 190 名           | 170 名            |

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行し、平成 5 年度入学生より適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度入学生より適用する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、平成6年度から平成11年度までの入学定員は、次のとおりとする。

| 学部・学科等  | 入 学 定 員 |
|---------|---------|
| 家政学部    |         |
| 食物栄養学科  |         |
| 食物栄養学専攻 | 20名     |
| 管理栄養士専攻 | 50名     |
| 社会福祉学科  | 120名    |
| 計       | 190名    |

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第9条・第33条及び第34条は、平成7年度入学生より適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日に在学する者に係る授業科目の履修、授業料、実験実習演習料及びその他の納付金の額は、この学則による改正後の学則第9条、第33条及び第34条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日に在学する者に係る授業科目については、この学則による改正後の学則（以下「以下改正後の学則」という。）第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成9年3月31日に在学する者に係る授業科目の履修単位数、授業料及び教育充実費の額は、この学則による改正後の学則第9条、第33条及び第34条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、この学則による改正後の学則第22条及び第31条の規定は、平成10年1月1日から適用する。
- 2 平成10年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業料の額は、この学則による改正後の学則（以下「改正後の学則」という。）第33条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 在学者及び平成10年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前項に定める者が、改正後の学則第7条に規定する別表1、別表2及び別表5の授業科目及び単位数を履修し修得したときは、別に定めるところにより、この学則による改正前の学則第7条の規定による授業科目及び単位数として履修し修得したものとみなす。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第31条（入学検定料）の規定は、平成10年7月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、この学則による改正後の学則第33条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年5月15日）

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日に家政学部食物栄養学科に置かれている専攻は、この学則による改正後の学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該専攻に在学する者（以

- 下この項において「専攻在学者」という。)及び平成12年4月1日以降において専攻在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成12年度から平成14年度までの家政学部の収容定員は、改正後の学則第3条第2項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

| 区    | 分      | 平成12年度         | 平成13年度        | 平成14年度        |
|------|--------|----------------|---------------|---------------|
| 家政学部 | 食物栄養学科 | 300名           | 320名          | 340名          |
|      | 社会福祉学科 | (120名)<br>420名 | (80名)<br>480名 | (40名)<br>540名 |

備考：( ) 外数は、臨時的定員に係る収容定員を示す。

- 4 平成12年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成12年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者(以下「編入学者等」という。)に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数は、改正後の学則第7条に規定する別表1から別表6まで及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 在学者及び編入学者等に係る第10条第2項、同条第3項及び第12条第2項の規定の適用については、改正後の学則第10条第2項、同条第3項及び第12条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 在学者に係る授業料及び施設設備費の額は、改正後の学則第33条及び第34条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月18日)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成12年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数は、この学則による改正後の学則第7条に規定する別表4から別表6までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成12年7月1日)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日に置かれている家政学部食物栄養学科及び同学部社会福祉学科は、この学則による改正後の学則(以下「改正後の学則」という。)の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学部各学科に在学する者(以下この項において「家政学部各学科在学者」という。)および平成13年4月1日以降において家政学部各学科在学者の属する年次に編入学又は再入学する者が、当該学部各学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成13年度から平成15年度までの本学の収容定員は、改正後の学則第3条第2項及び西九州大学学則の一部を改正する学則(平成11年5月15日制定)附則第3項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

| 区      | 分      | 平成13年度        | 平成14年度        | 平成15年度 |
|--------|--------|---------------|---------------|--------|
| 家政学部   | 食物栄養学科 | 230名          | 160名          | 90名    |
|        | 社会福祉学科 | (80名)<br>340名 | (40名)<br>260名 | 160名   |
| 健康福祉学部 | 健康栄養学科 | 130名          | 260名          | 390名   |
|        | 社会福祉学科 | 140名          | 280名          | 440名   |

備考：( ) 外数は、臨時的定員に係る収容定員を示す。

- 4 平成13年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成13年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者(以下「編入学者等」という。)に係る授業科目、



単位数及び授業科目の履修単位数は、改正後の学則第7条に規定する別表1から別表7まで及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 在学者及び編入学者等に係る栄養士の資格、管理栄養士国家試験の一部免除、食品衛生監視員の任用資格、食品衛生管理者の任用資格、衛生検査技師の資格、社会教育主事の資格及び教員免許状の取得については、改正後の学則第10条、第11条、第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 在学者に係る授業料の額は、改正後の学則第33条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月17日）

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成13年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る授業科目・単位数及び授業科目の履修単位数は、この学則による改正後の学則第7条に規定する別表1から別表7までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年5月19日）

この学則は、平成13年5月19日から施行する。

附 則（平成13年9月1日）

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

2 平成14年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成14年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者で平成17年3月31日までに管理栄養士国家試験を受験する者に係る管理栄養士国家試験の一部免除については、この学則による改定後の学則（以下「改正後の学則」という。）第10条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 在学者に係る授業料、実験実習演習料、教育充実費及び施設設備費の額は、改正後の学則第33条及び第34条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年12月15日）

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

2 平成14年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成14年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る授業科目・単位数及び授業科目の履修単位数は、この学則による改正後の学則第7条に規定する別表1から別表8及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年12月14日）

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第36条第2項の規定は、平成14年11月1日から適用する。

2 平成13年度以前の入学生及び平成13年度以前の入学生の属する年次に編入学、転入学又は再入学した者又はする者については、第35条第3項、同条第4項、第35条の2、第35条第1項、同条第3項及び同条第4項中「教育充実費」とあるのは「教育充実費及び実験実習演習料」と読み替えるものとする。

附 則（平成15年12月23日）

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成16年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数は、この学則による改正後の学則第7条に規定する別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成16年3月20日）

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、この学則による改正後の学則（以下「改正後の学則」という。）別表8の規定は、平成14年4月1日から適用する。

2 平成14年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成14年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学、又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数は、この学則による改正後の学則別表8の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 16 年 9 月 16 日）

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 17 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数は、この学則による改正後の学則第 7 条に規定する別表 3 及び別表 5 から別表 7 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 16 年 11 月 25 日）

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 17 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る授業科目・単位数及び授業科目の履修単位数は、この学則による改正後の学則第 7 条に規定する別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 17 年 5 月 21 日）

- 1 この学則は、平成 17 年 5 月 21 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 2 月 7 日）

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 18 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数は、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項に規定する別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 平成 18 年 4 月 1 日以降に入学した者については、別表 10「衛生検査技師免許に係わる授業科目及び単位数」は適用しない。

附 則（平成 18 年 12 月 16 日）

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度から平成 21 年度までのリハビリテーション学部の収容定員は、この学則による改正後の学則（以下「改正後の学則」という。）第 3 条第 4 項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

| 区 分                 |                     | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |       |
|---------------------|---------------------|----------|----------|----------|-------|
| リハビリ<br>テーション<br>学部 | リハビリ<br>テーション<br>学科 | 理学療法学専攻  | 40 名     | 80 名     | 120 名 |
|                     |                     | 作業療法学専攻  | 40 名     | 80 名     | 120 名 |
| 計                   |                     | 80 名     | 160 名    | 240 名    |       |

- 3 平成 19 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 19 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数は、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項に規定する別表 1 及び別表 2 並びに同条第 3 項に規定する別表 8 並びに学則第 12 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 20 年 2 月 21 日）

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 20 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る授業科目、単位及び授業科目の履修単位数は、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項に規定する別表 1 及び別表 2 並びに同上第 3 項に規定する別表 8 並びに学則第 12 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 20 年 3 月 22 日）

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度から平成 23 年度までの収容定員は、この学則による改正後の学則第 3 条第 5 項の規定に

かかわらず、次の表のとおりとする。

| 区 分    |        | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|--------|--------|----------|----------|----------|
| 健康福祉学部 | 社会福祉学科 | 580 名    | 560 名    | 540 名    |
| 子ども学部  | 子ども学科  | 80 名     | 160 名    | 250 名    |

附 則（平成 20 年 12 月 20 日）

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 21 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者（以下「転入学者等」という。）については、なお従前の例によることができる。
- 3 前項の者のうち健康福祉学部社会福祉学科の転入学者等が社会福祉士の受験資格を得ようとする場合は、改正後の規定により履修しなければならない。

附 則（平成 21 年 3 月 20 日）

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 21 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者（以下「転入学者等」という。）については、なお従前の例によることができる。
- 3 前項の者のうち健康福祉学部社会福祉学科の転入学者等が社会福祉士の受験資格を得ようとする場合は、改正後の規定により履修しなければならない。

附 則（平成 21 年 8 月 29 日）

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 22 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者（以下「転入学者等」という。）については、なお従前の例によることができる。
- 3 平成 22 年 3 月 31 日に在学する在学者の施設設備費の額は、この学則による改正後の学則第 34 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 3 月 15 日）

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日に在学する者及び平成 22 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者（以下「転入学者等」という。）に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する別表 5、別表 7、別表 8、別表 9、別表 10 並びに別表 13 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 22 年 8 月 28 日）

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の学則第 13 条の 2 に規定する他の学部又は学科の授業科目の履修については、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日に在学する者及び平成 23 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者（以下「転入学者等」という。）に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項に規定する別表 1 並びに同条第 3 項に規定する別表 6 の 1、別表 6 の 2、別表 8、別表 9、別表 10 及び別表 11 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 23 年 3 月 19 日）

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日に在学する者及び平成 23 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者（以下「転入学者等」という。）に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項に規定する別表 2 にかかわらず、なお従

前の例によることができる。

附 則（平成 23 年 10 月 24 日）

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に在学する者及び平成 24 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者（以下「転入学者等」という。）に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項に規定する別表 1、別表 2、別表 3 及び別表 4 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 24 年 3 月 17 日）

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に在学する者及び平成 24 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者（以下「転入学者等」という。）に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項に規定する別表 1、別表 2 並びに同条第 3 項に規定する別表 11 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 24 年 8 月 25 日）

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日に在学する者及び平成 25 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する別表 5、別表 12、別表 13、別表 14 の 1 及び別表 14 の 2 並びに第 50 条第 3 項に規定する別表 15 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 24 年 12 月 15 日）

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 56 条の規定は、平成 24 年 12 月 15 日（理事会承認日）から適用する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 25 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項に規定する別表 2 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 25 年 2 月 4 日）

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 25 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する別表 1、別表 2、別表 5 及び別表 13 並びに第 50 条第 3 項に規定する別表 15 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 25 年 5 月 19 日）

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度から平成 28 年度までの収容定員は、この学則による改正後の学則第 3 条第 6 項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

| 区 分    |             | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|--------|-------------|----------|----------|----------|
| 健康栄養学部 | 健康栄養学科      | 120 名    | 240 名    | 360 名    |
| 健康福祉学部 | 健康栄養学科      | 390 名    | 260 名    | 130 名    |
|        | 社会福祉学科      | 480 名    | 440 名    | 390 名    |
|        | スポーツ健康福祉学科  | 50 名     | 100 名    | 150 名    |
|        | 計           | 920 名    | 800 名    | 670 名    |
| 子ども学部  | 子ども学科       | 340 名    | 340 名    | 340 名    |
|        | 心理カウンセリング学科 | 40 名     | 80 名     | 120 名    |
|        | 計           | 380 名    | 420 名    | 460 名    |

3 平成 26 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 25 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する別表 1、別表 2、別表 4、別表 5、別表 6、別表 8、別表 9、別表 10 及び別表 11 並びに第 50 条第 3 項に規定する別表 19 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 25 年 8 月 16 日）

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 26 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する別表 6、別表 14、別表 15、別表 16 の 1、別表 16 の 2 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 25 年 9 月 27 日）

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 14 日）

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 26 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項に規定する別表 2 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 26 年 3 月 7 日）

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 26 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 3 項に規定する別表 14、別表 15 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 26 年 3 月 15 日）

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 26 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第 7 条第 2 項に規定する別表 2 にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 27 年 2 月 16 日）

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 27 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単

数については、この学則による改正後の学則第7条第2項に規定する別表1、別表2、別表3、別表4、別表5、別表6、別表7及び別表19にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成27年3月14日）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月22日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以降において在学者の属する年次に再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第7条第2項に規定する別表4、別表5及び第9条3項にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成27年10月19日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第7条第2項に規定する別表1、別表2、別表4、別表5及び別表6並びに第50条第3項に規定する別表19にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成28年2月15日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第7条第2項に規定する別表2にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成28年3月4日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第7条第3項に規定する別表14及び別表15については、平成26年4月1日以降入学する者に適用する。

附 則（平成28年12月18日）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度から平成32年度までの看護学部の収容定員は、この学則による改正後の学則第3条第7項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

| 区 分  |      | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|------|------|--------|--------|--------|
| 看護学部 | 看護学科 | 90名    | 180名   | 270名   |

- 3 平成30年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成30年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第7条第2項及び第3項に規定する別表1、別表2、別表3、別表4、別表5、別表6及び別表7並びに第50条第3項に規定する別表21にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 4 この学則による改正後の第43条第3項の規定は、この附則の第1項の規定にかかわらず、平成28年12月18日から適用する。

附 則（平成29年1月16日）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月17日）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成30年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留

学生に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第7条第2項及び第3項に規定する別表1、別表2、別表3、別表4、別表5、別表6及び別表7並びに第50条第3項に規定する別表19にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成30年3月5日）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成30年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第7条第2項及び第3項に規定する別表1から別表18にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成30年3月17日）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月18日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成31年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第7条第2項及び第3項に規定する別表1から別表17にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成30年9月10日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成31年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第7条第2項及び第3項に規定する別表1から別表17にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成31年2月18日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成31年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学、再入学する者又は外国等との交流協定に基づき派遣される交換留学生（以下、「転入学者等」という。）に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則第7条第2項及び第3項に規定する別表6及び別表14にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 在学者及び転入学者等が教員免許状を得ようとする場合、前項、附則（平成30年8月18日議決）第2項及び附則（平成30年9月10日議決）第2項の規定にかかわらず、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位については、改正後の規定による授業科目を履修させ、その単位を修得させることができる。

別表1 健康栄養学科の卒業に係わる授業科目及び単位数（第7条第2項関係）

| 学 科 目                      |                                | 授 業 科 目              | 単位数 |                     | 備 考                   |
|----------------------------|--------------------------------|----------------------|-----|---------------------|-----------------------|
|                            |                                |                      | 必修  | 選択                  |                       |
| 共<br>通<br>教<br>育<br>科<br>目 | キャリア形成                         | あすなろうⅠ基礎(初年次教育含)     | 2   |                     | 20 単位以上<br>(内 8 単位必修) |
|                            |                                | あすなろうⅡ応用 (地域課題)      |     | 2                   |                       |
|                            |                                | あすなろうⅢ地域協働(インターンシップ) |     | 2                   |                       |
|                            | 地域連携・<br>学部間連携基礎               | 生活支援                 |     | 2                   |                       |
|                            |                                | 地域連携                 |     | 2                   |                       |
|                            | 人間と文化                          | 心理学入門                |     | 2                   |                       |
|                            |                                | 現代社会と倫理              |     | 2                   |                       |
|                            |                                | 人間論と現代思想             |     | 2                   |                       |
|                            |                                | 文学と言語                |     | 2                   |                       |
|                            |                                | 生涯学習論                |     | 2                   |                       |
|                            |                                | 肥前の歴史と文化             |     | 2                   |                       |
|                            |                                | 脳と認知科学               |     | 2                   |                       |
|                            |                                | 法学                   |     | 2                   |                       |
|                            |                                | 日本国憲法                |     | 2                   |                       |
| くらしの科学                     | 多文化社会学                         |                      | 2   |                     |                       |
|                            | くらしと経済                         |                      | 2   |                     |                       |
|                            | ジェンダー論                         |                      | 2   |                     |                       |
|                            | 生命のしくみ                         |                      | 2   |                     |                       |
|                            | 生物と環境                          |                      | 2   |                     |                       |
|                            | 身近な生活の化学                       |                      | 2   |                     |                       |
|                            | 統計学の基礎                         |                      | 2   |                     |                       |
|                            | 身近な世界の物理学                      |                      | 2   |                     |                       |
|                            | 地球環境科学                         |                      | 2   |                     |                       |
| 健康スポーツ                     | 健康運動科学                         |                      | 2   |                     |                       |
|                            | フィットネス・スポーツ                    | 1                    |     |                     |                       |
|                            | ウェルネス・スポーツ                     | 1                    |     |                     |                       |
| 国際理解                       | グローバル化と異文化共生                   |                      | 2   |                     |                       |
|                            | 文化人類学                          |                      | 2   |                     |                       |
|                            | 変わりゆく国際社会を生きる                  |                      | 2   |                     |                       |
|                            | 日本事情 (Japanese & World Issues) |                      | 2   |                     |                       |
| 外国語による<br>コミュニケーション<br>理解  | Basic English I                | 1                    |     |                     |                       |
|                            | Basic English II               | 1                    |     |                     |                       |
|                            | Global English I               | 1                    |     |                     |                       |
|                            | Global English II              | 1                    |     |                     |                       |
|                            | Academic English I             |                      | 1   |                     |                       |
|                            | Academic English II            |                      | 1   |                     |                       |
|                            | 英語コミュニケーションⅠ                   |                      | 1   |                     |                       |
|                            | 英語コミュニケーションⅡ                   |                      | 1   |                     |                       |
|                            | Global Communication (English) |                      | 2   |                     |                       |
|                            | 資格英語 (ESP)                     |                      | 1   |                     |                       |
|                            | 中国語                            |                      | 1   |                     |                       |
|                            | 韓国語                            |                      | 1   |                     |                       |
|                            | 日本語初級                          |                      | 1   |                     |                       |
|                            | 日本語中級                          |                      | 1   |                     |                       |
| 日本語上級                      |                                | 1                    |     |                     |                       |
| 語学研修                       |                                | 1                    |     |                     |                       |
| ICT の理解                    | 情報処理入門                         | 1                    |     |                     |                       |
|                            | 情報処理基礎                         | 1                    |     |                     |                       |
| 計                          |                                | 10                   | 67  | 選択科目より<br>12 単位以上修得 |                       |

※日本語初級、日本語中級及び日本語上級は、留学生対象科目とする。



| 学 科 目                                |                            | 授 業 科 目               |                | 単位数 |    | 備 考 |   |
|--------------------------------------|----------------------------|-----------------------|----------------|-----|----|-----|---|
|                                      |                            |                       |                | 必修  | 選択 |     |   |
| 専<br>門<br>学<br>科<br>教<br>育<br>科<br>目 | 学部基幹科目                     |                       | 健康栄養学概論        |     | 2  |     |   |
|                                      | 学科基幹科目                     |                       | 健康栄養学セミナーⅠ     |     | 1  |     |   |
|                                      |                            |                       | 健康栄養学セミナーⅡ     |     | 1  |     |   |
|                                      | 専<br>門<br>基<br>礎<br>分<br>野 | 社会・健康<br>と環境          | ○☆◇公衆衛生学Ⅰ      |     | 2  |     | (履修方法)<br>専門教育科目の選択科目については、65単位以上修得すること。<br><br>そのうち、10単位までは他学部他学科の専門教育科目を修得することができる。<br><br>(凡例)<br>○科目は、栄養士免許取得に係る科目を示す。<br><br>☆科目は、管理栄養士国家試験受験資格取得に係る科目を示す。なお、「臨地実習Ⅲ」、「臨地実習Ⅳ」については、何れか1単位修得すること。<br><br>◇科目は、食品衛生監視員および食品衛生管理者任用資格取得に係る科目を示す。なお、自由選択科目より「化学」2単位及び「食品衛生学実験」1単位を修得すること。 |
|                                      |                            |                       | ○☆◇公衆衛生学Ⅱ      |     |    | 2   |   |
|                                      |                            |                       | ☆◇公衆衛生学Ⅲ       |     |    | 2   |   |
|                                      |                            |                       | ○☆◇公衆衛生学実習     |     |    | 1   |   |
|                                      |                            | 人体の構造と機能及び<br>疾病の成り立ち | ○☆◇解剖生理学       |     | 2  |     |   |
|                                      |                            |                       | ○☆◇解剖生理学実習     |     |    | 1   |   |
|                                      |                            |                       | ☆ 生理学のための基礎薬理学 |     |    | 2   |   |
|                                      |                            |                       | ○☆◇生化学         |     | 2  |     |   |
|                                      |                            |                       | ○☆◇生化学実験       |     |    | 1   |   |
|                                      |                            |                       | ☆◇病態生化学        |     |    | 2   |   |
|                                      | ○☆◇疾病論Ⅰ                    |                       | 2              |     |    |     |   |
| ☆◇疾病論Ⅱ                               |                            |                       | 2              |     |    |     |   |
| ○☆◇栄養内科学                             |                            | 2                     |                |     |    |     |   |
| ☆ 基礎臨床実習                             |                            |                       | 1              |     |    |     |   |
| 食<br>べ<br>物<br>と<br>健<br>康           | ○☆◇食品学                     |                       | 2              |     |    |     |   |
|                                      | ○☆◇食品学実験                   |                       |                | 1   |    |     |   |
|                                      | ○☆◇食品加工学                   |                       |                | 2   |    |     |   |
|                                      | ○☆◇食品衛生学                   |                       |                | 2   |    |     |   |
|                                      | ☆ 調理学                      |                       | 2              |     |    |     |   |
|                                      | ○☆ 調理実習Ⅰ                   |                       |                | 1   |    |     |   |
|                                      | ○☆ 調理実習Ⅱ                   |                       |                | 1   |    |     |   |
|                                      | ☆ 調理実習Ⅲ                    |                       |                | 1   |    |     |   |
| 専<br>門<br>分<br>野                     | 栄養学<br>基礎                  | ○☆◇基礎栄養学              |                | 2   |    |     |   |
|                                      |                            | ○☆◇基礎栄養学実験            |                |     | 1  |     |   |
|                                      | 応用<br>栄養学                  | ○☆◇ライフステージ別栄養学        |                | 2   |    |     |   |
|                                      |                            | ☆ 食事摂取基準概論            |                |     | 2  |     |   |
|                                      |                            | ☆ 栄養マネジメント概論          |                |     | 2  |     |   |
|                                      |                            | ○☆ 応用栄養学実習            |                |     | 1  |     |   |
|                                      | 栄養<br>教育論                  | ○☆ 栄養教育概論             |                | 2   |    |     |   |
|                                      |                            | ○☆ 栄養教育論Ⅰ             |                | 2   |    |     |   |
|                                      |                            | ☆ 栄養教育論Ⅱ              |                |     | 2  |     |   |
|                                      |                            | ○☆ 栄養教育論実習Ⅰ           |                |     | 1  |     |   |
| ○☆ 栄養教育論実習Ⅱ                          |                            |                       | 1              |     |    |     |   |

| 学 科 目                                |                  | 授 業 科 目   |            | 単位数 |     | 備 考   |  |
|--------------------------------------|------------------|-----------|------------|-----|-----|---|--|
|                                      |                  |           |            | 必修  | 選択  |   |  |
| 専<br>門<br>学<br>科<br>教<br>育<br>科<br>目 | 専<br>門<br>分<br>野 | 臨床栄養学     | ○☆◇臨床栄養学概論 | 2   |     | (履修方法)<br>専門教育科目の選択科目については、65単位以上修得すること。<br><br>そのうち、10単位までは他学部他学科の専門教育科目を修得することができる。<br><br>(凡例)<br>○科目は、栄養士免許取得に係る科目を示す。<br><br>☆科目は、管理栄養士国家試験受験資格取得に係る科目を示す。なお、「臨地実習Ⅲ」、「臨地実習Ⅳ」については、何れか1単位修得すること。<br><br>◇科目は、食品衛生監視員および食品衛生管理者任用資格取得に係る科目を示す。なお、自由選択科目より「化学」2単位及び「食品衛生学実験」1単位を修得すること。 |  |
|                                      |                  |           | ☆ 臨床栄養学    |     | 2   |   |  |
|                                      |                  |           | ○☆ 臨床栄養学実習 |     | 1   |   |  |
|                                      |                  |           | ○☆ 栄養療法論   | 2   |     |   |  |
|                                      |                  |           | ○☆ 栄養療法論実習 |     | 1   |   |  |
|                                      | ☆ 臨床栄養管理学        |           | 2          |     |     |   |  |
|                                      | 公衆栄養学            | ○☆◇公衆栄養学Ⅰ | 2          |     |     |   |  |
|                                      | ☆ 公衆栄養学Ⅱ         |           | 2          |     |     |   |  |
|                                      | ☆ 公衆栄養学実習        |           | 1          |     |     |   |  |
|                                      | 給食経営管理論          | ○☆ 給食計画論  | 2          |     |     |   |  |
| ○☆ 給食経営管理論                           |                  | 2         |            |     |     |   |  |
| ○☆ 給食経営管理実習                          |                  | 1         |            |     |     |   |  |
| 総合演習                                 | 栄養総合演習Ⅰ          |           | 1          |     |     |   |  |
| ☆ 栄養総合演習Ⅱ                            |                  |           | 1          |     |     |   |  |
| ☆ 栄養総合演習Ⅲ                            |                  |           | 1          |     |     |   |  |
| 臨地実習                                 | ○☆ 臨地実習Ⅰ (給食管理)  |           | 1          |     |     |   |  |
| ☆ 臨地実習Ⅱ (臨床栄養)                       |                  |           | 2          |     |     |   |  |
| ☆ 臨地実習Ⅲ (公衆栄養)                       |                  |           | 1          |     |     |   |  |
| ☆ 臨地実習Ⅳ (臨床栄養)                       |                  |           | 1          |     |     |   |  |
| 卒業研究                                 | 卒業研究ゼミナールⅠ       | 1         |            |     |     |   |  |
| 卒業研究ゼミナールⅡ                           |                  | 2         |            |     |     |   |  |
| 卒業演習                                 |                  |           | 2          |     |     |   |  |
| 卒業研究                                 |                  |           | 2          |     |     |   |  |
| 自由選択科目                               | ◇化学              |           | 2          |     |     |   |  |
| ◇食品衛生学実験                             |                  |           | 1          |     |     |   |  |
| 福祉栄養学                                |                  |           | 2          |     |     |   |  |
| 福祉栄養学実習                              |                  |           | 1          |     |     |   |  |
| 運動指導論                                |                  |           | 2          |     |     |   |  |
| 健康栄養学演習Ⅰ                             |                  |           | 1          |     |     |   |  |
| 健康栄養学演習Ⅱ                             |                  |           | 1          |     |     |   |  |
| 食品機能学                                |                  |           | 2          |     |     |   |  |
| 微生物学                                 |                  |           | 2          |     |     |   |  |
| スポーツ栄養学                              |                  |           | 2          |     |     |   |  |
| 食品の創製ゼミナール                           |                  |           | 1          |     |     |   |  |
| ヘルスフード科学                             |                  |           | 2          |     |     |   |  |
| 地域の食産業                               |                  |           | 2          |     |     |   |  |
| 栄養教諭論                                |                  |           | 2          |     |     |   |  |
| 学校食育指導論                              |                  |           | 2          |     |     |   |  |
| 計                                    |                  |           |            | 37  | 83  | 選択科目より<br>65単位以上修得  |  |
| 合 計                                  |                  |           |            | 47  | 150 | 選択科目より<br>77単位以上修得  |  |

別表2 社会福祉学科の卒業に係わる授業科目及び単位数（第7条第2項関係）

| 学 科 目                      |                                | 授 業 科 目              | 単位数 |   | 備 考                   |
|----------------------------|--------------------------------|----------------------|-----|---|-----------------------|
|                            |                                |                      | 必修  | 選択  |                       |
| 共<br>通<br>教<br>育<br>科<br>目 | キャリア形成                         | あすなろうⅠ基礎(初年次教育舎)     | 2   |   | 2 単位以上<br>(内 2 単位必修)  |
|                            |                                | あすなろうⅡ応用(地域課題)       |     | 2   |                       |
|                            |                                | あすなろうⅢ地域協働(インターンシップ) |     | 2   |                       |
|                            | 地域連携・<br>学部間連携基礎               | 生活支援                 |     | 2   | 10 単位以上<br>(内 2 単位必修) |
|                            |                                | 地域連携                 |     | 2   |                       |
|                            | 人間と文化                          | 心理学入門                |     | 2   |                       |
|                            |                                | 現代社会と倫理              |     | 2   |                       |
|                            |                                | ○人間論と現代思想            |     | 2   |                       |
|                            |                                | 文学と言語                |     | 2   |                       |
|                            |                                | 生涯学習論                |     | 2   |                       |
| 肥前の歴史と文化                   |                                |                      | 2   |   |                       |
| 脳と認知科学                     |                                |                      | 2   |   |                       |
| 法学                         |                                |                      | 2   |   |                       |
| 日本国憲法                      |                                | 2                    |     |   |                       |
| くらしの科学                     | 多文化社会学                         |                      | 2   | ○印科目は、介護福祉<br>士国家試験の受験資格<br>取得に係る科目を示<br>す。 |                       |
|                            | くらしと経済                         |                      | 2   |   |                       |
|                            | ジェンダー論                         |                      | 2   |   |                       |
|                            | 生命のしくみ                         |                      | 2   |   |                       |
|                            | 生物と環境                          |                      | 2   |   |                       |
|                            | 身近な生活の化学                       |                      | 2   |   |                       |
|                            | 統計学の基礎                         |                      | 2   |   |                       |
|                            | 身近な世界の物理学                      |                      | 2   |   |                       |
|                            | 地球環境科学                         |                      | 2   |   |                       |
| 健康スポーツ                     | 健康運動科学                         |                      | 2   |   |                       |
|                            | フィットネス・スポーツ                    | 1                    |     |   |                       |
| ウエルネス・スポーツ                 |                                | 1                    |     |   |                       |
|                            |                                | 1                    |     |   |                       |
| 国際理解                       | グローバル化と異文化共生                   |                      | 2   | 2 単位以上                                      |                       |
|                            | 文化人類学                          |                      | 2   |   |                       |
|                            | 変わりゆく国際社会を生きる                  |                      | 2   |   |                       |
|                            | 日本事情 (Japanese & World Issues) |                      | 2   |   |                       |
| 外国語による<br>コミュニケーション<br>理解  | Basic English I                | 1                    |     | 6 単位以上<br>(内 4 単位必修)                        |                       |
|                            | Basic English II               | 1                    |     |   |                       |
|                            | Global English I               | 1                    |     |   |                       |
|                            | Global English II              | 1                    |     |   |                       |
|                            | Academic English I             |                      | 1   |   |                       |
|                            | Academic English II            |                      | 1   |   |                       |
|                            | 英語コミュニケーションⅠ                   |                      | 1   |   |                       |
|                            | 英語コミュニケーションⅡ                   |                      | 1   |   |                       |
|                            | Global Communication (English) |                      | 2   |   |                       |
|                            | 資格英語 (ESP)                     |                      | 1   |   |                       |
|                            | 中国語                            |                      | 1   |   |                       |
|                            | 韓国語                            |                      | 1   |   |                       |
|                            | 日本語初級                          |                      | 1   |   |                       |
|                            | 日本語中級                          |                      | 1   |   |                       |
| 日本語上級                      |                                | 1                    |     |   |                       |
| 語学研修                       |                                | 1                    |     |   |                       |
| ICT の理解                    | 情報処理入門                         | 1                    |     | ※日本語初級、日本語中<br>級及び日本語上級は、<br>留学生対象科目とする。    |                       |
|                            | 情報処理基礎                         | 1                    |     |   |                       |
| 計                          |                                |                      | 10  | 67  | 選択科目より<br>12 単位以上修得   |

学  
則

| 学 科 目  | 授 業 科 目          | 単位数              |    | 備 考 |
|--|------------------|------------------|----|-----|
|  |                  | 必修               | 選択 |     |
| 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目                               | 学部基幹科目           | 健康福祉概論           | 2  |     |
|  | 学科基幹科目           | ☆◇○社会福祉原論Ⅰ       | 2  |     |
|  |                  | ☆◇ 社会福祉原論Ⅱ       | 2  |     |
|  | ゼミナール            | 発展ゼミナールⅠ         | 2  |     |
|  |                  | 発展ゼミナールⅡ         | 2  |     |
|  |                  | 発展ゼミナールⅢ(含卒業研究)  | 4  |     |
|  | 人<br>と<br>社<br>会 | ☆◇○人体の構造と機能及び疾病Ⅰ |    | 2   |
|  |                  | ☆◇○人体の構造と機能及び疾病Ⅱ |    | 2   |
|  |                  | ☆◇○心理学Ⅰ          |    | 2   |
|  |                  | ☆◇○心理学Ⅱ          |    | 2   |
|  |                  | ○生涯発達心理学         |    | 2   |
|  |                  | ☆◇ 社会理論と社会システム   |    | 2   |
|  | ☆ 社会調査の基礎        |                  | 2  |     |
|  | 地<br>域<br>福<br>祉 | ☆◇ 地域福祉の理論と方法Ⅰ   |    | 2   |
|  |                  | ☆◇ 地域福祉の理論と方法Ⅱ   |    | 2   |
| ☆◇ 福祉行財政論  |                  |                  | 1  |     |
| ☆◇ 福祉計画論   |                  |                  | 1  |     |
| ☆ ○福祉サービスの組織と経営  |                  |                  | 2  |     |
| 福<br>祉<br>サ<br>ー<br>ビ<br>ス<br>に<br>関<br>す<br>る<br>知<br>識 | ☆◇○社会保障論Ⅰ        |                  | 2  |     |
|  | ☆◇ 社会保障論Ⅱ        |                  | 2  |     |
|  | ☆ ○高齢者福祉論        |                  | 2  |     |
|  | ☆ ○介護論           |                  | 2  |     |
|  | ☆◇○障害者福祉論        |                  | 2  |     |
|  | ☆ 児童・家庭福祉論       |                  | 2  |     |
|  | ☆◇ 公的扶助論         |                  | 2  |     |
|  | ☆◇○保健医療サービス      |                  | 2  |     |
|  | ☆ 就労支援サービス       |                  | 1  |     |
|  | ☆◇○権利擁護と成年後見制度   |                  | 2  |     |
| ☆ 更生保護制度   |                  | 1                |    |     |
| 相<br>談<br>援<br>助<br>の<br>理<br>論<br>と<br>方<br>法           | ☆◇ 相談援助の基盤と専門職Ⅰ  |                  | 2  |     |
|  | ☆◇ 相談援助の基盤と専門職Ⅱ  |                  | 2  |     |
|  | ☆ ○相談援助の理論と方法Ⅰ   |                  | 2  |     |
|  | ☆ 相談援助の理論と方法Ⅱ    |                  | 2  |     |
|  | ☆ 相談援助の理論と方法Ⅲ    |                  | 2  |     |
|  | ☆ 相談援助の理論と方法Ⅳ    |                  | 2  |     |
|  | ☆◇ 相談援助演習Ⅰ       |                  | 1  |     |
|  | ☆◇○相談援助演習Ⅱ       |                  | 1  |     |
|  | ☆◇○相談援助演習Ⅲ       |                  | 1  |     |
|  | ☆◇ 相談援助演習Ⅳ       |                  | 1  |     |
|  | ☆◇ 相談援助演習Ⅴ       |                  | 1  |     |
|  | ☆ 社会福祉援助技術実習指導Ⅰ  |                  | 2  |     |

(凡例)  
☆印科目は、社会福祉士国家試験の受験資格取得に係る科目を示す。

◇印科目は、精神保健福祉士国家試験の受験資格取得に係る科目を示す。

○印科目は、介護福祉士国家試験の受験資格取得に係る科目を示す。

(履修方法)  
選択科目の中から88単位以上選択必修すること。

そのうち、10単位までは他学部他学科の専門教育科目を修得することができる。

| 学 科 目                      |                                     | 授 業 科 目              | 単位数 |    | 備 考   |
|----------------------------|-------------------------------------|----------------------|-----|----|---|
|                            |                                     |                      | 必修  | 選択 |   |
| 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目 | 相談援助の<br>理論と方法                      | ☆ 社会福祉援助技術実習指導Ⅱ      |     | 2  | (凡例)<br>☆印科目は、社会福祉士国家試験の受験資格取得に係る科目を示す。<br><br>◇印科目は、精神保健福祉士国家試験の受験資格取得に係る科目を示す。<br><br>○印科目は、介護福祉士国家試験の受験資格取得に係る科目を示す。<br><br>(履修方法)<br>選択科目の中から88単位以上選択必修すること。<br><br>そのうち、10単位までは他学部他学科の専門教育科目を修得することができる。 |
|                            |                                     | ☆ 社会福祉援助技術実習指導Ⅲ      |     | 2  |   |
|                            |                                     | ☆◇ 社会福祉援助技術実習        |     | 4  |   |
|                            | ソーシャル<br>ワ<br>ー<br>ク<br>の<br>展<br>開 | ソーシャルワーク特講           |     | 2  |   |
|                            |                                     | 高齢者ソーシャルワーク          |     | 2  |   |
|                            |                                     | 多文化ソーシャルワーク          |     | 2  |   |
|                            |                                     | 福祉マネジメント論            |     | 2  |   |
|                            |                                     | 医療ソーシャルワーク           |     | 2  |   |
|                            | 専門実習<br>・<br>演 習                    | 専門実習（福祉分野）           |     | 2  |   |
|                            |                                     | 専門実習（企業・団体）          |     | 2  |   |
|                            |                                     | 専門演習（福祉分野）           |     | 1  |   |
|                            |                                     | 専門演習（企業・団体）          |     | 1  |   |
|                            | 精神保健<br>福 祉                         | ◇ 精神疾患とその治療Ⅰ         |     | 2  |   |
|                            |                                     | ◇ 精神疾患とその治療Ⅱ         |     | 2  |   |
|                            |                                     | ◇ 精神保健学Ⅰ             |     | 2  |   |
|                            |                                     | ◇ 精神保健学Ⅱ             |     | 2  |   |
|                            |                                     | ◇ 精神保健福祉相談援助の基盤（専門）  |     | 2  |   |
|                            |                                     | ◇ 精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ |     | 2  |   |
|                            |                                     | ◇ 精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ |     | 2  |   |
|                            |                                     | ◇ 精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅲ |     | 2  |   |
| ◇ 精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅳ       |                                     |                      | 2   |    |   |
| ◇ 精神保健福祉論Ⅰ                 |                                     |                      | 2   |    |   |
| ◇ 精神保健福祉論Ⅱ                 |                                     |                      | 2   |    |   |
| ◇ 精神障害者の生活支援システム           |                                     |                      | 2   |    |   |
| ◇ 精神保健福祉援助演習（専門）Ⅰ          |                                     |                      | 1   |    |   |
| ◇ 精神保健福祉援助演習（専門）Ⅱ          |                                     |                      | 1   |    |   |
| ◇ 精神保健福祉援助実習指導Ⅰ            |                                     | 2                    |     |    |   |
| ◇ 精神保健福祉援助実習指導Ⅱ            |                                     | 2                    |     |    |   |
| ◇ 精神保健福祉援助実習指導Ⅲ            |                                     | 2                    |     |    |   |
| ◇ 精神保健福祉援助実習               |                                     | 5                    |     |    |   |
| 介護の対象<br>の 理 解             | ○認知症の理解Ⅰ                            |                      | 2   |    |   |
|                            | ○認知症の理解Ⅱ                            |                      | 2   |    |   |
|                            | ○こころとからだのしくみ                        |                      | 2   |    |   |
|                            | ○障害の理解                              |                      | 2   |    |   |
| 介護の基本                      | ○介護概論Ⅰ                              |                      | 2   |    |   |
|                            | ○介護概論Ⅱ                              |                      | 2   |    |   |
|                            | ○自立支援論                              |                      | 2   |    |   |
|                            | ○介護サービス利用者論                         |                      | 2   |    |   |
|                            | ○介護サービス論Ⅰ                           |                      | 2   |    |   |
|                            | ○介護サービス論Ⅱ                           |                      | 2   |    |   |

| 学 科 目         |       | 授 業 科 目     | 単位数                |       | 備 考         |   |  |   |
|---------------|-------|-------------|--------------------|-------|-------------|---|--|---|
|               |       |             | 必修                 | 選択    |             |   |  |   |
| 専 門 教 育 科 目   | 科 科 目 | 生活支援技術      | ○生活支援技術入門          |       | 1           | (凡例)<br>☆印科目は、社会福祉士国家試験の受験資格取得に係る科目を示す。<br>◇印科目は、精神保健福祉士国家試験の受験資格取得に係る科目を示す。<br>○印科目は、介護福祉士国家試験の受験資格取得に係る科目を示す。<br>(履修方法)<br>選択科目の中から88単位以上選択必修すること。<br>そのうち、10単位までは他学部他学科の専門教育科目を修得することができる。 |  |   |
|               |       |             | ○生活環境支援技術          |       | 1           |   |  |   |
|               |       |             | ○基礎生活支援技術Ⅰ         |       | 1           |   |  |   |
|               |       |             | ○基礎生活支援技術Ⅱ         |       | 1           |   |  |   |
|               |       |             | ○応用生活支援技術Ⅰ(高齢者)    |       | 1           |   |  |   |
|               |       |             | ○応用生活支援技術Ⅱ(障害者)    |       | 1           |   |  |   |
|               |       |             | ○応用生活支援技術Ⅲ(医療ニーズ)  |       | 1           |   |  |   |
|               |       |             | ○応用生活支援技術Ⅳ(認知症)    |       | 1           |   |  |   |
|               |       |             | ○応用生活支援技術Ⅴ(ターミナル期) |       | 1           |   |  |   |
|               |       | ○家事生活支援技術   |                    | 1     |             |   |  |   |
| 専 門 教 育 科 目   | 科 科 目 | 介護の過程       | ○介護過程入門            |       | 1           |   |  |   |
|               |       |             | ○介護過程演習Ⅰ           |       | 1           |   |  |   |
| 専 門 教 育 科 目   | 科 科 目 | 介護演習・実習     | ○介護過程演習Ⅱ           |       | 1           |   |  |   |
|               |       |             | ○介護過程演習Ⅲ           |       | 1           |   |  |   |
|               |       |             | ○ケアマネジメント演習        |       | 1           |   |  |   |
|               |       |             | ○介護総合演習Ⅰ           |       | 1           |   |  |   |
|               |       |             | ○介護総合演習Ⅱ           |       | 1           |   |  |   |
|               |       |             | ○介護総合演習Ⅲ           |       | 1           |   |  |   |
|               |       |             | ○介護総合演習Ⅳ           |       | 1           |   |  |   |
|               |       |             | ○介護実習Ⅰ             |       | 2           |   |  |   |
|               |       |             | ○介護実習Ⅱ             |       | 2           |   |  |   |
|               |       |             | ○介護実習Ⅲ             |       | 1           |   |  |   |
| 専 門 教 育 科 目   | 科 科 目 | 医療的ケア       | ○介護実習Ⅳ             |       | 2           |   |  |   |
|               |       |             | ○介護実習Ⅴ             |       | 3           |   |  |   |
|               |       |             | ○医療的ケアⅠ            |       | 2           |   |  |   |
|               |       |             | ○医療的ケアⅡ            |       | 2           |   |  |   |
|               |       |             | ○医療的ケア演習           |       | 1           |   |  |   |
|               |       |             | 専 門 教 育 科 目        | 科 科 目 | 教育と福祉に関わる科目 | 教育原論  |  | 2 |
|               |       |             |                    |       |             | 教育心理学   |  | 2 |
|               |       |             |                    |       |             | 教育制度論   |  | 2 |
|               |       |             |                    |       |             | 教育課程論   |  | 1 |
|               |       |             |                    |       |             | 福祉科教育法Ⅰ   |  | 2 |
| 福祉科教育法Ⅱ       |       | 2           |                    |       |             |   |  |   |
| ファミリーソーシャルワーク |       | 2           |                    |       |             |   |  |   |
| スクールソーシャルワーク  |       | 2           |                    |       |             |   |  |   |
| 専 門 教 育 科 目   | 科 科 目 | グローバルに関わる科目 |                    |       |             | 地域社会組織論   |  | 2 |
|               |       |             |                    |       |             | 地域再生・創生論  |  | 2 |
|               |       |             | 社会福祉外書講読           |       | 2           |   |  |   |
|               |       |             | 健康福祉情報処理           |       | 2           |   |  |   |
|               |       |             | 健康福祉統計法            |       | 2           |   |  |   |
|               |       |             | 健康福祉海外演習           |       | 1           |   |  |   |
|               |       |             | 健康福祉海外実習           |       | 2           |   |  |   |

| 学 科 目                      |                            | 授 業 科 目            | 単位数          |     | 備 考                 |   |
|----------------------------|----------------------------|--------------------|--------------|-----|---------------------|---|
|                            |                            |                    | 必修           | 選択  |                     |   |
| 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目 | 学<br>科<br>専<br>門<br>科<br>目 | 福 祉 に<br>関 わ る 方 策 | 健康管理学        |     | 2                   | (凡例)<br>☆印科目は、社会福祉士国家試験の受験資格取得に係る科目を示す。<br><br>◇印科目は、精神保健福祉士国家試験の受験資格取得に係る科目を示す。<br><br>○印科目は、介護福祉士国家試験の受験資格取得に係る科目を示す。<br><br>(履修方法)<br>選択科目の中から88単位以上選択必修すること。<br><br>そのうち、10単位までは他学部他学科の専門教育科目を修得することができる。 |
|                            |                            |                    | レクリエーション支援論  |     | 2                   |   |
|                            |                            |                    | レクリエーション支援演習 |     | 2                   |   |
|                            |                            |                    | 高齢者の健康と運動    |     | 2                   |   |
|                            |                            |                    | リハビリテーション論   |     | 2                   |   |
|                            |                            |                    | アダプテッド・スポーツ論 |     | 2                   |   |
|                            |                            |                    | ユニバーサルデザイン概論 |     | 2                   |   |
|                            |                            |                    | 人権論          |     | 2                   |   |
|                            |                            |                    | 死生学          |     | 2                   |   |
|                            |                            |                    | 介護技術         |     | 1                   |   |
|                            |                            |                    | 社会政策         |     | 2                   |   |
|                            |                            |                    | 社会問題         |     | 2                   |   |
|                            |                            |                    | 司法福祉論        |     | 2                   |   |
|                            |                            |                    | 社会福祉特講Ⅰ      |     | 2                   |   |
|                            |                            |                    | 社会福祉特講Ⅱ      |     | 2                   |   |
|                            |                            |                    | 公衆衛生学        |     | 2                   |   |
|                            |                            |                    | 救急処置         |     | 2                   |   |
| 家政学概論                      |                            | 2                  |              |     |                     |   |
| 健康栄養学概論                    |                            | 2                  |              |     |                     |   |
| 計                          |                            |                    | 14           | 241 | 選択科目より<br>88単位以上修得  |   |
| 合 計                        |                            |                    | 24           | 308 | 選択科目より<br>100単位以上修得 |   |

別表3 スポーツ健康福祉学科の卒業に係わる授業科目及び単位数（第7条第2項関係）

| 学 科 目                      | 授 業 科 目                        | 単位数                  |    | 備 考                |   |
|----------------------------|--------------------------------|----------------------|----|--------------------|---|
|                            |                                | 必修                   | 選択 |                    |   |
| 共<br>通<br>教<br>育<br>科<br>目 | キャリア形成                         | あすなろうⅠ基礎(初年次教育含)     | 2  |                    |   |
|                            |                                | あすなろうⅡ応用(地域課題)       |    | 2                  |   |
|                            |                                | あすなろうⅢ地域協働(インターンシップ) |    | 2                  |   |
|                            | 地域連携・<br>学部間連携基礎               | 生活支援                 |    |                    | 2 |
|                            |                                | 地域連携                 |    |                    | 2 |
|                            | 人間と文化                          | 心理学入門                |    |                    | 2 |
|                            |                                | 現代社会と倫理              |    |                    | 2 |
|                            |                                | 人間論と現代思想             |    |                    | 2 |
|                            |                                | 文学と言語                |    |                    | 2 |
|                            |                                | 生涯学習論                |    |                    | 2 |
|                            |                                | 肥前の歴史と文化             |    |                    | 2 |
|                            |                                | 脳と認知科学               |    |                    | 2 |
|                            |                                | 法学                   |    |                    | 2 |
|                            | 日本国憲法                          |                      |    | 2                  |   |
|                            | くらしの科学                         | 多文化社会学               |    |                    | 2 |
|                            |                                | くらしと経済               |    |                    | 2 |
| ジェンダー論                     |                                |                      |    | 2                  |   |
| 生命のしくみ                     |                                |                      |    | 2                  |   |
| 生物と環境                      |                                |                      |    | 2                  |   |
| 身近な生活の化学                   |                                |                      |    | 2                  |   |
| 統計学の基礎                     |                                |                      |    | 2                  |   |
| 身近な世界の物理学                  |                                |                      |    | 2                  |   |
| 地球環境科学                     |                                |                      | 2  |                    |   |
| 健康スポーツ                     | 健康運動科学                         |                      |    | 2                  |   |
|                            | フィットネス・スポーツ                    | 1                    |    |                    |   |
| 国際理解                       | ウェルネス・スポーツ                     | 1                    |    |                    |   |
|                            | グローバル化と異文化共生                   |                      |    | 2                  |   |
| 外国語による<br>コミュニケーション<br>理解  | 文化人類学                          |                      |    | 2                  |   |
|                            | 変わりゆく国際社会を生きる                  |                      |    | 2                  |   |
|                            | 日本事情 (Japanese & World Issues) |                      |    | 2                  |   |
|                            | Basic English I                | 1                    |    |                    |   |
| 外国語による<br>コミュニケーション<br>理解  | Basic English II               | 1                    |    |                    |   |
|                            | Global English I               | 1                    |    |                    |   |
|                            | Global English II              | 1                    |    |                    |   |
|                            | Academic English I             |                      |    | 1                  |   |
|                            | Academic English II            |                      |    | 1                  |   |
|                            | 英語コミュニケーションⅠ                   |                      |    | 1                  |   |
|                            | 英語コミュニケーションⅡ                   |                      |    | 1                  |   |
|                            | Global Communication (English) |                      |    | 2                  |   |
|                            | 資格英語 (ESP)                     |                      |    | 1                  |   |
|                            | 中国語                            |                      |    | 1                  |   |
|                            | 韓国語                            |                      |    | 1                  |   |
|                            | 日本語初級                          |                      |    | 1                  |   |
|                            | 日本語中級                          |                      |    | 1                  |   |
|                            | 日本語上級                          |                      |    | 1                  |   |
| 語学研修                       |                                |                      | 1  |                    |   |
| ICTの理解                     | 情報処理入門                         | 1                    |    |                    |   |
|                            | 情報処理基礎                         | 1                    |    |                    |   |
| 計                          |                                | 10                   | 67 | 20単位以上<br>(内8単位必修) |   |

※日本語初級、日本語中級及び日本語上級は、留学生対象科目とする。



| 学 科 目  |  | 授 業 科 目   | 単位数                             |    | 備 考   |        |
|--|--|---|---------------------------------|----|---|--------|
|  |  |   | 必修                              | 選択 |   |        |
| 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目                     | 学部基幹科目   | 健康福祉概論  | 2                               |    | (履修方法)<br>選選択科目の中から<br>90単位以上選択必修<br>すること。<br><br>そのうち、10単位ま<br>では他学部他学科の専<br>門教育科目を修得する<br>ことができる。<br><br>ただし、「社会福祉に<br>関する科目群」及び<br>「健康スポーツに関す<br>る科目群」よりそれぞ<br>れ10単位以上選択必<br>修すること |        |
|  |  | 学科基幹科目  | 地域スポーツ支援論                       | 2  |   |        |
|  |  | スポーツ文化論   | 2                               |    |   |        |
|  | ゼミナール  | スポーツ健康福祉学演習Ⅰ  | 2                               |    |   |        |
|  |  | スポーツ健康福祉学演習Ⅱ(含卒業研究)                                   | 4                               |    |   |        |
|  | 社<br>会<br>福<br>祉<br>に<br>関<br>す<br>る<br>科<br>目 | 人・社会<br>・生活   | 人体の構造と機能及び疾病Ⅰ                   |    |   | 2      |
|  |  |   | 人体の構造と機能及び疾病Ⅱ                   |    |   | 2      |
|  |  |   | 心理学Ⅰ                            |    |   | 2      |
|  |  |   | 心理学Ⅱ                            |    |   | 2      |
|  |  |   | 生涯発達心理学                         |    |   | 2      |
|  |  |   | 社会理論と社会システム                     |    |   | 2      |
|  |  |   | 社会調査の基礎                         |    |   | 2      |
|  |  | 地域福祉  | 地域福祉の理論と方法Ⅰ                     |    |   | 2      |
|  |  |   | 地域福祉の理論と方法Ⅱ                     |    |   | 2      |
|  |  |   | 福祉サービスの組織と経営<br>福祉計画論<br>福祉行財政論 |    |   | 1<br>1 |
|  | 福<br>祉<br>に<br>関<br>す<br>る<br>科<br>目           | 福 祉<br>サ<br>ー<br>ビ<br>ス<br>に<br>関<br>す<br>る<br>知<br>識 | 社会福祉原論Ⅰ                         |    |   | 2      |
| 社会福祉原論Ⅱ  |  |   |                                 | 2  |   |        |
| 社会保障論Ⅰ   |  |   |                                 | 2  |   |        |
| 社会保障論Ⅱ   |  |   |                                 | 2  |   |        |
| 高齢者福祉論   |  |   |                                 | 2  |   |        |
| 介護論  |  |   |                                 | 2  |   |        |
| 障害者福祉論   |  |   |                                 | 2  |   |        |
| 障害の理解  |  |   |                                 | 2  |   |        |
| 児童・家庭福祉論                                       |  |   |                                 | 2  |   |        |
| 公的扶助論  |  |   |                                 | 2  |   |        |
| 保健医療サービス                                       |  |   |                                 | 2  |   |        |
| 就労支援サービス                                       |  |   |                                 | 1  |   |        |
| 権利擁護と成年後見制度                                    |  |   |                                 | 2  |   |        |
| 更生保護制度   |  | 1   |                                 |    |   |        |
| 相<br>談<br>援<br>助<br>の<br>理<br>論<br>と<br>方<br>法 | 相談援助の基盤と専門職Ⅰ                                   |   | 2                               |    |   |        |
|  | 相談援助の基盤と専門職Ⅱ                                   |   | 2                               |    |   |        |
|  | 相談援助の理論と方法Ⅰ                                    |   | 2                               |    |   |        |
|  | 相談援助の理論と方法Ⅱ                                    |   | 2                               |    |   |        |
|  | 相談援助の理論と方法Ⅲ                                    |   | 2                               |    |   |        |
|  | 相談援助の理論と方法Ⅳ                                    |   | 2                               |    |   |        |
| 相<br>談<br>援<br>助<br>の<br>演<br>習<br>・<br>実<br>習 | 相談援助演習Ⅰ  |   | 1                               |    |   |        |
|  | 相談援助演習Ⅱ  |   | 1                               |    |   |        |
|  | 相談援助演習Ⅲ  |   | 1                               |    |   |        |
|  | 相談援助演習Ⅳ  |   | 1                               |    |   |        |
|  | 相談援助演習Ⅴ  |   | 1                               |    |   |        |
|  | 社会福祉援助技術実習指導Ⅰ                                  |   | 2                               |    |   |        |

| 学 科 目   |  |  | 授 業 科 目          | 単位数           |    | 備 考   |
|---|--|--|------------------|---------------|----|---|
|   |  |  |                  | 必修            | 選択 |   |
| 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目                          | 社<br>会<br>福<br>祉<br>に<br>関<br>す<br>る<br>科<br>目           | 相<br>談<br>援<br>助<br>の<br>演<br>習<br>・<br>実<br>習 | 社会福祉援助技術実習指導Ⅱ    |               | 2  | (履修方法)<br>選択科目の中から90<br>単位以上選択必修する<br>こと。<br><br>そのうち、10単位ま<br>では他学部他学科の専<br>門教育科目を修得する<br>ことができる。<br><br>ただし、「社会福祉に<br>関する科目群」及び<br>「健康スポーツに関する<br>科目群」よりそれぞ<br>れ10単位以上選択必<br>修すること<br><br>小児保健を含む |
|   |  |  | 社会福祉援助技術実習指導Ⅲ    |               | 2  |   |
|   |  |  | 社会福祉援助技術実習       |               | 4  |   |
|   |  | 支<br>援<br>・<br>情<br>報                          | ユニバーサルデザイン概論     |               | 2  |   |
|   |  |  | ユニバーサルデザイン各論     |               | 2  |   |
|   |  |  | 健康生活と福祉技術        |               | 2  |   |
|   | 健康福祉情報処理   |  |                  | 2             |    |   |
|   | 健康福祉統計法  |  |                  | 2             |    |   |
|   | 健<br>康<br>ス<br>ポ<br>ー<br>ツ<br>に<br>関<br>す<br>る<br>科<br>目 |  | 基<br>礎<br>科<br>目 | 運動学（運動方法学を含む） |    |   |
|   |  | 生理学（運動生理学を含む）                                  |                  |               | 2  |   |
|   |  | 機能解剖学  |                  |               | 2  |   |
|   |  | バイオメカニクス                                       |                  |               | 2  |   |
|   |  | コーチング学   |                  |               | 2  |   |
|   |  | スポーツ心理学  |                  |               | 2  |   |
|   |  | メンタルマネジメント                                     |                  |               | 2  |   |
|   |  | スポーツ社会学  |                  |               | 2  |   |
|   |  | スポーツマネジメント論                                    |                  |               | 2  |   |
|   |  | スポーツ行政学  |                  |               | 2  |   |
|   |  | スポーツ栄養学  |                  |               | 2  |   |
|   |  | 生涯スポーツ論  |                  |               | 2  |   |
|   |  | 健康管理学  |                  |               | 2  |   |
|   |  | 衛生学（公衆衛生学を含む）                                  |                  |               | 2  |   |
|   |  | スポーツ医学   |                  |               | 2  |   |
|   |  | トレーニング論  |                  |               | 2  |   |
|   |  | コンディショニング演習                                    |                  |               | 2  |   |
|   | 救急処置（学校安全を含む）  |  | 2                |               |    |   |
|   | 精神保健学Ⅰ   |  | 2                |               |    |   |
| 精神保健学Ⅱ  |  | 2  |                  |               |    |   |
| 学校保健  |  | 2  |                  |               |    |   |
| 運動・スポーツ指導法演習  |  | 2  |                  |               |    |   |
| 運<br>動<br>方<br>法<br>学<br>に<br>関<br>す<br>る<br>科<br>目 | 運<br>動<br>方<br>法<br>学<br>演<br>習<br>演<br>習<br>科<br>目      | 運動方法学演習1（体づくり）                                 |                  | 1             |    |   |
|   |  | 運動方法学演習2（器械運動）                                 |                  | 1             |    |   |
|   |  | 運動方法学演習3（陸上）                                   |                  | 1             |    |   |
|   |  | 運動方法学演習4（水泳）                                   |                  | 1             |    |   |
|   |  | 運動方法学演習5（バスケットボール）                             |                  | 1             |    |   |
|   |  | 運動方法学演習6（サッカー）                                 |                  | 1             |    |   |
|   |  | 運動方法学演習7（柔道）                                   |                  | 1             |    |   |
|   |  | 運動方法学演習8（剣道）                                   |                  | 1             |    |   |
|   |  | 運動方法学演習9（ダンス）                                  |                  | 1             |    |   |
|   |  | 運動方法学演習10（健康体力づくり）                             |                  | 1             |    |   |
|   |  | 運動方法学演習11（アダプテッド・スポーツ）                         |                  | 1             |    |   |
|   |  | 運動方法学演習12（キャンプ）                                |                  | 1             |    |   |
|   |  | 運動方法学演習13（スキー）                                 |                  | 1             |    |   |

| 学 科 目                      |                            |                     | 授 業 科 目             | 単位数 |     | 備 考  |
|----------------------------|----------------------------|---------------------|---------------------|-----|-----|--|
|                            |                            |                     |                     | 必修  | 選択  |  |
| 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目 | 健康スポーツに関する科目               | 運動方法<br>関連科目        | 運動方法学演習 14 (バレーボール) |     | 1   | (履修方法)<br>選択科目の中から90<br>単位以上選択必修する<br>こと。<br><br>そのうち、10単位ま<br>では他学部他学科の専<br>門教育科目を修得する<br>ことができる。<br><br>ただし、「社会福祉に<br>関する科目群」及び<br>「健康スポーツに関す<br>る科目群」よりそれぞ<br>れ10単位以上選択必<br>修すること |
|                            |                            |                     | 運動方法学演習 15 (テニス)    |     | 1   |  |
|                            |                            |                     | 運動方法学演習 16 (ソフトボール) |     | 1   |  |
|                            |                            | 健康運動<br>支 援<br>関連科目 | 運動処方                |     | 2   |  |
|                            |                            |                     | 運動負荷試験              |     | 2   |  |
|                            |                            |                     | 測定評価                |     | 2   |  |
|                            |                            |                     | 健康体力づくり論            |     | 2   |  |
|                            |                            |                     | 健康産業施設等現場実習         |     | 2   |  |
|                            |                            |                     | 健康運動総合演習 I          |     | 2   |  |
|                            | 生 涯<br>スポーツ<br>支 援<br>関連科目 | 健康運動総合演習 II         |                     | 2   |     |  |
|                            |                            | 地域スポーツ実践演習 I        |                     | 2   |     |  |
|                            |                            | 地域スポーツ実践演習 II       |                     | 2   |     |  |
|                            |                            | レクリエーション支援論         |                     | 2   |     |  |
|                            |                            | レクリエーション支援演習        |                     | 2   |     |  |
|                            |                            | アダプテッド・スポーツ論        |                     | 2   |     |  |
|                            |                            | 発育発達とスポーツ           |                     | 2   |     |  |
|                            | 高齢者の健康と運動                  |                     | 2                   |     |     |  |
|                            | リハビリテーション論                 |                     | 2                   |     |     |  |
|                            | 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目 | キャリアデザイン<br>関連科目    | キャリアデザイン基礎演習        |     | 2   |  |
|                            |                            |                     | キャリアデザイン実践演習        |     | 4   |  |
|                            | 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目 | 教職課程<br>に関する<br>科 目 | 保健体育科教育法 I          |     | 2   |  |
|                            |                            |                     | 保健体育科教育法 II         |     | 2   |  |
| 保健体育科教育法 III               |                            |                     |                     | 2   |     |  |
| 保健体育科教育法 IV                |                            |                     |                     | 2   |     |  |
| 教育原論                       |                            |                     |                     | 2   |     |  |
| 教職論                        |                            |                     |                     | 2   |     |  |
| 教育制度論                      |                            |                     |                     | 2   |     |  |
| 教育心理学                      |                            |                     |                     | 2   |     |  |
| 特別の支援を要する児童・生徒の理解          |                            |                     |                     | 1   |     |  |
| 教育課程論                      |                            |                     |                     | 1   |     |  |
| 道徳教育指導論                    |                            |                     |                     | 2   |     |  |
| 総合的な学習の時間の指導法              |                            |                     |                     | 1   |     |  |
| 特別活動論                      |                            |                     |                     | 1   |     |  |
| 教育方法論                      |                            |                     |                     | 2   |     |  |
| 生徒指導論                      |                            |                     |                     | 2   |     |  |
| 教育相談                       |                            |                     |                     | 2   |     |  |
| 進路指導論                      |                            |                     |                     | 1   |     |  |
| 教育実習事前事後指導                 |                            |                     |                     | 1   |     |  |
| 教育実習                       |                            | 4                   |                     |     |     |  |
| 教職実践演習 (中・高)               |                            | 2                   |                     |     |     |  |
| 教育実習基礎演習                   |                            | 2                   |                     |     |     |  |
| 計                          |                            |                     |                     | 12  | 219 |  |
| 合 計                        |                            |                     |                     | 22  | 286 |  |

別表4 リハビリテーション学科理学療法学専攻の卒業に係わる授業科目及び単位数（第7条第2項関係）

| 学 科 目                      |                                | 授 業 科 目              | 単位数 |                    | 備 考                    |
|----------------------------|--------------------------------|----------------------|-----|--------------------|------------------------|
|                            |                                |                      | 必修  | 選択                 |                        |
| 共<br>通<br>教<br>育<br>科<br>目 | キャリア形成                         | あすなろうⅠ基礎(初年次教育含)     | 2   |                    | 22 単位以上<br>(内 14 単位必修) |
|                            |                                | あすなろうⅡ応用 (地域課題)      |     | 2                  |                        |
|                            |                                | あすなろうⅢ地域協働(インターンシップ) |     | 2                  |                        |
|                            | 地域連携・<br>学部間連携基礎               | 生活支援                 |     | 2                  |                        |
|                            |                                | 地域連携                 |     | 2                  |                        |
|                            | 人間と文化                          | 心理学入門                | 2   |                    |                        |
|                            |                                | 現代社会と倫理              | 2   |                    |                        |
|                            |                                | 人間論と現代思想             |     | 2                  |                        |
|                            |                                | 文学と言語                |     | 2                  |                        |
|                            |                                | 生涯学習論                |     | 2                  |                        |
|                            |                                | 肥前の歴史と文化             |     | 2                  |                        |
|                            |                                | 脳と認知科学               |     | 2                  |                        |
|                            |                                | 法学                   |     | 2                  |                        |
|                            |                                | 日本国憲法                |     | 2                  |                        |
| くらしの科学                     | 多文化社会学                         |                      | 2   |                    |                        |
|                            | くらしと経済                         |                      | 2   |                    |                        |
|                            | ジェンダー論                         |                      | 2   |                    |                        |
|                            | 生命のしくみ                         |                      | 2   |                    |                        |
|                            | 生物と環境                          |                      | 2   |                    |                        |
|                            | 身近な生活の化学                       |                      | 2   |                    |                        |
|                            | 統計学の基礎                         |                      | 2   |                    |                        |
|                            | 身近な世界の物理学                      |                      | 2   |                    |                        |
|                            | 地球環境科学                         |                      | 2   |                    |                        |
| 健康スポーツ                     | 健康運動科学                         | 2                    |     |                    |                        |
|                            | フィットネス・スポーツ                    | 1                    |     |                    |                        |
|                            | ウェルネス・スポーツ                     | 1                    |     |                    |                        |
| 国際理解                       | グローバル化と異文化共生                   |                      | 2   |                    |                        |
|                            | 文化人類学                          |                      | 2   |                    |                        |
|                            | 変わりゆく国際社会を生きる                  |                      | 2   |                    |                        |
|                            | 日本事情 (Japanese & World Issues) |                      | 2   |                    |                        |
| 外国語による<br>コミュニケーション<br>理解  | Basic English I                | 1                    |     |                    |                        |
|                            | Basic English II               | 1                    |     |                    |                        |
|                            | Global English I               | 1                    |     |                    |                        |
|                            | Global English II              | 1                    |     |                    |                        |
|                            | Academic English I             |                      | 1   |                    |                        |
|                            | Academic English II            |                      | 1   |                    |                        |
|                            | 英語コミュニケーションⅠ                   |                      | 1   |                    |                        |
|                            | 英語コミュニケーションⅡ                   |                      | 1   |                    |                        |
|                            | Global Communication (English) |                      | 2   |                    |                        |
|                            | 資格英語 (ESP)                     |                      | 1   |                    |                        |
|                            | 中国語                            |                      | 1   |                    |                        |
|                            | 韓国語                            |                      | 1   |                    |                        |
|                            | 日本語初級                          |                      | 1   |                    |                        |
|                            | 日本語中級                          |                      | 1   |                    |                        |
| 日本語上級                      |                                | 1                    |     |                    |                        |
| 語学研修                       |                                | 1                    |     |                    |                        |
| ICT の理解                    | 情報処理入門                         | 1                    |     |                    |                        |
|                            | 情報処理基礎                         | 1                    |     |                    |                        |
| 計                          |                                | 16                   | 61  | 選択科目より<br>8 単位以上修得 |                        |

※日本語初級、日本語中級及び日本語上級は、留学生対象科目とする。

| 学 科 目                      |                                 | 授 業 科 目                 | 単位数           |    | 備 考                 |                     |
|----------------------------|---------------------------------|-------------------------|---------------|----|---------------------|---------------------|
|                            |                                 |                         | 必修            | 選択 |                     |                     |
| 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目 | 専<br>門<br>基<br>礎                | 基本科目                    | 健康福祉概論        |    | 2                   | 選択科目より<br>2単位以上選択必修 |
|                            |                                 |                         | 栄養学           |    | 2                   |                     |
|                            |                                 |                         | 作業と生活         |    | 2                   |                     |
|                            |                                 |                         | リハビリテーションと心理学 | 2  |                     |                     |
|                            |                                 |                         | ケースワーク論       |    | 2                   |                     |
|                            |                                 |                         | 障害者福祉論        |    | 2                   |                     |
|                            |                                 |                         | レクリエーション論     |    | 2                   |                     |
|                            |                                 |                         | 現代の医療制度       |    | 2                   |                     |
|                            | 専<br>門<br>基<br>礎                | 人体の構造<br>と機能及び<br>心身の発達 | 解剖学Ⅰ          | 2  |                     |                     |
|                            |                                 |                         | 解剖学Ⅱ          | 2  |                     |                     |
|                            |                                 |                         | 体表解剖学実習       | 1  |                     |                     |
|                            |                                 |                         | 生理学           | 2  |                     |                     |
|                            |                                 |                         | 生理学演習         | 1  |                     |                     |
|                            |                                 |                         | 人間発達学         | 2  |                     |                     |
|                            |                                 |                         | 運動学Ⅰ          | 2  |                     |                     |
| 運動学Ⅱ                       |                                 |                         | 2             |    |                     |                     |
| 運動学実習                      |                                 |                         | 1             |    |                     |                     |
| 公衆衛生学                      |                                 |                         | 2             |    |                     |                     |
| 専<br>門<br>基<br>礎           | 疾病と障害<br>の成り立ち<br>及び回復<br>過程の促進 | 病理学                     | 2             |    | 選択科目より<br>2単位以上選択必修 |                     |
|                            |                                 | 内科学Ⅰ                    | 1             |    |                     |                     |
|                            |                                 | 内科学Ⅱ                    | 1             |    |                     |                     |
|                            |                                 | 老年医学                    |               | 2  |                     |                     |
|                            |                                 | 整形外科Ⅰ                   | 1             |    |                     |                     |
|                            |                                 | 整形外科Ⅱ                   | 1             |    |                     |                     |
|                            |                                 | 神経内科学Ⅰ                  | 1             |    |                     |                     |
|                            |                                 | 神経内科学Ⅱ                  | 1             |    |                     |                     |
|                            |                                 | 小児科学                    | 2             |    |                     |                     |
|                            |                                 | 精神医学Ⅰ                   | 2             |    |                     |                     |
|                            |                                 | 精神医学Ⅱ                   |               | 2  |                     |                     |
|                            |                                 | 感染予防・救急法                | 1             |    |                     |                     |
|                            |                                 | 薬理学・臨床検査                |               | 2  |                     |                     |
|                            |                                 | 画像診断学                   | 2             |    |                     |                     |
| スポーツ外傷学                    |                                 | 2                       |               |    |                     |                     |
|                            | 保健医療福祉とリハビリテーションの理念             | リハビリテーション概論             | 2             |    |                     |                     |

| 学 科 目                      |             | 授 業 科 目      | 単位数 |    | 備 考                |
|----------------------------|-------------|--------------|-----|----|--------------------|
|                            |             |              | 必修  | 選択 |                    |
| 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目 | 基礎理学<br>療法学 | 理学療法学概論      | 1   |    |                    |
|                            |             | 基礎理学療法学      | 2   |    |                    |
|                            |             | 理学療法学研究法     | 2   |    |                    |
|                            |             | 理学療法学研究法演習   | 1   |    |                    |
|                            |             | 園芸療法実習       |     | 2  |                    |
|                            |             | 園芸論          |     | 2  |                    |
|                            |             | 園芸療法論        |     | 2  |                    |
|                            |             | ガーデニング       |     | 2  |                    |
|                            | 理学療法<br>評価学 | 理学療法評価学Ⅰ     | 2   |    |                    |
|                            |             | 理学療法評価学Ⅱ     | 2   |    |                    |
|                            |             | 理学療法評価学実習    | 1   |    |                    |
|                            | 理学療法<br>治療学 | 物理療法学        | 2   |    |                    |
|                            |             | 物理療法学実習      | 1   |    |                    |
|                            |             | 運動療法学        | 2   |    |                    |
|                            |             | 運動療法学実習      | 1   |    |                    |
|                            |             | 運動器障害理学療法学   | 2   |    |                    |
|                            |             | 運動器障害理学療法学実習 | 1   |    |                    |
|                            |             | 神経障害理学療法学    | 2   |    |                    |
|                            |             | 神経障害理学療法学実習  | 1   |    |                    |
|                            |             | 神経障害理学療法学演習  | 1   |    |                    |
| 内部障害理学療法学                  |             | 2            |     |    |                    |
| 発達障害理学療法学                  |             | 2            |     |    |                    |
| 老年期障害理学療法学                 |             | 2            |     |    |                    |
| 日常生活活動学                    |             | 2            |     |    |                    |
| 日常生活活動学実習                  |             | 1            |     |    |                    |
| 義肢装具学                      |             | 2            |     |    |                    |
| 理学療法学特論Ⅰ                   | 1           |              |     |    |                    |
| 理学療法学特論Ⅱ                   |             | 1            |     |    |                    |
| 理学療法学特論Ⅲ                   |             | 1            |     |    |                    |
| 安全管理運営学                    | 1           |              |     |    |                    |
| 地域理学<br>療法学                | 地域理学療法学Ⅰ    | 2            |     |    |                    |
|                            | 地域理学療法学Ⅱ    | 2            |     |    |                    |
| 臨床実習                       | 臨床実習Ⅰ       | 1            |     |    |                    |
|                            | 臨床実習Ⅱ       | 2            |     |    |                    |
|                            | 臨床実習Ⅲ       | 4            |     |    |                    |
|                            | 臨床実習Ⅳ－1     | 7            |     |    |                    |
|                            | 臨床実習Ⅳ－2     | 7            |     |    |                    |
| 卒業研究                       | 卒業研究        | 2            |     |    |                    |
| 計                          |             |              | 100 | 32 | 選択科目より<br>5単位以上修得  |
| 合 計                        |             |              | 116 | 93 | 選択科目より<br>13単位以上修得 |

別表5 リハビリテーション学科作業療法学専攻の卒業に係わる授業科目及び単位数(第7条第2項関係)

| 学 科 目                      |                                | 授 業 科 目              | 単位数 |                    | 備 考                    |   |
|----------------------------|--------------------------------|----------------------|-----|--------------------|------------------------|---|
|                            |                                |                      | 必修  | 選択                 |                        |   |
| 共<br>通<br>教<br>育<br>科<br>目 | キャリア形成                         | あすなろうⅠ基礎(初年次教育含)     | 2   |                    | 22 単位以上<br>(内 14 単位必修) |   |
|                            |                                | あすなろうⅡ応用 (地域課題)      |     | 2                  |                        |   |
|                            |                                | あすなろうⅢ地域協働(インターンシップ) |     | 2                  |                        |   |
|                            | 地域連携・<br>学部間連携基礎               | 生活支援                 |     |                    |                        | 2 |
|                            |                                | 地域連携                 |     |                    |                        | 2 |
|                            | 人間と文化                          | 心理学入門                | 2   |                    |                        |   |
|                            |                                | 現代社会と倫理              | 2   |                    |                        |   |
|                            |                                | 人間論と現代思想             |     |                    |                        | 2 |
|                            |                                | 文学と言語                |     |                    |                        | 2 |
|                            |                                | 生涯学習論                |     |                    |                        | 2 |
|                            |                                | 肥前の歴史と文化             |     |                    |                        | 2 |
|                            |                                | 脳と認知科学               |     |                    |                        | 2 |
|                            |                                | 法学                   |     |                    |                        | 2 |
| 日本国憲法                      |                                |                      | 2   |                    |                        |   |
| くらしの科学                     | 多文化社会学                         |                      |     | 2                  |                        |   |
|                            | くらしと経済                         |                      |     | 2                  |                        |   |
|                            | ジェンダー論                         |                      |     | 2                  |                        |   |
|                            | 生命のしくみ                         |                      |     | 2                  |                        |   |
|                            | 生物と環境                          |                      |     | 2                  |                        |   |
|                            | 身近な生活の化学                       |                      |     | 2                  |                        |   |
|                            | 統計学の基礎                         |                      |     | 2                  |                        |   |
|                            | 身近な世界の物理学                      |                      |     | 2                  |                        |   |
| 地球環境科学                     |                                |                      | 2   |                    |                        |   |
| 健康スポーツ                     | 健康運動科学                         | 2                    |     |                    |                        |   |
|                            | フィットネス・スポーツ                    | 1                    |     |                    |                        |   |
|                            | ウェルネス・スポーツ                     | 1                    |     |                    |                        |   |
| 国際理解                       | グローバル化と異文化共生                   |                      |     | 2                  |                        |   |
|                            | 文化人類学                          |                      |     | 2                  |                        |   |
|                            | 変わりゆく国際社会を生きる                  |                      |     | 2                  |                        |   |
|                            | 日本事情 (Japanese & World Issues) |                      |     | 2                  |                        |   |
| 外国語による<br>コミュニケーション<br>理解  | Basic English I                | 1                    |     |                    |                        |   |
|                            | Basic English II               | 1                    |     |                    |                        |   |
|                            | Global English I               | 1                    |     |                    |                        |   |
|                            | Global English II              | 1                    |     |                    |                        |   |
|                            | Academic English I             |                      |     | 1                  |                        |   |
|                            | Academic English II            |                      |     | 1                  |                        |   |
|                            | 英語コミュニケーションⅠ                   |                      |     | 1                  |                        |   |
|                            | 英語コミュニケーションⅡ                   |                      |     | 1                  |                        |   |
|                            | Global Communication (English) |                      |     | 2                  |                        |   |
|                            | 資格英語 (ESP)                     |                      |     | 1                  |                        |   |
|                            | 中国語                            |                      |     | 1                  |                        |   |
|                            | 韓国語                            |                      |     | 1                  |                        |   |
|                            | 日本語初級                          |                      |     | 1                  |                        |   |
|                            | 日本語中級                          |                      |     | 1                  |                        |   |
| 日本語上級                      |                                |                      | 1   |                    |                        |   |
| 語学研修                       |                                |                      | 1   |                    |                        |   |
| ICT の理解                    | 情報処理入門                         | 1                    |     |                    |                        |   |
|                            | 情報処理基礎                         | 1                    |     |                    |                        |   |
| 計                          |                                | 16                   | 61  | 選択科目より<br>8 単位以上修得 |                        |   |

※日本語初級、日本語中級及び日本語上級は、留学生対象科目とする。

| 学 科 目                      |                         | 授 業 科 目                 | 単位数                             |     | 備 考 |                         |
|----------------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------------|-----|-----|-------------------------|
|                            |                         |                         | 必修                              | 選択  |     |                         |
| 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目 | 専<br>門<br>基<br>礎        | 基本科目                    | 健康福祉概論                          |     | 2   | 選択科目より<br>2単位以上<br>選択必修 |
|                            |                         |                         | 栄養学                             |     | 2   |                         |
|                            |                         |                         | 作業と生活                           | 2   |     |                         |
|                            |                         |                         | リハビリテーションと心理学                   | 2   |     |                         |
|                            |                         |                         | ケースワーク論                         |     | 2   |                         |
|                            |                         |                         | 障害者福祉論                          |     | 2   |                         |
|                            |                         |                         | レクリエーション論                       |     | 2   |                         |
|                            |                         |                         | 現代の医療制度                         |     | 2   |                         |
|                            | 基<br>礎<br>科<br>目        | 人体の構造<br>と機能及び<br>心身の発達 | 解剖学Ⅰ                            | 2   |     |                         |
|                            |                         |                         | 解剖学Ⅱ                            | 2   |     |                         |
|                            |                         |                         | 体表解剖学実習                         | 1   |     |                         |
|                            |                         |                         | 生理学                             | 2   |     |                         |
|                            |                         |                         | 生理学演習                           | 1   |     |                         |
|                            |                         |                         | 人間発達学                           | 2   |     |                         |
|                            |                         |                         | 運動学                             | 2   |     |                         |
|                            |                         |                         | 運動学演習                           | 1   |     |                         |
| 公衆衛生学                      |                         |                         | 2                               |     |     |                         |
| 科<br>目                     |                         |                         | 疾病と障害<br>の成り立ち<br>及び回復過<br>程の促進 | 病理学 | 2   |                         |
|                            | 内科学Ⅰ                    | 1                       |                                 |     |     |                         |
|                            | 内科学Ⅱ                    | 1                       |                                 |     |     |                         |
|                            | 老年医学                    | 2                       |                                 |     |     |                         |
|                            | 整形外科学Ⅰ                  | 1                       |                                 |     |     |                         |
|                            | 整形外科学Ⅱ                  | 1                       |                                 |     |     |                         |
|                            | 神経内科学Ⅰ                  | 1                       |                                 |     |     |                         |
|                            | 神経内科学Ⅱ                  | 1                       |                                 |     |     |                         |
|                            | 小児科学                    | 2                       |                                 |     |     |                         |
|                            | 精神医学Ⅰ                   | 2                       |                                 |     |     |                         |
|                            | 精神医学Ⅱ                   | 2                       |                                 |     |     |                         |
|                            | 感染予防・救急法                | 1                       |                                 |     |     |                         |
|                            | 薬理学・臨床検査                |                         |                                 | 2   |     |                         |
|                            | 画像診断学                   |                         |                                 | 2   |     |                         |
|                            | スポーツ外傷学                 |                         |                                 | 2   |     |                         |
|                            | 保健医療福祉とリハビ<br>リテーションの理念 | リハビリテーション概論             | 2                               |     |     |                         |



| 学 科 目                      |             | 授 業 科 目     | 単位数 |    | 備 考                 |
|----------------------------|-------------|-------------|-----|----|---------------------|
|                            |             |             | 必修  | 選択 |                     |
| 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目 | 基礎作業<br>療法学 | 作業療法学概論     | 2   |    | 選択科目より<br>2単位以上選択必修 |
|                            |             | 基礎作業学       | 2   |    |                     |
|                            |             | 基礎作業学実習     | 1   |    |                     |
|                            |             | 基礎作業学演習     | 1   |    |                     |
|                            |             | 園芸療法実習      |     | 2  |                     |
|                            |             | 園芸論         |     | 2  |                     |
|                            |             | 園芸療法論       | 2   |    |                     |
|                            |             | ガーデニング      |     | 2  |                     |
|                            | 作業療法<br>評価学 | 作業療法評価学Ⅰ    | 1   |    |                     |
|                            |             | 作業療法評価学Ⅱ    | 1   |    |                     |
|                            |             | 作業療法評価学演習Ⅰ  | 1   |    |                     |
|                            |             | 作業療法評価学演習Ⅱ  | 1   |    |                     |
|                            |             | 作業療法総合演習    | 1   |    |                     |
|                            | 作業治療学       | 身体障害作業療法学Ⅰ  | 1   |    | 選択科目より<br>2単位以上選択必修 |
|                            |             | 身体障害作業療法学Ⅱ  | 1   |    |                     |
|                            |             | 身体障害作業療法学演習 | 1   |    |                     |
| 精神障害作業療法学Ⅰ                 |             | 1           |     |    |                     |
| 精神障害作業療法学Ⅱ                 |             | 1           |     |    |                     |
| 精神障害作業療法学演習                |             | 1           |     |    |                     |
| 発達障害作業療法学                  |             | 2           |     |    |                     |
| 老年期障害作業療法学                 |             | 2           |     |    |                     |
| 老年期障害作業療法学演習               |             | 1           |     |    |                     |
| 高次脳機能障害作業療法学               |             | 2           |     |    |                     |
| 日常生活活動学                    |             | 1           |     |    |                     |
| 日常生活活動学演習                  |             | 1           |     |    |                     |
| 義肢装具学                      |             | 2           |     |    |                     |
| 作業療法技術学特論Ⅰ                 | 作業療法技術学特論Ⅰ  |             | 1   |    |                     |
|                            | 作業療法技術学特論Ⅱ  |             | 1   |    |                     |
|                            | 作業療法技術学特論Ⅲ  |             | 1   |    |                     |
|                            | 安全管理運営学     | 1           |     |    |                     |
| 地域作業<br>療法学                | 地域作業療法学     | 1           |     |    |                     |
|                            | 地域作業療法学演習Ⅰ  | 1           |     |    |                     |
|                            | 地域作業療法学演習Ⅱ  | 1           |     |    |                     |
|                            | 職業関連活動      | 1           |     |    |                     |
| 臨床実習                       | 臨床実習Ⅰ       | 1           |     |    |                     |
|                            | 臨床実習Ⅱ       | 2           |     |    |                     |
|                            | 臨床実習Ⅲ       | 4           |     |    |                     |
|                            | 臨床実習Ⅳ-1     | 7           |     |    |                     |
|                            | 臨床実習Ⅳ-2     | 7           |     |    |                     |
| 卒業研究                       | 作業療法学研究法    | 1           |     |    |                     |
|                            | 卒業研究        | 2           |     |    |                     |
| 計                          |             |             | 97  | 27 | 選択科目より<br>8単位以上修得   |
| 合 計                        |             |             | 113 | 88 | 選択科目より<br>16単位以上修得  |

別表6 子ども学科の卒業に係わる授業科目及び単位数（第7条第2項関係）

| 学 科 目                      | 授 業 科 目                        | 単位数                  |    | 備 考                              |
|----------------------------|--------------------------------|----------------------|----|----------------------------------|
|                            |                                | 必修                   | 選択 |                                  |
| 共<br>通<br>教<br>育<br>科<br>目 | キャリア形成                         | あすなろうⅠ基礎(初年次教育含)     | 2  |                                  |
|                            |                                | あすなろうⅡ応用(地域課題)       |    | 2                                |
|                            |                                | あすなろうⅢ地域協働(インターンシップ) |    | 2                                |
|                            | 地域連携・<br>学部間連携基礎               | 生活支援                 |    | 2                                |
|                            |                                | 地域連携                 |    | 2                                |
|                            | 人間と文化                          | 心理学入門                |    | 2                                |
|                            |                                | 現代社会と倫理              |    | 2                                |
|                            |                                | 人間論と現代思想             |    | 2                                |
|                            |                                | 文学と言語                |    | 2                                |
|                            |                                | 生涯学習論                |    | 2                                |
|                            |                                | 肥前の歴史と文化             |    | 2                                |
|                            |                                | 脳と認知科学               |    | 2                                |
|                            |                                | 法学                   |    | 2                                |
|                            |                                | 日本国憲法                |    | 2                                |
| くらしの科学                     | 多文化社会学                         |                      | 2  |                                  |
|                            | くらしと経済                         |                      | 2  |                                  |
|                            | ジェンダー論                         |                      | 2  |                                  |
|                            | 生命のしくみ                         |                      | 2  |                                  |
|                            | 生物と環境                          |                      | 2  |                                  |
|                            | 身近な生活の化学                       |                      | 2  |                                  |
|                            | 統計学の基礎                         |                      | 2  |                                  |
|                            | 身近な世界の物理学                      |                      | 2  |                                  |
|                            | 地球環境科学                         |                      | 2  |                                  |
| 健康スポーツ                     | 健康運動科学                         |                      | 2  |                                  |
|                            | フィットネス・スポーツ                    | 1                    |    |                                  |
|                            | ウェルネス・スポーツ                     | 1                    |    |                                  |
| 国際理解                       | グローバル化と異文化共生                   |                      | 2  |                                  |
|                            | 文化人類学                          |                      | 2  |                                  |
|                            | 変わりゆく国際社会を生きる                  |                      | 2  |                                  |
|                            | 日本事情 (Japanese & World Issues) |                      | 2  |                                  |
| 外国語による<br>コミュニケーション<br>理解  | Basic English I                | 1                    |    |                                  |
|                            | Basic English II               | 1                    |    |                                  |
|                            | Global English I               | 1                    |    |                                  |
|                            | Global English II              | 1                    |    |                                  |
|                            | Academic English I             |                      | 1  |                                  |
|                            | Academic English II            |                      | 1  |                                  |
|                            | 英語コミュニケーションⅠ                   |                      | 1  |                                  |
|                            | 英語コミュニケーションⅡ                   |                      | 1  |                                  |
|                            | Global Communication (English) |                      | 2  |                                  |
|                            | 資格英語 (ESP)                     |                      | 1  |                                  |
|                            | 中国語                            |                      | 1  |                                  |
|                            | 韓国語                            |                      | 1  |                                  |
|                            | 日本語初級                          |                      | 1  |                                  |
|                            | 日本語中級                          |                      | 1  |                                  |
| 日本語上級                      |                                | 1                    |    |                                  |
| 語学研修                       |                                | 1                    |    |                                  |
| ICTの理解                     | 情報処理入門                         | 1                    |    |                                  |
|                            | 情報処理基礎                         | 1                    |    |                                  |
| 計                          |                                | 10                   | 67 | 12単位以上<br>(内4単位必修)               |
|                            |                                |                      |    | 6単位以上<br>(内4単位必修)                |
|                            |                                |                      |    | ※日本語初級、日本語中級及び日本語上級は、留学生対象科目とする。 |
|                            |                                |                      |    | 選択科目より<br>10単位以上修得               |

| 学 科 目                      |                            | 授 業 科 目               | 単位数      |         | 備 考 |   |
|----------------------------|----------------------------|-----------------------|----------|---------|-----|---|
|                            |                            |                       | 必修       | 選択      |     |   |
| 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目 | 学部基幹科目                     |                       | 子ども学総論   | 2       |     |   |
|                            | 学科基幹科目                     |                       | 教育基礎論    | 2       |     |   |
|                            |                            |                       | 保育原理     | 2       |     |   |
|                            |                            |                       | 発達心理学    | 2       |     |   |
|                            |                            |                       | 特別支援教育総論 | 2       |     |   |
|                            | 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目 | 初<br>等                | (幼児教育)   | 教師論     |     | 2 |
|                            |                            |                       |          | 幼児教育課程論 |     | 1 |
|                            | 幼児教育方法論                    |                       |          | 1       |     |   |
|                            | 幼児理解の理論と方法                 |                       |          | 1       |     |   |
|                            | 保育内容総論                     |                       |          | 2       |     |   |
|                            | 保育内容指導法（健康）                |                       |          | 2       |     |   |
|                            | 保育内容指導法（人間関係）              |                       |          | 2       |     |   |
|                            | 保育内容指導法（環境）                |                       |          | 2       |     |   |
|                            | 保育内容指導法（言葉）                |                       |          | 2       |     |   |
|                            | 保育内容指導法（表現）                |                       |          | 2       |     |   |
|                            | 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目 | 基<br>幹<br>教<br>育<br>学 | (小学校教育)  | 教育行政学   |     | 2 |
| カリキュラム論                    |                            |                       |          |         | 2   |   |
| 教育の方法と技術                   |                            |                       |          |         | 2   |   |
| 道徳教育の基本と実践                 |                            |                       |          |         | 2   |   |
| 特別活動の指導                    |                            |                       |          |         | 1   |   |
| 進路指導の理論と方法                 |                            |                       |          |         | 1   |   |
| 生徒指導の理論と方法                 |                            |                       |          |         | 1   |   |
| 教育相談の基礎と方法                 |                            |                       |          |         | 2   |   |
| 特別の支援を要する子どもの理解            |                            |                       |          |         | 1   |   |
| 国語科指導法                     |                            |                       |          |         | 2   |   |
| 社会科指導法                     |                            |                       |          |         | 2   |   |
| 算数科指導法                     |                            |                       |          |         | 2   |   |
| 理科指導法                      |                            |                       |          |         | 2   |   |
| 生活科指導法                     |                            |                       |          |         | 2   |   |
| 音楽科指導法                     |                            | 2                     |          |         |     |   |
| 図画工作科指導法                   |                            | 2                     |          |         |     |   |
| 家庭科指導法                     |                            | 2                     |          |         |     |   |
| 体育科指導法                     |                            | 2                     |          |         |     |   |
| 英語科指導法                     |                            | 2                     |          |         |     |   |
| 総合的な学習の時間の指導               |                            | 1                     |          |         |     |   |
| 保育・教職実践演習（幼・小）             |                            | 2                     |          |         |     |   |

専門基幹科目及び専門  
展開科目より88単位以  
上を選択必修すること。

そのうち、10単位まで  
は他学部他学科の専門  
教育科目を修得するこ  
とができる。

| 学 科 目                      |                                 | 授 業 科 目       | 単位数             |    | 備 考   |   |
|----------------------------|---------------------------------|---------------|-----------------|----|-------|---|
|                            |                                 |               | 必修              | 選択 |       |   |
| 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目 | 専<br>門<br>基<br>幹                | 特別支援教育学       | 知的障害者の心理・生理・病理  |    | 2     | 専門基幹科目及び専門<br>展開科目より88単位以<br>上を選択必修すること。<br><br>そのうち、10単位まで<br>は他学部他学科の専門<br>教育科目を修得するこ<br>とができる。 |
|                            |                                 |               | 肢体不自由者の心理・生理・病理 |    | 2     |   |
|                            |                                 |               | 病弱者の心理・生理・病理    |    | 2     |   |
|                            |                                 |               | 知的障害者教育         |    | 2     |   |
|                            |                                 |               | 肢体不自由者教育        |    | 2     |   |
|                            |                                 |               | 肢体不自由者教育の理論と実際  |    | 2     |   |
|                            |                                 |               | 病弱者教育           |    | 2     |   |
|                            |                                 |               | 知的障害者教育総論       |    | 2     |   |
|                            | 基<br>幹<br>科<br>目                | 保<br>育<br>学   | 子ども家庭福祉         |    | 2     |   |
|                            |                                 |               | 社会福祉            |    | 2     |   |
|                            |                                 |               | 子ども家庭支援論        |    | 2     |   |
|                            |                                 |               | 社会的養護Ⅰ          |    | 2     |   |
|                            |                                 |               | 子ども家庭支援の心理学     |    | 2     |   |
|                            |                                 |               | 子どもの理解と援助       |    | 1     |   |
|                            |                                 |               | 子どもの保健          |    | 2     |   |
| 子どもの食と栄養                   |                                 |               |                 | 2  |       |   |
| 乳児保育Ⅰ                      |                                 |               |                 | 2  |       |   |
| 乳児保育Ⅱ                      |                                 |               |                 | 1  |       |   |
| 子どもの健康と安全                  |                                 |               |                 | 1  |       |   |
| 障害児保育                      |                                 |               |                 | 2  |       |   |
| 社会的養護Ⅱ                     |                                 | 1             |                 |    |       |   |
| 子育て支援（基礎）                  |                                 | 1             |                 |    |       |   |
| 科<br>目                     | 教<br>科<br>・<br>基<br>礎<br>技<br>能 | 国語            |                 | 2  | 書写を含む |   |
|                            |                                 | 社会            |                 | 2  |       |   |
|                            |                                 | 算数            |                 | 2  |       |   |
|                            |                                 | 理科            |                 | 2  |       |   |
|                            |                                 | 生活            |                 | 2  |       |   |
|                            |                                 | 音楽            |                 | 2  |       |   |
|                            |                                 | 図画工作          |                 | 2  |       |   |
|                            |                                 | 家庭            |                 | 2  |       |   |
|                            |                                 | 体育            |                 | 2  |       |   |
|                            |                                 | 英語            |                 | 2  |       |   |
| 実<br>習                     |                                 | 保育実習Ⅰ（保育所・施設） |                 | 4  |       |   |
|                            |                                 | 保育実習Ⅱ（保育所）    |                 | 2  |       |   |
|                            |                                 | 保育実習Ⅲ（施設）     |                 | 2  |       |   |
|                            |                                 | 保育実習指導Ⅰ       |                 | 2  |       |   |
|                            |                                 | 保育実習指導Ⅱ       |                 | 1  |       |   |
|                            |                                 | 保育実習指導Ⅲ       |                 | 1  |       |   |
|                            |                                 | 幼稚園教育実習Ⅰ      |                 | 2  |       |   |
|                            |                                 | 幼稚園教育実習Ⅱ      |                 | 2  |       |   |

| 学 科 目                                     |                            | 授 業 科 目                                   | 単位数      |     | 備 考   |   |
|---|----------------------------|---|----------|-----|---|---|
|   |                            |   | 必修       | 選択  |   |   |
| 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目                | 専<br>門<br>基<br>幹<br>科<br>目 | 幼稚園教育実習指導                                 |          | 1   | 専門基幹科目及び専門<br>展開科目より88単位以<br>上を選択必修すること。<br><br>そのうち、10単位まで<br>は他学部他学科の専門<br>教育科目を修得するこ<br>とができる。 |   |
|   |                            | 小学校教育実習                                   |          | 4   |   |   |
|   |                            | 小学校教育実習指導                                 |          | 1   |   |   |
|   |                            | 学校体験活動                                    |          | 1   |   |   |
|   |                            | 特別支援教育実習指導                                |          | 1   |   |   |
|   |                            | 特別支援教育実習                                  |          | 2   |   |   |
|   | 専<br>門<br>展<br>開<br>科<br>目 | 子<br>ど<br>も<br>の<br>表<br>現<br>と<br>文<br>化 | 子どもの文化   |     |   | 2 |
|   |                            |   | ピアノ      |     |   | 2 |
|   |                            |   | 音楽（応用）   |     |   | 2 |
|   |                            |   | 図画工作（応用） |     |   | 2 |
| 体育（応用）                                    |                            |   | 2        |     |   |   |
| リズム表現指導法                                  |                            |   | 2        |     |   |   |
| 造形表現指導法                                   |                            |   | 2        |     |   |   |
| 音楽表現指導法                                   |                            |   | 2        |     |   |   |
| 子<br>ど<br>も<br>の<br>健<br>康<br>と<br>福<br>祉 | 環境教育論                      |   | 2        |     |   |   |
|   | 子どもの食育                     |   | 2        |     |   |   |
|   | 子どものストレスマネジメント論            |   | 2        |     |   |   |
|   | 学校ソーシャルワーク                 |   | 2        |     |   |   |
| 教<br>科<br>の<br>演<br>習                     | 子育て支援                      |   | 2        |     |   |   |
|   | 国語科演習                      |   | 2        |     |   |   |
|   | 社会科演習                      |   | 2        |     |   |   |
|   | 算数科演習                      |   | 2        |     |   |   |
| 障<br>害<br>児<br>の<br>支<br>援                | 理科演習                       |   | 2        |     |   |   |
|   | 視覚障害者教育総論                  |   | 1        |     |   |   |
|   | 聴覚障害者の言語障害指導               |   | 1        |     |   |   |
|   | 重複障害者教育総論                  |   | 1        |     |   |   |
|   | 発達障害者教育総論                  |   | 2        |     |   |   |
| 子どもの支援Ⅰ（基礎・実習）                            |                            | 2   |          |     |   |   |
| ゼミナール                                     | 子ども学演習                     | 2   |          |     |   |   |
| 卒業研究                                      | 卒業研究                       | 4   |          |     |   |   |
| 計   |                            |   | 16       | 180 | 選択科目より<br>88単位以上修得  |   |
| 合 計                                       |                            |   | 26       | 247 | 選択科目より<br>98単位以上修得  |   |

別表7 心理カウンセリング学科の卒業に係わる授業科目及び単位数（第7条第2項関係）

| 学 科 目                      | 授 業 科 目                   | 単位数  |   | 備 考   |                       |                                 |                     |
|----------------------------|---------------------------|--|---|---|-----------------------|---------------------------------|---------------------|
|                            |                           | 必修   | 選択  |   |                       |                                 |                     |
| 共<br>通<br>教<br>育<br>科<br>目 | キャリア形成                    | あすなろうⅠ基礎（初年次教育含）<br>あすなろうⅡ応用（地域課題）<br>あすなろうⅢ地域協働（インターンシップ）   | 2   | 2<br>2  | 18 単位以上<br>(内 8 単位必修) |                                 |                     |
|                            | 地域連携・<br>学部間連携基礎          | 生活支援<br>地域連携   |   | 2<br>2  |                       |                                 |                     |
|                            | 人間と文化                     | 心理学入門<br>現代社会と倫理<br>人間論と現代思想<br>文学と言語<br>生涯学習論<br>肥前の歴史と文化<br>脳と認知科学<br>法学<br>日本国憲法  |   | 2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2                               |                       |                                 |                     |
|                            | くらしの科学                    | 多文化社会学<br>くらしと経済<br>ジェンダー論<br>生命のしくみ<br>生物と環境<br>身近な生活の化学<br>統計学の基礎<br>身近な世界の物理学<br>地球環境科学   |   | 2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2                               |                       |                                 |                     |
|                            | 健康スポーツ                    | 健康運動科学<br>フィットネス・スポーツ<br>ウェルネス・スポーツ  | 1<br>1  | 2   |                       |                                 |                     |
|                            | 国際理解                      | グローバル化と異文化共生<br>文化人類学<br>変わりゆく国際社会を生きる<br>日本事情（Japanese & World Issues）  |   | 2<br>2<br>2<br>2  |                       |                                 |                     |
|                            | 外国語による<br>コミュニケーション<br>理解 | Basic English I<br>Basic English II<br>Global English I<br>Global English II<br>Academic English I<br>Academic English II<br>英語コミュニケーションⅠ<br>英語コミュニケーションⅡ<br>Global Communication（English）<br>資格英語（ESP）<br>中国語<br>韓国語<br>日本語初級<br>日本語中級<br>日本語上級<br>語学研修 | 1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1 | 1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1 |                       | ※日本語初級、日本語中級及び日本語上級は、留学生対象科目とする |                     |
|                            | ICT の理解                   | 情報処理入門<br>情報処理基礎   | 1<br>1  |   |                       |                                 |                     |
|                            | 計                         |  |   | 10  |                       | 67                              | 選択科目より<br>10 単位以上修得 |

| 学 科 目                                | 授 業 科 目              | 単位数                     |             | 備 考    |   |   |
|--------------------------------------|----------------------|-------------------------|-------------|--------|---|---|
|                                      |                      | 必修                      | 選択          |        |   |   |
| 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目           | 学部基幹科目               | 子ども学総論                  | 2           |        | (凡例)  |   |
|                                      | 学科基幹科目               | ○心理学概論Ⅰ                 | 2           |        | ○印科目は、公認心理<br>師国家試験の受験資格<br>取得に係る科目を示す。           |   |
|                                      |                      | ○心理学概論Ⅱ                 | 2           |        |   |   |
|                                      |                      | 子ども家庭福祉                 | 2           |        |   |   |
|                                      |                      | 心理カウンセリング概論             | 2           |        |   |   |
|                                      | ○臨床心理学概論             | 2                       |             |        |   |   |
|                                      | 専門基礎科目               | 心理学基礎科目                 | ○心理学研究法     | 2      | 2   | (凡例)                                    |
|                                      |                      |                         | ○心理学実験Ⅰ     | 2      | 2   | ○印科目は、公認心理<br>師国家試験の受験資格<br>取得に係る科目を示す。 |
|                                      | ○心理学実験Ⅱ              |                         | 2           | 2      |   |   |
|                                      | ○心理学統計法              |                         | 2           | 2      |   |   |
|                                      | 心理支援<br>基礎科目         | 心理支援<br>基礎科目            | ○心理的アセスメントⅠ | 2      | 2   | (履修方法)                                  |
|                                      |                      |                         | ○心理的アセスメントⅡ | 2      | 2   |   |
|                                      | カウンセリング基礎演習          |                         | 1           |        | 専門基礎科目の選択科<br>目より4単位以上選択<br>必修                    |   |
|                                      | カウンセリング実践演習          | 2                       |             |        |   |   |
| 専<br>門<br>基<br>幹<br>科<br>目           | 発達関連科目               | 命の尊厳                    |             | 2      | (凡例)  |   |
|                                      |                      | 現代社会と家族機能               |             | 2      |   |   |
|                                      |                      | ○発達心理学Ⅰ                 |             | 2      |   |   |
|                                      |                      | ○発達心理学Ⅱ                 |             | 2      |   |   |
|                                      |                      | 乳幼児心理学                  |             | 2      |   |   |
|                                      |                      | 児童臨床心理学                 | 2           | 2      |   |   |
|                                      | 思春期・青年期心理臨床          |                         | 2           |        |   |   |
|                                      | 基礎心理学・<br>医学関連科目     | ○人体の構造と機能及び疾病Ⅰ          |             | 2      |   | ○印科目は、公認心理<br>師国家試験の受験資格<br>取得に係る科目を示す。 |
|                                      |                      | ○人体の構造と機能及び疾病Ⅱ          |             | 2      |   |   |
|                                      |                      | ○知覚・認知心理学               |             | 2      |   |   |
| ○学習・言語心理学                            |                      |                         | 2           |        |   |   |
| 社会・産業<br>心理学<br>関連科目                 | ○神経・生理心理学            |                         | 2           | (履修方法) |   |   |
|                                      | ○健康・医療心理学            |                         | 2           |        |   |   |
|                                      | ○精神疾患とその治療Ⅰ          |                         | 2           |        |   |   |
|                                      | ○精神疾患とその治療Ⅱ          |                         | 2           |        |   |   |
| 地<br>域<br>協<br>働<br>関<br>連<br>科<br>目 | 社会・産業<br>心理学<br>関連科目 | ○社会・集団・家族心理学Ⅰ(社会・集団心理学) |             | 2      | 専門基礎科目及び専門<br>展開科目の選択科目よ<br>り69単位以上選択必修           |   |
|                                      |                      | ○社会・集団・家族心理学Ⅱ(家族心理学)    |             | 2      |   |   |
|                                      |                      | ○産業・組織心理学               |             | 2      |   |   |
|                                      |                      | コミュニティ心理学               |             | 2      |   |   |
|                                      | 地域協働<br>関連科目         | ○教育・学校心理学               | 2           | 2      | そのうち、10単位まで<br>は他学部他学科の専門<br>教育科目を修得するこ<br>とができる。 |   |
|                                      |                      | ○障害者・障害児心理学             |             | 2      |   |   |
|                                      |                      | ○司法・犯罪心理学               |             | 2      |   |   |
|                                      |                      | ○福祉心理学                  |             | 2      |   |   |
|                                      |                      | ○関係行政論                  |             | 2      |   |   |
|                                      |                      | こころと宗教(宗教学概論)           |             | 2      |   |   |
|                                      |                      | 人権論                     |             | 2      |   |   |
|                                      |                      | 死生学                     |             | 2      |   |   |
|                                      |                      | 学校ソーシャルワーク              |             | 2      |   |   |
|                                      |                      | レクリエーション支援論             |             | 2      |   |   |
| レクリエーション支援演習                         |                      | 2                       |             |        |   |   |
| 子ども家庭支援論                             |                      | 2                       |             |        |   |   |
| 子どもの支援Ⅰ(基礎・実習)                       |                      | 2                       |             |        |   |   |

| 学 科 目                                |                            | 授 業 科 目   | 単位数                      |                  | 備 考                 |  |
|--------------------------------------|----------------------------|---|--------------------------|------------------|---------------------|--|
|                                      |                            |   | 必修                       | 選択               |                     |  |
| 専<br>門<br>展<br>開<br>教<br>育<br>科<br>目 | 専<br>門<br>展<br>開<br>科<br>目 | 臨床応用<br>心理学<br>関連科目                             | ○心理学的支援法                 |                  | 2                   | (凡例)<br>○印科目は、公認心理<br>師国家試験の受験資格<br>取得に係る科目を示す。<br><br>(履修方法)<br>専門基幹科目及び専門<br>展開科目の選択科目よ<br>り 69 単位以上選択必修<br><br>そのうち、10 単位まで<br>は他学部他学科の専門<br>教育科目を修得するこ<br>とができる。 |
|                                      |                            |   | 遊戯療法                     |                  | 2                   |  |
|                                      |                            |   | 芸術療法Ⅰ（基礎理論と箱庭療法・コラージュ療法） |                  | 2                   |  |
|                                      |                            |   | 芸術療法Ⅱ（心理劇の理論と実際）         |                  | 1                   |  |
|                                      |                            |   | 芸術療法Ⅲ（芸術療法の実際）           |                  | 2                   |  |
|                                      |                            |   | 臨床動作法の理論と実践              |                  | 2                   |  |
|                                      |                            |   | 認知行動療法                   |                  | 2                   |  |
|                                      |                            |   | ○感情・人格心理学                |                  | 2                   |  |
|                                      |                            |   | 精神分析学                    |                  | 2                   |  |
|                                      |                            |   | 子どものストレスマネジメント論          |                  | 2                   |  |
| ○心理演習                                |                            | 2   |                          |                  |                     |  |
|                                      | 心理学実践<br>領域実習              | ○心理実習   |                          | 2                |                     |  |
|                                      | 心理学文献<br>講読科目              | 心理学文献講読Ⅰ<br>心理学文献講読Ⅱ                            |                          | 2<br>2           |                     |  |
|                                      | カルチャーと<br>心理関連科目           | 子どもの文化<br>カルチャーと心<br>アニメ・映画・絵本と心理学<br>暮らしに潜む罨   |                          | 2<br>1<br>1<br>1 |                     |  |
|                                      | ゼミナール                      | セルフマネジメントゼミナールⅠ<br>セルフマネジメントゼミナールⅡ<br>心理専門ゼミナール | 1<br>1<br>2              |                  |                     |  |
|                                      | 卒業研究                       | 卒業研究  | 4                        |                  |                     |  |
| 計                                    |                            |   | 31                       | 102              | 選択科目より<br>73 単位以上修得 |  |
| 合 計                                  |                            |   | 41                       | 169              | 選択科目より<br>83 単位以上修得 |  |



別表8 看護学科の卒業に係わる授業科目及び単位数（第7条第2項関係）

| 学 科 目                      | 授 業 科 目                        | 単位数              |    | 備 考                |                      |
|----------------------------|--------------------------------|------------------|----|--------------------|----------------------|
|                            |                                | 必修               | 選択 |                    |                      |
| 共<br>通<br>教<br>育<br>科<br>目 | キャリア形成                         | あすなろうⅠ基礎(初年次教育含) | 2  | 5 単位               |                      |
|                            |                                | あすなろうⅡ応用 (地域課題)  | 2  |                    |                      |
|                            |                                | あすなろうⅢ臨地協働       | 1  |                    |                      |
|                            | 地域連携・<br>学部間連携基礎               | 生活支援             |    | 2                  | 8 単位以上<br>(内 4 単位必修) |
|                            |                                | 地域連携             |    | 2                  |                      |
|                            | 人間と文化                          | 心理学入門            | 2  |                    |                      |
|                            |                                | 現代社会と倫理          |    | 2                  |                      |
|                            |                                | 人間論と現代思想         |    | 2                  |                      |
|                            |                                | 文学と言語            |    | 2                  |                      |
|                            |                                | 生涯学習論            |    | 2                  |                      |
|                            |                                | 肥前の歴史と文化         |    | 2                  |                      |
|                            |                                | 脳と認知科学           |    | 2                  |                      |
|                            |                                | 法学               |    | 2                  |                      |
| くらしの科学                     | 日本国憲法                          |                  | 2  |                    |                      |
|                            | 多文化社会学                         |                  | 2  |                    |                      |
|                            | くらしと経済                         |                  | 2  |                    |                      |
|                            | ジェンダー論                         |                  | 2  |                    |                      |
|                            | 生命のしくみ                         |                  | 2  |                    |                      |
|                            | 生物と環境                          |                  | 2  |                    |                      |
|                            | 身近な生活の化学                       |                  | 2  |                    |                      |
|                            | 統計学の基礎                         |                  | 2  |                    |                      |
|                            | 身近な世界の物理学                      |                  | 2  |                    |                      |
| 健康スポーツ                     | 地球環境科学                         |                  | 2  |                    |                      |
|                            | 健康運動科学                         |                  | 2  |                    |                      |
|                            | フィットネス・スポーツ                    | 1                |    |                    |                      |
| 国際理解                       | ウェルネス・スポーツ                     | 1                |    |                    |                      |
|                            | グローバル化と異文化共生                   |                  | 2  |                    |                      |
|                            | 文化人類学                          |                  | 2  |                    |                      |
|                            | 変わりゆく国際社会を生きる                  |                  | 2  |                    |                      |
| 外国語による<br>コミュニケーション<br>理解  | 日本事情 (Japanese & World Issues) |                  | 2  |                    |                      |
|                            | Basic English I                | 1                |    |                    |                      |
|                            | Basic English II               | 1                |    |                    |                      |
|                            | Global English I               | 1                |    |                    |                      |
|                            | Global English II              | 1                |    |                    |                      |
|                            | Academic English I             |                  | 1  |                    |                      |
|                            | 医療英語                           | 1                |    |                    |                      |
|                            | 英語コミュニケーションⅠ                   |                  | 1  |                    |                      |
|                            | 英語コミュニケーションⅡ                   |                  | 1  |                    |                      |
|                            | Global Communication (English) |                  | 2  |                    |                      |
|                            | 資格英語 (ESP)                     |                  | 1  |                    |                      |
|                            | 中国語                            |                  | 1  |                    |                      |
|                            | 韓国語                            |                  | 1  |                    |                      |
|                            | 日本語初級                          |                  | 1  |                    |                      |
|                            | 日本語中級                          |                  | 1  |                    |                      |
| 日本語上級                      |                                | 1                |    |                    |                      |
| 語学研修                       |                                | 1                |    |                    |                      |
| ICT の理解                    | 情報処理入門                         | 1                |    |                    |                      |
|                            | 情報処理基礎                         | 1                |    |                    |                      |
| 計                          |                                | 16               | 60 | 選択科目より<br>6 単位以上修得 |                      |

※日本語初級、日本語中級及び日本語上級は、留学生対象科目とする。

| 学 科 目                      |                      | 授 業 科 目     | 単位数       |    | 備 考                        |          |
|----------------------------|----------------------|-------------|-----------|----|----------------------------|----------|
|                            |                      |             | 必修        | 選択 |                            |          |
| 専<br>門<br>基<br>礎<br>科      | いのちの<br>科学           | 看護形態機能学Ⅰ    | 2         |    | 必修 26 単位<br>※印は保健師<br>課程必修 |          |
|                            |                      | 看護形態機能学Ⅱ    | 2         |    |                            |          |
| 免疫と感染                      |                      | 2           |           |    |                            |          |
| 臨床薬理学                      |                      | 2           |           |    |                            |          |
| 病態栄養学                      |                      | 2           |           |    |                            |          |
| 病理学                        |                      | 2           |           |    |                            |          |
| 病態治療学Ⅰ（呼吸・循環器）             |                      | 2           |           |    |                            |          |
| 病態治療学Ⅱ（消化器・泌尿器）            |                      | 2           |           |    |                            |          |
| 病態治療学Ⅲ（筋・骨格、感覚器）           |                      | 2           |           |    |                            |          |
| 病態治療学Ⅳ（神経・難病、精神疾患）         |                      | 2           |           |    |                            |          |
| 病態治療学Ⅴ（小児の疾病、婦人科疾患）        | 2                    |             |           |    |                            |          |
|                            |                      | リハビリテーション学  |           | 2  |                            |          |
| 専<br>門<br>目                | 保健医療<br>福祉介護の<br>仕組み | 保健福祉行政論     | 2         |    |                            |          |
|                            |                      | ※保健医療福祉制度論  |           | 1  |                            |          |
|                            |                      | 公衆衛生学       | 2         |    |                            |          |
|                            |                      | ※疫学         |           | 2  |                            |          |
|                            |                      | ※保健統計学      |           | 2  |                            |          |
| 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目 | 看護基盤学<br>領域          | 看護学原論       | 2         |    | 必修 17 単位                   |          |
|                            |                      | 看護理論学       | 2         |    |                            |          |
|                            |                      | 看護過程論       | 2         |    |                            |          |
|                            |                      | フィジカルアセスメント | 2         |    |                            |          |
|                            |                      | 生活支援技術論     | 2         |    |                            |          |
|                            |                      | 生活支援技術論演習   | 2         |    |                            |          |
|                            |                      | 臨床関連技術論演習   | 2         |    |                            |          |
|                            |                      | 自己開発学       |           | 2  |                            |          |
|                            |                      | 自己開発学演習     |           | 2  |                            |          |
|                            |                      | 自己開発学実習     |           | 2  |                            |          |
|                            | 生活支援論実習              | 1           |           |    |                            |          |
|                            | 看護過程論実習              | 2           |           |    |                            |          |
|                            | 専<br>門<br>科<br>目     | 看護実践学<br>領域 | 成人看護学概論   | 2  |                            | 必修 39 単位 |
|                            |                      |             | 成人看護学方法論Ⅰ | 2  |                            |          |
| 成人看護学方法論Ⅱ                  |                      |             | 2         |    |                            |          |
| 看護診断論                      |                      |             | 1         |    |                            |          |
| 成人看護学実習Ⅰ                   |                      |             | 3         |    |                            |          |
| 成人看護学実習Ⅱ                   |                      |             | 3         |    |                            |          |
| 老年看護学概論                    |                      |             | 2         |    |                            |          |
| 老年看護学方法論                   |                      |             | 2         |    |                            |          |
| 老年看護学実習                    |                      |             | 4         |    |                            |          |
| 精神看護学概論                    |                      |             | 2         |    |                            |          |
| 精神看護学方法論                   |                      |             | 2         |    |                            |          |
| 精神看護学実習                    |                      |             | 2         |    |                            |          |
| 母性看護学概論                    |                      |             | 2         |    |                            |          |
| 母性看護学方法論                   |                      |             | 2         |    |                            |          |
| 母性看護学実習                    | 2                    |             |           |    |                            |          |
| 小児看護学概論                    | 2                    |             |           |    |                            |          |
| 小児看護学方法論                   | 2                    |             |           |    |                            |          |
| 小児看護学実習                    | 2                    |             |           |    |                            |          |

| 学 科 目                      |                       |                                 | 授 業 科 目   | 単位数  |                                      | 備 考  |  |     |                     |
|----------------------------|-----------------------|---------------------------------|---|--|--------------------------------------|--|--|-----|---------------------|
|                            |                       |                                 |   | 必修   | 選択                                   |  |  |     |                     |
| 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目 | 専<br>門<br>学<br>科<br>目 | 看<br>護<br>統<br>合<br>学<br>領<br>域 | 看護マネジメント群   | 在宅看護学概論<br>在宅看護学方法論<br>在宅看護学実習<br>関連職種連携論<br>関連職種連携演習<br>※関連職種連携実習<br>家族看護学<br>ターミナルケア論<br>看護倫理学 | 2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2 | 2  | 必修 16 単位<br>選択必修 6 単位以上<br>(関連職種連携実習と<br>看護管理実習は<br>どちらかを選択)<br>※印は保健師<br>課程必修 |     |                     |
|                            |                       |                                 | 看護管理・<br>教育学群   | 看護教育学<br>看護管理学<br>看護管理実習   | 2                                    | 2<br>2   |  |     |                     |
|                            |                       |                                 | 看護探求群   | 看護研究方法論<br>看護研究ゼミナール<br>看護シミュレーション演習   | 2<br>2                               | 2  |  |     |                     |
|                            |                       | 看護発展群                           | 国際看護学<br>災害看護学<br>助産学概論<br>※公衆衛生看護学概論<br>※健康教育学<br>※学校保健概論<br>※産業保健概論<br>クリティカルケア<br>高度医療と看護<br>補完・代替医療<br>認知症ケア                          | 2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2<br>2   | 2                                    |  |  |     |                     |
|                            |                       | 公衆衛生看護学<br>領域                   | ※公衆衛生看護活動論(集団・組織支援)<br>※公衆衛生看護方法論Ⅰ(地域診断)<br>※公衆衛生看護方法論Ⅱ(技術演習)<br>※公衆衛生看護学管理論<br>※公衆衛生看護学実習Ⅰ(行政)<br>※公衆衛生看護学実習Ⅱ(学校保健)<br>※公衆衛生看護学実習Ⅲ(産業保健) | 2<br>2<br>2<br>2<br>3<br>1<br>1  | 2<br>2<br>2<br>2<br>1<br>1           | 保健師課程履修者のみ<br>11 単位必修及び<br>公衆衛生看護学実習Ⅱ<br>とⅢから 1 単位<br>選択必修<br>※印は保健師<br>課程必修 |  |     |                     |
|                            |                       | 計                               |   |  |                                      | 98   |  | 62  | 選択科目より<br>6 単位以上修得  |
|                            |                       | 合 計                             |   |  |                                      | 114  |  | 122 | 選択科目より<br>12 単位以上修得 |

別表9 健康栄養学科の栄養教諭免許に係る授業科目及び単位数（第7条第3項関係）

| 学科                         | 学科目            | 授 業 科 目           | 単位数 |    | 備 考                       |
|----------------------------|----------------|-------------------|-----|----|---------------------------|
|                            |                |                   | 必修  | 選択 |                           |
| 健<br>康<br>栄<br>養<br>学<br>科 | 栄養教育に係る科目      | * 栄養教諭論           | 2   |    | *印は別表1に掲げている授業科目と重複掲示を示す。 |
|                            |                | * 学校食育指導論         | 2   |    |                           |
|                            | 教育に関する基礎的理解    | 教育原論              | 2   |    |                           |
|                            |                | 教職論               | 2   |    |                           |
|                            |                | 教育制度論             | 2   |    |                           |
|                            |                | 教育心理学             | 2   |    |                           |
|                            |                | 特別の支援を要する児童・生徒の理解 | 1   |    |                           |
|                            |                | 教育課程論             | 1   |    |                           |
|                            | 生徒の時間、総合的な学習及び | 道徳教育指導論           | 2   |    |                           |
|                            |                | 総合的な学習の時間の指導法     | 1   |    |                           |
| 特別活動論                      |                | 1                 |     |    |                           |
| 教育方法論                      |                | 2                 |     |    |                           |
| 生徒指導論                      |                | 2                 |     |    |                           |
| 教育相談                       |                | 2                 |     |    |                           |
| 教育実践に関する科目                 | 栄養教育実習事前事後指導   | 1                 |     |    |                           |
|                            | 栄養教育実習         | 2                 |     |    |                           |
|                            | 教職実践演習（栄養教諭）   | 2                 |     |    |                           |
| 計                          |                |                   | 29  | 0  |                           |

別表 10 社会福祉学科の高等学校福祉科免許に係る授業科目及び単位数（第7条第3項関係）

| 学科                         | 学科目   | 授 業 科 目           | 単位数 |    | 備 考  |
|----------------------------|---|-------------------|-----|----|--|
|                            |   |                   | 必修  | 選択 |  |
| 社<br>会<br>福<br>祉<br>学<br>科 | 教<br>科<br>に<br>関<br>す<br>る<br>専<br>門<br>的<br>事<br>項 | *社会福祉原論Ⅰ          | 2   |    | *印は別表2に掲げている授業科目と重複掲示を示す。<br><br>これら3科目より1科目1単位以上選択必修<br>「社会福祉援助技術実習」については、社会福祉施設等における介護実習を含む。<br>これら3科目より1科目4単位以上選択必修<br><br>これら3科目より1科目2単位以上選択必修 |
|                            |   | *社会福祉原論Ⅱ          | 2   |    |  |
|                            |   | *福祉行財政論           |     | 1  |  |
|                            |   | *社会保障論Ⅰ           |     | 2  |  |
|                            |   | *社会保障論Ⅱ           |     | 2  |  |
|                            |   | *公的扶助論            |     | 2  |  |
|                            |   | *権利擁護と成年後見制度      |     | 2  |  |
|                            |   | *高齢者福祉論           | 2   |    |  |
|                            |   | *児童・家庭福祉論         | 2   |    |  |
|                            |   | *障害者福祉論           | 2   |    |  |
|                            |   | *相談援助の理論と方法Ⅰ      | 2   |    |  |
|                            |   | *相談援助の理論と方法Ⅱ      |     | 2  |  |
|                            |   | *高齢者ソーシャルワーク      |     | 2  |  |
|                            |   | *介護論              | 2   |    |  |
|                            |   | *介護概論Ⅰ            |     | 2  |  |
|                            |   | *介護概論Ⅱ            |     | 2  |  |
|                            |   | *介護技術             |     | 1  |  |
|                            |   | *基礎生活支援技術Ⅰ        |     | 1  |  |
|                            |   | *基礎生活支援技術Ⅱ        |     | 1  |  |
|                            |   | *社会福祉援助技術実習       |     | 4  |  |
| *介護実習Ⅱ                     |   | 2                 |     |    |  |
| *介護実習Ⅳ                     |   | 2                 |     |    |  |
| *人体の構造と機能及び疾病Ⅰ             | 2   |                   |     |    |  |
| *こころとからだのしくみ               |   | 2                 |     |    |  |
| *人体の構造と機能及び疾病Ⅱ             |   | 2                 |     |    |  |
| *認知症の理解Ⅱ                   |   | 2                 |     |    |  |
| *障害の理解                     |   | 2                 |     |    |  |
| 社                          | (情報機器及び教材の活用を含む)<br>各教科の指導法                         | *福祉科教育法Ⅰ          | 2   |    |  |
|                            |   | *福祉科教育法Ⅱ          | 2   |    |  |
| 学<br>科                     | 解に<br>関す<br>る科<br>目                                 | *教育原論             | 2   |    |  |
|                            |   | 教職論               | 2   |    |  |
|                            |   | *教育制度論            | 2   |    |  |
|                            |   | *教育心理学            | 2   |    |  |
|                            |   | 特別の支援を要する児童・生徒の理解 | 1   |    |  |
|                            | *教育課程論  | 1                 |     |    |  |
|                            | 道徳、総合的な学習の時間、<br>等の指導法及び生徒指導、<br>教育相談等に関する科目        | 総合的な学習の時間の指導法     | 1   |    |  |
|                            |   | 特別活動論             | 1   |    |  |
|                            |   | 教育方法論             | 2   |    |  |
|                            |   | 生徒指導論             | 2   |    |  |
| 教育相談                       |   | 2                 |     |    |  |
| 進路指導論                      | 1   |                   |     |    |  |
| 関<br>する<br>科<br>目          | 教育実習事前事後指導  | 1                 |     |    |  |
|                            | 教育実習（高）   | 2                 |     |    |  |
|                            | 教職実践演習（中・高）   | 2                 |     |    |  |
| 設<br>定<br>す<br>る<br>科<br>目 | 大<br>学<br>が<br>独<br>自<br>に                          | *生涯学習論            |     | 2  |  |
| 計                          |   |                   | 44  | 38 |  |

学  
則

別表 11 スポーツ健康福祉学科の中学校保健体育科免許に係る授業科目及び単位数（第7条第3項関係）

| 学科   | 学科目   | 授 業 科 目               | 単位数 |    | 備 考  |
|--|---|-----------------------|-----|----|--|
|  |   |                       | 必修  | 選択 |  |
| ス<br>ポ<br>ー<br>ツ<br>健<br>康<br>福<br>祉<br>学<br>科           | 教<br>科<br>に<br>関<br>す<br>る<br>専<br>門<br>的<br>事<br>項 | *運動方法学演習 1 (体づくり)     | 1   |    | *印は別表3に掲げている授業科目と重複掲示を示す。<br><br>これら2科目より1科目1単位<br>} 選択必修<br>これら2科目より1科目1単位<br>} 選択必修<br><br>これら3科目より1科目2単位<br>} 選択必修<br><br>小児保健を含む |
|  |   | *運動方法学演習 2 (器械運動)     | 1   |    |  |
|  |   | *運動方法学演習 3 (陸上)       | 1   |    |  |
|  |   | *運動方法学演習 4 (水泳)       | 1   |    |  |
|  |   | *運動方法学演習 5 (バスケットボール) |     | 1  |  |
|  |   | *運動方法学演習 6 (サッカー)     |     | 1  |  |
|  |   | *運動方法学演習 7 (柔道)       |     | 1  |  |
|  |   | *運動方法学演習 8 (剣道)       |     | 1  |  |
|  |   | *運動方法学演習 9 (ダンス)      | 1   |    |  |
|  |   | *運動方法学演習 14 (バレーボール)  | 1   |    |  |
|  |   | *運動方法学演習 16 (ソフトボール)  | 1   |    |  |
|  |   | *運動学 (運動方法学を含む)       | 2   |    |  |
|  |   | *スポーツ社会学              | 2   |    |  |
|  |   | *スポーツ心理学              |     | 2  |  |
|  |   | *バイオメカニクス             |     | 2  |  |
|  |   | *スポーツ行政学              |     | 2  |  |
|  |   | *生理学 (運動生理学を含む)       | 2   |    |  |
|  |   | *スポーツ栄養学              |     | 2  |  |
|  |   | *運動処方                 |     | 2  |  |
|  | *衛生学 (公衆衛生学を含む)                                     | 2                     |     |    |  |
|  | *学校保健   | 2                     |     |    |  |
|  | *精神保健学 I  | 2                     |     |    |  |
|  | *精神保健学 II   |                       | 2   |    |  |
|  | *救急処置 (学校安全を含む)                                     | 2                     |     |    |  |
|  | (情報機器及び教材の活用を含む)                                    | *保健体育科教育法 I           | 2   |    |  |
|  |   | *保健体育科教育法 II          | 2   |    |  |
|  |   | *保健体育科教育法 III         | 2   |    |  |
| *保健体育科教育法 IV   |   | 2                     |     |    |  |
| に<br>関<br>す<br>る<br>科<br>目                               | *教育原論   | 2                     |     |    |  |
|  | *教職論  | 2                     |     |    |  |
|  | *教育制度論  | 2                     |     |    |  |
|  | *教育心理学  | 2                     |     |    |  |
|  | *特別の支援を要する児童・生徒の理解                                  | 1                     |     |    |  |
|  | *教育課程論  | 1                     |     |    |  |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目                      | *道徳教育指導論  | 2                     |     |    |  |
|  | *総合的な学習の時間の指導法                                      | 1                     |     |    |  |
|  | *特別活動論  | 1                     |     |    |  |
|  | *教育方法論  | 2                     |     |    |  |
|  | *生徒指導論  | 2                     |     |    |  |
|  | *教育相談   | 2                     |     |    |  |
|  | *進路指導論  | 1                     |     |    |  |
| 教<br>育<br>実<br>践<br>に<br>関<br>す<br>る<br>科<br>目           | *教育実習事前事後指導   | 1                     |     |    |  |
|  | *教育実習   | 4                     |     |    |  |
|  | *教職実践演習 (中・高)                                       | 2                     |     |    |  |
| 大<br>学<br>が<br>独<br>自<br>に<br>設<br>定<br>す<br>る<br>科<br>目 | *生涯学習論  |                       | 2   |    |  |
|  | *教育実習基礎演習   |                       | 2   |    |  |
| 計  |   |                       | 57  | 20 |  |

別表 12 スポーツ健康福祉学科の高等学校保健体育科免許に係る授業科目及び単位数（第7条第3項関係）

| 学科   | 学科目   | 授 業 科 目             | 単位数        |    | 備 考  |  |
|--|---|---------------------|------------|----|--|--|
|  |   |                     | 必修         | 選択 |  |  |
| ス<br>ポ<br>ー<br>ツ<br>健<br>康<br>福<br>祉<br>学<br>科 | 教<br>科<br>に<br>関<br>す<br>る<br>専<br>門<br>的<br>事<br>項 | *運動方法学演習1（体づくり）     | 1          |    | *印は別表3に掲げている授業科目と重複掲示を示す。<br><br>これら2科目より1科目1単位<br>} 選択必修<br>これら2科目より1科目1単位<br>} 選択必修<br><br>これら3科目より1科目2単位<br>} 選択必修<br><br>小児保健を含む |  |
|  |   | *運動方法学演習2（器械運動）     | 1          |    |  |  |
|  |   | *運動方法学演習3（陸上）       | 1          |    |  |  |
|  |   | *運動方法学演習4（水泳）       | 1          |    |  |  |
|  |   | *運動方法学演習5（バスケットボール） |            | 1  |  |  |
|  |   | *運動方法学演習6（サッカー）     |            | 1  |  |  |
|  |   | *運動方法学演習7（柔道）       |            | 1  |  |  |
|  |   | *運動方法学演習8（剣道）       |            | 1  |  |  |
|  |   | *運動方法学演習9（ダンス）      | 1          |    |  |  |
|  |   | *運動方法学演習14（バレーボール）  | 1          |    |  |  |
|  |   | *運動方法学演習16（ソフトボール）  | 1          |    |  |  |
|  |   | *運動学（運動方法学を含む）      | 2          |    |  |  |
|  |   | *スポーツ社会学            | 2          |    |  |  |
|  |   | *スポーツ心理学            |            | 2  |  |  |
|  |   | *バイオメカニクス           |            | 2  |  |  |
|  |   | *スポーツ行政学            |            | 2  |  |  |
|  |   | *生理学（運動生理学を含む）      | 2          |    |  |  |
|  |   | *スポーツ栄養学            |            | 2  |  |  |
|  |   | *運動処方               |            | 2  |  |  |
|  |   | *衛生学（公衆衛生学を含む）      | 2          |    |  |  |
|  |   | *学校保健               | 2          |    |  |  |
|  |   | *精神保健学Ⅰ             | 2          |    |  |  |
|  |   | *精神保健学Ⅱ             |            | 2  |  |  |
|  |   | *救急処置（学校安全を含む）      | 2          |    |  |  |
|  |   | （情報機器及び教材の活用を含む。）   | *保健体育科教育法Ⅰ | 2  |  |  |
|  |   |                     | *保健体育科教育法Ⅱ | 2  |  |  |
|  |   | 教育の基礎的理解に関する科目      | *教育原論      | 2  |  |  |
| *教職論   | 2   |                     |            |    |  |  |
| *教育制度論   | 2   |                     |            |    |  |  |
| *教育心理学   | 2   |                     |            |    |  |  |
| *特別の支援を要する児童・生徒の理解                             | 1   |                     |            |    |  |  |
| *教育課程論   | 1   |                     |            |    |  |  |
| 道徳、総合的な学習の時間、教育相談等に関する科目                       | *総合的な学習の時間の指導法                                      | 1                   |            |    |  |  |
|  | *特別活動論  | 1                   |            |    |  |  |
|  | *教育方法論  | 2                   |            |    |  |  |
|  | *生徒指導論  | 2                   |            |    |  |  |
|  | *教育相談   | 2                   |            |    |  |  |
|  | *進路指導論  | 1                   |            |    |  |  |
| 教育実践に関する科目                                     | *教育実習事前事後指導   | 1                   |            |    |  |  |
|  | *教育実習   | 4                   |            |    |  |  |
|  | *教職実践演習（中・高）  | 2                   |            |    |  |  |
| 大学が独自に設定する科目                                   | *生涯学習論  |                     | 2          |    |  |  |
|  | *教育実習基礎演習   |                     | 2          |    |  |  |
|  | 計   | 51                  | 20         |    |  |  |

別表 13 子ども学科の幼稚園教諭免許に係る授業科目及び単位数（第7条第3項関係）

| 学科  | 学科目               | 授 業 科 目        | 単位数 |    | 備 考                       |
|---|-------------------|----------------|-----|----|---------------------------|
|   |                   |                | 必修  | 選択 |                           |
| 子<br>ど<br>も<br>学<br>科                       | 領域に関する<br>専門的事項   | *国語            | 2   |    | *印は別表6に掲げている授業科目と重複揭示を示す。 |
|   |                   | *算数            |     | 2  |                           |
|   |                   | *生活            |     | 2  |                           |
|   |                   | *音楽            |     | 2  |                           |
|   |                   | *ピアノ           |     | 2  |                           |
|   |                   | *図画工作          |     | 2  |                           |
|   |                   | *体育            |     | 2  |                           |
|   | (情報機器及び教材の活用を含む。) | *保育内容総論        | 2   |    |                           |
|   |                   | *保育内容指導法（健康）   | 2   |    |                           |
|   |                   | *保育内容指導法（人間関係） | 2   |    |                           |
| *保育内容指導法（環境）                                |                   | 2              |     |    |                           |
| *保育内容指導法（言葉）                                |                   | 2              |     |    |                           |
| *保育内容指導法（表現）                                |                   | 2              |     |    |                           |
| *音楽表現指導法                                    |                   |                | 2   |    |                           |
| *造形表現指導法                                    |                   | 2              |     |    |                           |
| 教育の基礎的理解に<br>関する科目                          | *教育基礎論            | 2              |     |    |                           |
|   | *教師論              | 2              |     |    |                           |
|   | *教育行政学            | 2              |     |    |                           |
|   | *発達心理学            | 2              |     |    |                           |
|   | *特別の支援を要する子どもの理解  | 1              |     |    |                           |
|   | *幼児教育課程論          | 1              |     |    |                           |
| 道徳、総合的な学習の時間<br>等の指導法及び生徒指導、<br>教育相談等に関する科目 | *幼児教育方法論          | 1              |     |    |                           |
|   | *幼児理解の理論と方法       | 1              |     |    |                           |
|   | *教育相談の基礎と方法       | 2              |     |    |                           |
| 教育実践に<br>関する科目                              | *幼稚園教育実習指導        | 1              |     |    |                           |
|   | *幼稚園教育実習Ⅰ         | 2              |     |    |                           |
|   | *幼稚園教育実習Ⅱ         | 2              |     |    |                           |
|   | *保育・教職実践演習（幼・小）   | 2              |     |    |                           |
| 大学が独自に<br>設定する科目                            | *生涯学習論            |                | 2   |    |                           |
|   | *子育て支援            |                | 2   |    |                           |
|   | *子どもの食育           |                | 2   |    |                           |
|   | *環境教育論            |                | 2   |    |                           |
|   | *子ども学総論           |                | 2   |    |                           |
| 計   |                   |                | 35  | 28 |                           |



別表 14 子ども学科の小学校教諭免許に係る授業科目及び単位数（第7条第3項関係）

| 学科          | 学科目                                 | 授 業 科 目          | 単位数 |    | 備 考                                    |
|-------------|-------------------------------------|------------------|-----|----|--|
|             |                                     |                  | 必修  | 選択 |  |
| 子           | 教科に関する専門的事項                         | *国語              | 2   |    | 書写を含む<br><br>*印は別表6に掲げている授業科目と重複掲示を示す。 |
|             |                                     | *社会              |     | 2  |  |
|             |                                     | *算数              |     | 2  |  |
|             |                                     | *理科              |     | 2  |  |
|             |                                     | *生活              |     | 2  |  |
|             |                                     | *音楽              |     | 2  |  |
|             |                                     | *ピアノ             |     | 2  |  |
|             |                                     | *図画工作            |     | 2  |  |
|             |                                     | *家庭              |     | 2  |  |
|             |                                     | *体育              |     | 2  |  |
|             |                                     | *英語              |     | 2  |  |
|             |                                     | *国語科演習           |     | 2  |  |
|             |                                     | *社会科演習           |     | 2  |  |
|             |                                     | *算数科演習           |     | 2  |  |
|             |                                     | *理科演習            |     | 2  |  |
| ど           | 各教科の指導法及び教材の活用を含む。)                 | *国語科指導法          | 2   |    |  |
|             |                                     | *社会科指導法          | 2   |    |  |
|             |                                     | *算数科指導法          | 2   |    |  |
|             |                                     | *理科指導法           | 2   |    |  |
|             |                                     | *生活科指導法          | 2   |    |  |
|             |                                     | *音楽科指導法          | 2   |    |  |
|             |                                     | *図画工作科指導法        | 2   |    |  |
|             |                                     | *家庭科指導法          | 2   |    |  |
|             |                                     | *体育科指導法          | 2   |    |  |
|             |                                     | *英語科指導法          | 2   |    |  |
| 学           | 解に関する科目                             | *教育基礎論           | 2   |    |  |
|             |                                     | *教師論             | 2   |    |  |
|             |                                     | *教育行政学           | 2   |    |  |
|             |                                     | *発達心理学           | 2   |    |  |
|             |                                     | *特別の支援を要する子どもの理解 | 1   |    |  |
|             |                                     | *カリキュラム論         | 2   |    |  |
| 科           | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | *道徳教育の基本と実践      | 2   |    |  |
|             |                                     | *総合的な学習の時間の指導    | 1   |    |  |
|             |                                     | *特別活動の指導         | 1   |    |  |
|             |                                     | *教育の方法と技術        | 2   |    |  |
|             |                                     | *生徒指導の理論と方法      | 1   |    |  |
|             |                                     | *教育相談の基礎と方法      | 2   |    |  |
|             |                                     | *進路指導の理論と方法      | 1   |    |  |
| に教育実践に関する科目 | に教育実践に関する科目                         | *小学校教育実習指導       | 1   |    |  |
|             |                                     | *学校体験活動          |     | 1  |  |
|             |                                     | *小学校教育実習         | 4   |    |  |
|             |                                     | *保育・教職実践演習（幼・小）  | 2   |    |  |
| する科目        | 大学が独自に設定                            | *生涯学習論           |     | 2  |  |
|             |                                     | *子ども学総論          |     | 2  |  |
|             |                                     | *子どもの食育          |     | 2  |  |
|             |                                     | *環境教育論           |     | 2  |  |
| 計           |                                     |                  | 50  | 43 |  |

別表 15 子ども学科の特別支援学校教諭免許に係る授業科目及び単位数（第7条第3項関係）

| 学科                    | 学科目  | 授 業 科 目          | 単位数 |    | 備 考                       |
|-----------------------|--|------------------|-----|----|---------------------------|
|                       |  |                  | 必修  | 選択 |                           |
| 子<br>ど<br>も<br>学<br>科 | 特<br>別<br>支<br>援<br>教<br>育<br>に<br>関<br>す<br>る<br>科<br>目 | *特別支援教育総論        | 2   |    | *印は別表6に掲げている授業科目と重複掲示を示す。 |
|                       |  | *知的障害者の心理・生理・病理  | 2   |    |                           |
|                       |  | *肢体不自由者の心理・生理・病理 | 2   |    |                           |
|                       |  | *病弱者の心理・生理・病理    | 2   |    |                           |
|                       |  | *知的障害者教育         | 2   |    |                           |
|                       |  | *肢体不自由者教育        | 2   |    |                           |
|                       |  | *肢体不自由者教育の理論と実際  | 2   |    |                           |
|                       |  | *病弱者教育           | 2   |    |                           |
|                       |  | *知的障害者教育総論       | 2   |    |                           |
|                       |  | *視覚障害者教育総論       | 1   |    |                           |
|                       |  | *聴覚障害者の言語障害指導    | 1   |    |                           |
|                       |  | *重複障害者教育総論       | 1   |    |                           |
|                       |  | *発達障害者教育総論       | 2   |    |                           |
|                       |  | *特別支援教育実習指導      | 1   |    |                           |
|                       |  | *特別支援教育実習        | 2   |    |                           |
|                       | 計  | 26               |     |    |                           |

別表 16 の 1 子ども学科の保育士資格（別表第 1 児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の指定保育士養成施設の就業教科目及び単位数並びに履修方法）に係る授業科目及び単位数（第 7 条第 3 項関係）

| 学科        | 学科目            | 授 業 科 目        | 単位数 |                 | 備 考                         |            |
|-----------|----------------|----------------|-----|-----------------|-----------------------------|------------|
|           |                |                | 必修  | 選択              |                             |            |
| 子         | 保育の本質・目的に関する科目 | *保育原理          | 2   |                 | *印は別表 6 に掲げている授業科目と重複掲示を示す。 |            |
|           |                | *教育基礎論         | 2   |                 |                             |            |
| *子ども家庭福祉  |                | 2              |     |                 |                             |            |
| *社会福祉     |                | 2              |     |                 |                             |            |
| *子ども家庭支援論 |                | 2              |     |                 |                             |            |
| *社会的養護 I  |                | 2              |     |                 |                             |            |
| *教師論      |                | 2              |     |                 |                             |            |
| ど         | 保育の対象の理解に関する科目 | *発達心理学         | 2   |                 |                             |            |
|           |                | *子ども家庭支援の心理学   | 2   |                 |                             |            |
|           |                | *子どもの理解と援助     | 1   |                 |                             |            |
|           |                | *子どもの保健        | 2   |                 |                             |            |
|           |                | *子どもの食と栄養      | 2   |                 |                             |            |
| も         | 保育の内容・方法に関する科目 | *幼児教育課程論       |     | 1               |                             | 6 単位以上選択必修 |
|           |                | *幼児教育方法論       |     | 1               |                             |            |
|           |                | *保育内容総論        | 2   |                 |                             |            |
|           |                | *保育内容指導法（健康）   |     | 2               |                             |            |
|           |                | *保育内容指導法（人間関係） |     | 2               |                             |            |
|           |                | *保育内容指導法（環境）   |     | 2               |                             |            |
|           |                | *保育内容指導法（言葉）   |     | 2               | 4 単位以上選択必修                  |            |
|           |                | *保育内容指導法（表現）   |     | 2               |                             |            |
|           |                | *音楽表現指導法       |     | 2               |                             |            |
|           |                | *リズム表現指導法      |     | 2               |                             |            |
|           |                | *造形表現指導法       |     | 2               |                             |            |
|           |                | 学              |     | *乳児保育 I         | 2                           |            |
|           |                |                |     | *乳児保育 II        | 1                           |            |
|           |                |                |     | *子どもの健康と安全      | 1                           |            |
|           |                |                |     | *障害児保育          | 2                           |            |
|           |                |                |     | *社会的養護 II       | 1                           |            |
|           |                |                |     | *子育て支援（基礎）      | 1                           |            |
| 科         | 保育実習           |                |     | *保育実習 I（保育所・施設） | 4                           |            |
|           |                |                |     | *保育実習指導 I       | 2                           |            |
|           | 総 合            |                |     | *保育・教職実践演習（幼・小） | 2                           |            |
|           |                |                |     | 計               | 41                          | 18         |

別表 16 の 2 子ども学科の保育士資格（別表第 2 児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の指定保育士養成施設の就業教科目及び単位数並びに履修方法）に係る授業科目及び単位数（第 7 条第 3 項関係）

| 学科                    | 学科目            | 授 業 科 目     | 単位数 |    | 備 考                         |  |
|-----------------------|----------------|-------------|-----|----|-----------------------------|--|
|                       |                |             | 必修  | 選択 |                             |  |
| 子<br>ど<br>も<br>学<br>科 | 保育の本質・目的に関する科目 | *子ども学総論     |     | 2  | *印は別表 6 に掲げている授業科目と重複掲示を示す。 |  |
|                       | 保育の対象の理解に関する科目 | *幼児理解の理論と方法 |     | 1  |                             |  |
|                       | 保育の内容・方法に関する科目 | *ピアノ        | 2   |    |                             |  |
|                       |                | *音楽         |     | 2  |                             |  |
|                       |                | *音楽（応用）     |     | 2  |                             |  |
|                       |                | *図画工作       |     | 2  |                             |  |
|                       |                | *図画工作（応用）   |     | 2  |                             |  |
| *体育                   |                |             | 2   |    |                             |  |
| *体育（応用）               |                | 2           |     |    |                             |  |
| *教育相談の基礎と方法           |                | 2           |     |    |                             |  |
| *子どもの文化               |                | 2           |     |    |                             |  |
| *子どもの食育               |                | 2           |     |    |                             |  |
| *子育て支援                |                | 2           |     |    |                             |  |
| 保育実習                  | *保育実習Ⅱ（保育所）    |             |     | 2  | } 2 単位以上選択必修                |  |
|                       | *保育実習Ⅲ（施設）     |             |     | 2  |                             |  |
|                       | *保育実習指導Ⅱ       |             |     | 1  | } 1 単位以上選択必修                |  |
|                       | *保育実習指導Ⅲ       |             |     | 1  |                             |  |
| 計                     |                |             | 2   | 29 | 9 単位以上選択必修（必修及び選択必修単位数を含む）  |  |

別表 17 看護学科の養護教諭免許に係る授業科目及び単位数（第7条第3項関係）

| 学科            | 学科目                                | 授 業 科 目           | 単位数  |    | 備 考  |
|---------------|------------------------------------|-------------------|------|----|--|
|               |                                    |                   | 必修   | 選択 |  |
| 看護学科          | 養護に関する科目                           | * 公衆衛生学           | 2    |    | 予防医学を含む<br><br>食品学を含む<br><br>*印は別表8に掲げている授業科目と重複掲示を示す。<br><br>救急処置を含む<br>救急処置を含む |
|               |                                    | * 疫学              | 2    |    |  |
|               |                                    | * 学校保健概論          | 2    |    |  |
|               |                                    | 養護学概論             | 2    |    |  |
|               |                                    | 健康相談論             | 2    |    |  |
|               |                                    | * 病態栄養学           | 2    |    |  |
|               |                                    | * 看護形態機能学Ⅰ        | 2    |    |  |
|               |                                    | * 看護形態機能学Ⅱ        | 2    |    |  |
|               |                                    | * 免疫と感染           | 2    | 2  |  |
|               |                                    | * 臨床薬理学           |      | 2  |  |
|               |                                    | * 精神看護学概論         | 2    |    |  |
|               |                                    | * 看護学原論           | 2    |    |  |
|               |                                    | * 生活支援技術論         | 2    |    |  |
|               |                                    | * 成人看護学概論         |      | 2  |  |
|               |                                    | * 母性看護学概論         |      | 2  |  |
|               |                                    | * 小児看護学概論         | 2    |    |  |
|               |                                    | * フィジカルアセスメント     | 2    |    |  |
|               | * 精神看護学実習                          | 2                 |      |    |  |
|               | * 母性看護学実習                          |                   | 2    |    |  |
|               | * 小児看護学実習                          | 2                 |      |    |  |
|               | 教育に関する科目                           | 教育の基礎的理解に         | 教育原論 | 2  |  |
|               |                                    | 教職論               | 2    |    |  |
|               |                                    | 教育制度論             | 2    |    |  |
|               |                                    | 教育心理学             | 2    |    |  |
|               |                                    | 特別の支援を要する児童・生徒の理解 | 1    |    |  |
|               |                                    | 教育課程論             | 1    |    |  |
|               | 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳教育指導論           | 2    |    |  |
| 総合的な学習の時間の指導法 |                                    | 1                 |      |    |  |
| 特別活動論         |                                    | 1                 |      |    |  |
| 教育方法論         |                                    | 2                 |      |    |  |
| 生徒指導論         |                                    | 2                 |      |    |  |
| 教育相談          |                                    | 2                 |      |    |  |
| 教育実践に関する科目    | 養護実習事前事後指導                         | 1                 |      |    |  |
|               | 養護実習                               | 4                 |      |    |  |
|               | 教職実践演習（養護教諭）                       | 2                 |      |    |  |
| 大学が独自に設定する科目  | * 生涯学習論                            |                   | 2    |    |  |
| 計             |                                    |                   | 59   | 10 |  |

学  
則



# 大 学 院

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 研究科の教育理念・目標                      |     |
| 研究科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）           | 354 |
| 研究科の教育課程編成・運営方針（カリキュラム・ポリシー）     | 354 |
| 研究科の入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）        | 354 |
| 健康栄養学専攻                          | 355 |
| 臨床心理学専攻                          | 356 |
| リハビリテーション学専攻                     | 357 |
| 子ども学専攻                           | 358 |
| 地域生活支援学専攻・博士前期課程                 | 359 |
| 地域生活支援学専攻・博士後期課程                 | 360 |
| 大学院基本事項                          |     |
| 学生への連絡、広報                        | 361 |
| 学生証・学籍番号                         | 361 |
| 学籍異動                             | 362 |
| 住所・保証人等の変更                       | 363 |
| 修業年限及び在学年限                       | 363 |
| 学年、学期及び休業日                       | 363 |
| 授業科目・履修方法等                       | 364 |
| ※各専攻等の学修到達目標と学修成果・科目系統図および開講科目一覧 |     |
| 学修到達目標と学修成果（健康栄養学専攻）             | 367 |
| 科目系統図 健康栄養学専攻                    | 368 |
| 健康栄養学専攻開講科目一覧                    | 369 |
| 学修到達目標と学修成果（臨床心理学専攻）             | 370 |
| 科目系統図 臨床心理学専攻                    | 371 |
| 臨床心理学専攻開講科目一覧                    | 372 |
| 学修到達目標と学修成果（リハビリテーション学専攻）        | 373 |
| 科目系統図 リハビリテーション学専攻               | 374 |
| リハビリテーション学専攻開講科目一覧               | 375 |
| 学修到達目標と学修成果（子ども学専攻）              | 376 |
| 科目系統図 子ども学専攻                     | 377 |
| 子ども学専攻開講科目一覧                     | 378 |
| 学修到達目標と学修成果（地域生活支援学専攻博士前期課程）     | 379 |
| 科目系統図 地域生活支援学専攻博士前期課程            | 380 |
| 地域生活支援学専攻博士前期課程開講科目一覧            | 381 |
| 学修到達目標と学修成果（地域生活支援学専攻博士後期課程）     | 382 |
| 科目系統図 地域生活支援学専攻博士後期課程            | 383 |
| 地域生活支援学専攻博士後期課程開講科目一覧            | 384 |
| 講義時間                             | 385 |
| 公認心理師受験資格【臨床心理学専攻】               | 385 |
| 臨床心理士受験資格【臨床心理学専攻】               | 386 |
| 小学校教諭専修免許状、幼稚園教諭専修免許状【子ども学専攻】    | 387 |
| 単位修得                             | 388 |

## 研究科の教育理念・目標

西九州大学大学院健康福祉学研究科修士課程は、1999年（平成11年）に健康福祉学部を基に開設した後、2002年（平成14年）に臨床心理コース、2009年（平成21年）にリハビリテーションコースを設置し、健康福祉学研究科修士課程の充実を図ってきた。本学の修士課程は、健康福祉領域の社会的課題に最新の知識・技能で取り組む高度専門職業人の養成を行なうとともに、高度専門職業人としての学識、技術を身につけ、後継者を育てる高い教育力のある人材の養成に取り組んできた。

しかしながら、長寿社会を迎えた我が国では、少子高齢化や自殺などの問題が顕在化し、社会環境が変化する中で健康な生活をめぐる問題は深刻さを増し、その解決のためには高度な専門性と、人間や社会のあり方についての豊かな学識が必要となった。また、医療や福祉分野の制度改革が急速な勢いで行なわれ、健康福祉に関する諸分野の学問・研究の進歩も目まぐるしく、本学の健康福祉学研究科が目指す高度な実務能力と研究力を身につけるには、健康福祉学の枠組みのみでは対応が困難となってきた。

そこで、現代的な諸課題により対応していくために、現在研究科が持つ、健康栄養学、社会福祉学、臨床心理学、リハビリテーション学の観点を有機的に統合し、人の生活を支援するという研究教育理念のもとに、自立生活の促進を進める生活支援及び生活支援科学というキーワードで研究科全体を捉え直すこととした。つまり、従来の教育研究理念を基盤にしながらも、学部と大学院との教育・研究体制の緊密な連携を図る見地から、平成26年度より健康栄養学、健康福祉学、臨床心理学、リハビリテーション学と、各専攻を独立させ、研究科名称を健康福祉学研究科から生活支援科学研究科へと改めた。さらに、平成27年度より、健康福祉学専攻を地域生活支援学専攻と名称を変更するとともに、新たに博士前期課程及び博士後期課程に再編することになった。併せて、子ども学専攻を設置することになり、文字通り、全学部と大学院との教育・研究体制の緊密な連携を図る体制となった。

本大学院では、地域の自然や文化を愛し、人類文化・思想の多様性を受け入れ、豊かなコミュニケーション能力、専門的知識・技能を駆使して、グローバル化、高齢化・人口減少社会等によってもたらされた新しい課題の解決に向けた実践及び研究を志向し、「地域生活を支援し、創造することができる高度の専門職業人及び研究者」を育てることを、教育の理念・目標として定める。

西九州大学大学院は、以上の理念・目標を踏まえて、大学院としての学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定めるとともに、専攻及び課程ごとの学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定める。

### 【研究科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）】

西九州大学大学院は、大学院の教育理念・目標を踏まえ、地域で生活する人々の生活を支援するために必要な各専攻及び課程で定められた科目を所定の単位修得し、修士論文及び博士論文の審査及び最終試験に合格した者に、各専門領域に応じた学位を授与する。

### 【研究科の教育課程編成・運営方針（カリキュラム・ポリシー）】

#### 教育課程編成の方針

1. 西九州大学大学院は、大学院の教育理念・目標を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。
2. 西九州大学大学院の教育課程の編成に当たっては、地域で生活する人々の生活を支援するために必要な研究技法を教授するとともに、各専攻及び課程に係る高度な専門職業人及び研究者として活躍するために必要な専門的知識、技能を取得できるよう科目を適切に配置する。

#### 教育課程運営の方針

西九州大学大学院は「学位授与の方針」に定めた、修了時までには修得すべき知識・能力等が、カリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため履修モデル等で明示する。

### 【研究科の入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）】

#### 入学者選抜の基本方針

西九州大学大学院の教育理念・目標に則り、地域の人々の生活を支援するために必要な専門分野の学理を深く探求したいと希望する者及び多角的な視点から実践研究を希望する者に門戸を開いている。そのために、各専攻及び課程の特性に応じた適切な方法で入学者選抜を実施し、大学院教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的・総合的かつ公正に評価し、積極的に受け入れる。



## 健康栄養学専攻

### 教育理念・目標

栄養は生命の維持にとって基本的な要素であり、生涯を通じて、健康の維持増進、疾病予防、疾病治療など、さまざまな状態における食事のあり方が重要である。これらに対応するためには、科学的根拠に基づく個別の栄養ケアや地域に応じた栄養施策が必要となる。また、理論を実践するには、人間を理解するための行動科学や人々を取り巻く社会環境を理解しなければならない。本専攻においては、栄養学の実践に照準を定め、地域で生活する人々への生活支援としての栄養ケアのためのエビデンスの構築と、エビデンスに基づいた実践活動ができる人材を育てる事を教育の理念・目標として定める。

### 【学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）】

健康栄養学専攻は、本専攻の教育理念・目標を踏まえ、地域で生活する人々の生活の支援としての栄養ケアの実践と検証のために必要な科目として、必修科目10単位、選択科目より20単位以上、合計30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に、修士（健康栄養学）の学位を授与する。

### 【教育課程編成・運営方針（カリキュラム・ポリシー）】

#### 教育課程編成の方針

本専攻では、健康栄養学を基盤として、栄養学の実践としての生活支援を行うことができる高度な専門的技術者の養成を行う。学部で身につけた栄養学の知識を基礎として、現状の分析に基づいた個別の栄養ケアと、他職種の専門分野を理解した包括的な栄養ケアが実践できるようになることを目指すために次のような教育課程編成をおこなう。

- ・生活支援科学特論を、他専攻の学生と共に学ぶことで、生活支援科学を俯瞰的に捉える視点を養う。
- ・学部レベルの学問をさらに深化させるための専門科目を基礎分野から専門分野まで幅広く配置している。
- ・これらの講義と平行して、入学当初から栄養学に関わる研究テーマを設定し、指導教員のもとで研究の計画、実施、論文作成を行い、研究の方法を身につける。
- ・ティーチングアシスタント制度によって、教育の一端を担うことにより、教育の実施方法や教材等の作成の体験ができるような体制を整えている。

#### 教育課程運営の方針

上記の教育課程を、カリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため履修モデル等で明示する。

### 【入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）】

健康栄養学専攻では、以下のいずれかの要件を満たす者を積極的に受け入れる。

- (1) 栄養学に関する専門職としての高度な実践力を磨きたい者。
- (2) 栄養系の資格をもとに実践現場で活躍している者で、現場から醸成された実際的な問題を解決したいと考えている者。
- (3) 栄養学について深く学び、研究したいと考える者。

## 臨床心理学専攻

### 教育理念・目標

健康と福祉という健康福祉学研究科の理念をさらに発展させ、人が地域社会において豊かで自立した生活が可能となるためには、人の生活を科学する「生活支援科学」というコンセプトのもと、支援対象者の「心の領域」を支える心理的支援が重要である。したがって臨床心理学専攻では、「現代社会における心の相談・支援のための高い倫理観を有し、臨床心理学の精深な学識に基づいた豊かな人間理解力を身につけるとともに、それを活かした臨床実践ができる高度専門職業人を養成する。」ことを教育理念・目標として定める。

### 【学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）】

臨床心理学に関するさまざまな理論や専門的知識を修得するとともに、深い人間理解と高い倫理観に基づいた実践的技能を身につけ、現代社会における「心の専門家」として臨床実践能力を修得した者に、修士（臨床心理学）の学位を授与する。

### 【教育課程編成・運営方針（カリキュラム・ポリシー）】

#### 教育課程編成の方針

臨床心理学専攻では、高い倫理観と豊かな人間理解と支援のための高度な学識と実践力、さらに臨床実践研究のための能力を備えた「心の相談・支援の専門家」として活躍できる人材を養成するために、「共通」、「基礎分野」、「展開分野」、「研究演習」の4分野からなる教育課程を編成している。

本専攻では、公認心理師の受験資格を得るために必要な科目、および臨床心理士受験資格取得の要件となる必修科目と選択科目を「基礎分野」と「展開分野」に配置している。なお、本専攻は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第1種指定大学院に認可されている。

#### 教育課程の運営方針

具体的には、大学院生自らが目指す領域に焦点を当てさせ、共通科目（必修）2単位、基礎分野9科目16単位、展開科目17科目から5科目以上10単位以上、研究演習8単位の合計36単位以上を修得し、必要な研究指導を受け修士論文の審査最終試験に合格することを履修要件としている。本専攻では、臨床心理学を体系的に学び、心の専門家としての高度な知識と技術をより専門的に修得できるように履修モデル等で明示している。

### 【入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）】

本専攻は、専門分野の学理を探究したいと希望する者とともに、多角的な視点から臨床実践研究を行うことを希望する者にも門戸を開いている。本専攻の入学者選抜にあたっては、以下の要件を満たす者を積極的に受け入れていく。

1. 人間や社会に強い関心を持ち、心理学に関する学問的基礎知識のある者。
2. 臨床心理学についての高度な専門的知識と理論・技能を習得して、臨床研究活動や実践活動を通して社会に貢献したいと考えている者。
3. 本専攻において、公認心理師受験資格を得ようとするものは、学部において公認心理師受験資格に必要な25科目を修得しておくこと。

## リハビリテーション学専攻

### 教育理念・目標

健康と福祉という健康福祉学研究科の理念をさらに発展させ、人の生活を科学し人の生活を支援するという生活支援科学のコンセプトのもと、理学療法または作業療法に関する高度な知識や技能を身につけ、特に障害のある人の社会参加や地域生活支援を実践する能力を備えたりハビリテーション分野における高度専門職業人の養成を目的とする。また、リハビリテーションに関する研究をすすめることができ、関連専門職種の特長を理解し、チームにおいて指導的役割を果たすことができる理学療法士、作業療法士を養成することを教育理念・目標として定める。

### 【学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）】

理学療法または作業療法に関する高度な知識や技能を身につけ、リハビリテーションに関する研究をすすめることができ、障害のある人の社会参加や地域生活支援を実践できる能力を修得し、必修科目14単位、展開分野の3領域の特論の中から、自らが専攻する領域から3科目6単位以上、合計30単位以上を修得し、修士論文の審査及び試験に合格した者に修士（リハビリテーション学）の学位を授与する。

### 【教育課程編成・運営方針（カリキュラム・ポリシー）】

#### 教育課程編成の方針

リハビリテーション学専攻は、障害のある人の社会参加や地域生活支援の実践に必要な知識・技能および研究能力を修得できるよう適切に科目を配置する。

1. 種々の障害により地域や在宅での生活継続が困難な人びとの、社会参加や地域生活支援を実践するために必要な科目を配置する。
2. リハビリテーション研究の基礎を学び、理学療法、作業療法および関連学問領域の最新の動向を学ぶ科目を配置する。
3. リハビリテーション支援を身体機能障害領域、認知・精神機能障害領域、生活機能障害領域の3つの領域から捉え、領域毎にそれぞれの観点から研究する科目を配置する。

#### 教育課程運営の方針

障害のある人の社会参加や地域生活支援の実践に必要な知識・技能および研究能力等が、カリキュラム体系の中でどのように養成されるのか履修モデル等で明示する。

### 【入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）】

本専攻は入学者選抜に当たって、専門分野の学理を探究するとともにさらに研究を深化させたいと希望し、以下の要件のいずれかを満たす者を積極的に受け入れる。

1. リハビリテーション系学部・学科等において専門教育を受け、さらに高度な専門職としての知識・技術を継続・深化させたいと希望する者。
2. 理学療法士または作業療法士の資格をもとに各実践現場で活躍し、現場から醸成された実際的な問題意識をもつ者。
3. リハビリテーション学について深く学び、研究したいと考える者。

## 子ども学専攻

### 教育理念・目標

人の人生をトータルにとらえ自立を保障・促進するための支援の理論化、体系化をめざす生活支援科学研究科の教育研究理念のもとで、子ども期の特性に即した支援の在り方を総合的に考究する。したがって、本専攻は、教育学・保育学を基盤に据えて、学校教育における効果的な学習指導の方法を探求すると同時に、子どもの学習活動を成立させるための前提となる子どもの生活実態と生活環境を射程に含め、子どもと家族への福祉的支援や臨床心理的支援、食生活や健康への支援等との関連において、子どもの成長・発達と教育のあり方を学際的に究明することを、目標として定める。

### 【学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）】

子ども学に関する高度な知識や技能を身につけ、教育保育の現場で活用しうるような課題発見力と探究力、問題解決能力を修得し、必修科目 12 単位、選択科目 18 単位、合計 30 単位以上を修得し、修士論文の審査に合格した者に、修士（子ども学）の学位を授ける。

### 【教育課程編成・運営方針（カリキュラム・ポリシー）】

#### 教育課程編成の方針

子ども学専攻は、保育・教育の質的高度化に資する専門的な知識と技能について研究し、現場での実践に応用する能力を育成するよう適切に科目を配置する。

1. 本専攻では、「基幹分野」に子ども研究の基盤を学ぶ「子ども学特論」を配置し、必修科目とする。また、幼児期の子どもの生活支援と教育のあり方を学ぶ「子ども学実践演習Ⅰ（幼児期）」、児童期の子どもの生活支援と教育のあり方を学ぶ「子ども学実践演習Ⅱ（児童期）」を「基幹分野」に配置して選択必修とする。
2. 選択科目として、子どもの教育や生活支援の方法を個別的観点から考究する科目を、「教育分野」「教科・領域分野」「支援分野」に区分して配置する。
3. 小学校教諭専修免許状および幼稚園教諭専修免許状を取得できる課程を設け、教育学・心理学の基礎理論を深化して各教科・領域の指導法を開発するとともに、教育現場の今日的課題に対応しうる高度な応用力、課題解決能力を育成する科目を配置する。

#### 教育課程運営の方針

本専攻では、上記 1 で明記した 3 科目を「基幹分野」とし、「教育分野」「教科・領域分野」「支援分野」の各分野から、学生の目的意識に即して、最低 1 科目、合計 9 科目を選択して履修することを、履修モデルで明示している。

### 【入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）】

本専攻は入学選抜に当たって、専門分野の学理を探求したいと希望する者とともに、多角的な視点から実践研究を行うことを希望する者にも門戸を開いている。本専攻の入学者選抜にあたっては、以下の要件を満たすものを積極的に受け入れたい。

- (1) 子ども学系、教育学系、保育系の学部・学科において教育学、保育学の専門教育を受け、さらに高度な専門職業人となるために知識・技能を深化させたいと希望する者。
- (2) 小学校、幼稚園、保育所、児童福祉施設等で子どもの教育・保育に従事し、さらに高度な専門職業人としての能力を磨きたいと希望する者。
- (3) 子育てサポートセンターや学童保育、子育て NPO 等で子育て支援事業等に参画し、子育て支援リーダーとしての専門的能力を身に付けたいと希望する者。
- (4) 子どもと子どもの教育、子育てに対して強い関心を持ち、保育・教育分野における専門的知識と技能の習得のうえに、研究活動や実践活動を通して社会に貢献したいと希望する者。

## 地域生活支援学専攻・博士前期課程

### 教育理念・目標

地域生活支援学専攻博士前期課程では、複雑な現代社会における人々の社会生活上の困難や問題の解決・緩和・抑止・予防をはかる生活支援の基盤を支える社会福祉学の原理や仕組み、政策と実践等に関する体系的な知識、関連する隣接領域の知識の習得を通じて、多角的な視点から生活支援とは何かを追究する。特に人が地域で暮らすとはどのようなことか、地域生活支援として他者の生活や人生に関与することの意味を深く考え、生活支援科学の研究能力を培うことを通じて、地域生活支援学に関する高度な専門的知識と技能を備えた高度専門職業人を育成することを教育理念・目標として定める。

### 【学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）】

地域生活支援学に関する高度な知識や技能と多角的な視点から地域の生活支援を実践できる能力を身に付け、必修科目 10 単位以上、選択単位 20 単位以上、合計 30 単位以上を修得し、修士論文の審査及び試験に合格した者について、修士（生活支援学）の学位を授与する。

### 【教育課程編成・運営方針（カリキュラム・ポリシー）】

#### 教育課程編成の方針

本専攻教育課程では、複雑な現代社会での人の生活支援の基盤を支える社会福祉学の原理や仕組みを多角的な視点から学び地域生活支援に関する専門的知識・技能および研究能力を修得できるように適切に科目を配置する。

1. 地域生活支援科学の研究手法、隣接領域等に関する科目から地域生活支援学の基礎が学べるよう配置する。
2. 地域生活支援を多角的に分析・検討・考察できるように設定し、豊かで実践的な視点を養い生活支援専門職の実践力を高めるよう工夫する。
3. 研究指導により修士論文を作成し、地域生活支援学の研究能力を培うように設定する。

#### 教育課程運営の方針

本専攻では、4つの領域(1)共通分野（必修）1科目、(2)基礎分野 10科目、(3)展開分野 9科目、(4)研究演習 1科目として配慮された合計 21科目のなかから、合計 30単位を最低限履修することを要件としている。履修においては、地域生活支援の実践に必要な知識・技能および研究能力等が、カリキュラム体系の中でどのように養成されているのか履修モデル等で明示している。

### 【入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）】

#### 入学者受け入れの基本方針

本専攻は、専門分野の学理を探究したいと希望する者とともに、多角的な視点から実践研究を行うことを希望する者にも門戸を開いている。本専攻は入学者選抜にあたって、以下の要件を満たすものを積極的に受け入れたい。

1. 人々が営む生活や、その人々が生活する地域や社会に強い関心を持ち、社会福祉や健康スポーツに関する学問的基礎知識のある者。
2. 社会福祉についての、高度な専門的知識と理論・技能を修得して、研究活動や実践活動をとおして社会に貢献したいと考えている者。

## 地域生活支援学専攻・博士後期課程

### 教育理念・目標

地域生活支援学専攻博士後期課程では、社会福祉学を基盤にわが国社会の喫緊の課題である地域再生・創生のために必要とされる高度の専門知識や社会的技術を開発し、複合的・重層的・多層的な視角から、それらを実践に適用する能力をもつ地域生活支援学の研究者を養成することである。地域生活支援学という新たな学問領域の開拓と確立、その実践研究に寄与する人材の輩出を教育の理念・目標として定める。

### 【学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）】

提出された博士論文が、「論文テーマの重要性・独創性」、「先攻研究及び関連研究のレビュー及び理解」、「研究方法の独創性並びに妥当性」、「論文の構成」、「論述の一貫性と体系性」、「引用・参考文献の適切性並びに記述の様式」において適正に処理されているかどうかを考慮し、かつ当該論文の内容が独創性を持ち、地域生活支援学研究の発展に寄与するものとなっているか否かを総合的に判断して行い、かつ最終試験に合格した者について、博士（生活支援学）の学位を授与する。

### 【教育課程編成・運営方針（カリキュラム・ポリシー）】

#### 教育課程編成の方針

本専攻教育課程では、社会福祉学を基盤としつつ、地域生活支援や地域再生、創生に関連する学術領域から構成し、2つの観点を備える自立的な研究者及び実践的実務的な研究者の育成を進めることのできる体系化を図っている。特に、多くの複雑な要因が絡み合う地域生活支援、地域再生・創生の問題や課題を扱うことから、(1)複合的・重層的・多層的な接近法（視角）、(2)実践的接近法という2つの観点、とその具体的な接近方法を修得するために、研究モデルを設定し、これと繋がる履修モデルを包摂する4つの科目領域を編成している。

#### 教育課程運営の方針

本専攻では、4つの領域(1)原理分野5科目、(2)展開分野6科目、(3)研究演習1科目、(4)特別演習3科目として配置された合計15科目のなかから、必修科目5科目を含む21単位を最低限履修することを要件としている。履修においては、4つの研究モデルと繋がる4つの履修モデルを示して、学生が自らの研究課題意識や進路を考慮して必要と判断する科目をさらに選択し履修することができるようにカリキュラムを編成している。

### 【入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）】

#### 入学者受け入れの基本方針

本専攻は、専門分野の学理を探究したいと希望する者とともに、多角的な視点から実践研究を行うことを希望する者にも門戸を開いている。本専攻は入学者選抜にあたって、以下の要件を満たすものを積極的に受け入れたい。

1. 人々が営む生活や、その人々が生活する地域や社会に強い関心を持ち、社会福祉や地域社会支援、健康支援などに関する学問的基礎知識のある者。
2. 社会福祉についての、高度な専門的知識と理論・技能を修得して、研究活動や実践活動を通して地域社会に貢献したいと考えている者。

## 大学院基本事項

この項目は、学生が承知しておかなければならない基本的な事項を記述しています。大学院学則及びその他の規程等を引用しながら、分りやすく説明します。

### 学生への連絡、広報

大学から皆さんへの連絡は、原則として「院生用掲示板」で行います。院生用掲示板には、教務課、学生支援課から講義その他、大学院生に必要な事項が掲示されています。院生用掲示板は、必ず見てください。

掲示内容については、友人間でも確認や連絡を行い、情報を共有してください。また、「学生呼出し」があった場合は、速やかに関係窓口へ来てください。

なお、「放送」は、緊急時以外には使用しません。

◎院生用掲示板の場所

(神埼キャンパス)

6号館3階大学院自習室

(佐賀キャンパス)

5号館4階大学院自習室

教務課や学生支援課からの連絡は、掲示板のほか、携帯電話やパソコンからも閲覧できる学生ポータルサイトでもお知らせいたします。学生ポータルサイトの利用については、ガイダンス等で説明いたします。(学生便覧 P.44 ~ P.54 参照)

### 学生証・学籍番号

#### 1. 学生証の交付・携帯

学生証は、皆さんが西九州大学大学院の学生であることを証明する大切なものです。学生証は入学時の4月に交付し、有効期間は修了する年度の3月31日までです。在学中は常に携帯し、紛失や他人に悪用されないよう十分に配慮して取り扱ってください。

さらに、学生証は、各種証明書の交付、図書館利用、通学定期、学生割引、校舎への入館、その他呈示請求があった際に必要です。

#### 2. 学生証の紛失、汚損、再交付

紛失、汚損が生じた場合は、直ちに学生支援課に届け出て再交付を受けてください。再交付は、「学生証再交付願」の所定の欄を記入し、事務局に設置の券売機にて必要とする額の証紙(1,500円/1通)を購入及び学生証再交付願へ貼付のうえ、学生支援課へ申し込んでください。

なお、学生証の必要な日(試験等)に不所持の場合は、学生支援課で当日一日に限り有効な「仮学生証」を交付します。※仮学生証の発行は半期に4回限りです。

#### 学籍番号

学籍番号は、修了時まで変わらず、学内の全ての事務がこの番号で処理されます。氏名とともに確実に記入してください。

《学籍番号の配置例》 19・M・001

(ア)(イ)(ウ)

(ア) → 入学年度(西暦下2桁) 2019(2019年度入学)

(イ) →課程等

M→大学院 修士課程及び博士前期課程

D→大学院 博士後期課程

Q→科目等履修生

R→研究生

(ウ) →個人通し番号

## 学籍異動

皆さんは、入学により本学の学生としての身分を有しており、修了によりそれを失いますが、場合によっては、退学や除籍で身分を失うことがあります。いったん入学した以上、修了を目指すのが当然ですが、どうしても退学せざるを得ないといった事情が生ずるかもしれません。また、病気等のためにやむなく休学せざるを得ないといった事態も起こるかもしれません。そのような時は、以下の手続きを適切に行ってください。

### 1. 休学

病気やその他のやむを得ない理由により3か月以上修学できない場合、「休学」の手続きが必要です。休学する場合は、指導教員に相談し所定の用紙（「休学願」）を受け取り必要事項を記入（保証人連署、指導教員の認印必要）した上で、教務課に提出してください。疾病により休学する場合は、必ず医師の「診断書」を添付してください。

休学の期間は、原則として3か月以上1年以内、修士課程・博士前に課程では通算して2年を超えない範囲内、博士後期課程では通算して3年を超えない範囲内となっており（大学院学則第25条）、休学の開始日は願い出日（大学が「休学願」を受理した日）以降となります。

### 2. 復学

休学していた者が復学するときは、「復学」の手続きが必要です。教務課窓口にて、所定の用紙（「復学願」）を受け取り、必要事項を記入（保証人連署、指導教員の認印必要）した上で教務課に提出してください。疾病により休学している場合は必ず医師の「診断書」を添付してください。

復学した人の学費は、その人が入学した年次に定められていた各年次の額を納入してください。

### 3. 再入学

本学に1年以上在学し、退学した者または除籍された者が、退学または除籍の日より原則として3年以内に再入学を希望したときは、再入学願（事前に入試広報課へ連絡して様式を入手してください。）を入試広報課に提出し、入学検定料として30,000円を総務課に所定の期日までに納入しなければなりません。研究科委員会の議を経て、学期の始めに、学長が相当年次に入学を許可することがあります。再入学を許可された者の既に修得した授業科目の単位数の取扱いは、研究科委員会の議を経て、学長が認定します。再入学を許可された者の授業料は、その者の属する年次の学生の額と同額です。

### 4. 退学

病気その他の事情により退学する場合は、退学願を提出しなければなりません。保証人並びに指導教員に相談し、所定の用紙（「退学願」）を受け取り、必要事項を記入（保証人連署、指導教員の認印必要）した上で教務課に提出してください。

なお、当該期の学費が未納の場合には、退学は許可されないため学費を納入の上、退学願を提出することが必要です。

### 5. 除籍

大学院学則の定めるところにより、次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍します。



- (1) 修士課程及び博士前期課程については在学年限の4年を超えても修了できない者。博士後期課程については在学年限の6年を超えても修了できない者。
- (2) 正当な事由がなく授業料を滞納した者。
- (3) 疾病その他で修業の見込がない者。

## 住所・保証人等の変更

下記の変更等があった場合は、「学生事項（住所等）変更届」を記入し、必要事項を添付のうえ、速やかに学生支援課に提出してください。

### 1. 住所変更（本人・保証人・家族の現住所）

皆さんの現住所や家族の住所が変更になったときは、1週間以内に学生支援課に提出してください。

住所は、大学からの事務連絡（就職など）や、研究指導教員などからの諸連絡にも使用されます。偽りの住所を届け出ていたり、下宿等を変わっても出していなかったがために重要な連絡が伝わらなかった例があります。このようなことがないように、住所は、必ず現在居住の正確なものを届け出てください。

また、住居表示・地番変更等の場合も届け出が必要です。

なお、これらの内容は個人情報保護法に基づき、適正に使用します。

### 2. 本籍変更（本人・家族の本籍）

変更があった場合は、住民票（本籍地記載マイナンバー不記載のもの）を添えて学生支援課に必ず届け出てください。

### 3. 改姓（改名）（本人・保証人）

変更があった場合は、戸籍抄本を添えて学生支援課に必ず届け出てください。

### 4. 保証人変更

誓約書等に記入した保証人が、死亡その他の理由で、その責務を負えなくなった場合は、学生支援課に届け出てください。

### 5. 電話番号変更

学生の電話番号や家族の電話番号が変更になったときは、学生支援課に届け出てください。

## 修業年限及び在学年限

本学大学院修士課程及び博士前期課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年と定められています。なお、在学年限は、修士課程及び博士前期課程は4年、博士後期課程は6年を超えることはできません。（大学院学則第9条及び第9条の2）

ただし、一定の期間計画的に履修する申し出をすることにより修業年限を超えて履修することもできます。この場合、在学年限は、修士課程及び博士前期課程は4年、博士後期課程は6年を超えることはできません。（大学院学則第9条第2項及び第9条の2第2項）

## 学年、学期及び休業日

### 1. 学 年

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

## 2. 学 期

学年を分けて、次の2期とします。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

## 3. 休業日

休業日は、学則第11条の定めるところによって、次のとおりです。ただし、学長が必要と認めるときは、研究科委員会の議を経て、休業日を変更し又は臨時休業を定めることがあります。

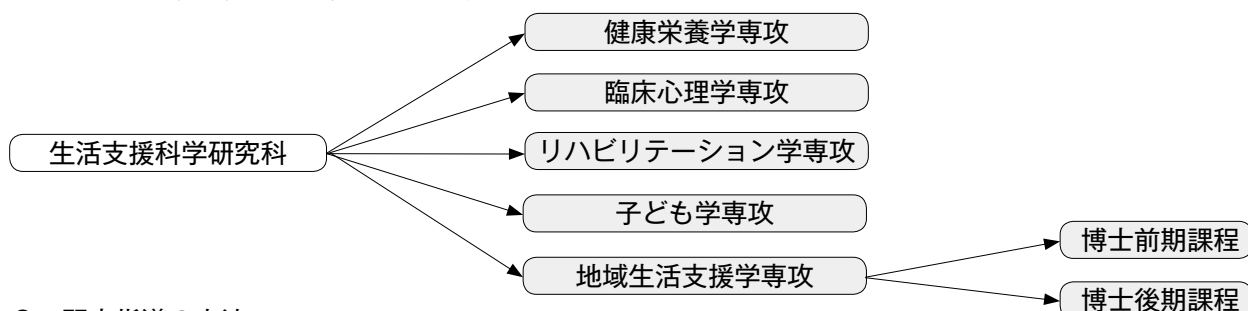
- (1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日
- (2) 春季休業日 3月26日から3月31日まで
- (3) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで
- (4) 冬季休業日 12月28日から1月4日まで  
(年度によって休業日は異なります)

休業中でも必要に応じて見学又は実験実習等を課することがある。

# 授業科目・履修方法等

## 1. 履修専攻

本研究科は、健康栄養学専攻、臨床心理学専攻、リハビリテーション学専攻、子ども学専攻、地域生活支援学専攻の5専攻となります。



## 2. 研究指導の方法

入学後、学生ごとに1名の研究指導教員を選任し、研究指導教員と相談しながら授業科目を選定してください。修士課程（博士前期課程含む）の学生は、特別研究（8単位）以外のほとんどの単位を1年目に修得することができます（臨床心理学専攻、子ども学専攻は除く）。博士後期課程の学生は、特別研究Ⅱ、Ⅲ（各4単位）以外のほとんどの単位を1年目に修得することができます。

## 3. 修了要件と学位

修士課程及び博士前期課程の修了要件は、本研究科に2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上（臨床心理学専攻は36単位以上）修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければなりません。

博士後期課程の修了要件は当該課程に3年以上在学し、所定の授業科目21単位以上修得し、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び試験に合格しなければなりません。

学位は、下記のとおりです。

|              |                |
|--------------|----------------|
| 健康栄養学専攻      | 修士（健康栄養学）      |
| 臨床心理学専攻      | 修士（臨床心理学）      |
| リハビリテーション学専攻 | 修士（リハビリテーション学） |
| 子ども学専攻       | 修士（子ども学）       |
| 地域生活支援学専攻    | 修士（生活支援学）      |
| 地域生活支援学専攻    | 博士（生活支援学）      |

## 4. 教育方法の特例

今後の福祉社会においては、高度な専門知識を修得した人材が必要です。このため現在、医療福祉

現場で栄養士、管理栄養士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、その他種々の職種にある人々が勤務しながら通学できるように、大学院設置基準第14条による教育方法の特例を適用し、土・日、休日、夜間等履修に便宜を図っています。また、希望があればサテライトキャンパスでも一部の授業を行います

## 5. 履修手続き

学生は、入学式後に実施するオリエンテーションにおいて、授業科目を確認し、研究指導教員と相談しながら授業科目を選定し、指定された期日までに学生ポータルサイト上でweb履修登録を行ってください。(※P.44～50参照)

登録されていない科目の履修は無効となり、単位は認定されません。

登録期間中は、何度でも科目の変更が可能です。

履修の取消については指定期日までに教務課へ届出てください。

## 6. 教育課程

学生のみなさんは、所属する専攻のカリキュラム・ポリシー(教育課程方針)に基づく教育課程から、修了要件と資格などの選択に合わせて授業科目を履修登録し、授業科目の単位を修得していきます。

(1) 本学では、研究科全体のディプロマ・ポリシー(学位授与方針)と、各専攻の教育課程のディプロマ・ポリシーが設定されています。学生のみなさんは、修学期間全体を通して、この2つのディプロマ・ポリシーを満たすために設定された到達目標を指標に、学修していきます。

(2) 研究科全体のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、そして各専攻のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、学生便覧のP.354～360にそれぞれ記載されています。また、所属する専攻の教育課程と学修到達目標は、学生便覧のP.367～384に記載されています。

(3) 各専攻の教育課程に示される学修到達目標には、専攻共通の到達目標「【共通】汎用的能力要素」と、各専攻専門の到達目標「【各専攻】専門的能力要素」があります。

学修到達目標は、それぞれの授業科目の履修だけでなく、修学期間全体を通じた学修成果の指標として必要となりますので、十分に理解してください。

## 7. 履修科目の確認

履修する科目については、次の3つの資料から理解を図り、学修に役立ててください。

### (1) 科目系統図

各科目の分野、他の科目とのつながり、ディプロマ・ポリシー項目との関連性などの把握に役立ててください。 ※科目系統図は健康栄養学専攻P.368、臨床心理学専攻P.371、リハビリテーション学専攻P.374、子ども学専攻P.377、地域生活支援学専攻(博士前期課程)P.380、地域生活支援学専攻(博士後期課程)P.383を参照。

### (2) 科目ナンバリング

各科目の分野や学修レベルなどの把握や整理に役立ててください。科目ナンバリングは、教育課程等の中2文庫の書式で記載されています。

| 共通科目／専門分野            | 科目の分野                  | 学修レベル   | 科目番号                    |
|----------------------|------------------------|---------|-------------------------|
| LC：共通科目              | A～                     | 1～3     | 01～99                   |
| MH：健康栄養学専攻           | 共通科目、各専攻分野の中で設定されています。 | 1：基礎    | 各分野の学修レベルごとに番号がふられています。 |
| MP：臨床心理学専攻           |                        | 2：展開    |                         |
| MR：リハビリテーション学専攻      |                        | 3：研究・演習 |                         |
| MC：子ども学専攻            |                        |         |                         |
| MS：地域生活支援学専攻(博士前期課程) |                        |         |                         |
| DS：地域生活支援学専攻(博士後期課程) |                        |         |                         |
| MF：留学生科目             |                        |         |                         |

例： LC\_A1\_01

これは共通科目「生活支援科学特論」のナンバリングの記載例です。共通科目(LC)のA分野における学修レベル1の01番の科目であることを示します。

※学修レベルはカリキュラムのなかで設定されたものであり、他と比較されるものではありません。

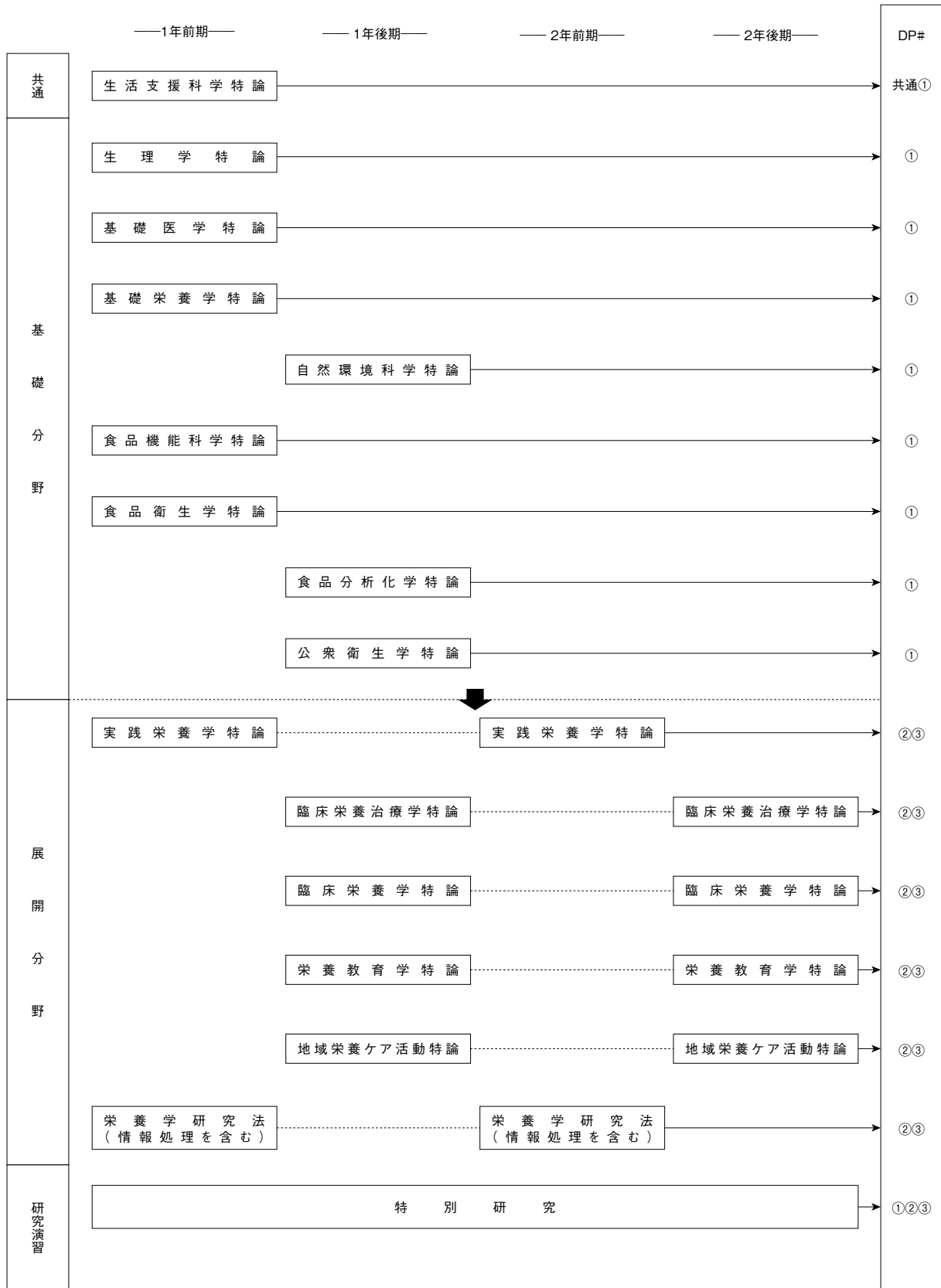
(3) シラバス

各科目の授業計画が記載されています。シラバスは、事前に本学のホームページ (<https://www.nisikyu-u.ac.jp/>) 又は学生ポータルサイト (<https://asunaro.nisikyu-u.ac.jp/portal/>) から閲覧してください。シラバスには、授業の概要及びねらい、授業の到達目標、学習方法などが記載されています。到達目標は、授業で学修する要素の比率を表しています。各週の計画には、キーワードのほか、事前・事後学修の内容などが示されていますので、学修に役立ててください。授業のなかでシラバスを利用することもありますので、必要に応じて各自で印刷するなどして利用してください。

学修到達目標と学修成果 (健康栄養学専攻)

|  |   |
|--|---|
| <b>【共通】</b><br>汎用的能力要素<br>(到達目標) 及び学修成果      | <b>【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】(態度・志向性)</b>  |
|  | 1) 主体的に、自らを律して行動するとともに、目標実現のために協調・協働して行動できる。<br>2) 社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使できるとともに、自己の良心と社会の規範やルールに則って行動し、社会の発展のために積極的に関与できる。<br>3) 生涯にわたって自律・自立して学習できる。  |
|  | <b>【教養ある社会人としての基礎力】(知識・理解)</b>  |
|  | 1) 地域の自然や文化を愛し、人類文化・思想の多様性を理解し、受け入れることができる。<br>2) 社会科学、自然科学に関する高度な知識を身につけ、物事への理解、認識を深めることができる。<br>3) 社会生活、職業生活を行う上での高度な知識を身につけ、生活における多様な役割や意義を深く理解できる。  |
| <b>【健康栄養学専攻】</b><br>専門的能力要素<br>(到達目標) 及び学修成果 | <b>【社会人としての汎用的能力】(技能・表現)</b>  |
|  | 1) 日本語や外国語を適切に用いて、自らの研究について、発表を行ったり、論文を作成することができる。<br>2) 自然や社会的事象について、シンボルを駆使して高度な分析・理解ができ、それを表現することができる。<br>3) 社会生活・職業生活における問題解決に必要な高度な技能を身につけ、社会問題を発見し、その解決に必要な情報を収集、分析し、その問題に的確に対応できるとともに問題の解決を図ることができる。       |
|  | <b>【地域生活を支援し、創造する力】(行動・経験・創造的思考力)</b>   |
|  | 1) 豊かなコミュニケーション能力、専門的知識・技能を駆使して、グローバル化、高齢化、人口減少社会等によってもたらされた新しい課題の解決に向けた実践および研究を志向できる。<br>2) 適切な地域課題の解決に向けた研究目標と研究方法論を設定できる。<br>3) 地域生活を支援し、創造することができる高度の専門職業人として行動できる。   |
| <b>【健康栄養学専攻】</b><br>専門的能力要素<br>(到達目標) 及び学修成果 | <b>【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】(態度・志向性)</b>  |
|  | 1) 真摯に学問と向き合い、自らの興味、関心の追究のために最適な行動を取ることができる。<br>2) 栄養の専門職者としての自覚のもと、科学的知識とそれに基づく実践を通じて広く社会の発展のために貢献ができる。<br>3) 健康と栄養に関連する社会の有り様の変化、新しい知見を敏感に捉え、生涯を通じて専門職者としての不断の努力を惜しまない。   |
|  | <b>【教養ある専門職業人としての基礎力】(知識・理解)</b>  |
|  | 1) 食文化、食行動の多様性、地域性に積極的に関心を持ち、その背景に存在する社会科学的事象、自然科学的事象への理解を深めることができる。<br>2) 栄養学に関連する分野の学問的蓄積を振り返り、先達の研究を通して自己の研究を理解し、進むべき方向性を確認できる。<br>3) 得られた学問的知見を社会で積極的に展開、実践するために必要な方略を身につけ、自己の役割と存在意義を理解できる。                  |
| <b>【健康栄養学専攻】</b><br>専門的能力要素<br>(到達目標) 及び学修成果 | <b>【専門職業人としての汎用的能力】(技能・表現)</b>  |
|  | 1) 学びに必要な文献講読、情報収集に十分な語学力を持ち、自己の研究について広く世界の人々に公表するための表現力、パフォーマンス能力を持つ。<br>2) 栄養の専門職者として実験、疫学等の関連分野の高度なスキルを保持し、必要に応じてその技能を用いて表現することができる。<br>3) 問題解決に必要な論理的思考力を身につけ、対応に必要なプロシージャを整え、関係各方面と連携し、協調・協働しつつ対応する能力を身につける。 |
|  | <b>【地域生活を支援し、創造する力】(行動・経験・創造的思考力)</b>   |
|  | 1) 大学院で修得した学問的スキルを通して、今日の社会問題の理解及び課題解決に取り組むことができる。<br>2) 食および食に関連する分野とよりよい市民生活の創造のための研究、その研究を推進するための手法が理解できる。<br>3) 食の分野から人々を支援し、社会の活性化に貢献できる専門職者として行動できる。  |

2019年度 科目系統図 生活支援科学研究科健康栄養学専攻



DP# (ディプロマポリシー)

- ①地域で生活する人々の生活の支援としての栄養ケアのためのエビデンスの構築
- ②地域で生活する人々の生活の支援としての栄養ケアの実践
- ③地域で生活する人々の生活の支援としての栄養ケアの検証

## 健康栄養学専攻開講科目一覧

ナンバリング:共通科目の分野

ナンバリング:専攻分野科目の分野

ナンバリング:留学生に係る授業科目の分野

A 建学の精神・教育理念に基づく科目

|   |          |   |        |
|---|----------|---|--------|
| A | 人体系      | D | 応用・実践系 |
| B | 人間環境系    |   |        |
| C | 食品および栄養系 |   |        |

A 研究支援

| 分野      | 授業科目            | ナンバリング   | 配当年次 | 単位数 |    | 備考  |  |
|---------|-----------------|----------|------|-----|----|---|--|
|         |                 |          |      | 必修  | 選択 |   |  |
| 研究演習    | 特別研究            | MH_D3_01 | 1～2  | 8   |    | (修了要件)<br>必修、選択科目合わせて30単位以上修得し、かつ、修士論文の審査及び試験に合格すること。<br><br>なお、必修科目10単位を修得し、選択科目から20単位以上を修得しておかなければならない。 |  |
| 共通      | 生活支援科学特論        | LC_A1_01 | 1    | 2   |    |   |  |
| 基礎分野    | 食品機能科学特論        | MH_C1_01 | 1    |     | 2  |   |  |
|         | 食品衛生学特論         | MH_C1_02 | 1    |     | 2  |   |  |
|         | 食品分析化学特論        | MH_C1_03 | 1    |     | 2  |   |  |
|         | 生理学特論           | MH_A1_01 | 1    |     | 2  |   |  |
|         | 基礎医学特論          | MH_A1_02 | 1    |     | 2  |   |  |
|         | 基礎栄養学特論         | MH_C1_04 | 1    |     | 2  |   |  |
|         | 自然環境科学特論        | MH_B1_01 | 1    |     | 2  |   |  |
| 展開分野    | 公衆衛生学特論         | MH_B1_02 | 1    |     | 2  |   |  |
|         | 実践栄養学特論         | MH_C2_01 | 1・2  |     | 2  |   |  |
|         | 臨床栄養学特論         | MH_C2_02 | 1・2  |     | 2  |   |  |
|         | 臨床栄養治療学特論       | MH_C2_03 | 1・2  |     | 2  |   |  |
|         | 栄養教育学特論         | MH_C2_04 | 1・2  |     | 2  |   |  |
|         | 地域栄養ケア活動特論      | MH_C2_05 | 1・2  |     | 2  |   |  |
|         | 栄養学研究法(情報処理を含む) | MH_C1_05 | 1・2  |     | 2  |   |  |
| 開講科目単位数 |                 |          |      | 10  | 28 |   |  |

## 留学生に係る臨床心理学専攻開講科目一覧

| 分野    | 授業科目           | ナンバリング   | 学年配当 | 単位数 |    | 備考               |
|-------|----------------|----------|------|-----|----|------------------|
|       |                |          |      | 必修  | 選択 |                  |
| 研究支援  | 日本語による研究支援(基礎) | MF_A1_01 | 1    |     | 2  | 各専攻の修了要件単位と認めない。 |
|       | 日本語による研究支援(応用) | MF_A2_01 | 1    |     | 2  |                  |
| 開講単位数 |                |          |      | 0   | 4  |                  |

学修到達目標と学修成果（臨床心理学専攻）

【共通】汎用的能力要素（到達目標）及び学修成果

【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）

- 1) 主体的に、自らを律して行動するとともに、目標実現のために協調・協働して行動できる。
- 2) 社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使できるとともに、自己の良心と社会の規範やルールに則って行動し、社会の発展のために積極的に関与できる。
- 3) 生涯にわたって自律・自立して学習できる。

【教養ある社会人としての基礎力】（知識・理解）

- 1) 地域の自然や文化を愛し、人類文化・思想の多様性を理解し、受け入れることができる。
- 2) 社会科学、自然科学に関する高度な知識を身につけ、物事への理解、認識を深めることができる。
- 3) 社会生活、職業生活を行う上での高度な知識を身につけ、生活における多様な役割や意義を深く理解できる。

【社会人としての汎用的能力】（技能・表現）

- 1) 日本語や外国語を適切に用いて、自らの研究について、発表を行ったり、論文を作成することができる。
- 2) 自然や社会的事象について、シンボルを駆使して高度な分析・理解ができ、それを表現することができる。
- 3) 社会生活・職業生活における問題解決に必要な高度な技能を身につけ、社会問題を発見し、その解決に必要な情報を収集、分析し、その問題に的確に対応できるとともに問題の解決を図ることができる。

【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）

- 1) 豊かなコミュニケーション能力、専門的知識・技能を駆使して、グローバル化、高齢化、人口減少社会等によってもたらされた新しい課題の解決に向けた実践および研究を志向できる。
- 2) 適切な地域課題の解決に向けた研究目標と研究方法論を設定できる。
- 3) 地域生活を支援し、創造することができる高度の専門職業人として行動できる。

【臨床心理学専攻】専門的能力要素（到達目標）及び学修成果

【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）

- 1) 高度専門職業人として、広い視野をもち、豊かな人間観と高い倫理観に基づいた行動ができる。
- 2) 現代社会における、人々の「心の領域」の諸問題に関心を示し、課題解決のための思考力や判断力をもって取り組むことができる。
- 3) 「心の健康」に不安を持つ人や「心の相談・支援」に関する諸問題を持つ人々に対して共感的態度で対応することができる。

【教養ある専門職業人としての基礎力】（知識・理解）

- 1) 高度専門職業人として、臨床心理学および関連諸領域における専門的知識を修得している。
- 2) 心理療法（遊戯療法、表現療法、来談者中心療法、認知行動療法など）の技法を幅広く理解している。
- 3) 「心の相談・支援の専門家」として心理査定、支援介入技法、地域支援のためのコンサルテーションやネットワーク作りなど援助技法を幅広く理解している。

【専門職業人としての汎用的能力】（技能・表現）

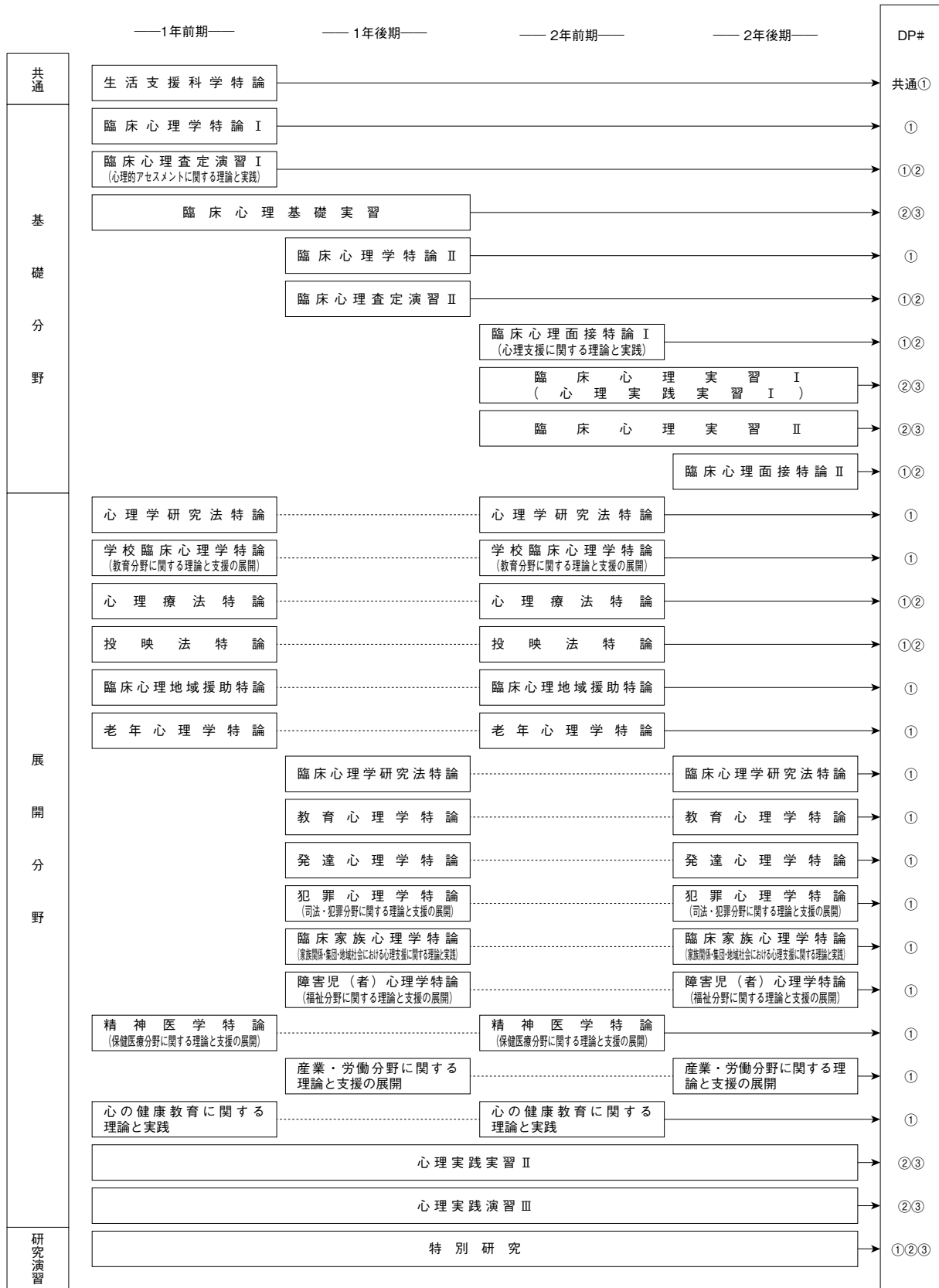
- 1) 「心の相談・支援の専門家」として修得した専門的知識を持って、レベルの高い研究や実践活動へ発展させることができる。
- 2) 「心の相談・支援の専門家」として、援助理論に基づき実践の計画及び評価を行うことができる。
- 3) 個別的ニーズを有する人や関係者に、心理療法技法などを用いて直接的及び間接的心理支援を行うことができる。

【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）

- 1) 「心の健康」に関する不安をもっている人々の実情を把握し、心理支援を決定するために心理アセスメントができる。
- 2) 教育領域、福祉領域、医療領域における心理的課題に目を向け、見立て、方針を立て現状に応じた心理支援ができる。
- 3) 学内・学外での臨床心理実習において、自ら問題意識を明確に持ち、計画等を立て、自律的に実習を行うことができる。



2019年度 科目系統図 生活支援科学研究科臨床心理学専攻



DP# (ディプロマポリシー)

- ①臨床心理学に関するさまざまな理論や専門的知識を修得する。
- ②深い人間理解と高い倫理観に基づいた実践的スキルを身につける。
- ③「心の専門家」として臨床実践能力を修得する。

## 臨床心理学専攻開講科目一覧

ナンバリング:共通科目の分野

ナンバリング:専攻分野科目の分野

ナンバリング:留学生に係る授業科目の分野

A 建学の精神・教育理念に基づく科目

|   |           |   |          |
|---|-----------|---|----------|
| A | 臨床心理査定    | D | 心理学近隣領域  |
| B | 臨床心理面接    | E | 調査・研究・発表 |
| C | 臨床心理的地域援助 |   |          |

A 研究支援

| 分野      | 授業科目                                     | ナンバリング   | 配当年次 | 単位数 |    | 備考  |
|---------|--|----------|------|-----|----|---|
|         |  |          |      | 必修  | 選択 |   |
| 研究演習    | 特別研究                                     | MP_E3_01 | 1～2  | 8   |    |   |
| 共通      | 生活支援科学特論                                 | LC_A1_01 | 1    | 2   |    |   |
| 基礎分野    | 臨床心理学特論Ⅰ                                 | MP_B1_01 | 1    | 2   |    | (修了要件)<br>必修、選択科目合わせて36単位以上修得し、かつ、修士論文の審査及び試験に合格すること。<br><br>なお、必修科目26単位を修得し、展開分野から10単位以上を修得しておかなければならない。 |
|         | 臨床心理学特論Ⅱ                                 | MP_B1_02 | 1    | 2   |    |   |
|         | 臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)                 | MP_B1_03 | 2    | 2   |    |   |
|         | 臨床心理面接特論Ⅱ                                | MP_B1_04 | 2    | 2   |    |   |
|         | 臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)            | MP_A1_01 | 1    | 2   |    |   |
|         | 臨床心理査定演習Ⅱ                                | MP_A1_02 | 1    | 2   |    |   |
|         | 臨床心理基礎実習                                 | MP_B1_05 | 1    | 2   |    |   |
|         | 臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習Ⅰ)                         | MP_C1_01 | 2    | 1   |    |   |
|         | 臨床心理実習Ⅱ                                  | MP_C1_02 | 2    | 1   |    |   |
| 展開分野    | 心理学研究法特論                                 | MP_E2_01 | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 臨床心理学研究法特論                               | MP_B2_01 | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 教育心理学特論                                  | MP_D2_01 | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 発達心理学特論                                  | MP_D2_02 | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)             | MP_D2_03 | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 臨床家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践) | MP_C2_01 | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)               | MP_D2_04 | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 老年心理学特論                                  | MP_C2_02 | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 障害児(者)心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)            | MP_C2_03 | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 投映法特論                                    | MP_B2_02 | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 心理療法特論                                   | MP_B2_03 | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 学校臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)              | MP_C2_04 | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 臨床心理地域援助特論                               | MP_C2_05 | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 産業・労働分野に関する理論と支援の展開                      | MP_C2_06 | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 心の健康教育に関する理論と実践                          | MP_C2_07 | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 心理実践実習Ⅱ                                  | MP_C2_08 | 1～2  |     | 5  |   |
|         | 心理実践実習Ⅲ                                  | MP_C2_09 | 1～2  |     | 4  |   |
| 開講科目単位数 |  |          |      | 26  | 39 |   |

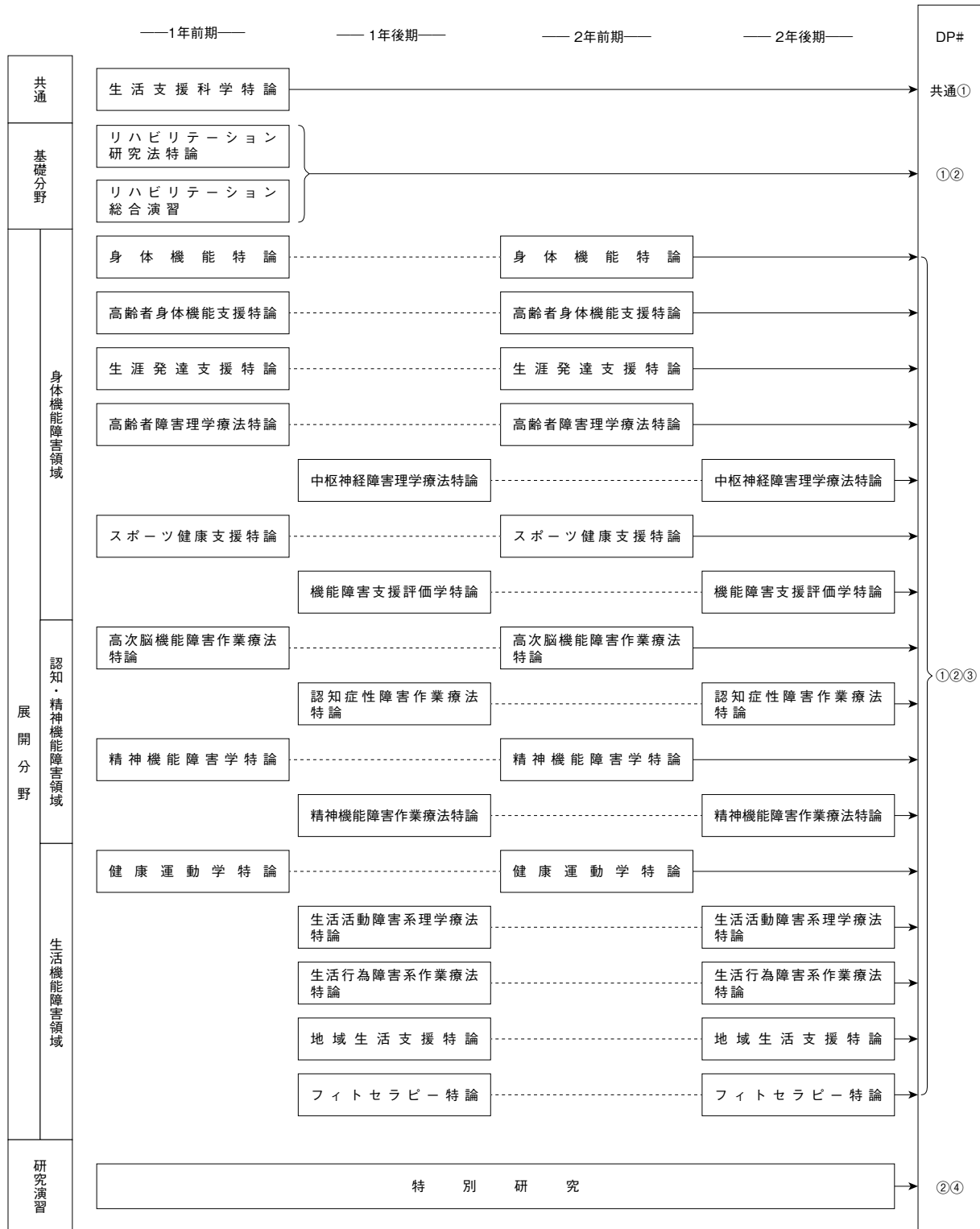
## 臨床心理学専攻留学生に係る開講科目一覧

| 分野    | 授業科目           | ナンバリング   | 学年配当 | 単位数 |    | 備考               |
|-------|----------------|----------|------|-----|----|------------------|
|       |                |          |      | 必修  | 選択 |                  |
| 研究支援  | 日本語による研究支援(基礎) | MF_A1_01 | 1    |     | 2  | 各専攻の修了要件単位と認めない。 |
|       | 日本語による研究支援(応用) | MF_A2_01 | 1    |     | 2  |                  |
| 開講単位数 |                |          |      | 0   | 4  |                  |

学修到達目標と学修成果（リハビリテーション学専攻）

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 【共通】汎用的能力要素（到達目標）及び学修成果           | <p><b>【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）</b></p> <p>1) 主体的に、自らを律して行動するとともに、目標実現のために協調・協働して行動できる。</p> <p>2) 社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使できるとともに、自己の良心と社会の規範やルールに則って行動し、社会の発展のために積極的に関与できる。</p> <p>3) 生涯にわたって自律・自立して学習できる。</p>  |
|                                   | <p><b>【教養ある社会人としての基礎力】（知識・理解）</b></p> <p>1) 地域の自然や文化を愛し、人類文化・思想の多様性を理解し、受け入れることができる。</p> <p>2) 社会科学、自然科学に関する高度な知識を身につけ、物事への理解、認識を深めることができる。</p> <p>3) 社会生活、職業生活を行う上での高度な知識を身につけ、生活における多様な役割や意義を深く理解できる。</p>  |
|                                   | <p><b>【社会人としての汎用的能力】（技能・表現）</b></p> <p>1) 日本語や外国語を適切に用いて、自らの研究について、発表を行ったり、論文を作成することができる。</p> <p>2) 自然や社会的事象について、シンボルを駆使して高度な分析・理解ができ、それを表現することができる。</p> <p>3) 社会生活・職業生活における問題解決に必要な高度な技能を身につけ、社会問題を発見し、その解決に必要な情報を収集、分析し、その問題に的確に対応できるとともに問題の解決を図ることができる。</p> |
|                                   | <p><b>【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）</b></p> <p>1) 豊かなコミュニケーション能力、専門的知識・技能を駆使して、グローバル化、高齢化、人口減少社会等によってもたらされた新しい課題の解決に向けた実践および研究を志向できる。</p> <p>2) 適切な地域課題の解決に向けた研究目標と研究方法論を設定できる。</p> <p>3) 地域生活を支援し、創造することができる高度の専門職業人として行動できる。</p>                            |
| 【リハビリテーション学専攻】専門的能力要素（到達目標）及び学修成果 | <p><b>【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）</b></p> <p>1) 自身の研究課題の到達目標に対し、論文作成スケジュールを明確にし、それに向けた自己管理ができる。</p> <p>2) 高度専門職業人及び大学院生として義務と権利を適切に行使できるとともに、社会貢献に積極的に関与できる。</p> <p>3) 講義へ主体的に参加し、活発な議論ができる。</p>   |
|                                   | <p><b>【教養ある専門職業人としての基礎力】（知識・理解）</b></p> <p>1) リハビリテーションの基礎的な知識や技術のもとにより専門応用的知識を駆使し、実践することができる。</p> <p>2) リハビリテーションの基礎的な知識や技術のもとに建設的なリハビリテーションプログラムを立案することができる。</p> <p>3) 1)の実践を定期的に見直し、修正し、実践能力を高めることができる。</p>   |
|                                   | <p><b>【専門職業人としての汎用的能力】（技能・表現）</b></p> <p>1) 自らの考えを論理的に示し、プレゼン力を高めることができる。</p> <p>2) リハビリテーションの対象者や事象に関して、課題発見ができ、その課題解決に必要な情報を収集、分析し、的確に対処することができる。</p> <p>3) 医療・福祉職として他職種と協業、連携がスムーズに実行できる。</p>   |
|                                   | <p><b>【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）</b></p> <p>1) 少子高齢化を背景にした医療、介護における様々な問題に対し、自らの知識技術を生かし、地域問題解決に寄与する実践ができる。</p> <p>2) 障害を持った地域生活者の実態に即した病院でのリハビリテーションを展開できる。</p> <p>3) 現在の生活を維持、向上できる在宅リハビリテーションを展開できる。</p>   |

2019年度 科目系統図 生活支援科学研究科リハビリテーション学専攻



DP# (ディプロマポリシー)

- ①理学療法または作業療法に関する高度な知識や技能を身につける。
- ②リハビリテーションに関する研究をすすめることができる。
- ③障害のある人の社会参加や地域生活支援を実践できる能力を修得する。
- ④リハビリテーションに関する修士論文を作成し、審査に合格する。

リハビリテーション学専攻開講科目一覧

ナンバリング:共通科目の分野

ナンバリング:専攻分野科目の分野

ナンバリング:留学生に係る授業科目の分野

|   |                  |
|---|------------------|
| A | 建学の精神・教育理念に基づく科目 |
|---|------------------|

|   |           |   |        |
|---|-----------|---|--------|
| A | 基礎        | D | 生活機能障害 |
| B | 身体機能障害    | E | 研究     |
| C | 認知・精神機能障害 |   |        |

|   |      |
|---|------|
| A | 研究支援 |
|---|------|

| 分野      | 授業科目           | ナンバリング        | 配当年次     | 単位数 |    | 備考   |
|---------|----------------|---------------|----------|-----|----|--|
|         |                |               |          | 必修  | 選択 |  |
| 演習研究    | 特別研究           | MR_E3_01      | 1～2      | 8   |    | (修了要件)<br>必修、選択科目合わせて30単位以上修得し、かつ、修士論文の審査及び試験に合格すること。<br><br>なお、必修科目14単位を修得し、展開分野の自ら専攻する領域から3科目6単位以上を修得しておかなければならない。 |
| 共通      | 生活支援科学特論       | LC_A1_01      | 1        | 2   |    |  |
| 基礎分野    | リハビリテーション研究法特論 | MR_A1_01      | 1        | 2   |    |  |
|         | リハビリテーション総合演習  | MR_A1_02      | 1        | 2   |    |  |
| 展開分野    | 身体機能障害領域       | 身体機能特論        | MR_B2_01 | 1・2 | 2  |  |
|         |                | 高齢者身体機能支援特論   | MR_B2_02 | 1・2 | 2  |  |
|         |                | 生涯発達支援特論      | MR_B2_03 | 1・2 | 2  |  |
|         |                | 高齢者障害理学療法特論   | MR_B2_04 | 1・2 | 2  |  |
|         |                | 中枢神経障害理学療法特論  | MR_B2_05 | 1・2 | 2  |  |
|         |                | スポーツ健康支援特論    | MR_B2_06 | 1・2 | 2  |  |
|         | 認知・精神機能障害領域    | 機能障害支援評価学特論   | MR_B2_07 | 1・2 | 2  |  |
|         |                | 高次脳機能障害作業療法特論 | MR_C2_01 | 1・2 | 2  |  |
|         |                | 認知症性障害作業療法特論  | MR_C2_02 | 1・2 | 2  |  |
|         |                | 精神機能障害学特論     | MR_C2_03 | 1・2 | 2  |  |
|         | 生活機能障害領域       | 精神機能障害作業療法特論  | MR_C2_04 | 1・2 | 2  |  |
|         |                | 健康運動学特論       | MR_D2_01 | 1・2 | 2  |  |
|         |                | 生活活動障害系理学療法特論 | MR_D2_02 | 1・2 | 2  |  |
|         |                | 生活行為障害系作業療法特論 | MR_D2_03 | 1・2 | 2  |  |
|         |                | 地域生活支援特論      | MR_D2_04 | 1・2 | 2  |  |
|         | フィットセラピー特論     | MR_D2_05      | 1・2      | 2   |    |  |
| 開講科目単位数 |                |               |          | 14  | 32 |  |

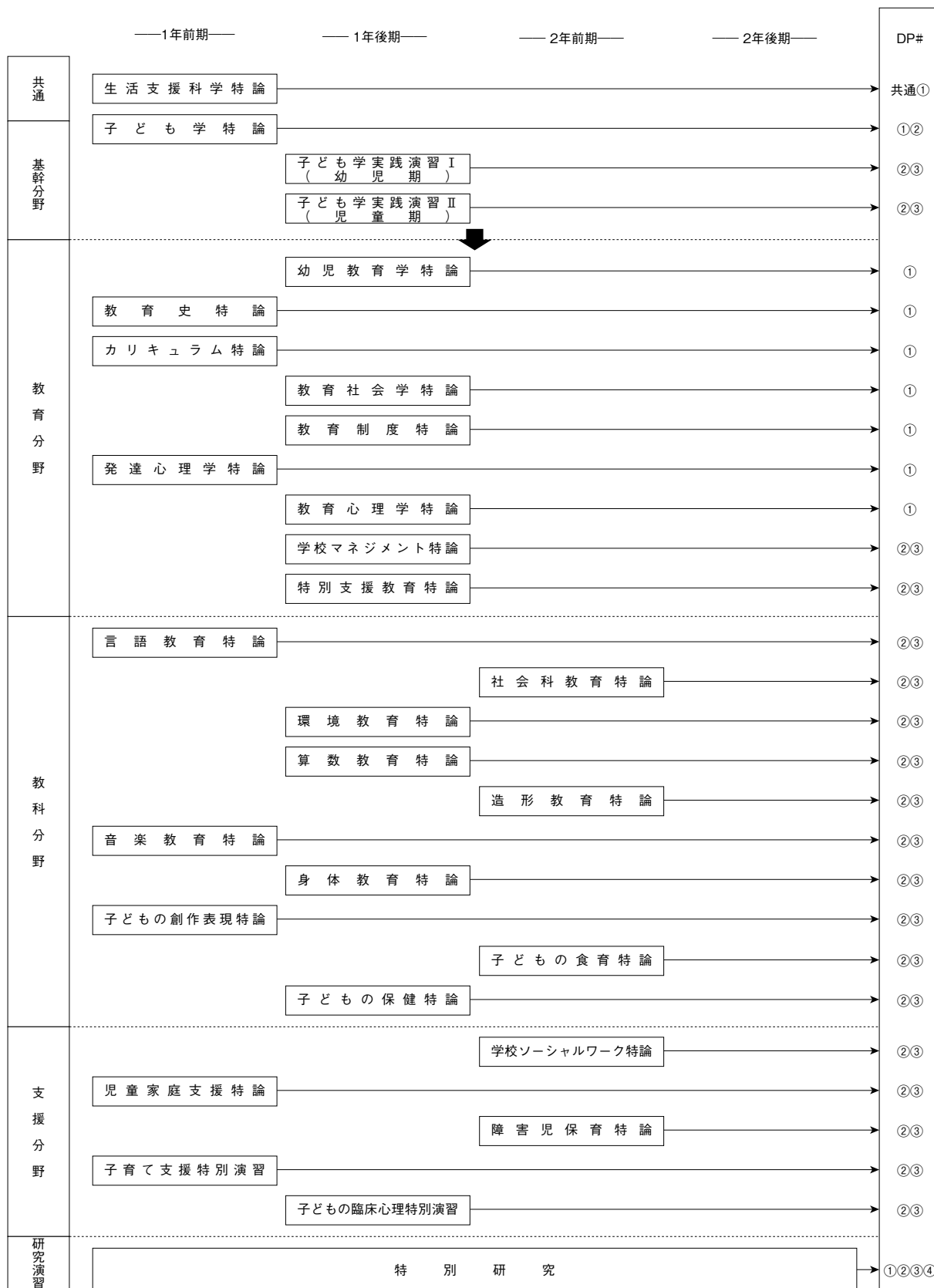
リハビリテーション学専攻留学生に係る開講科目一覧

| 分野    | 授業科目           | ナンバリング   | 学年配当 | 単位数 |    | 備考               |
|-------|----------------|----------|------|-----|----|------------------|
|       |                |          |      | 必修  | 選択 |                  |
| 研究支援  | 日本語による研究支援(基礎) | MF_F1_01 | 1    |     | 2  | 各専攻の修了要件単位と認めない。 |
|       | 日本語による研究支援(応用) | MF_F2_01 | 1    |     | 2  |                  |
| 開講単位数 |                |          |      | 0   | 4  |                  |

学修到達目標と学修成果（子ども学専攻）

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 【共通】汎用的能力要素（到達目標）及び学修成果     | <p><b>【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）</b></p> <p>1) 主体的に、自らを律して行動するとともに、目標実現のために協調・協働して行動できる。</p> <p>2) 社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使できるとともに、自己の良心と社会の規範やルールに則って行動し、社会の発展のために積極的に関与できる。</p> <p>3) 生涯にわたって自律・自立して学習できる。</p>  |
|                             | <p><b>【教養ある社会人としての基礎力】（知識・理解）</b></p> <p>1) 地域の自然や文化を愛し、人類文化・思想の多様性を理解し、受け入れることができる。</p> <p>2) 社会科学、自然科学に関する高度な知識を身につけ、物事への理解、認識を深めることができる。</p> <p>3) 社会生活、職業生活を行う上での高度な知識を身につけ、生活における多様な役割や意義を深く理解できる。</p>  |
|                             | <p><b>【社会人としての汎用的能力】（技能・表現）</b></p> <p>1) 日本語や外国語を適切に用いて、自らの研究について、発表を行ったり、論文を作成することができる。</p> <p>2) 自然や社会的現象について、シンボルを駆使して高度な分析・理解ができ、それを表現することができる。</p> <p>3) 社会生活・職業生活における問題解決に必要な高度な技能を身につけ、社会問題を発見し、その解決に必要な情報を収集、分析し、その問題に的確に対応できるとともに問題の解決を図ることができる。</p>       |
|                             | <p><b>【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）</b></p> <p>1) 豊かなコミュニケーション能力、専門的知識・技能を駆使して、グローバル化、高齢化、人口減少社会等によってもたらされた新しい課題の解決に向けた実践および研究を志向できる。</p> <p>2) 適切な地域課題の解決に向けた研究目標と研究方法論を設定できる。</p> <p>3) 地域生活を支援し、創造することができる高度の専門職業人として行動できる。</p>                                  |
| 【子ども学専攻】専門的能力要素（到達目標）及び学修成果 | <p><b>【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）</b></p> <p>1) 真摯に学問と向き合い、自ら設定した研究テーマの追究のために自律的に行動することができる。</p> <p>2) 教育・保育における高度な専門職業人として、科学的知識と使命感をもって社会の発展のために貢献できる。</p> <p>3) 変化する社会に対応して、専門的知識と技能を高めるために、生涯にわたって学習と研究を継続できる。</p>   |
|                             | <p><b>【教養ある専門職業人としての基礎力】（知識・理解）</b></p> <p>1) 「知識基盤社会」における子どもの教育・保育を担う専門職業人として、グローバルな視点から人間と社会、環境や文化について考察することができる。</p> <p>2) 子どもへの理解を深めると同時に、自らの教育・保育観や実践に反省的省察を加え、よりよい方向へと改善できる。</p> <p>3) 子どもを取り巻く環境や教育・保育現場で生起する問題を敏感に把握し、科学的分析と思考を通して、問題解決の方向を理論的実践的に提示できる。</p> |
|                             | <p><b>【専門職業人としての汎用的能力】（技能・表現）</b></p> <p>1) 学びに必要な情報を収集し処理する力、国内国外の文献を読解する言語能力をもち、それらの基礎ツールを駆使して研究発表や論文作成を行うことができる。</p> <p>2) 子どもの教育・保育にかかわる専門職業人として、子どもの発達と教育に関連する学問分野での深い学識を身につける。</p> <p>3) 子どもの生活と教育・保育の質的向上のために、研究を通して得た知見を論文や著作、創作表現としてまとめ、社会に発信することができる。</p>  |
|                             | <p><b>【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）</b></p> <p>1) 地域における子どもの生活上、教育上の課題を把握し、それに対する科学的考察を通して課題解決のための実践をリードすることができる。</p> <p>2) 子どもの教育・保育、子育て支援に携わる地域の諸機関や団体と連携し、子ども研究と支援のためのネットワークを構築することができる。</p> <p>3) 地域の一員として、よりよい子ども文化の創造にむけて、理論と実践の両面で寄与する。</p>                  |

2019年度 科目系統図 生活支援科学研究科子ども学専攻



DP# (ディプロマポリシー)

- ①子ども学に関する高度な専門知識と技能を身につける。
- ②子どもと子どもへの教育、生活支援に関する課題を発見し、問題解決の方向を理論的科学的に探求する。
- ③教育・保育、子育て支援等の現場で活用できる実践力、応用能力をもつ。
- ④生涯にわたって研究意欲を維持し、子どもにかかわる専門職業人としての資質向上に努める。

子ども学専攻開講科目一覧

ナンバリング:共通科目の分野

ナンバリング:専攻分野科目の分野

ナンバリング:留学生に係る授業科目の分野

|   |                  |
|---|------------------|
| A | 建学の精神・教育理念に基づく科目 |
|---|------------------|

|   |      |   |      |
|---|------|---|------|
| A | 基幹分野 | D | 支援分野 |
| B | 教育分野 | E | 研究演習 |
| C | 教科分野 |   |      |

|   |      |
|---|------|
| A | 研究支援 |
|---|------|

| 分野                              | 授 業 科 目        | ナンバリング   | 配当<br>年次 | 単位数 |    | 備 考   |
|---------------------------------|----------------|----------|----------|-----|----|---|
|                                 |                |          |          | 必修  | 選択 |   |
| 演 習 研 究                         | 特別研究           | MC_E3_01 | 1～2      | 8   |    | (修了要件)<br>必修、選択<br>科目合わせ<br>て30単位以<br>上修得し、<br>かつ、修士<br>論文の審査<br>及び試験に<br>合格すること。<br><br>なお、必修<br>科目12単位、<br>選択科目は<br>基幹、教育、<br>教科・領域、<br>支援の各分<br>野から2単<br>位以上を含<br>む18単位以<br>上、合計30<br>単位以上を<br>修得してお<br>かなければ<br>ならない。 |
| 共 通                             | 生活支援科学特論       | LC_A1_01 | 1        | 2   |    |   |
| 基<br>幹<br>分<br>野                | 子ども学特論         | MC_A1_01 | 1        | 2   |    |   |
|                                 | 子ども学実践演習Ⅰ(幼児期) | MC_A1_02 | 1        |     | 2  |   |
|                                 | 子ども学実践演習Ⅱ(児童期) | MC_A1_03 | 1        |     | 2  |   |
| 教<br>育<br>分<br>野                | 幼児教育学特論        | MC_B2_01 | 1        |     | 2  |   |
|                                 | 教育史特論          | MC_B2_02 | 1        |     | 2  |   |
|                                 | カリキュラム特論       | MC_B2_03 | 1        |     | 2  |   |
|                                 | 教育社会学特論        | MC_B2_04 | 1        |     | 2  |   |
|                                 | 教育制度特論         | MC_B2_05 | 1        |     | 2  |   |
|                                 | 発達心理学特論        | MC_B2_06 | 1        |     | 2  |   |
|                                 | 教育心理学特論        | MC_B2_07 | 1        |     | 2  |   |
|                                 | 学校マネジメント特論     | MC_B2_08 | 1        |     | 2  |   |
|                                 | 特別支援教育特論       | MC_B2_09 | 1        |     | 2  |   |
| 教<br>科<br>・<br>領<br>域<br>分<br>野 | 言語教育特論         | MC_C2_01 | 1        |     | 2  |   |
|                                 | 社会科教育特論        | MC_C2_02 | 2        |     | 2  |   |
|                                 | 環境教育特論         | MC_C2_03 | 1        |     | 2  |   |
|                                 | 算数教育特論         | MC_C2_04 | 1        |     | 2  |   |
|                                 | 造形教育特論         | MC_C2_05 | 2        |     | 2  |   |
|                                 | 音楽教育特論         | MC_C2_06 | 1        |     | 2  |   |
|                                 | 身体教育特論         | MC_C2_07 | 1        |     | 2  |   |
|                                 | 子どもの創作表現特論     | MC_C2_08 | 1        |     | 2  |   |
|                                 | 子どもの食育特論       | MC_D2_01 | 2        |     | 2  |   |
|                                 | 子どもの保健特論       | MC_D2_04 | 1        |     | 2  |   |
| 支<br>援<br>分<br>野                | 学校ソーシャルワーク特論   | MC_D2_02 | 2        |     | 2  |   |
|                                 | 児童家庭支援特論       | MC_D2_03 | 1        |     | 2  |   |
|                                 | 障害児保育特論        | MC_D2_05 | 2        |     | 2  |   |
|                                 | 子育て支援特別演習      | MC_D2_06 | 1        |     | 2  |   |
|                                 | 子どもの臨床心理特別演習   | MC_D2_07 | 1        |     | 2  |   |
| 開講科目単位数                         |                |          |          | 12  | 52 |   |

子ども学専攻留学生に係る開講科目一覧

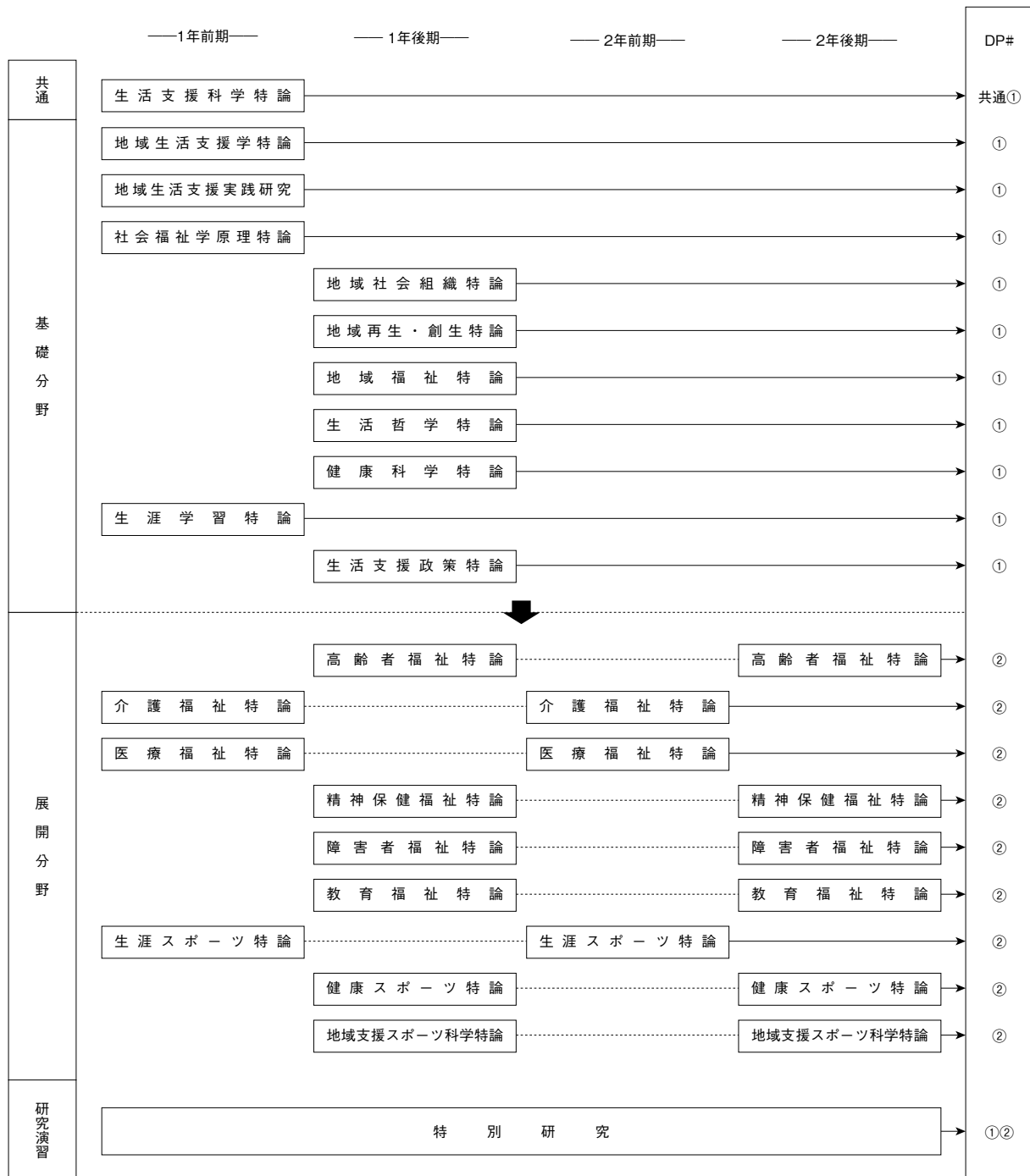
| 分野               | 授 業 科 目        | ナンバリング   | 学年<br>配当 | 単位数 |    | 備 考                      |
|------------------|----------------|----------|----------|-----|----|--------------------------|
|                  |                |          |          | 必修  | 選択 |                          |
| 研<br>究<br>支<br>援 | 日本語による研究支援(基礎) | MF_A1_01 | 1        |     | 2  | 各専攻の修<br>了要件単位<br>と認めない。 |
|                  | 日本語による研究支援(応用) | MF_A2_01 | 1        |     | 2  |                          |
| 開講単位数            |                |          |          | 0   | 4  |                          |



学修到達目標と学修成果（地域生活支援学専攻 博士前期課程）

|   |   |
|---|---|
| <b>【共通】</b> 汎用的能力要素（到達目標）及び学修成果               | <b>【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）</b>  |
|   | 1) 主体的に、自らを律して行動するとともに、目標実現のために協調・協働して行動できる。<br>2) 社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使できるとともに、自己の良心と社会の規範やルールに則って行動し、社会の発展のために積極的に関与できる。<br>3) 生涯にわたって自律・自立して学習できる。  |
|   | <b>【教養ある社会人としての基礎力】（知識・理解）</b>  |
|   | 1) 地域の自然や文化を愛し、人類文化・思想の多様性を理解し、受け入れることができる。<br>2) 社会科学、自然科学に関する高度な知識を身につけ、物事への理解、認識を深めることができる。<br>3) 社会生活、職業生活を行う上での高度な知識を身につけ、生活における多様な役割や意義を深く理解できる。  |
| <b>【地域生活支援学専攻 博士前期課程】</b> 専門的能力要素（到達目標）及び学修成果 | <b>【社会人としての汎用的能力】（技能・表現）</b>  |
|   | 1) 日本語や外国語を適切に用いて、自らの研究について、発表を行ったり、論文を作成することができる。<br>2) 自然や社会的事象について、シンボルを駆使して高度な分析・理解ができ、それを表現することができる。<br>3) 社会生活・職業生活における問題解決に必要な高度な技能を身につけ、社会問題を発見し、その解決に必要な情報を収集、分析し、その問題に的確に対応できるとともに問題の解決を図ることができる。                           |
|   | <b>【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）</b>   |
|   | 1) 豊かなコミュニケーション能力、専門的知識・技能を駆使して、グローバル化、高齢化、人口減少社会等によってもたらされた新しい課題の解決に向けた実践および研究を志向できる。<br>2) 適切な地域課題の解決に向けた研究目標と研究方法論を設定できる。<br>3) 地域生活を支援し、創造することができる高度の専門職業人として行動できる。   |
| <b>【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）</b>          | 1) 地域社会で生活の質向上を主体的に支援しようとする意欲を持ち、目標実現のために協調・共同して行動できる。<br>2) 地域社会の福祉・健康などの問題や課題について絶えず関心を持ち、地域社会の発展のために積極的に関与できる。<br>3) 健全な人間観、社会観を持ち、地域社会との関わりを自立して学習できる。  |
|   | <b>【教養ある専門職業人としての基礎力】（知識・理解）</b>  |
|   | 1) 社会福祉、地域生活支援学、ユニバーサルデザイン、健康科学に関する高度な知識を理解できる。<br>2) 社会福祉、健康スポーツに関する学際的基礎知識を身につけ、物事への理解、認識を深めることができる。<br>3) 地域の福祉、環境、健康、生活に関して高度な知識を身につけ、地域生活における多様な役割や意義を深く理解できる。   |
|   | <b>【専門職業人としての汎用的能力】（技能・表現）</b>  |
| <b>【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）</b>         | 1) 福祉、介護、障がい、医療、保健に関する高度な知識と応用的実践能力を身につけ、自らの研究について、日本語や外国語による発表及び論文を作成することができる。<br>2) 地域生活での事象について、教養、コミュニケーション能力を活用して高度な分析・理解ができ、それを表現することができる。<br>3) 地域支援施設の運営管理及び地域生活支援における問題解決に必要な高度な技能を身につけ、課題とその解決に必要な情報を収集、分析し、的確に解決を図ることができる。 |
|   | <b>【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）</b>   |
|   | 1) 社会福祉や健康に関する問題点や課題を把握し、専門的知識・技能を駆使して、グローバル化、高齢化、人口減少社会等によってもたらされた新しい課題の解決に向けた実践および教育・研究を遂行できる。<br>2) 培われた実践と経験を通して地域生活支援の課題解決に向けた研究目標と研究方法論を設定できる。<br>3) 豊かな地域生活を創造し、支援ができる高度の専門職業人として行動できる。  |

2019年度 科目系統図 生活支援科学研究科地域生活支援学専攻（博士前期課程）



DP#（ディプロマポリシー）

- ①地域生活支援学に関する高度な知識や技能を身に付ける。
- ②多角的な視点から生活支援を実践できる能力を身に付ける。

地域生活支援学専攻博士前期課程開講科目一覧

ナンバリング:共通科目の分野

A 建学の精神・教育理念に基づく科目

ナンバリング:専攻分野科目の分野

A 地域生活支援の基盤となる科目 D 複合領域、その他の科目

B 社会福祉系の科目

C 健康スポーツ科学系の科目

ナンバリング:留学生に係る授業科目の分野

A 研究支援

| 分野      | 授 業 科 目    | ナンバリング       | 配当<br>年次 | 単位数 |    | 備 考  |
|---------|------------|--------------|----------|-----|----|--|
|         |            |              |          | 必修  | 選択 |  |
| 演 習 研 究 | 特別研究       | MS_D3_01     | 1～2      | 8   |    | (修了要件)<br>必修科目10<br>単位、選択<br>科目より20<br>単位以上、<br>合計30単位<br>以上修得し、<br>必要な研究<br>指導を受け、<br>修士論文の<br>審査及び試<br>験に合格す<br>ること。 |
| 共 通     | 生活支援科学特論   | LC_A1_01     | 1        | 2   |    |  |
| 基 礎 分 野 | 地域生活支援学特論  | MS_A1_01     | 1        |     | 2  |  |
|         | 地域生活支援実践研究 | MS_A1_02     | 1        |     | 2  |  |
|         | 社会福祉学原理特論  | MS_B1_01     | 1        |     | 2  |  |
|         | 地域社会組織特論   | MS_D1_01     | 1        |     | 2  |  |
|         | 地域再生・創生特論  | MS_D1_02     | 1        |     | 2  |  |
|         | 地域福祉特論     | MS_B1_02     | 1        |     | 2  |  |
|         | 生活哲学特論     | MS_D1_03     | 1        |     | 2  |  |
|         | 健康科学特論     | MS_C1_01     | 1        |     | 2  |  |
|         | 生涯学習特論     | MS_D1_04     | 1        |     | 2  |  |
|         | 生活支援政策特論   | MS_A1_03     | 1        |     | 2  |  |
| 展 開 分 野 | 高齢者福祉特論    | MS_B2_01     | 1・2      |     | 2  |  |
|         | 介護福祉特論     | MS_B2_02     | 1・2      |     | 2  |  |
|         | 医療福祉特論     | MS_B2_03     | 1・2      |     | 2  |  |
|         | 精神保健福祉特論   | MS_B2_04     | 1・2      |     | 2  |  |
|         | 障害者福祉特論    | MS_B2_05     | 1・2      |     | 2  |  |
|         | 教育福祉特論     | MS_B2_06     | 1・2      |     | 2  |  |
|         | 生涯スポーツ特論   | MS_C2_01     | 1・2      |     | 2  |  |
|         | 健康スポーツ特論   | MS_C2_02     | 1・2      |     | 2  |  |
|         |            | 地域支援スポーツ科学特論 | MS_C2_03 | 1・2 |    | 2  |
| 開講科目単位数 |            |              |          | 10  | 38 |  |

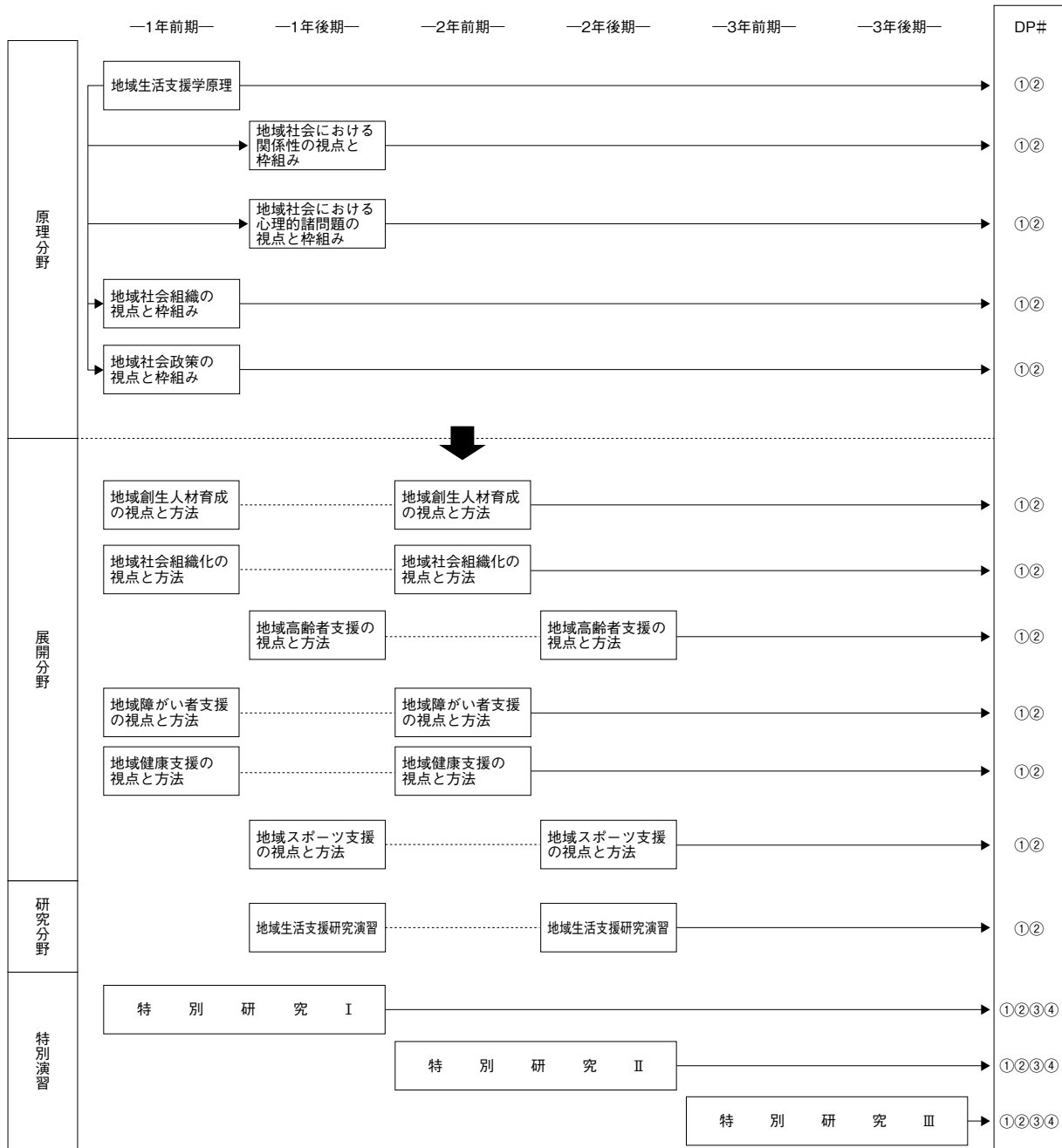
地域生活支援学専攻（博士前期課程）に係る留学生科目一覧

| 分野      | 授 業 科 目        | ナンバリング   | 学年<br>配当 | 単位数 |    | 備 考                      |
|---------|----------------|----------|----------|-----|----|--------------------------|
|         |                |          |          | 必修  | 選択 |                          |
| 研 究 支 援 | 日本語による研究支援（基礎） | MF_A1_01 | 1        |     | 2  | 各専攻の修<br>了要件単位<br>と認めない。 |
|         | 日本語による研究支援（応用） | MF_A2_01 | 1        |     | 2  |                          |
| 開講単位数   |                |          |          | 0   | 4  |                          |

学修到達目標と学修成果（地域生活支援学専攻 博士後期課程）

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| 【共通】汎用的能力要素（到達目標）及び学修成果               | <p><b>【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）</b></p> <p>1) 主体的に、自らを律して行動するとともに、目標実現のために協調・協働して行動できる。<br/>                 2) 社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使できるとともに、自己の良心と社会の規範やルールに則って行動し、社会の発展のために積極的に関与できる。<br/>                 3) 生涯にわたって自律・自立して学習できる。</p>   |
|                                       | <p><b>【教養ある社会人としての基礎力】（知識・理解）</b></p> <p>1) 地域の自然や文化を愛し、人類文化・思想の多様性を理解し、受け入れることができる。<br/>                 2) 社会科学、自然科学に関する高度な知識を身につけ、物事への理解、認識を深めることができる。<br/>                 3) 社会生活、職業生活を行う上での高度な知識を身につけ、生活における多様な役割や意義を深く理解できる。</p>   |
|                                       | <p><b>【社会人としての汎用的能力】（技能・表現）</b></p> <p>1) 日本語や外国語を適切に用いて、自らの研究について、発表を行ったり、論文を作成することができる。<br/>                 2) 自然や社会的事象について、シンボルを駆使して高度な分析・理解ができ、それを表現することができる。<br/>                 3) 社会生活・職業生活における問題解決に必要な高度な技能を身につけ、社会問題を発見し、その解決に必要な情報を収集、分析し、その問題に的確に対応できるとともに問題の解決を図ることができる。</p>  |
|                                       | <p><b>【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）</b></p> <p>1) 豊かなコミュニケーション能力、専門的知識・技能を駆使して、グローバル化、高齢化、人口減少社会等によってもたらされた新しい課題の解決に向けた実践および研究を志向できる。<br/>                 2) 適切な地域課題の解決に向けた研究目標と研究方法論を設定できる。<br/>                 3) 地域生活を支援し、創造することができる高度の専門職業人として行動できる。</p>   |
| 【地域生活支援学専攻 博士後期課程】専門的能力要素（到達目標）及び学修成果 | <p><b>【主体的・自立的に行動できる確かな人間力】（態度・志向性）</b></p> <p>1) 地域社会における複雑多岐にわたる生活の諸課題に関わる知識や技術を修得し、主体的に研究能力を涵養し、解決能力を高めるとともに、目標実現のために隣接領域をはじめとする多様な他者と協調・協働して行動できる。<br/>                 2) 多様な人々が地域に暮らすとはどのようなことかに関心を持ち、社会の構成員として、何をなすべきかを探究しつつ、地域社会における諸課題に積極的に関わることができる。<br/>                 3) 地域社会における深刻な諸課題の解決のために、地域生活支援学をはじめ学際的で幅広い知識と技術の修得を生涯にわたって追究し続けることができる。</p>  |
|                                       | <p><b>【教養ある専門職業人としての基礎力】（知識・理解）</b></p> <p>1) 人間が安全で安心して暮らすための多様で広範な知識を知り、理解できる。<br/>                 2) 社会福祉学をはじめとする地域生活支援学を修得し、地域における社会生活事象に関する理解と認識を深めることができる。<br/>                 3) 地域生活支援の諸課題、地域の再生・創生に対し、いかなる解決・緩和・抑止・予防をなすべきか、ミクロレベル、メゾレベル、マクロレベルを擁する専門的実践の必要性・重要性を認識できるとともに、広範で多様な役割・意義を深く理解できる。</p>  |
|                                       | <p><b>【専門職業人としての汎用的能力】（技能・表現）</b></p> <p>1) 地域生活支援、地域の再生・創生に関する研究の成果を学会等での発表や論文の投稿により公表でき、学術的な貢献とともに地域社会への貢献ができる。<br/>                 2) 地域における社会生活に生じている諸事象のメカニズムを複眼的な視点を持ち、複合的・重層的・多層的な接近法により解明ができる。<br/>                 3) 地域生活支援学に関する高度な知識と技能を身につけ、地域生活問題の発見、必要な情報の収集・分析を駆使し、実践的接近法により何をなすべきかを洞察し、問題の解決・緩和・抑止・予防に対応できる。</p>   |
|                                       | <p><b>【地域生活を支援し、創造する力】（行動・経験・創造的思考力）</b></p> <p>1) 地域生活支援学の高度な専門的知識・技能を駆使して、現代のグローバル化、超少子高齢化、人口減少、社会関係資本の縮減等によってもたらされる地域社会の諸課題の解決・緩和・抑止・予防に向けた研究および実践を志向できる。<br/>                 2) 地域生活における諸課題の解決・緩和・抑止・予防に向けて、複合的・重層的・多層的な接近法を駆使して適切な研究目標および研究方法論を設定できる。<br/>                 3) 地域生活の支援、地域の再生・創生を推進するために事象把握のための研究方法の開発とともに、地域生活の諸課題への解決策を設計し、その経過や結果から得られた知見や技術を踏まえて、理論の修正を図り、総合的包括的な支援の提供や支援システムの構築に必要とされる実践的な方法や地域生活支援の理論開発ができる高度の専門職業人として行動できる。</p> |

2019年度 科目系統図 生活支援科学研究科地域生活支援学専攻（博士後期課程）



DP # (ディプロマポリシー)

- ①提出された論文が適正に処理されているかどうか考慮すること（「論文テーマの重要性・独創性」、「先行研究及び関連研究のレビュー及び理解」、「研究方法の独創性並びに妥当性」、「論文の構成」、「論述の一貫性と体系的性」、「引用・参考文献の適切性並びに記述の様式」等において）。
- ②提出された学位論文の内容に独創性があること。
- ③①、②から提出された学位論文が地域生活支援学専攻の発展に寄与するものとなっているか否かを総合的に判断する。
- ④最終試験に合格した者について生活支援学博士の学位を授与する。

ナンバリング:共通科目の分野

ナンバリング:専攻分野科目の分野

A 建学の精神・教育理念に基づく科目

A 地域生活支援学の基盤科目

D 複合領域、その他の科目

B 社会福祉学系の科目

C 健康・スポーツ科学系の科目

## 地域生活支援学専攻博士後期課程開講科目一覧

| 分野       | 授 業 科 目                             | ナンバリング   | 配当<br>年次 | 単位数 |    | 備 考   |
|----------|-------------------------------------|----------|----------|-----|----|---|
|          |                                     |          |          | 必修  | 選択 |   |
| 特別<br>演習 | 特別研究Ⅰ                               | DS_D3_01 | 1        | 4   |    | (修了要件)<br>必修科目15<br>単位、選択<br>科目は原理<br>分野及び展<br>開分野から<br>6単位以上、<br>合計21単<br>位以上を修<br>得し、必要<br>な研究指導<br>を受け、博<br>士論文の審<br>査及び試験<br>に合格する<br>こと。 |
|          | 特別研究Ⅱ                               | DS_D3_02 | 2        | 4   |    |   |
|          | 特別研究Ⅲ                               | DS_D3_03 | 3        | 4   |    |   |
| 原理<br>分野 | 地域生活支援学特殊研究(1)地域生活支援学原理             | DS_A1_01 | 1        | 2   |    |   |
|          | 地域生活支援学特殊研究(2)地域社会における関係性の視点と枠組み    | DS_B1_01 | 1        |     | 2  |   |
|          | 地域生活支援学特殊研究(3)地域社会における心理的諸問題の視点と枠組み | DS_B1_02 | 1        |     | 2  |   |
|          | 地域生活支援学特殊研究(4)地域社会組織の視点と枠組み         | DS_B1_03 | 1        |     | 2  |   |
|          | 地域生活支援学特殊研究(5)地域社会政策の視点と枠組み         | DS_B1_04 | 1        |     | 2  |   |
| 展開<br>分野 | 地域生活支援学特殊講義(1)地域創生人材育成の視点と方法        | DS_B2_01 | 1・2      |     | 2  |   |
|          | 地域生活支援学特殊講義(2)地域社会組織化の視点と方法         | DS_B2_02 | 1・2      |     | 2  |   |
|          | 地域生活支援学特殊講義(3)地域高齢者支援の視点と方法         | DS_B2_03 | 1・2      |     | 2  |   |
|          | 地域生活支援学特殊講義(4)地域障がい者支援の視点と方法        | DS_B2_04 | 1・2      |     | 2  |   |
|          | 地域生活支援学特殊講義(5)地域健康支援の視点と方法          | DS_C2_01 | 1・2      |     | 2  |   |
|          | 地域生活支援学特殊講義(6)地域スポーツ支援の視点と方法        | DS_C2_02 | 1・2      |     | 2  |   |
| 演習<br>研究 | 地域生活支援研究演習                          | DS_D2_02 | 1・2      | 1   |    |   |
| 開講科目単位数  |                                     |          |          | 15  | 20 |   |

## 8. 講義時間

(昼間の講義時間)

|            |             |             |             |             |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| I          | II          | 昼休み         | III         | IV          |
| 8:50～10:20 | 10:30～12:00 | 12:00～13:00 | 13:00～14:30 | 14:40～16:10 |

(夜間の講義時間)

|             |             |
|-------------|-------------|
| V           | VI          |
| 18:00～19:30 | 19:40～21:10 |

## 9. 公認心理師受験資格【臨床心理学専攻】

公認心理師国家試験の受験資格を得るためには、入学する前までに、公認心理師法施行規則第1条に定める、公認心理師となるために必要な25科目（公認心理師の職責、心理学概論、臨床心理学概論、心理学研究法、心理学統計法、心理学実験、知覚・認知心理学、学習・言語心理学、感情・人格心理学、神経・生理心理学、社会・集団・家族心理学、発達心理学、障害者・障害児心理学、心理的アセスメント、心理学的支援法、健康・医療心理学、福祉心理学、教育・学校心理学、司法・犯罪心理学、産業・組織心理学、身体の構造と機能及び疾病、精神疾患とその治療、関係行政論、心理演習、心理実習）を修得し、卒業しておかなければなりません。

また、生活支援科学研究科臨床心理学専攻に入学後、以下の表に示している12科目（28単位）の必修科目を修得する必要があります。

公認心理師国家試験の受験資格に関する科目表

| 文科省・厚労省で指定科目 |                               | 本学大学院開講科目                                | 必修 | 選択 | 備考      |
|--------------|-------------------------------|--|----|----|---------|
| 必修科目         | 保健医療分野に関する理論と支援の展開            | 精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）               | 2  |    | 450時間以上 |
|              | 福祉分野に関する理論と支援の展開              | 障害児（者）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）            | 2  |    |         |
|              | 教育分野に関する理論と支援の展開              | 学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）              | 2  |    |         |
|              | 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開           | 犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）             | 2  |    |         |
|              | 産業・労働分野に関する理論と支援の展開           | 産業・労働分野に関する理論と支援の展開                      | 2  |    |         |
|              | 心理的アセスメントに関する理論と実践            | 臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）            | 2  |    |         |
|              | 心理支援に関する理論と実践                 | 臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）                 | 2  |    |         |
|              | 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 | 臨床家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践） | 2  |    |         |
|              | 心の健康教育に関する理論と実践               | 心の健康教育に関する理論と実践                          | 2  |    |         |
|              | 心理実践実習                        | 臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅰ）                         | 1  |    |         |
|              |                               | 心理実践実習Ⅱ                                  | 5  |    |         |
|              |                               | 心理実践実習Ⅲ                                  | 4  |    |         |

### 10. 臨床心理士受験資格【臨床心理学専攻】

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会「臨床心理士」の受験資格を得るためには、以下の条件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が指定する大学院の修士課程を修了すること。
- (2) 修士論文のテーマと内容が臨床心理学に関するものであること。
- (3) 指定された科目を26単位以上修得すること。
- (4) 第1種指定大学院修了者は、心理臨床経験は問われない。

(第2種指定大学院修了者は、修了後1年以上の心理臨床経験があること。)

本学は、第1種指定大学院として指定を受けている。

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士受験資格に関する科目表

|        | 協会指定科目   | 単位                           | 本学大学院開講科目                                | 履修年次 | 単位数 |   | 備 考                        |  |
|--------|----------|------------------------------|--|------|-----|---|----------------------------|--|
|        |          |                              |  |      | 必   | 選 |                            |  |
| 必修科目   | 臨床心理学特論  | 2                            | 臨床心理学特論Ⅰ                                 | 1    | 2   |   | 16 単位必修                    |  |
|        |          | 2                            | 臨床心理学特論Ⅱ                                 | 1    | 2   |   |                            |  |
|        | 臨床心理面接特論 | 2                            | 臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）                 | 2    | 2   |   |                            |  |
|        |          | 2                            | 臨床心理面接特論Ⅱ                                | 2    | 2   |   |                            |  |
|        | 臨床心理査定演習 | 2                            | 臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）            | 1    | 2   |   |                            |  |
|        |          | 2                            | 臨床心理査定演習Ⅱ                                | 1    | 2   |   |                            |  |
|        | 臨床心理基礎実習 | 2                            | 臨床心理基礎実習                                 | 1    | 2   |   |                            |  |
|        | 臨床心理実習   | 2                            | 臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅰ）                         | 2    | 1   |   |                            |  |
| 2      |          | 臨床心理実習Ⅱ                      | 2  | 1    |     |   |                            |  |
| 選択必修科目 | A群       |                              | 心理学研究法特論                                 | 1・2  |     | 2 | 各群（A～E）から2単位以上、計10単位以上選択必修 |  |
|        |          |                              | 心理統計法特論                                  |      |     |   |                            |  |
|        |          | 2                            | 臨床心理学研究法特論                               | 1・2  |     | 2 |                            |  |
|        | B群       |                              | 人格心理学特論                                  |      |     |   |                            |  |
|        |          | 2                            | 発達心理学特論                                  | 1・2  |     | 2 |                            |  |
|        |          |                              | 学習心理学特論                                  |      |     |   |                            |  |
|        |          |                              | 認知心理学特論                                  |      |     |   |                            |  |
|        |          |                              | 比較行動学特論                                  |      |     |   |                            |  |
|        | C群       | 2                            | 教育心理学特論                                  | 1・2  |     | 2 |                            |  |
|        |          |                              | 社会心理学特論                                  |      |     |   |                            |  |
|        |          |                              | 人間関係学特論                                  |      |     |   |                            |  |
|        |          |                              | 社会病理学特論                                  |      |     |   |                            |  |
|        |          | 2                            | 臨床家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践） | 1・2  |     | 2 |                            |  |
| 2      |          | 犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開） | 1・2                                      |      | 2   |   |                            |  |



|        |    |              |   |                               |     |   |                            |
|--------|----|--------------|---|-------------------------------|-----|---|----------------------------|
| 選択必修科目 | D群 | 精神医学特論       | 2 | 精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）    | 1・2 | 2 | 各群（A～E）から2単位以上、計10単位以上選択必修 |
|        |    | 心身医学特論       |   |                               |     |   |                            |
|        |    | 神経生理学特論      |   |                               |     |   |                            |
|        |    | 老年心理学特論      | 2 | 老年心理学特論                       | 1・2 | 2 |                            |
|        |    | 障害児（者）心理学特論  | 2 | 障害児（者）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開） | 1・2 | 2 |                            |
|        | E群 | 精神薬理学特論      |   |                               |     |   |                            |
|        |    | 投映法特論        | 2 | 投映法特論                         | 1・2 | 2 |                            |
|        |    | 心理療法特論       | 2 | 心理療法特論                        | 1・2 | 2 |                            |
|        |    | 学校臨床心理学特論    |   |                               |     |   |                            |
|        |    | グループ・アプローチ特論 |   |                               |     |   |                            |
|        |    | 臨床心理地域援助特論   | 2 | 臨床心理地域援助特論                    | 1・2 | 2 |                            |

### 11. 小学校教諭専修免許状、幼稚園教諭専修免許状【子ども学専攻】

子ども学専攻では、大学院入学前に小学校教諭一種免許状を取得し、本学の研究科で以下の科目を修得すれば、小学校教諭の専修免許状を取得することができます。また、大学院入学前に幼稚園免許一種免許状を取得し、本学の研究科で以下の科目を修得すれば、幼稚園教諭の専修免許状を取得することができます。

| 授業科目           | 学年<br>配当 | 単位数 | 免許の種類 |    |       |   |
|----------------|----------|-----|-------|----|-------|---|
|                |          |     | 小学校   |    | 幼稚園   |   |
| 子ども学特論         | 1        | 2   | 必修    |    | 必修    |   |
| 子ども学実践演習Ⅰ（幼児期） | 1        | 2   |       |    | 必修    |   |
| 子ども学実践演習Ⅱ（児童期） | 1        | 2   | 必修    |    |       |   |
| 幼児教育学特論        | 1        | 2   |       | ※  | 選択    | ※ |
| 教育史特論          | 1        | 2   | 選択    |    | 選択    |   |
| カリキュラム特論       | 1        | 2   | 選択    |    | 選択    |   |
| 教育社会学特論        | 1        | 2   | 選択    |    | 選択    |   |
| 教育制度特論         | 1        | 2   | 選択    |    | 選択    |   |
| 発達心理学特論        | 1        | 2   | 選択    |    | 選択    |   |
| 教育心理学特論        | 1        | 2   | 選択    |    | 選択    |   |
| 学校マネジメント特論     | 1        | 2   | 選択    |    | 選択    |   |
| 特別支援教育特論       | 1        | 2   | 選択    |    | 選択    |   |
| 言語教育特論         | 1        | 2   | 選択    |    |       |   |
| 社会科教育特論        | 2        | 2   | 選択    |    |       |   |
| 環境教育特論         | 1        | 2   | 選択    |    |       |   |
| 算数教育特論         | 1        | 2   | 選択    |    |       |   |
| 造形教育特論         | 2        | 2   | 選択    |    |       |   |
| 音楽教育特論         | 1        | 2   | 選択    |    |       |   |
| 身体教育特論         | 1        | 2   | 選択    |    |       |   |
| 子どもの創作表現特論     | 1        | 2   |       |    | 選択    |   |
| 子どもの食育特論       | 2        | 2   |       |    | 選択    |   |
| 子どもの保健特論       | 1        | 2   |       |    | 選択    |   |
| 障害児保育特論        | 2        | 2   |       |    | 選択    |   |
| 子どもの臨床心理特別演習   | 1        | 2   | 選択    | 選択 |       |   |
|                |          |     | 24 単位 |    | 24 単位 |   |

## 12. 幼稚園教諭専修免許状【子ども学専攻】

子ども学専攻では、大学院入学前に幼稚園教諭一種免許状を取得し、本学の本研究科で次の科目を修得すれば、幼稚園教諭の専修免許状を修得することができます。

### 単位修得

#### 1. 単位認定

単位認定は大学院学則第 14 条及び西九州大学大学院生活支援科学研究科規程第 3 条に基づいて行われます。

#### 2. 単位修得の確認

成績の発表

- (1) 各学期の成績は、所定期日以降に、各自学生ポータルサイトで確認してください。(P.51 参照)
- (2) 単位を修得した科目、単位数並びにその成績は、成績証明書に記載されます。この証明書には、これまでに修得したすべての単位が記載されています。

#### 3. 成績の評価表示

成績の評価表示については、次のように定められています。

成績評価の表示は、A・B・C・Dとし、A・B・Cを合格とし、Dは、不合格とする。

2 前項の成績評価は、次の基準によるものとする。

- (1) A 80 点以上
- (2) B 70 点以上 80 点未満
- (3) C 60 点以上 70 点未満
- (4) D 60 点未満

#### 4. 成績に関する質問等について

成績評価に質問等申し立てがある場合、所定の様式による申立書を教務課に提出してください。

質問等申立書への回答内容については、教務部長が申し立てを行った学生に通知します。質問等申立書への回答通知を受けた学生は、回答内容についての確認書を作成のうえ、教務課に提出してください。

# 大学院学生生活関連

|             |     |
|-------------|-----|
| 各種手続き・事務局窓口 | 390 |
| 保健衛生        | 391 |
| 奨学金制度       | 391 |
| その他         | 392 |

## 大学院学生生活関連

ここには、西九州大学大学院学生として学内や学外で生活する上での規則や手続き及び遵守事項について記載しています。

### 各種手続き・事務局窓口

講義、単位認定、学内外の生活、就職活動、学費納入等については、大学事務局の各担当課で対応しています。担当する課の窓口で手続きや相談をしてください。

#### 1. 教務課

- (1) 授業（休講、補講連絡、講義室変更及び履修の仕方の問い合わせ等）に関する事
- (2) 試験に関する事
- (3) 学籍の異動（休学、復学、退学等）に関する事
- (4) 単位の認定、学業成績（証明書の発行）に関する事
- (5) 各種資格、免許等に関する事
- (6) その他、学業に関する事

#### 2. 学生支援課（保健管理センターを含む）

- (1) 学生証の発行等、学生生活に関する各種の申請及び届出、許可に関する事
- (2) 日本学生支援機構奨学金、永原学園奨学金及び各種奨学金についての事務、相談に関する事
- (3) 授業料の減免についての相談に関する事
- (4) 学生傷害保険の紹介及び傷害や器物破損の発生時の処理に関する事
- (5) 健康についての相談、病気、ケガへの応急処置に関する事
- (6) 健康診断と健康診断証明書の発行に関する事
- (7) 学生駐車場の運用及び、駐車登録許可証の発行に関する事
- (8) 学生の施設使用、及び学生の集会、行事、催物、及び掲示、印刷物の発行及び配布に関する事
- (9) 遺失物、紛失物及び拾得物の扱いに関する事
- (10) 学生寮、指定寮、下宿、アパートの紹介に関する事
- (11) その他、学生生活についての相談に関する事
- (12) 就職にかかわる資料収集及び相談室の開設に関する事
- (13) 修了予定者の就職指導及びガイダンスの開催に関する事
- (14) 求人票の受理、就職紹介、斡旋に関する事
- (15) 就職用各種証明書の発行に関する事

#### 3. 総務課

- (1) 施設の破損や不備、消防、施設等に関する事
- (2) スクールバスの運行に関する事
- (3) 学費の納入に関する事
- (4) 学費延期、分納及び授業料減免についての相談に関する事

## 保健衛生

学生の健康管理、保健指導には、常に配慮しています。保健管理センターを設け応急処置や、健康相談及び健康診断証明書などの事務を行っています。

### 定期健康診断

法令に基づき、毎年実施しています。検査項目は、レントゲン間接撮影、身体計測、血圧測定、尿検査、視力、聴力、内科検診です。

## 奨学金制度

奨学金制度は、大学での修学や生活において経済的に困難な学生に対して、学業成績、人物ともに優秀であることなどの諸審査を経て、奨学金が貸与又は給付されます。

募集は、4月当初に学生支援課掲示板で知らせています。説明会への参加や審査条件をよく承知して応募してください。

### 1. 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構は、独立行政法人日本学生機構法に基づいて設立され、国の育英事業を行う機関です。

奨学金は人物、学業ともに優れかつ健康であって、経済的理由のため修学困難な者に貸与されるものであり、以下の2種類があります。

#### (1) 第一種奨学金

無利息の選択額奨学金です。

貸与金額：〈修士課程・博士前期課程〉50,000円、88,000円の2種類  
〈博士後期課程〉80,000円、122,000円の2種類

#### (2) 第二種奨学金

有利子の選択額奨学金です。

貸与月額：50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円の5種類があります。

#### (3) 出願及び募集期間

第一種奨学金、第二種奨学金とも4月当初に学生支援課による募集説明会を開催します。

奨学金受給希望者は、期限（4月下旬頃）までに所定の書類を整え手続きをとってください。

#### (4) 奨学金の採否

志願者の中から、学業、人物、家計、健康状態を選考し、研究科委員会の議を経て日本学生支援機構に推薦し、その採否は日本学生支援機構が決定します。7月中旬以降に採否の決定を通知します。

#### (5) 緊急採用（第一種奨学金）、応急採用（第二種奨学金）

奨学金の定期外採用として、失職、破産、死亡、風水害等による家計急変のため緊急に奨学金が必要となった場合に適用されます。選考基準などがあるので学生支援課へ相談してください。

#### (6) 大学在学中における日本学生支援機構奨学生の「在学届」の提出について

大学在学中に日本学生支援機構奨学生であった者が大学院に進学した場合、大学院在学中は返還猶予の措置がとれるので、「在学届」を提出してください。

#### (7) 奨学生の異動等があった場合の届

奨学生は、交付の取りやめ（退学、辞退等）、交付の中断、再開、交付の取り扱いの変更（自宅、自宅外通学、連帯保証人、貸与月額等）があった場合は、所定の様式を学生支援課で受け取り、必要事項を記入し速やかに届け出てください。

(8) 奨学金の返還について

奨学金は、貸与であり、貸与終了後は、日本学生支援機構奨学金規程及び「返還誓約書、奨学金借用証書」に従って必ず返還しなければなりません。入学当初から貸与されると貸与総額は、多額となりますので、奨学金の申し込みに際しては、貸与月額や卒業後の返還額と方法など自分で返還することを考えておいてください。

2. 永原学園奨学金

学校法人永原学園では、西九州大学、西九州大学短期大学部に在学する者のうち、学業・人物ともに優秀であり、かつ、経済的理由により修学に支障のある者を選考して奨学金を支給しています。

大学院の一般奨学金支給対象者は、「永原学園奨学金に係わる西九州大学支給細則」にしたがって、研究科委員会、大学院委員会で選考します。

- (1) 一般奨学金の額は、当該年度の授業料の額の2分の1の範囲内です。
- (2) 一般奨学金の支給期間は、原則として4月から翌年3月までの1年間とします。ただし更新することができます。
- (3) 一般奨学金支給対象者数は、毎年度毎に別に定めますが、原則として1名です。

その他

1. スクールバス等の運行について

大学では、JR 神崎駅などからスクールバスを定時で運行しています。始業時刻や終業時刻に合わせて利用してください。詳しい内容についてはP.43にてご確認ください。

2. 自家用車の使用と駐車場の利用について

通学で自家用車を使用する学生で学内駐車場を利用する場合は、駐車料金として年間2,000円を支払い駐車許可証を受け取ってください。駐車料金は1年毎に必要です。駐車許可証は必ず前面のフロントの外部から見えるところに提示してください。

ただし、駐車許容台数に制限があり又学生の駐車区域も決められています。学生の皆さんは、通学距離及びバイク利用等も併せて考えてください。

また、駐車違反には、「駐車違反シール」で警告し、記録するとともに学内乗入れを禁止することがあります。

3. 事故防止について

学内駐車場で車体事故等が発生した場合は、速やかに学生支援課に申し出てください。また、学外で交通事故が発生した場合も、状況把握、保険、大学としての事後処理等がありますので、速やかに学生支援課に申し出てください。

各キャンパスで定められたルールに従い、白線の駐車区画内に駐車してください。

その他、大学院の生活に関する事項は、学生便覧内の学生生活関連を参照してください。

# 大学院学位関連

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 大学院学位関連.....      | 394 |
| 西九州大学大学院学位規程..... | 395 |

# 大学院学位関連

ここには、西九州大学大学院において授与する学位に関する事項について記載しています。

## 1. 学位について

大学院の各専攻で所定の単位を修得し、かつ修士論文または博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格したとき、以下の学位が授与されます。

|              |                |
|--------------|----------------|
| 健康栄養学専攻      | 修士（健康栄養学）      |
| 臨床心理学専攻      | 修士（臨床心理学）      |
| リハビリテーション学専攻 | 修士（リハビリテーション学） |
| 子ども学専攻       | 修士（子ども学）       |
| 地域生活支援学専攻    | 修士（生活支援学）      |
| 地域生活支援学専攻    | 博士（生活支援学）      |

## 2. 学位申請の手続き

### 修士課程及び博士前期課程

- (1) 1年次に教務課に提出した修士論文題目を変更する場合は、「修士論文題目変更届」にて、教務課に届けなければなりません。
- (2) 修士論文は、教務課で配付する「修士論文執筆要領」にしたがって作成してください。
- (3) 修士論文とその要旨は、それぞれ3部ずつ作成し、「学位申請書」を添えて所定の期日までに自身で教務課に提出してください。
- (4) 上記のほかに、修士論文発表会用の要旨、1部を作成し、所定の期日までに教務課に提出してください。

### 博士後期課程

- (1) 学位論文予備審査の結果、学位論文審査の対象とする旨の通知を受けた日から、3ヶ月以内に所定の書類を教務課で配布する「博士論文執筆要領」にしたがって作成してください。
- (2) 学位論文とその要旨等を作成し、「学位申請書」を添えて所定の期日までに自身で教務課に提出してください。

## 3. 修士論文及び博士論文の審査

修士論文の審査は、健康栄養学専攻、臨床心理学専攻、リハビリテーション学専攻、子ども学専攻、地域生活支援学専攻博士前期課程、それぞれで行われますので、研究指導教員の指示にしたがって、審査（口頭試問を含む）を受けてください。

博士論文の審査は地域生活支援学専攻博士後期課程で行われますので、研究指導教員の指示にしたがって、論文査読・予備審査を経て、学位論文の審査（口頭試問を含む）、総合試験を受けてください。

## 4. 最終試験

### （修士論文発表会）

修士課程の最終試験として、修士論文発表会が毎年度末に開催されます。修士論文を提出し、学位を申請した人は、審査を終えた後、必ず発表しなければなりません。

### （博士論文総合審査）

審査及び最終試験は、博士論文を中心とし、これに関連する分野の科目についての口頭試問又は筆答試験で行われます。審査を終えた後、博士論文公徳会が実施され、当該論文を公表します。

これらのことは、以下に示す、西九州大学大学院学位規程に基づいたものです。よく読んで参考にしてください。



## 《西九州大学大学院学位規程》

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条並びに西九州大学大学院学則(平成11年4月1日制定)第19条第3項の規定に基づき、西九州大学(以下「本学」という。)が授与する大学院の学位について、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する大学院の学位は、修士及び博士とする。

(学位に付記する専攻分野の名称)

第3条 学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

|              |                |
|--------------|----------------|
| 健康栄養学専攻      | 修士(健康栄養学)      |
| 臨床心理学専攻      | 修士(臨床心理学)      |
| リハビリテーション学専攻 | 修士(リハビリテーション学) |
| 子ども学専攻       | 修士(子ども学)       |
| 地域生活支援学専攻    | 修士(生活支援学)      |
| 地域生活支援学専攻    | 博士(生活支援学)      |

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、大学院の修士課程及び博士前期課程(地域生活支援学専攻の前期2年の課程をいう。以下同じ。)を修了した者に授与するものとする。

(博士の学位授与の要件)

第4条の2 博士の学位は、大学院の博士後期課程(地域生活支援学専攻の後期3年の課程をいう。以下同じ。)を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院の行う博士の学位論文(以下「博士論文」という。)の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者に授与することができる。

(学位の申請)

第5条 第4条に規定する学位の授与を受けようとする者は、学位申請書(別紙第1号様式)に修士の学位論文(以下「修士論文」という。)を添えて、研究科長に提出しなければならない。

2 前条第1項に規定する学位の授与を受けようとする者は、学位申請書(別紙第2号様式)に博士論文、論文目録(別紙第4号様式)、博士論文の要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

3 前条第2項の規定により、博士論文を提出して学位の授与を受けようとする者は、学位申請書(別紙第3号様式)に、前項に規定するもののほか、別に定める学位論文審査手数料を添えて、研究科長に提出しなければならない。

4 研究科の博士課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が学位を申請するときは、前項の規定を準用する。この場合において、退学したときから1年を超えないときは、学位論文審査手数料の納付を免除する。

5 既納の学位論文審査手数料は、返還しない。

(修士論文及び博士論文)

第5条の2 修士論文及び博士論文は、1編に限る。ただし、参考資料として他の論文を添付することができる。

2 研究科長は、審査のため必要があるときは、修士論文及び博士論文の提出者に、当該修士論文及び博士論文の訳文その他必要な資料等の提出を求めることができる。

(審査の付託)

第6条 研究科長は、第5条第1項の規定による修士の学位の申請を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

2 研究科長は、第5条第2項、第3項及び第4項の規定による博士の学位の申請を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

(審査員の選出)

第7条 前条第1項の規定により修士論文の審査を付託された研究科委員会は、修士論文の内容に関連がある専攻の研究指導教員の中から学位論文審査員（以下「審査員」という。）3人以上を選出して、修士論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。

2 前条第2項の規定により博士論文の審査を付託された研究科委員会は、博士論文の内容及び専攻科目に関連がある博士後期課程担当の研究指導教員の中から選出した3人以上を審査員とする博士論文審査委員会（以下「審査委員会」という）を設置し、博士論文の審査並びに最終試験及び学力の確認を行わせるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、修士論文及び博士論文の審査に当たって必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の大学院又は研究所等の教員等を審査員として加えることができるものとする。

4 選出された審査員のうち1人を主査（指導教員を除く。）とする。

(審査の期間)

第8条 修士論文は、提出者の在学期間中に審査を終了するものとする。

2 博士論文は、受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。

(最終試験)

第9条 最終試験は、第5条第1項又は第2項の規定により申請のあった者に対し、修士論文又は博士論文の審査を終えた後、修士論文又は博士論文を中心として、これに関連のある研究分野について筆記または口述により行うものとする。

2 学位論文発表会、公開発表会は、最終試験をかねることができる。

3 学位論文審査において、不合格となった者に対しては、当該年度最終試験は行わない。

第9条の2 最終試験は、第5条第3項及び第4項の規定により申請のあった者に対し、博士論文の審査を終えた後、博士論文を中心として、これに関連のある研究分野について筆記又は口述により行うものとする。

(学力の確認)

第9条の3 学力の確認は、第5条第3項及び第4項の規定により申請のあった者に対し、博士論文の審査及び最終試験を終えた後、博士論文に関連のある研究分野及び外国語について筆記又は口述により行うものとする。

(学力の確認の特例)

第9条の4 前条の規定にかかわらず、第5条第4項に規定する者のうち、退学したときから一定の年限内の者については、研究科の定めるところにより、第4条の2第1項に規定する者と同等以上の学力を有する者とみなし、学力の確認を免除することができる。

(審査結果の要旨の報告)

第10条 審査員は、第5条第1項又は第2項の規定により申請のあった者の修士論文又は博士論文の審査及び最終試験を終了したときは、その結果の要旨を速やかに研究科委員会に報告するものとする。

2 審査員は、第5条第3項及び第4項の規定により申請のあった者の博士論文の審査並びに最終試験及び学力の確認を終了したときは、その結果の要旨を速やかに研究科委員会に報告するものとする。

3 前2項の報告は、文書をもって行うものとする。

(合否の判定)

第11条 研究科委員会は、前条第1項の報告に基づき、修士論文又は博士論文及び最終試験の合否判定を行う。

2 研究科委員会は、前条第2項の報告に基づき、博士論文及び最終試験の合否の判定を行う。

3 前2項の判定は、構成員（海外出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(判定結果の報告)

第12条 研究科長は、研究科委員会において学位を授与するものと判定したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した文書を添えて、その旨を学長に報告しなければならない。

(1) 本籍、氏名、生年月日

(2) 授与する学位の種類

- (3) 授与する年月日
- (4) 修士論文の審査及び最終試験の結果の要旨
- (5) 博士の場合、第4条の2第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別
- (6) 博士の場合、博士論文の審査及び最終試験の結果の要旨
- (7) 第4条の2第2項の規定による博士の場合、学力の確認の結果の要旨

2 学位を授与できないと判定した者については、その旨を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第13条 学長は、前条により学位を授与すると決定した者には、学位記（別紙第5号様式、別紙第6号様式又は別紙第7号様式）を交付し、学位を授与する。

(学位の名称)

第14条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「西九州大学」と付記しなければならない。

(学位の取り消し)

第15条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記の返還を命じ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科委員会において前項の決定をする場合は、第11条第3項の規定を準用する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月20日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月20日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月19日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月21日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月17日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月19日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日に西九州大学大学院健康福祉学研究科に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成26年4月1日以降において在学者の属する年次に再入学する者に係る学位申請書及び学位記については、この規程による改正後の別紙第1号様式及び別紙第2号様式にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成26年3月15日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月17日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年3月31日に西九州大学大学院生活支援科学研究科に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成27年4月1日以降において在学者の属する年次に再入学する者に係る学位申請書及び学位記については、この規程による改正後の別紙第1号様式から別紙第7号様式までにかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成27年3月14日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。



# 西九州大学大学院学則その他

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 西九州大学大学院学則               | 400 |
| 西九州大学大学院生活支援科学研究科規程      | 419 |
| 西九州大学修士論文申請に関する内規        | 420 |
| 西九州大学大学院臨床心理学専攻に関する規程    | 420 |
| 公認心理師国家試験の受験資格取得に関する履修内規 | 422 |
| 心理実践実習に関する履修内規           | 423 |
| 西九州大学大学院教職課程（専修免許）履修規程   | 424 |
| 西九州大学大学院長期履修規程           | 426 |

## 西九州大学大学院学則

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、西九州大学学則（昭和43年4月1日制定。）第3条の4第2項の規定に基づき、西九州大学大学院（以下「大学院」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 大学院は、西九州大学（以下「本学」という。）の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、社会に貢献し、文化の進展と健康・福祉の向上に寄与する人材を育成することを目的とする。

(自己点検、評価)

第3条 大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の教職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

3 自己点検及び評価の項目、結果の活用及び検証並びに体制については、別に定める。

(情報の提供)

第3条の2 大学院は大学院の教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

### 第2章 研究科

(研究科)

第4条 大学院に、次の研究科を置く。

生活支援科学研究科

(研究科の目的)

第5条 大学院生活支援科学研究科は、生活支援科学の構築にむけて学際的研究を行い、その応用を通して専門分野における研究能力及び実践的指導力を授け、高度な専門性をもって、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

### 第3章 課程、専攻、学生定員

(課程)

第6条 大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専攻)

第7条 生活支援科学研究科に、次の専攻を置く。

健康栄養学専攻

臨床心理学専攻

リハビリテーション学専攻

子ども学専攻

地域生活支援学専攻

2 地域生活支援学専攻は、博士課程とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。

3 臨床心理学専攻に関し必要な事項は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

（専攻の目的）

第7条の2 生活支援科学研究科の専攻の目的は、次に掲げるとおりとする。

健康栄養学専攻

食品栄養学の知識を深めた高度な専門職として、人々の生活を社会環境、自然環境の中に据えた総合的な視点から捉え、適切な生活支援を栄養学の立場から実践できる人材を養成する。

臨床心理学専攻

現代社会における心の相談・支援のための高い倫理観を有し、臨床心理学の精深な学識に基づいた豊かな人間理解力を身につけるとともに、それを活かした臨床実践ができる高度専門職業人を養成する。

リハビリテーション学専攻

人の生活を科学し人の生活を支援するという理念に基づきながらも、特に、障害の予防や、障害のある人の社会参加や地域生活を支援するための身体・認知・精神・生活面に関するリハビリテーション分野における高度専門職業人を養成する。

子ども学専攻

子どもに関する科学的理解を基盤に、子どもの育ちへの支援の在り方を探求する子ども学の視点から、教育・保育の質的高度化に資する専門的な知識と技能について研究し、現場での実践に応用できる高度専門職業人を養成する。

地域生活支援学専攻

人が地域で暮らすとはどのようなことか、生活支援として他者の生活や人生に関与する意味を深く考え、生活支援科学の研究能力を培うことを通じて、社会福祉学を基盤とする地域生活支援学の構築・展開をめざす研究者並びに地域生活支援学に関する高度な専門知識と技能を兼ね備えた高度専門職業人を養成する。

（学生定員）

第8条 研究科の入学定員及び収容定員は次の表のとおりとする。

| 研究科       | 専攻           | 修士課程・博士前期課程 |      | 博士後期課程 |      |
|-----------|--------------|-------------|------|--------|------|
|           |              | 入学定員        | 収容定員 | 入学定員   | 収容定員 |
| 生活支援科学研究科 | 健康栄養学専攻      | 2人          | 4人   |        |      |
|           | 臨床心理学専攻      | 5人          | 10人  |        |      |
|           | リハビリテーション学専攻 | 3人          | 6人   |        |      |
|           | 子ども学専攻       | 3人          | 6人   |        |      |
|           | 地域生活支援学専攻    | 5人          | 10人  | 3人     | 9人   |
|           | 計            | 18人         | 36人  | 3人     | 9人   |

第4章 修業年限、学年、学期、休業日

（標準修業年限）

第9条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は2年とする。なお、在学年限は4年を越えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、再入学により入学した者の標準修業年限は、大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、学長が定める。なお、在学年限は、標準修業年限の2倍を超えることはできない。

第9条の2 博士後期課程の標準修業年限は3年とする。なお、在学年限は6年を越えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、再入学により入学した者の標準修業年限は、研究科委員会の認定による。なお、在学年限は、標準修業年限の2倍を超えることはできない。

(学年及び学期)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

3 学長は、前項の規定にかかわらず、研究科委員会の議を経て、前学期の終期及び後学期の始期について変更することができる。

(休業日)

第11条 休業日は、次の各号のとおりとする。ただし、学長が必要と認めたときは、研究科委員会の議を経て、休業日を変更し又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(2) 春季休業日 3月26日から3月31日まで

(3) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで

(4) 冬季休業日 12月28日から1月4日まで

2 休業中でも必要に応じて見学又は実験実習等を課することができる。

## 第5章 教育課程

(教育課程の編成)

第11条の2 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育方法)

第12条 大学院における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 大学院の課程において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

3 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。

(授業科目)

第13条 修士課程及び博士前期課程の授業科目及び単位数は、別表1-1から別表1-5のとおりとする。

2 博士後期課程の授業科目及び単位数は、別表1-6のとおりとする。

3 授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画等は、講義概要に掲載明示し、あらかじめ学生に周知する。

(単位修得の認定)

第14条 授業科目を履修し、科目担当の教員による単位の認定に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

2 単位修得の認定の方法は、別に定める。

(履修方法)

第15条 修士課程及び博士前期課程の学生は、その在学期間中に、第13条第1項に規定する授業科目について30単位以上を修得しなければならない。但し、臨床心理学専攻の授業科目については36単位以上を修得しなければならない。

2 博士後期課程の学生は、その在学期間中に、第13条第2項に規定する授業科目について21単位以上を修得しなければならない。

3 履修の授業科目選定にあたっては、予め研究指導教員の指示を受けなければならない。

4 授業科目の履修にあたっては、毎学期の始めに当該学期に履修する授業科目を届け出なければならない。

(他の専攻の授業科目の履修)

第15条の2 学生は、4単位までは他の専攻の科目を修得することができる。但し、臨床心理学専攻の科目は受講することができない。



(入学前の既修得単位等の認定)

第15条の3 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第15条の規定に基づく科目等履修生として履修し修得した単位を含む。）を、研究科委員会の議を経て、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなし認定することができる。

2 前項により修得した単位とみなし認定することができる単位数は、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第15条の4 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。この場合において、在学年限は、修士課程及び博士前期課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年を超えないものとする。

(他の大学院等における授業科目の履修等及び研究指導を受けさせるための派遣又は留学)

第16条 学長は、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。以下「大学院等」という。）との協議に基づき、当該大学院等の授業科目を履修又は研究指導を受けさせるため学生を派遣し、又は留学させることができる。

2 学生が当該他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 派遣及び留学した期間は、在学期間に算入する。

4 派遣及び留学に関する規定は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

(資格及び教員免許状授与の所要資格の取得)

第17条 公認心理師国家試験の受験資格を得ようとする者は、生活支援科学研究科臨床心理学専攻に在籍し、公認心理師法、同法施行令及び同法施行規則等に定める所要の科目を修得しなければならない。

2 小学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、小学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

3 幼稚園教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、幼稚園教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

## 第6章 課程の修了要件、学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第18条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、大学院に2年以上（再入学の場合は第9条第2項で規定する標準修業年限以上）在学し、第15条第1項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士前期課程の取扱い)

第18条の2 第7条第2項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

(博士後期課程の修了要件)

第18条の3 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、第15条第2項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第18条ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項ただし書き中「1年」とあるのは、「3年（第18条ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。）を有する者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年（第18条ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、3年から当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第18条の4 第18条及び前条に規定する最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

2 学位論文の審査及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科委員会が決定し、その方法は研究科において定める。

3 前項の学位論文の審査に当たって必要があるときは、当該研究科委員会の議を経て、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）の教員等の協力を得ることができる。

(学位の授与)

第19条 修士課程、博士前期課程及び博士後期課程を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

3 前2項の学位を授与するに当たっては、次に定める専攻分野の名称を付与するものとする。

|              |                |
|--------------|----------------|
| 健康栄養学専攻      | 修士（健康栄養学）      |
| 臨床心理学専攻      | 修士（臨床心理学）      |
| リハビリテーション学専攻 | 修士（リハビリテーション学） |
| 子ども学専攻       | 修士（子ども学）       |
| 地域生活支援学専攻    | 修士（生活支援学）      |
| 地域生活支援学専攻    | 博士（生活支援学）      |

4 学位授与に関し必要な事項は、別に定める。

## 第7章 入学、再入学、休学、復学、退学、除籍等

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、再入学する場合は後学期の始めに学生を入学させることができる。

(入学資格)

第21条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に定める大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
  - (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、大学の定める単位を優秀な成績で修得したとみとめるものを、修士課程又は博士前期課程に入学させることができる。
- (1) 学校教育法第 83 条に定める大学に 3 年以上在学した者
  - (2) 外国において、学校教育における 15 年の課程を修了した者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
  - (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

第 21 条の 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、第 18 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達したもの

（入学志願者の手続）

第 22 条 入学志願者は、別に定める入学願書その他必要な書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

（合格者の決定）

第 23 条 入学志願者については、別に定めるところにより行う選考の結果に基づき、研究科委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

（入学手続及び入学許可）

第24条 前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、別に定める誓約書その他必要な書類に入学金を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

(再入学)

第24条の2 本学に1年以上在学し、退学した者又は除籍された者が退学又は除籍後原則として3年以内に再入学を希望したときは、研究科委員会の議を経て、学期始めに、学長が相当年次に入学を許可することができる。

2 再入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、研究科委員会の議を経て、学長が認定する。

(博士後期課程への進学資格)

第24条の3 博士後期課程に進学することのできる者は、大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者とする。

(進学志願)

第24条の4 進学を志願する者は、所定の期日までに出願書類その他必要な書類を提出しなければならない。

(進学志願者の選考及び進学の許可)

第24条の5 進学志願者については、選考の上、研究科委員会等の議を経て、学長が進学を許可する。

(休学及び復学)

第25条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き3ヶ月以上修学できない者は、保証人連署のうえ、学長に休学願を提出しなければならない。

なお、疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 学長は、前項の休学願が提出されたときは、研究科委員会の議を経て、休学を許可する。

3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、修士課程・博士前期課程では通算2年を超えない範囲内、博士後期課程では通算3年を超えない範囲内において、休学期間を延長することができる。

4 休学期間は、在学した期間に算入しない。

5 休学している者が復学を希望した時は、学長が研究科委員会の議を経て、復学させる。

(退学)

第26条 疾病その他の事由により退学しようとする者は、その事由を附して、保証人連署のうえ、学長に退学願を提出しなければならない。

2 前項の退学願が提出されたときは、学長が研究科委員会の議を経て、退学を許可する。

(除籍)

第27条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第9条及び第9条の2に定める期間在学して修了できない者
- (2) 疾病その他で修業の見込みがない者
- (3) 正当な事由がなく授業料を滞納した者

## 第8章 学費等

(入学検定料)

第28条 入学志願者は、入学検定料として30,000円を所定の期日までに納入しなければならない。

(入学金)

第29条 入学を許可された者は、入学金として200,000円を所定の期日までに納入しなければならない。

(授業料)

第30条 授業料は年額610,000円とし、これを前後期の2期に分けて所定の期日までに納入するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、分納又は延納を認めることがある。

(再入学の場合の授業料等)

第 30 条の 2 再入学を志願する者は、入学検定料として 30,000 円を所定の期日までに納入しなければならない。

2 再入学する者の授業料は、その者の所属する年次の在学者の授業料の額と同額とする。

3 前項の規定にかかわらず、後学期に再入学する者の授業料は、その者の所属する年次の在学者が当該年度に納入するべき額の半額とする。

(長期にわたる教育課程の履修の場合の授業料)

第 30 条の 3 第 15 条の 4 の規定に基づき、当該標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することが認められた者（以下「長期履修学生」という。）から徴収する授業料の年額は、長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することが認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、第 30 条の規定にかかわらず、第 30 条に規定する授業料の年額に当該標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

(休学期間の授業料)

第 31 条 学期の全期間にわたって休学した者については、その学期の授業料を免除する。

(既納の学費等の取扱い)

第 32 条 既納の入学金及び授業料は、原則として返還しない。

2 前項の規定による既納の納付金の取扱いは、別に定める。

## 第 9 章 賞罰

(表彰)

第 33 条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経て、表彰することがある。

(懲戒)

第 34 条 大学院学則及びその他の規則に反し、又は学生としての本分に反する行為のあった者は、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 次の各号の一に該当するものは、退学とする。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められた者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められた者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者
- (4) 大学院の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

4 学生の懲戒に関し、必要な事項は別に定める。

## 第 10 章 教員組織

(教員組織)

第 35 条 大学院における授業及び研究指導は、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）及び大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成 11 年文部省告示第 175 号）に規定する研究指導教員及び研究指導補助教員（授業科目の授業のみを担当する専任の教員は、別に定める。）が行う。ただし、当該授業を担当すべき教員を欠く場合その他特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て、兼任講師をこれに充てることがある。

## 第 11 章 研究科委員会及び学部長会議

第 36 条 削除

第 37 条 削除

(研究科委員会)

第 38 条 研究科に研究科委員会を置き、研究科に所属する専任の教員をもって構成する。

2 研究科の研究科長は、教授である構成員より研究科委員会において選出する。

3 研究科長の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

(研究科委員会の審議事項)

第 39 条 研究科委員会は、学長が次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり、当該事項を審議し、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学（再入学を含む。）及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 教育課程の編成に関する事項

(4) 研究科長の選考に関する事項

(5) 研究科担当教員の選考に係る資格審査に関する事項

(6) 大学院学則又は本学諸規定のうち、教育研究に関する重要な規則の制定、改廃に関する事項

(7) 学生の表彰、懲戒に関する事項

(8) その他、学長又は研究科長が諮問した事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、次に掲げる学長及び研究科長（以下、「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 学生の休学、復学、退学及び除籍に関する事項

(2) 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関する事項

(3) 学生の単位修得に関する事項

(4) 学生の修学等に必要の助言・指導その他支援に関する事項

(5) その他、研究科の研究・教育に関する事項

(大学院の運営に関する審議・決定)

第 39 条の 2 前条第 1 項及び第 2 項に掲げる審議事項については、西九州大学学則第 44 条の学部長会議の議を経て、学長が決定する。

## 第 12 章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

(通則)

第 40 条 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生は、正規課程の学生の学修及び研究に妨げのない場合に限り入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第 41 条 学長は、大学院に開設する授業科目のうち特定の授業科目について履修することを志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に対し、その履修した授業科目について、試験その他の方法により成績を評価し、所定の単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第 42 条 学長は、他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、大学院に開設する授業科目のうち特定の授業科目について履修することを志願する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に対し、その履修した授業科目について、試験その他の方法により成績を評価し、所定の単位を与えることができる。

(研究生)

第 43 条 学長は、大学院において特定の事項について研究を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第44条 学長は、外国人で、当該大学院において教育を受け、研究する目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者がいるときは、研究科委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項外国人留学生に係る授業科目及び単位数は、第13条第1項から第2項に規定する授業科目のほか、別表2のとおりとする。

(補則)

第45条 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関し必要な事項は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

## 第13章 教育・研究指導施設、保健・厚生施設

(教育・研究指導施設)

第46条 大学院に講義室、研究室及び演習室を置く。

2 前項に定めるもののほか、本学の図書館、西九州大学グループ地域連携センター、西九州大学臨床心理相談センター、実験・実習室その他諸施設は、必要に応じ大学院学生の教育・研究指導のために利用することができる。

(保健・厚生施設)

第47条 大学院学生は、本学の保健衛生及び体育館等の諸施設を利用することができる。

## 第14章 雑則

(準用規定)

第48条 大学院の学生に関しては、この学則に定めるもののほか、西九州大学学則及び西九州大学の諸規程等の学生に関する規定を準用する。この場合において、「学部」あるいは「学科」とあるのは「研究科」と、「学部長」あるいは「学科長」とあるのは「研究科長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年10月16日)

この学則は、平成11年10月16日から施行する。

附 則 (平成12年3月18日)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月16日)

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年5月19日)

この学則は、平成13年5月19日から施行する。

附 則 (平成13年9月1日)

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

2 平成14年3月31日に在学するもの(以下「在学者」という。)授業料の額は、この学則による改正後の学則(以下「改正後の学則」という。)第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 在学者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表1(第12条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成13年12月15日)

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

2 平成14年3月31日に在学するものに係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表1(第12条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成14年3月16日)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 14 日）

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 12 月 23 日）

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 20 日）

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 7 日）

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日に在学するものに係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1（第 12 条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 18 年 12 月 16 日）

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 19 日）

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、この学則による改正後の学則第 12 条に規定する別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 20 年 1 月 31 日）

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日に在学するものに係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1（第 13 条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 21 年 2 月 26 日）

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 21 日に在学するものに係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表（第 13 条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 22 年 3 月 15 日）

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日に在学するものに係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表（第 13 条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 22 年 3 月 20 日）

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 19 日）

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 21 日）

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則第 13 条に規定する別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 24 年 3 月 17 日）

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1-1 から別表 1-4（第 13 条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 25 年 3 月 16 日）

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 19 日）

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度の収容定員は、この学則による改正後の第 8 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。



| 研究科名      | 専攻名          | 平成 26 年度 |
|-----------|--------------|----------|
| 健康福祉学研究所  | 健康福祉学専攻      | 12 名     |
| 生活支援科学研究科 | 健康栄養学専攻      | 2 名      |
|           | 健康福祉学専攻      | 3 名      |
|           | 臨床心理学専攻      | 4 名      |
|           | リハビリテーション学専攻 | 3 名      |

3 平成 26 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1-1 から別表 1-4（第 13 条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 25 年 12 月 14 日）

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 17 日）

- この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 27 年度から平成 28 年度までの健康福祉学専攻、子ども学専攻及び地域生活支援学専攻の収容定員は、この学則による改正後の第 8 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

| 研究科       | 専攻        | 平成 27 年度        |        | 平成 28 年度 |
|-----------|-----------|-----------------|--------|----------|
|           |           | 修士課程・<br>博士後期課程 | 博士後期課程 | 博士後期課程   |
| 生活支援科学研究科 | 健康福祉学専攻   | 3 人             |        |          |
|           | 子ども学専攻    | 4 人             |        |          |
|           | 地域生活支援学専攻 | 5 人             | 3 人    | 6 人      |

3 平成 27 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1-1 から別表 1-6（第 13 条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 27 年 3 月 14 日）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 18 日）

- この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 28 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 28 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則別表にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 28 年 3 月 12 日）

- この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 28 年度までの子ども学専攻、地域生活支援学専攻に在学する者に係る履修方法は、この学則による改正後の学則第 15 条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 28 年 12 月 18 日）

- この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 29 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1-4（第 13 条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 29 年 8 月 26 日）

この学則は、平成 29 年 8 月 26 日から施行する。ただし、第 39 条第 1 項第 5 号の規定については、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 12 月 17 日）

- この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 30 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1-2（第 13 条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 30 年 3 月 17 日）

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 17 日）

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年度の臨床心理学専攻及び子ども学専攻の収容定員は、この学則による改正後の第 8 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

| 研究科名      | 専攻名     | 平成 31 年度 |
|-----------|---------|----------|
| 生活支援科学研究科 | 臨床心理学専攻 | 9 名      |
|           | 子ども学専攻  | 7 名      |

附 則（平成 30 年 8 月 18 日）

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1-2、1-3、1-4、1-5、1-6（第 13 条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別表 1 - 1 健康栄養学専攻に係わる授業科目及び単位数（第 13 条第 1 項関係）

| 分野               | 授業科目            | 配当<br>年次 | 単位数 |    | 備 考   |
|------------------|-----------------|----------|-----|----|---|
|                  |                 |          | 必修  | 選択 |   |
| 共通               | 生活支援科学特論        | 1        | 2   |    | (履修方法)<br>必修科目 10 単位、選択科目<br>より 20 単位以上、合計 30 単<br>位以上修得すること。 |
| 基礎<br>分野         | 食品機能科学特論        | 1        |     | 2  |   |
|                  | 食品衛生学特論         | 1        |     | 2  |   |
|                  | 食品分析化学特論        | 1        |     | 2  |   |
|                  | 生理学特論           | 1        |     | 2  |   |
|                  | 基礎医学特論          | 1        |     | 2  |   |
|                  | 基礎栄養学特論         | 1        |     | 2  |   |
|                  | 自然環境科学特論        | 1        |     | 2  |   |
|                  | 公衆衛生学特論         | 1        |     | 2  |   |
| 展<br>開<br>分<br>野 | 実践栄養学特論         | 1・2      |     | 2  |   |
|                  | 臨床栄養学特論         | 1・2      |     | 2  |   |
|                  | 臨床栄養治療学特論       | 1・2      |     | 2  |   |
|                  | 栄養教育学特論         | 1・2      |     | 2  |   |
|                  | 地域栄養ケア活動特論      | 1・2      |     | 2  |   |
|                  | 栄養学研究法（情報処理を含む） | 1・2      |     | 2  |   |
| 研<br>究<br>演<br>習 | 特別研究            | 1～2      | 8   |    |   |
| 開講単位数            |                 |          | 10  | 28 |   |

別表1-2 臨床心理学専攻に係わる授業科目及び単位数（第13第1項関係）

| 分野      | 授業科目                                     | 配当年次 | 単位数 |    | 備考  |
|---------|--|------|-----|----|---|
|         |  |      | 必修  | 選択 |   |
| 共通      | 生活支援科学特論                                 | 1    | 2   |    | (履修方法)<br>必修科目 26 単位、展開分野<br>より 10 単位以上、合計 36 単<br>位以上修得すること。 |
| 基礎分野    | 臨床心理学特論Ⅰ                                 | 1    | 2   |    |   |
|         | 臨床心理学特論Ⅱ                                 | 1    | 2   |    |   |
|         | 臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）                 | 2    | 2   |    |   |
|         | 臨床心理面接特論Ⅱ                                | 2    | 2   |    |   |
|         | 臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）            | 1    | 2   |    |   |
|         | 臨床心理査定演習Ⅱ                                | 1    | 2   |    |   |
|         | 臨床心理基礎実習                                 | 1    | 2   |    |   |
|         | 臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅰ）                         | 2    | 1   |    |   |
| 臨床心理実習Ⅱ | 2  | 1    |     |    |   |
| 展開分野    | 心理学研究法特論                                 | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 臨床心理学研究法特論                               | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 教育心理学特論                                  | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 発達心理学特論                                  | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）             | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 臨床家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践） | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）               | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 老年心理学特論                                  | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 障害児（者）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）            | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 投映法特論                                    | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 心理療法特論                                   | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）              | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 臨床心理地域援助特論                               | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 産業・労働分野に関する理論と支援の展開                      | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 心の健康教育に関する理論と実践                          | 1・2  |     | 2  |   |
|         | 心理実践実習Ⅱ                                  | 1～2  |     | 5  |   |
| 心理実践実習Ⅲ | 1～2                                      |      | 4   |    |   |
| 演習      | 特別研究                                     | 1～2  | 8   |    |   |
| 開講単位数   |  |      | 26  | 39 |   |

別表1-3 リハビリテーション学専攻に係わる授業科目及び単位数（第13条第1項関係）

| 分野         | 授業科目           | 配当年次          | 単位数 |    | 備考   |
|------------|----------------|---------------|-----|----|--|
|            |                |               | 必修  | 選択 |  |
| 共通         | 生活支援科学特論       | 1             | 2   |    | (履修方法)<br>必修科目14単位、展開分野の自ら専攻する領域から3科目6単位以上、合計30単位以上修得すること。 |
| 基礎分野       | リハビリテーション研究法特論 | 1             | 2   |    |  |
|            | リハビリテーション総合演習  | 1             | 2   |    |  |
| 展開分野       | 身体機能障害領域       | 身体機能特論        | 1・2 | 2  |  |
|            |                | 高齢者身体機能支援特論   | 1・2 | 2  |  |
|            |                | 生涯発達支援特論      | 1・2 | 2  |  |
|            |                | 高齢者障害理学療法特論   | 1・2 | 2  |  |
|            |                | 中枢神経障害理学療法特論  | 1・2 | 2  |  |
|            |                | スポーツ健康支援特論    | 1・2 | 2  |  |
|            |                | 機能障害支援評価学特論   | 1・2 | 2  |  |
|            | 認知・精神機能障害領域    | 高次脳機能障害作業療法特論 | 1・2 | 2  |  |
|            |                | 認知症性障害作業療法特論  | 1・2 | 2  |  |
|            |                | 精神機能障害学特論     | 1・2 | 2  |  |
|            |                | 精神機能障害作業療法特論  | 1・2 | 2  |  |
|            | 生活機能障害領域       | 健康運動学特論       | 1・2 | 2  |  |
|            |                | 生活活動障害系理学療法特論 | 1・2 | 2  |  |
|            |                | 生活行為障害系作業療法特論 | 1・2 | 2  |  |
|            |                | 地域生活支援特論      | 1・2 | 2  |  |
| フィットセラピー特論 |                | 1・2           | 2   |    |  |
| 研究演習       | 特別研究           | 1～2           | 8   |    |  |
| 開講単位数      |                |               | 14  | 32 |  |

別表1-4 子ども学専攻に係わる授業科目及び単位数（第13条第1項関係）

| 分野      | 授業科目           | 配当年次 | 単位数 |    | 備考   |
|---------|----------------|------|-----|----|--|
|         |                |      | 必修  | 選択 |  |
| 共通      | 生活支援科学特論       | 1    | 2   |    | } いずれか1科目<br>2単位を修得  |
| 基幹分野    | 子ども学特論         | 1    | 2   |    |  |
|         | 子ども学実践演習Ⅰ（幼児期） | 1    |     | 2  |  |
|         | 子ども学実践演習Ⅱ（児童期） | 1    |     | 2  |  |
| 教育分野    | 幼児教育学特論        | 1    |     | 2  |  |
|         | 教育史特論          | 1    |     | 2  |  |
|         | 教育社会学特論        | 1    |     | 2  |  |
|         | 教育制度特論         | 1    |     | 2  |  |
|         | 教育心理学特論        | 1    |     | 2  |  |
|         | 発達心理学特論        | 1    |     | 2  |  |
|         | カリキュラム特論       | 1    |     | 2  |  |
|         | 学校マネジメント特論     | 1    |     | 2  |  |
|         | 特別支援教育特論       | 1    |     | 2  |  |
| 教科・領域分野 | 言語教育特論         | 1    |     | 2  | (履修方法)<br>必修科目12単位、選択科目は基幹、教育、教科・領域、支援の各分野から2単位以上を含む18単位以上、合計30単位以上修得すること。 |
|         | 社会科教育特論        | 2    |     | 2  |  |
|         | 環境教育特論         | 1    |     | 2  |  |
|         | 算数教育特論         | 1    |     | 2  |  |
|         | 造形教育特論         | 2    |     | 2  |  |
|         | 音楽教育特論         | 1    |     | 2  |  |
|         | 身体教育特論         | 1    |     | 2  |  |
|         | 子どもの創作表現特論     | 1    |     | 2  |  |
|         | 子どもの食育特論       | 1    |     | 2  |  |
|         | 子どもの保健特論       | 1    |     | 2  |  |
| 支援分野    | 学校ソーシャルワーク特論   | 2    |     | 2  |  |
|         | 児童家庭支援特論       | 1    |     | 2  |  |
|         | 障害児保育特論        | 1    |     | 2  |  |
|         | 子育て支援特別演習      | 2    |     | 2  |  |
|         | 子どもの臨床心理特別演習   | 1    |     | 2  |  |
| 研究演習    | 特別研究           | 1～2  | 8   |    |  |
| 開講単位数   |                |      | 12  | 52 |  |

別表1-5 地域生活支援学専攻(博士前期課程)に係わる授業科目及び単位数(第13条第1項関係)

| 分野       | 授業科目         | 配当年次 | 単位数 |    | 備考  |
|----------|--------------|------|-----|----|---|
|          |              |      | 必修  | 選択 |   |
| 共通       | 生活支援科学特論     | 1    | 2   |    | (履修方法)<br>必修科目10単位、選択科目より20単位以上、合計30単位以上修得すること。 |
| 基礎分野     | 地域生活支援学特論    | 1    |     | 2  |   |
|          | 地域生活支援実践研究   | 1    |     | 2  |   |
|          | 社会福祉学原理特論    | 1    |     | 2  |   |
|          | 地域社会組織特論     | 1    |     | 2  |   |
|          | 地域再生・創生特論    | 1    |     | 2  |   |
|          | 地域福祉特論       | 1    |     | 2  |   |
|          | 生活哲学特論       | 1    |     | 2  |   |
|          | 健康科学特論       | 1    |     | 2  |   |
|          | 生涯学習特論       | 1    |     | 2  |   |
| 生活支援政策特論 | 1            |      | 2   |    |   |
| 展開分野     | 高齢者福祉特論      | 1・2  |     | 2  |   |
|          | 介護福祉特論       | 1・2  |     | 2  |   |
|          | 医療福祉特論       | 1・2  |     | 2  |   |
|          | 精神保健福祉特論     | 1・2  |     | 2  |   |
|          | 障害者福祉特論      | 1・2  |     | 2  |   |
|          | 教育福祉特論       | 1・2  |     | 2  |   |
|          | 生涯スポーツ特論     | 1・2  |     | 2  |   |
|          | 健康スポーツ特論     | 1・2  |     | 2  |   |
|          | 地域支援スポーツ科学特論 | 1・2  |     | 2  |   |
| 研究指導     | 特別研究         | 1～2  | 8   |    |   |
| 開講単位数    |              |      | 10  | 38 |   |

別表1-6 地域生活支援学専攻(博士後期課程)に係わる授業科目及び単位数(第13条第2項関係)

| 科目区分  | 授業科目の名称                             | 配当年次 | 単位数 |    | 備考  |
|-------|-------------------------------------|------|-----|----|---|
|       |                                     |      | 必修  | 選択 |   |
| 原理分野  | 地域生活支援学特殊研究(1)地域生活支援学原理             | 1    | 2   |    | (履修方法)<br>必修科目 15 単位、原理分野及び展開分野から6単位以上、合計21単位以上を修得すること。 |
|       | 地域生活支援学特殊研究(2)地域社会における関係性の視点と枠組み    | 1    |     | 2  |   |
|       | 地域生活支援学特殊研究(3)地域社会における心理的諸問題の視点と枠組み | 1    |     | 2  |   |
|       | 地域生活支援学特殊研究(4)地域社会組織の視点と枠組み         | 1    |     | 2  |   |
|       | 地域生活支援学特殊研究(5)地域社会政策の視点と枠組み         | 1    |     | 2  |   |
| 展開分野  | 地域生活支援学特殊講義(1)地域創生人材育成の視点と方法        | 1・2  |     | 2  |   |
|       | 地域生活支援学特殊講義(2)地域社会組織化の視点と方法         | 1・2  |     | 2  |   |
|       | 地域生活支援学特殊講義(3)地域高齢者支援の視点と方法         | 1・2  |     | 2  |   |
|       | 地域生活支援学特殊講義(4)地域障がい者支援の視点と方法        | 1・2  |     | 2  |   |
|       | 地域生活支援学特殊講義(5)地域健康支援の視点と方法          | 1・2  |     | 2  |   |
|       | 地域生活支援学特殊講義(6)地域スポーツ支援の視点と方法        | 1・2  |     | 2  |   |
| 演習    | 地域生活支援研究演習                          | 1・2  | 1   |    |   |
| 特別演習  | 特別研究Ⅰ                               | 1    | 4   |    |   |
|       | 特別研究Ⅱ                               | 2    | 4   |    |   |
|       | 特別研究Ⅲ                               | 3    | 4   |    |   |
| 開講単位数 |                                     |      | 15  | 20 |   |

別表2 大学院外国人留学生に係る授業科目及び単位数(第44条第2項関係)

| 分野   | 授業科目           | 授業年次 | 単位数 |    | 備考                   |
|------|----------------|------|-----|----|----------------------|
|      |                |      | 必修  | 選択 |                      |
| 研究支援 | 日本語による研究支援(基礎) | 1    |     | 1  | 各専攻の修了要件<br>単位と認めない。 |
|      | 日本語による研究支援(応用) | 1    |     | 1  |                      |



## 西九州大学大学院生活支援科学研究科規程

(趣旨)

第1条 西九州大学大学院生活支援科学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、西九州大学大学院学則（平成11年4月1日制定）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(単位の基準)

第2条 各授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

- (1) 講義については、教室内における1時間の講義に対して、教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習については、教室内における1時間の演習に対して、教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の演習をもって1単位とする。ただし、授業の方法に応じ、毎週2時間15週の演習をもって1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、特別研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、別に単位数を定める。

(単位修得の認定)

第3条 単位修得の認定の方法は、試験、論文、その他の方法によるものとし、その方法については、授業科目の担当教員が決める。

2 他の大学院において履修し修得した単位の認定は、大学院学則別表1-1から別表1-6に掲げる授業科目の教育内容との同一性について、研究科委員会で審議し、決定する。

(成績の判定)

第4条 成績評価の表示は、A・B・C・Dとし、A・B・Cを合格とし、Dは、不合格とする。

2 前項の成績評価は、次の基準によるものとする。

- (1) A 80点以上
- (2) B 70点以上80点未満
- (3) C 60点以上70点未満
- (4) D 60点未満

(指導教員)

第5条 学生の専攻分野の研究を指導するため、学生ごとに研究指導教員の中から指導教員を決定する。

2 学生は、指導教員から、履修科目の選択及び修士論文又は博士論文の作成、その他について研究指導を受けるものとする。

3 学生は、前項で定めた指導教員を、研究科長に申告しなければならない。

4 指導教員の申告に際し、学生はあらかじめ当該教員の内諾を得ておかななければならない。

5 指導教員の決定は、研究科委員会において行う。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月19日）

この規程は、平成13年5月19日から施行する。

附 則（平成22年3月20日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月7日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月14日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 西九州大学修士論文申請に関する内規

(修士論文題目届)

- 1 修士論文の題目届は、入学年の9月30日(当日が休日等の場合は指示された日)までに指導教員の承認を得て、教務課に提出しなければならない。

(修士論文題目変更届)

- 2 修士論文の題目を変更する場合は、指導教員の承認を得て、修士論文題目変更届を教務課に提出しなければならない。

(修士論文の提出期限)

- 3 修士論文は学位申請書を添えて、2月1日(当日が休日等の場合は指示された日)までに研究科長に提出しなければならない。

(修了を延期した者の修士論文提出)

- 4 修士課程の修業年限2年を経過しても修士論文を提出しなかった者については、修士論文に学位申請書を添えて、次の期日(当日が休日等の場合は指示された日)までに研究科長に提出し、審査を受けることができる。ただし、在学年限4年を超えて審査を受けることはできない。

前期 7月10日

後期 2月1日

(修了を延期した者の修了日)

- 5 前項の規定により、審査を受け合格した者で、修士課程を修了した者の修了日は次のとおりとする。

前期 9月末日

後期 3月末日

(修了を延期した者の学納金等)

- 6 修了を延期した者は、所定の学納金等を納入しなければならない。

附 則 (平成12年9月21日)

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

## 西九州大学大学院臨床心理学専攻に関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、西九州大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第7条第3項の規定に基づき、臨床心理学専攻(以下「本専攻」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(学内実習施設)

- 第2条 西九州大学大学院の臨床心理実習施設として、西九州大学佐賀キャンパスに臨床心理相談センターを置く。

- 2 臨床心理相談センターの運営及び業務に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

- 第3条 この規程に定めるもののほか、本専攻に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月12日)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 28 日）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 16 日）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 4 日）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 7 日）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 13 日）

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 2 条の規程は、前項の規程に関わらず、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 8 月 11 日）

この規程は、平成 26 年 8 月 11 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 2 月 20 日）

この規程は、平成 29 年 2 月 20 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 15 日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 公認心理師国家試験の受験資格取得に関する履修内規

(趣旨)

第1条 この内規は、西九州大学大学院学則（平成11年4月1日制定）第17条第1項に定める公認心理師国家試験の受験資格取得に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 公認心理師国家試験の受験資格を得ようとする者は、入学する前までに、公認心理師法施行規則第1条に定める、公認心理師となるために必要な科目を修得し、卒業しておかなければならない。

(履修方法)

第3条 別表に示す所要の授業科目及び単位数を修得しなければならない。

附 則（平成29年11月16日）

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

別表 公認心理師国家試験の受験資格に係る授業科目及び単位数(第3条関係)

| 学 科 目   | 授 業 科 目                                  | 必 修 | 選 択 | 備 考       |
|---|--|-----|-----|-----------|
| 大<br>学<br>院<br>に<br>お<br>け<br>る<br>公<br>認<br>心<br>理<br>師<br>と<br>な<br>る<br>た<br>め<br>に<br>必<br>要<br>な<br>科<br>目 | 臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）                 | 2   |     | } 450時間以上 |
|   | 臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）            | 2   |     |           |
|   | 犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）             | 2   |     |           |
|   | 臨床家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践） | 2   |     |           |
|   | 精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）               | 2   |     |           |
|   | 障害児（者）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）            | 2   |     |           |
|   | 学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）              | 2   |     |           |
|   | 産業・労働分野に関する理論と支援の展開                      | 2   |     |           |
|   | 心の健康教育に関する理論と実践                          | 2   |     |           |
|   | 臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅰ）                         | 1   |     |           |
|   | 心理実践実習Ⅱ                                  | 5   |     |           |
| 心理実践実習Ⅲ   | 4  |     |     |           |
| 公認心理師国家試験受験資格取得必要単位数  |  | 28  |     |           |

## 心理実践実習に関する履修内規

(趣旨)

第1条 この内規は、心理実践実習に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 実習を行う学生は大学院生活支援科学研究科臨床心理学専攻修士課程に在籍していること。

(心理実践実習の許可)

第3条 前条の規定を充たす者は、臨床心理学専攻会議を経て実習を行うことを許可される。ただし、次の各号の一に該当する者は、心理実践実習を許可しない。

- (1) 心理実践実習費を納入していない者
- (2) 大学の指示する条件を満たした個人損害賠償保険に加入していない者
- (3) 臨床心理学専攻会議で、本人の性行（生活態度・学習態度等）において心理実践実習を行うに不適当とみなした者

(心理実践実習の時期及び時間数)

第4条 心理実践実習は、公認心理師法施行規則第3条第3項の規定に基づき、本学臨床心理相談センターを含む文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設（告示第5号）において行うものとし、学外実習の実施時期については、実習先と調整の上決定する。

2 心理実践実習の時間は、450時間以上とする。また、実習において担当するケースに関する実習時間は270時間以上（うち、学外実習施設における当該実習時間は90時間以上）とする。

(履修方法)

第5条 心理実践実習は、次表に示す履修方法により行うものとする。

表 心理実践実習における履修方法

| 授業科目                 | 単位数 | 実習時間  | 配当年次   | 実習施設  |
|----------------------|-----|-------|--------|---|
| 臨床心理実習Ⅰ<br>(心理実践実習Ⅰ) | 1単位 | 45時間  | 2年通年   | 公認心理師法施行規則第3条第3項の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設（告示第5号） |
| 心理実践実習Ⅱ              | 5単位 | 225時間 | 1・2年通年 |   |
| 心理実践実習Ⅲ              | 4単位 | 180時間 | 1・2年通年 |   |

附 則（平成29年11月16日）

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

## 西九州大学大学院教職課程（専修免許）履修規程

（趣旨）

第1条 この規程は、西九州大学大学院学則（平成11年4月1日制定）第17条第2項及び第3項に定める小学校教諭専修免許状及び幼稚園教諭専修免許状（以下「専修免許状」という。）を取得しようとする者の履修方法について定めるものとする。

（基礎資格）

第2条 専修免許状を取得しようとする者は、原則として入学する前までに該当する校種の一種免許状を取得しておかなければならない。

2 本大学院において修士の学位を取得しなければならない。

（履修方法）

第3条 授業科目は、専修免許状の種類に応じて別表1ならびに別表2に示す所定の授業科目及び単位数を修得しなければならない。

附則（平成27年2月12日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成30年2月15日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規程による改正後の規程第3条に規程する別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

**別表1 小学校教諭専修免許状に係る授業科目及び単位数(第3条関係)**

| 学科目          | 授業科目             | 必修             | 選択 | 備考 |  |
|--------------|------------------|----------------|----|----|--|
| 大学が独自に設定する科目 | 教科及び教科の指導法に関する科目 | 言語教育特論         |    | 2  | 選択科目より<br>20単位以上選択<br>必修（うち※印<br>の6科目から2<br>科目4単位以上<br>選択必修） |
|              |                  | 社会科教育特論        |    | 2  |  |
|              |                  | 環境教育特論         |    | 2  |  |
|              |                  | 算数教育特論         |    | 2  |  |
|              |                  | 造形教育特論         |    | 2  |  |
|              |                  | 音楽教育特論         |    | 2  |  |
|              |                  | 身体教育特論         |    | 2  |  |
|              | 教育の基礎的理解に関する科目   | 子ども学特論         | 2  |    |  |
|              |                  | 教育史特論          |    | 2  |  |
|              |                  | 教育社会学特論        |    | 2  |  |
|              |                  | 教育制度特論         |    | 2  |  |
|              |                  | 教育心理学特論        |    | 2  |  |
|              |                  | 発達心理学特論        |    | 2  |  |
|              |                  | カリキュラム特論       |    | 2  |  |
|              |                  | 学校マネジメント特論     |    | 2  |  |
|              |                  | 特別支援教育特論       |    | 2  |  |
|              |                  | 子どもの臨床心理特別演習   |    | 2  |  |
|              | 教育実践に関する科目       | 子ども学実践演習Ⅱ（児童期） | 2  |    |  |
|              | 専修免許状取得必要単位数     |                |    |    |  |

別表2 幼稚園教諭専修免許状に係る授業科目及び単位数(第3条関係)

| 学科目          |                    | 授業科目       | 必修 | 選択 | 備考  |
|--------------|--------------------|------------|----|----|---|
| 大学が独自に設定する科目 | 領域及び保育内容の指導法に関する科目 | 子どもの創作表現特論 |    | 2  | ※<br>選択科目より20単位以上選択必修(うち※印の7科目から3科目6単位以上選択必修) |
|              |                    | 子どもの食育特論   |    | 2  |   |
|              |                    | 子どもの保健特論   |    | 2  |   |
|              | 教育の基礎的理解に関する科目     | 子ども学特論     | 2  |    |   |
|              |                    | 幼児教育学特論    |    | 2  |   |
|              |                    | 教育史特論      |    | 2  |   |
|              |                    | 教育社会学特論    |    | 2  |   |
|              |                    | 教育制度特論     |    | 2  |   |
|              |                    | 教育心理学特論    |    | 2  |   |
|              |                    | 発達心理学特論    |    | 2  |   |
|              |                    | カリキュラム特論   |    | 2  |   |
|              |                    | 学校マネジメント特論 |    | 2  |   |
|              |                    | 特別支援教育特論   |    | 2  |   |
|              |                    | 障害児保育特論    |    | 2  |   |
| 子どもの臨床心理特別演習 |                    | 2          |    |    |   |
| 教育実践に関する科目   | 子ども学実践演習Ⅰ(幼児期)     | 2          |    |    |   |
| 専修免許状取得必要単位数 |                    |            |    |    | 24単位  |

# 西九州大学大学院長期履修規程

(趣的)

第1条 この規程は、西九州大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第15条の3の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、大学院学則第9条及び第9条の2に規定する標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）で修了することが困難であると認められる者とする。ただし留学生は対象としない。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に当たる必要があるため、修学、研究の時間が制限される者
- (3) その他、学長が相当と認めた者

(履修期間)

第3条 長期履修の期間は、大学院学則第9条及び第9条の2に規定する在学年限の範囲内で、1年単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 修士課程・博士前期課程にあつては、3年または4年
- (2) 博士後期課程にあつては、4年、5年または6年

2 休学期間は、前項の期間に算入しない。

(申請手続)

第4条 長期履修を希望する者は、入学試験出願時に「長期履修申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、研究科長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1号の該当者  
在職証明書又は在職が確認できる書類
- (2) 第2条第2号又は第3号の該当者  
当該事実もしくは事情を証する書類又は申立書

2 第1項の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(履修期間の短縮)

第5条 長期履修を認められた者（以下「長期履修生」という。）が、在学中に申請事由が消滅した場合は、必要な単位を修得していることを条件として、1回に限り当該期間の短縮（長期履修の取り止めを含む。）を申請することができる。

2 前項の短縮を希望する場合は、指導教員の承認を得て、長期履修期間短縮申請書（様式第2号）を希望する修了予定年度の1月末日までに研究科長に申請しなければならない。

3 第1項の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(長期履修の期間延長)

第6条 長期履修の期間は、延長することができない。

(長期履修生の授業料等)

第7条 長期履修生の授業料等は、大学院学則第30条の3の規定により納付するものとする。

2 第5条の規定により長期履修の期間の短縮が認められたときは、第1項の規定により授業料等の額を再計算するものとする。なお、再計算の結果、授業料等の納付総額に不足が生じた場合は、短縮を認められた年度の指定された期間に不足額を納付するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、研究科委員会及び学部長会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年3月2日から施行する。



---

2019年度  
**学 生 便 覧**

発行 2019年4月1日

**西九州大学**

印刷 株式会社 昭和堂

神埼キャンパス／〒842-8585 佐賀県神埼市神埼町尾崎4490-9

T E L (0952)52-4191(代) F A X (0952)52-4194

佐賀キャンパス／〒840-0806 佐賀県佐賀市神園3丁目18-15

T E L (0952)31-3001(代) F A X (0952)31-3003

小城キャンパス／〒845-0001 佐賀県小城市小城町176-27

T E L (0952)37-0249(代) F A X (0952)37-0259

<http://www.nisikyu-u.ac.jp>

---



# 西九州大学

## Time Schedule

1時限 08:50▶10:20

2時限 10:30▶12:00

## Lunch Time

3時限 13:00▶14:30

4時限 14:40▶16:10

5時限 16:20▶17:50

学部  
研究科

学科  
専攻

学籍番号

|                      |                      |                      |                      |                      |                      |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|

氏名